

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1032	令和3年3月24日	令和3年4月16日	年金受給について	亡くなった後の諸々の手続きを地方でもなるべくまとめた場所で行うようにしてほしい	地方に居住しています。父が亡くなった時、年金の手続きをするにあたり市役所で必要な書類を受け取り、さらに車で30分くらいの場所まで行き手続きをしました。まだ若い人いる家庭はネットワーク経由いけますがお年寄りだけの家庭だと地方には足らない大変です。給与所得者の場合徴収する時は簡単に徴収されるのに受け取りの時だけ手前がかかるのはいかがなものか。今後高齢者が多くなる中是非改善して頂きたい。一ヶ所ですでどか、地方でも配慮して頂きたいと思います。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(2019年12月20日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続を見直し、遺族が行う手続を削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口において、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。	該当なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する。「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始いたしました。引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、将来的にマイナンバー等を活用し、マイナンバーカードを用いてオンラインで死亡に関する手続きが完結する仕組みの構築に向けた検討もいり、遺族の負担軽減に向けた取組みを行ってまいります。この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
1033	令和3年3月24日	令和5年4月26日	マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限	マイナンバーカードの有効期限と電子証明書の有効期限を統一してほしい。	マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日。一方、電子証明書の有効期限は発行日から5回目の誕生日になっています。なぜ、同じにしないのでしょうか？5回目か10回目かに統一すべきではないでしょうか？更新依頼通知も1本化できて、業務効率ができるのではないかと思います。ただ、カード発行と電子証明書発行の所管部門が違っていると、こういう発想はないのかもしれませんが。	個人	総務省	番号509の回答をご参照ください。				
1034	令和3年3月24日	令和3年4月16日	マイナンバーと健康保険	デジタル化を進める上で、マイナンバーカードと健康保険の合体は必要と思います。高齢の祖父母や両親の、若い時の病歴、怪我歴、手術歴、投薬歴、やアレルギー等、本人が認知や意識不明になって答えられなくなった場合、問診票や同意書、入院手続き等、きちんとした回答をする事が出来ない。入院、退院、病院が変わる度々、同じように書類手続きがおおすぎる。家族も毎回負担ですが、現場の医療関係者の負担はもっと大変かと思っています。生まれた時からの健康カード管理体制で、いつ、どこで、事故や病気なっても分かるようにするべきだと思います。	実際に親の入院退院手術の繰返して、何度も実感したから。	個人	厚生労働省	番号704の回答をご参照ください				
1035	令和3年3月24日	令和3年4月16日	登記簿原本はホームページ上の確認で良いのでは？	登記簿は既に法務局のホームページで確認できます。そのコピーも電子文書でいただけます。また、法人のマイナンバーは公開されているので、ネット上から記載事項を確認出来れば、それで良いのではと思います。もしくは、ネット上からのDLに認証を要する仕組みに変えれば、相当な工数の削減になると思います。	会社を経営していると、携帯電話の契約変更一つにも登記簿原本の提示求められます。しかも発行3ヶ月以内という期限付きの紙文書です。こういったことは官民問わずあります。法務局のホームページ上の確認できるのに、法務局で実際に発行された紙文書でないダメということに大変不便を感じます。法務局の窓口の職員は派遣会社からのパートさんで、相談も権限もありません。また、同一都道府県内でない発行できません。印鑑証明は画像の照合という役割があると思いますが、登記簿はただのデータです。地方の法務局長の認証だけを取るために、わざわざ足を運ばせるとするのは、官の権威主義の名残ではないでしょうか？	個人	法務省	商業法人登記手続においては、登記事項証明書の請求をオンラインで行うことができます。同一都道府県内でない発行されないということもありません。また、インターネット上で登記記録を閲覧することができます(登記情報提供サービス)。	商業登記法第10条、電気通信回線に関する法律第4条	その他	登記事項証明書は、オンラインで交付を請求することができるため、法務局の窓口を訪問し申請書を提出することなく請求・取得することができます。また、登記事項証明書は、登記記録に記録された内容を公示し、証明することにより、商号、会社等に係る信用の維持を図り、もって取引の安全と円滑に資するものですが、登記官が証明したデータの不正な編集をデータ取得者が行うことにより、その機能が損なわれることとなります。そのため、インターネット上で登記記録を閲覧することができるサービス(登記情報提供サービス)に、登記官が証明を付して証明書として提供することは困難です。なお、行政機関等へのオンライン申請等をする場合において、登記事項証明書を添付する代わりに、登記情報提供サービスにより取得した照会番号を利用することができる場合もあります。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1036	令和3年3月24日	令和3年5月24日	療育手帳の法制化	療育手帳は法令でなく、通知による規定しか存在しない唯一の障害者手帳である(療育手帳・療育手帳制度について(昭和四十八年九月二十七日)(発見第一五六号)、療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日)(発見第七二五号)、身体障害者手帳、身体障害者福祉法、精神障害者保健福祉手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)、これによって不利益が生じる場合がある以上、療育手帳を法制化し、判定基準や等級の全国的な統一を図られることが求められる。	上記のように、法的位置付けのない療育手帳の運用主体は都道府県であり、これによって療育手帳は都道府県独自の制度となっている。都道府県を跨ぐ居住地の移動のあった者には、新たな居住地で再度の検査が必要となる場合があったり、ほぼ同様の検査結果であるにもかかわらず等級が変更になるなど、障害者福祉の地域格差とも言われる状況がおおよそ半世紀経置されているが、これは、他の障害者手帳ではまず起こり得ないことであり、療育手帳のみ異なる存在であるといえる。都道府県が所管している以上、療育手帳が転居の際に等級変更の不安を感じる設計となっており、これは憲法が第22条で規定するところの居住・移転の自由を、知的障害を有する者に対して認めないのも同義であると考えられかねないものである。以上のことより、療育手帳を法制化し、身体障害者手帳にあるような厳密な区分が国によって設定されることが望まれる。それによって、全国において等級や判定基準が統一され、転居の際に等級が変更となる、再度の検査が必要となるなどの不利益を生じさせにくくすることが望まれる。	個人	厚生労働省	療育手帳制度については、国で法定化し、統一な基準を作るべきということについては、現在、知的障害の定義として確立された統一なものがなく、画一的な基準の作成が困難であること、仮に国が統一な基準を示すとした場合、これまで自治体の判断で交付してきた者が交付されなくなる場合も考えられ、慎重な検討が必要であると考えています。	療育手帳制度について(昭和四十八年九月二十七日)(発見第一五六号)、療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日)(発見第七二五号)、転居に伴う療育手帳の取り扱ひの留意事項について(平成五年六月二十二日)(発見四二号)	その他	統一な判定基準の作成を検討する調査研究を実施しております。 ・知的障害の認定基準に関する調査研究(平成30年度障害者総合福祉推進事業) ・療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究(令和元年度障害者総合福祉推進事業) ・療育手帳に係る統一な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究(令和2・令和3年度 障害者政策総合研究事業) なお、「転居に伴う療育手帳の取り扱ひの留意事項」について(平成五年六月二十二日)発見四二号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知)を発生し、転居の場合における取扱いについて自治体へ周知しております。	△
1037	令和3年3月24日	令和3年5月24日	フグ処理者免許の全国統一	安部政権下の規制改革推進会議で、フグ産業界の境域により事業が紹介されたが、放置されたままでの経過。都道府県別のフグ処理者免許を全国統一する。目的は、(1)フグ食安全リスクの都道府県格差を無くす(食の安全規制改革)、(2)免許保有者の都道府県間での転居・職場移動等を可能にする(商業・職業活動規制改革)、(3)海外輸出を可能にする(商業活動規制改革)。	理由 (1)フグ食の安全リスクが都道府県間で異なる。一食の安全リスクと商業活動の障害。 (2)フグ処理者の知識と技能が都道府県間で異なる。原因: 都道府県間で免許認定方式が異なる。一食の安全リスクと商業活動の障害。 (3)フグ処理者が、全国統一で、最新の「食の安全」知識-最新フグ水産学知識を保有するか否かの、同知識保有の有無を確認する制度の欠如。海水環境の変化等によるフグ生態変化、両性具有個体や交雑種の出現等。一食の安全リスク。 (4)中国や韓国からの輸入フグに対するフグ処理者の差別知識・技能の欠如。特に養殖フグの飼料に混ぜる薬物-一食の安全リスク。 (5)フグ処理者免許が都道府県ごとに異なり、統一の更新制度がない。「一食の安全リスク」。 (6)フグ輸出不可。海外の輸入国が日本のフグ食品安全を認めない。理由: 都道府県間でのフグ取扱規制格差に対し、日本のフグ処理者統一法規制の欠如。 (7)フグ誤経別や誤処理のリスクが宅配等で全国に拡散する。一食の安全リスク。 厚労省は、以上の事実を承知して、食品衛生法改定で、改革に取り組んだが、結果は旧規制の修正に終わった。多数のフグ中毒事故が発生した場所、処理当事業者と行政責任が法的に争われる可能性が高い。外国人中毒の場合、国際問題化する可能性がある。フグ取扱い特別措置法制定が必要である。	個人	厚生労働省	ふぐに係る規制については、従前、厚生労働省通知に基づき、都道府県等が条例等によりふぐに係る規制を定め、運用してきましたが、平成30年6月に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)の施行に伴い、ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確にし、ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化に資することを目的として、国内関係者の状況、都道府県等の現状等を勘案しつつ、実効性のある仕組みを検討しました。 具体的には、令和元年10月にふぐ処理者の認定基準を取りまとめ、さらに、令和2年5月に都道府県等において定めるべき事項を指針として整理し、関係条例等の見直しを都道府県等に通知しました。また、ふぐの処理については、都道府県知事等が認めるふぐ処理者に処理させるか又はふぐ処理者の立会いの下に行わせなければならぬ、と令和2年6月1日に施行された食品衛生法施行規則に規定しました。これにより、都道府県等間のふぐ処理者の資格差を是正するとともに、ふぐ処理者の認定基準を輸出要件として提示し、ふぐの輸出解禁協議を進めています。 なお、ふぐ処理者については、現在、都道府県等が地域の現状を踏まえて条例等を整備し、監視指導を実施していること及びふぐ処理者が提供したふぐによる食中毒がほとんど発生していないことを考慮の上、ふぐ処理者を認定する際の基準の平準化を進めているところでです。	食品衛生法第50条の2第1項 食品衛生法施行規則第66条の2及び別表17	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。 厚生労働省では、令和3年度を目標に、都道府県等におけるふぐ処理者の認定要件の見直し状況及び都道府県等間のふぐ処理者の受入状況について調査を行い、公表する予定としており、これらも踏まえ、引き続き都道府県等間の格差是正、輸出解禁協議等を進めていきます。	
1038	令和3年3月24日	令和3年4月16日	大型ドローン事業の新規参入規制の撤廃	ドローンは市場や技術が急速に発展しつつあり、新規参入が相次いでいる成長分野であるが、わが国の航空機製造事業法施行規則によって、大型の総重量150kgを超えるドローンの製造事業は経済産業大臣の許可が必要とされている。本来は航空法により機体の安全を規制するべきものであり、事業参入は規制すべきではなく、世界にも例がない。我が国のドローン産業活性化を阻害するこの規制は可及的速やかに廃止すべきである。	ドローンによる物流の合理化は、「空の産業革命」においても大きな効果が期待されている分野であり、官民でこれまで実証実験、国家戦略特区などにより推進してきたところである。これまでは比較的技術的に容易な小型機による配送事業の可能性が造られ一部はすでに社会実装され始めている。一方重量物を運ぶ輸送用の大型機の開発は技術的にも課題が大きく資金もかかるが、すでに10社が開発を表明しており、既に150kgを超える大型機の実験を始めた事業者もある。世界的にも大型物流ドローンの開発は競争状態にあり、欧州政府が本年発表した新しい規制案では総重量900kgまでのドローンの範囲とすることが示されている。わが国の大型ドローンの参入規制は、開発者にとっては事業リスクであり、また資金提供者は事業の不確定要素の一つと評価する。特に海外企業にとっては我が国の参入の大きな障壁と見做し、投資意欲を妨げる要素である。これが撤廃されれば大型ドローン事業への新規参入および開発は加速される可能性が高い。大型ドローンは所謂「空飛ぶ車」と呼ばれる。小型垂直離着陸航空機の基礎をなすものであり、欧米政府は次世代航空機の世界を開く重要な技術と位置付けている。「空飛ぶ車」は我が国ですでに7社が、世界では約200社が研究開発を進めている。しるかに、わが国の航空機製造事業法では、この事業についても参入規制の対象としている。わが国の次世代航空機産業の進展のためにも、まずは大型ドローン参入規制は廃止すべきである。	個人	経済産業省	航空機製造事業法では生産技術の向上等を目的として、高い技術が必要とする大型の無人航空機を含む航空機等の製造事業について、法第2条の2に基づき経済産業大臣の許可を必要としています。また、航空機製造事業法施行令第1条において、許可を必要とする無人航空機を総重量150kg以上のものと規定しています。	航空機製造事業法第2条の2 航空機製造事業法施行令第1条	検討を予定	航空機製造事業法において、総重量150kg以上の無人航空機の製造事業について許可を必要としているのは、総重量が重くなるほど高度な技術が必要となり、製造事業者が機体製造の技術を有しているか等の確認の観点から許可制としているものです。また、規制が必要となる高度な航空機制御技術等を要する無人航空機の重量が概ね200kg以上である実態や、今後の軽量化の可能性なども勘案し、平成26年に施行令第1条において総重量150kg以上と規定しました。地方、御指摘のような社会実装に向けた実証実験をはじめとする、無人航空機の製造事業への新規参入や機体の開発が加速していく可能性があると認識しております。今後、具体的な政策ニーズや、機体の製造技術の発展状況等を見極めながら、必要な規制の在り方を検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1039	令和3年3月24日	令和3年4月16日	二重国籍の容認	二重国籍の保持を可能にする。 特に、生来二重国籍者の他国籍離脱努力規定を廃止する。	今、コロナ禍を通して日本国籍を持つ市民と持たない市民の扱いが大きく異なることが明確になった。 https://note.com/olga_tokyo/n/nd1ceb650a70 昨今、日本も多様化が進み、商観あるいは片方が外国籍の子などが存在するが人生における様々な事情から日本国籍を持たない選択をせざるを得ないことも多い。日本の習慣において、この選択は不要に不利を生まず、人道的にも非常に良い制度となっていることが明らかになったことから、二重国籍容認による解決を提案したい。 二重国籍に容認要件として他国籍の登録を義務付けることで二重国籍者の管理が容易にできることや、入出国においても多重国籍前提の管理が可能である。 また、生来多重国籍者以外に視点を広げると日本の人口減少局面において、日本国籍保有者を増やすため、日本国籍取得のハードルを下げつつ、日本語能力要件を厳しくすることで日本文化の維持にもつながりやすい。 多重国籍者は複数の国から利益を得るフリーライダーとしての批判もあるが、同時に複数国家に対して義務を負うことになるし、年金や保険等は条約の締結が進んでいる。 保安上リスクのある国家との多重国籍者についても警察権の行使などにおいて国籍を理由に拘束等をかけられない実態上、多重国籍を認め、登録を義務付ける方が有効な管理実現につながる。	個人	法務省	日本の国籍法は、基本的に国籍唯一の原則を理念としており、無国籍及び重国籍の発生はできる限り防止し、解消を図るよう努めることとされている。 国籍法上、重国籍である者は、原則として、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択する義務があります(第14条第1項)(民法の改正による成年年齢の引下げにより、令和4年4月1日以降は、重国籍となった時が18歳に達する以前であるときは20歳までに、その時が18歳に達した後であるときはその時から2年以内となります。)	国籍法	対応不可	重国籍者は、同時に二以上の国家に所属することから、各国のその者に対する外交保護権の衝突により国際的摩擦が生じるおそれがあり、また、所属する各国から課せられる兵役、納税等の義務が衝突し、不測の事態を惹起するおそれもあります。さらに、重国籍者は各国に別人として登録されることができると、各国において別人と結婚するなど、身分関係に混乱が生じるおそれがあります。 このような理由から、日本の国籍法では「人はいずれかの国籍を有し、かつ、一國のみの国籍を有すべきである」という国籍唯一の原則の立場を採っており、現行の制度は適正なものであると考えます。	
1040	令和3年3月24日	令和3年4月16日	海外製無線機器の国内使用について	海外製の無線機器を国内で使用する場合においては、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和56年11月21日郵政省令第67号)に課されており、改めて技術基準適合証明を取得しなければなりません。海外製の携帯電話、Bluetooth、Wi-Fi等の機器を輸入、販売、使用する際の障壁となっており、事実上二重承認となっている本規則の改定、撤廃を希望します。具体的には海外で取得された規格を国内でも認め、未届けで使用できることを希望します。	海外製無線機器の国内使用については、特に規制改革が行き届いていないと感じる部分であり、ぜひこの機会に再考頂きたいところです。 海外の規格として、CE やFCCなどの規格取得をしているものの、技術基準適合証明(以下技術)を取得していないものは国内で使用することが出来ません。特定の無線帯域に限っても良いので、これらの規格を技術の代替と認めることで本問題は解決することを望みます。 現在実験のための特例承認という制度がありますが、そもそも特例で承認できるならば、普通に承認しても良いはずで、その意義については疑問を呈するところです。 無線における規制の意義については、大きく二つあると理解しています。一つは帯域外不要放射、もう一つはスプリアス放射です。海外の規格でも同等の測定をしている関係から、積極的に代替を採用すべきと考えます。 日本は人口が密集しているなどの特殊性を持ち出されるかもしれませんが、特に小電力においてはその影響は軽微と考えます。 本規制があることで海外製の機器の選択の幅が狭まり、国内での価格が上昇しやすくなるなどの弊害が発生しております。本規制を改定、撤廃することで、実験、教育用途に簡便に採用することが出来、国内科学技術の一層の振興が期待できます。	個人	総務省	日本のみならず、世界各国では、当該国内で利用できる無線機器について技術基準を定めた上、当該国の法律に基づき機器の適合性を証明し、その旨をマークによって表示することで、利用可能とするという制度を定めています。米国ではFCCマーク、欧州ではCEマークとなり、それぞれにおいて、当該国の技術基準に適合することを確認するなど当該国の制度に従った手続きを、表示等を行う必要があります。例えば、日本において技術基準適合性が証明され、それが他国の基準と一致した機器であったとしても、当該国の制度に基づき求められる手続や表示等を行わない限り、当該国で利用可能とはなりません。 これは、無線通信に関する周波数の割当状況や求められる技術的な要件が各国ごとに異なることや通信妨害や混信等を防ぐため、他国の法制度に依存せずに、自国の規律を定め、管理を行うことが必要であるためです。 なお、総務省では、先進的な海外製品の流通を促進するため、日本で技術基準が定められていない無線機器であっても、外国認証(FCC ID、CEマーク)があり、180日以内の短期間の実験等の目的に限りその使用を認める特例制度を設けていますが、これは、制度利用者が、用途、周波数その他の条件が本制度の対象範囲であることを届け出るといった一定の管理の下、混信の危険を回避するための環境を確保した上で実施する特例措置として位置付けられているものです。	電波法 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	◎
1041	令和3年3月24日	令和3年5月24日	必要書類から戸籍謄本を除外してほしい	年金手続き(加給年金)で配偶者との続柄を確認するために戸籍謄本が必要書類に含まれているが、住民票で確認が可能な内容であれば、戸籍謄本は免除してほしい。	本籍地が離れた場所にあると謄本の取得手続きが大変である。	個人	厚生労働省	厚生年金の被保険者期間が20年以上ある場合であって、老齢厚生年金の受給権が発生した時点等において自らによって生計維持されていた65歳未満の配偶者等がいる場合には、老齢厚生年金等に加給年金額が加算されます。 この場合の配偶者等であるかどうかの確認は、親族的身分関係を公証する戸籍抄本又は戸籍謄本によって行っています。	厚生年金保険法第44条、第50条の2 厚生年金保険法施行規則第30条第2項、第44条第2項	対応不可	加給年金額の加算に当たっては、老齢厚生年金の受給権が発生した時点等での請求者と配偶者等との身分関係(婚姻関係など)の確認が必要となりますが、戸籍抄本又は戸籍謄本が婚姻関係などの親族的身分関係を公証する書類とされているのに対し、住民票は居住関係を公証する書類とされているところであるため、請求者と配偶者等との身分関係(婚姻関係など)の確認については、戸籍抄本又は戸籍謄本により行う必要があるとところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1042	令和3年3月24日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの普及とそのための方策	1 マイナンバーカードを使ってコンビニで住民票をとる(または窓口の手数料より安くする(又は無料)など)持ったことへのメリットを見える化する 2 そのための各市町村の早期の対応 3 各市町村別で異なる住民票システムの統一化(住基ネットの更なる利活用) 4 住所登録の転入・転出事務の同時化 マイナンバーカードはID・パスワードよりも指紋や血管・網膜認証にすべし	マイナンバーカードの導入を進めても、国民個人が取得しなければ普及率は高まっていけない。普及率を高めるためには持ったことへのメリットを最大限アピールして持つ方が得と思わせる。 住民票のシステムは各市町村がそれぞれシステムを運用している(と思われる)ので構造的に違う。またそのための経費も永続的に必要。せうが住民票システムも運用しているのをさらに統合(統一化)した方が不要な経費削減できる。住民票に個別市町村の特色などがない。進めていくと高齢者は「めんめん」といっている人がいるが、住所の移動が多い働き盛り・若い世代がメリット大きいので、高齢者持っていない問題はない。 住民票システムでどの程度カバーしているか詳細はわからないが、戸籍の内容の一部を住民システムに取り込めれば戸籍が不要になるところまでいければ大改革になると思う。	個人	総務省	1, 2 マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。また、多くの市区町村において、窓口より交付手数料を低くしているものと承知しています。 3 地方公共団体の住民記録システムについては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)により、令和7年度末までに、国が定める標準化基準に適合する標準記録システムに移行することとされています。 4 住民基本台帳制度は、「各人の生活の本拠」(民法第22条)である「住所」、すなわち、「住民の居住関係」が「公益」する仕組みであり(住基法第1条)、住民基本台帳により、住民が正確に記録されて初めて、選挙や保険給付、税金の様々な行政事務の適正な執行が確保され、住民の意思に基づく地方公共団体の組織・運営が可能となるものです。 また、国民健康保険等の被保険者の資格の喪失の届出などの各種届出は、行政事務ごとに住民の市町村に対する届出が重複し、不統一とならぬよう、住基法及び個別の法令により、転出届に統一された経路があります。 この点、転入・転入手続に関しては、転出地・転入地間で、転出証明書情報(マイナンバーカードの交付を受けている者の場合)又は転出証明書(マイナンバーカードの交付を受けていない者の場合)を引き継ぎ、転入手続が処理されているところ、マイナンバーカードの交付を受けている者については、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第7号)による住民基本台帳法の改正等により、令和5年2月8日から、オンラインによる転出届・移行予定の連絡(転入予約)が行えるようになるとともに、転出証明書情報が事前通知され、転入・転入手続の時間短縮化等が実現され、住民の利便性の向上及び市町村の事務の効率化が図られています。	1 なし 2 なし 3 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 4 住民基本台帳法第22条、第24条、第24条の2	1 対応 2 対応 3 対応 4 対応不可	1, 2 コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。 3 「制度の現状」に記載のとおりです。 4 左記「制度の現状」に記載のとおり、住民について正確に住民基本台帳に記録する必要があり、転出届において、各種資格喪失の届出を統一した経路があります。また、仮に、転入届をもって転出届があったものとみなすこととした場合には、マイナンバーカードの交付を受けていない者については、転出証明書もマイナンバーカードもないため、本人からの申告に基づいて住基ネットで前住所地等を確認するといった作業が必要になり、市町村の窓口の負担が増えて増加するとともに、窓口における住民の待ち時間の増加につながる可能性があることや、転出後、いつまでも転入届が出されなかった場合には、実際には居住していないにも関わらず、転出地に住民票が残りがちで、政府としては、令和5年2月6日に開始したオンラインによる転出届・移行予定の連絡(転入予約)の取組を円滑に推進することで、住民の利便性向上や市町村の事務の効率化に取り組んでまいります。	
1043	令和3年3月24日	令和3年4月16日	確定申告医療費控除の領収書保管を廃止	確定申告医療費控除の領収書保管期間5年ですが、保管義務廃止を提案します。	確定申告医療費控除の申告に領収書添付が不要になったのは良いのですが、保管期間が5年の義務が国民に強いられました。5年間におよぶ負担が大変です。段階的に5年→2年に短縮→廃止を実現して頂きたい。	個人	財務省	所得税法120⑤	検討を予定	医療費の領収証等の保管については、医療費控除の適正性の確保を維持しつつ、納税者の負担軽減に資する方策について検討していきたいと考えています。		
1044	令和3年3月24日	令和3年12月2日	国際免許の合理化	国内免許証の英語併記による国際免許発行手続きの廃止	海外に国内免許証を持っていないのは英語併記がないからと承知しています。我が国の国際免許は国内免許記載の英訳以上の効力を持つたないに等しく、写真購入させられ、発行手数料数千円支払って有効期間はわずか1年、返却まで求められる。無駄です。国内免許の氏名と生年月日欄を英語併記し、生年月日は西暦表記にすれば、国内免許は海外でも認識可能となり、この無駄なコストは行政と国民双方にとってなくなります。ご検討ください。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式は、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められています。 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14	検討を予定(国際運転免許証の有効期間については「対応不可」)	国内運転免許証の英語併記については、国民の皆様様々な御意見・御要望、マイナンバーカードとの一体化に向けた議論等も踏まえながら、今後必要に応じて検討してまいります。英語併記された国内運転免許証が外国で身分証等として通用するか否かは国内側の制度によることとなります。 我が国が発給する国際運転免許証は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、以下ジュネーブ条約という。)締結国において、当該免許で運転することができるとされている自動車等を原則運転することができますが、国際運転免許証の様式や有効期間については、ジュネーブ条約において定められており、仮に国内運転免許証に英語併記をしたとしても、国際運転免許証としての効力を有するものではありません。		
1045	令和3年3月24日	令和3年4月16日	信書便事業者への宅配便事業者参入	郵便の土曜日配達廃止を補完するために宅配便事業者参入を認める。	郵政民営化は、郵便事業を民営化することで国民の利便性を高めることが期待されたが、今回の普通郵便物の土曜日配達廃止を補完する郵便法改正は事実上、この期待を裏切る結果となることが懸念される。信書便事業者への宅配便事業者参入を認めることで、国民の利便性が損なわれることのない配慮をお願いしたく、提案するものである。	個人	総務省	民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第6条又は第29条の規定に基づき、総務大臣の許可を受けて信書便事業を営むことができます。	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1046	令和3年3月24日	令和3年4月16日	新規化学物質登録の一元化	現在新規化学物質の登録は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、と労働安全衛生法の2つに分かれているため一元化をお願いしたい。	一元化する事で申請、管理が容易になり、申請漏れ防止も期待できる。化学法が環境面、安衛法が健康被害の点から趣旨が異なることは私個人としては理解しているが、複雑であり特に国外からみて理解が難しいとの声がかかる。	個人	厚生労働省 経済産業省 環境省	番号349の回答をご参照ください。				



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
1051	令和3年3月24日	令和3年5月24日	精神障害など長期にわたる障害における障害年金の選及請求の見直しについて	認定日請求は1年6ヶ月経過した時に請求するが、長期にわたるうつ病などでは請求するほどではないが、悪化する場合がある。選及請求では当時かかっていた病院が閉院したり、当時の書類が残ってなかったりという理由などにより、障害認定日から3ヶ月以内の診断書を作成できないため、受給資格があるにも関わらず、事後重症請求のみでしか申請できない。現在の制度で5年よりは有効となるのであれば、5年前の診断書が作成できれば、申請できるまたは初診でなくとも選及請求できる期間の間の診断書が作成できれば申請できるといった代替の申請方法が必要であるとご提案させていただきます。	本当に生活に困っている弱者を助けて欲しいです。2001年から精神科を受診しておりますが、2008年に病院を変更しました。申請時には初診の病院は閉院しており、診断書の作成ができませんでした。自立支援医療制度を初診の病院にかかっている際に申請したのですが、その診断書や書類がないかを保健センターに確認しましたが、他の市に転出していたこともあり、書類は残っていませんでした。保険センターの方がアドバイスをいただき、当時加入していた保険組合に問い合わせて支払記録を取り寄せられなかったと教えてくださったのですが、当時勤めていた会社が他の保険組合に変更したとのことで、寮裏に記録がないとのことでした。当時の薬局にも問合せましたが、そこまでの記録が残っていないとのことでした。雇権回復法に基づいて入院した際に初診の病院からの入院した病院への紹介状があり、当時処方された薬なども記載されていたため、事後重症請求はできました。選及請求について年金事務所に相談しましたが、現状の制度ではどうにもならないと言われました。私は自分が通院できないときは家族に代わりに行ってもらい病状などを伝え、年金事務所の方に言われたような通院しなかった時期というのはありません。2016年に退職しておりますが、2014年から休職しており、それまでに複数回休職しており、その際に傷病手当をいただいていたため、退職と同時に傷病手当も終了しました。2014年には自殺未遂しており、一時期はアルバイトもしていましたが、現在は働ける状況ではありません。たまたま閉院しており、受給できないのは不公平感があります。	個人	厚生労働省			障害年金は、国民年金や厚生年金保険の被保険者期間中、もしくは、被保険者の資格を喪失した後60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に、初診日のある傷病によって、初診日から1年6ヶ月経った日あるいは1年6ヶ月経たない間に治った日(とも「障害認定日」という)、に政令で定める障害等級に該当する程度の障害の状態にある場合に支給されます。この場合、原則として障害認定日以後3月以内の症状が記載された診断書に基づいて認定を行い、障害等級に該当すれば、障害認定日に障害年金の受給権が発生します。 また、障害認定日において障害等級に該当する程度の障害の状態にならなかった場合でも、65歳に達する日の前日までに障害の程度が悪化し、障害等級に該当するようになったときは、65歳に達する日の前日までに障害年金の請求を行うことができます(事後重症制度)。この場合、原則として請求日より3月以内の症状が記載された診断書に基づいて認定を行い、障害等級に該当すれば、請求日に障害年金の受給権が発生します。 ※いずれの場合も保険料納付要件を満たしていることが必要です。	国民年金法第30条、第30条の2、厚生年金保険法第47条、第47条の2等	対応不可	障害年金は、支給すべき障害の状態にあるかどうか判定すべき日(障害認定日)において、障害等級に該当する程度の障害の状態にあれば、その日に受給権が発生します。 この障害認定日は、傷病が治るのに長期間を要するものや、症状が固定しない傷病など様々な傷病がある中で、そのような傷病による障害をお持ちの方を早期に救済するために初診日から1年6ヶ月を経過した日としています。 しかし、障害認定日には障害等級に該当する程度の障害の状態にない方が、その後障害の状態が悪化して、障害等級に該当するようになった場合に障害年金が支給されないということを防ぐために事後重症制度があります。 障害等級に該当するかどうかについては障害年金を請求していただくことが重要であることから、事後重症制度においては、障害年金の請求を要件とし、請求があった日に支給権が発生する制度となっておりますので、ご提案に対応することは困難です。	△
1052	令和3年3月24日	令和3年4月16日	電波利用料前納者への電波利用料の使途の送付の廃止	電波利用料前納者への電波利用料の使途の送付の廃止を希望いたします。	アマチュア無線局の電波利用料は徴々たるもの(300円)なので、電波利用料の使途の送付などは、コストを削減していただきたいです。また、納付の際も、納付書を利用する以外にインターネットで完結できるような仕組みを作っていただけると、送付のコストが削減されると思います。	個人	総務省	1 電波利用料の使途の送付について 電波利用料制度は、良好な電波環境の構築に必要な費用全体を、運用する無線局の種類等にかかわらず、全ての免許人等の方々に負担いただくことが制度の主旨となっております。 電波利用料を納付いただく際にお送りしている書類は、利便性を考慮してご用意した種類の納付方法や、電波利用料無償給付全体の受益を目的とする共益費であることからその使途についてご説明をしているものです。 2 納付書の送付について 納付書は書面により送付しています。	なし	検討を予定	1 電波利用料の使途の送付について 電波利用料を納付いただく際にお送りしている書類の見直しは、今後の検討とさせていただきます。 2 納付書の送付について 具体的な対応策につきましては、今後の検討とさせていただきます。なお、電波利用料の納付はインターネットバンキングや決済アプリによりインターネットを利用しての納付が可能です。			
1053	令和3年3月24日	令和3年4月16日	有価証券報告書提出業者の計算書類提出義務の廃止	有価証券報告書提出業者の計算書類提出義務の廃止	会社法による「計算書類」の提出義務は、すべての株式会社等です。一方の「有価証券報告書」の提出義務は、上場会社等です。上場企業は株式会社であるため、「有価証券報告書」提出会社は「計算書類」の二種類の提出が必要となります。この2つの書類は近似していますが、「有価証券報告書」の方が内容が充実しており、「計算書類」はそのうち一部の抜粋に近い形になっています。こちらを統一すべく、「計算書類」有価証券報告書を監査する立場である日本公認会計士協会は、2009年に「有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化」を提言、その後議員提言などが行われ続いています。提言詳細は専門家たる日本公認会計士協会の公式リリースをご覧ください。https://jicpa.or.jp/specialized_field/publication/files/5-0-0-2b-20151113.pdf 投資家が必要とする十分な情報を効率的かつ効果的に提供するとともに、情報開示の不効率性及び監査対象の重複、後発事象の取扱いといった二元制開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金融商品取引法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。とされています。「会社法」と金融商品取引法では2つの書類が一元化されているものの、多くの企業が有価証券報告書を株主総会後に提出しています。議決権行使の基準日(3月決算企業では3月末)を変更して、株主総会の開催時期を有価証券報告書の提出期限である6月末(3月決算企業の場合)以降に後ろ倒しすることで、株主総会前に事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示することも考えられますので、そのような取組を検討している企業もあると承知しています。	個人	金融庁 法務省	法務省及び金融庁においては、平成27年から、内閣官房及び経済産業省と共に、いわゆる事業報告等と有価証券報告書の一体的開示をより容易に行うための検討を行い、例えば、業報告等と有価証券報告書において、類似する項目や関連する項目について、解釈を示すなどして、可能な範囲で共通化を図ったり、企業が該行的に作成した開示書類をもとに、関係省庁において一体的開示書類の記載例を作成し、これを公表するなど取組を行っていただくことであり(平成29年12月28日公表「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」(内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省)、同日公表「一体的開示をより行いやすくするための環境整備に向けた対応について」(金融庁、法務省)、平成30年12月28日公表「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の取組について」(内閣官房、経済産業省、金融庁、法務省等参照)、このような関係省庁の取組により、現行法の下でも、いわゆる一体的開示を行うことが可能であることが示されています。もともと、投資家からは株主総会(3月決算企業であれば6月中下旬頃)より前に事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示することが望ましいとの意見がある一方で、企業からは一体的な開示書類の作成に十分な期間が確保できないとの意見、監査人からは監査のための十分な期間が確保できないとの意見があり、現状の実務においては、株主総会前に事業報告等は開示されるものの、多くの企業が有価証券報告書を株主総会後に提出しています。議決権行使の基準日(3月決算企業では3月末)を変更して、株主総会の開催時期を有価証券報告書の提出期限である6月末(3月決算企業の場合)以降に後ろ倒しすることで、株主総会前に事業報告等と有価証券報告書を一体的に開示することも考えられますので、そのような取組を検討している企業もあると承知しています。	会社法第435条、第437条から第440条まで、第444条等 金融商品取引法第24条等	現行制度下で対応可能	今後とも、一体的開示に関する取組を行っていくと共に、このような取組を行うとする企業に対しては必要なサポートを行っていきます。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1054	令和3年3月24日	令和3年4月16日	医療情報の管理について	医療機関にかかった情報や既往歴などを厚労省で一元管理してもらえないかなど	3年前に父を亡くしまして、亡くなる3年前から脳出血で完全看護の状態でした。完全看護の状態でも本人全く喋れません。療養中は、最初の緊急病棟から、リハビリに移り、そのあと介護施設を何箇所も行った末、自宅での介護や脳腫瘍性肺炎のため入院したりと、3年の間に5-6箇所は施設や自宅介護を移動したと思います。その度に、病院やケアワーカーさんに、本人の名前、生年月日、既往症、連絡先、発病の経緯、これまでの医療機関の履歴など、面談で書かされたインタビューを受けたりと、めんどくさいこと甚しかったです。診察履歴と病院の入院履歴など、一元管理して貰えばこのような面倒はないのかなと思います。個人情報と言うことでこれらを管理されるのが嫌な人は、自分でその都度手続きして、そうでない人は保険証に紐づけて管理してもらいたい。あるいはより詳細な医療データを提供してビッグデータとして活用して欲しいと言う人は、医療関係が取り引くとか、情報管理のレベルを自分で選択できるようにして、それに応じた何らかの利益があるようにして貰えばありがたいかと思います。特にビッグデータを活用するためには、個人情報保護とその開示のレベルを個人に判断させるようにして、利便性を高める方向に持っていったほうがいいのではと思います。	個人	厚生労働省	番号704の回答をご参照ください。				
1055	令和3年3月24日	令和4年9月15日	処方箋の医師の押印、処方箋の紙媒体での発行を廃止してください。	処方箋の医師の押印の廃止 処方箋の紙媒体での発行廃止	薬局業務において、処方箋における医師の押印の有無で作業が滞ることが多々あります。押印し忘れたと再度医師に確認など、無意味なので厚生労働省に改善を促してほしい。またそもそも紙媒体にすることで紛失の恐れなどがあるので全てデータでやり取りできるようにしてほしい。データで管理、押印の廃止により医師、薬剤師の業務は飛躍的に楽になります。またミスも減り患者へのリスクも減るでしょう。	個人	厚生労働省	処方せんに記載事項については、医師法施行規則第21条に「医師は、患者に交付する処方せんに、(中略)記名押印又は署名しなければならない」と定められており、交付の際に必ずしも押印が必要なものではなく、署名の上で交付することも可能です。処方箋については厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第3条、第5条及び第10条において、電子化が認められています。	厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令第3条、第5条、第10条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、現行制度下においても処方箋の電子化が認められており、令和3年6月18日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいて、オンライン資格確認の基盤を活用した電子処方箋システムについては令和5年1月より運用開始することとしています。	
1056	令和3年3月24日	令和3年4月16日	地方自治体が入所決定する保育施設等の申し込み方法	申し込み方法を電子申請も可能にしてはどうですか？	*書類が多く、同じことを何度も書いたり、マイナンバーを証明するためにマイナンバーカードのコピーを提出するなど、無駄が多いと感じる *就労証明書も例えば電子申請に添付する形が取れば、育児中に職場とやり取りするために、何度も郵便局に行く手間が省ける。 *自治体によっては、窓口申請のみとなっており、コロナ禍において疑問を感じる。 *紙書類や封筒などの使用を減らせてコスト削減になり、提出する側としても切手代や書留代の節約になると思う。	個人	内閣府 厚生労働省	番号635の回答をご参照ください。				
1057	令和3年3月24日	令和3年7月7日	国保から社保への切り替えについて	短期アルバイトの社保加入業務に疲れています。国保から社保への切り替えをしないから仕事を2ヶ月以内に終わらせたいよく言われます。国保を抜けるには悪く役所に行く必要があり手続きが遅れると重複して控除されるかもしれない不安があるようです。	まずは社保加入に対する手続きの遅延遅れ、国保脱退の本人の負担を軽減出来る仕組みを作って欲しいです。社保加入の申請が上がったら自動的に国保脱退できる。月に控除される金額は重複しない仕組みを、それが雇用の妨げになっていることを実感する為です。	個人	厚生労働省	国民健康保険制度において、被保険者が社会保険に加入したことによって国民健康保険の資格を喪失する際は、市町村に対する届出を必要としています。なお、国民健康保険の被保険者である者が月の途中で社会保険に切り替える場合、当該月の保険料は月末時点で加入している社会保険の保険者によるのみ徴収され、保険料の二重払いが発生しないような制度となっています。	国民健康保険法第9条第1項、国民健康保険法施行規則第13条等	検討に着手	国民健康保険の手続については、現在、新型コロナウイルス感染症対策として、本人が窓口を訪問せずとも、郵送・オンラインでの申請受付を検討するよう自治体に通知しているところですが、本対応が継続されるよう、新型コロナウイルス感染症収束のめどがついた時期に改めて自治体に対し通知を発出することを検討しています。また、マイナンバーカード等を用いたオンライン資格確認システムを活用し、資格重複状態にある被保険者のリストを月2回、市町村(保険者)に提供していますが、オンライン資格確認の運用状況を踏まえ、当リストにもとづき、職種による資格喪失処理を円滑に行えるよう検討しています。	
1058	令和3年3月24日	令和3年12月2日	海外在住者の運転免許証の失効について	海外在住日本人です。毎回運転免許証が失効してしまい、都道府県の免許センターで書き換えをしております。失効となるので毎回講習を受けますが、その講習ですが違反者と一緒に講習になってますが、私達海外在者は正当な理由で書き換えが出来ないの、なぜ違反者と一緒に講習を受けないといかないのでしょうか？毎回書き換えのために嫌な気分になります。あと講習を受けるのは構いませんが、拘束時間がとても長く、ほぼ半日取られてしまうのが現状です。	正当な理由のみに限り、日本在住者と同じ最寄りの警察署での書き換えが出来ればどんなに便利かと思えます。そして違反者と同じ講習を受けずに済む事をお願いしたいと思っています。	個人	警察庁	やむを得ない理由のため運転免許が失効した場合、失効から3年以内かつ当該やむを得ない事情がやんだ日から1か月以内であれば、学科試験・技能試験が免除され、講習と適性試験(視力検査等)を受ければ、運転免許を再取得できます。運転免許証の有効期間の更新を受けず運転免許を失効させた者が運転免許を再取得する際に受講することで運転免許試験が免除される講習については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められています。また、講習の実施区分については、「優良運転者講習と一般運転者講習の合同講習」「優良運転者講習と初回運転者講習の合同講習」等を行うことができる旨を警察庁から都道府県警察へ通知しています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2及び108条の2第1項第11号 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第38条第11項	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、運転免許証の有効期間の更新を受けず運転免許を失効させた者が運転免許を再取得する際に受講することで運転免許試験が免除される講習については、各区分に応じて受講していただく必要があります。また、各運転免許証の更新時の講習を実質的效果の上がるような内容とし、また円滑な講習の実施を実現するため、各都道府県警察の施設等の実情を考慮し、講習区分の異なる講習を合同で行えることとしております。運転免許証の更新時の講習の在り方の検討の際に、今回頂いた御意見を参考にさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1059	令和3年3月24日	令和3年4月16日	重国籍者の選択について	憲法改正をお願いします。私の息子は重国籍者です。イナリ夫人の父と日本人の私との子なので重国籍者になります。日本の法律で22歳までどちらかの国籍を認めてはなりません。重国籍を認めてはなりません。息子本人、外見もアイデンティティも両国を持ち合わせています。	重国籍を成人後も持つ様に憲法改正をお願いします。国際化社会に置いて、この問題はかなり前から議論されてます。何度も議論に署名をしましたが、最近では国会でも議論されず宙ぶらりん状態です。早く憲法改正をして下さい。	個人	法務省	日本の国籍法は、基本的に国籍唯一の原則を理念としており、無国籍及び重国籍の発生はできる限り防止し、解消を図るように努めることとされています。国籍法上、重国籍である者は、原則として、22歳に達するまでに、いずれかの国籍を選択する義務があります(第14条第1項)(民法の改正による成年年齢の引下げにより、令和4年4月1日以降は、重国籍となった時が18歳に達する以前であるときは20歳までに、その時が18歳に達した後であるときはその時から2年以内となります。)	国籍法	対応不可	重国籍者は、同時に二以上の国家に所属することから、各国のその者に対する外交保護権の衝突により国際的摩擦が生じるおそれがあり、また、所属する各国から課せられる兵役、納税等の義務が衝突し、不測の事態を惹起するおそれもあります。さらに、重国籍者は各国に別人として登録されることができ、各国において別人と結婚するなど、身分関係に混乱が生じるおそれがあります。このような理由から、日本の国籍法では「人はいずれかの国籍を有し、かつ、一個のみの国籍を有すべきである」という国籍唯一の原則の立場を採っており、重国籍の解消を、重国籍者の自発的な意思により実現する国籍選択制度は、必要な制度であると考えます。	
1060	令和3年3月24日	令和3年4月16日	法人タクシー運転手と同様に居住地の自由を個人タクシーにも。	個人タクシーは事業区域内に住んでいなければ営業ができません。それに対して法人タクシー運転手は居住地の制限は特にありません。営業所に通勤出来れば良いのです。法人・個人同じタクシーの仕事をしているのに、個人タクシーだけ居住地在事業区域内に限定されるのは、差別があると思います。個人タクシーは法人タクシーの延長線上にある制度です。居住地の自由を認める必要はあるとは思いません。車庫は事業区域内に置いても、個人タクシーの緑ナンバーの営業車に於いては、居住を伴うことも、各地域の個人タクシー協同組合事務所などを営業所として扱い、使用の本質の位置とするなど、柔軟に取り扱って制度を見直し欲しい。	東京の場合、法人タクシーの営業所は車庫が必要なこともあり、郊外の土地代の安い場所に点在しています。そこに通勤してくるタクシー運転手はさらに郊外の埼玉・千葉・神奈川からかなりの割合で通勤しています。事業区域内に住みたいのはやまやまですが、収入の低い運転手にとっては、家賃相場の高い都内は厳しいのです。個人タクシーになったとしても、現状では、収入の上積みは期待できません。今の条件をクリアでき得るのは、身軽な単身者などで、若手の子育て世代には、居住地が限定されたうえに、収入が低く将来性がない魅力のないものに映ります。高齢化の叫ばれているタクシー業界に於いて、このような制度は、若い世代の参入意欲を削ぎ、若返りを阻んでいて、活性化・多様性の乏しいものになっています。そもそも、移動しながら営業する個人タクシーの業務に於いて、営業所の必要性がどれほどのものなのか、明確な連絡がなければ事業化は難しいと思います。事業区域内に営業所が必要であれば、所属する各地の組合事務所を営業所とすることができないのでしょうか。組合事務所は個人タクシーにとって、事務処理、換金、講習会、申請手続き、忘れ物窓口、諸連絡等々営業活動の拠点であり事務所機能を果たしています。まさに営業所そのものだと思います。車庫の場所を簡易的な営業所とするなど、制度の見直しは急がれると思います。自動車運転手に償いし、も将来の希望を与えるとともに、タクシー業界に新風を注入する為にも、時代の変化や実情に合わせた、不合理な制度の見直し更新をお願いいたします。	個人	国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する処分に関する処理方針」(平成13年9月12日付国土自旅第78号)において、営業所の審査基準を次の各事項に適合するものであることとしております。 (1) 申請する営業区域内にあり、原則として住居と営業所が同一であること。 (2) 申請する営業区域内に申請日現在において現に居住しているものであること等、居住の実態が認められるものであること。 (3) 使用権を有するものであること。	通達「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。)の申請に対する処分に関する処理方針」	対応不可	タクシー事業における営業所は、運行管理、整備管理等事業活動上の拠点となるものであり、道路運送法上、運行管理等の拠点である営業所を設置し、事業を的確に遂行することが求められているところであります。加えて、個人タクシー事業者は、運行管理、整備管理等の全てを運転者自らが責任を持って行わなければならないことから、事業者及び運転者としての両側面を加味した厳格な資格要件を課すこととしております。このため、個人タクシーの営業所の審査基準として営業所と住居が同一であることを求めているところであります。なお、個人タクシーの営業要件については、個人タクシーの業界団体等からの要望を踏まえ、令和元年8月に営業区域内における居住期間の要件を「1年以上の居住」から「申請日現在での居住」に緩和したところであります。引き続き、関係者からの意見を伺いながら議論を進めてまいります。	
1061	令和3年3月24日	令和3年12月2日	運転免許証に英文表記	運転免許証とマイナンバーカードの一体化を検討されていますが、英文表記もお願いしたい。	理由は、海外で運転する際に警察でわざわざ国際免許証を購入しなければならない不都合を打開して頂きたい。なぜわざわざ国際免許証を買わなければならない、しかも年間で英文表記が無いからです。これは明らかに警察の既得権のなにもでもありません。	個人	警察庁	国内運転免許証の記載事項(氏名、住所等)及び様式は、道路運送法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められています。	道路運送法(昭和35年法律第105号)第93条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14	検討を予定(英語併記による国際運転免許証(国外運転免許証)は、道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、以下「ジュネーブ条約」という。)締結国において、当該条約で運転することができることとされている自動車等を原則運転することができますが、国際運転免許証の様式や有効期間についてはジュネーブ条約において定められており、仮に国内運転免許証に英語併記をしたとしても、国際運転免許証としての効力を有するものではありません。		
1062	令和3年3月24日	令和3年5月24日	障害者年金の申請	昨年より人工透析、受けるようになりました。役所で手帳の交付を受けたい時に障害者年金を受けられますよと案内されたのですが、年金機構の手続きが改めて医者の書類や、障害者になるに至った初診日の確定やらで、一年経っても受け取れずしてません。手帳の交付を受けておりますので、もう少し申請を簡単にできないでしょうか？	障害者になって、会社に復帰できましたが、会社的には辞めてもらいたくないと言った雰囲気を感じられました。就労条件も正社員ではなく、嘱託扱い。それでもいいのですが、収入がかなり減ります。障害者年金の補助があれば、不安な働いて行けます。障害者の働く条件はどこでも、障害者になるに至った初診日の多いです。健康者より働き悪いやと言われたら仕方ありませんが、働く意欲は無いつもりです。みんな同じ考えだと思います。働く機会、働く場所を確保する意味でも、年金の手続きをもう少し簡単にしてもらえるとありがたいと思います。	個人	厚生労働省	障害者年金では、障害の原因となる傷病が発生する前に、年金保険料を一定期間納付していること等を支給要件としているため、傷病の初診日を特定するために、初診日証明書類の提出を求めています。障害者年金における初診日の確認は、通常、初診時の医療機関の証明により行いますが、過労に遭い、かつ障害年金を請求する場合は、初診時の医療機関の証明を得ることが難しい場合があります。このような場合に適切に対応できるよう、運用の柔軟化を図っており、第三者証明書類と初診日についての参考資料を提出し、初診日を合理的に推定できる場合は、初診日認定を行えることとしています。	国民年金法施行規則第31条、厚生年金保険法施行規則第44条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1063	令和3年3月24日	令和3年4月16日	保育園入園のための就労証明書の様式統一について	保育園入園のための就労証明書は、各市町村によって異なっていますが、これを全国統一様式に変更していただきたいです。月々の給与額を記載させる各市町村もあるが、給与支払報告書で個人の収入額は各市町村でも把握できるはずであり、保育園入園に月々の給与額が関係あるのかと疑問もあります。また、社印押捺が必要なため、証明書発行のために出社する必要もあり、なかなか在宅勤務化も図れない状況です。証明書への社印押捺の省略も可能にしていただきたいです。ELTAXのようなポータルサイトを作り、企業からマイナンバーつきでアップロードしたものを各市町村でダウンロードする、といった運用にできると、なお嬉しいです。	私は現在、企業の人事関係を担当しており、従業員の就労証明書の発行も行っております。就労証明書は、各市町村によって様式がバラバラで、webページを見ても様式がpdfデータしか掲載されていないところもあり、手書きによる証明書発行をせざるを得ないことになっていきます。これを全国統一様式に変更し、webページにもエクセル形式で掲載していただくことで、当方で独自にマクロ等を作成し、作業もかなり効率的に行うことが可能になります。また、社印の押捺も省略することができれば、在宅勤務でも証明書の発行を行うことができるようになります。弊社(従業員数21,000人)だけの発行数にはなりますが、毎年4,000〜5,000枚の就労証明書発行を行っており、手書きの手間、社印押捺の手間が省けると大体20分/件の短縮効果が期待できます。そもそもマイナンバーでの紐付け等により、就労証明書の発行自体を無くしていただくのが一番ですが、保育園の入園者数にも限りがあることと思うので、ひとまず様式の統一をお願いしたいです。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51、216、519の回答をご参照ください。				
1064	令和3年3月24日	令和4年5月13日	書類欄	年金機構の加入届出書類や、その他書類、もともと欄が小さくて書きづらいのに、ふりがな書かせる欄もなく、書けない	高齢者化社会と云いながら、どの書類も欄が狭い、年金届出書類など、それぞれオンラインにして欲しい	個人	厚生労働省	なし	検討を予定	申請書類その他の文書について、できる限り分かりやすく、読みやすいものとなるよう、お客様モニター等の外部の意見を聴く等、内容の改善を図っています。  年金関係の届出の一部については、現在も電子申請による提出を可能としています。また、その他の届出についても、関係機関と連携してオンライン化の検討を進めることとしております。		
1065	令和3年3月24日	令和4年11月11日	各種手当等申請一本化	児童手当、年末調整、確定申告、所得控除等の申請のたびに所得証明書や住民票やらが必要になる場合がありますが、マイナンバーカードのみで申請完了できるようにしてほしい。	この種の申請のために、勤務時間中に各種書類を取得するために出かけるのが大変である。そのため時間的コストの削減が予想される。また、提出書類の確認のための人員的、時間的コストも削減される。	個人	内閣府 財務省	【内閣府】 児童手当の手続きでは、内閣府が運営しているマイナポータル等を利用したオンライン申請が可能となっており、役所窓口に行くことなく24時間インターネット端末(一部のスマートフォンについても使用可)から申請することが可能になっています。また、各市町村がマイナンバーを利用した情報連携等により情報を確認することで、所得証明書、保険証の写し等の添付書類について、省略することが出来ることになっています。  【財務省】 「提案の具体的内容」に記載されている「年末調整、確定申告、所得控除」の申請において、「所得証明書や住民票」の添付は必要ありません。	【内閣府】 ・児童手当法施行規則第11条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第21条  【財務省】 なし	【内閣府】 現行制度下で対応可能  【財務省】 事実確認	【内閣府】 制度の現状に記載の通り、オンライン申請及び情報連携による添付書類の省略が可能となっており、一層のオンライン化の推進・拡大により利用者の利便性の向上を図ってまいります。 また、毎年提出を求めていた現況届を一律に求めることはしないこととしています。(令和4年10月支給分から実施)  【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
1066	令和3年3月24日	令和3年4月16日	戸籍抄本について	なぜ、この御時世に未だに戸籍抄本や戸籍謄本は本籍地からしか出せないのか。私と同じように不便に感じている人は沢山いる。地方から上京しているため、毎回本籍地から取り寄せるのは大変です。	ネット化が進む中、役所仕事に従来通りの理由が分からない。私と同じように不便に感じている人は沢山の。スピーディーに物事が進み、手数料を払い本籍地の役所に依頼する手間と料金の無駄。圧倒的に業務の簡素化が図れる。	個人	法務省	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムは、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年3月現在652の市区町村で導入され、そのうち426の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1067	令和3年3月24日	令和5年7月12日	運転免許証の情報をマイナンバーカードに組み込むのをスピード化	2026年度をめどに運転免許証の情報をマイナンバーカードに組み込む方針ですが、もっとスピード化して下さい。	「小此木国家公安委員長は、10月16日午後、河野規制改革担当大臣、平井デジタル改革担当大臣と会談し、運転免許証のデジタル化などをめぐり意見を交わしました。」との報道がありました。やっとなマイナンバーに運転免許証の情報が取り込まれると思いました。日本には政府が発行する身分証明書(顔写真付き)が今までありませんでした。マイナンバーが出来たことで政府発行の身分証明書が出来たのです。セキュリティを重視し1年でも2年でも早く運転免許証の情報をマイナンバーカードに組み込むことを希望します。	個人	警察庁 総務省	行政改革の番号78の回答をご参照ください。				
1068	令和3年3月24日	令和3年5月24日	療育手帳(愛護手帳)の全国統一化	療育手帳(愛護手帳)の全国統一化 現在 療育手帳は県ですが 他県に行ったら場合 再度 新規申請しないといけない、	この負担をなくすべきだと思います。 療育手帳 A、B 2段階や 療育手帳 地域により4段階となっています・ 地域により区分が差がありますが 療育手帳 移行期間として 国として4段階として扱い 2段階の場合 BはA2 A4段階の場合 A2はA1 B1はB2 B2はB1 なお、愛護手帳Bでも介護者の旅客運賃の減額を求めてほしい。	個人	厚生労働省 国土交通省	療育手帳制度について、国で法定化し、統一的な基準を作るべきということについては、現在、知的障害の定義として確立された統一的なものなく、画一的な基準の作成が困難であること、仮に国が統一的な基準を示したとしても、これまで自治体の判断で交付してきた者が交付されなくなる場合も考えられ、慎重な検討が必要であると考えています。  障害者に対する公共交通機関の運賃割引については、割引による減収を他の利用者の負担によって賄うという事業者の自主的な判断により行われております。	療育手帳制度について(昭和四十八年九月二七日)(発児第一五六一号)、療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二七日)(発児第七二五号)、転居に伴う療育手帳の取り扱いの留意事項について(平成五年六月二二日)(児障四二二号)	その他	統一的な判定基準の作成を検討する調査研究を実施しております。 ・知的障害の認定基準に関する調査研究(平成30年度障害者総合福祉推進事業) ・療育手帳の判定基準及び判定業務のあり方に関する調査研究(令和元年度障害者総合福祉推進事業) ・療育手帳に係る統一的な判定基準の検討ならびに児童相談所等における適切な判定業務を推進させるための研究(令和2-令和3年度 障害者政策総合研究事業) なお、「転居に伴う療育手帳の取り扱いの留意事項について(平成五年六月二二日)児障四二二号厚生省児童家庭局障害福祉課長通知)」を发出し、転居の場合における取り扱いについて自治体へ周知しております。  国土交通省では、引き続き公共交通事業者に対し、様々な場において、障害者割引の導入について、理解と協力を求めてまいります。	△
1069	令和3年3月24日	令和3年4月16日	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の定める手続きについて	性別変更手続きの要件について次に掲げるものを廃止すべきです。 ・精神科医2名以上により性同一性障害と診断されていること ・精神科医2名による、性同一性障害の診断書2通の提出 ・性別適合手術を受けること	当該法律の性別変更手続きの要件には、精神科医2名による、性同一性障害の診断書2通の提出と、性別適合手術を受けることが、あります。しかし、当該診断書の取得には平均1年以上かかるし、性別適合手術の費用は100万円以上かかるため、速やかに性別変更ができません。また、当該診断書の提出は、性同一性障害に含まれないトランスジェンダーの方もおり、その人々にとって壁となっています。	個人	法務省	性別の変更の審判を受ける場合、①20歳以上であること、②現に婚姻をしていないこと、③現に未成年の子がいないこと、④生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること、⑤その身体について他の性別に係る性の器に係る部分に近似する外観を備えていることが必要とされております。 また、審判を受けるに当たっては、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第2条に定める性同一性障害者として扱われる必要があり、診断の一致した、2人以上の医師の診断書を提出する必要があります。	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第2条、第3条	対応不可	引き続き、国民の間における様々な意見に耳を傾けながら、国会における議論を踏まえた上で、改正の可否も含めて慎重に検討を行いたいと考えております。	
1070	令和3年3月24日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの交付手続きについて	マイナンバーカードの交付手続きについて、以下、提案内容です。 1 パスワードは本人もしくは法定代理人が人を介さず設定する。 2 マイナンバーカードはその場で持ち帰る。	マイナンバーカードの再交付手続きに行きましたが、その場で持ち帰ることができず、後日郵送とのことでした。世田谷区です。 また、パスワードについても、紙の申請書に記入してしまいました。 誰のマイナンバーに対してどの暗証番号になるか紐付けられている書類がマスクの処理もされず紙の状態でも保管されていることに不安もあります。業務としても非常に効率が悪いです。 なお、パスワードを設定するのに何人もの職員が確認していると思われる。 セキュリティ上も問題があると思われます。 マイナンバーを普及させるためにも、手続きは簡略化し、信用のあるものとしていただきたいです。	個人	総務省	1 申請時に来庁して本人確認を行う場合は、カードがJ-LISから住所地市区町村に到着した際に、住所地市区町村の職員が暗証番号を設定することから、暗証番号設定依頼書を提出していただいております。 なお、申請を郵送又はオンライン上でを行い、カード交付時に来庁して本人確認を行う場合は、申請者本人またはその法定代理人が来庁時に直接暗証番号を設定することになります。  2 マイナンバーカードについては、申請から交付までの間、申請内容の審査やカードの作成、発送などを行う必要があり、一定の期間を要することについて御理解いただきますようお願いいたします。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第1項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第13条第4項、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する法令第33条第2項等	対応不可	「制度の現状」に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1071	令和3年3月24日	令和3年12月2日	電動バイクの免許不要化	電動バイクを免許なしでも乗れるようにしてほしい。	原付バイクなどと差別化を図り、自転車と原付の代わりの移動手段として普及させたい。ただバイク車線など整備も必要。	個人	警察庁	現行法では原動機付自転車を運転する場合には原動機付自転車免許等が、普通自動二輪車を運転する場合には普通自動二輪車免許等が、大型自動二輪車を運転する場合には大型自動二輪車免許がそれぞれ必要とされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号、第84条並びに第85条第1項及び第2項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第1条の2及び第2条	対応不可	運転免許制度は、自動車等の運転を一般的に禁止し、一定の資格を有する者に限って当該禁止を解除する、すなわち自動車等の運転を許可する制度であり、道路交通の危険を防止し、交通の秩序を維持することを目的としています。 提案事項における「電動バイク」とは、用いられる原動機が電動機である大型自動二輪車、普通自動二輪車及び原動機付自転車(以下「大型自動二輪車等」という。)を指していると思われる。大型自動二輪車等が道路交通の危険や障害を生じさせるおそれ、用いられる原動機が内燃機関であるか電動機であるかによって異なるとは言えず、単に原動機が電動機であることのみをもって運転免許を不要とすることは適当ではないと考えます。	
1072	令和3年3月24日	令和3年7月7日	出生児の手続きについて	新生児の手続きで、児童手当、健康保険申込み、出産一時金、出生届など、一括でできるようにしてほしいです。	必要書類が重複していたり、手続きが面倒。また申請忘れなども怖い。	個人	内閣府 法務省 厚生労働省	新生児の健康保険加入手続については、加入する制度が国民健康保険である場合、住民登録の手続と併せて行うこととなります。なお、被用者保険へ加入する場合は、事業主との手続の一環として、事業主を経由して保険者に対して手続を行うこととしています。 また、出産育児一時金については、保険者が被保険者に対して行う給付であることから、保険者に対する申請が必要です。なお、出産育児一時金の支給手続については、まとまった出産費用を事前に用意しなくても安心して出産ができるよう、被保険者と医療機関との間で代理契約を締結することにより、医療機関が被保険者に代わって請求と受取りを行う直接支払制度を可能としているところです。	健康保険法施行規則第38条等	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1073	令和3年3月24日	令和3年12月2日	道路交通法違反による罰金の支払い方法について	道路交通法違反による罰金の支払い方法について、コンビニエンスストアやオンラインでの振り込みなどでも支払えるようにしてほしい。現状では銀行の窓口での支払いに限定されている。	平日の日中に仕事をしている者にとって、銀行の窓口へ行くことは困難である。銀行へ行くためには休暇などを取得する必要があり、罰金以上の負担を違反者に課していることになる。	個人	警察庁 法務省	【警察庁】 従来、法令上、反則金の納付及び仮納付(以下「納付等」という。))は、納付書により、日本銀行(国の歳入金を受入れを取り扱う代理店を含む。))に対して行わなければならないとされていましたが、納付者の利便性の向上や金融機関の事務負担の軽減の観点から納付方法の多様化を求める御要望があったことを踏まえ、令和3年6月より、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等が法令上可となりしました。 現在、上記のような振込みによる反則金の納付等を、一部の県で実験的に実施しているところです。 【法務省】 罰金の納付については、現金での支払の場合、検察庁に直接持参するか、徴収事務規程により定められた「納付書・領収証書」により直接日本銀行(本店、支店、代理店及び歳入代理店を含む。))に納付することとされています。	【警察庁】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第128条第1項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第52条第2項等 【法務省】 徴収事務規程第14条等	【警察庁】 検討し着手 【法務省】 検討し着手	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおり、令和3年6月から、一部の県において、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等が可能となりました。今後、更なる支払手段等の拡大に向け、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していきたいと考えています。 【法務省】 罰金の納付方法拡充の可否については、機微な個人情報を取り扱うことや、適切な裁判執行の観点等から慎重に検討を進めております。	
1074	令和3年3月24日	令和5年4月26日	住民基本台帳非開示申請について	家族から暴力を受けたため、住民基本台帳を非開示にしています。ただこれは毎年更新する必要があり、また申請時に毎回警察に行きハコを買ってこなければなりません。毎年、申請のために会社を休み警察に行き警官に話をしハコを買ってから市役所に行き申請を出しています。非常に非効率だと思っています。暴力がいつなくなるかなど判断のしようがありません。こちらから非公開停止の申請がない限り非公開を継続するか、ネットでマイナンバーカードで更新出来るようにしてほしい。よろしくお願いします。	毎週、平日に会社を休み警察と市役所のはしごをしなければならぬ。健康なちは良いが、病気になるったらそんな事出来ない。そもそも住民基本台帳の内容を本人以外に公開すること自体がセキュリティ上危険な事だと思います。一度でも暴力やストーカー被害に遭った人は絶対にこの先も住所を知られたくないのです。安全な生活を守るため、ぜひお願いします。	個人	総務省	DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとさまざまに変わりますことから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしています。これは、支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切り、状況等を確認し、適切に対応していくことが必要であるという理由によるものです。	住民基本台帳法	検討を予定	DV等被害者支援措置の延長の申出のオンライン化については、まずは実務に携わる市区町村の意見などをお聞きしながら、現状確認の方法など、課題を整理した上で、具体的な手続を検討する必要があると認識しています。引き続き、DV等被害者の支援が適切に行われるよう、取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1075	令和3年3月24日	令和5年4月14日	マイナンバーの再交付手続きについての改善案	問題点 自身のマイナンバーカードが今年で5回目の誕生日を迎え、期限間近になったので、再交付をオンライン手続きで行いました。しかし交付時は、市役所での受け取りが必須になっており、市役所(藤沢市役所)で受け取るだけでも120分待つことになりました。 解決策 オンライン申請で再発行手続きを行う場合は、マイナンバーカードの期限が切れる前にマイナンバーカードの電子証明書を改めてオンライン申請後に、住民票に記載されている住所に郵送でカードを交付できるようにするべきだと思います。	政策効果 市役所に行く必要もなく、待ち時間も必要なくなる。 紙の書類で申請する方の待機時間を短縮化できる。 受け取り時をオンライン化することで密になりにくい環境作りができる。	個人	総務省	番号492の回答をご参照ください。				
1076	令和3年3月24日	令和3年12月2日	青切符(交通反則告知書)への指紋の押捺について	交通違反時に警官が発行する、青切符(交通反則告知書)について、指紋の捺印を求められます。指紋の捺印を強制される。拒否が出来ず、必ず指紋の捺印を取らされます。	指紋を廃止しようとする時代に、未だに指紋を所持していないと、サインではなく指紋の捺印を強要する理由が不明です。 指紋の捺印は、荷が犯人扱いのことで、その指紋を犯罪者リストに登録されているのではないかと疑問に思っています。 是非とも青切符(交通反則告知書)については、指紋を所持していない場合は、署名で出来る様に法令整備をして頂きたいと思います。	個人	警察庁 法務省	交通反則切符における「供述書(甲)」欄への押(指)印は任意であり、強制するものではありません。	道路交通法(昭和35年法律第105号) 刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第322条第1項	現行制度下で対応可能	「交通反則切符における供述書作成上の留意事項について(通達)」(令和3年9月7日付け警察庁丁指発第83号)により、警察庁から各都道府県警察に対して、 ○交通取締りに際して、警察官において、仮にも押印等が違反者の法的義務であるという誤解を相手方と与えるような言動をしないよう指導すること ○違反者の押印等が任意であることについて、ウェブサイトに掲載するなど、適切な周知を図ること を指示しています。 引き続き、都道府県警察に対して適切な対応について指導してまいります。	
1077	令和3年3月24日	令和4年7月20日	保育園の申込に關しての改善	■保護者が揃える書類を電子化 サラリーマンの場合は、就労証明書・給与明細の提出が必要ですが、入社の際に社会保険は加入しているため、年金事務所や市役所に必要な情報は蓄積されているはず。 そのため、保育園申し込みの際も情報連携することで手配する書類を削減してほしい。 ※個人事業主で必要な書類も同様に削減可能(就労状況申告書、確定申告書の写し、開業届の写しなど) ■保育園の当選、落選の最適化 基本的には済んでいる地域単位(※市区町村)でマッチングされていますが、地域の境目に住んでいる方は隣の区でも選べるようにした方が、日本全体の待機児童が減らせる可能性が高い	■保護者が揃える書類を電子化 1. 経済的な視点 ・保護者の時間短縮(※平均して2日間(かかる)) ・書類の不備の軽減(※手書きからデータ連携により情報の正確性が増す) ・保護者及び企業の負担軽減(※保護者は書類コピーの作業、企業は各個人の情報を確認し書類化する手間が削減) 2. 社会的な視点 ・マイナンバーカードの意義の向上(※利用価値、取得率の向上) ・不正防止、ミスの削減 ・能力の低い保護者の児童救済(※=書類手配がネックで保育園の申し込みを諦める家庭) ■保育園の当選、落選の最適化 1. 経済的な視点 ・市役所の保育課職員の手間削減(※都市部であれば毎年数千の申し込みがあるため、10人月以上) 2. 社会的な視点 ・最適化による待機児童の減少 ・保育園の選択肢拡大(※居住地の地域だけでなく、通勤途中、会社の方の隣の区でも選べるようにした方が、日本全体の待機児童が減らせる可能性が高い) 現行ではキャリアウーマン(所得が高い方)は保育園に落選する確率が高いが、経済的にはキャリアウーマンこそ保育園を有意にしたほうが経済合理性が高い	個人	個人 内閣府 厚生労働省	■保護者が揃える書類を電子化 保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びったりサービス」において行うことが可能です。 ■保育園の当選、落選の最適化 利用者が居住する市区町村と施設・事業が所在する市区町村間で調整のうえ、保育所の広域利用が可能です。	子ども・子育て支援法第20条第1項	対応	■保護者が揃える書類を電子化 オンライン申請のできる環境の整備を市町村に対し促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。 また、令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、引き続き保育所入所に係る手続き等のデジタル化に向けた検討を進め、更なる活用を促進してまいります。 ■保育園の当選、落選の最適化 利用者が、居住地以外の保育所の利用を希望する場合を含め、地域の実情に応じた適切な利用調整が行われるよう、引き続き周知してまいります。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1078	令和3年3月24日	令和3年4月16日	建築基準法と消防法の取扱いについての見直し	非常照明は建築基準法であるが誘導灯は消防法、防火シャッターは建築基準法であるが感知器は消防法、防火区画でスプリンクラーがあれば緩和を受けるがその詳細は消防法の領域となっておりこの不自然な法の分け方を整理すべきである。建築基準法の避難規定はすべて消防法で取り扱うべきである。また、消防法も民間建築確認機関のようなものを設置し、そこで判断できるようにする。	実際に火災が生じたときは建築部局ではなく消防署職員が救助及び消火活動を行う。しかし、避難経路を確保するための非常照明は建築基準法、誘導灯は消防法となり、同じような内容であっても建築部局と消防部に相違ないといけない。防火シャッターはシャッターと感知器のセットで機能するのそれぞれ取扱いが異なる非効率である。これこそ徹底的である。建築基準法の避難規定は消防法で扱うようにするのが自然である。また、消防同意においても各消防の担当により判断が異なる。消防同意に補償がかり過ぎであり、建築確認の民間開放してもここがネックとなっている。建築主事ではなく消防主事資格を創設し、民間消防同意機関を作ることで建築確認期間の短縮及び消防署職員の削減が可能である。	個人	総務省 国土交通省	建築物の防火対策については、建築基準法で敷地、構造等の最低基準を定めているとともに、消防法で初期消火や避難等のための設備の設置や訓練の実施等について定めています。建築基準法の規定により非常用の照明装置が設置される場合は、消防法の規定において階段等の誘導灯の設置を不要とするなど合理化を図っています。また、建築基準法で定める防火シャッターと連動する感知器の基準等については、消防法の基準を引用することで、整合を図っています。消防同意とは、建築基準法第93条及び消防法第7条に基づき、建築物の新築等の計画の段階で、防火の専門家である消防機関が事前に火災予防、消火活動等の観点からチェックを行い、防火に関する規定に違反しないことをもって、建築確認に同意する制度であり、この防火に関する規定への適合の判断は、個々の建築物の立地条件や構造、形態等を踏まえて個別に行われるものです。また、消防同意の期間は、消防法第7条により、建築基準法第6条第1項第4号に係る確認の場合にあっては、同意を求められた日から3日以内、その他の確認の場合にあっては7日以内であることが規定されています。なお、消防同意は建築確認事務における内部行為として、建築主事の行う建築確認においては建築基準法第6条第4項に定められる建築確認の期間内で、指定確認検査機関が行う建築確認においては建築主事と指定確認検査機関との間の契約による期間で行われています。	建築基準法第93条「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2863号)」	現行制度下で対応可能	建築物の防火対策については、建築基準法で敷地、構造等の最低基準を定めているとともに、消防法で初期消火や避難等のための設備の設置や訓練の実施等について定めています。建築基準法の規定により非常用の照明装置が設置される場合は、消防法の規定において階段等の誘導灯の設置を不要とするなど合理化を図っています。また、建築基準法で定める防火シャッターと連動する感知器の基準等については、消防法の基準を引用することで、整合を図っています。引き続き、建築基準法と消防法とで基準の合理化や規定の整合が確保されるよう、関係省庁間で適切に連携、調整を図ってまいります。	
1079	令和3年3月24日	令和5年4月26日	マイナンバーカード受取の件	マイナンバーカードの代理受取をする際、現在の制度だと申請者本人が写真付き身分証明書を持っていない場合、病気で長期入院、施設入所者、免疫力低下によりコロナ禍の中施設受取所に本人が行かない場合、家族であってもマイナンバーカードを全く受け取れない規制となっている。よって、総務省に対し、やむを得ずマイナンバーカード申請者本人が受取場所に行かない場合でも、家族等代理人が受取可能な規則に変更、改善する事を早急に求める。	現在総務省決定の規則によると、マイナンバーカード申請者本人が写真付き身分証明書を持っていない場合、申請者本人が施設受取場所に行かざるを得ず行かないでいても、家族が代理でマイナンバーカードを受取る事が不可能である。私の母は80歳で、写真付き身分証明書は平成21年の運転経歴証明書しか持っていない。だからこそ、写真付き身分証明書が必要だと思いマイナンバーカード申請を行った。しかし、現在帯状疱疹になり入院中であるが、医師より他の病氣も見つかり手術が必要になるかもしれないと言われた。代理で二女である私が母のマイナンバーカードを受取りたいとコールセンターに電話した所、区役所が了承すれば対応すると言われた。区役所の区民課に電話すると平成21年の運転経歴証明書は期限外で証明書にはならない、申請者本人が区役所に来られない場合は申請者本人の写真付き身分証明書が必須の為家族でもマイナンバーカードは受け取れない、総務省が決めた規則の為区役所に規則を変更したり人によって受取不可、不可を判断できないと言われた。高齢者や運転免許証を所持しておらずこのコロナ禍にやむを得ず外出できない人、病氣、けが、施設入所者等申請者本人が受取場所に行かない場合、マイナンバーカードを申請したにも関わらず一生受取不可能となる。総務省は受取不可能となる人間想定せず規則を設定したのか？運転免許証等写真付き身分証明書を所持していない人こそマイナンバーカードが必要なのに、又高齢者こそマイナンバーカードが必要なのに高齢者等受取不可とな規則を即刻変更頂きたい。現在の規則に強く抗議すると共に早急に改善頂きたい。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすましによる不正取得を防ぐため、申請時又は交付時、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、病氣、身体障害等やむを得ない理由により、申請者が市町村の庁舎等に出席することが困難であると認められる場合には、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただいた上で、代理人に対して交付することが可能となっております。代理交付にあつては、申請者本人の顔写真付きの本人確認書類が必要となりますが、お持ちでない場合は、病院長、施設長又は介護支援専門員及びその所属する事業者の長が申請者の顔写真を証明した書類を用いることも可能としております。	番号法第17条第1項、番号政令第13条の2、同令第13条第4項、第3項、番号規則第4条、第13条から第16条	対応	代理交付の仕組みについては、「75歳以上の高齢者」をやむを得ない理由に該当することとするなど、活用できるケースの拡充・明確化などを内容とする見直しを行いました。引き続き、カードを円滑に取得するための課題に取り組み、環境整備を進めてまいります。	
1080	令和3年3月24日	令和5年4月14日	本人確認方法・住所登録を見直ししてほしいです	(1)住民登録のオンライン化 (2)本人確認をマイナンバーで行い、住民票というものを求めない、マイナンバーで住所登録を確認して住民票で金をとらないようにしてほしい (3)住所管理を自治体システムの統一	(1)住民登録のオンライン化 (2)本人確認をマイナンバーで行い、住民票というものを求めない、マイナンバーで住所登録を確認して住民票で金をとらないようにしてほしい (3)住所管理を自治体システムの統一 →申請用紙や住民票の記載など自治体に異なります。正直、小規模自治体でノウハウやツツメも、大したものができないのでは思っています。また、規模の経済性も働かず業者に足元を見られ止まりしているのではとも思いますので、総務省で統一的なものを作り配布して使用させればよいと思います。	個人	デジタル庁 総務省	(1)転出入時には厳格な本人確認を行っており、マイナンバーのみで転出入時の本人確認を行うことはできません。一方で、マイナンバーカードの交付を受けている者はマイナポータルを用いてオンラインで転入を行うことができます。転入届のオンライン化については、実際には居住実態がないにも関わらず、届出ができてしまうような自体を防止するための課題が指摘されており、指摘されている課題を踏まえ、制度的・技術的整備をどのように整備するか、転入者・転居者の手続負担はどうか、市町村の事務負担はどうか、といった点について、窓口での手続とのバランスも踏まえつつ、引き続き検討を深めてまいります。	住民基本台帳法第22条、24条	対応	制度の現状に記載の通り。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1081	令和3年3月24日	令和3年4月16日	情報処理技術者試験のオンライン化	IPAが実施している情報処理技術者試験について、オンライン化を提案する。	現状は昔からのやり方で試験会場に集まって、マークシートと記述、論述の試験を実施しているが、これをオンライン化した。オンライン化することでマークシートの作成と読み込みコストの削減、論述式に試験においては情報処理技術者試験であるにもかかわらず、2000文字以上の文章を短時間で手書きさせるなど、前近代発想になっている。これをオンライン化することで、採点コストの削減、受験者の負担軽減が期待される。	個人	経済産業省	情報処理技術者試験につきましては、平成23年度よりITパスポート試験をコンピュータを利用した方式(CBT)により実施しており、令和2年度からは基本情報技術者試験及び情報セキュリティマネジメント試験を同様の方式により実施しております。その他の試験区分につきましては、マークシートなどの紙により実施しています。	情報処理の促進に関する法律施行規則第37条第2項	検討を予定	新型コロナウイルス感染症対策を前提とした「新たな日常」を踏まえた試験の在り方について検討していく予定です。その議論の結果も踏まえ、今後、試験のオンライン化についても検討していく予定です。	
1082	令和3年3月24日	令和3年4月16日	現役大型船舶航海士等に対する小型船舶操縦士免許証の更新講習に関して	現役大型船舶航海士等に対する小型船舶操縦士免許証の更新講習は、海技免許が有効であることや船員手帳の健康診断が有効である等を条件として、更新講習を免除。また、更新の手続きは専用HPとアプリを導入しオンラインで完結できるシステムを構築してほしい。HPやアプリ導入にあつては、所有している免許の原本・健康証明書等を写真で撮影し添付、官庁にて確認できることが当然ながら要求されます。導入すれば、小型船舶だけではなく大型船の海技免許もオンラインで完結出来ます。新旧海技免許は郵送で相互やり取りができますので、遠隔地にお住まいでも容易に申請ができます。	大型船の航海士は小型船舶操縦者と違い、関係法令を熟知しているため、現状の小型船舶操縦士免許の更新講習のような事前下り(内容が幼軽であるという意)の講習は必要ないと考えます。また、船員の特種な労働環境上、講習日に休暇になっているとも限らず、また定員オーバーで受けられずそのまま乗船した経験もあます。自動車免許であれば、大型・原付等普通運転免許証と一体運用管理されているにも関わらず、なぜ船舶に関してはこのような運用管理がなれないのか疑問です。実現後は、運輸局の担当者が申請者との対面でのやりとりが不要になるので、業務効率上がる。ペーパーレス化が推進される。今回の国税調査のようなシステムが非常に操作しやすかった。	個人	国土交通省	総トン数20トン未満の小型船舶の船長(小型船舶操縦者)になろうとする者は、船舶の航行の安全を図るため、小型船舶操縦士の免許を受ける必要があります。小型船舶操縦免許証の有効期間は5年ですが、有効期間中に小型船舶における1月以上の乗船履歴がない者については、身体適性の如何にかかわらず、登録操縦免許証更新講習の課程を修了することが必要となります。更新制度は、小型船舶操縦者として安全に業務を行うことができるよう、最新の知識・能力及び身体適性を確保するための大事な仕組みです。更新講習は、更新申請の3月前から受講することが可能であり、現在、88つの民間機関が国土交通大臣の登録を受けて全国各地で講習を実施しているの、いつでも受講しやすい環境が整っています。	船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の11において準用する第7条の2	対応不可	一般的に、総トン数20トン以上的大型船舶は、安全を確保するため、船長、航海士、機関長、機関士等の船舶職員が、甲板部や機関部の職務を分担・連携しながら運転されています。しかし、小型船舶の場合は、船舶の大きさ、搭載設備・機器の違い等から、船長が一人で、機関の運転に関する業務を行いながら、船舶を運転することができるため、船舶職員及び小型船舶操縦者法上も、大型船舶とは異なる免許制度を採用しています。このため、登録操縦免許証更新講習については、海洋汚染の防止など、一部講習内容が類似しているところもあるものの、小型船舶の免許制度、小型船舶操縦者の遵守事項やマナー、小型船舶の事故原因と対策、小型船舶の登録・検査制度、小型船舶操縦者が熟知しておくべき条例や河川ルールといった、小型船舶固有の内容となっているので、海技免許の有効性等を理由に、当該更新講習を免除することは困難です。なお、海技免許や操縦免許証の有効期間の更新申請のオンライン化については、政府全体の方針を踏まえ、検討を進めているところです。	
1083	令和3年3月24日	令和3年4月16日	生命保険販売に係る構成員契約ルールの維持	生命保険販売に係る構成員契約ルールについては、生命保険募集人である企業(法人、以下同じ)代理店が当該企業の従業員(構成員)等に対し、雇用関係等を背景とした圧力募集を行うことを防止するため措置されているものであり、消費者保護の観点から引き続き維持していただきたい。	生命保険募集人である企業代理店は当該企業の従業員等に対し雇用関係に基づく大きな影響力を持っている。企業代理店が当該企業の従業員等に対し生命保険販売を行った場合、影響力を利用した圧力募集が行われる懸念がある。直近でも「お客さまが企業代理店等から圧力を受け、生命保険等の加入を強要された」との声が多く寄せられている。一般の募集チャネルでは、問題があれば苦情等によりその問題が顕在化する一方、消費者(企業、上位保険者等)への苦情や批判は顕在化する傾向にあるため、雇用関係に基づいた圧力募集は問題が生じても顕在化しにくく、消費者(従業員等)が泣き寝入り強いられる。かかる懸念は、いわゆる非正規労働者の増加に見られるように労働者の置かれた立場が不安定化し、雇用関係に基づく使用者の使用者に対する影響力が強い状況下では、一層深刻化する可能性が高く構成員契約ルールの必要性はさらに高まっている。また、圧力募集により従業員等が不本意な生命保険商品に加入した場合、保険料等の支払までには長期間経過していることが多く、また、一般的に生命保険商品は契約加入時の年齢や健康状態等によって保険料等の引受条件が決定されることから再加入の困難性があり、問題が発生しても事後的に救済することは極めて難しい。加えて、生命保険の保障額は高額なことが多く、消費者被害は甚大となる。生命保険商品の募集には消費者ニーズにきめ細かく対応したコンサルティングが不可欠である中、構成員契約ルールは圧力募集から消費者である従業員を保護し、保険商品の主体的な選択機会を十分確保する上で必要不可欠なルールであるため引き続き維持していただきたい。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	企業が、生命保険会社と募集代理店契約を締結して生命保険商品の募集を行う場合、従業員への圧力募集等を防止する観点から、当該企業及びその企業と密接な関係をする者(法人)の役員・従業員に対する保険募集は一部の保険商品を除き禁止されています。	保険業法第300条第1項第9号 同法施行規則第234条第1項第2号 平成10年大蔵省告示第238号 保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-4-2-(11)	検討を予定	生命保険契約の長期性、再加入困難性等に臨み設けられている規制であり、その趣旨を踏まえつつ、引き続き慎重に検討を行う必要があります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1084	令和3年3月24日	令和3年4月16日	銀行等による保険販売における弊害防止措置の維持・強化及び実効性確保	銀行等による保険販売については、消費者保護や公正な競争条件の確保の観点から弊害防止措置が設けられているが、2012年4月に一部規制が緩和された以降も依然として圧力募集等の問題事例が発生しているため、弊害防止措置の維持・強化、実効性確保に向けた対応が必要と考える。 具体的には、「融資先販売規制」については2012年4月に除外された一時私終身保険一時私養老保険を対象商品に照らすことも含めた規制の強化、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についてはその維持と実効性確保に向けた対応をお願いしたい。	銀行等による保険販売には弊害防止措置が講じられているが、生保労連が再三に亘り圧力募集等の問題が発生している実態を踏まえてきたにも関わらず、2012年4月に「融資先販売規制」の対象商品から一時私終身保険一時私養老保険が除外された。 しかし、2006年9月以降、生保労連が社外の調査機関に委託し定期的に実施している事業主を含む一般消費者約1000名を対象としたモニターアンケート(全10回・直近2018年8月実施)では、いずれにおいても一時私終身保険一時私養老保険を含む各種生命保険商品について、「銀行との取引を考慮せず加入した」との回答が多数あった。また、「生命保険の加入を融資の条件とされた」等の消費者の声も数多く寄せられている。このように、銀行による圧力募集が依然発生していることは明らかで、一時私終身保険一時私養老保険を対象商品に照らすことも含めた「融資先販売規制」を強化願いたい。 また、2012年4月に改正された「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」についても、前述のモニターアンケート及び問題事例収集活動において、「退職金が振込まれた直後に銀行から生命保険の提案があった」「提案された商品が生命保険であることさきよく理解できなかった」等の回答、消費者の声が多数あり、このことから弊害防止措置が有効に機能しておらず、消費者保護上の問題が生じている実態が浮き彫りになっている。こうした状況から、「非公開金融情報保護措置」「保険商品と預金との誤認防止措置」等の維持とその実効性確保に向けた対応が必要と考える。	全国生命保険労働組合連合会(生保労連)	金融庁	銀行等による保険販売については、保険契約者等の保護を図りつつ、利便性の向上を目指す観点から次のような弊害防止措置が設けられています。 ・非公開情報保護措置 ・融資先販売規制 ・タイミング規制 ・担当者分離規制 ・預金との誤認防止措置	保険業法施行規則第212条、同第234条第1項等	検討を予定	銀行等による保険募集規制については、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものです。 弊害防止措置については、モニタリング結果や関係者からのヒアリングを踏まえ、平成23年9月7日付で関係内閣府令等を改正し、 ・福元生募集規制の対象商品から一時私終身保険等を除外するほか、 ・預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等の見直しを行ったところであり、平成24年4月1日から施行されています。 銀行等による保険募集の状況については、引き続き実態把握に努め、今後の弊害防止措置等の見直しについては、必要が生じた場合に行うこととしています。	
1085	令和3年3月24日	令和3年7月7日	健康保険組合に対する行政監督等における書面対応の見直し	【業務遂行上負担となっている書面・押印手続きを求める制度】 IoTを活用して業務を効率化するために、行政手続きにおけるデジタル化を全体的に推進するとともに、非合理的な行政指導等を見直していただきたい。	厚生労働省地方厚生(支)局が健康保険組合に対して実施する行政監督においては、電子媒体で届出されたものについて全て紙で出力して編綴・保管するよう求められる。又はパソコン処理を行っている経理処理について、月が変わる毎に年度の当初から紙台帳として出力して、編綴・保管しておくよう求められる等、非合理的な行政指導がなされている。また、行政機関からの照会文書については、理事長印を押印した書面での回答が必須とされており、テレワークの大きな障害となっている。電磁情報にかかるセキュリティを担保した上で、業務をペーパーレス化することにより、保険者の事務効率化・適正化に繋がる。	健康保険組合連合会	厚生労働省	現在、健康保険組合に対する実地指導調査については、主に紙媒体による確認により実施しています。	通知等 (平成13年3月22日付け保発第76号厚生労働省保険局長通知等)	対応	健康保険組合に対する実地指導調査については、健康保険組合の文書保存体制を踏まえて行う必要があると、令和2年11月から運用を開始した電子申請システムにより、今後は、電子申請手続の増加及び電子文書による文書保存が進むものと認識しています。 この認識のもと、令和3年度において、電子文書の確認手法にかかわる諸課題を把握するためのプレ電子監査を実施し、その結果により、早ければ令和4年度から順次、電子文書についても確認を行う監査に移行していくことを予定しています。 なお、健康保険組合を申請者として国に届け出る各種届出・報告のうち、慣習的に押印を求めている手続については、「保険者を申請者として国に届け出る手続における保険者の押印について」(令和3年3月31日付け保保発0331第1号厚生労働省保険局長通知)により、押印を不要としたところです。	
1086	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方自治体の医療費助成事業の支払基金への委託と受給者証等情報のマイナンバー情報連携システムへの提供	地方自治体の医療費助成事業について、全ての受給者に受給者証を交付し、現物給付とするとともに、支払基金への委託を拡大していただきたい。 地方自治体が交付する特定疾患医療受給者証及び各受給者証等の情報をマイナンバー情報連携業務に取り入れいただきたい。	地方自治体における医療費助成事業については、支払基金への委託が任意とされており、償還払いの場合、地方自治体は受給者へ償還払いを行うため、受給者に給付申請書への書面、押印の手続きを求めることとなる。また一方で受給者への還付に当たり保険者が行う付加金や高額療養費の給付と調整を行う必要があるため、地方自治体がそれぞれに各保険者等へ書面で照会を行う事務が生じており、それを回答する健康保険組合には非効率的業務となっている。 地方自治体の医療費助成事業について、全ての受給者に受給者証を交付し、現物給付とするとともに、支払基金への委託を拡大することにより地方自治体、保険者、医療機関の業務効率化と患者の利便性、デジタル化の促進に繋がる。 なお、地方自治体交付する特定疾患医療受給者証及び各受給者証等の情報をマイナンバー情報連携業務に取り入れることが可能になれば、関係各機関のより一層の業務効率化に繋がる。	健康保険組合連合会	内閣府 総務省 厚生労働省	各自治体が行う医療費助成事業における審査支払業務の支払基金への委託は、支払基金と各公費負担者の自由な契約に基づいて実施されているところ。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 健康保険法施行令第41条第1項第2号等	対応不可	制度の現状欄に記載の通りです。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1087	令和3年3月24日	令和3年7月7日	保険医療機関の返戻再請求に係る書面レセプトの取扱いについて	<p>厚生労働省総務課長通知により医療機関に返戻された請求(レセプト)にかかる書面での再請求を認める等の内容が、支払基金改革における業務効率化のための書面レセプト削減の施策を妨げているため。</p> <p>【参考】 厚生労働省総務課長通知(平成22年7月30日保総発0730第2号) 「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」(抜粋) ＜通知概要＞ 2. 電子情報処理組織による診療(調剤)報酬の請求に関する方法 ※オンラインによる場合 (1) 返戻照会に係る再請求分がある場合は、保険医療機関等の選択により、電子情報処理組織を使用するか、または、(略)審査支払機関が返戻した現行の紙レセプトに準じて出力した紙レセプトに請求省令に定める診療(調剤)報酬請求書を添えて提出すること 4. 光ディスク等による診療(調剤)報酬の請求の届出 ※電子媒体による場合 (2) (4)返戻照会に係る再請求分がある場合は、(略)審査支払機関が返戻した出力した紙レセプトに請求省令に定める診療(調剤)報酬請求書を添えて提出すること</p>	健康保険組合連合会	厚生労働省	提案理由に記載してある、「保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて(平成22年7月30日通知 保総発0730第2号)」のとおりです。	保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて(平成22年7月30日通知 保総発0730第2号)	対応	<p>審査支払機関の在り方に関する検討会において、令和3年3月29日に報告書を取りまとめました。</p> <p>オンライン請求を行っている医療機関等による返戻再請求に関する取組としては、レセプト振替・分割サービスの開始時期に合わせ、令和3年10月から、審査支払機関が行っている、オンライン請求医療機関等への紙媒体による返戻を廃止し、オンラインによる返戻のみとする。 +加えて、令和4年度中には、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関等について、再請求をオンラインによるものとする。こととしました。 ※ただし、医療機関・保険者等の事務に混乱が生じることのないよう、令和4年度なるべく早期に、レセプト振替開始による資格追認減の状況やシステムへの影響等把握し、令和4年度中の対応の実施時期、方法を判断することとしています。</p> <p>医療機関・保険者等において混乱が生じることのないよう環境を整備し、両者歩調を合わせて紙媒体を減らしていくことを進めて参ります。</p>	△	
1088	令和3年3月24日	令和3年6月16日	電子カルテ、特定健診情報等のデジタル化の推進	<p>電子カルテ、調剤の電子処方、特定健診結果の電子化等の早期のデジタル化について、国の施策において行って頂きたい。</p> <p>医療機関、保険者、審査支払機関の連携の給付費等の請求及び審査支払の業務効率化を図るため、標準化された運動性のある記録条件仕様書について厚労省が主体となり整備を進めていただきたい。</p> <p>マイナンバーの制度運用開始に鑑み、事業主健診結果の共有、アップロード、閲覧等に際して、個人情報保護に関する法整備などを検討いただきたい。</p>	<p>令和3年3月から順次開始されるオンライン資格確認、医療費・薬剤費情報、特定健診情報の提供等の開始について、これらの円滑な開始と定着推進を図るためには、電子カルテ、調剤の電子処方、特定健診結果の電子化等の早期のデジタル化が求められる。これらは国民全体に寄与される取り組みであることから、保険者の一方的負担において行われるべきではなく、国の施策において行って頂くべきと考えているため。</p> <p>その他のデジタル化についても、国が個人情報保護に係る法整備を検討しつつ主体的に進めるべきと考えているため。</p>	健康保険組合連合会	内閣府 個人情報保護委員会 厚生労働省	<p>【特定健康診査に関する記録について】 特定健康診査に関する記録については、保険者は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)第10条の規定により、電磁的方法(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)により作成し、保存しなければならないこととされています。また、保険者が特定健康診査の実施を外部に委託した場合においても、当該委託を受けた者は、「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年3月29日厚生労働省告示第92号)第1の4(1)の規定により、特定健康診査に関する記録を電磁的方法により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出することとされています。</p> <p>【PHRについて】 「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」に基づき、PHRの対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用することとしております。</p> <p>【電子カルテについて】 電子カルテは、医療機関の業務の効率化及び医療従事者間の円滑な連携を図るなどの効果があり、400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は年々上昇しています。また、厚生労働省としては、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報やその交換方式の標準化を進めることが重要と認識しています。 【標準化された運動性のある記録条件仕様について】 レセプトの記録条件仕様については、標準化されています。</p>	<p>・特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年12月28日厚生労働省令第157号)第10条 ・「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者」(平成25年3月29日厚生労働省告示第92号)第1の4(1)</p>	一部検討を予定	<p>【特定健康診査に関する記録について】 特定健康診査に関する記録は電磁的方法により作成することとされています。</p> <p>【PHRについて】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【電子カルテについて】 厚生労働省においては、「健康・医療・介護情報活用検討会」及び「医療等情報利活用ワーキンググループ」において、アプリケーション連携が非常に容易なHL7FHIRの規格を用いてAPIで接続する仕組みを提案・稼働できることを検討することとされています。このような方向性に基づき、電子カルテへの実装等について、医療情報支援基を活用して支援することを検討してまいります。</p> <p>【電子処方箋について】 電子処方箋の仕組みについては、単に処方・調剤業務の効率化にとどまらず、被保険者全体が利益を受ける仕組みとして電子処方箋および処方・調剤情報を管理するシステムを構築する予定です。</p> <p>【標準化された運動性のある記録条件仕様について】 記録条件仕様の運動については、レセプト以外の記録条件仕様は標準化されたい、必要に応じて検討して参ります。</p>	
1089	令和3年3月24日	令和3年7月7日	健康保険法における現金給付等の給付金口座とマイナンバーの紐づけ	健康保険法に基づく現金給付等を保険者が加入員に給付する場合において、将来的にマイナンバーに口座が紐づけられた場合には、当該登録口座に用いることとしていただきたい。	これにより患者等が書面による還付申請を行う手続きの簡略化及び押印の廃止に繋がるため。 また地方自治体や事務署等においても還付額の調整のための証明書提出を求める業務負担が軽減するため。	健康保険組合連合会	内閣府 厚生労働省	健康保険法に基づく現金給付(高額療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料(費)等)については、支給申請書に記載された振込先指定口座に対して支給が行われています。	健康保険法第102条等	検討に着手	現金給付の払込口座とマイナンバーの紐づけについては、第204回国会に提出されているデジタル改革関連法案等を踏まえ、被保険者が希望する場合にはマイナンバーと紐付いた口座へ給付を行うことが可能となるよう、必要な検討を進めているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1090	令和3年3月24日	令和3年7月7日	柔道整復療養費等療養費申請のオンライン化	現在整備されているオンライン環境を活用して、柔道整復療養費等療養費申請のオンライン化を図っていただきたい。 現在、保険者を取り巻くネットワークシステムには「社会保険・税手続のオンラインフックサービス」及び「医療保険等電子請求ネットワークシステム」が存在します。 社会保険・税手続のオンラインフックサービスは、事業主からの行政手続を電子申請するためのシステムであり、現状、被保険者からの行政手続まではその範囲としていませんが、行政手続の窓口として、当該サービスの利用が最も有効であり、費用負担の面においても効果が図れると見込まれます。	現状において柔道整復療養費は受領委任払いのため、施術者が作成した保険者へ請求するための療養費支払申請書に患者が請求内容を記載し、施術者の受領に同意した署名(押印)を行うため、書面による申請となっている。(受領委任制度) 各保険者等はそれぞれでデータ化を行い審査支払を行なっているが、各都道府県に設置された柔道整復療養費審査会は書面審査で行われており、非効率な状況となっている事、また制度上対面で患者に署名を求める手続については施術者にも業務上の負担が生じている。 署名に代わる患者が請求内容を確認できる受領委任の仕組みを早期に構築し、申請をオンライン化にすることで、現在各保険者でそれぞれに行なっている審査支払業務を一元管理することが可能となること。さらに対面で行われている柔道整復療養費審査会の業務効率化に繋がること等を期待される。 なお、健康保険法7条において療養費は現金給付であり、健康保険法施行規則第66条により被保険者の申請に基づき支給されるものですが、通知により三者の合意に基づき執行している受領委任払いとなっています。このように療養費は二通りの申請方法があるほか、医療費金体からみれば数%しか当たらないため、療養費のオンライン化のため、今後新たなオンラインの仕組みを構築することは保険者等にとっては大きな負担となるため、受け入れ難いことをご承知ください。	健康保険組合連合会	厚生労働省	柔道整復の療養費の電子化については、社会保険審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において「今後の電子請求の導入について検討すべきであるとされています。  (参考)柔道整復療養費に関する議論の整理(平成28年9月23日) 5 その他 (2)電子請求の導入等について ○ 支給申請書様式は、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成22年5月24日付け保発0024第2号)別紙様式第5号において示されているところであるが、変更として、施術者によって使用する様式が異なっており、審査に支障を来しているとの指摘を踏まえ、様式を統一するよう再度周知するべきである。 ○ 電子請求の導入に向けて、情報セキュリティに配慮しつつ、署名・押印を求める現行の用紙による請求方式の例外として、電子請求に係るモデル事業を実施するべきである。当該モデル事業の結果を踏まえ、今後の電子請求の導入について検討すべきである。	なし	検討に着手	電子化については、社会保険審議会医療保険部会柔道整復療養費専門委員会において引き続き議論を行うこととしており、その議論や保険者及び施術団体等の意見を踏まえ、検討していきます。	
1091	令和3年3月24日	令和3年6月16日	納税証明書を全国どの税務署でも取得可能にすること	現在、国関係の納税証明書の取得には、紙申請の他、e-taxによる電子申請の方法があるが、窓口で受け取る場合は、取得法人等の所在地を管轄する税務署でのみ交付が可能とされている。これを全国どの税務署でも交付が可能となるよう改善してほしい。	行政書士は各種許可申請の申請を主な業務としているが、各種申請には添付書類として、納税証明書の添付を要求されることが多い。この場合、依頼者が納税証明書を取得することに伴って、依頼者は全国に展開している事業者もあり、仮にe-taxで申請しても、緊急を要する場合には郵送では間に合わないため、直接窓口に向かわなければならない。遠方にある場合には、時間・労力ともに負担が大きい。現在はネットワークが発達しており、顔の納税管理も進んでいるのであるから、システムを少々変更すれば全国どの税務署の窓口でも交付は可能だと考えます。国民の利便向上にもつながると考えます。	日本行政書士会連合会	財務省	マイナンバーカードをお持ちであれば、e-Taxにより自宅等からオンラインで国税の納税証明書(電子ファイル(XML形式))を請求していただくことができます。 また、書面により郵送で受け取ることもできます。	国税通則法	対応	令和3年7月から、マイナンバーカードをお持ちであれば、e-Taxにより新たに国税の納税証明書を電子ファイル(PDF形式)で受け取ることも可能となります。 この納税証明書は、税務署窓口に行かなくとも、申請者の自宅等で印刷して使用することが可能となり、税務署へ向かう手間や郵送にかかる日数が削減できます。	
1092	令和3年3月24日	令和3年6月16日	一般貨物自動車運送事業経営許可申請の標準処理期間の見直しについて	改正概要では一般貨物自動車運送事業の許可及び認可において、運輸局長及び運輸支局長の事業で、運行管理及び整備管理体制等の審査を要する案件について、標準処理期間を1ヶ月延長するとされ、一般貨物自動車運送事業の経営許可申請においては、施行前3~4ヶ月であったものが施行後3~5ヶ月に変更された。また、事業の継続運行のための経済的基礎の審査の厳格化として、人件費、燃料油脂費、修繕費等の計上期間を(2ヶ月分⇒6ヶ月分)へ、車両費、建物費、土地費の計上期間を(6ヶ月分⇒1年分)へと大幅に変更されており、申請中、常にその金額を確保しておくなければならない。確保の遅延して申請及び申請期間中の指定された期日の2回、銀行預金の残高証明書提出を求められ、申請者の経済的負担は大きく、実質的な参入規制となっている。 そこで、標準処理期間を短縮することにより、申請者の経済的負担を軽減していただきたく、お願いいたします。	トラック運送業の健全な発達を図るため平成30年に貨物自動車運送事業法が改正され、特に規制の適正化を図る観点から、安全性の確保・事業の継続運行のための適切な計画・能力の有無に係る許可基準等が明確化されました。 また、法改正を踏まえ、貨物自動車運送事業に係る許可の審査において以下の見直しを行いました。 ・点検及び整備管理に関する指揮命令系統が明確であることを新たに確認 ・事業を継続的に行うに足る資金の有無の確認に関し、人件費・燃料費・車両費等の一部経費について見積期間を拡大	日本行政書士会連合会	国土交通省	・貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号) ・貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号) ・一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について(平成15年2月14日国土官第77号) ・一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について(平成15年2月14日国土官第86号)		対応不可	上記(左記)のとおり、平成30年の貨物自動車運送事業法の改正により各種許可基準が明確化されたことを踏まえ、審査事項の見直しを行いました。特に、一部経費に係る見積期間の延長については、貨物自動車運送事業を行うために必要な経済的基礎が事業開始前から万全であることを確認する目的で実施したところです。 また、各審査における標準処理期間の見直しについては、改正法の施行により貨物自動車運送事業の許可に係る審査事項が大幅に増加する一方、引き続き適切な審査を行う観点から実施したところです。 今後も引き続き、迅速かつ適切な審査に取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1093	令和3年3月24日	令和3年5月24日	公共工事における書式のムダについて	公共工事の発注機関による次の提出書類及びデータにおいて、主旨や内容に多大な相違がないものの書式が異なる。官公庁、自治体、外郭団体においてせめて統一し、労働時間・無駄な印刷物等の排出を削減していただきたい。	元請公共工事においては、どんなに小さな工事でもおおよそ衣装ケース5箱以上の書類を作成し、提出を求められます。官公庁、自治体、NEXCO等の外郭団体において、皆それぞれに違いがあり、更に変更もあり、現場はほぼ書類作成に追われ残業が膨大にもなります。様式を探すところから始まり、内容も発注者はもとより担当者によって異なる指示があり、作成しなおしは常時となります。この時間を節約して、品質管理・安全管理・労働環境の改善に予算や手間は割け方が、よほど良い仕事ができます。工事の受注は実績が求められることが多いため、同類工事を請けることが多く、同じような書類を作成します。せめて様式が統一され、DLページが固定されていれば、どれほど良いことでしょう！	個人	内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省 防衛省	・建築分野では、公共建築工事で用いる標準的な書式として、公共建築工事標準書式を定め、ホームページで公開するとともに、公共建築工事の設計図書（公共建築工事標準仕様書）で同書式を規定し、書式の統一を図っています。 ・土木分野では、工事書類について業団体との意見交換等により削減や簡素化、集約化を進めています。 ・また、標準様式を定め、HPJにて公表しています。 ・電子と紙での二重提出の防止など受注者から提出される書類の削減の取組も実施しています。 ・なお、各省庁・自治体・外郭団体等の工事において標準様式を使用するかは、各自治体の判断に依っています。		その他	・行政への入札・契約に関する手続については令和2年12月までに行政手続コスト20%以上削減するとの目標を掲げ、以下の取組を行うこととしている（規制改革実施計画（令和2年7月閣議決定）） ① 行政手続コスト削減目標の達成 ② ハイックラウド連携を図ること等により、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書（写し）及び納税証明書（写し）の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講じる。 ③ 経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、フンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。 ④ 上記に加え、地方公共団体の競争入札参加資格申請書について、標準様式の取りまとめるとともに、地方公共団体の電子申請システムへの反映等が行われるよう必要な素地を講じる。 このほか、昨年12月からは、建設免許等に係る手続のオンライン化に関して、事業者等から広く利用されるものとなるよう、オンライン利用率を次期に引き上げる目標を掲げた取組を始めます。 ・建築分野では、制度の現状に記載した取組を継続します。 ・土木分野では、今後も受発注者の業務負担軽減のため、引き続き工事書類簡素化や集約化を進めていくと共に、標準様式等の公表を続けていきます。	
1094	令和3年3月4日	令和3年4月16日	【必見！】乳幼児保育用の勤務証明書統一化	各市町村に提出している、在籍証明（勤務証明）の必要記入事項を統一することで、全国一律の在籍証明（勤務証明）フォーマットを作成する。各市町村でバラバラのフォーマットのため、記入しづらい、かつ作成に手間がかかっている。	内閣府や厚生労働省からも、各自治体への要請を行っている認識ではありますが、遅々として進んでいないのが現状だと思います。この様式の統一化は80%が統一してOKではなく、100%になって初めて成功したといえるでしょう。ここまで進んでいない主な原因としては、各自治体によって保育施設へ入所させる判断基準が異なっている点にあると考えております。（この判断基準が違う時点で公正公平な行政サービスを受けられる権利が阻害されているという大きな課題については別項）この主な理由で進んでいないのであれば、大は小を兼ねるの考えの基、全国の判断基準をまずすべて洗い出します。その次に、判断基準について総合的に判断して合理的でないものがあればこの時点で削除します。最後に残ったすべての判断基準を網羅できるだけの様式に代えてしまえばいいと思います。様式が統一されれば、許認可等のスピードが上がることとなります。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください。				
1095	令和3年3月4日	令和4年5月13日	保育所の申し込みに関する証明書の書式について	地域により書式が異なるため、作成に時間がかかる。書式を全国で統一し、電子申請ができるように。コロナ禍において印鑑も必要となっている。	保育所の申請や継続利用に必要な証明書を企業で作成のうえ社員が保育所を通して役所に提出しているが、書式がバラバラのため作成に時間がかかる。印鑑も必要となっている。ハローワークの給付金については、育児給付など企業が電子申請可能であるが、同様に、証明書についても電子申請ができるようにするが書式を統一してほしい。または、マイナンバーで照会することで証明書事態をなくすることはできないのか。上記により、企業と社員の負担が減り、役所の審査もスピーディーになる。また、地域による審査のバラつきもなくなる。保育所の入退所もスピーディーになり、社員の復職も早まることで、育児給付のコストも減らすことができ、会社は人材を確保でき、社員は給与を早く得ることができる。	個人	内閣府 厚生労働省	番号355の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1096	令和3年3月24日	令和3年4月16日	法令、施行規則、省庁庁舎等指示などで、書面が必要なものを電子記録媒体・電子認証等で代替を許容	【制度的要望内容】 ・印鑑不要、実物(紙)不要→電磁的記録や電子認証での代用を進めること。	【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・現行、様々な法令、政省令、施行規則において手続には書面を要するものとの定めがあることにより企業・個人の行動が制約されている。 【要望理由】 ・Withコロナでの企業間・個人取引において、緊急事態宣言が再度発令されるような行動制約下では特に現物を用いた取引がネックとなる。特に金融取引においては電磁的記録を用いた手続きを整備することで災害下においても企業/個人へ迅速な援助が可能となる。	都銀懇話会	内閣官房 内閣府	デジタル手続法(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号))では、国に対して、民間手続におけるデジタル化の促進のための環境整備を行う義務を課すとともに、これを踏まえた民間手続の書面規制の見直し等の施策を講ずる義務を課すこととしております。  (参考) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律 (民間手続における情報通信技術の活用促進のための環境整備等) (民間手続における情報通信技術の活用促進のための環境整備等) 契約の締結に際しての民間事業者による情報提供の適正化、取引における情報通信技術の適正な利用に関する啓発活動の実施その他の民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用を図るために必要な施策を講ずるものとする。 2 国は、前項の施策の実施状況を踏まえ、民間事業者とその民間手続の相手方との間の取引における情報通信技術の安全かつ適正な利用に支障がないと認めるときは、民間手続(当該民間手続に関する法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものに限る。)が電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われることが可能となるよう、法制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第115条	対応	企業間/個人取引における書面・押印の義務付けについては、経済界からの要望を踏まえ規制改革推進会議において見直しの検討を行い、見直されることとなった案件のうち法律で義務付けられているものについては、今後、電子化を可能とする法改正案を本国会に提出したところです。 引き続き、法令等で義務付けられている書面・押印についてはご要望の声を踏まえ見直しを図ってまいります。	
1097	令和3年4月23日	令和3年5月24日	不動産賃貸借契約におけるハンコレス、ペーパーレス、対面説明レス	不動産賃貸借契約において、押印なしでも、契約ができるように規制を改めて下さい。不動産賃貸借契約書が、紙の書面である必要もなく、電子的に契約ができるようにして下さい。宅建士による重要事項説明も、対面を受ける必要を全く感じません。欧米では当たり前のネットでの不動産賃貸借契約が日本ではできないのは、おかしいです。大きな不動産の売買契約などのごとくではなく、マンション・アパートの部屋の賃貸借契約のごとくです。	コロナ下の7月に、仕事の都合により、地元から東京に引っ越しをし、東京のマンションの一室について賃貸借契約を締結しました。その際、不動産賃貸借契約書の押印と宅建士法上の重要事項説明のためだけに、一度、上京を強いられ、また、地元に戻ることもなりました。大きな不動産の売買契約ならともかく、マンションの部屋の賃貸借において、オンラインでの契約ができぬのはおかしいと思います。結局やったことは、紙の不動産賃貸借契約書への押印と、宅建士の方からの重要事項説明を受けただけです。宅建士の方からの重要事項説明も、かなり形骸化しており、そろそろ規制緩和が必要な時期ではないでしょうか。なお、私自身、宅建士試験は合格していますが、現行法は、口頭での説明や書類の交付に拘り過ぎだと思えます。関連法令の改正を行い、不動産業を成長産業に変えて下さい。	個人	国土交通省	宅地又は建物の賃借の契約締結時の重要事項説明については、テレビ会議等を用いて双方向でのやりとりを行うこと、重要事項説明書を事前送付すること等の条件を満たすことにより、平成29年10月以降、オンラインで行う場合も対面で行うものと同等に取り扱うこととしております。 この際も、宅地建物取引士が記名押印した重要事項説明書等の書面(紙)による交付が必須となっておりますが、第204回国会において成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、宅地又は建物の賃借の契約締結に際して交付すべき重要事項説明書等について、宅地建物取引士による押印を廃止するとともに、契約の相手方の承諾を得て、電磁的方法による交付を可能とする等の宅地建物取引業法の改正を行うこととしております。	宅地建物取引業法第35条、第37条	対応	・制度の現状欄に記載のとおり、オンラインでの重要事項説明は現行制度にて実施可能となっております。 ・また、賃貸借契約締結時の押印廃止・電磁的方法による重要事項説明書の交付を可能とすべく、第204回通常国会で成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において宅地建物取引業法を改正したところです。	
1098	令和3年4月23日	令和3年5月24日	戸籍謄本等の発行について	戸籍附票、戸籍謄本など本籍地のある役所しか発行できないのはおかしい！各市町村の役所が繁がり、遠方に住んでいても、住んでいる所の役所から発行できるようにならないでしょうか？	手元に届くまでに時間がかかることにより、済ませたいことが1日で済まない。他所に提出する書類も、戸籍謄本などが届くまで待たなければならぬ。本籍地がある役所に、郵送で請求する場合も、ゆうちょ銀行で定額小為替など購入する手間がある。そして郵送の人員費。とにかく、公務員の職務怠慢と思えたくない。	個人	法務省	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年4月現在656の市区町村で導入され、そのうち430の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	
1099	令和3年4月23日	令和3年5月24日	戸籍謄本、抄本のコンビニ取得改善について	マイナンバーによる戸籍謄本、抄本コンビニ取得できますが、戸籍、住民票ともにその自治体に住所がないとコンビニ取得できません。すくなくとも住民票が戸籍のある自治体になくとも取得できるようにする。	マイナンバーによる戸籍謄本取得に申請者本人住民票住所が関係する理由がない。急に戸籍謄本取得が必要になったとき、郵送による申請は10日間かかるし、委任状による窓口申請にも戸籍がある自治体には申請がいかないと。委任状を代理人宛郵送しなくてはならぬ。郵送による書類やりとりは結局10日間程度かかる。そして民間手続きで学歴証明を提出する必要がある場合、女性の場合、苗字が変わっているの、戸籍抄本が必要となる場合がある。ほかにも過去の苗字と現在の苗字が異なるときの個人証明にしようされている。	個人	法務省	戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要がありますが、コンビニ等で専用端末から請求する方法も認められております。コンビニ等での請求を可能とするシステムの導入は、戸籍事務を管掌する各市区町村長の判断によることとされており、令和3年4月現在656の市区町村で導入され、そのうち430の市区町村においては、本籍地以外でもコンビニ等での請求が可能です。	戸籍法第10条第1項 戸籍法施行規則第79条の2	対応	コンビニ等での請求のほか、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1100	令和3年4月23日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの受け取りについて	マイナンバーカードの受け取りで、今回は子供(高3、中1)のも一緒に手続きをしました。受け取りには本人が来ないと行けない旨をわかれ、学生で平日は学校…平日は夜、部活等で…受け取り時間までに帰宅することは無理です。長期休みの期間しか受け取りができません。委任状等で対応できないのでしょうか？入館中や施設に入られている方は委任状で対応しているのなら、できるのではないのでしょうか？2度手間以上かかるのはいかがでしょうか？急ぎで必要というわけではありませんが私も、休みの日などを利用して、簡潔な対応をしてほしいです。	休みの日を利用して、マイナンバーカードの受け取り予約をしました。子供のも一緒に手続きしたので、受け取りも代理でできるものだと思います。入館している方や、施設に入られている方は委任状での対応ができるのに、学生には対応されないことがおかしいと思います。委任状対応等で親権者が受け取り可能にして欲しいです。結局受け取りには予約も必要で、この日のこの時間…ポイントで子供を連れて行く…部活や塾等なかなか難しいので、この手間が無くなれば、(もちろんきちんと確認は必要だと思います。)マイナンバーカードの普及にもつながると思います。	個人	総務省	番号908の回答をご参照ください。				
1101	令和3年4月23日	令和3年5月24日	小為替、印紙のコンビニ扱い	定額小為替、収入印紙・収入証紙は郵便局のみの扱いです。これをコンビニでも取り扱ってほしい。	定額小為替は郵便局、収入印紙と証紙はゆうちょと分けられています。また平日のみの扱いです。仕事をしている人間にとっては時間制約があり、郵便局が開いている時間には間に合わない。コンビニ扱いになれば時間制約はなくなり利便性が向上する。	個人	金融庁 総務省	(為替) 現在、ゆうちょ銀行及び日本郵便の為替の取扱いは、銀行法(昭和56年法律第59号)に基づき行われており、取扱場所が制限されているものではございません。 (収入印紙) 「郵便切手類販売所等に関する法律」第2条において、「日本郵便株式会社は、(略)印紙の売りさばきに関する業務を委託することができる」と規定されています。 (収入証紙) 普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入によることができるとされております。	(為替) 銀行法(昭和56年法律第59号) (収入印紙) 郵便切手類販売所等に関する法律第2条 (収入証紙) 地方自治法(昭和22年法律第67号)	現行制度下で対応可能	(為替) 制度の現状欄に記載のとおりです。なお、ゆうちょ銀行及び日本郵便の為替の取扱いは、両社において判断されるものでございます。 (収入印紙) 「郵便切手類販売所等に関する法律」に基づき、日本郵便株式会社からの委託によってコンビニで売りさばくことが可能となっています。現在、同社は主なコンビニチェーンの各店舗と委託契約を結んでおり、実際に多くのコンビニで収入印紙の購入が可能になっています。 (収入証紙) 証紙による収入の方法に関しては、条例の定めるところによるものであり、その証紙を取り扱うことができる者の範囲については、地方自治法及びその関係法令において制限はありません。証紙を取り扱うことができる者の範囲については、各地方公共団体において、それぞれの実情に即して判断いただくべきものと考えます。	
1102	令和3年4月23日	令和3年5月24日	法務省の登記情報提供サービスが24時間活用できないか？	当該サービスは、登記所に整備されているデータ(不動産情報・登記簿、地図等)を、有料でダウンロードできるシステムですが、登記所開庁時間しかダウンロードできない、土地家屋調査士業務を行っておりますが、何故開庁時間しかダウンロードできないか理解できない。クライアントサービス向上のためにも、24時間ダウンロードできるようにしてほしい。	1. 法務局サーバーに入っている情報をダウンロードするだけなのに、法務局の開庁時間しかダウンロードできないのはナンセンス。 2. クライアントへのサービスが向上する。一就業時間以降就業時間以降又は又は、土日作業し、早々にクライアントに情報を提供できるのに、法務局の開庁時間まで待たなくてはならないのは、不合理。 3. 当該サービスを活用する上で、土地家屋調査士は年会費も支払っているのに、24時間活用できないのは、どこかの大使館のメールよりひどい。	個人	法務省	登記情報提供サービスの利用時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとしております。	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第1条	検討を予定	登記情報提供サービスの利用時間の拡大につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、適切に対応を検討してまいります。	
1103	令和3年4月23日	令和5年3月13日	お薬手帳電子化	保険証にお薬手帳のデータを読み込ませるようしてほしいです。保険証にバーコードを付けてそこに処方した薬を登録していくとか。	薬局で毎回「お薬手帳お持ちですか？」と聞かれ、毎回持ってないからシールをもらうけどそのシールも無くすから、いろいろ無駄なやり取りだと思えてきたので投稿しました。図書館の貸し出しでバーコードで管理しているので、薬の種類ごとにバーコードを割り当て、図書館の貸し出しみたいにデータを読み込ませれば、医者も薬剤師もその人がどのような薬を使ったか、また使えないかを診察前から判断でき、病院を移った時でもから情報を判断する必要がなくなると思いました。	個人	厚生労働省	お薬手帳については既に電子化されており、「お薬手帳(電子版)の運用上の留意事項について」(平成27年11月27日付け薬生総発1127第4号)において、医療機関・薬局や、電子版お薬手帳の運営事業者が留意すべき事項を示しています。また、マイナンバーカードで閲覧できる薬剤情報等は、事業者の対応が必要ですが、API連携を通して電子版お薬手帳上で表示することが可能となっています。令和5年1月から開始された社会保険診療報酬支払基金・公益社団法人国民健康保険中央会を運営主体とする電子処方箋管理サービスにおける処方情報・調剤情報もAPI連携が可能となっています。	対応	制度の現状に記載したとおりです。		
1104	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保育園入園・学童入所のための就労証明書発行	保育園入園・学童入所のために行政に保護者が提出する就労証明書発行を企業で担当しておりますが、全て紙での発行+押印が必要+各自治体でフォーマットが違い、企業の大きな負担となっています。(また自治体側でも全て紙でチェック・処理していますので同様に負担となっているかと) google formを使用するなど、いくらかでもオンライン化はできるはずですが。	保育園入園・学童入所のために行政に保護者が提出する就労証明書発行を企業で担当しておりますが、全て紙での発行+押印が必要+各自治体でフォーマットが違い、企業の大きな負担となっています。(また自治体側でも全て紙でチェック・処理していますので同様に負担となっているかと) google formを使用するなど、いくらかでもオンライン化はできるはずですが。	個人	内閣府 厚生労働省	番号216の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1105	令和3年4月23日	令和3年5月24日	取締役(理事等)の自己破産についての法改正	会社(特定非営利活動法人等含む)の取締役の自己破産についての法改正を願っております。民法と商法で違うので商法に合わせて民法を変えて欲しい。特定非営利活動法人の理事については民法でも退任になっていたような気がします。	会社と取締役との委任関係を規定している民法では、自己破産が委任契約の終了事由として規定されており、自己破産をする方が会社の取締役をしている場合には、退任することになってしまいます。さらに以前は、商法によって自己破産を申し立てて免責が確定するまでの間は取締役になることができないと規定されていました。しかし、2006年に新会社法が施行され、商法の規定が削除されたことで、自己破産を申し立てて免責が確定するまでの間であっても取締役になることができるようになりました。そのため、一度、委任契約は終了してしまうものの、再度会社から取締役に選任されれば、取締役になることができるのです。	個人	内閣府 法務省	株式会社と取締役との関係は、委任に関する規定に従うこととされています(会社法第330条)。また、委任者が破産手続開始の決定を受けたときは、委任は終了することとされています(民法第653条第2号)。したがって、取締役が破産開始の決定を受けたときは、株式会社と取締役との間の委任契約は終了することとなり、取締役は退任することとなります。ただし、会社法において破産手続開始の決定を受けて復権を得ていないことは取締役の欠格事由とはされていませんので(会社法第331条参照)、破産手続開始の決定を受けたことによって取締役を退任した者であって復権を得ていない者であっても、改めて株主総会の決議によって取締役に選任されれば、取締役となることができます。なお、特定非営利活動法人においては、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は役員となることができないこととされています(特定非営利活動促進法第20条第1号)。理事が破産手続開始の決定を受けたときは、理事を退任することとなり、復権を得るまでは理事となることはできません。	会社法第330条、第331条、民法第653条第2号、特定非営利活動促進法第20条第1号	対応不可	株主総会の決議により選任された取締役は、株式会社と委任契約を締結するものと解されているため、株式会社と取締役との関係は、委任に関する規定に従うこととされています(会社法第330条)。民法においては、委任者が破産手続開始の決定を受けたときは、委任は終了することとされており、取締役が破産手続開始の決定を受けたときは、取締役を退任することとなります。他方で、会社法は、破産者に再度の経済的再生の機会を与えることが国民経済上有益であるとの観点から、同法制定前の商法の規定と異なり、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者は取締役となることができないこととはしていません。したがって、破産手続開始の決定を受けて取締役を退任した者が、復権を得る前に取締役となることは可能です。他方で、そのような者を取締役とすることについては、改めて株主総会の判断に委ねることが相当であると考えられることから、そのような者を取締役とするためには、株主総会の決議により再度選任することを要することとしています。	
1106	令和3年4月23日	令和5年4月26日	子供のマイナンバーカード	子供(未就学児)のマイナンバーカードを受け取る際、実態であることの証明ができれば本人が行かなくてもよくしてほしい。	子供は委任状を書くことができない。市役所は通常平日の日中しかやっております。保育園に通っている場合など、親子のスケジュールが合わない場合もある。	個人	総務省	番号908の回答をご参照ください。				
1107	令和3年4月23日	令和3年5月24日	NHKスクランブル放送化	現在のNHKの放送をスクランブル化し、受信希望者のみ放送を視聴する様にします。	現在のNHKの放送受信設備を設置した段階で契約が発生するとゆう在り方は時代錯誤であり不公平かつ非合理的。徴収に当たる経費の削減、度重なる設置に対する契約呼び掛けによるコストもなくなる。現在の契約の在り方ではますます「テレビ離れ」に拍車をかけ、放送業界の景気悪化、政治との距離が離れてしまう事が懸念されると思います。国民の生活がなかなか変わらない中、肥大する収益と、沢山子会社化された巨大組織となったNHKの在り方を令和の時代に必要としない国民の声聞いてほしいと思います。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方が受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にふさわしいものであると考えます。	
1108	令和3年4月23日	令和3年6月16日	非居住日本人(帰国予定者の口座開設)	海外在住の非居住日本人が日本への完全帰国の際、海外で稼いだお金を日本の自分名義の口座へ送金できるように、条件付き口座開設を認めて頂きたいです。	私は20歳の時に韓国に来て約15年韓国に在住している非居住の日本人です。私はこちらで商売をしているのですが、近々日本への完全帰国を考えています。ここで一つ問題があります。今まで韓国で稼いだお金(韓国の税法に基づき税金を納めた後のお金)を日本に持ち帰りたいのですが、非居住の日本人は日本での口座開設ができないため現金で持ち帰る以外方法がありません。約2億円のお金を現金で持ち帰るのには無理があります。私のように海外で稼いだお金を日本完全帰国の際に口座送金出来ずに困っている人が必ずいるはず。少子高齢化が深刻な日本ですが日本は素晴らしい国です。海外で商売をしている人なコネクションがある在外日本人の帰国をより簡単にすれば、人口増加にも消費増加にも必ず良い効果があると思います。そこで条件付きの口座開設を許可して頂きたいです。	個人	金融庁	各金融機関が銀行口座開設を行うか否かといった審査の考え方やどのような銀行口座を開設するかについては、金融庁が「規制」として定めているのではなく、各金融機関が経営判断に基づき内部規程を定めて対応しているものです。なお、現地で稼いだお金を日本に持ち帰る方法としては、例えば、日本への帰国後、現地の銀行口座から日本で開設した銀行口座へ送金する方法も考えられますが、各銀行によって取扱いが異なる可能性がありますので、日本にも営業拠点を有している現地の銀行等に相談いただくことが考えられます。また、金融庁の「金融サービス利用者相談室」においては、金融機関の対応に関するご相談等について、お話を伺った上で、論点の整理などのアドバイスを行っておりますので、同相談室にご相談いただくことも可能です(あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。)	なし	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1109	令和3年4月23日	令和3年5月24日	不動産取引に関する縦割り規制の廃止	1. 国交省と法務省の垣根を取り払い、不動産業者が代理・媒介をするときは、宅地建物取引士による売買登記の相談や代理についても、付随業務として扱えるようにするべきである。 2. 総務省と法務省の垣根を取り払い、遺産分割協議書や不動産売買契約書を作成した行政書士にも、付随業務として登記の相談や代理が扱えるようにするべきである。	不動産取引に当たり、国土交通省は宅地建物取引士の資格制度を所管し、契約に当たり重要事項説明などをさせることを義務化している。一方、法務省は司法書士の資格制度を所管し、売買登記代理の独占をさせている。国民は、不動産売買に当たり不動産業者に多額の代理・媒介手数料を支払い、宅地建物取引士に重要事項説明等を依頼しているにも関わらず、住宅購入の際、登記の場面だけ司法書士に別途10万円もの費用が必要となっている。司法書士法の規制は広く、登記申請書の書き方の相談すらも宅地建物取引士に許さない制度であり、省庁の垣根によって、国民の負担となっている。よって、不動産業者が代理・媒介をするときは、宅地建物取引士によって売買登記も付随業務として扱えるようにするべきである。一方、総務省が所管する行政書士は、遺産分割協議書や売買契約書の作成を独占業務としているが、登記や重要事項説明には関与できない。司法書士においては、登記申請に添付する遺産分割協議書などは作成できるが、登記申請と関係の無い協議書や契約書の作成は認められていない。法務省の縦割りの規制によって、登記申請の部分のみを司法書士に独占させているが、国民にとっては無駄な支出となるので、行政書士についても遺産分割協議書や売買契約書を作成したときは、登記の相談や代理業務を認めるべきである。	個人	法務省 総務省	司法書士は、不動産登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができ、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触することとなります。	司法書士法第3条、第6条、第73条	対応不可	国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理及び相談を行うことは司法書士の独占業務とされています。これは、司法書士については、司法書士法6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。	
1110	令和3年4月23日	令和3年5月24日	在職証明書の保育所提出	毎年保育園へ在職証明書を、両親とも紙ベースで提出しておりますが、記入している情報はすでに行政で把握されている情報と重複しており、また、給与情報など他人に知られたくない情報が収集されておりますので廃止または、Web上で記載内容に精通ないかの確認のみに変更。そもそも無償対象世帯に対しては、書類の必要性が無いように感じます	会社の人事部はこの発行義務のない書類の作成が必要となり特定の時期に集中する作業が無くなる為、残業解消できる。保育所では就業作業がなくなり、保育に割く時間が増加。個人情報保護の保管コスト解消	個人	内閣府 厚生労働省	保育所等を利用している子どもの保護者は、法令上、毎年、市町村に対し、保育の必要性認定の事由に該当していることの確認や利用者負担額の決定の必要性の観点から、認定を受けている理由となる事項を証明する書類を添付して届出を行うこととされています。一部の証明書類については市町村が公正かつ適正な給付費の支給に支障がないと認めるときは省略することが可能となっております。例えば、マイナンバーによる情報連携により、利用者負担額の算定のために必要な税情報取得により、課税証明書の省略等が考えられます。なお、施設型給付費等の支給を受けて保育所等を利用する場合には、保育の必要性認定を受けることが必要です。就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることとされています。一方で、法令上、保育所等への就労証明書の提出を求める規定はありません。	子ども・子育て支援法第20条第1項、同第22条 子ども・子育て支援法施行規則第9条	対応	制度の現状に記載のとおり、マイナンバーによる情報連携で市町村は税情報を取得することができます。このように制度上では、税情報の取得は可能である旨、引き続き市町村に対して周知してまいります。また、法令上市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては、提出先の市町村において適切に管理されているものと承知しております。市町村に対して提出された就労証明書及び就労証明書に記載された情報の取扱いについては市町村にご照会ください。	
1111	令和3年4月23日	令和3年5月24日	外国人歯科技工士の就労ビザ	今、外国人歯科技工士が医療ビザを取得して歯科技工士として働くことができます。限定的でも良いので、正式に働く場が欲しいです。	ただでさえ歯科技工士は、きつい仕事で、国家資格にも関わらず、雇職する人が増えています。少なくとも日本の歯科技工士学校を卒業し、日本の歯科技工士の免許を取得した人だけでも良いのでビザの許可を降ろして欲しいです。私は歯科医師ですが、歯科技工は保険診療の点数と諸費用のバランスが非常に悪いのです。ものによってはせっかく作っても赤字になってしまうまであります。そういう状況の中、技工士不足による納期の延長が今実際起きています。歯科医院に通われる方は同じ曜日に通われるような方が多いです。(休みの曜日が決まっているなどとして。)今までは1週間で作られた歯科技工物も中7日、中8日と納期が遅れています。歯科技工所には技工士不足によるものだと説明を受けました。また、義歯などはクオリティも以前に比べ落ちてきているような実態があります。技術専門の歯科技工士がずいぶん減っているみたいです。(お金にならないためめめめが多い)聞いた話ではありますが、あまりにも技工所も人手が足りない為、無資格のものをアルバイトさせているという話も聞きます。会計士の責任もとて働く計算をする方とは違い、実際患者の口の中に入るものを無資格のものが製作している状況が起きているのです。であれば、歯科技工士などのテクニシャンであれば最低限日本の資格を取っているものであれば無資格の日本語を喋れるものよりは有益だと考えます。	個人	法務省 厚生労働省	在留資格「医療」については、医療関係の業務に従事する専門家を受け入れるために設けられており、その基準は「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令」において定めておりますが、現状、この中に歯科技工士は位置づけられておりません。	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	検討を予定	「歯科技工士の養成・確保に関する検討報告書」(令和2年3月31日)において、「歯科技工士養成施設の留学生在留試験に合格後、歯科技工士として就労しつつ研修が可能となるよう、関係省庁とともに在留資格について見直しを検討する。」こととしており、今後関係省庁と連携し、対応を検討する予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要				
1112	令和3年4月23日	令和3年6月16日	自動車保有関係手続きのワンストップサービスについて	車庫証明について、OSSの申請環境について提案いたします。1つ目の車庫証明については、紙で警察署に提出し取得した車庫証明についても、OSSで活用できるようにしてほしいです。受付審査時に車庫証明を提出すれば、車庫についての審査をスキップして検査登録書サービスに移行できるようにしてください。2つ目のOSSの申請環境については、現在、利用できるOSがWindowsに限られているものを他のOSも利用できるように拡大してほしいです。さらに、ブラウザもInternet Explorer 11.0に限定されているのを拡大してほしいです。	現在、新車のほか移転登録等、中間登録にもOSSが利用できるようになりました。しかし、中間登録については活用されていないのが現状です。そこで、2つ提案いたします。1つ目は、車庫証明についてです。現在、OSSを利用するには、車庫証明から電子申請しないといけません。中間登録において、車庫証明は紙で警察署に提出するのが主流です。ディーラーで中古車の購入時も、当たり前、紙での申請を案内されました。紙で車庫証明を取得する慣習が続いている以上、OSSは浸透しません。さらに、ディーラーがユーザーに代わり自ら書類作成を行い、警察署に提出する行為は、行政書士法第1条の2に抵触している恐れもあります。(報酬を得ているのに、現状感じられているのが違法状態の違反のためにも、OSSの普及は急務だと思います。移行期間として、紙で取得した車庫証明もOSSの使用できれば、OSSが普及するきっかけになると思います。2つ目は、OSSの申請環境についてです。OSがWindowsに限定されているのは、一般ユーザーのOSS活用の足枷になっています。ネットオークションなどが普及し、ディーラーを介せず取引することも増えています。自宅にパソコンがない人も増えています。スマホとタブレットでまかなえるからです。比較的安全なタブレット済みのパソコンは購入しません。スマホとタブレットのOSはOSがAndroidが主流です。Windowsに限定されている現状では、タブレットで申請はできません。スマホ、タブレットでの申請ができれば一般ユーザーの活用も期待できます。	個人	警察庁 国土交通省 総務省	制度の現状	該当法令等	対応の分類	<p>&lt;自動車保管場所証明について&gt; 自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続きや自動車譲渡に係る手続きと一括して、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっております。</p> <p>&lt;申請環境について&gt; 現行OSSにおいては、OSはWindows8.1、Windows10、ブラウザはInternet Explorer11に対応しております。</p>	<p>&lt;自動車保管場所証明について&gt; 自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続きや自動車譲渡に係る手続きと一括して、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっております。</p> <p>&lt;申請環境について&gt; 現行OSSにおいては、OSはWindows8.1、Windows10、ブラウザはInternet Explorer11に対応しております。</p>	<p>&lt;自動車保管場所証明について&gt; 自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続きや自動車譲渡に係る手続きと一括して、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっております。</p> <p>&lt;申請環境について&gt; 現行OSSにおいては、OSはWindows8.1、Windows10、ブラウザはInternet Explorer11に対応しております。</p>	<p>&lt;自動車保管場所証明について&gt; 自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続きや自動車譲渡に係る手続きと一括して、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっております。</p> <p>&lt;申請環境について&gt; 現行OSSにおいては、OSはWindows8.1、Windows10、ブラウザはInternet Explorer11に対応しております。</p>	<p>&lt;自動車保管場所証明について&gt; 自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続きや自動車譲渡に係る手続きと一括して、自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっております。</p> <p>&lt;申請環境について&gt; 現行OSSにおいては、OSはWindows8.1、Windows10、ブラウザはInternet Explorer11に対応しております。</p>
1113	令和3年4月23日	令和3年5月24日	法科大学院制度の廃止とそれに伴う司法試験制度の改革	法科大学院を廃止し、司法試験受験資格から法科大学院卒業又は予備試験合格の両者を撤廃し、いつでも司法試験を受験できるように改めること。	司法試験は法科大学院を修了した者又は予備試験を合格した者に対し、修了又は合格から5年間に限り受験を認めている。しかし、同制度は受験生に時間と金銭の浪費を強いものであるから、改められるべきである。 現状、予備試験は合格率が約4%と低く、確実に司法試験を受けたい者は法科大学院ルートを選択せざるを得ない。しかし、受験資格を籍に合格者の芳しくない法科大学院に進学させ、3年間の時間と学費の浪費を強いることは受験生の人生を食い潰していると言えない。加えて、全体として大した成果を出せていない法科大学院に対し、補助金を支給することは税金の無駄である。 また、5年間の受験資格の制限も不合理な規制である。法科大学院の教育の効果が薄れることが根拠とのことだが、ただかたかた5年で消える教育しか施せない教育機関になぜ受験資格付与の特権的地位を与え続けなければならないのか疑問である。また、この期間制限のために、学費等のサンクコストを抱えた大学院修了生は、修了後に就職等の進路選択をとるとともに、この制限が撤げれば、一度就職して社会経験を積んだ後に司法試験を受けたいという選択もあろうにも拘らず、試験制度がその可能性を潰している。 いずれにせよ、法曹として不適格な人間は司法試験において不合格とすれば足りるにも拘らず、法科大学院や予備試験・5年間の受験制限で必要以上に障壁を設けることは不合理である。 上記提案が実現した場合、幅広い世代・職種の人間が司法試験を受験でき、法科大学院設置当初の目的である多様な法曹人材の活躍が実現できる。さらに、法科大学院廃止に伴う補助金カットで税金の無駄も省くことができると考える。	個人	法務省 文部科学省	制度の現状	司法試験法第4条第1項	対応不可	<p>司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に關する重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。</p> <p>なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革・司法試験制度改革を内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和元年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であつて、当該法科大学院を設置する大学の学長が所定の要件を充たすことについて認定したもののについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくこととしております。</p>	<p>司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に關する重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。</p> <p>なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革・司法試験制度改革を内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和元年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であつて、当該法科大学院を設置する大学の学長が所定の要件を充たすことについて認定したもののについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくこととしております。</p>	<p>司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に關する重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。</p> <p>なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革・司法試験制度改革を内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和元年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であつて、当該法科大学院を設置する大学の学長が所定の要件を充たすことについて認定したもののについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくこととしております。</p>	<p>司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に關する重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。</p> <p>なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革・司法試験制度改革を内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和元年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であつて、当該法科大学院を設置する大学の学長が所定の要件を充たすことについて認定したもののについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくこととしております。</p>	
1114	令和3年4月23日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの形態について	現在マイナンバーカードにマイナンバーが記載されています。こちらについて、マイナンバーの記載や利用時に番号の参照をすることはやめて、利用はすべてIC読み取りによるものにしてほしいと思います。	2020/10/17に配信された河野大臣の配信にて、マイナンバーカードを診察券や保険証のように利用できるようにしたいといった事も考えているといった河野大臣の発言がございました。 現状の手続きでは、手書き等にてマイナンバーと書類に記入する方式がとられていますが、これによりマイナンバーの流出機会が多いように思います。また、上記の河野大臣の発言が実現された場合、マイナンバーを自由に選んで確認してもらおうという自体が多くなり、より流出機会が多くなるように思います。 そのため、マイナンバーをマイナンバーカードに記載せず、利用の際はすべてIC読み取りにすることで、マイナンバーそのものの流出機会を減らせるのではないかと思います。マイナンバーは機械的に処理して参照する際には必要だと思いますが、機械的に処理するため、マイナンバーそのものを本人含め誰も把握しておく必要はないのではないかと思います。	個人	総務省 デジタル庁	制度の現状	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	<p>「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p>	<p>「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p>	<p>「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p>	<p>「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p>	<p>「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の写真が表示され、かつ、これらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループ における処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1115	令和3年4月23日	令和3年7月7日	引越し時の自動車ナンバープレート変更手続きの廃止	引越した際に自動車のナンバープレートの変更が道路運送車両法で求められているが、住所変更と車庫証明の提出だけでよく、ナンバープレート変更は不要とする。また、住所変更を明確に求めるため、住所変更申請時にシールなどを返還してナンバーに貼るようになるなどすればよい。	自動車用ナンバープレートの主たる目的は個々の車両を識別であると考えられる。その目的を果たしているにも関わらず県外引越しの度にナンバープレートの変更を求められているのは理不尽である。また、引越すたびに平日しかやっていない陸運局に仕事を休んで行かないといかず大変不便でもある。世の中には自分と同じような人が多いと考え、そういった人が無駄な行政手続きの時間や時間を大幅に減らすことができると考えられる。また行政としても書類手続きのみとなり窓口業務を減らすことが可能である。	個人	国土交通省	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)により、自動車は、その「使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等を表示する文字」を含む「自動車登録番号」が記載された「自動車登録番号標」(ナンバープレート)を表示しなければ、運行してはならないこととされております。また、運輸支局等の管轄を跨ぐ形での使用の本拠の位置の変更の場合には、変更登録に合わせた「自動車登録番号の変更」が行われ、自動車には変更後の自動車登録番号が記載された自動車登録番号標を表示することになります。	道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第11条第1項、第12条第1項、第14条第1項及び第2項、第19条	対応不可	自動車登録番号標は、当該自動車を特定する情報を外観上容易に確認できるように表示するもので、犯罪捜査をはじめ、行政・民間問わず広く活用されているところです。その中で、運輸支局等の表示については、当該自動車の使用の本拠の位置を明らかにするもので、各種地域規制の取扱い等のために必要な情報となっております。このような理由から、自動車登録に際しては、法令の規定により、所定の手続きが必要となりますことを、ご理解いただきますようお願いいたします。なお、国土交通省では、引越に伴う変更登録の申請の負担軽減のため、個人がオンラインにより変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次の車検時まで猶予する特例を、令和4年1月に開始する予定です。	
1116	令和3年4月23日	令和3年5月24日	カルテについて	健康保険証にICチップで、個人の病状、手術歴、飲んでいる薬、持病など、データにしておけば、どの病院にいっても、先生が変わってもわかるように、カルテ化する	お薬手帳お持ちですか？ 忘れる 大きな病院紹介されていく。 また、同じ検査し、同じこと聞かれる。 同じ検査何度もすることになる。 なんか、病院同士で、共有できないのかなー？ かかりつけ医？必要かもしれないけど、転動で引越したら、ずつと、その土地に住んでるものという、考え方の、かかりつけ医だけ管理したら、いいと思いたした。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認等システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。	なし	対応	特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年夏を目途に稼働させることとしています。	
1117	令和3年4月23日	令和3年5月24日	危険物保安講習の収入証紙の廃止	危険物取扱者の資格を持つ人は、定期的に保安講習を受ける必要あり。その保安講習の費用4,700円の支払方法が、各都道府県の収入証紙のみです。収入証紙を買うには、平日役所に行くしかなく(僅かにコンビニもありますが)、大変不便です。せめて銀行振込やカード払いを導入すべき。そもそも、この保安講習自体、参加しても効果の無いものになっていると感じる。完全に天引きの既得権になっていると思う。保安講習を無くすか簡素化することを進めるべき。	・収入証紙の貼付という効率の悪い支払方法を、キャッシュレスにすることで、決済コストの削減。 ・平日に役所で購入という極めて不便な購入方法の是正。 ・保安講習のものを無くすか簡素化すれば、保安講習の該当者の業務負担を低減することに繋がる。 ・講習を管轄する天下り先への委託費用の削減。	個人	総務省	危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、3年に一度、都道府県知事が実施する講習を受けることが義務付けられています。この講習に係る手数料の支払い方法は、実施主体である各都道府県が定めるところにより運用されており、銀行振込を受け付けている都道府県もあります。	消防法第13条の23(講習の受講義務)	現行制度下で対応可能	危険物保安講習については、新型コロナウイルス感染症対策や受講者の利便性向上等の観点から、各都道府県でのオンラインによる実施を推進しているところであり、その中で、必要に応じた手数料支払い方法の見直しについても呼びかけてまいります。	
1118	令和3年4月23日	令和5年4月26日	マイナンバーカードを用いた医療情報のペーパーレス化	自立支援医療(精神)など、公費医療情報をマイナンバーカード上で蓄積・更新いただくよう検討をお願いします。	健康保険証のマイナンバー化に引き続き、このような公費医療についてもマイナンバーカードの提示にて資格確認・更新が行えるようにしたい。 特に、私は自立支援医療(精神)を受ける主訴が、注意欠陥・多動性障害によるものであり、このような毎月原紙を持ち歩くようなものであると、忘れてしまうことが多々ある。原紙がカード状ではなく、A4の紙であるため、持ち歩くことができないのが原因である。また、更新を忘れてしまっても危惧されているが、デジタル化することにより、更新をマイナンバーのお知らせからマイルドし、手続きできるようになると更新漏れを避けることができる。 経済的効果ははたしかに少ないかもしれないが、私のようなハンディキャップを持った人間が使う制度が、よりユーザフレンドリーになると、とてもありがたいので一考いただきたい。	個人	厚生労働省 デジタル庁	自立支援医療受給者証(精神通院医療)の発行・更新については、居住地の市町村を経由して都道府県に申請いただき、都道府県が交付することとなっております。受給者の方は、受診の際、医療機関等の受付において、受給者証を提示することが一般的です。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等	一部検討を予定	【公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードの一体化について】 公費負担医療の受給者証とマイナンバーカードの一体化については、医療DXの取組の中で、その実現を図ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1119	令和3年4月23日	令和3年5月24日	地方公務員共済組合におけるマイナンバーを使った情報連携の徹底	「事務が煩雑になるから」という理由で地方公務員共済組合がマイナンバーを使った情報連携をせずに所得証明等の紙での提出を求めている。	所得証明書等を手に入れる手間が省ける。証明書発行手数料を負担する必要がなくなる。	個人	総務省	情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携により、地方公務員共済組合に対する様々な事務手続において課税証明書などの書類の提出を省略することが可能となっています。(年金関係以外の情報連携については平成30年7月、年金関係の情報連携については令和元年10月から開始されています。) 総務省においては、地方公務員共済組合に対して、情報連携について積極的にその活用の推進を図ることを文書で要請しています。	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条第7号又は第8号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。引き続き積極的な活用を地方公務員共済組合に対して要請してまいります。	
1120	令和3年4月23日	令和3年5月24日	NHKスクランブル放送化	NHK放送をスクランブル化し、観たい人だけが契約をし視聴できる仕組みに変える。	現在契約をしない世帯が国の約20%います。NHK側はこの契約してない世帯にも契約を押し進め、全世帯が契約し支払いを行うことで全員での負担額を減らす方法を考えられているようですが、果たしてそれが正しいのか疑問に思います。 <a href="https://www.nhk.or.jp/faq/corner/2usshinyou/01/02-01-08.html">https://www.nhk.or.jp/faq/corner/2usshinyou/01/02-01-08.html</a> に「いつでも、どこでも、誰にでも分けへたでなく提供する役割を担っている。そのためスクランブル放送は一見合理的に見えるが違つ省級」と説明されていますが、契約をしない人は観ないということを選択していると思います。 あくまで公平に提供する役割をもって放送している、それはそれでいいですが、NHKを観る(契約する)か観ない(契約しない)を強制するものではないと思います。 視聴は個人の自由です。観なさいと言われて観るものではなく、観たい人が観るもの。 観ない人は契約しない、観る人は契約をして観る、個人の自由ではないでしょうか。 これを決めてしまふ契約の自由に戻すと思います。 まだいろいろな番組を作るのにはお金がかかると言っていますが、もっと平均年収を下げたいのではありませんか。 見合っていない自分たちの給料はそのまま収入を増やそうなど甘すぎます。 N国が参議院議員選挙で議席を獲得したのも国民の意見からによる結果ではないでしょうか。 今一度公共放送のあり方と、契約の自由を考えてくださいますようお願いいたします。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあまく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割になじまないものであると考えます。	
1121	令和3年4月23日	令和3年5月24日	国税局及び税務署の書類提出方法の電子化の拡大	国税局及び税務署(以下「税務官署」という。)に申告書を提出する場合はe-taxがあるが、税務調査等に係る資料提出に関しては、通信方法がFAX、郵送に限られている。これにEmail又はe-taxによる提出方法を追加してほしい。	印刷に不向きなデータ量の多いもの等、一々CD-ROMにコピーして提出しなくてはならず、郵送代も高めるとコストや手間も馬鹿にならない。 郵送日数も考えるとEmail又はe-taxと異なり即時のレスポンスもないため、非効率的である。 民間ではそもそもFAXを備えていないところも多く、FAXメインの通信方法は前時代的すぎる。 外国の税務当局は、日本よりずっと電子化が進んでいると聞いているので、外国の制度を参照しては如何か。	個人	財務省	行政改革の番号315の回答をご参照ください。 規制改革の番号637の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1122	令和3年4月23日	令和3年5月24日	海外在留邦人のパスポート申請、切替及び受領について	日本国内並びに海外在留邦人のパスポート申請及び切替のデジタル化並びに郵送での受領を提案します。必要な書類はオンラインで記入、送信すればパスポート発行までの時間短縮にもつながり大変良いと思います。パソコンが使えない方に現在の方式も残しておく、利用者がどちらか選べる様になれば大変便利になると思います。更に海外在留邦人にはパスポート申請の際に戸籍謄本の提出廃止を提案します。	英国に永住して20年になりますが、10年毎に電車で片道2時間かけてロンドンまで申請に行き、後日同じく往復4時間かけて受領に行く時間と交通費が無駄です。全てデジタル化すれば大使館側の人員、時間短縮、紙、印刷、配達料等のコスト削減につながる喜です。こちらで教師をして学校の休み以外に休暇が取れないに実際に大使館まで出向かなければならないのは非常に非効率的です。特に現在のコロナ禍にパスポートの為に自身の命をリスクにさらす必要はないはずで、こちらは連日2万人弱の感染者が出ており、各所でローカルロックダウンがかかっています。ナショナルロックダウンが解けてからパスポート切替を試みてもコロナを理由に大使館から既に2度断られ、来年2月の期限内に切替出来る学校の休みはあと2回しかなく抱えています。日本の身寄りは92歳で4週間前に脳梗塞で半身不随になった父と、80歳で父のフルタイム介護者となった母のみで、今期限内に切替出来なければ誰か日本から戸籍謄本を取って送ってくれるのか見当も付きません。それに引き換え英国パスポート申請及び切替は全てオンラインでき、本人確認は住所確認用に免許証等を携帯で撮影して送るだけで完了します。パスポート写真も携帯で自撮りしてパソコンに取込み規定に満たないものはその場で撮り直すよう指示が出ます。受領も自宅へ郵送されるので利用者には大変便利です。日本国内でも仕事を休んで申請、受領に向く人は少なくない筈です。それが経済に与えるマイナス効果も馬鹿にならないと思いますので、是非とも前向きな検討を切にお願い申し上げます。	個人	外務省	【旅券申請時のデジタル化】 旅券法上、旅券(パスポート)の発給申請に当たっては、申請者が、国内においては旅券事務所に、国外においては領事館に出頭の上、必要書類を提出することを原則としています。  【戸籍謄抄本の省略】 旅券は渡航者の国籍及び身元を証明する文書であり、戸籍謄抄本は、申請者の国籍保持及び身元確認のために不可欠な文書です。	旅券法第3条等	検討に着手	対応の概要につきましては番号463及498の回答をご参照ください。	
1123	令和3年4月23日	令和3年5月24日	◆車検期間見直し改正のお願い	ご苦勞様です。改革に関する要望をお願いします。全ての車の車検期間を2年から3~4年への延長改正をお願いします。国会での議案で、かなり前に車検期間の見直し案もあったかと思いますが取り消されてしまったかと思えます。現在は各自動車メーカーの各種車両は性能・安全性ともに進化しており車検期間を延長しても良い時代かと思えます。自動車保有者への経費削減策も考慮した改革をお願い致します。	国会での議案で、かなり前に車検期間の見直し案もあったかと思えますが取り消されてしまった各自動車メーカーの各種車両は性能・安全性ともに進化している。自動車保有者への経費削減策も考慮してほしい。	個人	国土交通省	番号77の回答をご参照ください。				
1124	令和3年4月23日	令和3年5月24日	再エネの拡大のための送電線の利用制限の見直し	再エネの拡大には送電線を流せる電力の容量を拡大する必要があるが、そのために新たな送電線を建設するより、現在の容量を決めているルールを見直せばよりたくさん再エネの電力を流すことができます。現在の送電線を通常流すことができる容量は、厳しい電力使用断面におけるほとんど実績が少ない悪天候時の送電線事故を想定して決まっています。天気がいい時には送電線事故が起きることはほとんどありません。天候が厳しい時などは送電線の制限容量を拡大することで再エネ(特に太陽光)の電気をたくさん流すことができます。天気に応じたフレキシブルな送電線容量の設定をお願いします。	現在の送電線の容量の限界は、種類度の送電線事故を想定して設定されているので、普段の送電線の利用率がとても低くなっている。たいたい熱的な送電線の使用限界容量の半分以下である。したがって、天気が良い時には送電線事故がほぼ起こらないので、送電線の容量を拡大することができる。万が一、種類度の事故が発生したとしても、どの程度の事故を想定するかによるが(ほとんど起こるようなことがないことを想定している)、一部停電することはある程度と思われる。	個人	経済産業省	送電線の運用容量については、送配電等業務指針に基づき、熱容量・系統安定度・電圧安定性・周波数維持面から定まる系統運用上の各限度値のうち、最小の値を設定しています。 また、N-1電制(単設備故障時にリレーシステムで瞬電源制限を行うこと送電線の運用容量拡大する取り組み)について、2018年10月から一部実施(先行適用)しています。	送配電等業務指針	検討を予定	N-1電制については、2022年中に本格適用に向けて、費用精算項目等の検討を進めています。 また、気象条件等により送電線の運用容量を動的に評価し取り扱う手法(Dynamic Line Rating:DLR)は既存系統を有効活用し、ノンファーム型接続の出力制御量の低減に資するものと考えられることから、今後検討を行います。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1125	令和3年4月23日	令和3年5月24日	一般社団法人設立の電子定款について	<p>一般社団法人の設立時に電子定款による証明の制度？手法があるのですが公証人役場への定款の提出が紙から電子に変わったのかと思ってましたが、公証人役場と事前の打ち合わせや、電子定款のためのicカードリーダーこう購入(住基カード読み取り)やwordの文章をPDFで作成するためにAcrobatで制作する。尚且つそれをのRで提出など余計に複雑怪奇なシステムになってます。これおかしくないですか？それと公証人役場の存在意義はありますか？ネットでの定款作成と本人確認等は簡単に出来るはずなのでなぜ公証人役場を置ききれないのか疑問です。チェック機能はAIで充分だと思えます。</p>	<p>一般社団法人の設立の簡素化はより多くの企業を促進しより多くの雇用を生むと思えます。 一人のイノベーションが今後の日本人のより良い暮らしに役立つはず。 もちろん失敗も、悪いことをする人もいると考えられますがそれは今まであつたはずですので、まず間口を広く取ってもらい、後は市場原理に任せればよいと思います。日本にはしっかりした法律もあるので是非この今ペーパーレスと紙ハノコの施策を進められておられますので是非この手続きの手間を減らして頂きたいです。 また、公証人役場の方は天下りの職場なのでないでしょうか？AIで充分に機能すると思えます。 企業の間口を広げる事の経済効果は計り知れないですし、公証人役場などの人件費などかなりの経費削減に繋がると思えます。</p>	個人	法務省	<p>(1) 電子定款の認証を行う際、囑託人が認証を受けようとする情報に付与する電子署名に使用することができる電子証明書及び認証を受けようとする情報の形式は省令及び法務省告示により定められています。 (2) 株式会社並びに一般社団法人及び一般財団法人の設立時の定款は、公証人の認証を受けなければその効力が生じないこととされています。</p>	<p>(1) 指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令第9条第1項及び同条第2項 (2) 会社法第26条・第30条、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第10条・第13条、第192条・第155条</p>	<p>①検討を予定 ②対応不可</p>	<p>(1) 電子定款の認証手続における利用者の利便性向上に向けた取組については、利用者のニーズ等も踏まえ、今後検討していきたいと考えています。 事前打合せについては、申請内容に不備があった場合、取下げ・再申請を行う必要があるため、内容の適法性を事前確認するために行うものであり、テレビ電話等により行うことが可能となっています。また、テレビ電話等により定款の認証を受ける場合には、認証済みの電磁的記録についてオンラインでダウンロードすることが可能となっており、申請から完了までオンラインで行うことができます。 (2) 公証人は、定款認証を行っているほか、遺言公正証書、任意後見契約公正証書、離婚公正証書、保証意思表明公正証書等の作成をはじめとする公証サービスを、経済的弱者を含め、国民に広く提供する役割を果たしているものであり、公証制度は必要な制度であると考えられます。 なお、公証人による定款認証は、株式会社等の法人の組織と活動に関する根本規範である定款について、真正に作成されたものであるかどうか、記述内容の会社法等への適合性等を審査し、後日の紛争や不正行為を防止する機能を果たしており、我が国の法人制度の信頼性向上に寄与しているほか、定款認証の際に、マネーロンダリングやテロ資金対策の国際基準を策定している政府間会合であるFATF(金融活動作業部会)の勧告を踏まえて、平成30年11月から、株式会社等の実質的支配者となるべき者を申告させる制度を導入するなど、現代的な課題にも対応する取組を行っており、重要な制度であると考えられます。</p>	
1126	令和3年4月23日	令和4年5月13日	毒劇物譲受書の押印廃止について	<p>現在、医薬用外毒物、劇物を販売する際、譲受書に譲受人からの押印が必要ですが、保証書の始動では、シャチハタ等のゴム印でもOKとの見解をいただいています。この押印を廃止し、サインで要件を満たすよう変更いただきたい。</p>	<p>全国の毒劇物販売業者が同じように苦しんでいると思いますが、押印をいちいち求め、「サインではいけないのか、なぜハンコを押さなければならぬのか」というお客様からの問い合わせに、「法律で決まっていますから」と答えます。 しかも、意味のない誰でも買えるゴム印、三文判、サインの方がよほど本人確認に有効ではないでしょうか。 - 全国の毒劇物販売業者及び受領者の手間の軽減。 - 本人認証としてはユルユルのゴム印、三文判よりサインの方が精度が上がる</p>	個人	厚生労働省	<p>毒物及び劇物取締法第14条第2項の規定により、毒物劇物営業業者が毒物劇物を毒物劇物営業業者以外の者へ譲渡する場合には、譲受する毒物劇物営業業者以外の者から譲受書(押印した書面)を受領する必要があるが、同法第14条第3項の規定により、書面の受領に代え、電磁的方法による受領も認められており、その場合は押印不要です。</p>	<p>毒物及び劇物取締法第十四条、毒物及び劇物取締法施行規則第十二条の二</p>	<p>その他</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	
1127	令和3年4月23日	令和5年4月14日	役所手続きの簡略化	<p>印鑑登録、証明発行時に行政区画ごとに登録が必要なものの統一化及び代理人申請の委任状のフォーマット化、本人確認の厳格化。</p>	<p>世田谷区にて代理人にて印鑑登録、証明発行を試みたところ、委任状は自筆でなく(又は行かない(定形も全て)、本人の筆跡鑑定は委任者の筆跡との差異のみ確認、以前住んでいたところの登録カードは使えないといった 人的リソースの浪費が4倍になる(窓口担当x2倍、申請者2倍)と言ったため、区役所の窓口の人間が2倍の時間を使うという生産性の認識がないことが欠問題。</p>	個人	総務省	<p>印鑑証明の事務については、制度化された明治期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。</p>		<p>対応不可</p>	<p>制度の現状に記載の通り。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1128	令和3年4月23日	令和3年5月24日	電子カルテについて	電子カルテの統一規格が必要	現在の電子カルテは統一規格が無いので個別の病院でデータを集めているだけで、データ駆動時代に即しているとは思えません。(入力されているデータも、手書きの画像ファイルが多い) 今後、政府が有効活用できるよう統一フォーマットの立ち上げが必須だと思われます。	個人	厚生労働省	厚生労働省としては、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報やその情報の交換方式の標準化を進めることが重要と認識しております。この点について、令和元年11月に内閣官房健康・医療戦略室の検討会において、次世代の国際的な情報交換方式の普及が一つの方向性である旨が示されております。	なし	対応	厚生労働省において昨年度開催された「健康・医療・介護情報利活用検討会」においては、データ交換に係る厚生労働省標準規格について、次世代の国際的な情報交換方式(HL7FHIR)の規格を用いることや、医療現場で有用な情報から標準化を段階的に拡張することを検討することとされています。	
1129	令和3年4月23日	令和3年7月7日	レセプト審査について	レセプト審査のクラウド利用による全国統一化	現在のレセプト審査は ・各地域の医師が集まり、お手持りで行っている ・担当者の気分で担当審査内容が変化する ・病院のレセプト入力してから審査の結果が出るまで二ヶ月かかるクラウドを利用すれば即時審査が可能で、不透明、非効率なのでクラウド化・オンライン化を切望します。 全国の医療機関がベンダーに膨大なレセプト代(維持費含む)を吸い上げられているのも問題です。	個人	厚生労働省	・診療報酬の審査、支払については、保険者からの委任により社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会が実施しています。 ・審査支払機関は、審査委員会を設け、省令に基づき、審査を実施しており、審査委員会は、レセプトが請求された月の月末までに審査することとされています。 なお、審査委員会は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び学識経験者により構成され、審査委員の合議により審査決定しております。 ・保険医療機関等から審査支払機関への診療報酬の請求については、各月分について、翌月10日までにしなければならないこととされています。 ・保険医療機関等への支払については、保険者と契約により「原則」として請求月の翌月20日(支払基金においては21日)までに行われています。 ・保険医療機関等から審査支払機関へのレセプト提出や審査支払機関から保険者へのレセプト送付は、原則オンラインで実施しています。	健康保険法(大正11年法律第70号)第76条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第45条 社会保険診療報酬請求書審査委員会及び社会保険診療報酬請求書特別審査委員会規程(昭和23年厚生省令第56号) 国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第29条 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(昭和51年省令第38号)第2条	対応不可	各審査支払機関の審査委員はレセプトに記載されている事項につき、専門的知識と臨床経験に基づき審査判断しており、審査委員の合議により審査決定されていますが、レセプト審査の標準化・効率化は重要な課題と認識しており、このような課題等に対応するため、令和3年3月に「審査支払機関に関する改革工程表」をとりまとめたところであります。審査結果の不合理な差異の解消や効率的なシステムの実現等の改革を着実に進めております。 審査に要する時間については、保険医療機関等から、毎月10日までに提出されたレセプトは、月末までに審査決定の上、翌月20日頃に支払が行われているものであり、審査に2か月を要しているものではないこと、クラウド化・オンライン化により即時審査が可能になるものではないことをご理解ください。	
1131	令和3年4月23日	令和3年12月2日	交通違反反則金のオンライン納付	交通違反の反則金をネットバンキングやクレジットカードなどで納付出来るようにする	交通違反反則金は現状では銀行窓口で納付する必要があるが、これをネットバンキングやクレジットカードなどで納付できるようにすると、利便性が大幅に向上し、反則金の納付率も向上すると考えられる。	個人	警察庁	従来、法令上、反則金の納付及び返納付(以下「納付等」という。)は、納付書により、日本銀行(国の出入金の受入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行わなければならないとされていましたが、納付者の利便性の向上や金融機関の事務負担の軽減の観点から納付方法の多様化を求める御要望があったことを踏まえ、令和3年6月より、インターネットバンキングやATMを利用した振込みによる反則金の納付等が法令上可能となりました。 現在、上記のような振込みによる反則金の納付等、一部の県で実験的に施行しているところです。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第128条第1項 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第52条第2項等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、令和3年6月から、一部の県において、インターネットバンキングやATMを利用した振込みにによる反則金の納付等が可能となりました。今後、更なる支払手段等の拡大に向け、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととされています。	
1132	令和3年4月23日	令和3年12月2日	交通違反時のIC免許証の利用	交通違反キップを警察側が作成する際に、ICリーダーでIC免許証の内容を読み取る。	交通違反キップを作成する際に、現状では警察は免許証の記載内容を手書きで転記しているが、これはIC免許証を活用することで、大幅な時間短縮につながるかとともに、転記ミスも減らすことが可能であり、偽造免許証の判別もすることができるようにとなると考えられる。	個人	警察庁	現在、一部の都県では、交通違反取扱い現場において、IC免許証を読み取る携帯端末装置を使用しています。		現行制度下で対応可能	交通違反取扱い時のIC免許証の利用については現状に記載のとおりです。今後、更なる利用の拡大に向け、必要なシステム構築の方向性、スケジュール等について具体化していくこととされています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1133	令和3年4月23日	令和3年7月7日	ナンバープレートの変更について	単身赴任先でのナンバープレート変更の条件の簡略化	単身赴任の連続で、住民票の登録地に居住していません。毎回、免許証は居所の住所に変更しています。 ロジックが有り、所有している車両のナンバープレートを、居所のものに変更したいと思いつき、運輸局に相談に行きました。すると陸運局では、居所宛の公的な領収書が無いと変更できないと言われました。私の居所は会社が法人契約をしているため、そのようなエビデンスを提出することができません。 免許証記載の住所で、ナンバープレートが取得できればいいと思いますが、難しいですね。	個人	国土交通省	本件は、自動車の変更登録申請における、自動車の「使用の本拠の位置」を証する書面についてのご提案と理解いたします。 具体的にご「使用の本拠の位置」を証する書面としては、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条から第7条（第13条第4項において準用する場合を含む。）まで及び第13条第3項の規定の適用地域内である場合には、「自動車の保管場所の確保等に関する書面」（自動車保管場所証明書）を、適用地域外である場合には、「住民票」（住所及び「使用の本拠の位置」が異なる場合には、住民票に代えて、継続的に拠点があることが確認できる書面（電気・都市ガス・水道・固定電話料金の領収書の写し等）を提出いただくこととなります。	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第12条第1項、自動車登録令（昭和26年政令第256号）第14条第1項第1号、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条第1項及び第23条、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項、附則第2項	現行制度下で対応可能	ご提案のケースは、「制度の現状」欄にある「自動車の保管場所の確保等に関する法律」の適用地域外の場合と理解いたしますが、「使用の本拠の位置を証する書面」として提出いただいた、「電気・都市ガス・水道・固定電話料金の領収書の写し」では継続的に拠点があることが確認できない場合においては、その他の書面による証明についても柔軟に対応しております。ご提案にある「会社名義で社員の居所を契約している」場合においては、具体的に、例えば、「会社宛での電気・都市ガス・水道・固定電話料金の領収書の写しと会社が本人に住所を提供していることが分かる書面」等でも確認することができます。詳しくは、自動車登録窓口までお問い合わせください。念のため、今回の件につきましては、改めて自動車登録窓口へ届知することいたします。 なお、ご提案いただいている「免許証」につきましては、あくまで保有者が運転免許を受けていることを証する書面であることから、自動車の「使用の本拠の位置を証する書面」には該当いたしません。	
1134	令和3年4月23日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの使用不可期間発生防止策について	「マイナンバーカードの備考欄を、運転免許証のように裏面にして余白を多めにする」もしくは「再発行手続き中、以前のマイナンバーカードを使用可能」にして頂くを提案します。	住民基本台帳カードからマイナンバーカードに切り替え、マイナンバーカードのみを写真付きの本人確認書類として使用しています。運転免許証、パスポートは未所持です。 この度埼玉県戸田市で入籍し、姓が変更になりましたが、備考欄がいついいて書く場所がないというだけでマイナンバーの作り直しになりました。これから手続きする2か月かかるそうです。 顔写真付きの本人確認書類のみ、本人確認として受付る場が増えているにもかかわらず、そういった場合、何も使えるものがありません。市役所で、マイナンバーカードと住民票のセットでは本人確認書類にならないのかと尋ねたところ、「提出先による、戸田市では受け付けられない」と言われました。 マイナンバーカードを普及させるのであれば、今後マイナンバーカードを普及させても正直使い物になりません。 運転免許証のように更新ではなく作り直して、そのたびに市役所に取りに行くという手順は、マイナンバーカード普及の妨げになりますし、結局運転免許証が一番効率的ではないですか？今後保険証としても使えるようになるのに、使用不可期間が発生するのはおかしくないでしょうか。 備考欄は、2回転居しただけでいっぱいになりましたので、備考欄を大きくして頂くか、既にカードを持っている人が作り直す場合には、代わりにするものを発行する、もしくは旧カードが使えるようにして頂けませんか。そもそも更新ではなく作り直しになってしまう理由もわかりません。 マイナンバーカードを普及させるのであれば、運転免許証と同じくらいの効力と手続きの簡略化を望みます。	個人	総務省	住所などのマイナンバーカードの券面記載事項に変更を生じた場合には、当該変更内容を表裏の追記欄に記載します。追記欄への記載により余白がなくなった場合には、次に券面記載事項に変更を生じた際に追記欄への記載ができなくなることから、速やかにマイナンバーカードの再交付申請を行っていただくことが考えられます。また、表裏の追記欄については、各自治体において、1つの枠に2行印刷するなどの対応を行っているところです。	番号法第17条第4項、番号カード命令第29条第1項、第2項、番号法第2条第7項	事実確認	マイナンバーカードの追記欄の余白がなくなった場合には、当該マイナンバーカードを提示して、新たなマイナンバーカードの交付を求めることができます。この際、現に有するマイナンバーカードは、新たなマイナンバーカードを受け取る際に返還することとなります。	
1135	令和3年4月23日	令和3年5月24日	京都市における旅館業の駆け付け要件撤廃について	京都市に一棟貸しの簡易宿所を複数経営しております。また、弊社は運営代行業者でもあります。このコロナ禍で、他人と接触することなく泊まれる宿ということで日本人観光客の皆様が町家を利用した一棟貸しのニーズが広がっております。 しかし、現行の規則では宿の800m以内に24時間体制で人員を配置せねばなりません。また、必ず宿泊客と対面でチェックイン業務を行わなければならない、非常にコストが掛かります。 感染症対策やスタッフの労働環境を含め、現行の規則は非常に不都合があり、またそこまで規制する必要があるようには思えません。	現状の京都市においては古い町家が空き家になった際、コストの面から大家さんは家を解体し、駐車場にするかアパートを建てるという選択がなっており、仮に上記規制が撤廃されれば京都市における宿泊施設転用も視野に入ります。 宿泊施設にする事ができれば地元の工務店や不動産業者など、様々な業種に経済的効果をもたらすと共に、空き家の解消にも効果があります。 しかしながら昨年のインバウンドの盛り上がりにより伴う町家を利用した簡易宿所の運営に関して、一部周辺住民からのクレームがあった事は十分理解しております。 それに伴う規制強化と捉えておりますが、さすがに施設の800m以内に24時間常駐しなければならないのは不合理すぎます。 実際の大阪市の特区区民自治は遠隔でのセルフチェックインが認められており、大きいトラブルはありません。 仮に一棟貸しの施設の1か月の売上高が30万円だとすると、1000円のアルバイトを24時間雇用すると1日24000円、30日で72万円のコストが掛かってきます。 複数施設を運営する場合、さらにもう1名追加せねばならず、仮に2人で常駐した場合は月に144万円のコストが掛かります。 こちらを運営会社と提携すれば月10万円以下となります。 また、チェックインもセルフ化する事により、お客様によりお選び頂けるかと思えます。 どう考えでも現実とかけ離れており、早急に改善を求めます。	個人	厚生労働省	番号385の回答をご参照ください。				
1136	令和3年4月23日	令和3年5月24日	無線局免許状の廃止	アマチュア無線局免許状の更新や変更手続は現在電子申請が出来るようになり非常に利便性が良いですが、手続き最後の免許状交付は紙ベースのものを郵送で配布しています。これを申請者が、電子申請のページから直接印刷できるようにすれば郵送料も郵送手続きも簡略化出来ると思われれます。	せっかく電子申請で利便性を良くしているのに、最後に人手と費用のかかる紙ベースのものを郵送するという行為は無駄と思われる。電子申請をするものはプリンターも持っていると思われれます。	個人	総務省	電波法第14条に基づき、総務大臣は免許を与えたときは、書面により免許状を交付しています。	電波法第14条、無線局免許手続規則第21条	検討を予定	無線局の免許状などの通知等については、免許人のニーズ、関連する法令やオンライン化の費用対効果等を勘案しつつ、検討を進めて参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1137	令和3年4月23日	令和3年12月2日	運転免許証の携帯義務	道路交通法で運転時に免許証を携帯し、警察官の求めに応じて提示する義務を定めています。免許のポピー、スマホで撮影した画像でも良いと思います。 要は、運転者に運転資格があること、本人であることが確認できればいいことで、改善を要求します。	紙からデータへの移行、新しい時代への対応です！	個人	警察庁	道路交通法(昭和35年法律第105号)において、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは当該自動車等に係る運転免許証を携帯していなければならないとされています。また、免許を受けた者は、警察官から一定の場合に免許証の提示を求められたときは、これを提示しなければならないとされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条	対応不可	運転免許制度は、自動車等の運転を一般的に禁止し、一定の資格を有する者に限って当該禁止を解除する、すなわち自動車等の運転を許可する制度であり、道路交通の危険を防止し、交通の秩序を維持することを目的としています。しかしながら、多くの車両が走行している道路においては、それぞれ運転者が免許を受けた者であるかどうかを外観から判別することは事実上不可能であるため、運転者に常時運転免許証を携帯させ、一定の場合にこれを警察官に提示させる義務を課しています。さらに、これらを罰則で担保することによって、運転免許制度の実効性を担保しています。 交通指導取締り等を行う警察官は、運転者が提示する運転免許証が真正なものであることを確認するため、当該運転免許証の現物を確認する必要があります(現行の運転免許証には偽造防止のためにICチップ等の対策が施されています)。運転免許証のコピーやスマートフォンで撮影した画像では、当該運転免許証が真正なものであるかどうかを確認することが極めて困難であるため、これを提示することによって運転者の義務を果たしたとみなすことはできません。	
1138	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ワンストップ特例制度の申請における押印について	ふるさと納税制度において、寄付先の自治体が5つ以内の場合、各自治体に申請を行うことで確定申告を行うことなく寄付金控除の特例が適用される制度(いわゆるワンストップ特例制度)があります。この制度の適用を受けるためには、各自治体に申請書を提出する必要がありますが、この申請書には各自治体の押印が必要となります。これらの押印を廃止し、その旨を各自治体に通知することを提案いたします。	現在、ワンストップ特例の申請には押印が不要、との通知が総務省から各自治体にはなされておらず、結果すべての自治体にて押印が必須となっています。(少なくとも、私は押印が不要の自治体を生じ上げておりません。) 押印が必要なために、申請を電子化することが出来ず、申請書の提出には郵送が必須となり、時間がかかり、郵送費もかかる事患となっています。また、当該申請書は翌年1月10日までに必着で自治体に送付する必要があるため、年末ぎりぎりには、各自治体への申請書の提出までの時間的余裕がありません。押印が不要となれば、郵送費用がかからないため、大きな社会的コスト削減につながります。 電子的に受け付けることにより、申請書送付の期日に多少余裕を生むことができます。 自治体としても、電子的に受け付けることにより、申請書の送付や、受け付けた書類の処理といった、ふるさと納税に関する事務負担を軽減することにつながります。	個人	総務省	ワンストップ特例制度の申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含め、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類については、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われております。	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度下で対応可能	ワンストップ特例制度に係る申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1139	令和3年4月23日	令和3年12月2日	猟銃の所持許可の規制緩和の要望	北海道の砂川では、猟友会のメンバーが市の要請を受けて猟を猟銃で駆除したところ、住宅地に近い場所で撃つなどの理由で猟銃の所持許可が取り消されるという事件が発生した。その結果、日本各地の猟師が猟銃、危険な動物の駆除が出来ず市民の安全が大きく脅かされている。そこで、危険な動物を駆除するための猟銃の所持や使用の許可については、居住者の安全に直結するという緊急性を拘束して、住宅地に近い場所で発射した場合でも許可を取り消すことの無いよう要望する。また免許の取得も、VR技術などを用いたオンライン講習等で容易にできるように、要望する。	この提案が実現すると、熊などの危険な動物が出現した時に即座に対応することができるようになり、多くの人命が救われ、また農家の経済的な損失も最小限に抑えることができるようになる。実際に、この緊急時に厳しい規制のおかげで、人死んが出てもおかしくない状況になっている。またVRを用いた試験や講習等を導入することで、コロナウィルスの影響下でも効率的に許可ができるようになり、大幅なコストカットとリスクの低減ができる。	個人	警察庁 環境省	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。)第38条第2項の規定により、危険を防止し、公共の安全を維持するため、住居集落地域等における銃猟が禁止されているところ、住居集落地域等における銃猟が行われた場合には、鳥獣保護管理法違反となるほか、銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。)第10条第2項の規定により、銃刀法違反ともなり、その結果、銃刀法第11条第1項の規定により、猟銃の所持許可の取消しの対象となります。 一方で、熊が住宅街等に現れ、ハンターが警察官よりも先に現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項)の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられないと考えられます。 猟銃の所持許可を受けようとする者については、銃刀法第5条の3に規定する「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会(猟銃等講習会)」及び銃刀法第9条の5に規定する射撃教習を受ける必要があり、現在、これらは対面の方式で行われています。	銃刀法第5条の3 ・同法第9条の5 ・同法第10条第2項 ・同法第11条第1項 鳥獣保護管理法第38条第2項 ・刑法第37条第1項	その他	○一般に、熊が住宅街等に現れ、ハンターが警察官よりも先に現場に臨場する事態も想定されるところ、当該ハンターの判断により、緊急避難(刑法第37条第1項)の措置として熊等を猟銃を使用して駆除することは妨げられません。 ○警察庁においては、今後も事業発生時に適切な対応が行われるよう、引き続き都道府県警察を指導してまいります。 ○猟銃による事故防止を図るためには、実際の猟銃を用いた講習が必要であり、射撃教習においては、講師の監督の下で実際に銃を射撃しているところ、完全な形でオンラインによる講習等を実施することは困難ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、可能な限り人との接触機会を減らす運用をしてまいります。	
1140	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ふるさと納税のワンストップ申請について	ワンストップ申請を提出した後、同じ年に引越した場合は、申告特例申請事項の変更届を寄付先自治体へ翌年1月10日までに郵送する必要があります。 自治体で転出・転入届を実施しているが、上記のような変更届を不要にしてほしい。	コスト削減	個人	総務省	ワンストップ特例申請制度を利用する寄附者は当該申請事項に変更があったときは申告特例対象年の翌年の1月10日までに、寄附先団体に対しその旨を届け出る必要がある。	地方税法附則第7条第4項及び第11項	対応不可	寄附先団体は、地方税法の規定に基づき、寄附者の住所所在地において正確な税額控除に係る課税実務が行われるよう、寄附情報を整理(寄附者の住所地や寄附額の確認等)した上で、住所所在地に対し当該寄附情報を通知しなければなりません。 変更届が提出されない場合、寄附先団体は、引越しが行われた事実を知る術がなく、結果的に旧住所所在地に対し当該寄附情報を通知することとなりますが、旧住所所在地は寄附者に対する課税権を有していないため、税額控除を行うことは出来ません。 一方で、ご指摘の転出届・転入届により、新住所が税額控除計算を行うおとして、当該届出には、税額控除に係る寄附情報が記載されておらず、また、前述したように寄附先団体から新住所所在地に寄附情報が通知されないことから、いずれにしても、新住所においては、適正な課税を実施することが出来ません。 また、仮に、転入届に限って、寄附者が自身の寄附情報についても併せて申請を行うこととする場合であっても、新住所所在地は実際の寄附を受けていないことから、寄附情報の確認を寄附先団体に問い合わせること等により実施せざるを得ず、新たな事務負担となることが想定されます。 これらのことから、引越しを行う場合にあつては、寄附先団体に対し変更届を提出してもらうことが必要と考えています。 以上、ご理解をいただければ幸いです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1141	令和3年4月23日	令和3年5月24日	厚生労働大臣指定試験機関 安全衛生技術試験協会の申し込み方法改善のお願い	1.インターネット申し込み導入 2.クレジットカード払い等オンライン決済の導入	営業所の時間が限られているので申し込み書を手に入れる事がまず困難、取り寄せるにしてもお金が掛かる。 先払いなのに受検日が確約されない。 振り込みが銀行窓口でなければならぬ。 サラリーマンではこの時点で受検のハードルが高すぎる。 お願いします。インフラの整備をしてください。 不親切であると言わざるを得ません。	個人	厚生労働省	番号276の回答をご参照ください。				
1142	令和3年4月23日	令和3年5月24日	年末調整のペーパーレス	確定申告のペーパーレス化の前提として、年末調整のペーパーレス化が必要です。保険会社からの書類などを紙で保管させ、年末調整用の細かい書類に記載させる現行の仕組みは、余りに非効率です。給与事務の大きな負担になっており、業務を妨げています。 (主税局、国税庁)	企業、地方自治体の人事・給与部門にとって、紙ベースでの作業が求められる年末調整が大きな負担になっているのは、間違いありません。これが大幅に削減できれば、成長部門に人材を回すことができ、経済成長に資することは間違いないです。	個人	財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。 また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっています。	所得税法第198条第2項、所得税法施行令第319条の2	対応	左記のとおり、年末調整の際に給与等の支払者に提出する控除申告書については、電磁的方法(データ)により提供を受けることが可能となっています。 また、控除申告書に添付又は提出の際に提示することとされている控除証明書等のうち、「生命保険料控除証明書」、「地震保険料控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」、「住宅借入金等所有する場合の所得税額の特別控除証明書」についても、控除申告書を電磁的方法により提供する際には併せて電磁的方法により提出することが可能となっています。 なお、年末調整に関する各種申告書等を電磁的方法により提供できるかどうかは、個々の会社の状況により異なると思われますので、必要に応じてお勤めの会社にご確認ください。	
1143	令和3年4月23日	令和3年7月7日	行政機関統合書面利用について	住民票の写しを交付する際に使用目的を書くのなら、電磁的に使用目的先へ送付、若しくは、使用目的先機関からの使用可能フラグでも立てて、使用させればよいのではないか。	自動車の名義変更の際には、住民票、印鑑証明、登記簿原本などを書面で提出する必要がある。 行政のシステムが統合されれば書面を持って歩くことや、車庫に依頼し(印鑑証明を不正に使われる心配もない)。(陸運支局では、コピーと住民票の写しを同時に考えているように、コピーで申請され、原本は車庫が他の登録の際に不正に使用する事例がある) 住民票を出発する際に使用目的を書くのなら、電磁的に使用目的先へ送付、若しくは、使用目的先機関からの使用可能フラグでも立てて、使用させればよいのではないか。	個人	総務省 国土交通省	自動車の登録制度では、所有権の公証及び使用実態の把握を行うため、申請の際には、本人確認、住所確認等のために、印鑑に関する証明書、住民票、登記簿原本等の証明書の提出を求めています。 なお、自動車保有関係手続きについては、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車積積税の納税)が必要となっており、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。また、OSSにおいては、マイナンバーカードや商業登記電子証明書等の電子証明書機能を活用し、本人確認を行っており、これにより印鑑証明書や登記簿原本の提出が省略可能となっております。	自動車登録令(昭和28年政令第256号)第14条第1項第1号及び第16条第1項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項、第11条	対応	OSSのさらなる利便性向上のため、令和4年度中に、マイナンバーカードの電子証明書機能を活用して地方公共団体情報システム機構(J-LIS)と情報連携することにより、住民票コードの記入や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1144	令和3年4月23日	令和3年5月24日	登記情報連携システムの活用範囲拡大について	現在デジタル手続法を根拠に、行政手続きに際して添付を求められている登記事項証明書、法務省の構築した登記情報連携システムを各府省から閲覧参照することで、添付を省略する取り組みが検討されています。 この登記情報連携システムは、法務省より、「法令上の根拠がある手続き」についてのみ利用を許可する方針で調査されていますが、各府省の所掌事務において、法令上の根拠がない場合でも、登記事項を参照する必要がある場合は十分に、あるため、登記情報連携システムの活用範囲を「法令上の根拠がある手続き」についてのみ限定せず、各府省が必要とし、法務省が認める範囲で参照できるよう拡大すべきと考えます。	私は某省庁の職員ですが、法務省より示された登記事項連携システムの活用範囲があまりに限定的で、国家公務員の業務量や経費を削減できる可能性を逸してしまっていることが残念で、ご意見させていただきました。 もちろん、今回の登記事項連携システムの開発趣旨が、国民の行政手続きの簡素化であることは理解しておりますが、構築の内容で述べたとおり、登記事項は各府省やその出先機関で参照する機会が多く、国家機関全体で共有メリットが大きいと考えております。 現状、国の出先機関で法人や不動産に関する様々な調査を行う機会があるかと存じますが、それぞれの国の機関は、法務省で管理している登記事項を参照するために、それぞれの機関内の決裁をとり、法務局の窓口に申請書を持参して登記事項証明書を受領しています。 登記事項連携システムを活用すれば、申請書の文書作成にかかる時間、決裁にかかる期間、法務局への郵送費用または窓口へ赴く際の交通費、それらを削減することができます。 郵送費用や交通費を削減することはコスト面でのメリットがありますが、国の機関として、文書作成や決裁、郵送であれば返送されるまでの調査にかかるタイムロスも減らすことができるため、迅速な調査に繋がります。以上は当該調査について受益者となり得る国民の利益となると考えます。 以上の理由から、法務省の登記事項連携システムの活用範囲は、「法令上の根拠がある手続き」についてのみ限定すべきではなく、各府省が必要と認め、法務省が承認した範囲に限り、利用できるよう拡大すべきと考えます。	個人	法務省	登記事項証明書の添付が法令上規定されている国の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携によって、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その添付を省略することが可能となっています。		検討を予定	登記情報連携の範囲を登記事項証明書の添付について法令上の根拠がない手続きに拡大することについては、引き続き検討を進めてまいります。	
1145	令和3年4月23日	令和3年5月24日	戸籍謄本の取得に関する件で変更していただきたいことがあります	義父母の戸籍謄本を取得する場合、子供だけではなくその結婚相手でも取得できるように変えてほしい	去年、夫の父親が亡くなった時、義母と一緒に役所に行き書類を集めようとした際、「嫁」では義父の戸籍が取れず「なぜ？」と思ったことがありました。 世の中、一人っ子が多くなってきているので、夫の親が亡くなった場合、嫁が書類取得に助かなければいけなくなります。なにに現状では嫁では亡くなった義父のものどころか一緒に生活している義母の戸籍も取れません 自分の母親は義母の妻になったのが亡くなった時にもった戸籍で分かったのですが、その理由は祖母よりも父が先に亡くなったからだと思います。これっておかしいと思いませんか？	個人	法務省	戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、請求の理由を明らかにすることなく、当該戸籍謄本等の交付請求をすることができます。 一方、配偶者の父母の戸籍謄本等を交付請求する場合には、請求の理由を明らかにするか、又は委任状を添付の上、交付請求を行う必要があります。	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項、第10条の3第1項	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、御要望に応じることは困難です。	
1146	令和3年4月23日	令和3年5月24日	学歴、職歴の情報管理について	進学、転職のための学歴や職歴の証明について、文科省や厚労省で管理してIDカードと紐付けて証明書を利用できるようにできないか。	妻が中学校で美術科の講師として働いております。 教員採用試験の申請や、講師任用の申請など、その都度学歴や職歴を求められ、往生しております。 卒業した大学、今まで勤めていたデザイン会社教社や教員をしていた専門学校など全てにその都度、卒業証明書や在職証明書の発行を依頼し、添付しなければならないとのこと。 しかも教育委員会も県や市ごとに書式が違っており、その都度全て手書きしなければならないとのこと。このような作業を年に何度もしていると、確かに楽になると思います。 過去の情報など変わりが無いのに、その都度個別に証明書を発行させることは、無駄としか言えません。 余計な事務作業に手を取られないようになれば、人材の流動性も高まると思います。	個人	文部科学省	該当なし	該当なし	検討に着手	諸外国における卒業証明や成績証明等のデジタル化に向けた導入事例・導入方法に関する調査研究を令和3年度に実施する予定であり、その調査の結果を踏まえて、新たな卒業証明等の在り方について検討を行っています。	
1147	令和3年4月23日	令和3年5月24日	旧司法試験の復活	法科大学院の修了を要件とする司法試験制度を廃止し、誰でも受験できる旧司法試験を復活して下さい。	司法試験受験者が拡大し、法曹の水準が上昇することで、経済成長に繋がります。	個人	法務省 文部科学省	現行の司法試験法は、「法科大学院の課程を修了した者」と「司法試験予備試験に合格した者」に、司法試験の受験資格を認めています。	司法試験法第4条第1項	対応不可	司法試験の受験資格の撤廃は、我が国の法曹養成制度の在り方に関わる重要な問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えています。 なお、令和元年6月に、法科大学院教育の充実と法曹資格を取得するまでの時間的・経済的負担の軽減を図るために、法科大学院改革・司法試験制度改革を内容とする「法科大学院の教育と司法試験等との連携に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和5年司法試験からは、法科大学院の課程に在学する者であって、当該法科大学院を設置する大学の学長が所定の要件を充たすことについて認定をしたものについても、司法試験の受験資格が認められることとなります。法務省としては、文部科学省と連携しながら、まずは、法科大学院を中核としたプロセスによる法曹養成制度を前提として、今回の改革を着実に進めていくこととしております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1148	令和3年4月23日	令和5年4月26日	戸籍・住民票等の委任状の取扱いについて	<p>戸籍謄抄本を取得する場合は、直系の親族が請求した場合は委任状は不要で取得できます。同時に住民票の写しを請求した場合は、別世帯であることを理由に委任状提出を求められ、再度委任状を準備して再請求する必要があります。</p> <p>戸籍謄抄本を取得する場合は、直系親族の請求なら委任状は不要で取得できるので、同時に住民票の写しが必要であれば委任状は不要で取得できるようにしたいと考えています。何度も役所に出向き長時間を要するのを苦痛に感じています。また、委任状についてもそれが書いたかわからないようなもので交付の可否を判断されるので形骸化しているように思えます。ご考察のほどお願いいたします。</p>	<p>本人等以外の者の住民票の写しの請求にあつては、住民基本台帳法第12条第4項の規定により、本人等の代理人である場合は、本人等の代理人であることを明らかにする書類の提示等を行う必要があり、当該提示等の具体的な方法は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第12条の規定により、委任状を提出する方法等とされています。なお、委任状を示すことができないやむを得ない場合においては、同条の規定により、市町村の判断で、親族や本人と同一住所ではあるが別世帯の者による請求については、口頭で質問を行い、これに対して陳述させた結果、市町村長において、同一の世帯に属する者と同様に取扱いすることができる場合には、必ずしも委任状の提出を求めず、このように確約した書類で代替することも考えられます。</p>	総務省 法務省	対応不可	本人等以外の申出者が本人等から与えられた代理権を示す必要があるため、委任状を不要とすることは困難と考えられます。				
1149	令和3年4月23日	令和3年5月24日	政府管掌社会保険年金保険料徴収納付事務の高度化	<p>1. 企業に在籍する従業員等の年金等級を「ねんきんネット」と連動し、オンラインで確認できるように。 2. 社会保険事務所との書面のやり取りをFAXまたはMAILで可能に、(できない理由を教えてください)電子申請は設計が非常に不親切で使えない</p>	<p>現行社会保険料納付書(請求書)に毎月総額記載がされているのみで、各月納付額が、企業集計額と大きく異なる場合に、その原因を調べる努力、時間が、たいそう負担になっている。請求書がありますか？請求どこの世帯に、請求書合計しか分からない請求書がありますか？請求額の個人明細額がなくて合計額が出るのでしよう。社会保険事務所に問い合わせても、各人の毎月の明細額が出るような仕組みにはなっていないとの返事で閉口しています。少なくとも、現在個人情報としての各自の年金等級は個人では照会できるので、プライバシーに配慮しつつも、所属事業所で上記目的の為、データ連動し確認できればの問題はクリアできます。(できれば、個人別、月別 金額が確認できるのが好ましい) また、onlineで納付書の内訳(納付額、請求額の計算方法)を開示されまじく望みます。社会保険への信頼を消えた年金問題)取り戻すため、可能な限り情報をOPENにし、国民がより信頼を置くよう、改善を求めます。</p>	個人	厚生労働省	<p>1. 社会保険料については、納付義務者である事業主に対して、納付すべき社会保険料の合計額を告知しております。標準報酬月額の変動があったこと等により、納入告知額が前月の告知額と比較して変動する場合には、その変動理由、金額等を確認できる資料を送付するなど対応しています。金額の確認をご希望の場合には、管轄の年金事務所へお問い合わせください。</p> <p>2. 外部へのFAX送信については、誤送信防止の観点から原則禁止とし、事業所等からのお問合せ等については、電話や書面によってご対応いただいているところですが、業務上やむを得ない場合には、個人番号の記載があるもの等を除き、FAXによる書面の送受信も可能です。</p> <p>また、電子申請については、電子申請でご利用いただく届書作成プログラムの更新や、G2XIDを利用した電子申請での対象手続拡大等、申請者の利便性向上に努めていくところです。</p>	厚生年金保険法第82条	検討に着手	事業所が納付する社会保険料に係る増減内訳書その他の各種文書については、電子的に送付することを検討するなど、引き続き申請者等の利便性向上に努めてまいります。	
1150	令和3年4月23日	令和3年6月16日	登記のオンライン申請を取下げた場合の登録免許税の再使用証明申請書提出方法について	<p>登記申請をオンラインで取下げた場合、再使用証明申請書を別途書類(紙の書面)で提出しなければならないとすれば、取下げと申出の同時性が失われ上記の規定と照應するのではないかと。また、電子署名したPDFファイル等で再使用証明申請書をオンラインで提出することで不都合が生じるとは考えられない。電子署名したPDFファイル等で再使用証明申請書をオンラインで提出することが認められれば登記申請の迅速な再申請が可能になり、更には行政手続きのデジタル化の要請に資するのではないかと考えます。また、登録免許税の還付請求について同様の扱いを求めます。</p>	<p>登録免許税法施行令第32条1項は申出書の提出方法について「登記等の申請の取下げの申出と同時に当該領収証書又は印紙を再使用したい旨を記載した書類を登記機関に提出しなければならない。」と規定している。しかしながら、現在は取下げは、オンラインでして、再使用証明申請書は、別途書面で提出する扱いである。登記申請をオンラインで取下げた場合、再使用証明申請書を別途書類(紙の書面)で提出しなければならないとすれば、取下げと申出の同時性が失われ上記の規定と照應するのではないかと。また、電子署名したPDFファイル等で再使用証明申請書をオンラインで提出することで不都合が生じるとは考えられない。電子署名したPDFファイル等で再使用証明申請書をオンラインで提出することが認められれば登記申請の迅速な再申請が可能になり、更には行政手続きのデジタル化の要請に資するのではないかと考えます。また、登録免許税の還付請求について同様の扱いを求めます。</p>	個人	法務省	<p>不動産登記や商業・法人登記等の申請は、オンライン又は書面により行うことができます。オンラインにより申請をした場合において、当該申請を取り下げるときは、その手続もオンラインでする必要があります。</p> <p>不動産登記や商業・法人登記等の申請をする場合に、その登記の種類によっては、登録免許税を納付する必要がありますが、その納付に当たっては、電子による納付(オンラインで申請した場合に限る。)領収証書による納付又は収入印紙による納付(オンライン又は書面のいずれの申請でも可能)のいずれかによることとなります。</p> <p>不動産登記や商業・法人登記等の申請をした場合に、登録免許税を領収証書又は収入印紙により納付していたときは、当該申請を取り下げることとなった際に、当該収入印紙や領収証書を再使用したい旨の申出をすることができます(登録免許税法第31条第3項)。当該申出は、当該登記の申請の取下げの申出と同時に領収証書又は収入印紙を再使用したい旨を記載した書類を提出する必要があります(登録免許税法施行令第32条第1項)。</p>	登録免許税法第31条第2項、第3項、第6項 登録免許税法施行令第31条第2項、第3項 登録免許税法第18条 商業登記法第17条第1項及び第3項	対応不可	領収証書及び収入印紙の再使用の申出のオンライン化については、ニーズ等の調査を行った上で検討すべきものであり、直ちに対応することは困難です。なお、今後、行政手続のオンライン化の促進についての検討が進められているところ。オンラインによる登記申請手続についても、登録免許税の電子納付の手段の拡充を含めて検討を行い、申請者にとってより利用しやすいものとなるよう、利便性の向上に努めてまいります。	
1151	令和3年4月23日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの受け取りにつきまして	<p>こんにちは。マイナンバーカードを受け取りに行こうと思ったのですが日野市役所が月～土曜日しか受け取り出来ない対応になっております。当方、薬局を個人で運営しており、日曜祝日しか休みがありません。代理の受け取りも医師の診断書が必要のみとなっております。月1回でも日曜に受け取りできるようにするか、代理の方の受け取り条件を緩和していただけないでしょうか？マイナンバーカード推進されても受け取りができないのは行政の怠慢だと思えます。よろしくお願いたします。</p>	<p>こんにちは。マイナンバーカードを受け取りに行こうと思ったのですが日野市役所が月～土曜日しか受け取り出来ない対応になっております。当方、薬局を個人で運営しており、日曜祝日しか休みがありません。平日の休みを取る＝薬局を閉めるということで、地域に根差した薬局のため周りの医療機関や患者さんにも迷惑がかかります。また代理の受け取りも医師の診断書が必要の方のみとなっております。月1回でも日曜に受け取りできるようにするか、代理の方の受け取り条件を緩和していただけないでしょうか？マイナンバーカード推進されても受け取りができないのは行政の怠慢だと思えます。よろしくお願いたします。</p>	個人	総務省	番号908の回答をご参照ください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1152	令和3年4月23日	令和3年5月24日	企業における住民税の管理について	市町村による住民税の決定通知書(特別徴収義務者用)・給与支払報告書の様式、サイズ等の統一もしくは電子化	毎年、各市町村から送られてくる上記決定通知書に関して、送付のタイミングや書類のサイズ、紙の質等がバラバラです。管理担当者がどのように管理するかは各社違うと思いますがいずれの方法にしても手間がかかります。会社の規模が大きいくほど管理する市町村数も増えるのでもっと簡略化できないかとずっと考えていました。特に紙の質やサイズの違い、またカラー印刷であることなど、ここに差別化を図る必要性は見出されません。最低限統一できれば各市町村のコストもカットできる可能性があるでしょうし、企業の労務管理者の負担も減少できると思います。どこに言ってもよいかわからず、漠然とした内容で申し訳ありませんが、ご検討をお願いいたします。	個人	総務省	〇特別徴収額通知(特別徴収義務者用)について、基本的には、地方税法施行規則において定められた統一の様式による通知がなされていますが、御指摘のように市区町村間で紙質や印字色など細かな差異が生じている場合があります。同通知は、平成28年度課税分から電子化が実現していますが、一部に電子の正本送付に未対応の市区町村が残っていることから、これまでも早期の対応に向けた取組を求めてきたところです。 なお、電子の通知については、様式は統一されています。 〇給与支払報告書の提出はすでにeLTAXを通じて統一フォーマットにより電子的に行うことが可能です。 小規模な特別徴収義務者においては、はまだ給与支払報告書の電子的提出に対応していない場合も多いため、一部の市区町村においては、特別徴収義務者の利便性を鑑み、あらかじめ紙の様式を送付している例があるものと承知しています。	地方税法、地方税法施行規則	対応	〇特別徴収額通知(特別徴収義務者用)については、地方税法が改正され、令和6年度課税分より、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、電子的に正本を送付することが義務づけられることとなりました。 こうした状況も踏まえ、正本の電子的送付に未対応の市区町村に対しては、引き続き速やかに対応に向けた取組を進めていただくよう求めてまいります。 〇給与支払報告に係る手続については、すでにeLTAXを利用することで複数の市区町村に提出する場合であってもオンラインで手続が完結する仕組みが整っています。	
1153	令和3年4月23日	令和3年5月24日	労働者の紹介料の手数料の高さが転職を阻害	紹介企業による労働者への拘束の禁止 紹介企業による労働者への拘束の禁止と労働者紹介料の上限(10%)の設定による転職市場の流動化	紹介企業による労働者への拘束の禁止 転職をする際に、普通は転職サイトに登録し、そこから応募→採用試験→入社と進むが、1度転職サイトを使用すると当該企業は他の紹介企業は使用できなくなる。例、転職サイトに不満などがあつたとして。 労働者紹介料の上限(10%)の設定による転職市場の流動化 さらに、紹介料が障壁となって転職できない事例は多くある。想定年収の20-30%なんて紹介料は、スグに辞める可能性のある転職者にはそうそう払えない。これをMAX10%にすれば企業の採用の壁は、大きく下がりがり転職市場の流れが活性化する。これは辞めやすさにも繋がる。そして、解雇ルールの緩和の必須準備事項ではないだろうか！ 上限設定を緊急に行ってほしい	個人	厚生労働省	求職者や求人者が職業紹介事業者を利用するは自由であり、また制度上、求人企業が職業紹介事業者を使用した場合に他の職業紹介事業者を使用できない等の制限はありません。 有料職業紹介事業者の紹介手数料については、①職業紹介に通常必要となる経費等を勘案して厚生労働省令で定める種類及び額の手数料を徴収する場合、②あらかじめ厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づき手数料を徴収する場合に求人者から徴収することが認められています。	職業安定法第32条の3第1項、職業安定法施行規則第20条第1項、別表	対応不可	求職者や求人者が職業紹介事業者を利用するは自由であり、また制度上、求人企業が職業紹介事業者を使用した場合に他の職業紹介事業者を使用できない等の制限はありません。 職業紹介手数料の水準については、労働市場の需給の状況や求人者の内容に応じて決定されるものであり、優良な職業紹介事業者が安定してサービスを提供する観点からも、紹介手数料の上限を一律に設定することには慎重な検討が必要と考えております。 厚生労働省としては、「人材サービス総合サイト」において、職業紹介事業者に手数料等の情報開示を義務づけたり、求人者や求職者による職業紹介事業者の選択に資するよう、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。	
1154	令和3年4月23日	令和3年5月24日	輸入通関申告許可のスピードアップ	輸入通関申告許可のスピードアップにより、無駄な経費、労力が大きく省かれ、企業の無駄な経費を軽減する効果がある。	アメリカでは、船が入港する15日前から輸入通関申告が可能である。船が港に入港する前に通関申告許可されることは多く、結果、輸入後、スーパー、デパートの商品棚や製造ラインに遅れなく届けられて経済活動をサポートしている。通関申告許可が遅れると貨物の配達は遅れて、金利負担増や在庫も増える。配送も特急便(アメリカであれば、陸送予定が通関許可遅れを挽回するために、運賃の高い航空輸送に変更)となり、企業の収益は悪化する。日本ではごく僅かなAuthorized Economic Operator(AEO)承認事業者(AEO事業者数 輸入者:99名 2020年9月時点)いる。AEO承認事業者は特例扱いはされているが、アメリカでは、全輸入者を平等に扱っている。昨今はオンライン商流増加により即日、翌日配達が求められており、輸入通関申告許可のスピードアップは適正在庫管理として不可欠である。相乗効果として、長年放置されている東京港の慢性的な混雑、遅延を解決を期待できるのではないかと。	個人	財務省	現行制度において、特例輸入者(AEO輸入者)(注2)に限らず、すべての輸入者について、貨物が日本に到着する前に輸入申告書類を税関に提出し、事前に税関の審査(予備審査)を受けることが可能です。この予備審査を受けた場合は、貨物の検査に必要な場合を除き、その貨物が税関に到着した後、直ちに輸入の許可を受けることができます(到着即時輸入許可制度)(注3)。 (注1)輸入通関手続の所要時間について 令和2年の輸入申告許可件数は航空貨物で約646万7千件、海上貨物で約4百万件であり、ほぼ全てが電子的に申告され処理されていると。上記の取組みの活用もあって、基本的に貨物の到着後直ちに輸入が許可されており、財務省による輸入通関手続の所要時間調査(※)によれば、輸入通関手続の所要時間(税関への輸入申告から輸入許可までの所要時間)は、航空貨物で平均約3時間、海上貨物で平均2.1時間となっております。 (※)財務省「輸入通関手続の所要時間調査(平成30年3月)」 <a href="https://www.mof.go.jp/customs/tariff/facilitation/ka20180706.htm">https://www.mof.go.jp/customs/tariff/facilitation/ka20180706.htm</a> (注2)特例輸入者(AEO輸入者)について WCO(世界税関機構)において策定された国際的な枠組みに基づき、貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が確立された輸入者については、税関長より特例輸入者(AEO(Authorized Economic Operator)輸入者)と承認されることで、税関手続上のペナルティを利用することが可能です。 なお、同様の制度は、WCOに加筆するアメリカやEUをはじめとした諸外国においても整備されています。 (注3)到着即時輸入許可制度について 輸出入・港湾関係情報処理システム(NACCS:Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System)を利用して事前に予備審査を受けることで、検査が必要となる場合を除き、貨物が税関に到着したことが確認された次第、保税地域に貨物を搬入することなく、直ちに輸入の許可を受けることができる制度です。	関税法第67条 関税法第67条の2第3項 関税法施行令第59条の6 等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載の通りです。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1155	令和3年4月23日	令和3年5月24日	家族、親族の死亡後の様々な届け出において	親族が亡くなった後の手続きに、仕事の休暇を余儀なく通やされ大変さを話しを聞く態度感しています。私にとっても人事ではなく、次期にせまりつつ、これこそ縦割り行政における民間への支障ではないかと思う次第。マイナンバーが発行された現状において、すべての届け出が繋がるべきではないか。遺族にとっては、手続きが大変に感じます。遺族も様々な環境に置かれた方々がいらっしゃるとも思いますが、手続きをもっと簡素化していく必要があるのではないかと。知らない、分からないことばかりのようで、都度行政機関、行ったりきたりというようです。どうか検討をいただければと思います。	ご年配の方、身体の不自由な方、親族と離れて生活をしていらっしゃる方、就業休日を取りにくい環境の方、…様々な同居家族であってもあつちへ行ったりこつちへ行ったり、不備があれば戻ったり、いろいろと手続きが大変だと感じております。また、年金等、メリットやデメリット等、教育過程では習っていないことも多く、全ての国民に知識を得た国民一律な行政をお願いしたいと思います。削減できれば、遺族の負担が軽減され、日常を早く取り戻すことができるのではないかと、思いました。	個人	内閣官房	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービス」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを簡直し、遺族が行う手続きを削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報で死亡・相続の手続きに活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続きの総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体にに対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。	なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続きを一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続きの負担を軽減する。「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)を設置することを支援するためのツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナド等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだガイドラインを策定し、提供を開始いたしました。引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー」設置を推進するとともに、将来的にマイナンバー等を活用し、マイナンバーカードを用いてオンラインで死亡に関する手続きが完結する仕組みの構築に向けた検討も行い、遺族の負担軽減に向けた取組みを行ってまいります。この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。	
1156	令和3年4月23日	令和3年5月24日	建築士定期講習	現在3年毎に建築士定期講習というものが義務付けられています。現在1日の集合研修となっています。(1)集合研修をWeb研修、DVD研修も可能なようにしていただきたい。(2)定期講習を廃止して頂きたい。	講習内容は一方的に聞くもので、当たり前の内容であり、集合して実施しなければできない内容ではない。フレックが推奨される現在、集合を強要し、移動時間を浪費するのは無駄である。そもそも建築士は高度なプロフェッショナルであり、常時自身でスキルを向上し知識を更新しており、定期的な講習でスキルや知識の向上を図る必要性は無い。	個人	国土交通省	番号665の回答をご参照ください。				
1157	令和3年4月23日	令和5年4月14日	マイナンバーカード電子証明書更新について	表題の電子証明書の更新について、「郵送」「オンライン」「土日対応」のいずれかを可能とすべき。	電子証明書の更新方法を改めて市役所へ電話で確認したところ、「平日の日に来て頂かないとできない」と言われました。 ・国としてマイナンバーカードの普及を推進している ・国としてオンライン化を推進している ・国として不必要な捺印や書類でのやり取りの排除を推進している ・コロナ禍において国や県が外出方法などに気を付けるよう訴えている ・そもそも日本人の殆どは平日日中に仕事をしている 「マイナンバーカードの更新で有給ください」といえる風土が日本社会にはまだない 以上の事を鑑みれば、「郵送対応」「オンラインでの対応」「土日対応」いずれかを可能とすべきなのは当然の事と感考えます。	個人	総務省	番号737の回答をご参照ください。				
1158	令和3年4月23日	令和3年5月24日	高等学校等就学支援金制度	私学では、この制度は高校1年(新入生)は4月に1度手続きをし、7月になると高校1〜3年が改めて手続きしなければなりません。さらに私学の事務作業量もかなり増えてくるので、いい加減簡素化してほしいです。もっとも簡単な提案は「全員一律の定額支給」です。第2の提案は「各市町村レベルでの確認」です。現在は県が学校に業務委託しているのが現状です。	第1の提案については、全員一律の定額であれば4月から直ちに始められ、保護者は分かりやすく、直ちに支給され、スムーズです。また県庁で雇用している非常勤職員も不要になるし、そのためにコールセンターや職員も配置せずに済むし、私立学校に業務委託しているために発生している就学支援金事務費も不要になる。さらに就学支援金業務も簡略化でき、県庁職員も他の業務を行なうことができる。この場合所得制限などの排除が難しいので、支給金額を下げるなどの調整が必要になります。次に第2の提案についての解説です。現在は県が私立学校に業務委託しているのが現状です。言い方は悪いですが国から県へ、県から私立学校へ丸投げ状態です。この業務を同じ公的機関の各市町村レベルまで処理を行なうことができないでしょうか。所得証明書も市町村が発行するのだから、保護者がいちいち学校で就学支援金の手続きするのではなく、市町村役所(場)で就学支援金の申請するようしてもらいたい。その結果を私立学校に通知してもらえば授業料額の処理ができるし、その生徒が辞める場合は学校から消滅手続きを市町村へ届け出るなどを行う。後の深層度の事務費などいらないので、とにかく丸投げはやめてもらいたい。	個人	文部科学省	高等学校等就学支援金制度においては、2019年度よりマイナンバーに対応した事務処理システム(通称「e-Shien」)を導入しています。これまで、高等学校等在籍中の3年間で計4回の申請や届出の書類のほか、課税証明書等の提出が必要でしたが、マイナンバー導入後は、1年生の入学時の申請においてマイナンバーを提出して支給資格認定を受けた場合、その後も所得制限に該当しなければ、3年間、原則手続き不要となります。これにより、生徒・保護者の負担が軽減されるとともに、書類のとりまとめなど、学校や都道府県の事務負担も一定程度軽減されていると認識しています。	高等学校等就学支援金に関する法律	その他	現行の就学支援金の申請手続きにおいては、保護者等のマイナンバーカードの写し等を提出する必要があります。支給手続きに際しては、就学支援金事務処理システムを導入していますが、事務負担の軽減、審査事務の早期化を図るため、当該システムの改修を行い、令和4年度より、マイナンバーを通じた自己情報取得APIを活用した新たなオンライン申請手続きを導入し、当該機能を利用する場合には、マイナンバーカードの写し等の提出を不要とする予定です。 なお、第1のご提案については、厳しい国の財政事情を踏まえると慎重に検討する必要がありますが、現時点では困難と考えています。元々、平成26年度に限られた財源を有効活用する観点から所得制限は設けられたもので、捻出した財源によって、 ①私立高校等へ通う生徒への就学支援金の加算拡充、 ②授業料以外の教育費を支援するための高校生等奨学給付金制度の創設等の見直しを行ったものであり、こうした経緯も踏まえて検討が必要であると考えます。 また、第2のご提案について、支給者については、市町村ではなく、高校を所管する都道府県を基本としており、学校設置者が生徒の受給権を代理行使して、就学支援金を代理受領することとしたところであり、こういった経緯を踏まえると現時点では困難と考えています。なお、マイナンバーによる情報連携により、市町村の持つ生活保護情報を取得できるようにする改正を行う予定であり、これによって書類確認の負担を軽減を図ることができると考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1159	令和3年4月23日	令和3年5月24日	美容室で顔刺しが出来ない件について	◎理容店では顔刺しが出来るが、美容室では出来ない。確が、理容と美容を区別する際に、理容の生き残りのために区分けされたと記憶している。建前は、主に男性向け、女性向け、としているが、今の時代、男性も美容室に行くし、女性もブライダルシェービング等が必要。美容室でも顔刺しが出来るようにして欲しい。理容業(団体)を守るための規制である。	理容、美容の区分けは要らない。	個人	厚生労働省	理容師と美容師の区別は利用者の男女の別で分けているものではありません。また、理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日付衛発382号厚生省公衆衛生局長通知)において、美容師の顔刺しについて示されており、禁止されているものではありません。	理容師法の運用に関する件(昭和23年12月8日付衛発382号厚生省公衆衛生局長通知)	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1160	令和3年4月23日	令和3年7月7日	不動産取引、土地取引のマイナンバー登録義務化	アパート、マンションを借り際の問題、固定資産税の「脱税」、空家問題や「地面飾」と呼ばれる詐欺事件の背景には、マイナンバーと紐づいていない事で、本人確認が出来ない事にあります。不動産、土地取引の際に、マイナンバー登録を義務化すべきです	1. アパートやマンションの賃貸の場合、社会的弱者、つまり高齢者、外国人、貧困層、信用履歴の低い層は、無条件で賃貸が断られます。家賃未納で夜逃げする危険性があるからです。従って、外国人や高齢者は、賃貸を断られる差別を受けています。マイナンバー登録を義務化して、未納の際の財産差し押さえを可能にすれば、解決できます 2. 賃貸の際は、家賃未納で退去のリスクを防ぐために、家賃の何か月分の敷金礼金が必要で、高い保証料を取られて、賃貸の際は、二年間が原則で、賃貸の際に必要な事前の費用を増大させ、賃貸市場の有効活用を妨げています。マイナンバー登録義務化で、これが不要になります 3. 具体的に上げると、アパートや積水ハウスが、「地面飾」と呼ばれる悪質な詐欺師に騙されて、何十億円を巻き上げられる背景に、不動産市場が半透明で本人確認が出来ない事です。これが、不動産の未使用による社会的損失と不動産市場の発展を妨げています 4. 金融商品取引法を参考に、マイナンバー登録をしない土地、不動産の場合、「善意の第三者」に対して、対抗できない法律に変わって、野放しの森林、空家や崩壊して野放しの不動産を、事前に数年の公表した後で、マイナンバー登録した後で、開発可能にすれば、不使用者による社会的機会損失を数十億円生み出してる、土地、森林、空家を、開発するインセンティブになります これらの解決のために、土地取引、不動産取引に、マイナンバー登録義務化をすべきです	個人	内閣府 国土交通省	マイナンバーは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の定めるところにより、行政事務を処理する者が効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を図る目的で指定されているものであり、社会保障・税・災害対策の各分野において利用することとされています。	行政手続における特定の個人を識別する者の番号の利用等に関する法律第1条、第9条	対応不可	マイナンバーは、制度の現状に記載の通り、行政事務を処理する者が、効率的な情報の管理及び利用並びに他の行政事務を処理する者との間における迅速な情報の授受を図る目的で、社会保障・税・災害対策の各分野において利用することとされています。したがって、今回ご提案頂いた内容については、マイナンバー制度の趣旨・目的を鑑み、対応は困難です。	
1161	令和3年4月23日	令和3年5月24日	登記ねつとの24時間稼働	登記・供託オンライン申請システムの利用時間を24時間受付にしたいと思っています。 <a href="https://www.touki-kyoutaku-online.msj.go.jp/">https://www.touki-kyoutaku-online.msj.go.jp/</a> 現在、月曜日から金曜日まで(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)の8時30分から21時まで。」となっています。	いま(21:19)日中によりかけていた登記の申請手続きをしようと思ったら時間外で処理が進みませんでした。 <a href="https://www.touki-kyoutaku-online.msj.go.jp/">https://www.touki-kyoutaku-online.msj.go.jp/</a> の時間(事務処理が進行する必要はもちろありませんが、手続きをすすめる自体は受け付けていた良かったです。また朝朝開かないとならなくなっていましたいへん残念でした。	個人	法務省	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとじています。ただし、申請データの作成等、通信に関わる以外の作業については、オフラインにより24時間行うことができます。	なし	検討を予定	登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討させていただきます。	
1162	令和3年4月23日	令和3年7月7日	農業振興地域制度及び農地転用許可制度の条件緩和について	1.農家が自ら名義の土地に農業に係る施設を設置するときの条件緩和 私は、行政において畜産(肉用牛)を担当しているが、農家が規模拡大(牛舎、堆肥舎の新設)を目指しても農業振興地域内用途区分の変更及び農地の転用許可が必要になる。 耕種のみが農業ではなく、畜産も農業である。用途区分の変更は必要であらうか。 申請しても、代替地の検討が必要最低限の転用のために分筆(分筆にかかると経費は農家負担を求められることもある。) 宅地やその他施設へ転用するのは、問題だが同じ農業に係る施設を設置する際は、条件を緩和しても良いのではないかと。 2.農業振興地域への「編入」手続きが長いのではないか？ 国庫事業などを活用する場合、対象地や作付地が農業振興地域内であることが求められる。 しかし、私の住む離島のような場所だと農地が限られており、農業振興地域外にも農地を求めることが多いが、農業振興地域外ということで、事業対象外になることもある。 3.許認可手続きの事務手続きおよび期間の簡素化、短縮化 国庫事業や資金の借り入れを活用しようとしても、12のような課題とともに提出書類が多く、手続きが煩雑かつ長期に渡るとためスビードのある事業実施やタイムズの良い借り入れを断念したこともある。 許認可という性質からか、許認可を出す側の対応も厳しい。 以上のようなことが緩和できれば、担い手の規模拡大や新規就農者の参入にスピード感を持って取り組み、事業実施の幅も広がり、農家側、行政側の負担軽減にも繋がる。我が国は農業はますます発展するものと考ええる。農家の足を引っ張る制度ではいけない。	1. 農用地区域内に農業用施設を設置する場合は、農用地区域の用途区分が農業用施設用地である土地に設置することとされています。このため、農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に農業用施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。 また、農用地区域内農地は原則として農地転用の許可ができませんが、農用地利用計画において指定された用途に供するために転用する場合には、農地転用の許可が可能です。 2. 農業振興地域の指定及び農用地区域への編入要件は、農地法令等において定められており、要件を満たす場合には、指定又は編入を行うこととされています。 3. 農用地区域内の土地に農業用施設を設置する場合は、用途区分が農業用施設用地である土地に施設を設置する必要があることから、用途区分が農業用施設用地以外の土地に施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。 農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付(経産第4608号)・21農振第1599号農林水産省経産局長・農科振興局長通知)に定められているところです。 また、添付書類のうち「その他参考となるべき書類」として申請書に添付させるものは、審査をすに当たり、特に必要がある場合に限る趣旨のものであり、転用許可申請書等に添付書類のない書類の一律添付を求めることは申請者に過分の負担を課するものであるため、適当ではないものとしているところです。	個人	農林水産省	1. 農用地区域内に農業用施設を設置する場合は、農用地区域の用途区分が農業用施設用地である土地に施設を設置することとされています。このため、農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に農業用施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。 また、農用地区域内農地は原則として農地転用の許可ができませんが、農用地利用計画において指定された用途に供するために転用する場合には、農地転用の許可が可能です。 2. 農業振興地域の指定及び農用地区域への編入要件は、農地法令等において定められており、要件を満たす場合には、指定又は編入を行うこととされています。 3. 農用地区域内の土地に農業用施設を設置する場合は、用途区分が農業用施設用地である土地に施設を設置する必要があることから、用途区分が農業用施設用地以外の土地に施設を設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更した上で設置する必要があります。 農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付(経産第4608号)・21農振第1599号農林水産省経産局長・農科振興局長通知)に定められているところです。 また、添付書類のうち「その他参考となるべき書類」として申請書に添付させるものは、審査をすに当たり、特に必要がある場合に限る趣旨のものであり、転用許可申請書等に添付書類のない書類の一律添付を求めることは申請者に過分の負担を課するものであるため、適当ではないものとしているところです。	農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項、第10条第3項 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の2第1項第1号二 農地法第4条第6項及び第5条第2項 農地法施行規則第26条各号、第30条各号、第50条第2項各号及び第57条の2第2項各号 「農地法関係事務処理要領」の制定について別表1の第4の(1)のイ及び(2)のイ	1 対応不可 一部事実確認 2 対応不可 3 検討に着手	1. 農用地区域内の用途区分は、農用地区域内において、農用地と農業用施設用地が交錯・混在することを避け、効率的に農業生産基盤整備及び農作業を行うために設定しているものであり、両者を分けて扱う必要があります。 なお、1haを超えない用途区分の変更については、軽微な変更として簡易な処理で手続が可能となります。 また、農地転用許可基準においては、 ① 農業用施設については代替性の検討を求めないこと、 ② 一筆の一部を転用する場合には、土地の分筆を行うことは求めないことから、事実確認です。 2. 農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策は、計画的かつ集中的に実施する必要がありますことから、農林水産省所管の国庫補助事業の多くは農業振興地域(農業生産基盤整備事業は農用地区域)を対象として実施しています。 なお、補助事業の採択要件は、それぞれの事業によって異なることから、補助事業の活用可否については国又は都道府県の補助事業担当者にご相談ください。 3. 農用地区域の用途区分が農業用施設用地以外の土地に設置する場合は、あらかじめ用途区分を農業用施設用地に変更する必要がありますが、1haを超えない用途区分の変更については軽微な変更として、農業振興地域整備計画の案の公告・縦覧や農用地利用計画に係る議会の申出の受付を行うことなく簡易な処理で手続が可能となっています。 また、転用許可申請書の添付書類は、農地法施行規則で定められており、かつ、「農地法関係事務処理要領」の制定についてにおいて、具体的な取扱いを示しているところですが、特に、「その他参考となるべき書類」については、許可申請にご参照するに当たって、特に必要な書類を一律に求めることは適当ではないこととしております。 なお、農業用施設の建設に係る添付書類の見直しについては、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、不要な添付書類が削減されることにより見直しを検討し、令和3年度中に地方公共団体及び農業委員に通知することとされているところであり、今年度中に必要な措置を行うこととしているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1163	令和3年4月23日	令和4年11月11日	各都道府県で異なる自動車登録関係書類の統一化	自動車登録に必要な各書類が各都道府県で書式が異なっており、法人等全国各地で自動車を利用する者にとって、極めて不便民かつ非効率な現状を改善してもらいたい	⇒公共料金額取書、消印付郵便物部数等、証明可否がバラバラ ⇒自動車検申書書/納税通知書 ⇒地方格であることは理解するが、同じ税額にも関わらず各都道府県で指定書式バラバラ 以上、全国で同じ業務を履行しているにも関わらず、地方分権を錦の御旗に、コスト意識や統一感の欠落したバカげた役所対応になっていること、及び過去に掲げた政策「ワンストップサービス」が殆ど実現していないこと	個人	警察庁 総務省 国土交通省	【警察庁】 自動車保管場所証明に係る申請又は自動車保管場所の届出の取扱いについては、申請・届出先の警察署が所在する都道府県警察において作成・配布した様式以外の申請書等であっても、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成25年公安委員会規則第1号）に規定された申請書の様式に記入すべき事項が全て記入されているなど、同規則に定められた様式の申請書等であると認められるものである。当該申請書等を受け付けるよう迅速で指示するなど、全国で統一的な取扱いがなされるよう、警察庁から都道府県警察に対し指導しています。 なお、自動車保管場所証明書の交付に係る申請については、自動車の登録手続や自動車譲渡に係る手続と一緒に、自動車保管関係手続のワンストップサービス(OSS)により、電子申請することが可能となっています。 【総務省】 自動車申告書については地方税法施行規則にて様式を定めており、また納税通知書においては、地方税法において、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載することとしています。 【国土交通省】 ○自動車登録用委任状 委任状につきましては、民間同士で取り交わす書面となりますので、所要の事項（委任者・受任者、委任内容、対象自動車、航行目）が記載されている、特定の様式でなければならぬということはありません。その上で、申請者の方が使いやすいよう、全国統一の標準的の様式の例を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.mlit.go.jp/commom/001287982.pdf">https://www.mlit.go.jp/commom/001287982.pdf</a> ○法人事務所所在地証明書 法人の住所を証するに足る書類につきましては、本店以外で商業登記簿抄本又は登記事項証明書で証明できない場合において、公的機関発行の事業証明書又は営業証明書、継続的に拠点が存在することが確認できる課税証明書、電気・都市ガス・水道・固定電話料金徴収書のいずれかが発行されてから3ヶ月以内のものとして、自動車登録業務等実施要領に定め、全国統一の取扱いとするともに、当該実施要領を、以下の国土交通省ホームページに掲載しております。 <a href="https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001388551.pdf">https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001388551.pdf</a> なお、当該実施要領による取扱いを基本とすつつ、例外として、上記の書類では証明できない場合においては、その他の書類による証明についても柔軟に対応しております。	【警察庁】 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項、第5条及び第7条 【警察庁】 自動車保管場所証明に係る申請又は自動車保管場所の届出の取扱いについては、全国で統一的な取扱いがなされるよう、都道府県警察に対し繰り返し指導してまいります。 【警察庁】 対応 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおり、特に納税者に関係する申告書については、地方税法施行規則にて様式を定めているところであり、納税通知書についても地方税法にて一定の必要事項を定めているところであり、利便性の向上については、必要に応じて検討してまいりたいと考えています。 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおり、ご提案の「書式例」のうち「自動車登録用委任状」及び「法人事務所所在地証明書」については全国統一の取扱いとしているところであり、			
1164	令和3年4月23日	令和3年5月24日	常駐・専任配置原則の徹底関係	労働者派遣事業におけるマッチング等業務を派遣元事業所で実施し、おこなうべき職種の徹底（又は実施可能とする解釈の明確化） 労働者派遣事業においては、派遣労働者に対する派遣労働者と派遣先とのマッチング（就業条件の明示）等の業務について、派遣元事業所において行わなければならないことと派遣事業者は一般的に解釈している。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（労働者派遣法）には、派遣元事業所においてこれを行うべきとの明確な定めはないが、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」（令和2年6月 厚生労働省職業安定局）において、「労働者派遣法に基づいて届出を行なうべき派遣元事業所は、就業条件の明示等の事務の処理機能を有している事業所である」旨の記載がある(p.103)こととの関係で、就業条件の明示等の業務は届出を行った「派遣元事業所」で行う必要があると解釈されている。 なお、「労働者派遣事業関係業務取扱要領」には、「労働者派遣事業の内容となる業務処理を行っている場所又は施設が「事業所」に該当しないと認められる場合」も想定しつつ、「そのようなことは通常考えられない」との記述も存在している。この前段部分からすれば、リモートで就業条件の明示等の業務を行うことも想定していると考えられなくもないが、後段ではそれを否定している形になっている。 このため、派遣事業者において当該業務に従事する職員は、リモートで当該業務を処理できず、コロナ禍においても恒常的に出勤が強いられる状態。 以上ことから、法令改正によりマッチング（就業条件の明示）等の業務がリモートでも実施可能である旨を明確にする。又は現行法令でもリモートで当該業務が可能である解釈を明確化し、それと矛盾する各種記述を見直すことが必要。	一般社団 法人 新経 済連盟	厚生労働省	事業主において許可等の必要があるのは、「事業所」のうち「労働者派遣事業を行う派遣元事業所」にあたる場合です。 「事業所」とは、労働者の勤務する場所又は施設のうち、事業活動が行われる場所のことであり、相当の独立性を有するものといえます。具体的には雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的に同一であり、(1)場所的に他の(主たる)事業所から独立していること、(2)経営（又は業務）単位としてある程度の独立性を有することすなわち、人事、経理、経営（又は業務）上の指導監督、労働の態様等においてある程度の独立性を有すること、(3)一定期間継続し、施設としての持続性を有することという要件に該当するがよって判断します。 また、「労働者派遣事業を行う事業所」とは、実質的に労働者派遣事業の内容と内容と業務処理の一部又は全部を行っている事業所をいい、具体的に①法第34条の就業条件の明示、②派遣労働者に係る労働契約の締結、③派遣労働者となる者とする者の登録、④派遣労働者に係る雇用管理の実施等の事務の処理機能を有しているもの、が該当します。		令和3年2月4日に「派遣労働者等に係るテレワークに関するQ&A」（厚生労働省HP）を更新し、派遣元事業所の事業所に所属する内勤社員が自宅において実施するテレワークは、当該事業所に所属する内勤社員が自宅において実施するものであるため、内勤社員が自宅において実施するテレワークにより、労働者派遣事業の業務処理を行っていたとしても、基本的には、事業所に所属する場所（自宅）で業務を行っているものとして取り扱い、当該自宅は事業所にあたりない旨を示しています。 また、労働者派遣事業関係業務取扱要領中「そのようなことは通常考えられない」との記述は、削除いたしました。		
1165	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険会社における監査報告の署名（自署）手続きの緩和	保険会社における会計監査人や監査役等が作成する監査報告について、会社法とのコールアップテンディングの観点から、会計監査人や監査役等の記名押印や電子署名による手続きを認めて欲しい。	・保険会社については、保険業法施行規則第17条の7第1項の規定に基づき、別紙様式第1号から第1号の8に監査報告のひな型が定められており、いずれの書式も会計監査人や監査役等が署名（自署）押印することになっている。 一方、現行の会社法では自署の義務はなくなっていることに加えて、電磁的記録をもって作成する場合には、署名又は記名押印に代わる措置として、電子署名をすることが認められている。 特に監査役会をWebや電話会議等の非対面で開催の際には、署名（自署）の取り付けた場合に要するため、書面規制、押印・対面規制の見直しの観点から、従来の署名（自署）押印手続きに加え、記名押印や電子署名による手続きを認めて頂くよう要望するもの。	一般社団 法人 日本 損害保険 協会	金融庁	保険業法施行規則に規定する保険会社に関する各種監査報告書の様式において、押印欄及び署名欄が設けられています。	保険業法施行規則別紙様式第1号～別紙様式第1号の8	対応	各種監査報告書について電磁的記録による作成が可能となるよう、当該様式中の押印欄及び自署欄を削除する様式改正を行います。（4月23日にパブリックコメントを開始しています。）	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1166	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険会社における連結決算状況表の記載の簡素化	<p>保険会社は、年度末決算対応の一環として年に一度「連結決算状況表」(金融庁に提出しているが、提出に当たり非効率な作業が生じていることから、以下の簡素化を要望する。</p> <p>(1)本表の「事業区分」について、「損害保険」「生命保険」「再保険」のいずれかの選択が必要となるが、このうち保険会社を子会社とする際の認可申請・届出時に保険業法第106条第1項第9号に該当する「保険業を行う外国の会社」として届出を行った会社については、「保険業を行う外国の会社」として報告できるようにする。</p> <p>(2)本表の「海外子会社等が支店展開している場合における個別の支店数」について、記載削除する。</p>	<p>(1)海外の保険会社については、一律で保険業法第106条第1項第9号に該当する「保険業を行う外国の会社」として認可申請/届出を行っており、それ以上の細分化を行っていないため、区分の選択に確認ロードが生じる。</p> <p>(2)海外子会社の個別支店数については、極めて小規模な出張所を含めて確認を行うために一定の確認ロードが生じているが、監督上把握しておく必要性が低いと考えられるため。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	<p>制度の現状</p> <p>保険会社は、保険業法第271条の27第1項に基づき、金融庁に当該保険会社の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出することを求められています。</p>	保険業法第271条の27第1項	その他	<p>保険業法第271条の27第1項に基づく報告は、監督上必要と認められる場合に徴求するものであり、その内容は非公表としておりますが、随時必要性に応じて見直しを行ってまいります。</p>	
1167	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険会社の子会社の本店所在地変更に係る届出の簡素化	<p>保険会社の子会社が本店の所在地を変更する場合、金融庁への事業届出が必要となるが、当該届出の「変更に係る費用」については、確認ロードが大いことから、記載不要を要望する。</p>	<p>本店所在地の変更には一定の費用が発生する 경우가多く、保険会社の財務に大きな影響を与えるほどの費用が発生することは考えにくく、監督上把握しておく必要性が低いと考えられるため。</p> <p>なお、参考情報として、保険持株会社がその子会社の本店所在地の変更の届出を行う場合には、変更に係る費用については記載不要となっている。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	<p>○保険業法第127条第1項第8号、保険業法施行規則第85条第1項第6号の(2)に基づき、子会社が本店の所在地を変更した場合の届出提出をお願いしているところですが、法令上、移転費用についての報告を明示的に求めているものではないと考えています。</p> <p>○地方、保険会社向けの総合的な監督指針別紙様式30において、「子会社の本店の所在地変更届出」の様式の中に、「変更にかかる費用」の項目が存在しており、現状ではこの様式に基づき、各社から移転費用についてのご報告をいただいているところです。</p>	なし	検討を予定	<p>ご要望頂いた内容に基づき、届出の様式から当該項目を削除する方向で様式の修正を検討してまいります。</p>	
1168	令和3年4月23日	令和3年7月7日	保険会社としての届出と保険持株会社としての届出の一本化	<p>保険会社の子会社は、保険業法上、親会社(保険持株会社)の子会社でもあるため、保険会社名義と保険持株会社名義で重複して届出を行なっていることから、両内容の届出を一本化するなどの簡素化を検討していきたい。</p>	<p>近年特に海外子会社の数が増え、保険会社の事務負担が大きくなっている。現状、保険持株会社と保険会社の子会社にかかる届出の中には保険業法の該当条文が異なる他は全く同じ内容の届出書を2通作成しているものもある。事業者の行政手続きコストの削減に資するだけでなく、届出遅れや漏れの防止にもつながることから、一つの届出で内容の把握が可能な事項については、他方の届出を不要とする、もしくは一方からの届出が他方の届出を兼ねる書式などの対応を検討いただきたい。</p> <p>(※)具体的な項目として「子会社の新規保有」「子会社でなかった場合」「担保の実行・株式の転換等により他の会社を子会社とした場合」「名称変更」「本店所在地変更」「合併・解散・業務の全部廃止」。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	<p>子会社に関する一部の届出事項については、保険会社及び保険持株会社のそれぞれ業態において、届出事項となっております。</p>	保険業法第127条第1項第8号、第271条の32第2項第4号乃至第8号	現行制度下で対応可能	<p>具体的な項目として列挙いただいた子会社に関する届出について、保険会社及び保険持株会社が同一子会社について届出を行うこととなる場合には、 ・保険会社及び保険持株会社の連名であること。 ・保険会社及び保険持株会社が届出を行う根拠となる条文が併記されていること、 といった要件を満たせば、一枚の届出で提出していただいても差し支えありません。</p>	
1169	令和3年4月23日	令和3年7月7日	保険業法施行規則による法定開示事項の見直し	<p>保険業法施行規則別表(第五十九条の二)第一項第三号八関係(損害保険会社)の法定開示事項を見直し</p>	<p>一般消費者の観点に立つと、再保険信用リスクに関する情報として、 「出再を行った再保険者の数」や「出再保険料の上位5社の割合」は、やや解釈しにくい情報であり、別途定めている「出再保険料の寄付ごとの割合」が「未収再保険金の額」で必要十分と考えられるため、様々な決算上の調整を踏まえ、集計を行う必要があり、保険会社にとっても事務負担が大きい。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	<p>保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産に関する事項として内閣府令で定めるもの(※)を記載した説明書類を作成し、法令で定める場所に備え置き、公表の縦覧に供しなければならないとされております。</p> <p>※保険業法施行規則では、保険会社が保険契約を再保険に付した場合における①再保険を引受けた主要な保険会社等の数、②再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合、を記載することとされております。</p>	保険業法施行規則別表(第五十九条の二)第一項第三号八関係(損害保険会社)	検討を予定	<p>保険会社が保険契約を再保険に付した場合における①再保険を引受けた主要な保険会社等の数、②再保険を引受けた保険会社等のうち支払再保険料の額が大きいことにおいて上位を占める五の保険会社等に対する支払再保険料の割合、については、項目の見直しについては、それぞれの項目の縦覧の趣旨に照らし、慎重に検討を行う必要があります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1170	令和3年4月23日	令和3年7月7日	ディスクロージャー誌における開示項目の省略又は方法の簡素化	ディスクロージャー誌における法定の開示項目が、有価証券報告書等における開示項目と共通する場合には、(1)ディスクロージャー誌の当該開示項目の省略、又は、(2)ディスクロージャー誌に有価証券報告書等の公表資料の参照を付せば足りるとすることを、認めていただきたい。	ディスクロージャー誌の記載内容として、例えば、事業概況・リスク管理体制・財産状況・コーポレートガバナンスの概要など、有価証券報告書等の開示項目と共通するものも多い。このような共通する開示項目については、ディスクロージャー誌上、省略又は簡素化を行うことで、企業負担の軽減を図ることができ。現在においても、企業は、写真や図表等を用い工夫を凝らして分かりやすい開示に努めているところ、負担軽減がなされれば、より充実した開示努力を行うことが可能になると考えられるため、要望するもの。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、法令で定める場所に備え置き、公表の縦覧に供しなければならないとされており。	保険業法第111条、保険業法施行規則第59条の2、金融商品取引法第24条、企業内容等の開示に関する内閣府令第15条	検討を予定	単に有価証券報告書等と対象項目が共通することのみをもってディスクロージャー誌の縦覧項目の省略や簡素化を行った場合、ディスクロージャー誌の利用者にとっては閲覧時の利便性の低下につながる可能性があります。項目の見直しについては、それぞれの項目の縦覧の趣旨に照らし、慎重に検討を行う必要があります。	
1171	令和3年4月23日	令和3年7月7日	保険募集に係る説明書面の保険契約者等への電磁的提供方法の多様化	平成26年の保険業法改正により、情報提供義務が新設され、平成28年5月29日より施行されている。法改正に伴い交付が義務付けられる重要事項説明書(クーリング・オフ説明書を含む)については、電磁的方法による交付も認められているところ、現行ではその方法は「メール・ダウンロード・CD-ROM」の3つに限定されているため、この電磁的方法の多様化を要望する。	業界として改正法を踏まえた実務を行っているが、足下の情報通信技術の発展状況も踏まえれば、電磁的交付の方法については、多様化を検討することが望ましいものと考え。例えば、単純な画像ファイルであるPDF形式での配信(ダウンロード方式)ではなく、HTML文書での閲覧方式を取ることで、文中の専門用語については、適宜リンクを設けて別途解説を行うページを用意などの創意工夫を行うことが可能となり、顧客により分かりやすく情報提供することができるようになる。本件は昨年度に続き要望するものであるが、スマートフォンの普及など保険契約者を取り巻く情報通信技術は進展しており、昨事年度の所管省庁回答(*)に沿って、クーリング・オフ説明書も含め、速やかに対応が行われることを希望する。 (*)保険募集時等における情報提供の電磁的方法を多様化することについては、保険契約者等の保護を考慮しつつ、今後ハブリックコメント手続きを経たうえで府令改正を行うことを予定しています。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社や保険募集人等が、保険契約者等に情報の提供を行う場合の電磁的方法として、電子メール、ダウンロード及びCD-ROMを利用する方法とされています。(令和3年1月20日以前)。	保険業法第309条、保険業法施行規則第227条の2、第240条の2等	検討を予定	保険募集時に保険会社等が保険契約者等に情報提供が必要な事項については、「変換保険」、「外貨建保険」及び「転換契約」等に係る一部の事項を説明する書面について、顧客の承諾を得たうえで電磁的方法による提供を可能とすること。 電磁的方法による情報提供が可能な方法を追加することとする「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令」(保険会社向けの総合的な監督指針)等の改正を行っております(令和3年1月21日公布・施行)。 なお、保険契約の申込みの撤回又は解除に関する事項を記載した書面の交付に代えて、申込者等の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法で提供する場合における、当該電磁的方法の多様化については、申込者等の保護の観点から、慎重に検討する必要があります。	
1172	令和3年4月23日	令和3年5月24日	保険グループへのIFRSの任意適用の解禁	「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く」令和2事年度金融行政方針(別冊)の2。(4)に挙げられている「会計基準の高度化」のため、IFRS第17号の確定に伴う適用時期を合わせ、保険および保険持株会社に対する各種規制(連結業務報告書・ディスクロージャー資料の作成・提出等)において、IFRS任意適用が可能となるように制度整備を行う。	保険および保険持株会社に対する各種財務報告については、保険および保険持株会社が日本基準に基づき連結財務諸表を作成することを前提としており、IFRSの任意適用を前提としたものはない。このため、現状では、金融商品取引法および会社法に基づく連結財務諸表にIFRSを任意適用したとしても、保険業法に基づき作成・提出する連結業務報告書・ディスクロージャー資料等については引き続き日本基準で作成・提出せざるを得ず、多大な作成コストが生じる。 ・連結財務諸表の作成コスト負担が大きくなり、保険および保険持株会社のIFRS任意適用の阻害要因となる。 ・上記の理由から、本件は昨年度に続き要望するもの。 ・令和2(2020)年6月にIFRS17号が最終化され発効時期が令和5(2023)年に決定したため、これに向けた検討を要望したい。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	連結業務報告書等については、日本基準により作成・報告することが前提とされています。	保険業法施行規則第9条、第59条の3、第210条の10、第210条の10の2	検討に着手	国際会計基準審議会において2020年6月にIFRS17号(保険契約に関する国際財務報告基準)が公表され、2023年1月1日より発効予定であることを踏まえ、これに遅れない事業年度より連結業務報告書においてIFRSの任意適用が円滑に進むよう、制度面の検討を進める予定です。	
1173	令和3年4月23日	令和3年5月24日	無人航空機飛行に関する関係手続のオンライン・ワンストップ化の実現	家屋の損害調査のためにドローンを使用する場合、煩雑な事務負担が発生していることから、地震や水害などの広域災害発生後に迅速かつ安定的な損害調査ができるよう、省庁・自治体等横断的オンライン・ワンストップサービスの実現を要望する。	・無人航空機の飛行にあたっては、飛行場所や飛行方法に応じて多種多様な法令や自治体の条例等を遵守する必要がある。現在、航空法に基づく飛行許可申請については、「DIPS(Drone/UAS Information Platform System、ドローン情報基盤システム)」においてオンラインによる効率的な手続が可能となっているものの、無人航空機を飛行させようとする者はその他関係する法令・条例を網羅的に把握して必要な申請手続を行わなければならない。結果的に、申請者に煩雑な事務負担が発生しており、迅速な損害調査が困難なケースがある。法令・条例ごとに求められる申請事項の中には重複する内容も存在しており、ワンストップ化によるメリットが大きい。 ・そこで無人航空機の飛行に際して必要な手続を特区分けし、省庁・自治体等を一元的に案内・実施できるオンライン・ワンストップサービスについて、地域・組織間を横断してデジタル・ガバナメントを断行できる中央政府が推進し実現すべきである。 ・本サービスが実現することで災害直後の迅速な調査が可能となり、早期に被災者の安心と安全が確保できると考える。	一般社団法人日本損害保険協会	内閣官房内閣府警察庁国土交通省環境省	無人航空機の飛行に関しては、航空法に基づき、飛行形態に応じて許可・承認が必要とされています。また、特定の施設の上空を飛行する場合には、航空法上の手続に加え、手続きや配慮を求められる場合があります。	航空法第132条、第132条の2、重要施設等の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条、河川法第24条、道路交通法第77条、自然公園法第37条、港湾法第12条	対応	無人航空機の飛行について、道路、河川、国立・国定公園、国有林野、港湾等の上空を通過する場合における、道路交通法などの関係法令の適用関係や手続が不明確であったところ、本年3月にガイドラインを公表し、ドローンがこうした場所の上空を単に通過する場合は、原則、手続不要であると整理しました。 また、航空法や電波法等に基づく各種手続について、関係省庁間でオンライン化・ワンストップ化の検討を進めているところです。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1174	令和3年4月23日	令和3年6月16日	第三者に軽自動車検査ファイル(自動車検査簿の記載内容)を公開する制度の創設	<p>軽自動車は法令上、登録自動車とは異なり、第三者に自動車検査簿の記載内容を公開する制度がないため、保険会社が被保険者に保険金支払を滞らせる等の確認手続きに登録自動車と比べて時間を要しており、とりわけ自然災害発生時においては迅速な保険金支払の妨げとなる事例が発生している。登録自動車および軽自動車における情報公開制度のイコールフットイングの観点より、保険会社等の事業者が低廉かつ容易に検査ファイルの情報を確認・利用できる制度の創設を要する。</p>	<p>・自動車保険の保険金支払業務において、集中豪雨等により自動車冠水し全損となる事故が発生した場合、保険会社が被保険者に保険金を支払う前に、車両の引き上げ・名義変更の手続きが必要となる。保険会社は、上記手続きの中で、全損した車両の現車確認のため、自動車の分類に応じて「登録事項等証明書」または「検査記録事項等証明書」の記載内容を確認している。</p> <p>・軽自動車は、道路運送車両法(以下、車両法)に基づく登録自動車と異なり、「登録事項等証明書」の交付を請求することができない。代替として、車両法第七十二条の三に基づき「検査記録事項等証明書」の交付を請求することが可能だが、請求者は軽自動車の所有者に限られており、第三者が請求することができない。</p> <p>・車両法の中では軽自動車検査ファイルを公開する制度がないため、個別の照会等に対しては個人情報保護法に基づいた取扱いが必要となるが、同法第二十三条では保有個人データを第三者へ提供することは原則禁止されており、原則本人の同意無く保有個人データを提供することが出来ない。</p> <p>・上記法令に基づき、保険会社は車両所有者本人に手続きを依頼するが、登録自動車と比較して、書類の取付けに時間を要することから、特に自然災害発生時には迅速な保険金支払の妨げになっている。登録自動車所有者と比較すると保険金支払が遅くなる分、不利益を被っているため、軽自動車においても第三者が検査ファイルの情報を低廉かつ容易に確認・利用できる共通の仕組みを構築すべきである。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	国土交通省	道路運送車両法における登録自動車(軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く自動車。以下同じ。)、その高い財産的価値に鑑み、所有権に関する権利関係を明らかにすることで、自動車の所有権の得喪に係るトラブルを防止し、取引の安全を確保するよう国による所有権の公証が行われているため、同法第22条第1項において、何人も、「登録事項等証明書」の交付を請求することができ、当該事項その他自動車登録ファイルに記載されている情報の電子的提供については、同法第96条の15から第96条の17までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下登録情報提供機関)という。が行うこととされております。一方、検査対象自動車は道路運送車両法に基づく登録自動車に該当しないため、「登録事項等証明書」に代わるものとして、車両法第72条の3に基づき「検査記録事項等証明書」の交付を請求することが可能ですが、請求者は検査対象軽自動車の所有者に限られております。したがって、所有者以外への個人情報を含む車両情報の個別の照会等に対しては、個人情報の取扱いを定める一般法を含む個人情報の保護に関する法律に基づき取扱っており、同法では、他の法令に定めがあるものを除き、保有個人データを第三者へ提供することは禁止されているため、本人の同意無く保有個人データを提供することは行っておりません。	道路運送車両法第22条、同法第72条の3、個人情報の保護に関する法律第23条	対応不可	現状に記載のとおり、検査対象自動車は、登録自動車と異なり、国による所有権の公証を行っており、車両法において、車両情報を請求できるのは所有者に限られており、所有者以外への個人情報を含む車両情報については、個人情報の取扱いを定める一般法である個人情報保護法に基づき提供することとなりますが、個人情報保護法第23条第1項により、保有個人データを本人の同意無く第三者へ提供できません。なお、所有者本人からの委任状があれば、保険会社においても検査記録事項等証明書の請求を行うことが可能であると。	
1175	令和3年4月23日	令和4年11月11日	資格喪失年齢引上げ時の企業型DCの60歳超における引出し要件の緩和	資格喪失年齢を60歳超に引き上げた事業所においても、加入者が60歳以上で受給開始可能年齢に達すれば支給を可能とする。	<p>・現在企業型DCで資格喪失年齢を引き上げると、加入者である間は受給開始可能年齢に達しているにも関わらず受給することが出来ない。</p> <p>・このため、例えばある企業で資格喪失年齢を60歳から65歳に引上げる場合、60歳からの受給開始可能年齢の要件を満たし(あるいは満たす予定の)60歳からの支給を希望する者がいる場合は、この加入者の希望を容れて資格喪失年齢の引上げを断念するか、あるいはこの加入者の60歳からの支給を断念させ(支給は65歳からとさせて)、資格喪失年齢の引上げを行わないこととなる。</p> <p>・こうしたことから、現状65歳への資格喪失年齢の引上げを認める企業も多い。</p> <p>・なお、2022年施行の法改正により企業型の資格喪失年齢の引上げが70歳未満となるが、この改正においても上記と同様の問題があり普及促進の制約が生じると考える。</p> <p>・60歳以降の受給開始年齢については各加入者それぞれの老後の経済状況により柔軟に対応できるように、60歳以上で受給開始可能年齢に達した者については、企業型DCの資格喪失年齢の如何に係らず受給開始を認め、支給後の継続拠出も認めるようすべきと考える。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	企業型DCについては、原則として60歳到達時に加入資格を喪失しますが、企業型年金規約で定めることにより、60歳到達前から同一事業所において継続して使用されている60歳以上の従業員については、60歳以上65歳以下の一定の年齢まで引き続き加入することが可能です。なお、2022年より、年齢要件と同一事業所要件を撤廃して、厚生年金被保険者(70歳未満)であれば加入者とするができるようになりました。	確定拠出年金法 第11条、第15条、第33条	対応不可	確定拠出年金制度は、拠出と引き出しが自由な貯蓄とは異なり、老後の所得確保に係る自主的な取組を支援することを目的とした制度です。資格喪失年齢の到達や退職等による資格喪失より前に受給開始が可能とし、その後継続した、または再度の拠出を認めることについては、上記の制度趣旨を踏まえ、慎重な検討が必要とす。	
1176	令和3年4月23日	令和5年1月20日	確定拠出年金の申請・届出・報告手続きのペーパーレス化・押印省略化	<p>企業型DCの各種手続きのペーパーレス化・押印省略を要する。</p> <p>(1)確定拠出年金運用管理機関登録書・誓約書</p> <p>(2)企業型年金規約変更の承認申請「同意変更の届出」に添付する役員履歴書</p>	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、ペーパーレス化の取組を進めることによりテレワークを促進し、また業務効率化にもつながるものと考え。</p> <p>・現在、企業型DCの申請・届出・報告ではe-Gov電子申請が導入されているが、添付書類には押印が必要とされている。</p> <p>・(1)運営管理機関の登録事項変更届出に添付する役員履歴書・誓約書は、現在は個別の書類ごとに法人印を押印することとなっているが、登録事項変更届出とセットで提出するものであり、個別書類への押印は不要であると考え。</p> <p>・(2)企業型年金規約の承認申請・変更届出にあたっては、「特に軽微な変更」以外では労働合意書類(労働組合または過半数代表者の同意書、事業主の証明書)を添付することとなっている。当該事業所の制度変更に起因するものでなく、例えば給付年金規約金に係る変更であっても労働合意が必要であるが、緊急事態宣言下で出社を抑制している場合においては労働合意書類への押印付けは困難である。一方で、労働者保護の観点も重要であるため、企業型DC以外で労働合意や労働者からの意見聴取が要件となっている手続きにおいて今後電子化を検討される際には、企業型DCにおける労働合意手続きにおいても電子化を検討していく。</p> <p>・一層のペーパーレス活用を促す観点からは、e-Gov電子申請に加えて、例えば事前登録したメールアドレスからの送信により当該法人からの真正な提出とみなす方法などの拡充についても検討を要する。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁 厚生労働省	(1)運営管理機関の登録の申請及び変更の届出にあたっては、運営管理機関が提出する申請・届出書類について、法人代表者の押印を求めました。 (2)企業型年金規約の承認の申請及び変更の届出にあたっては、「特に軽微な変更」である場合を除き、労働組合又は過半数代表者等の押印を求めました。 また、企業型DCに係る手続きについて、メールでの受付は行っておりません。	(1)確定拠出年金法 第89条、第92条 確定拠出年金運用管理機関に関する命令 第3条、第5条 (2)確定拠出年金法 第5条、第6条 確定拠出年金法施行規則第9条、第7条	(押印省略、ペーパーレス化)対応  (電子申請方法の拡充)検討を予定	運営管理機関の登録の申請及び変更の届出に添付する役員履歴書・誓約書につきましては、確定拠出年金運営管理機関に関する命令(令和2年内閣府・厚生労働省令第15号)により、押印を不要とするように改正しております。企業型年金規約の承認の申請及び変更の届出に添付する労働合意書類につきましては、押印を求めるとの旨の厚生労働省関係省令の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第208号)により、押印を不要とするように改正しております。なお、労働合意書類における電子化等については、真に本人が同意したことが推定できると認められる方法であって、同意したことを記録し、当該記録を同意を証する書類として提出することができるような方法であれば、電磁的方法による同意も認める取扱いとしているところです。また、申請・届出書類を電子媒体で提出することにつきましては、現在でe-Govによる電子申請による手続きがありますが、政府全体の方針を踏まえつつ、今後の対応を検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1177	令和3年4月23日	令和4年11月11日	iDeCoの拠出限度額の統一	iDeCoの拠出限度額について、第2号被保険者は企業年金の加入状況等に関わらず一律同額としたうえで、第2号被保険者と第3号被保険者についても一律同額(月額2.3万円に統一)とする。	現在厚生労働省にて検討されている企業年金(企業型DC・DB)加入者のiDeCoの拠出限度額を月額2万円に統一する方針について賛成するが、制度をより分かりやすくする観点から、(企業型、DBの有無に関わらず)第2号被保険者全体で月額2.3万円に統一することを要望する。 上記により、第1号被保険者は月額3万円、第2号および第3号被保険者は月額2.3万円となり、普及促進を行うのには有益と考える。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	iDeCoの掛金については、確定拠出年金法施行令において、他の私的年金の実施状況や、公的年金の加入状況等に応じて、拠出限度額を規定しています。 また、令和3年度税制改正において、企業年金(企業型DC・DB)に加入する者のiDeCoの拠出限度額の上限を2万円に統一することが認められ、2024年12月から施行することとなりました。	確定拠出年金法第69条、確定拠出年金法施行令第36条	検討を予定	拠出限度額の見直しについては、制度の利用状況やニーズ等を踏まえつつ、公的年金制度等とのバランスや税制の観点も兼ね関係者で慎重に検討します。	
1178	令和3年4月23日	令和3年9月10日	企業型DCのマッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃	企業型DCにおける「加入者掛金の額は事業主掛金の額を上限」とする現行の規定を撤廃する。	企業型DCにおいては、規約に定めることにより、加入者が自らも掛金を拠出することができる加入者掛金の制度(マッチング拠出)があるが、加入者掛金の額が事業主掛金の額を超えてはならないと制限が設けられている。公的年金の補充および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出に関する金額の制限の撤廃を要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	企業型確定拠出年金の加入者掛金(いわゆるマッチング拠出)については、当該企業型確定拠出年金における拠出限度額内で、事業主掛金に上乗せして、加入者自らが掛金を拠出する制度です。加入者掛金の額については、事業主掛金の額を超えないように企業型年金規約に定めるよう法律に規定されています。	確定拠出年金法第4条第1項第3号の2、第19条第3項、第20条	対応不可	企業型確定拠出年金は事業主が主体となり従業員のために実施するものであるという観点と、個人の働き方によらない、老後の所得確保に向けた自助努力を支援する観点から、制度の利用状況等も踏まえつつ、関係者等による慎重な検討が必要です。	
1179	令和3年4月23日	令和3年9月10日	iDeCoにおける掛金払込方法の多様化	将来のiDeCoの加入申込の電子化を見据え、iDeCoの掛金について、個人払込で認められている掛金払込方法をクレジットカード払い等へ拡大する。	iDeCoの掛金払込方法は銀行口座振替しか認められておらず、口座登録には紙振票が必要となる。手続きのペーパーレス化及び更なる普及促進の実現のためには、払込方法の多様化が必要であると考えます。	一般社団法人日本損害保険協会	厚生労働省	個人型確定拠出年金の掛金払込は、銀行口座振替もしくは厚生年金適用事業所の事業主を介して行うこととしております。	確定拠出年金法第70条	対応不可	ご提案については、個人型確定拠出年金の実施主体である国民年金基金連合会と関係団体間において検討した結果、クレジットカード払いを実施することに伴う手数料等を考慮して、当面見送られたものと承知しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1180	令和3年4月23日	令和3年7月7日	健康保険関連書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業が従業員の雇用・採用・退職等にかかる対応を行うにあたり必要な届出について、書面の場合は押印を不要とするか、電子申請の利便性向上を検討願いたい。</p> <p>【帳票（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険 事業所関係新規・変更届</li> <li>健康保険 被保険者資格取得届</li> <li>健康保険 被保険者資格喪失届</li> <li>健康保険 被保険者報酬月額変更届</li> <li>健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届</li> </ul>	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・上記取組を進めるため、e-Gov・G Bizにおける次の点について、改善を検討願う。</p> <p>【e-Gov、G Bizについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汎用の電子申請システムでは対応できず、社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する。</li> <li>添付ファイルのアップロードに時間を要する。</li> <li>電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。</li> <li>セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となり、テレワークでの申請手続きができない。等</li> <li>電子申請は2020年11月より健保組合で対応予定であり、準備中の健保組合もある。一方、G Bizでは、対象様式が限定されており、次の5つの申請が対応予定である。</li> </ul> <p>&lt;参考&gt;(1)資格取得届(2)資格喪失届(3)月額算定基礎届(4)月額変更届(5)賞与支払届 関連書類。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	総務省 厚生労働省 経済産業省	<p>【健康保険関係書類に係る押印について】</p> <p>国が定める健康保険組合及び日本年金機構に対する申請・届出様式の押印については、令和2年12月25日より原則廃止とし、各保険者が定める申請・届出様式の押印についても、同日、廃止するよう要請をしたところです。</p> <p>【電子申請について】</p> <p>・健康保険関連の雇用・採用・退職等の手続のうち健康保険組合への手続については、マイナンバーを通じて申請を行うよう環境を整備し、当該環境を導入している健康保険組合において令和2年11月より、電子による申請が可能となりました。</p> <p>・日本年金機構への手続については、e-Govにより電子申請が可能となっております。</p> <p>【e-Gov・G BizIDについて】</p> <p>・汎用の電子システムでは対応できないとのこと指摘につきましては、e-Govのクラウドアプリケーションでは多数の申請を行う場合に対応しないとのこと指摘は理解しておりますが、昨年11月のe-Govリニューアルで、アカウント制の導入、マイページ、預かり票の廃止など、クラウドアプリケーションを用いた申請の際のUIの改善を行っており、多数の申請を頂く場合でもより申請しやすくなりました。また、「社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する」ことにつきましては、昨年11月のe-Govリニューアルに際して、複数の初期段階から民間ソフトウェアベンダーとの対話をし、御意見を取り入れ、より社内システムとの連携システム開発をしやすいAPIの提供を開始しております。また、ユーザの期間開発も考慮し早期に仕様書を公開(2019年8月)しております。</p> <p>・「添付ファイルのアップロードに時間を要する」ことにつきましては、接続環境等にも影響を及ぼすところですが、システム面の整備と合わせて、日本年金機構へ提出する届書については、添付書類の添付自体を不要とする等の取り組みを進めてきたところです。</p> <p>・「電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。」ことにつきましては、日本年金機構への提出分については、事業所からの修正手続きは通常の届書と違い、修正の理由がそれぞれ異なるなど、個別に内容審査を要するため、現在は電子申請の対象外としています。電子申請の対象となるに当たっては、審査の方法等について慎重に検討を行うことが必要であると認識しています。</p> <p>・「セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となりテレワークでの申請手続きができない」ことにつきましては、各社において必要となる情報セキュリティ管理の中で、適切に運用がなされるものと認識しています。</p> <p>・健康保険組合の電子申請様式につきましては、健康保険関係書類の電子申請が可能な手続のうち、14手続でG BizIDの認証を用いた電子申請が可能となっております。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>【健康保険関係書類に係る押印について】</p> <p>制度の現状に記載のとおり、対応を行っています。</p> <p>【電子申請について】</p> <p>電子申請等の利便性向上につきましては、引き続き関係機関と連携の上、必要となる検討を進めていきます。</p> <p>【e-Gov・G BizIDについて】</p> <p>G Bizの対象手続きの拡大等につきましては、引き続き関係機関と連携の上、必要となる検討を進めていきます。</p>	
1181	令和3年4月23日	令和3年5月24日	税務署関連書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業が税務署に提出する次の帳票について、次の対応を検討願う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax申請書の件数上限を撤廃した仕組みの構築</li> <li>光ディスク(電子媒体)で提出する際は、社印を省略可とするルールへの変更</li> </ul> <p>【帳票（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支払調書計表</li> <li>(再発行)源泉徴収票</li> <li>源泉徴収票計表</li> <li>法定調書計表</li> <li>源泉所得税及び復興特別所得税の課納額送付請求書</li> <li>住民税 給与支払報告書</li> </ul>	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・e-Taxにより電子的に送信する仕組みを設けていただいているが、一回の申請件数に上限があり、利用できない状況である。一方、光ディスク(電子媒体)で提出する場合、併せて送付する書類に社印を押印する必要があり、テレワークで対応できない。</p>	一般社団法人日本損害保険協会	財務省	<p>・e-Taxについては、システムの性能を考慮し安定運用の観点から、一回の申請件数に上限を設けており、上限件数以上の申請をする場合には、複数回に分けて提出する必要があります。</p> <p>・国税通則法第124条等 ・所得税法225～228の4等</p> <p>・国税関係法令に係る行政手続等における情報連携の技術の利用に関する省令第59条 等</p>	対応	<p>・令和4年1月以降、支払調書については、クラウドサービス等を利用した新たな方法によって、提出することができるようになる予定です。</p> <p>・当該仕組みを利用することにより、件数制限なく電子的に提出することが可能となりますので、クラウドサービス等を利用した提出をご検討ください。</p> <p>・なお、新たな方法で提出を行うためには、国税庁長官の認定を受けたクラウドサービス等を利用する必要があるなど、一定の要件があります。具体的な手続き方法等については、6月末までに国税庁ホームページ等に掲載する予定です。</p> <p>・押印に関しては、左記「制度の現状」とおり、既に国税庁ホームページにおいて、押印額を削除したものを掲載しています。</p>		
1182	令和3年4月23日	令和3年5月24日	年金関連書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業が年金事務所等に提出する次の帳票について、書面の場合は押印を不要とするか、電子申請の利便性向上を検討願いたい。</p> <p>【帳票（例）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生年金 産前産後休業等取得者届</li> <li>厚生年金 産前産後休業取得者届(終了)届</li> <li>厚生年金 産前産後休業終了時報額月額変更届</li> <li>厚生年金 育児休業等取得者届</li> <li>厚生年金 育児休業等取得者届(終了)届</li> <li>厚生年金 育児休業等終了時報額月額変更届</li> <li>国民年金第3号 被保険者関係届</li> <li>国民年金第3号 被保険者住所変更届</li> <li>国民年金第3号 ローマ字氏名届</li> </ul>	<p>・新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がり、政府が推進するデジタル化政策にも沿うものと考えている。</p> <p>・上記取組を進めるため、e-Gov・G Bizにおける次の点について、改善を検討願う。</p> <p>【e-Gov、G Bizについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>汎用の電子申請システムでは対応できず、社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する。</li> <li>添付ファイルのアップロードに時間を要する。</li> <li>電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。</li> <li>セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となりテレワークでの申請手続きができない。等</li> </ul>	一般社団法人日本損害保険協会	総務省 厚生労働省 経済産業省	<p>・令和2年12月25日より年金手続きの申請・届出様式の押印については、原則廃止としました。</p> <p>・「汎用の電子申請システムでは対応できない」とのご指摘につきましては、昨年11月に総務省で実施されたe-Govリニューアルで、アカウント制の導入、マイページ、預かり票の廃止など、クラウドアプリケーションを用いた申請の際のUIの改善が行われ、多数の申請を頂く場合でもより申請しやすくなりました。</p> <p>また、「社内人事システムとの連携等システム開発に時間を要する」ことにつきましては、昨年11月に総務省で実施されたe-Govリニューアルで、開発の初期段階から民間ソフトウェアベンダーとの対話が行われ、その御意見が取り入れられ、仕様書が早期に公開(2019年8月)された上で、以前よりも効率的な連携が可能な電子申請APIの提供が開始されており、社内人事システム等との連携についても継続的に改善が図られているところです。</p> <p>・「添付ファイルのアップロードに時間を要する」ことにつきましては、接続環境等にも影響を及ぼすところですが、システム面の整備と合わせて、年金手続きについては、添付書類の添付自体を不要とする等の取り組みを進めてきたところです。</p> <p>・「電子申請後に修正が必要なケースは窓口での取り扱いになる。」ことにつきましては、事業所からの修正手続きは通常の届書と違い、修正の理由がそれぞれ異なるなど、個別に内容審査を要するため、現在は電子申請の対象外としています。電子申請の対象とするに当たっては、審査の方法等について慎重に検討を行うことが必要であると認識しています。</p> <p>・「セキュリティの観点で社内端末での利用ができないため、社内専用端末での作業が必要となりテレワークでの申請手続きができない」ことにつきましては、各社において必要となる情報セキュリティ管理の中で、適切に運用がなされるものと認識しています。</p>	なし	現行制度下で対応可能	<p>・年金手続きの押印につきましては、制度の現状に記載のとおり、令和2年12月25日より原則廃止しております。</p> <p>・電子申請の利便性向上につきましては、引き続き関係機関と連携の上、必要となる検討を進めてまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1183	令和3年4月23日	令和5年4月26日 令和5年5月24日	市区町村に提出する書類の押印廃止・ペーパーレス	<p>企業・従業員等が各市区町村に提出する次の書類について、指定様式に社印を押印しての申請から、電子申請ないし押印不要での申請を検討したい。</p> <p>A 就労・在籍証明書 B 退職証明書 C 住民票・戸籍謄本交付申出書(個人)</p>	<p>*新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がりが、政府が推進するデジタル化政策にも治うものと考えている。</p> <p>*A 就労・在籍証明書は、市区町村への保育園・学童の申し込みの際に各自自治体に提出しているほか、外国人労働者のビザ申請・更新時に入国管理局に提出している。内閣府・厚労省の通知(府字本第357号 子保発0814第1号 元発814、府字本第359号 子保発0808 第1号 H28.8.8.)における標準的様式では社印の押印を求めており、各自自治体ではこれに基づき様式を作成している。法令上の規定によるものではなく、既に押印不要としている自治体も存在することから、押印不要と整理願う。</p> <p>*B 退職証明書は、退職後、国民健康保険や国民年金への切り替え時に各自自治体に提出しており、提出の際、社印の押印を求められている。退職証明書の発行自治体は、労働基準法第22条に定められているが、ここでは社印の押印までは求められていないため、押印不要と整理願う。</p> <p>*C 住民票・戸籍謄本交付申出書(個人)は、法人から住民票取得を申請する場合、各自自治体から社印の押印を求められている。各自自治体は、総務省通達(H20.12.19通達)に基づき押印を求めているようであり、押印不要と整理願う。</p>	<p>一般社団法人日本損害保険協会</p>	<p>内閣府 総務省 法務省 厚生労働省</p>	<p>【内閣府・厚生労働省】 AIについて 保育の入所申請の際に同時に終わることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。 法令上で書類の指定等はしておらず市町村ごとに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合には、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市区町村に活用を促してきています。令和5年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。 押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。 また、放課後児童クラブに関しては、利用にあたり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けられていません。</p> <p>【法務省】 AIについて 在職証明書が必要な例として、在留資格「家族滞在」に係る在留申請について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第三で扶養者の職業及び収入を証する文書を立証資料の一つとしているため、一般的に在職証明書の提出を求めています。出入国在留管理庁においては、令和2年7月17日同閣議決定された規制改革実施計画に基づき、入国・在留審査事務における押印の見直しを行い、地方出入国在留管理官署の窓口等において用意し、参考様式として配布等して在職証明書の押印を免除することとし、同年12月28日、押印が廃止された新様式による運用を実施すよう、地方出入国在留管理官署に向けて通達を发出しており、同日以降、押印の無い在職証明書をもって在留申請を受け付けています。</p> <p>【厚生労働省】 B)について 国民健康保険及び国民年金では、提案に明示された手続等において退職証明書における社印の押印は必ずしも求めておりません。 ご指摘のとおり、労働基準法第22条に規定する退職時等の証明について、労働者が法定の記載事項について証明書を請求した場合は、使用者は、遅滞なく証明書を交付しなければならないとされているところ、当該証明書について法定の様式は定められておらず、また使用者の押印は求めていません。</p> <p>【総務省】 C)について 提案理由に記載いただいている通知においては、「法人等からの申出の意思を確認するため、法人等の代表者印(印鑑登録済みの社印、通常使用している社印(角印)、申出責任部署の責任者の私印等)であって、法人等の組織的な意思が合理的に推認できるものであれば差し支えない押印等を求めることが適当である。」としています。また、住民票の写しの交付について、電子申請で受け付けるとは、法令や事務処理要領において妨げていません。</p> <p>【法務省】 C)について 戸籍謄本等の交付請求を行う場合、交付請求書に押印は要しないものとされており</p>	<p>【内閣府・厚生労働省】 AIについて 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条「放課後児童クラブ(学童)について」なし</p> <p>【法務省】 B)について 労働基準法第22条第1項及び第2項</p> <p>【総務省】 C)について 住民基本台帳事務処理要領</p> <p>【法務省】 C)について 平成20年4月7日付け法務省民一第1001号法務省民事局民事第一課長依命通知</p>	<p>【内閣府・厚生労働省】 AIについて 押印については、規制改革実行計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市町村に対し通知等を発出しているところです。令和3年4月入所分の申請に当たっては、政令「特別区の約3分の2が押印不要(条件付き不要を含む)」としていました。引き続き市町村に対応を促してまいります。 また、デジタルで完結する仕組みの構築に向け、令和3年6月頃を目途に就労証明書の標準的な様式の改定を予定しています。</p> <p>＜放課後児童クラブ(学童)について＞ 制度の現状欄に記載のとおりです。 また、令和2年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。</p> <p>【法務省】 AIについて 左記「制度の現状」に記載したとおり、地方出入国在留管理官署に提出する在職証明書については、申請時や審査の過程において、必要に応じて、押印がある在職証明書の提出を求める場合を除き、原則として押印を不要としており、一律に押印がある在職証明書の提出を求めることはしていません。</p> <p>【厚生労働省】 B)について 「制度の現状」欄に記載のとおりです。</p> <p>【法務省】 C)について 制度の現状に記載の通り。</p> <p>【法務省】 C)について 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>	<p>ワーキング・グループにおける取組方針</p>	
1184	令和3年4月23日	令和3年5月24日	省庁に提出する書類の押印廃止	<p>子ども・子育て拠出金の省庁への振込通知書(子ども・子育て拠出金銀行振込通知書)は、官民人事交流職員として民間企業から省庁に出向した際、民間企業が事業主として負担する子ども・子育て拠出金の納税額の振込通知を省庁に提出するものである。様式は各省庁指定様式であり、ここに押印が求められているため、押印不要と整理願う。</p>	<p>*新型コロナウイルス感染症を想定した「新しい生活様式」を踏まえ、保険会社では押印・ペーパーレス化の取組やテレワークを促進している。これらの取組は、各社における業務効率化にも繋がりが、政府が推進するデジタル化政策にも治うものと考えている。</p>	<p>一般社団法人日本損害保険協会</p>	<p>財務省</p>	<p>子ども・子育て拠出金銀行振込通知書の様式については、平成5年に財務省(当時は衣笠省)発出の事務連絡にて示しているひな型を参考に、各共済組合において作成されており、このひな型中、「承認責任者を各名印」に、各共済組合に対して当該ひな型については、別「各共済組合において記載内容を適宜修正等して当該通知書の様式を作成しており、確認したところ既に押印を廃止している共済組合もあります。</p>	<p>なし</p>	<p>対応</p>	<p>令和3年4月14日に各共済組合に対して、当該通知書の様式について各共済組合の判断で押印を廃止することが可能である旨を改めて周知しました。</p>	<p>ワーキング・グループにおける取組方針</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1185	令和3年4月23日	令和3年5月24日	ソルベンシー・マージン比率の算出に使用する「保険の種類」ごとのリスク係数の細分化	ソルベンシー・マージン比率(SMR)の算出に使用する「保険の種類」ごとのリスク係数における「保険の種類」ごとのリスク係数を追加するなど、実態に見合った合理的なリスク係数を採用できるようにしていただきたい。また、今後導入予定の経済価値ソルベンシー比率(ESR)においても同様。	近年、ペット保険のマーケットが急激に拡大しており2019年度の正味収入保険料は704億円(対前年度比28.5%増(損保協会会員会社の合計)と他の保険種類に比べ伸び率が大きな分野である。SMRの算出は大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)別表第3記載の「保険の種類」ごとのリスク係数を適用することとなるが、そこでペット保険固有のリスク係数が設定されていないため「その他」のリスク係数を適用している。「その他」のリスク係数は、損害率のボラティリティの大きな企業向け商品等を対象としたものであり、自然災害等の影響を受けやすく損害率のボラティリティが大きいペット保険の商品特性を反映したものでない。このことにより、リスク実態と大きく乖離した低いSMRとなっており不合理な現実的影響(※)が特にペット保険専門会社にとって切実な問題となっている。本件は、ペット保険専門会社が2019年9月に金融行政モニター制度に提出しており、金融庁からは「各種の情勢等の変化を踏まえ見直すことが適当と判断された場合には必要な見直しを実施する」、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議で示される方向性も踏まえリスク係数の合理性について適切な検討を行う」旨の回答を得ている。現行制度において、ペット保険のリスク実態に見合ったリスク係数の早期導入を要する。また、今後のESR導入時における検討についても同様である。(※)例、会社の健全性について一般消費者に誤解・心配を与えてしまう。資本の有効活用に支障が生じる。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	本邦のソルベンシー・マージン基準は、保険会社の経営の健全性を判断するために、保険金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準として、保険業法第130条に基づき定められています。ご指摘の大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)別表第3については、損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算において使用される保険種類の区分及びリスク係数を定めるものであり、リスクの同質性及びリスク係数の算出における統計的信頼性のバランス等を総合的に勘案した上で設定しています。	保険業法第130条 保険業法施行規則第77条 金融監督庁・大蔵省告示第9号(平成11年1月13日)改正平成23年3月31日 金融庁告示第24号 大蔵省告示第50号(平成8年2月29日)等	その他	左記「制度の現状」とおり、現行制度においては、本邦のソルベンシー・マージン基準における損害保険会社の一般保険リスク相当額の計算に用いるため、該当法令によって「保険種類の区分」及び「リスク係数」が定められております。これらは、各種の情勢等の変化を踏まえ、見直すことが適当と判断された場合には、必要な見直しを実施することとしています。 なお、本邦のソルベンシー・マージン基準については、2020年6月に公表された「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議報告書」において、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じて保険会社の財務状況を的確に把握する枠組みへ、2025年を目途として見直す方向で検討を進めるべき旨が提言されました。 今後、本報告書で示された方向性も踏まえ、ペット保険に係るリスク係数の合理性についても、ソルベンシー・マージン基準の見直しに関して適切な検討を行ってまいります。	
1186	令和3年4月23日	令和3年8月18日	同一人等信規制の対象である「保証」の定義についての緩和要望	同一人等信規制(※)の対象である「当該同一人に対する債務の保証」において、「保険子会社の債務を対象とする保証契約」に係る規制を緩和することを要望する。 (※) 保険会社の資産運用が特定の相手方に集中し、契約者に損害を及ぼすことがないよう、同一人に対する資産運用額は制限されている。保証の場合、貸付金と合算して同一人に対する与信額が総資産および合同前定の3%を超えてはならないと定められている。	2011年12月に公表された「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキンググループ」報告書において「保険子会社に対する与信のうち、まずは事業リスクの側面が強い株式の取得について、大口与信規制の対象から除外することが適当である。さらに、貸付けや債務の保証等のその他の与信については、株式に比べて信用リスクの側面が強いことも踏まえ今後の運用の実態等も見ながら問題がないことが確認されれば、適用除外としていくことが適当と考えられる」とされたことを受け株式については2012年7月に同一人等信規制から除外された。海外の保険子会社は親会社による債務保証(親会社保証)の存在を信用補完とし、格付機関より親会社と同水準の格付の適用を受けており、高格付は特に再保険事業の展開において他社対抗上競争力の源泉となっている。さらに、一般的に海外子会社に対する債務保証は余剰資本での現地への滞留を回避しつつ効率的な運営の実現にも資する取組みであり、これはグローバルなグループ経営に必要不可欠のもの。近年の海外拠点の事業拡大による保険債務の増額や為替相場の変動幅の大きさに鑑みると、親会社保証が与信限度額に達する可能性は高まっており、これに規制がかかる事態はグローバル他社との競争上日本社の不利を招く恐れがあるため当該規制を緩和して頂きたい。具体的には、前記報告書で示された方向性に沿って、これまでの運用の実態やこの間の業界および監督当局のリスク管理高度化に向けた取組み状況にも鑑み、保険子会社への「債務の保証」については何らかの方法により緩和することを要望する。上記理由から、昨年度一昨年度に続き要望する。	一般社団法人日本損害保険協会	金融庁	保険会社の同一人に対する①貸付金の額、②債務の保証の額及び③リース業務に係る運用資産の額を合計した額は、総資産の3%を超えてはならないとされています。	保険業法第97条の2第9号、施行規則第48条の3第1項第1号二、第2項第1号イ	検討を予定	保険会社の同一人等信規制の対象から保険子会社の債務の保証を除外することについては、実務上の必要性を踏まえ、連結ベース・単体ベースのリスク管理・財務規制全体の中で、そのあり方を考慮し、慎重に検討する必要があります。	
1187	令和3年4月23日	令和3年5月24日	預金差押通知書の電子化による預金照会事務との一体的なデジタル化の実現	預金照会から預金差押までの事務をデジタル化するため、預金差押通知書を電子化する。	○預金の差押は、国税庁および地方自治体から滞納者の預金口座のある銀行店頭に押し、書面の債権差押通知書が郵送・持参されることにより行われており、書面・対面ベースでの事務処理に係る負担が課題となっている。 ○現在、預金照会事務については、「デジタル・ガバナメント実行計画」(2019年12月閣議決定)を踏まえ、金融庁・国税庁等においてデジタル化に向けた検討が進められている。 ○預金差押通知書が電子化されれば、預金照会から預金差押までの一連の事務のデジタル化を実現でき、国税庁・地方自治体および銀行の双方にとって、事務処理の効率化・負担軽減につながる。	一般社団法人全国地方銀行協会	内閣官房 金融庁 総務省 財務省 厚生労働省	預金の差押は、第三債務者である金融機関に債権差押通知書を送達することにより行われることとされています(国税徴収法第62条第1項)。なお、預金の債権差押通知書は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により送達することとされています(国税通則法第12条)。	国税徴収法第62条第1項 国税通則法第12条 地方税法第48条第1項等(各条目の規定に「国税徴収法に規定する滞納処分による」旨あり。)	検討を予定	預金の差押通知書の送達については、制度面・運用面及び費用対効果等を勘案した上でデジタル化を検討してまいります。なお、現在の預金照会事務のデジタル化に向けた取組とも連携を検討してまいります。	
1188	令和3年4月23日	令和3年5月24日	健康保険法に基づくマイナンバー情報連携業務にかかる所得情報等の活用	健康保険法に基づく事務において、マイナンバー情報連携業務に所得情報等を活用することを可能としていただきたい。	健康保険法に基づく被扶養者の認定業務等のために、認定を希望する者は確定申告書の写し等書面により保険者へ提出しているのが現状である。マイナンバー情報連携業務に所得情報等を活用することが可能となれば、認定対象者における事務負担の軽減、及び保険者の事務効率化・適正化に繋がるため。	健康保険組合連合会	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省	各自治体が行う医療費助成事業における審査支払業務の支払基金への委託は、支払基金と各公費負担者の自由な契約に基づいて実施されているところです。	○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 健康保険法施行令第41条第1項第2号等	対応不可	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1189	令和3年3月4日	令和3年5月24日	「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である入学金・授業料等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。	以下の取引について、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」である入学金・授業料等に対する入学金・授業料等の支払いに該当することとする。 (a) 受験料の支払い (b) 専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い (c) 大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) (d) 幼稚園の入園料・授業料等の支払い (e) 大卒校の入学金・授業料等の支払い	①2018年10月より、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当する取引については、マネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じていると指摘されている。 ②なお、以下の取引は、大学等に対する入学金・授業料等の支払いに該当しないと見られていたが、マネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じていると指摘されている。 ③このため、この取引が簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に定めるべきである。 ④入学金・授業料等に該当するものは、「入学金、授業料と同時に支払われるもの」とされており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同時、受験料の支払いと大学等に対する入学金・授業料の同時支払はマネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じている。 ⑤入学金・授業料等の支払いに該当しない取引については、受験料の納付が期間に間に合わないこととなれば、受験料を金等に交換して受験料の支払い ⑥専修学校の一般課程の入学金・授業料等の支払い ⑦専修学校のうち高等課程および専門課程への入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対称となるため、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じていると指摘されている。 ⑧簡素な顧客管理を行うことが許容される取引に該当しない取引については、マネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じている。 ⑨また、教育費、専門課程への受験料等が対応可能な場合は、簡素な顧客管理を認めないことにより、後及後継者に課税の負担が生じている。 ⑩大学等への施設設備費、図書費、寄付金等の支払い(入学金・授業料と同時に支払われない場合) ⑪大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当するが、同時に支払われない場合は該当しない。入学金・授業料と同時に支払われる場合はマネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じている。 ⑫幼稚園の入園料・授業料等の支払い ⑬大卒校の入学金・授業料等の支払い ⑭大学等に対する入学金・授業料等の支払いは「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」の対象となっており、受験料は該当しない。入学金・授業料と同時、受験料の支払いと大学等に対する入学金・授業料の同時支払はマネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じている。 ⑮また、教育費、専門課程への受験料等が対応可能な場合は、簡素な顧客管理を認めないことにより、後及後継者に課税の負担が生じている。 ⑯大学等への施設設備費、図書費、寄付金等は、入学金・授業料と同時に支払われる場合は、「簡素な顧客管理を行うことが許容される取引」に該当するが、同時に支払われない場合は該当しない。入学金・授業料と同時に支払われる場合はマネー・ローンダリングに利用されるお金の種類が増え、簡素な顧客管理を行うことが困難になる恐れが生じている。 ⑰幼稚園の入園料・授業料等の支払い ⑱大卒校の入学金・授業料等の支払い	金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で特定取引(10万円を超える現金送金等)を行う際には、原則、本人特定事項等の確認(取引時確認)を義務付けています。が、学校教育法(昭和22年法律第26号)第11条等に規定する小学校等に対する入学金、授業料その他これらに類するものの支払いに係る取引並びに国又は地方公共団体に対する入学金、授業料その他の支払い及び公共料金の支払いに係る取引は、簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として、取引時確認等は不要とされています。	犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条、第6条及び第7条  犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令(平成20年政令第20号)第6条、第7条及び第15条  犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)第4条	(c),(d)検討に着手 (a),(b),(e)検討を予定	簡素な顧客管理を認めるべきかどうかについて、マネー・ローンダリングやテロ資金供与リスクのほか、現行の制度を踏まえたニーズを考慮しつつ、(c)及び(d)について引き続き検討するとともに、(a)、(b)及び(e)についても、検討を予定しております。(令和2年度内検討開始、令和3年度内結論予定) なお、(e)のうち、国又は地方公共団体が設置する大学校への支払いについては、国又は地方公共団体に対する金品の納付又は納入として、簡素な顧客管理が許容される取引に該当することとなるため、現状においても取引時確認を行う必要はありません。			
1190	令和3年5月26日	令和3年4月14日	身内がなくなった時の手続きについて。	先日、義父が亡くなりました。昨日死亡手続きを行うために義母と船橋市役所に行きました。船橋市では、まず1階のおくやみ課で説明を受けた後、2階のひ所(健康保険、障害者手帳、後期高齢者)3階11号所(介護保険)2階2号所(住民税、固定資産税)の合計7課を回り、それぞれ受付け印を押印から手続きを行いました。同日、年金事務所(遺族年金と喪失給付)も回りましたので、1日で9ヶ所です。この後、司法書士の手続きがあります。高齢者が一人で手続きするのは大変です。おそらく、何処の市も同様ではないでしょうか？マイナンバーカードで一元化し、ワンストップで手続き出来れば、非常に効率良く、楽になると考えます。	相続手続き改善、縦割り打破、ハンコ廃止	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップ」の推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを見直し、遺族が行う手続きを削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手段に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手段の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。 当該実行計画に基づき、内閣官房情報通信(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手段を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続きの負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等)を開発し、その活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン」を策定・提供しており、現在デジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。	該当なし	対応	デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援策としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていただくほか、将来的にマイナンバー等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続きが実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。	
1191	令和3年5月26日	令和3年12月2日	安全運転管理者制度について	安全運転管理者は年一回の講習受講が法律で義務化されています。これは都道府県ごとの縦割りの制度であるため、仮に東京から大阪に転勤した場合、大阪でも講習を受けなければならない。運転免許更新時の講習のように、都道府県を跨いだ転勤でも講習は有効にして欲しい。講習は警察OBの交通安全協会に委託され、10時から17時までで一日、受講費用は6400円かかります。	受講費用と時間が削減されます	個人	警察庁	安全運転管理者制度では、自動車の使用者は、一定台数以上の自動車の使用の本拠ごとに、一定の要件を備える者のうちから、当該使用者の業務に従事する運転者に対して安全運転者教育等を行う安全運転管理者及び副安全運転管理者(以下「安全運転管理者等」といいます。)を選任しなければならないこと、都道府県公安委員会から安全運転管理者等に対して「安全運転者等に対する講習」(以下「講習」といいます。)を行う旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者等に当該講習を受講させなければならないこと等が定められています。 安全運転管理者等は、事業所等における自動車の安全運転の確保のため、おおむね一年に一度受けなければならないこととされています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項、第2項、第3項、第8項同法第108条の2第1項第1号	検討を予定	現在、講習の要否については安全運転管理者等本人が同一年内に講習を受けているか否かではなく、事業所等において同一年内に安全運転管理者等に講習を受けさせているか否かにより判断されています。 御提案を踏まえ、同一年内に講習を受けた方が異なる都道府県の事業所等で安全運転管理者として選任された場合における講習の要否について検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1192	令和3年5月26日	令和4年11月11日	不動産特定共同事業に関する押印規制の廃止	不動産特定共同事業における紙の前説明書と、契約時説明書について、業務管理者による押印義務を廃止するべきである。	不動産特定共同事業法においては、契約前説明書と契約時説明書を交付するに際して、紙で交付する場合は、業務管理者の押印義務を定めている。(不動産特定共同事業法24条2項、同法25条2項)ところが、電子取引の法改正に伴い、国土交通省の解釈のみによって、PDFなどの電子文書で交付する場合は、電子署名などがなくても、単に業務管理者の氏名を記載しているだけで良いこととされた。国土交通省の説明によれば、業務管理者の特定ができれば足りるため、記名により業務管理者が特定されていれば、電子署名までは不要とのことである。そうであるならば、紙の文書においても、記名で足りるはずであり、押印義務は廃止するべきである。	個人	金融庁 国土交通省	不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面を作成するときは、業務管理者の記名押印が必要とする。	不動産特定共同事業法第24条第2項及び第25条第2項	対応	令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、同法の施行日(令和3年9月1日)以降は、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面への業務管理者の押印は不要となります。	
1194	令和3年5月26日	令和3年6月16日	農地法について、都道府県において申請等の簡略化のお願い	農地法、3条、4条、5条等の申請を行う際、都道府県により、考え方が違っており、市町村にある農業委員会は、上位である都道府県の意見により申請時の書類添付等大きな差があるように思える。ちなみに、神奈川県は、申請時の書類が簡略化され、3条、4条、5条の申請内容も簡略化されているが、山梨県は、申請時の内容が厳しく神奈川県でできる申請ができないなど、東京都も簡略化されている。農地法は、改正がされて全体的に農業委員会のあり方も変化したと思うが、まだ、古い考え方で申請内容をガチガチにして厳しくしている県がある。	提案理由となるかわからないが、農地法、農業委員会法等、改正され、農業分野も少子高齢化に向け、農地を守る、現状の土地の利用実態に合わせたり、耕作放棄地や休耕農地を解消するために農業をしたい人たちに農地が購入出来たりできる開かれたものにならないか?例として現在、条件で20aの農地を持っていないと購入や生前贈与等ができる。しかし、現状が宅地、駐車場等で地目が農地の場合は、申請手続きの際、条件によってできない、添付書類がやたらと多くなり行政士等の費用がかさむ等の問題がでている。しかし、神奈川県や東京都は、この申請が条件が緩和申請等が簡略化されて現況の土地の実態に即した申請もスムーズにできる。山梨県の場合は、古い考えが残っていて非農地証明の手続きを厳しく、土地の実態が明らかに農地でないのに申請が厳しく住民はあきらめている方が多い。こうした問題を行政改革により、首都圏のような簡略化した統一な申請や条件、実態にあった土地利用が簡単にできれば対象となる住民の軽減、費用の削減につながる。固定資産税等にも反映されると考えます。少子高齢化が進み、移住等農地付きで購入でき、農業をやりたい方に開かれた農業分野にしたいと考えています。	個人	農林水産省	農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請書の記載事項及び添付書類については、農地法施行規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付21経管第460号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)において規定しています。	農地法第3条、第4条及び第5条 農地法施行令第1条 農地法施行規則第10条、第11条、第30条及び第57条の2 「農地法関係事務処理要領の制定について」別紙1の第1及び第4	検討を予定	現在、政府全体として、書面等の行政手続きについてオンライン化を進めているところであり、農地法第3条、第4条及び第5条の許可申請手続きについても、令和4年度から「農林水産省共通申請サービス(eMAFF地図)」を活用したオンライン申請が可能となるよう詳細を検討しているところですが、ご提案の申請書の簡略化につきましても、この中で検討してまいります。	
1196	令和3年5月26日	令和3年6月16日	精神科専門療法科でビデオ通話を導入してほしい	離島地域又は医療サービスが不足している地域の精神科医療の提供を目的とします。リモートにより精神科医が診断を行い、投薬治療の経過観察、薬剤の管理等の精神科専門療法に基づき処方箋を処方し、国民健康保険書のオンライン認証、診療科のオンライン決済、デジタル処方箋を発行し近隣の薬局で処方箋を受け取る。一連の流れの医療を提供することで、より高度な精神科医療を提供できます。精神科治療は実際の面談時でも、特にならぬ行為は対面して話を聞いてもらおうことです。そのため、リモートによる診察が可能だと思われ	現在、鬱病の治療のため精神科に定期的に通院しています。コロナ禍の際に電話で簡易的に診察ができて、ものすごく精神的負担が減りました。コロナのためではなく、平常時でも電話かリモートによる診断、薬局の薬の配送等できて助かりました。離島地域に住んでいることもあり、専門の医療を受けることが難しいです。コロナで難しくなると思うと逆でした。離島地域の場合、精神科の治療はものすごく遠くのストレスが減るので過ごしやすいです。月に1度や3ヶ月に1度になる場合すらあります。リモートによってスムーズに診断と薬剤の管理を行なってもらう環境が整うと、より高頻度、気軽に精神科治療を依頼することが可能になります。公助、共助だけでは遠隔地域、離島地域の精神科治療を高度にすることは難しいです。公助で、離島の場合、船賃がいくらも補助されませんが、精神科治療の質は向上させることができます。離島に住む私としては、精神科医との距離をもっと身近に感じたいです。精神科病院に遠いという、地域の目がありました。2010年代は遠いという社会背景がありました、現在は改善されました。ですが、今度国が掲げている自殺防止基本法の理念にも近づいていっています。そのためには、コロナの中、いかに精神科サービスを効率よく提供できるか、という視点も重要だと考えます。	個人	厚生労働省	○ 情報通信機器を用いて実施するオンライン診療は、離島やへき地など医師の不足する地域において有用なものと考えられており、保険診療においても評価を行っています。 ○ 令和2年度診療報酬改定においては、離島を含めた医療資源の少ない地域等において、オンライン診療がより柔軟に活用できるよう、診療報酬の要件について見直しとしました。 ○ また、新型コロナウイルスの感染が拡大している間、診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その13)(令和2年4月22日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	△	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1197	令和3年5月26日	令和3年6月16日	住宅建設瑕疵担保保険契約等の届出に関して／所管：国土省	住宅瑕疵担保履行法に基づく9ヶ月毎に届出(届出)を求められる報告義務に関しては、認可法人等より情報を吸い上げることで足りる作業であって、事業者を介して届出を都度させる合理的な意味はない。(事業スキームが原始的)紙で集めた情報も充分活用されていないだろうし、その情報の活用やそれによる成果などはもっと発信(情報開示)されて良いのではないかと。	9ヶ月毎に届出をする事務に関して、認可事業者(証明書郵送)→建築事業者(届出・届出先)→集約(県庁)→国?となっているが、全部の認可事業者から直接データを集約すれば同じ効果と時間短縮が期待できる。郵送費、紙代、交通費、人件費もほぼ必要ない。携わる職人の事務時間と人件費だけでも大幅に軽減できる。県に1人、国に1人で充分管理できる内容。認可事業者が集約サイトに直接入力(データ転送)すれば、集約作業においても人員はゼロ。【別件】認可法人の保険執行に関して、最正要望や問題提起をしたいと思いますがいかがうすれば良いか。可能であれば窓口を教えてください。	民間会社	国土交通省	住宅購入者等の利益の保護を図るためには、建設業者及び宅地建物取引業者の瑕疵担保責任が確実に履行されることが重要であることから、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)では、建設業者及び宅地建物取引業者は、資力確保措置(保証金の供託又は保険加入)の実施状況について、引き渡した新築住宅の戸数などの必要な情報とともに、基準日ごとに自ら所管省庁へ届け出ることとし、その内容を所管省庁が確認することなどを通じて、資力確保措置の確実かつ適切な実施を確保しています。  また、基準日における届出の受理状況につきましては、国土交通省HPIにおいて公表しています。	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	対応	届出義務については、制度の現状欄に記載の通りです。 なお、届出方法については、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、届出を行う建設業者等の利便性向上及び行政事務の効率化を図るため、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく新築住宅の資力確保措置に係る届出の電子化システムを整備し、2023年度(令和5年度)を目標にオンラインによる届出を可能とする予定です。 また、令和3年5月20日に公布された「住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律」(令和3年法律第48号)により、基準日については3月31日の年1回とすることとしております。  基準日における届出の受理状況につきましては、制度の現状欄に記載の通りです。  なお、住宅瑕疵担保履行制度については、国土交通省住宅用住宅生産課の所掌となっております。	
1198	令和3年5月26日	令和3年12月2日	車庫証明の取得方法変更	車庫証明を1台毎に取得する方法から、土地毎に駐車可能台数を設定して取得し車庫IDを発行する形に。 車の購入・入替の際はその可能台数内であれば車庫IDに紐づけて登録申請するより追加、入れ替えを簡便に行えるようにする。 また、証明取得および登録申請においてオンライン化することにより簡便にする。	現行の車庫証明を1台ごとに取得する方法では以下の点に付き問題がある。 ・1台ごとに許可を取得する取得者の手間 ・1台ごとに調査期間を持たないと証明が発行されない ・1台ごとに許可申請地を調査する行政側の無駄(10台分の駐車スペースがある土地を、10台申請がある度、もしくは入れ替えがあるごとに調査を繰り返している無駄) ・にもかかわらず、同じ土地に複数台登録できてしまう(実態として車庫用地すべてにほかの車によってつかわれているにもかかわらず証明を取得している事例がある) ・土地毎の取得に変えることで以下が実現 ・申請者は1台ごとの許可取得が不要になり、手間と時間が大幅に削減 ・行政は土地毎の調査を行うことができ工数が大幅に削減 ・IDの駐車可能台数を上限として登録台数を制限することで、実態に即した運用が可能に	個人	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和28年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付したときは、保管場所権を交付しなければならぬこととされていますが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車課税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項	【車庫ID】対応不可 【オンライン化】現行制度下で対応可能	御指摘の方法が必ずしも明らかではありませんが、いづれにせよ、入れ替える自動車と旧自動車とは、両自動車の大きさ及び形状等が異なることにより、保管場所や周囲の道路等との関係が必ずしも同一とは言えず、また、旧自動車の保管場所の周囲の状況、大きさ及び形状等が変更されている可能性や申請に係る場所を特定できなくなるおそれがあることから、自動車1台ごとに保管場所の審査を行う必要があると考えられます。 なお、警察においては、複数の自動車について同一の保管場所が確保されていることを証明することのないよう努めているところから、引き続き適切な審査に努めています。 また、制度の現状欄に記載のとおり、自動車保有関係手続については、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	
1199	令和3年5月26日	令和3年7月7日	パスポートの申請について	パスポートの申請時に提出書類として戸籍謄本があるが、これはマイナンバーカードがあれば不要ではないか。	戸籍謄本を取りに行くのが大変。	個人	法務省 外務省	旅券法第3条等	旅券法第3条等	検討に着手	戸籍謄本は旅券(パスポート)の発給に当たり不可欠な文書ですが、令和4年度中にマイナンバーカード上の旅券のオンラインによる申請を可能とし、令和6年度までに法務省が構築する戸籍情報連携システムにより提供される戸籍電子証明書を利用した戸籍謄本の添付の省略を検討します。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1200	令和3年5月26日	令和3年7月7日	年5日以上の年次有給休暇の取得の合理的推進	<p>昨年度から、年5日以上の年次有給休暇の取得が義務付けられました。年5日間年次を取得するには労働者を守る理由があまり良いことでは、でも、そこに落とし穴も存在します。それは、「時間休は計算されないルール」です。</p> <p>常勤職員は昼から休むとか昼まで休むは0.5日で計算できますが、6時間の時間給パート職員の人は午前だけの休みとか午後だけの休みの3時間ばかりかウントされません。午前中は休んで午後から来ますというまじめな人(特に子育て真っ最中のパート勤務している主婦)にとって不利益を生じています。法令改正でなく、取扱通知だけでも改善できるように思います。</p>	<p>昨年度から、年5日以上の年次有給休暇の取得が義務付けられました。年5日間年次を取得するには労働者を守る理由があまり良いことでは、でも、そこに落とし穴も存在します。それは、「時間休は計算されないルール」です。</p> <p>常勤職員は昼から休むとか昼まで休むは0.5日で計算できますが、6時間の時間給パート職員の人は午前だけの休みとか午後だけの休みの3時間ばかりかウントされません。午前中は休んで午後から来ますというまじめな人(特に子育て真っ最中のパート勤務している主婦)にとって不利益を生じています。法令改正でなく、取扱通知だけでも改善できるように思います。</p>	個人	厚生労働省	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により労働基準法(昭和22年法律第49号)が改正され、年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち5日については、使用者が時季を指定して取得させることが義務づけられました。 <p>なお、時間単位の年次有給休暇については、使用者による時季指定の対象とはならず、労働者が自ら請求し取得した場合にも、その時間分を5日から控除することはできません。</p>	労働基準法第39条第7項・第8項	その他	時間単位数年休については、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)において、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位数取得の有効な活用の在り方について検討するとされており、今後、有効な活用の在り方について検討してまいります。	
1201	令和3年5月26日	令和3年6月16日	建築確認申請書類他の押印廃止並びに完全デジタル申請化	<p>建築確認申請等の書類に加え、申請書類の建築士名横にも押印が必要ですが、それらを全て廃止する必要があります。また、申請において正副ともに、紙ベースでの申請が必要ですが、それをデジタル申請のみとし、デジタルベースでのデータ保存も可能にする</p>	<p>デジタル化を阻む要因として、各関係者への押印が必要となることがあげられます。これを廃止することにより、デジタル申請への足掛かりとします。</p> <p>申請を書類関係共に完全デジタル化することにより、以下が可能になります。</p> <p>申請時の移動、印刷減による、時間、紙等の削減。</p> <p>デジタルベースにより、過去物件資料保存の完全デジタル化可能。</p>	個人	国土交通省	建築基準法で規定する、民間主体から提出される申請書類の押印は令和2年度に廃止しました。また、確認申請については電子申請が可能であり、申請書類のデータでの保存も可能です。	建築基準法第6条 建築基準法施行規則第1条の3 デジタル手続法第6条等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1202	令和3年5月27日	令和3年6月18日	行政書士及び司法書士に関する職印の押印義務の廃止	<p>行政書士は、紙の文書(領収証を含む。)を作成した場合、職印の押印義務が定められている。しかしながら、電子文書の場合は、これらの規制は全く無い。そこで、次の2点を提案する。</p> <p>1. 職印の押印義務を廃止する。</p> <p>2. 職印の届出義務を行政書士会連合会の判断に委ねるのではなく、省令改正により廃止する。</p>	<p>行政書士法施行規則第9条第2項及び第10条及び司法書士法施行規則第28条第1項及び第29条第1項によって、行政書士と司法書士が紙の文書(領収証含む。)を作成した場合、職印を用いた記名押印義務が定められている。</p> <p>職印の届出義務については、国税庁は押印がないシートでも差し支えないとしている。しかも、特に行政書士の場合、この規制は紙の文書に限られ、PDFなどの電子文書については、電子署名などの押印義務は存在しない。そこで、省令による紙の文書への押印義務については、廃止することを提案する。</p> <p>次に、行政書士法施行規則第11条及び司法書士法施行規則第21条によって、職印を定めることとされているが、この規定に定める行政書士会連合会の会則によって、職印の届出が義務づけられている。しかしながら、行政による印鑑証明が発行されるわけでもなく、さしたる意味もないので、商業登記法第20条に定める代表者印の届出についても見直しがされていることを踏まえて、総務省の省令改正によって届出義務を廃止するべきである。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 行政書士法施行規則(昭和26年総務府令第5号)第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない」とこととされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない」とこととされています。</p> <p>また、日本行政書士会連合会会則第8条第2項の規定により、行政書士は、単位数の会員となった後、直ちに、職印を押した印鑑箱に氏名を自署して単位数に提出しなければならないこととされています。</p> <p>【法務省】 司法書士法施行規則第28条第1項により、司法書士は、その作成した書類(司法書士法第9条第1項第6号及び第7号に規定する業務に関するものを除く。)の末尾又は欄外に記名し、職印を押さなければならないとされています。また、同条第2項により、司法書士は、その作成した電磁的記録に職名及び氏名を記録し、かつ、電子署名を行わなければならないとされています。</p>	<p>【総務省】 行政書士法施行規則第9条第2項、第11条</p> <p>【法務省】 司法書士法施行規則第28条第1項及び第2項</p>	<p>【総務省】 その他</p> <p>【法務省】 対応不可</p>	<p>【総務省】 行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保について、一定の機能を果たしております。実際に、個々の行政書士の業務依頼者関係先から都道府県行政書士会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、同会は「証明書」を発行しているところであり、職印は、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しています。</p> <p>御提案のことについては、こうした現行制度の意義を踏まえ、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の土業の対応状況を十分に踏まえた上で判断してまいります。</p> <p>【法務省】 司法書士の職印は、登記の申請等の代理を業とすることができる代理人であることを証する上で信頼性の高い資料として活用されており、このような規制を維持することには、なお合理性があるものと考えます。</p> <p>例えば、不動産登記法第23条第4項第1号では、登記の申請の代理を業とすることができる代理人による申請の特例的な取扱いを定めていますが、この特例を受けるためには、不動産登記規則第72条第3項により登記の申請の代理を業とすることができる代理人であることを証する情報を提供する必要があります。</p> <p>そして、その場合、司法書士会が発行する職印に関する証明書を提供することにより、登記の申請の代理を業とすることができる代理人であることを確実に証することができます。</p> <p>このように職印は、司法書士が業務を行う上で必要なものとなっており、上記のとおり合理性があるものと考えられます。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1203	令和3年5月26日	令和3年6月16日	建設業法の専任技術者の常駐義務を緩和	建設業の許可をうけるには専任技術者の登録が必要ですが、建設業法では、営業所での常駐が義務となっています。請負契約の適正な履行が目的ですが、一人親方や少数の業者の場合、営業所での常駐義務があると遠くの現場を請け負うできません。建設業の規模に応じてこの義務を緩和してほしいと思います。	東日本大震災以降、営業所常駐の専任技術士を除く監理技術者や主任技術者については、いろいろと緩和されてきました。しかし、営業所常駐の専任技術者は相変わらず、営業所から10km以内の現場しか行くことができません。請負金額350万円以下であればよいかというと、管轄官庁に問い合わせたところ、350万が契約関係ですので、常駐義務があるとのことでした。これによると、葛飾区で建設業の許可を得た一人親方は、八王子市での仕事を請け負うことができません。契約関係で問題が起きても、メールや携帯電話でいつでも対応可能なのです。所轄官庁に聞くと、別にもう一人雇うしかないとのこと。それでは一人親方になりません。一人親方を認める以上その就業の機会を合法的には失わせるのはいかなるものかと思えます。建設業法は発注者の保護を目的としていますので、せめて発注者が認めた場合は常駐義務を解除などの文言があってもいいかと思いますが、それはありません。また、専任技術者の要件は、一般の法律家などでは就任できないことになっています。同様に、3人の事業所も、せっかく請け負いでいても営業所を離れられないと10kmを超える現場だと突貫2人しか働けないことになります。そして、労災保険、雇用保険、健康保険など、一人親方や家族経営の事業所の形態は建築現場の安全管理や施工体系を煩雑にしています。実際は、法的には違法ですが、メールや携帯での対応ができるので、現場にかけけているというのが実情だと思います。とにかく、法を守ると機会の損失となってしまふ、専任技術者の常駐の項目は修正を希望します。	個人	国土交通省	建設業法においては、建設工事の請負契約の適正化を図り、発注者を保護することを目的に、請負契約締結の拠点となる営業所に専任の技術者を置くことを求めています。 ○ また、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場と営業所が近接し、当該営業所と間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、営業所専任技術者が当該建設工事の現場における主任技術者等を業務することも可能としています。 ○ 営業所専任技術者については、昨年4月に通知を发出し、業務時間内において常時連絡を取ることができるなど、本店や営業所等で職務に従事している場合と同等の業務を遂行できる環境にある場合には、テレワークにより職務を行うことを可能としたところです。	建設業法第7条第2号	検討を予定	営業所専任技術者や建設工事の現場における主任技術者等が担う役割に留意しながら、ICT技術の進展も踏まえ、業界とも連携して、テレワークの導入による業務の効率化について、検討してまいります。	◎
1204	令和3年5月26日	令和3年7月7日	育児休業についての謎	医療従事者の夫が育児休業を取得しようとしたら、職場からその資格を持って人がいないのであれば週一出勤可能が聞かれる。夫と私はハローワークに何度も確認し10日以上80時間以内なら働いても大丈夫と言われたので職場に可なりと返答。後日職場の社労士からそれは違法と言われる。労働局雇用均等課に確認すると災害などの緊急の場合でない限り週一で働くのは違法と言われる。そもそもハローワークは雇用保険法。労働局は介護育児休業法。法律が違うので解釈が違うと言われる。この時点で意味不明。じゃあどうしよう？職場は社労士の意見を聞き、働けると言った夫は迷惑をかける立場に。退職も視野に現在話し合い中。	こっちはOK あっちはNG。男性が育児休業を取るだけでもハードルは高いのに意味がわからない。労働局の方を重視するならハローワークの雇用保険法は意味あるの？一般人は基本的に法律の素人。一本化してほしい。休業中の人の代わり円滑に会社が回るようにするのが雇用側の勤めと言うが、働き盛りの年代に短期の限定仕事に専らで募集してくる人は少ない。例えば2週間しかいない人に仕事を教えるのに意味はあるのか？早くに休業中の人の代わりになるぐらい業務内容をこなせるのか？上記を考えると意味はないし、すぐ即戦力になる人材なんてなかなか巡りあわない。だったら週1、2ぐらいなら働きにでも赤ちゃんを育てるのに問題はない場合は、育児休業中働いてもよいようにしてくれると家計も会社も助かると言われる。働けば給付金額の80%まではもらえるし、なにより職場にちよこちゃんに接することで職場復帰もしやすいし、長期の育児休業をしやすいかなと思う。中小企業だと特に、少しでも働けるようになれば会社も取得する側も交渉しやすくなると思う。	個人	厚生労働省	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号)では、育児休業中に就業することは想定されておりません。一方で、労使の話し合いにより、子の養育をする必要がない期間に限り、一時的・臨時的にその事業主の所で就業することは可能です。この場合、就業が月10日(10日を超える場合は80時間)以下であれば、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づき育児休業給付金が支給されます。	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成30年法律第76号) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)	対応不可	育児休業は、子の養育を行うために、休業期間中の労務提供義務を消滅させる制度であり、休業期間中に就業することは想定されておらず、恒常的・定期的に就業する場合は、育児休業をしていることにはなりません。	
1205	令和3年5月26日	令和3年6月16日	日本人の2重国籍について	日本で生まれ、日本国籍を有している人で、海外で外国籍を取得した人に2重国籍を認めてほしいです。	やはり、日本人なので実家も日本にありますし、国籍を一つにして、日本の国籍を捨てないといけないというのは今の時代無理があります。外国から日本へ入る時も、外国籍の列にならないといけませんし、なにより日本の家族、親族と隔てられてしまうのが一番嫌です。	個人	法務省	番号10399の回答をご参照ください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1206	令和3年5月26日	令和3年7月7日	漢方薬に関して	<p>現状医療用医薬品にしか無い漢方処方登録販売者でも扱えるようにしたい。</p> <p>また、製薬会社側が同一処方を用いて認可を取っている場合、簡単な手続きで一般用の登録も行えるようにしてほしい。</p>	<p>現在医薬品は大きく分けて医療用医薬品と一般用医薬品に分けられ、一般用医薬品は更に要指導医薬品、一類、二類、三類に分けられます。医療用医薬品は医師または薬剤師しか扱えず、一般用医薬品は要指導医薬品と一般用医薬品と薬剤師のみ、二類と三類は薬剤師と登録販売者が販売する事が出来ます。</p> <p>制度の趣旨としては危険性が高い物は医師または薬剤師、比較的低い物は登録販売者でも扱えるようにという事ですが、漢方薬に関しては危険性が低くても医療用医薬品に括られると登録販売者では扱う事が出来ません。</p> <p>これを改善し、医療用医薬品にしか無い処方も登録販売者が扱う道を開いて頂きたいです。</p> <p>現在登録販売者として医薬品販売業を行っていますが、使いたい処方が医療用の漢方薬にしか無い事が多々あり、また製薬会社の方に「一般用で売りたいのか」と尋ねた所、「治験から始めないといけないため一般用はたいへんハードルが高いから、漢方薬自体の売上を考えた現実的ではない」との回答でした。</p> <p>医療用医薬品として数年間広く使われ、また副作用等のデータもそれなりに出揃っているのに、医師以外が扱えないようにする必要性があるのでしょうか。</p> <p>歴史的に長く使われていて重大事故も起きていない処方であれば、販売者は有資格者である以上、簡単な手続きで一般用でも販売出来るようにしてもそれほど大きな問題は無いと考えます。</p> <p>また、こういった既存の医薬品を重複して審査するために必要な手間が減れば、その分新薬の審査もより迅速に行えるようになるのではないのでしょうか。</p> <p>ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。</p>	個人	厚生労働省	<p>医療用医薬品は、医師の診断・処方前提に承認された医薬品であり、医師の診断・処方を要さない要指導・一般用医薬品として承認するためには、有効性及び安全性、適正使用、使用者への情報提供等の観点から、要指導・一般用としての妥当性・適切性を審査し、確認する必要があります。そのため、医療用医薬品を登録販売者が販売又は授与することはできません。</p> <p>医療用医薬品を要指導・一般用医薬品として製造販売するために承認申請する場合、医療用医薬品と同じ用法・用量、効能・効果等であれば医療用医薬品の申請時に実施した臨床試験成績等により要指導・一般用医薬品としての有効性及び安全性が説明できることから、通常、追加の臨床試験の実施を要しません。</p> <p>ただし、医療用医薬品と異なる用法・用量や配合剤(医療用医薬品に配合されている有効成分に他の有効成分を配合した製剤)とした場合等において、医療用医薬品の申請時に実施した臨床試験成績等では当該変更に伴う有効性及び安全性を示すことができない場合には、追加の臨床試験成績に関する資料が必要となることもあります。</p> <p>また、一般用医薬品漢方製剤製造販売承認基準を策定しており、承認基準に規定された294処方漢方製剤を承認申請する場合には、臨床試験成績に関する資料は不要です。</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条、第9条の2、第36条の9、医薬品の承認申請について(平成26年11月21日付け薬食発1121第2号厚生労働省医薬食品局長通知)要指導・一般用医薬品の承認申請区分及び添付資料に関する質疑応答(0&amp;A)について(平成28年6月24日付け事務連絡)一般用漢方製剤製造販売承認基準について(平成29年3月28日付け薬生発0328第1号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)</p>	<p>対応不可及び現行制度下で対応可能</p>	<p>制度の現状欄に記載しましたとおり、要指導・一般用医薬品としての妥当性・適切性が確認されていない医療用医薬品を登録販売者が販売又は授与することは認められません。</p> <p>また、医療用医薬品として承認を得ている医薬品を要指導・一般用医薬品として承認申請する場合、一律に臨床試験成績の添付を必要としておらず、申請される内容により必要な臨床試験成績に関する資料の提出を求めています。</p>	◎
1207	令和3年5月26日	令和3年6月16日	弁護士法5条所定の弁護士資格認定制度に関する規制緩和の提案	<p>http://www.moj.go.jp/housei/gaiben/housei07_00004.html</p> <p>上記法務省のサイトに、弁護士法5条に基づく弁護士資格認定制度の説明がある。</p> <p>法科大学院制度は、法学部上りの法律家ではなく、社会人を法曹界に多く取り込もうという制度であり、弁護士法5条に基づく弁護士資格認定制度も、専念義務のある司法修習では社会人は参加できない事情を考慮してその際設けられた制度である。</p> <p>しかしながら当時、給費制に基づく司法修習を維持したい日弁連はこれに反発して、結果、企業法務部等における勤務をもって司法修習の代替とみなすその期間は、なんと、「7年」というのもなく長期間となってしまう。これでは事実上の制度を用いて弁護士にならう、という社会人は現れない。</p> <p>その結果、社会人の法曹志望は法科大学院が始まった頃に比べてどんどん減少するという傾向にある。</p> <p>この制度の活用が広がれば、司法修習生に対する給費を減らす効果もあつて、予算の節減効果もある。</p> <p>そもそも「7年」には根拠がない。司法修習自体、大したことは今はしていない。</p> <p>企業法務部での勤務のようなよほどの体験ができる。</p> <p>この制度を活用すべくこの「7年」を大幅に規制緩和すべきである。</p> <p>1年ないし2年で十分である。</p> <p>そうすれば再び社会人の法曹志望も増えるし、司法修習生の給費も減らして、税金の使用を減らす効果もある。</p> <p>以上が提案の理由である。</p>	個人	法務省	<p>現行の弁護士法5条に基づく弁護士資格認定制度では、「司法修習生となる資格を得た後に自らの法律に関する専門的知識に基づいて弁護士法5条2号に掲げる事務のいずれかを処理する職務に従事した期間が通算して7年以上」に該当すると法務大臣が判断した上で、その後、に弁護士業務について法務省令で定める法人が実施する研修であつて法務大臣が指定するもの課程を修了したと認定した者は、司法修習生の修習を終えていくつも、弁護士となる資格を有することを認めています。</p>	<p>弁護士法第5条第2号</p>	<p>対応不可</p>	<p>弁護士法5条2号の特例は、弁護士が果たす役割が増大する中で、司法修習を終えた者のみならず、社会の様々な分野・場面で法律に関する実務経験を高度の専門的能力を備えた者にも弁護士となる資格を付与して、多様な経歴・背景を有する層の厚い弁護士を確保することによって、国民の多様な法律サービスの要請に応えるものであります。</p> <p>この趣旨・目的に鑑み、実務経験期間として、経験要件に応じて5年から7年という要件を設けているものです。</p> <p>この実務経験期間をすく短期間のものとするご提案は、上記の制度趣旨・目的に合うものとは言いがたいため、ご提案に沿った制度改正を行うことは困難です。</p>		
1208	令和3年7月20日	令和3年9月10日	バイクの登録手続きについて	<p>現在、125cc以下を超える二輪車において登録手続きの窓口が市役所と運輸支局に分かれているため、125ccを超える登録も市役所、車検は運輸支局に分けるべきだ。</p>	<p>新車の場合、登録のためだけに、都道府県に数力所しか無い運輸支局に出向くのは大変不便である。</p> <p>そこで、新車の場合自動車メーカーから発行される完成検査終了証を市役所に提出すれば、ナンバープレートを交付出来るようにする。</p> <p>そうすれば、効率よく登録作業を行うことが出来る。</p>	個人	総務省 財務省 国土交通省	<p>ご提案は、「二輪の軽自動車」(エンジンの総排気量が125cc超〜250cc以下のもの)に係る使用の届出等の手続きに関するものと理解いたします。</p> <p>道路運送車両法においては、車両が保安基準に適合するよう、車両の大きさ・出力に基づき区分に応じ、段階的に、自動車の検査や点検・整備等の各種措置を講ずることとしております。</p> <p>その中で、「二輪の軽自動車」については、より大型の「二輪の小型自動車」(エンジンの総排気量が250cc超のもの)や「四輪車」のような自動車の検査)までは課せられないもの、より小型の「原動機付自転車」(エンジンの総排気量が125cc以下の二輪車等)と異なり、国土交通省において、保安基準に適合していない場合に「使用者への整備命令」や「自動車メーカーによるリコール」等の措置を講じております。</p> <p>これらの措置を全国規模で効果的に実施するには、車両の使用の実態について一元的に把握する必要があるため、運輸支局等へ届出手続きを行っていただくこととしております。</p>	<p>道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第97条の3第1項</p>	<p>対応不可</p>	<p>制度の現状欄に記載のとおり、「使用者への整備命令」や「自動車メーカーによるリコール」等の二輪の軽自動車に係る措置を全国に渡り、統一・効果的に実施するためには、車両の使用の実態について国土交通省で一元的に管理する必要があります。</p> <p>そのため、運輸支局等における届出手続きが必要となっておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1209	令和3年5月26日	令和3年6月16日	永住許可申請に関して	永住許可申請を厳格化するのはなく、逆に緩和してほしい。 現状の仕組みが外国人を人間扱いしていない。 また永住外国人の場合は入国審査時の指紋採取も免除してほしい。	過去に安倍前総理は『永住権取得までの在留期間を世界最短とする』と発言したそうですが、現実では全くそんな事は無く、また永住許可が下りる割合は審査が厳格化され年々下がる一方との事です。 <a href="https://www.nikkei.com/article/DGXLASF119HP8_Z10C16A400000/">https://www.nikkei.com/article/DGXLASF119HP8_Z10C16A400000/</a> <a href="https://continental-immigration.com/permanent-residency-approval-rate/">https://continental-immigration.com/permanent-residency-approval-rate/</a> 優秀な外国人を世界中で取り合っている中で日本はその流れに逆行しており、また審査内容も外国人を一切尊重しておらず、現在では家の中の写真まで要件として求めています。 外国人を同じ人間だと思っていないのではないのでしょうか。 これをされたら嫌だろうを逆に積極的にやっているとしか感じられませぬ。 日本で家を購入して普通に家族で暮らしているのに、それでも永住許可申請が却下される方も大勢いるそうです。 審査内容が不透明で、また結果が出るまでに一年近くかかるものどうかと思います。 ビザ更新の度に様々な書類を要求され、また入管まで行く手間もかかり、その上ビザ更新の費用もかかります。 そんなお金があるなら子供たちのために使いたいです。 無駄な規制を増やすのではなく、もう少し相手を尊重して規制を緩和してほしいです。 また永住許可を取得出来たとしても、入国の際には毎回指紋の採取を求められます。 念法審査をすることで入国の度に指紋を採取している国が一体どれだけあるのでしょうか。 以上、宜しくお願いします。	個人	法務省	日本再興戦略2016(平成28年6月2日閣議決定)において、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することが盛り込まれたことを受け、平成29年4月26日に「永住許可に関するガイドライン」の改定を行っており、高度外国人材に係る永住許可申請に要する在留期間については、それまでの5年を大幅に短縮し、最長3年で永住許可を取得可能となっております。また、永住許可申請に係る必要書類につきましては、出入国在留管理庁ホームページにおいて公開しておりますが、家の中の写真は必要書類としておりません。なお、永住許可申請の標準処理期間については4か月間としています(「出入国在留管理庁ホームページ」において案内しています)。 また、出入国管理及び難民認定法第6条第2項において、本判に上申しようとする外国人はその者が上申しようとする出入国港において、上陸の申請をし、上陸のための申請を受けなければならない旨規定されており、同条第3項において、上陸のための申請をしようとする外国人は、同条各号のいずれかに該当しない限り、入国審査官に対し個人識別情報(指紋、写真等)を提供しなければならないと規定されています。同項の規定により、「永住者」の在留資格で本邦に在留している方であっても、上陸のための審査の際に個人識別情報を提供する必要があります。	(前段) 出入国管理及び難民認定法第2条 (後段) 出入国管理及び難民認定法6条	(前段) その他 (後段) 対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、平成29年に永住許可に要する本邦在留期間については高度外国人材を対象に緩和するなど、永住許可の在り方については、随時見直しを実施しており、今後必要に応じて検討を行ってまいります。 なお、必要書類については、昨年11月以降も随時ホームページの記載を明確化し、何を提出すべきかわかりやすく整理して公開するようにはしていますが、今後も必要に応じて、わかりやすい案内ができるよう、随時内容を更新してまいります。 また、出入国在留管理庁としては、指紋・顔写真といった個人識別情報を活用し、当庁の保有する要注目人物リストとの照合を徹底することなどにより、上陸を拒否すべき外国人の上陸を阻止しているところで、「永住者」の在留資格で在留している方であっても、こういった取り組みにより本邦への上陸を拒否されることもあり得ます。以上のことから、「永住者」の在留資格で在留している方であっても上陸のための申請の際に個人識別情報の提供が必要となります。	
1210	令和3年5月26日	令和3年6月16日	鍼灸師の資格に関して	鍼灸師は現状はり師ときゅう師に分かれているが、それを統合して一つの資格にしたい。	はり師ときゅう師は二つの資格に分かれていますが、鍼灸学校を卒業する事で国家試験の受験資格が得られ、国家試験を合格する事でそれぞれの資格が得られます。 しかし実際は国家試験の問題も最後の10問以外は共通で、同時に受検が出来てほぼ同時に合格するという稀有な資格になっています。時々はり師のみ、またはきゅう師のみ合格する人が出ていますが・・・ 資格が別々に分かれているため受験料や免許の登録料がそれぞれに必要で、また管理する厚生省でも資格が分かれている事により余計な手間が生まれているのではないのでしょうか。 以前厚生省のバリエーションにも同じ事を書き込んだ事があるのですが、その時の返答は「はり師ときゅう師は業務内容が全く別々なため、別の資格として存続するのが適当と考えます」との事です。 しかし、それ言ったら医師免許や看護師免許も外科と内科で分けるべきではないのでしょうか。 現状維持したいお役所の都合とか思えません。 これらの資格を統合する事で余計な手続きや費用を減らせば、他の資格でも統廃合するためのモデルケースになるのではないのでしょうか。 ご検討の程、宜しくお願い申し上げます。	個人	厚生労働省	はり師は一定の経穴又は皮膚の一定点にはりをもって施術を行うものであり、きゅう師は「もぐさ」等を使って経穴に熱刺激を与える施術を行うものであって施術内容は同一ではありません。 また、教育内容については、「基礎はり学」「基礎きゅう学」「臨床はり学」「臨床きゅう学」「社会はり学」「社会きゅう学」と個別の区分を設け、はり師を取得するためには88単位以上、きゅう師を取得するためには86単位以上、はり師及びきゅう師を同時に取得する際には94単位以上の履修を必要と、国家試験出題基準についても同様に個別の区分を設けていることから別の資格として取り扱うことが妥当と考えております。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及びあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則	対応不可	制度の現状欄に記載の通りです。	
1211	令和3年5月26日	令和3年6月16日	税理士試験の科目合格を活かせる道を作るべき	税理士が行っている「相続税・贈与税」と「消費税及び地方消費税」について、税理士試験の「相続税」や「消費税」の試験に合格している者が出る様にするべき。	税理士登録者の半数が試験免除者であり、大学院制度や公認会計士並びに弁護士、税務署特権を使って税理士者が殆どであり、税理士試験の受験者数が著しく減少している。難しい試験ですが、それ相当の勉強をしなければ合格どころか試験を受験するレベルに至らない事。 こういった試験に合格した者は5科目合格するまでの道のりは長く、試験免除者が税理士となる事務所で労働する事になる。すなわち、相続税や消費税の合格者が労働者となり、その最終確認者が相続税や消費税の試験に合格しておらず、確認能力がない無知な税理士登録者が印鑑を押して申告、何の当に税法の試験があるのか、特に細かい知識が要求される消費税や、特殊な業務になる相続税・贈与税については、税理士登録とは別として、試験合格者に納税理に係る代理資格を付与すべきである。専門的な知識を有する者が納税者の直接的な相談役になれず、科目合格していない者に税務依頼して申告させる制度はおかしい。ここ数年前に公認会計士と税理士で税理士登録で争っていたが、公認会計士側の言い分がそれになっている等。現在の制度では、税務を勉強して社会に貢献しようと言う仕組みではない。相続税や消費税に合格していない税理士登録者は、相続税や消費税の試験を受けさせる機会を設けて合格しなければ代理申告が出来ないようにすべきである。	個人	財務省	税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的として行うものであり、当該試験に合格した場合、税理士となる資格を有することとなります。 税理士試験においては、一定の資格のある者に対しては、その資格に基づき、また、一定の職業、事務に相当年数以上従事している者に対しては、その経験に基づき、税理士となるために必要な学識及び应用能力を十分有していると認められる場合には、申請によりそれぞれ専門分野に關する科目の試験を免除することとされています。	税理士法第3条、8条 税理士法施行令第6条	事実承認	税理士試験に合格するためには、税法に属する科目のうち選択する3科目及び会計学に属する2科目の計5科目について合格点に達すること等が必要となりますが、これらの5科目について合格点に達する程度以上の学識及びその应用能力を有している者についても、税務に関する専門家として、納税義務の適切な実現を図ることができるものと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1212	令和3年5月26日	令和3年6月16日	郵貯口座の廃止届に認印は不要では	郵貯の口座廃止に伴い、提出する様式に押印は不要。	先日、預貯金通帳の整理をしていて、しばらく使っていない郵貯の通帳を発見。マイナンバーカードも持参して郵便局に通帳を持っていき、口座廃止の手続きしようとしたところ、様式に印鑑を押すよう言われました。口座開設ならまだしも、口座を廃止するに押印は不要であり、本人確認できるものを提示できればよいのでは。	個人	金融庁	銀行口座の解約時に押印を求める銀行法等による規制はありません。	なし	その他	銀行口座解約の手続における押印については、「制度の現状」欄の通り、法令等の規制によるものではなく、各金融機関の経営判断によるものとなっております。一方で、金融分野における手続の電子化を促すために設置した「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」においても、例えば、全国銀行協会が書面・押印・対面手続の見直しに取り組む旨を発表しているところ、金融庁としてもこうした金融機関における書面・押印・対面手続の見直しが進むよう促してまいります。	
1213	令和3年5月26日	令和3年6月16日	公立保育所等から企業への社員情報証明依頼において、電子証明を可能とすることを義務化すること	国においては、デジタルガバメントの推進のため「押印についてのQ&A」を示すなど、押印の見直しを積極的に行っていることと受け止めています。しかし、企業の人事部では官・民の手続きの内、社員を通じて保育所や福祉事務所等から大量に求められる「社員の就業状況の証明依頼」への対応のため、押印手続きが不可欠です。経理人事部員のテレワーク推進ができない等の課題に直面しています。たしかに、証明書においては、押印の機能の内、本人確認の機能が重要であることは理解いたします。については、保育所や福祉事務所等から企業へ社員情報の証明を求めるときには押印に代えて電子証明によるもの受け入れを義務とすることを提案いたします。	【主な就業状況証明書の発行依頼者】 ・地方自治体 ・地方自治体の福祉事務所 ・地方自治体のこども課 ・公立の保育園、幼稚園 ・放課後児童クラブ  【提案の効果】 ・官民双方の事務効率化 ・テレワーク阻害要因の除去	個人	内閣府 厚生労働省	番号519番の回答をご参照ください。				
1214	令和3年5月26日	令和5年4月26日	すべての国家資格試験等の申し込みを電子化して頂きたい	早急に各種の国家試験受験申込方法を電子化(ネットでの受験申込)をして頂きたい。	私が知る限りでは、「行政書士試験」の申し込みはネットで受験申し込みが可能であり、受験料の支払いも各種クレジットカードにより可能である。よって、他の国家試験受験申し込みも電子化を行う事は、可能であり、問題は無いと考えます。併せて、司法試験、司法書士試験等の受験申し込みの電子化を行っていただければ、受験申込者の負担も軽減し、事務処理を行う側の事務処理も簡便になると思います。	個人	デジタル庁 総務省 警察庁 金融庁 消費者庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	国家資格試験については、個別の資格ごとに法令等により試験実施者、試験申し込み手続き等が定められている所。	(マイナンバーの利用及び情報連携について) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項、第19条第8項	その他	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。当該計画に基づき、令和5年度(2023年度)までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手続きのデジタル化を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1215	令和3年5月26日	令和3年6月16日	戸籍などの各種証明を各市区町村に郵送で請求する場合の交付手数料納付方法の多様化について	戸籍や住民票等の証明を各市区町村に郵送で請求する場合、各証明の交付手数料の納付方法は、ほぼ全ての市区町村でゆうちょ銀行の定額小為替を用いることとされている。これを定額小為替以外の方法によっても納付できるようにしてもらいたい。	住民票等の証明の交付手数料の納付方法は少額であり、郵送で請求する場合は請求書と同封できる定額小為替が便利である。特に郵政民営化前は、定額小為替の発行手数料は1枚10円と割安であったため、市区町村および請求者ともに定額小為替を利用するメリットが大きかった。各市区町村が定額小為替に限定しているのはこの名残と考えられる。しかし、民営化後は市区町村における交付手数料は1枚100円となり割安感はない。また、定額小為替の入手法はゆうちょ銀行窓口へ行かなければならず、収入印紙のように購入窓口の種類が多いわけでもなく、購入日時もゆうちょ銀行窓口が空いている平日の時間に限定されている。さらに、現金納付方法としては電子マネーを含め様々な方法が考えられるようになってきた。そうすると、定額小為替のみ納入方法とすることは、現代においては便利とまではいかない(一部現金書留を扱う自治体もあるが、手数料や窓口対応を考慮すると利便性が高いとは言えない)。また、ゆうちょ銀行以外の民間企業の参入により、新たなサービスの開発も見込まれる。よって、郵送における証明交付手数料の納付方法について定額小為替以外の方法を検討・採用するよう国より各地方自治体へ要請してもらいたい。	個人	法務省	番号308番の回答をご参照ください。				
1216	令和3年5月26日	令和3年4月26日	マイナンバー書き換えの円滑化要望	引越時に伴う転籍時にマイナンバーカード書換を円滑に行えるように改善をお願いします。	転入先でマイナンバーカードの変更を依頼した際に、「翌日以降でなければマイナンバーカードの変更はできない」と言われました。当該自治体は役所本庁以外での転入手続きはできず、また、マイナンバーカードについても同様に本庁のみの取り扱いでした。しかし居住地より本庁までは車で往復1時間の位置であり、翌日以降に再度1時間の交通コストをかける必要はありませんでした。理由として総務省のシステムレスポンスとのことですが、マイナンバーカードを保有していなければこのような無用なコストを掛ける必要はありませんでした。総務省はマイナンバーカードを普及させたいのでしょうか、それとも衰退させたいのでしょうか。転勤が多いとマイナンバーカードを持っている場合、最低2日(14日以内)に必須)用意しなければマイナンバーカードの効力が失効することになります。	個人	総務省	転入手続きとそれに伴うマイナンバーカードの記載事項の変更手続は、同日に行うことを想定しております。また、支所においてもカードの交付事務を行うために必要な機器等の経費について、自治体に対して国費による支援をしております。	なし	対応	「制度の現状」で記載のとおりです。	
1217	令和3年5月26日	令和3年12月2日	住所変更手続の簡素化(運転免許、車庫証明、車検証)	引越で自動車関係の住所変更手続の際、所轄の警察署で(1)運転免許証と(2)車庫証明の変更を行い、その後、陸運局で(3)車検証の住所変更、(4)自動車税事務所必要となる。警察署、陸運支局、自動車税事務所とも平日の開庁時間しか受け付けておらず、しかも警察署と陸運支局が離れているため、会社を休んで、市役所での住民票及びマイナンバーの住所変更に加えて、一日でこれら全て完了することは難しく、数日の休暇取得が必要となる。手続の一本化又はオンラインでの手続を導入してほしい。	複数回の休暇取得による逸失利益の縮小、手続に並ぶ行列による密の発生の緩和、移動や手続にかかる時間的、経費的コストの削減、事務量の削減による行政コストの削減などが期待できる。	個人	内閣官房 デジタル庁 警察庁 総務省 国土交通省	自動車保有関係手続については、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の手続)が必要となっており、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。運転免許関係手続については、運転免許を受けた者が、住所に変更を生じたときは、市区町村における手続とは別に、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、変更に係る事項の記載を受ける必要があります。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条、道路交法(昭和36年法律第105号)第94条第1項等	検討を予定	制度の現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、引越の場合も含め、OSSを利用することによって、各種手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の手続)をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。また、運転免許関係手続については、現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、運転免許証とマイナンバーカードを一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続のワンストップ化等をしたいと考えております。システム連携の在り方等の具体的な部分については、今後、関係機関と調整していきたいと考えております。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1218	令和3年5月26日	令和3年6月16日	教員免許更新制の廃止	教員免許の更新制度を廃止し、不祥事などによる失効以外は、永久的に効力があるものとしていただきたい。	10年以上前から教員が教員を続けるためには、自費による研修を受ける必要があります。しかし、その研修のほとんどは教員の力量向上になっていません。そのため、金銭的にも時間的にもたいへんな負担になっております。さらに、この免許更新を避けるため、定年まであど少しの教師が早期退職をするという事態が起っております。これは学校にとって大きな損失です。再任用教員の雇用数も減っています。未来ある子どもたちのためにも、教員免許更新制の即時撤廃を求めます。	個人	文部科学省	教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目的として、平成21年4月から導入した制度であり、概要としては以下のとおりです。 ○2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。 ○平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状):有効期間なし 現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、定額しない場合には免許状は失効する。 ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。 ○平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状):有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。 なお、例年約1万人が免許状を更新しています。	教育職員免許法	検討に着手	教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教員の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保が妨げないことが並立できるような抜本的な検討が必要であるとされています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を得ていただくことを求め、4月30日の第1回更新制小委員会にて議論が開始されたところです。 このような状況を踏まえ、今後文部科学省では、中央教育審議会における議論により、制度の見直しに関する具体的な検討を速やかに着手してまいります。	
1219	令和3年5月26日	令和3年6月16日	「所有権登記名義人住所氏名変更」等の手続きを不要にする。	「所有権登記名義人住所氏名変更」等の手続きを不要にする。	「所有権登記名義人住所氏名変更」等をマイナンバー連動にした場合の利点 1. 規制当局(コスト削減と形式的許認可の削減、デジタル化の促進) 事務が流し、所有権に伴う税徴収も確実になる。 登録免許税(1000円/件)の徴収より事務に伴う人件費の方が多いと推察され、規制当局の人的資源の重要箇所への移転が可能となる。 2. 国民(コスト削減、不動産売買手続きの削減による投資促進) ① コスト削減 登記原因証明情報(戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)、本籍の記載のある住民票の写し等)の入手のための時間と経費が大幅に削減される。 遺産相続等でも同様の手続きで、手続きに必要な資料入手に多大な時間と経費がかかっている。 売買等登記の必要になるまで登記をしなくて良くなる。② 投資促進 不動産売買に伴う手続きの簡素化と確実性がまず事により個人投資がしやすくなる。	個人	内閣官房 法務省	現在、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを利用することができるのは、① 社会保障制度、② 税制、③ 災害対策の3分野に限られており、不動産登記のための利用は想定されていません。 なお、所有権の登記名義人の住所又は氏名についての変更登記を申請する場合には、当該登記名義人の住所等について変更があったことを証する情報(住民票の写し等)を提供する必要がありますが、登記手続のためにマイナンバーをその内容に含む個人情報を提供することは認められていません(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第2項)。登記申請の際に添付書類として住民票の写しを提出する場合には、マイナンバーの記載がないものを提出していただく必要があります。	不動産登記法第64条第1項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条	対応不可	「制度の現状」に記載のとおり、不動産登記のためにマイナンバー制度における情報連携の仕組みを利用することは想定されていないため、御提案いただいた内容を現時点で実現することは困難です。 なお、所有権の登記を義人の住所等の変更登記の申請義務化等を内容とする不動産登記法等の改正法(民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号))が本年4月21日に成立、同月28日に公布されています(法務省ホームページ <a href="http://www.moj.go.jp/MINJI/minj05_00343.htm">http://www.moj.go.jp/MINJI/minj05_00343.htm</a> )参照)。 この改正法においては、所有権の登記名義人に対して住所等の変更登記の申請を義務付けることとし、その申請の負担を軽減する観点から、登記官が他の公的機関(住民票等)から所有権の登記名義人の住所等の異動情報を取得し、これを(当該登記名義人による申請を要す)に職権的に登記記録に反映させる仕組みが設けられています(この仕組みは、改正法の公布(R3.4.28)後5年以内の政令で定める日から施行される予定です(政令は未制定))。	
1220	令和3年5月26日	令和3年7月7日	在職証明書	各市町村から保育園に通園させるために在職証明書の提出を求められます。保険証を確認する程度のことのように思われます。わざわざ社長印の押印をお願いする必要があらうように思われません。	社章印を頂くために総務へ廻し、手元に戻るに3日、その在職証明を出したから保育料が安くなるだけでなく、ただ時間にムダと思われず。	民間企業	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。 また、就労理由による認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。 法令上で書類の指等では、おおよそ市町村ごとに定めています。就労理由による認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多く、押印についても、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正性を担保する観点から押印を求めていると承知しています。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市町村に対し通知等を出しているところですが、引き続き市町村に対応を促してまいります。	
1221	令和3年5月26日	令和3年6月16日	介護保険サービスの契約プロセスの簡素化	介護保険サービスの契約プロセスの簡素化	母親の介護をしております。要介護2です。居宅介護を実施しています。 サービスプロバイダは 1) 介護者(ヘルパー) 週3回 2) デイサービス 週2回 3) 訪問看護 週1回 4) 訪問診療 月2回 5) ショートステイ 月1回 と介護認定が変われば介護業者様との重要事項説明、契約書取り交わし業者が増える程度、同様が発生します。 せつかく、ケアマネージャー様がケアプランを作成し、サービスプロバイダを選んで引合わせてくれるのですから、「第三者委託あり」という包括契約をすることで、重要事項説明も、契約書取り交わし、銀行口座手続きも簡略化できるのではないかと思います。 法規制で第三者委託を認めて頂ければ手続きが大幅に簡素化できるのではないのでしょうか？	個人	厚生労働省	居宅介護支援は介護保険法において、居宅介護者の依頼を受けて、各サービスの適切な利用等を行うことができるようケアプランの作成、各サービス事業者との連絡調整等を行うこととされており、また、介護サービスの運営基準などを定めた省令において、サービスの提供の開始に際し、それぞれの事業者が重要事項を説明し、同意を得ることとされており、	介護保険法第8条第4項 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令37)第8条 指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令38)第4条	対応不可	居宅介護支援事業所が介護サービス事業者等の運営規程や勤務体制などの重要事項を報酬の十分把握に配慮することは困難であり、介護サービス事業者等が、責任を持って、重要事項について説明・同意を得ることが、居宅介護者の十分な理解の下によるサービスの選択にも資すると考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1222	令和3年5月26日	令和3年6月16日	関東運輸局について	有償運送の手続きをオンライン化してほしい	貨物軽自動車運送事業の手続きが煩雑すぎます。多摩市に会社があるのですが、台数変更等いちいち数洲まで出向きそのあと府中の陸運支隊に出向き1日丸つぶれです。しかも数洲では古い紙の台帳をひっくり返して台数等を確認しています。そのため実情の台数と紙の台帳の登録が合わずそのことを指摘したらこちらが経営届出書を提出し台数の変更届を提出してくださいと言われました。明らかに数洲での記載ミスです。これこそ法人マイナンバーを用いオンライン申請にすべきではないでしょうか 職員への対応もひどいです。訂正事項があると代表者印がないとできず、一般の従業員がいくと何とできず返されることもありました。毎回会社の代表者印を持ち出すのも持っていく人も会社の管理部門も大変手間です。数洲も府中もあんなにたくさんの方がいる必要はないと思います。軽貨物は個人経営者も多く車を買い替えた時は仕事を休まざるを得ない方も出ています。	株式会社 エムティイ スパイク	国土交通省	貨物軽自動車運送事業の届出手続については、郵送での受付は実施しているものの、現時点では、オンラインでの受付は対応しておりません。 なお、貨物自動車運送事業法に基づく申請、届出手続については、令和3年より押印を不要としており、押印による書類の訂正も併せて不要としております。	貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第36条 貨物自動車運送事業法施行規則(平成2年運輸省令第21号)第33条	検討に着手	貨物軽自動車運送事業の届出手続に係るオンラインシステムの導入については、今回頂いたご意見も参考に、デジタルガバナメント実行計画等を踏まえ、導入に係る経費や虚偽の届出に対する対策、オンラインでの届出における本人確認等の手続の煩雑性を踏まえた事業者のニーズ等を総合的に勘案しながら、検討を進めてまいります。	
1223	令和3年5月26日	令和3年7月7日	労働基準について	日本は超高齢化社会を迎える中介護従事者が不足している状況です。この状況の中高齢者は「住み慣れた地域で自宅で過ごしたい、最後は自宅で」となっております。在宅介護の需要は増え、訪問介護の事業所は少ないスタッフで最大限働いており、法律が一律で訪問介護事業所にはとてつもない実態にそぐわない法律だと思います。このままでは介護を求めている高齢者、障害者を放置し助けることはできません。介護の依頼があっても断るしかありません。医療従事者も同様です。訪問介護、看護の実態にあった勤務ができるよう法律の見直しをしてほしい。	働き方改革が一律全ての職業に適用されたならば、社会問題となっている介護事業所は働きたい、人を助けたいのに会社が厳しく指導されることから休むことを強いられます。介護会社は仕事をセーブしなければならない実態があります。病院でも多く訪問させられ行き場がないで自宅に戻ってきます。戻ってきて訪問介護や訪問看護の事業所は休みが取れないから新規利用者を断ります。これでは住み慣れた地域で最後まで暮らすことに矛盾が生じてしまいます。たったの30分のおむつ交換、服薬、見守り等それすら働き方改革により向かうことができません。在宅生活を支える訪問介護、訪問看護等は向かいたくても迎えられないとなし、救える命が救えなくなることも考えられます。高齢者や障害者が困る事無いように訪問を止める方々の無いよう介護現場で働く介護従事者が柔軟に対応できるように働き方改革の見直しをしていただきたい。施設のようにシフト制で休めるところはともかく、訪問介護、訪問看護は1対1で一軒一軒訪問して行う介護です。介護事業所に対して働き方改革がなければ介護従事者は柔軟な対応ができ、緊急時等、必要な時に駆けつけることができます。介護人材不足の解消にもつながります。税金、社会保険等は、電子化申請に代替が進んでいるようなので、こちらの方も早く代替が進めたいかを提案します。	グッドワン 株式会社	厚生労働省	働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)により労働基準法(昭和22年法律第49号)が改正され、労使が協定しても超えることのできない時間外労働の上限が規定されました。また年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日のうち5日については、使用者が時季を指定して取得できることが義務づけられました。	労働基準法第36条第3項～第6項、第39条第7項	対応不可	長時間労働は、健康の確保を困難にするとともに、仕事と家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因、女性のキャリア形成を阻む原因、男性の家庭参加を阻む原因となっています。また、年次有給休暇については、同僚への気兼ねや請求することへのためらい等の理由から、取得率が低調な現状があり、取得促進が課題となっています。 このような背景から、労使が協定しても超えることのできない時間外労働の上限や年10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日のうち5日については、使用者が時季を指定して取得できることが義務づけられることが導入されたため、ご提案のような法令改正を実施することは困難です。 なお、長時間労働の是正に取り組んでいただくため、全都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、労務管理などの専門家による個別相談を実施するとともに、介護業界における雇用管理改善の取組として、雇用管理制度を導入し、従業員の離職率の低下を実現した事業主に対する助成や、公益財団法人介護労働安定センターと連携し、介護事業所に対する雇用管理改善の相談支援等を実施しております。 こうした取組を通じて、引き続き長時間労働の是正や介護業界における雇用管理改善に取り組んでまいりたいと考えております。	
1224	令和3年5月27日	令和3年8月18日	道路使用許可申請書、パーキング・メーター等停止・撤去申請書	道路使用許可申請書とパーキング・メーター等停止・撤去申請書を電子化による申請が進むよう、警察署関係のネット環境を進めていただきたい。	現在は、道路使用許可申請書、パーキング・メーター等停止・撤去申請書を警察署の窓口を持ち込みしていますが、窓口の対応が良くない事と、同じ書類を何部も提出しなければならず、当日に受付控えもをいだけず、後日、また窓口に取りに行かなければなりません。 書類を提出しているにも関わらず、前日に確認の電話をしなければなりません。 行政の縦割りがこの様な仕事の流れを作っているのではあれば、電子化申請にする事により、申請側も窓口に行く必要もなく、警察署側も窓口の人数を減らす事も出来、スムーズに処理が進み手間が省けると思っています。 税金、社会保険等は、電子化申請に代替が進んでいるようなので、こちらの方も早く代替が進めたいかを提案します。	個人	警察庁	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない特別な使用行為と交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度であり、道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないこととされています。 道路使用許可のうち、定型的なもの及び反復継続して行うものについては、令和3年6月1日より、「警察行政手続サイト」(https://proc.npa.go.jp)を利用して、全国の警察署等に電子メールで申請を行うことが可能となっているほか、一部都道府県警察において、独自のシステムを利用した電子申請が可能となっております。 また、パーキング・メーターの管理については、都道府県警察において、必要な事項を定めております。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第77条第1項	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり、道路使用許可については、電子申請が可能な場合があります。 今後も引き続き、道路使用許可の電子申請の利便性向上や、パーキング・メーターの停止等に係る書類の電子的な提出の実現に向け、検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1225	令和3年5月26日	令和3年6月16日	帳簿書類等の保存方法について	現状では原則紙保存が規定されており、明細表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算・整理または決算に関して作成されたその他の書類についても、スキャナ保存も可能としていただきたい。 またその他の書類につきましても所轄事務への申請が必要となっておりませんが、こちらも不要とならなにかご検討いただきたい。	コロナ禍で在宅勤務が続き、勤務中の過密を避けるために今後もテレワークが続くものと推察致します。これによりオフィスへの出社頻度はコロナ禍依然と完全に同等にはならないと考えております。 決算に関する書類は紙での保存を原則とする旨、法令(法人税法)によって規定されております。 改正を重なるにつれスキャナ保存可能な書類の範囲は拡大しているものの、主要な書類である上記書類は依然として紙での保存が規定されており、またその他の書類につきましても所轄事務への申請が必要となっており、出社のタイミングで所定書類の印刷・保管を行う必要があるため、企業としてその分だけ人件費が発生するためコスト計上を行わねばならず、法人税による税収もその分下がります。 一般社員として勤務しておりますが、紙保存の要否確認や印刷(保存)作業する時間を減らすことで新規事業の開発に充てられたいと考えられます。また、紙保存への申請も不要とすれば認可取得期間もなくなり、所轄事務への負担も軽減できるものと考えられます。 紙保存であったとしても改訂・意図的な紛失によるごまかしは避けられるものとは限らないため、紙保存を至上とする考え方を見直すよう、お願いする所存でございます。	個人	財務省	決算関係書類を含む税関関係書類については、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録による保存が可能となっています。	電子計算機を使用して作成する国税関係書類の保存方法等の特別に関する法律(以下「電子帳簿保存法」といいます。)等	対応	令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、税務署長の承認を廃止する等、抜本的な見直しを行うこととされ、それらの見直しを含んだ、「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和3年3月26日に可決・成立しました。 これにより、令和4年1月1日より、税務署長の承認が不要になる等、手続・要件が緩和されます。	
1226	令和3年5月26日	令和3年6月16日	特許庁の発行する登録証をデジタル化させてください。	日本の特許庁は電子化を他の役所に先駆けて行ってきましたが、特許登録証や商標の登録証は未だに紙です。これを電子登録証として、紙の発行をやめていただきたい。 また、委任状についても電子化していただきたい。	特許庁の手続はかなりデジタル化が進んでいますが、委任状と登録証だけ、特許庁の手続が紙のまま残り、海外から遅れています。 速にこれらを電子化していただければかなりの処理がデジタル化できます。	個人	経済産業省	ご認識のとおり、登録証や委任状は書面(紙)での手続となっています。	特許法施行規則第4条の3	対応	令和3年3月31日に作成した「特許庁における手続のデジタル化推進計画」をふまえ、登録証や委任状についても、デジタル化を進めてまいります。	
1227	令和3年5月26日	令和3年6月16日	「不動産鑑定評価書」発行に際しての、書面の交付義務と、不動産鑑定士の署名押印義務の廃止を希望	不動産鑑定業者がご依頼者(民間法人・個人のみならず、国の省庁・機関や地方公共団体の場合もある。むしろ地方ではこちらのほうが多い)に発行する「不動産鑑定評価書」について、法律で(1)評価「書」であるので原則として書面を交付すべしとなっており、かつ(2)関連した不動産鑑定士の署名押印を義務付けている。 これらの義務付けを廃止願いたい。 なお国交省の「法令適用事前確認手続」への回答では、いわゆる電子署名を使う場合、電磁的方法も許容される、としている。	(1)の廃止について:対面にて手渡す必要がなくなり、人々の直接接点の機会を減らせる。また書面を最小限又はレス化するにより省エネ・省スペース化できる。 (2)の廃止について:署名押印のために出社する必要がなくなる。また、そもそも昭和8年の制定当時がある条項で、特に署名について当時必須とした趣旨は理解する。ただしそれら55年以上経過、もはやデジタル化(ペーパーレス)の時代にそぐわない。真正性の確保については各社・業界にて今後考慮する必要があると思料。 (3)これらを必ずしも電子署名がなくても可として頂きたい。過重な手間・負担を避けるという意味で。 (4)これは行政手続きではないが、国や地方公共団体にて発行する場合も多々ある。 (5)禁止する必要はなく、希望者はそれぞれすればよい。 (6)当局の検査の際、当該項目のチェックが不要となる。	個人	国土交通省	不動産の鑑定評価に関する法律第39条により、不動産鑑定業者は鑑定評価の依頼者に鑑定評価書を交付するとともに、鑑定評価書に鑑定評価に関した不動産鑑定士の資格を表示して署名押印することとなっております。 なお、鑑定評価書の書面での交付については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第140号、以下「電子文書法」という。)第6条及び国土交通省の所管に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年国土交通省令第26号、以下「規則」という。)第10条により電磁的記録による交付が可能となっております。署名押印については、「文書法第4条第3項及び規則第7条の規定により、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名をもって代用することができます。 また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)が令和3年5月19日に公布され、令和3年9月1日から鑑定評価書への押印が不要となります。	不動産の鑑定評価に関する法律第39条	その他	・鑑定評価書の書面での交付について、制度の現状でご説明したとおり、現行の制度においても電磁的記録による交付が可能です。 ・鑑定評価書への押印について、制度の現状でご説明したとおり、令和3年9月1日から廃止となります。 ・不動産の鑑定評価については、鑑定評価の成果が社会に及ぼす影響の大ききから、国家資格者である不動産鑑定士又は不動産鑑定士補のみが行えることとしており、鑑定評価に対する責任の明確な明確化及び不動産鑑定士等により鑑定評価が行われたことの真正性の確保の観点から、鑑定評価書への署名又は電子署名は必要な要件です。	
1228	令和3年5月26日	令和3年7月7日	各自自治体から求められる就労(在籍)証明の統一について	認可保育所等に入園を希望する者が自治体へ提出する就労(在籍)証明のフォーマットを「大都市向け標準的様式」より読み込んで、各自自治体で統一していただきたいと思っております。	標準的様式を使用していない、もしくはカスタムしている自治体は多く、様式を作成した者が労働制度に理解が低いと、書式が定時制・フレックスタイム制・数量労働制などの様々な働き方に対応していないので都度確認が必要だったり、ある自治体は休憩時間を含んだ時間で、別の自治体は含まない労働時間で書け、出勤日に丸をつけれ、いやうちの書類は休日にも書けろなどと記入ルールすらバラバラで、人事担当者に標準的様式より読み込んで、完全に様式を統一して、一般的な給付ソフトと勤怠ソフトで出力できるようにしていただければ、担当者の労働コストを削減できますし、電子申請まで進めただければテレワーク勤務もよりしやすくなります。 なお、調べたところ同じ趣旨の提言が「一般社団法人情報サービス産業協会」からも出ているようです。	個人	内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。 また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。 法令上で書類の指定等はしておらず市町村ごとに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	検討に着手	就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、その活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところで、標準的な様式の活用が進むために必要な事項を整理した上で、更なる普及のための検討を進めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1229	令和3年5月26日	令和3年6月16日	経済連携協定	EPAに基づく特定産地証明書の発給事業ですが、現状は特定の商工会議所にて受取に行くか郵送のみの発給ですが電子化してその場で印刷して原本として使える様にして頂きたい。	申請して発給となった段階で、受取に行く場合は時間的なロスも生じる点や郵送の場合は最遅でも翌日からの受取となって申急に貨物をクーリエで出荷したくても原本の受取待ちとなってそれまで出荷手配が出来ない等、時間のロスだけでなく国際競争力の観点からも電子化を検討頂きたいです。電子化が不可でしたら日本・オーストラリア間や日本・EU間との経済連携協定の様に他の国との協定も全て自己申告制度で対応可能になる様に取り組み頂ければありがたいです。	民間企業	経済産業省	我が国が締結している経済連携協定に基づき、国内法令により特定産地証明書の指定発給機関とされている日本商工会議所は、輸出者からの電子申請を受けて原産性等の判定を行った上で、申請者に対して特定産地証明書を発給しています。	経済連携協定に基づく特定産地証明書の発給等に関する法律	検討に着手	日本からの輸出において、輸出者が第三者証明制度に基づきEPA上の特恵関税の適用を受けるためには、日本商工会議所が発給する特恵産地証明書(CO: certificate of origin)を輸出先国の税関当局へ提出する必要があります。日本商工会議所への発給申請は全て電子申請で行われているものの、我が国が締結しているEPAの運用上の規則等では、COは書面(A4 size paper)と規定されているため、輸出先国の税関当局はCOの紙原本(original)による提出を求めていることが多いです。この一連のプロセスを電子化するため、昨年12月に改訂された「総合的なTPP等関連政策大綱」においてCO等の電子化への取組が定められ、政府全体としてEPAを活用した貿易ビジネス環境の整備に取り組むこととなっており、現在、関係当局と連携し、COの電子化を実現すべく、EPA相手国への働きかけ等に取り組んでいます。	
1230	令和3年5月26日	令和3年6月16日	「廃棄物焼却炉」と「熱分解(炭化)設備」の区分条件の明確化・適正化について	環境省が出している政令には、廃棄物を熱分解で処理する際に、法的に「廃棄物焼却炉」ではなく「熱分解設備」にする4つの条件が示されている。1.熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造、2.熱分解室内の温度等の保持及びその測定、3.排出された炭化物等の冷却、4.処理に伴って生じた不要なガスの適正処理。 しかし、環境省がその通知を出し、廃棄物処理施設か否かの判断は都道府県知事・政令市町に委ねられているため縦割りの弊害が出ている。 また、4については、ガスを熱分解設備で燃焼させなくても、またガスは「廃棄物焼却炉」として判断されることが多いため、全く使えない政令になっている。	「熱分解(炭化)」とは空気に触れないで廃棄物を熱分解させることであり、空気に触れさせて燃焼させる「焼却」とは化学的には全く逆の反応である。しかし、法的には「廃棄物焼却炉」にされてしまう現状があり、炭化技術の普及の最大の障壁になっている。 事実、200kg/時の処理能力以上の設備だと、「廃棄物焼却炉」としての設置許可や周辺住民の同意書が必要になり、多くの事業者は事実上導入が出来なくなっている。 今までの行政の中で「熱分解設備」として認められたのは神戸市が唯一である。 この提案が実現した場合の効果は以下の通りである。 1.処理費が下がった。廃棄物が、有価物の炭化物に変わり、燃料・土壌改良材・脱臭材・浄水材・調湿材・油吸着材・工業材料等に利用できるようになる。 2.廃棄物を排出している行政・企業が廃棄物を排出しない事業所等になり、コストも削減できる。 3.製造された炭化物の主成分は、元々地上にある炭素なので、燃料として利用したとしてもカーボンニュートラル、土壌改良材等として利用するとカーボンマイナスであり、CO2削減、低炭素社会の構築に大いに貢献できる。 4.この規制が適正化された際にメリットを受ける業界は、食品加工工場や畜産業、農林水産業、工業など多岐にわたる。 5.また、炭化することで、石炭火力発電において、石炭に代替する燃料に変えることで、ここでCO2の削減に寄与できる。 6.この熱分解(炭化)技術は日本のみならず世界に展開できるため、日本としても海外戦略技術になりうる。	株式会社 ガイア環境 技術研究所	環境省	廃棄物を熱分解する場合には、処理物が一般廃棄物であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号口及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の2で定める一般廃棄物処理基準、処理物が産業廃棄物であれば、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第2号イでその規定の例によることとされている同基準に従い、環境大臣が定める熱分解の方法(平成17年1月環境省告示第1号)により処理する必要があります。 これらの基準の考え方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成17年2月18日付環境対発第050218003号、環境産発第050218001号)で明確にされており、各自治体に周知しています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号口及び第6条第2号イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7の2 環境大臣が定める熱分解の方法(平成17年1月環境省告示第1号)	現行制度下で対応可能	熱分解は「物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解すること」(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第2号口)とされており、燃焼させる処理を伴わない施設は廃棄物の焼却施設に該当しません。逆に、ガスを燃焼熱を有効利用するか否かにかかわらず、廃棄物処理施設において、燃焼させる処理を伴う施設は廃棄物の焼却施設に該当し、規模に応じた施設の設置許可が必要となります。熱分解に係る基準の考え方は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について」(平成17年2月18日付環境対発第050218003号、環境産発第050218001号)で明確されており、この考え方は各自治体に周知しており、個別の事案に応じて、施設の設置許可権限を有する各自治体により適切に判断されるものと考えます。	
1231	令和3年5月27日	令和3年8月18日	入札参加資格申請について	都道府県・市町村への入札参加資格申請について申請方法の簡略化、ペーパーレス化、申請様式・添付書類の統一を提案いたします。	国の省庁への入札参加資格申請については、インターネット一元受付や統一資格審査申請などのシステムから入札参加を希望する省庁を選択し一括で行うことができ、申請様式はシステムから出力され、必要な添付書類も一部づつ提出することで申請ができます。しかし都道府県・市町村への入札参加資格申請については、独自のシステムを導入し、国の省庁への申請と同じような方式をとっている自治体も一部ありますが、大半の自治体では記載すべき情報は共通しているものの、申請様式は統一されておらず、その様式もいわゆる神工カエルと言われるものがばりです。また申請先の自治体により必要な添付書類も異なるため、入札への参加を希望する自治体数分の数が必要であり、非効率な申請方式であることは否めません。例えば都道府県ごとで申請様式を統一できれば、47通りで済むため入札への参加を希望する業者にとっては業務の効率化、省資源化(ペーパーレス)にもなり、また申請受け付けの自治体にとっても担当職員業務効率化、省力化にもつながりお互いがWin-Winになるのではないのでしょうか。ぜひ前向きにご検討いただければと思います。	株式会社 計画情報 研究所	総務省	・地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	・地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促していきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1232	令和3年5月26日	令和4年11月11日	国民年金保険料の支払い方法の拡充	・国民年金保険料の支払い方法に、ペイペイ等の電子マネーを導入すべき。 ・また、追納保険料については、現金のみでしか支払うことができない、とても不便であるため、クレジットカード納付や電子マネー納付を導入すべき。 ・地方自治体や公共料金では、既に導入している事例もあることから、仕組みとして無理というわけがなく、ただ国の怠慢である。 ・キャッシュレス化を推し進めるのなら、国のお課元から改善すべきである。	・上記のとおり、現状は支払い方法が限定されており、とても不便。 ・支払い方法を拡充することにより、より納付しやすい環境が整い、納付率にも好影響を与えるだろう。 ・キャッシュレス化を政府として推し進めるのなら、国のお課元から改善すべきである。	個人	厚生労働省	国民年金保険料の納付につきましては、金融機関やコンビニエンスストア店舗での納付書を用いた現金による納付、ペイジー番号を用いたインターネットバンキングでの納付、金融機関の口座引き落としやクレジットカード納付申込の方法がありますが、ご指摘のとおり、電子マネーでの納付や追納保険料のクレジットカード納付には現在対応しておりません。	国民年金法第92条から第92条の3まで 国民年金法施行令第6条の13 国民年金法施行規則第71条、第71条の2、第72条の4	対応	現在、令和5年2月を目途として、国民年金保険料を収めやすい環境の整備に向け、日本年金機構と連携してスマホアプリ決済により国民年金保険料の納付を可能とする仕組みを開始する予定です。		
1233	令和3年5月26日	令和3年6月16日	社会保険	社会保険などの加入状況や教育訓練給付制度などの対象確認をマイナンバーからネットで自分で確認できるように整備してほしい。	子どもを連れてハローワークに行く労力、密を避けるいろいろなリスク回避になると思います。	個人	厚生労働省	マイナポータルを通じて、雇用保険の被保険者情報について、被保険者番号・資格取得年月日・事業所名称・離職年月日を確認できます。各種給付の情報についても、基本手当の日額・所定給付日数など、教育訓練給付金の受給額・受給年月日などを確認できます。 また、教育訓練給付の支給要件情報はハローワークにて行うことができますが、本人による手続の他に、代理人や郵送のいずれかの方法によっても行うことができます。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項	対応	制度の現状欄に記載の内容に加え、教育訓練給付の支給要件を満たした方に、マイナポータルを通じて制度の利用が可能であることをお知らせできるよう、システムの改修を進めているところです。		
1234	令和3年5月26日	令和3年6月16日	国有地である街区公園内への自動販売機の設置	国有地内にある街区公園に広島市が地元町内会住民のために昭和62年集会所を建設し、地元運営委員会が管理している。利用者の利便性の向上のために集会所玄關前にジュースなどの自動販売機を設置するため、広島市へ相談したところ都市公園法、公園条例で自動販売機を置くことは制限があるとのことである。 集会所利用促進、サービス向上の取り組みをしているところであり、公園の利用制限の緩和をお願いしたい。	1私は、広島市南区仁保柞木(にほほうそぎ)町内会の総務担当理事です。 2公園の概要 所在 広島市南区仁保3-2-8(集会所所在地) 面積 約4,000m <sup>2</sup> (80m、70m) 種類 街区公園 3広島市の説明 公園部局は、公園内の自販機設置について (1)公園内で行商、募金、出店その他これらに類する行為は 許可できない。 (2)大規模公園で複数の運動施設があり、当該地区以外から多くの来園者があり、自販機の利用が見込まれる場合は 許可する。 (3)公園内に管理事務所があり、管理者が常駐していること (4)街区公園は、狭い範囲に住んでいる人が使う公園であり、自販機の設置は認められない。 4広島市の説明に対する疑問 (1)時代離れた規制にあきれています。 (2)集会所・公園利用者の利便向上のために設置しようとしているのに、利益追求行為と混同している。 (3)多くの利用者があり、自販機の利用が見込まれる。と言っているが、それは設置者、町内会が考えることで 不許可を前提に述べていると思われる。 (4)公園内に管理事務所があることを条件にしているが、ほとんどの自販機は道路脇に24時間設置され、防犯機能がついている。なお、当集会所には、住み込みの管理人がいる。 (5)狭い範囲を対象にした公園では、何故、不許可なのか。 利用者がいないからとすれば、その責任は設置者が負うことで公園管理者が負うことではない。	都市公園に設けられる自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号に定める公園施設(売店)に該当し得ると考えられます。 また、同法第5条第1項は、公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない旨を定めておりますが、同項は自動販売機の設置を妨げるものではなく、個別の公園施設の設置・管理許可については、公園管理者の判断によるものです。	仁保柞木町内会	国土交通省	都市公園法第2条第2項第7号に定める公園施設(売店)に該当し得ると考えられます。 また、同法第5条第1項は、公園管理者以外の者が、都市公園に公園施設を設け、又は管理しようとするときは、条例で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない旨を定めておりますが、同項は自動販売機の設置を妨げるものではなく、個別の公園施設の設置・管理許可については、公園管理者の判断によるものです。	都市公園法第2条第2項第7号、都市公園法第5条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1235	令和3年5月26日	令和3年6月16日	国税庁所管 お酒に関する免許に関する要件の緩和	酒類販売業免許の人的要件:酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間連続3年は不要 酒類販売業免許:酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間連続10年は不要 酒類製造免許:製造に関する技術的能力に関する技術的要件の明示	酒類販売業免許及び酒類販売業免許については、取得の際に酒類業界未経験者を排除しています。酒税の保全是法律で保たれており、新たに酒類業に参入される方を阻害しています。 また、媒介業免許に関しては全国的にも付与されている件数が僅少でありその要因は人的要件にあります。お酒を直接売買しない媒介業は電子商取引上有効な手段です。 酒類製造免許の技術的要件のうち、技術者に製造経験が必要ですが、具体的な明示はありません。そのため新規参入者の一番のネックとなっています。各税務署面税局の総合的な判断に委ねられている状況です。具体的な経歴等を通知することで新規参入者の事業計画(果実酒は免許取得までの3〜5年間)が組みやすくなります。	個人	財務省	酒税法では、酒税の適正かつ確実な賦課徴収を図るといふ国家の財政目的のため、酒類の製造及び販売業について免許制を採用しています。 酒類を製造しようとする者は、酒税法第7条に基づき、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされており、また、酒類の販売業しようとする者は、同法第9条に基づき、販売場ごとにその販売場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないこととされています。 酒類の製造免許又は販売業免許を受けるには、同法第10条に定める要件を満たす必要があります。その具体的な判断基準は、「酒税法及び酒類再販税法等解釈速達」において明らかにしています。 酒税法第10条第10号において、免許の申請者についてその経営の基礎が確固であると認められる場合には免許を有えいことができることとされており、その具体的な判断基準の一つとして、法令解釈速達において、酒税が課される酒類を取り扱う業者としての経験や資力を有する者に免許を有する観点から、経歴及び経営能力等の要件が定められています。 具体的には、一般酒類小売業免許については、「経験その他から判断し、適正に酒類の小売業を営むるに十分な知識及び能力を有すると認められる者」と定められており、その例示として「酒類の製造業若しくは販売業の業務に直接従事した期間が引き続き5年以上である者」等が掲げられています。また、酒類媒介業免許については、「経験その他から判断し、適正に酒類の媒介業を営むるに十分な知識及び能力を有すると認められる者」と定められており、その例示として「酒類の製造業又は販売業の業務に直接従事した期間が引き続き10年以上である者」等が掲げられています。 酒税法第10条第12号において、「酒類の製造免許の申請者が酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設備が不十分と認められる場合には免許を有えいことができることとされています。 その判断基準として、法令解釈速達において「申請者は、醸造・衛生面等の知識があり、かつ、保健衛生上問題のない一定水準の品質の酒類を継続的に供給することができ、不測の事態が生じた場合に対応できる能力を有していること」が必要であるとされており、「製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断する」とこととされています。	酒税法第10条	【酒類販売(媒介)業免許】 移行制度下で対応可能 【酒類製造免許】 その他	酒税の適正かつ確実な賦課徴収という免許制の趣旨に鑑み、免許を有えいことができる場合を酒税法において限定的に規定しており、例えば、酒税を課される酒類を取り扱う業者としての経験や資力が不足する場合や製造する酒類について一定の品質を保證することができない場合には、免許を有えいことができるとされています。 ご提案中に言及されている酒類販売業免許等の経営基礎要件の基準として法令解釈速達に規定されている「3年以上」又は「10年以上」という従事期間については、あくまで例示であり、申請者がこれに該当する経歴を有する場合には、酒類に関する知識及び記憶能力等、酒類の販売業を営むるに十分な知識及び能力を有し、独立して営業ができるものと認められるという判断基準として示しているものです。 したがって、免許の審査に当たっては、従事期間が法令解釈速達に定める期間に不足していたとしても、申請者が従事していた業務内容が、酒類の販売業を経営するに十分な知識経験等を得られるものであるかどうかを実質的かつ総合的に判断することとなります。 製造免許の要件である技術的要件については、製造計画・工程、技術者の経歴、人員、品質設計、品質管理、研修の体制等から総合的に判断することとされており、また、製造経験の内容については、申請者の状況等が区々であることから、法令解釈速達で具体的に明示することはなじまないと考えられています。仮に、法令解釈速達で画一的に規定した場合、かえって個別の事情に対応できない可能性があり、柔軟な対応が困難となることが考えられます。	
1236	令和3年5月26日	令和3年6月16日	小学校と学童の縦割り廃止希望	世田谷区の公立小学校に子供を通わせている者です。 小学校は文科省、学童は厚労省の所管の違いによる不合理の解消のため、一律文科省での管理をお願いしたいものです。 学童に通う児童は、学区域内に居住する小学生であるにも関わらず、学校施設の利用が制限され、学童用の狭い部屋で過ごすことを余儀なくされています。また、こどもが病欠する際は、小学校と学童に別々で連絡を入れる必要があります。小学校と学童の連携は強く、学童の先生方は今回運動会の見学すら許されませんでした。	児童の心身ともに健全な成長を家庭とともに担うという目的は小学校も学童も同じですが、所管省庁が違うからと不便を強いられています。何よりこどもたちは、同じ敷地内にある建物にもかかわらず、学校であったトラブルを学童の時間に学童指導員に相談することはできず、逆に学童であったトラブルは学校で先生等に相談することはできません。学童で怪我をしても学校の保健室は利用できず、学童では冷やす等の対応しかできません。大人は対応できるかもしれませんが、こどもたちは所管省庁が違うからと理解できません。他にも身体みどんなに教室があいいても、学童に通うこどもたちは狭い学童用の部屋を利用せざるを得ません。机と椅子はなく、床に座卓あり、床に直接座られています。(職員椅子と机はありません。)	個人	厚生労働省 文部科学省	番号310の回答をご参照ください。				
1237	令和3年5月26日	令和3年6月16日	キャリアが販売するスマホのハードウェアの、全キャリア対応の必要性	例えば、docomoに加入し、Androidスマホ(iphoneは除く。)を購入し、使用しており、通信事業者をauやsoftbankに乗り換えようとしても、SIMロック解除こそ、できるものの、肝心の“バンド”(スマホ自体の対応周波数)が、auやsoftbankのバンドに完全対応しておらず、事実上、使い物になりません。 どの通信事業者で購入するスマホでも、“バンド”(スマホ自体の対応周波数)は、「全キャリア対応」であるよう、法で義務付けしていただきたいものです。	提案が実現すれば、通信事業者を乗り換えても、乗り換え後の通信事業者での、手持ちのスマホの実用性が、確保されます。	個人	総務省	なし	携帯電話端末を全ての周波数対応とすることについて、現在制度等で義務化しているものではありません。	検討を予定	利用者の利益や事業者間の競争を阻害する効果を有するおそれがあるものについては、注視で参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1238	令和3年5月26日	令和3年6月16日	傷病者への対応について	フンストップで、傷病者への傷病手当、ハローワークの受付延長、傷病手当が期限切れとなった時に治癒して無い場合、障害認定と障害年金への移行を行える様に致します。	わたしの現状を元に説明します。 障害ヘルニアで救急搬送を受けた後、長期療養で休業しました。 その後、会社が倒産し、ハローワークに相談したところ、週に20時間以上の労働に耐えられない状態では、紹介事業としての対応が出来ないとされて受付延長認定を受けて、傷病手当の受給を紹介されました。 傷病手当の受給の手続きを2ヶ月掛け完了して、現在治癒出来ない状態で受給期間が切れて、障害認定と障害年金の手続きを受けようとして2ヶ月が経過していますが全く進んでません。 理由は手術していないからとの事ですが、わたしはストレッチャーでもあり、標準的な手術では難しいと言われて手術を拒否されています。 週に20時間の労働に耐えられない状態は続いています。 傷病等で働けなくなった場合の援助を期待して年金や市民税を払っていますが、結果として受け付けていません。 また労働力の早期の現場復帰や、それが出来ない場合の対応、基準が明確でなかったり、ハローワークと障害年金との間でギャップがあり、経済的にも困窮しています。 社会労働力の低下、行政への不信、同様な状態で犯罪に手を染める人が居れば治安悪化と、社会的損失は大きいと思います。	個人	厚生労働省	雇用保険法においては、基本手当の受給手続後に疾病や負傷のため一時的に就業活動を行うことができない方に対して傷病手当、受給期間の延長といった仕組みを設けており、基本手当と同額が、受給資格者の所定給付日数から既に基本手当が支給された日数を差し引いた日数分支給されます。 一方、障害年金は、疾病や負傷により障害の状態が長期継続することによる稼働能力の喪失に対して支給するものであるとともに、負担していた年金保険料に基づき支給を行う仕組みであることから、障害年金の申請に該当する障害状態であること、初診日に国民年金又は厚生年金の被保険者であること、年金保険料の納付要件を満たしていることが支給要件となります。また、このような障害年金の性質により、原則として初診日から1年6か月後(障害認定日)の翌月分から支給が開始されます。 このように、傷病手当と障害年金では制度趣旨や支給要件が異なっております。	雇用保険法第15条第4項、24条の2第1項第1号、37条、国民年金法第30条、厚生年金保険法第47条等	対応不可	制度の現状欄で述べたとおり、雇用保険の傷病手当と障害年金とは、支給要件が異なっており、また、傷病手当の支給される期間と障害年金が支給される期間は連動しているものではないため、傷病手当受給者に対して、傷病手当の受給終了直後に一律に障害年金を支給することはできません。	
1239	令和3年5月26日	令和3年6月16日	失業保険給付に関する失業認定について	失業認定可能なハローワークを指定可能と頂きたい。	鹿児島県出身岐阜県在住の定年失業者です。 9月30日に失業し、10月3日に老父が逝去しました。 現在、老母が独り暮らし鹿児島の実家に戻り、実家近くで求職中です。 失業保険の給付手続きを岐阜市のハローワークで行いましたが、28日間に指定された日に岐阜市のハローワークに出頭せねばなりません。 住民票を移せば実家最寄りのハローワークで認定を受けられますが、移住先で就職できる保証はありませんし、家内も仕事があり岐阜を離れられません。 失業保険の給付を受けるためには、高額の移動費を負担する必要があるが、制度の在り方に疑問を抱いております。 せめて、居住地以外の特定のハローワークで失業認定を受けられないものでしょうか。	個人	厚生労働省	失業等給付の手続は、本人の住所又は居所で行うこととなっております。受給資格決定後であっても引越等により住所を変更した場合には、管轄する公共職業安定所に届出を行うことで、その後の失業認定変更後の住所を管轄する公共職業安定所で行うことが可能です。 また、住居所と異なる地域で就職活動を行うような場合には、本人の申告に基づいて、公共職業安定所長の判断により、失業等給付に関する事務を他の公共職業安定所に委嘱できる場合もあります。	雇用保険法施行規則第1条第5項第1号、第49条、第54条	現行制度下 対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1240	令和3年5月26日	令和3年6月16日	学校の授業のデジタル化について	欠席(骨折、入院)や休校(自然災害の直接の影響がない場合、インフルエンザが学校で蔓延したとき)でのオンライン授業の実施	オンライン授業が広まったので、コロナだけでなく入院や休校で教育の機会が奪われるのを防げようと思ったから。 これが実現すれば補習授業などをすることが減り、教員の働き方改革につながると思う。教育の機会を守ることができると思う。生徒の学習の遅れを防ぐことが可能になると思う。デバイスが1台有ればできるので比較的1人1台に実施ができると思う(教員個人のデバイスでもできるよになれば更に)、家庭でのPCやスマホ、タブレットの需要が高まり経済にも良い影響を与えらると思う。端末は買い換えるのではなくapple 貧困層にもタブレットの貸出しや中古の端末より定価で購入できるような調整が必要だと思う。通信設備(アンテナ)の増設やデータ通信の価格を下げる(学割など)ことが必要だと思う。	個人	文部科学省	文部科学省において、学校のICT環境の技術的な改善を目指し、「GIGAスクール構想の実現として、学校における義務教育段階の児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を進めています。	なし	対応	新型コロナウイルス感染症等による臨時休校措置はもとより、自然災害など様々な緊急事態が生じた際であっても、学校に整備された端末を最大限活用し、児童生徒の学びの保障に円滑に取り組むようにするため、一定の目安となる項目を整理し、参考例として提示した「学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて」を令和2年9月11日に各学校設置者等に対して発出しています。 また、各学校での1人1台端末の本格的な活用を積極的に進めていただくに当たっての留意事項をまとめて提示した「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」を令和3年3月12日に各学校設置者等に対して発出しています。 児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICTを活用した学習を行うため、ネットワーク環境の事前評価の実施と、評価結果を踏まえたネットワーク環境の改善策について事例を整理して提示した「GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの円滑な運用確保に係る対応について」を令和3年3月12日に各学校設置者等に対して発出しています。	
1242	令和3年5月26日	令和3年6月16日	多重国籍許可	婚姻や両親の国籍、出生地、居住地における他国籍取得に伴う多重国籍を許可する	誰でも情報を入力しやすくなった資本主義社会において 国家の権力はすでに情報にあらす 企業同様、政策、経済の発展にあり、 その為には優秀な人材の取り込みが必要となるが 現状のように他の先進国に反して単一国籍しか認めないとい 優秀な人材は他国へ行ってしまふ。	個人	法務省	番号1039の回答をご参照ください。		対応不可		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1243	令和3年5月26日	令和3年6月16日	航空従事者技能証明書携行の緩和提案	航空従事者は航空業務を行う際に技能証明書を携行する義務が航空法に定められているが、これの緩和を提案する。 具体的には民間航空会社(いわゆるエアライン)に勤めている者で、その職務(有償便、無償便の運航)として航空業務を行う場合、技能証明書を会社が電子化により管理することがなされている場合、携行義務をなくす。	過去、数年に一度の頻度ではあるが、航空従事者が技能証明書を携行していなかったため、航空業務を行うことができなかった事例が定期的には発生している。 具体的には大手航空会社のパイロットがライセンス(技能証明書)を事務所に置き忘れたまま業務を行い、出先で気づき、その後の運航が出来なくなったと言う事例がある。また、その際にスタンバイ要因の手配もできなくなったため、複数便が欠航、あるいは大幅な遅延となってしまった。 民間の航空会社であれば、スケジュール管理は会社がしており、社員証その他により身分の証明ができ、さらに2人以上以上の操縦、客室乗務員含め、多くの社員と業務をするわけであるから操縦をする際に「登え玉」をすることはできないはずである。 ライセンスという「モノ」を持つことは紛失・破損・盗難のリスクに晒されており、また、そのようなことが起きた際に社会的な損失は上記の通り非常に大きいものとなる。 これを防ぐために、例えば電子化により会社管理をすることで、ライセンス携行の義務を解除することができれば、個人のミス機会をなくすことができ、社会的にも意義のあることであると考える。 また、このような運用は既に海外エアラインでは行われている。 なお、自家用飛行機などの運航については、今回は提案しない。	個人	国土交通省	航空機乗組員は、航空業務に従事するためには、技能証明等を保有することを要する(航空法第28条第1項)とともに、それを携帯しなければならない(航空法67条)。技能証明書を携帯しないで、航空業務を行った者は、処罰されます(航空法第150条4号)。	航空法第28条第1項、航空法67条、航空法第150条4号	対応不可	○航空法においては、国際航空民間条約に準拠し、第67条の規定により航空従事者が航空業務を行う場合に技能証明書を携帯することを義務付けております。この主旨は、操縦士に常時これを携帯させることにより、その者の自己の操縦資格を証明すべき義務を負わせ、さらにこれを罰則で担保することによって技能証明制度の実効性を確保しようとしているものです。 ○ライセンスの電子化については、現在、国際民間航空機関で行われている議論に我が国としても積極的に参加しており、国際標準の改正がなされた際には、産業界と連携のうえ速やかに対応を進めて参ります。一方で、電子化は、あくまでライセンスの発行や確認等の業務をより合理的に行うためのものであり、携帯義務自体を緩和することを目的とするものではなく、当局も同様の考えです。	
1244	令和3年5月26日	令和3年6月16日	レンタカーについての通達	国土交通省通達の改正要望 レンタカー貸し出しについて、貸借の場合は紙の契約書を…とあるが、ペーパーレス化電子化の容認をしてほしい	コロナ禍での対面時間減少 電子化ペーパーレス化への対応 現場での労力削減とコスト減 自動車モビリティサービス化している昨今への対応の為	個人	国土交通省	自家用自動車の有償貸渡業(レンタカー事業)を営業者は、道路運送法第80条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の許可が必要です。 許可基準については、通達において具体的に定められておりますが、契約書の交付については特段の定めはありません。 なお、レンタカー事業者は、借受人に対して、所要の事項を記載した貸渡証を交付し、運転者にこれを携行するよう指示しなければならぬこととしており、特段紙の書面によることとする定めはありません。	道路運送法第80条第1項 道路運送法施行規則第52条 「算入者自動車」の使用者として行う自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の取扱について(平成7年6月13日自旅第136号)	事実確認	道路運送法関係法令及び当省から発出しているレンタカーに関する通達上において、レンタカー事業者が借受人との間で締結した自家用自動車の貸渡しに係る契約に係る書面を揃へて交付しなければならないといった規定はありません。 なお、通達においては、レンタカー事業者は、借受人に対して所要の事項を記載した貸渡証を交付し、運転者にこれを携行するよう指示すべき旨が定められておりますが、これについても、特段の様式等については定めておらず、レンタカー事業者がその経営判断により、書面によらない方法を採用することも可能です。	
1245	令和3年5月26日	令和3年6月16日	昇降機の二重検査について	昇降機は労働安全衛生法、建築基準法それぞれ定期検査がある。届出もそれぞれの役所(労働基準局、県)に提出しなくてはならない。これを一本化するべきである。建築基準法の二重検査は、建築基準法の二重検査を併用して行うように建築基準局に通知することとし、定期検査も建築基準法の定期検査のみとするべきである。	建築基準法、労働安全衛生法それぞれでエレベーターの申請や検査があるのは二重行政である。これにより煩雑な申請となる。また、設置後も毎年の二重の検査は経済的負担になる。それぞれの省庁の権益のためにある制度であり検査にはそれぞれ省庁の関連団体が関わる。こんなおかしな制度は是正すべきである。	個人	厚生労働省 国土交通省	建築基準法第12条第3項においては、エレベーターの所有者は、概ね6ヶ月から1年に1回、当該エレベーターを資格を有する者に検査させ、その結果を特定行政庁に報告しなければならないこととされています。(以下「定期検査報告」という。)  労働安全衛生法適用のエレベーターのうち、労働安全衛生法施行令(以下「令」という。)第12条第6号に規定する積載荷重が1トン以上のエレベーターは、クレーン等安全規則(以下「クレーン則」という。)第159条第1項の規定等に基づき、登録性能検査機関による性能検査を、原則として年に1回行わなければならないこととされていますが、令第12条第6号に規定するエレベーターは、平成28年国土交通省告示第240号により、建築基準法の定期検査報告を要しないこととされています。 労働安全衛生法適用のエレベーターのうち、令第13条第3項第17号に規定する積載荷重が0.25トン以上1トン未満のエレベーターは、クレーン則第154条に基づき、1年に1回定期自主検査を行うこととされていますが、平成20年9月22日付基発第0922001号により、建築基準法の定期検査報告をした場合には定期自主検査を実施したものと取り扱うこととされています。  以上のように、建築基準法及び労働安全衛生法によるエレベーターの各検査制度の適用については、重複を避け、所有者等の負担が課題とならないように十分配慮したものとされています。	労働安全衛生法 労働安全衛生法施行令 クレーン等安全規則 平成20年9月22日付基発第0922001号 建築基準法 平成28年国土交通省告示第240号	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1246	令和3年5月26日	令和3年6月16日	生活保護の兄弟扶養要件	経済的貧困に陥った際、兄弟にも扶養義務を要請され、それも困難な場合、はじめて生活保護の対象となるが、個人ベースの仕組みとすべき	まったく働く気のない者が兄弟の中にいた場合、兄弟にまで生活保護の扶養義務が課せられ、その結果、さほど裕福でない兄弟までもが奈落の底に突き落とされたりする、やはり、成人以降は個人ベースとすべき。	個人	法務省 厚生労働省	生活保護法第4条第2項において、民法に定める扶養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとされており、保護の申請があったときは、要保護者に対して扶養照会を行っています。	生活保護法第4条 民法第877条	現行制度下 で対応可能	民法上の扶養は保護に優先することとなり、保護の要件ではございません。一方、こうした法の基本原則を踏まえ、扶養照会は必要と考えています。ただし、扶養の履行ができないと判断される場合は、扶養義務者本人に対する直接の照会を省略できる取扱いとしており、個別の事情に応じた丁寧な対応を周知しています。	
1247	令和3年5月26日	令和3年6月16日	一定の条件を満たした改良土を産業廃棄物の規制対象外とする	建設現場から排出される「無機性汚泥」を原料として、生産されている建設改良土(ユニゾル)は、原則として産業廃棄物として扱われ、一般の土砂と異なり、未利用地の埋立事業の使用は認められていない。この建設改良土を一定の条件を満たした場合、一般の土砂と同様に扱うようにしていただきたい。一定の条件とは、(1)建設汚泥の受け入れ時には、環境基準を満たす検査を実施し、その証明があること、(2)生産された改良土(ユニゾル)についても、環境基準を満たす検査を実施し、その証明があること、を想定している。【環境基準…環境省告示第19号(平成15年3月6日) 環境省告示第46号(平成3年8月23日)】	1.日本全体で産業廃棄物の最終処分場が減少している。 2.都市部では、地下空間を利用した道路計画(東京外郭環状道路など)があり、大量の建設汚泥が排出される。 3.この建設汚泥は、産業廃棄物であり、このままでは再利用できないため、建設改良土のプラントを建設し、建設汚泥(無機性汚泥)を原料とし、骨材マーカーなどを加え攪拌することで、性状の安定した建設改良土(ユニゾル)を生産している。(事例…オデッサシステム) 4.この技術は、国土交通省の新技术に認定されている。【NETIS(国土省 新技术情報提供システム)登録「TH-980015-V」(平成20年有用な新技术)として「設計比較対象技術」に指定】 5.この建設改良土は、性状が安定し再流動化しないため、埋立材としても産業廃棄物として扱われ、利用が制限されている。 6.しかし、環境省の定めた「廃棄物基準適合性」を満たさない、あくまでも産業廃棄物として扱われ、利用が制限されている。 7.国土交通省の認められた新技术により生産されている建設改良土(ユニゾル)が、環境省の基準では、産業廃棄物として扱われ、利用が進まないのは、行政の縦割りの弊害ではないかと考えられる。	個人	国土交通省 環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、廃棄物該当性については「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであること。廃棄物は、不要であるために占有者の自由な処理に任せるとんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置くことが必要であること。」(行政処分指針について(通知)(令和3年4月14日付環境省令第2104141号))とされています。 建設汚泥処理物は、場合によっては必ずしも市場の形成が明らかでなく、法の規制を免れるため、恣意的に有償譲渡を装う場合等も見られることから、当事者間の有償譲渡契約等の存在をもって直ちに有償物と判断することなく、各種判断要素の基準により総合的に判断する必要があります。その取扱いについては、「建設汚泥処理物の廃棄物妥当性の判断指針について」(平成17年7月25日付環境省第050725002号)において、当該物が廃棄物に該当するかどうかを判断する際の基礎となる指針を示しています。 さらに、「建設汚泥処理物等の有償物該当性に関する取扱いについて(通知)」(令和2年7月20日付環境省令第2007202号)にて、その適正な再生利用が妨げられないことがないよう、再生利用されることが確実である建設汚泥処理物等の取扱いについて明確化しています。	「行政処分指針について(通知)」(令和3年4月14日付環境省令第2104141号) 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について(通知)」(平成17年7月25日付環境省第050725002号) 「建設汚泥処理物等の有償物該当性に関する取扱いについて(通知)」(令和2年7月20日付環境省令第2007202号)	現行制度下 で対応可能	建設汚泥処理物等の有償物該当性を判断する一般的な方法を、「建設汚泥処理物等の有償物該当性に関する取扱いについて(通知)」にて示しています。ご提案の「建設改良土(ユニゾル)」についても、本通知に基づき、「仕様書等で規定された用途及び需要に照らして適正な品質及び数量である建設汚泥処理物等が、飛散・流出又は崩落等の生活環境の保全上の支障や品質の劣化を発生させずに適切に保管され、当該仕様書等に従って客観的にみて経済的合理性のある有償譲渡として計画的に搬出され、再生利用されることが確実であること」を確認できれば、製造された時点において、有償物として取り扱うことが適当と考えます。	
1248	令和3年5月27日	令和3年6月18日	免許更新の際の講習をオンラインで行いたい	最寄りの警察署で更新の手続きを行った後に、自宅、もしくは警察署で講習の動画を見た後に、後日警察署に免許証を取りに行く。	講習では動画が流れるだけなので、それを一か所だけ集まって、決まった時間に見るのは、効率的ではないと思います。 オンラインで可能な内容であると思います。そうする事で施設費や、人件費などを削減できると同時に、そのために移動、準備する時間を、他の仕事に回すことができると考えます。	個人	警察庁	免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所を管轄する都道府県公安委員会が行う優良運転者、一般運転者又は違反運転者等の区分に応じた講習を受けなければならないこととされています。また、当該講習については、都道府県警察の運転免許センター等で実施されています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条の3	対応	優良運転者講習のオンライン化については、令和2年12月に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、令和3年度にモデル事業を行い、令和4年度以降にモデル事業の効果検証や必要なシステム改修等を行った上で、令和6年度末に全国で実施することとされており、警察庁において、講習のオンライン化に向けた取組を推進しています。 上記モデル事業については、4道県府で実施する予定です。	
1249	令和3年5月26日	令和3年6月16日	光電話(固定)番号が、業者を変更時、キャリアオーバーできない	光電話の業者を他の業者に変更した際、固定電話番号が変わるといわれました。携帯の電話番号はキャリアオーバーできるのだから、固定電話でもキャリアオーバー可能のようにすべき。	光ケーブル通信のサプライヤの競争を促進し、ユーザーにとって、安い料金を享受することが可能となる。今は、安い業者に変更すると固定電話番号が変わるので、変更を躊躇する。(携帯電話と同じ理論が必要)	個人	総務省	既に、NTT東西のアナログ電話から他の事業者への番号ポータビリティ(片方向番号ポータビリティ)は実現されています。 現在、我が国では令和7年1月までに固定電話をアナログ網からIP網に移行することとなり、固定電話番号の指定を受ける全ての事業者間で番号ポータビリティが行える双方向番号ポータビリティについても、移行後のIP網の新たな機能として実現されることとなります。本件に関する制度改正は既に行われており、各事業者がこれに基づき計画的に投資等を実施しています。	電気通信番号計画	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1250	令和3年5月26日	令和3年6月16日	教員の働き方改革と教育のオンライン化の加速	教育のオンライン化については、ぜひ進めてほしい。今教員が担っている様々な事務的な作業を民間が委託できるようなると、教員は長時間労働ではなくなるし、ブラック化も解消できる。特に小中にも導入していければよいのは、定期テストの採点や単元ごとのまとめのテスト、提出物のチェックや夏休みなどの長期休暇中の宿題採点も民間の塾経営している会社に委託することで、その分の教員の労働時間を必ず軽減できる。特に小中にも導入していければよいのは、定期テストの採点や単元ごとのまとめのテスト、提出物のチェックや夏休みなどの長期休暇中の宿題採点も民間の塾経営している会社に委託、その分の教員の労働時間を軽減できる。	生徒も、学校へ行かなくてもテストは自宅で受講できるようにすれば、イブニングの流行期の登校を控えたりすることも可能になる。将来的には大学入試も少人数の貸室での貸室でも受験できるようにできるといと思う。(カンニングは厳格な監視が必要なのでは、監視する目的でも、少人数の集合が望ましい。)毎年、真冬の寒い時期に大学受験、高校受験、その他受験をしていたところをオンラインを使えば、風邪による受験ができない、雪による遅延もなくなる。成績表の入力も、将来的にはAIや音声入力で分析する方法を使えば教員の労働時間が節約できる。近いうちに、教科書はオンライン化されるのであれば、学習する場所を学校に限らず、親の仕事の都合で通学ができない場合は、自宅や学習ができる環境で学べるようにしていく。たとえば母親が出産のため里帰りしている、難産による入院生活をするなどのときに、いつでもどこでも必要に応じて学べるようにする。日本でも、飛び級制度を導入しているけれども、民間の塾や通信教育をしている学校法人の学びの場で得られた単位を当該学年の成績として認め、優秀な子どもたちは才能を伸ばせるように様々な状況や環境での総合的な学習環境を提供することもできる。また、不登校児童も、オンラインで単位、テストも受けられる、そのほか、さまざまな学習コンテンツで出席、学習単位に代わる方法が確立すれば、必要な学びをする機会が得られる。	個人	文部科学省	学校における定期試験等については、各教育委員会等でその運用方法が定められているものと承知しております。 文部科学省では、学校のICT環境の抜本的な改善を目指し、「GIGAスクール構想の実現」として、学校における義務教育段階の児童生徒一人一台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備を進めています。 また、文部科学省ではこれまで、学校における採点業務の補助など、教師の補助的な業務を行うスクール・サポートスタッフの配置にかかる費用の補助を行ってまいりました。	なし	対応	文部科学省では、令和2年10月20日付通知「学校が保護者等に求める押印の見直し及び学校・保護者間等における連絡手段のデジタル化の推進について」において、各学校や地域における実情を踏まえつつ、可能なことから、学校・保護者等間における連絡手段のデジタル化に向けた取組を進めていただくよう各教育委員会・学校に周知しています。特に小中学校等においては、GIGAスクール構想等に基づき端末等の整備に伴って利用可能となる環境の中に、アンケート作成機能が備わっている場合もあるため、それらを活用して学校・保護者等間における連絡手段をデジタル化するとも十分可能であることをお示ししています。 また、令和3年3月に文部科学省HPにて公表した「全国の学校における働き方改革事業」において、アンケート作成機能を活用して簡易な試験等を作成する方法もご紹介しています。 簡易な試験等に利用される媒体についても、こうしたことも踏まえ、運用の仕方によって改善を図ることができるものと考えています。 さらに、文部科学省として、学校における採点業務の補助など、教師の補助的な業務を行うスクール・サポートスタッフの配置にかかる費用の補助を行っており、こうした人材の配置も更に進めながら、学校における働き方改革に取り組んでまいります。
1251	令和3年7月20日	令和3年9月10日	ハンコ省略よりもフロッピー化の視点を進めてほしい	車庫証明の申請でハンコ不要になるとの報道がありますが、単にハンコ不要にするだけでは利用者が手書きする部分を最小化するような取り組みが必要です	今年夏にマイカーを買い換えましたが、いろんな申請が有って、5-6種類の用紙に住所と名前を繰り返し書かされました。 1種類の用紙が3枚綴りのノーカーボン紙だったらいいと思いましたが、逆に今の時代は不便かと思えます。 販売店側も顧客リストを持っていきるので住所は予め印刷された用紙を用意して利用者は名前だけ自署するとかにした方がよいと思えます。 今の時代は個人・家庭でもパソコンやプリンターを用意しているくらいなので、官庁側でA4用紙で標準レイアウトを決めて公開して販売店等が手書きまででなくて構わない部分はパソコン等で記入済みの状態で印刷したものにして欲しいです。 宅配便で宛名ラベルを打ち出すソフトを公開して欲しいです。そういう類のソフトまで官庁側で用意しろとは言いませんが、民間側で作りやすいようにしてほしいです。(データ連携もしやすくすれば、住所などを1度入力すれば各種票に住所が転記されて便利だと思います) 不動産の賃借契約なんかでも更新申請に前回と同じか聞いて同じだったら出来るだけ埋まっていってほしいです	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)(又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。))を及ぼす者等は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付したときは、保管場所標識を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項	現行制度で対応可能	自動車保管場所証明書の交付に係る申請に必要な書類については、申請者の署名・押印は不要となっており、各都道府県警察のウェブサイト上で様式も公開されていることから、バーコードに二维码等で作成することが可能となっております。 また、制度の現状欄に記載のとおり、自動車保有関係手続については、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。
1252	令和3年5月26日	令和3年7月7日	指定難病の更新手続きについて	毎年更新の文書に寄る手続き及び、更新の必要書類(住民票の写し等)の取り寄せの必要性について	指定難病の認定手続きにおいて、カルテ等の開示の承諾書提出させているにも関わらず、主治医による診断書の提出は求められます。治療の内容は保険点数で把握出来る筈です。診断書は厚生労働省管轄の指定医がほぼ担当しているのですから、電子カルテの時代には紙で提出させる必要もないと思います。 また、役場での住民票の写し、納税証明書及び保証証のコピーまで本人または家族に、毎年、申請の度に請求する必要性に疑問を感じます。住民票の写し等は役所間で照会出来るシステムがなぜないのかずっと疑問でした。 私たちの多くは交通弱者、感染弱者の患者です。以上の手続きが改善され、毎年感染症の流行時期の秋の申請が軽減して欲しいです。	個人	総務省 厚生労働省	難病の医療費助成認定については、法律上、1年ごとに医療受給者証の更新が必要であり、難病指定医(協力難病指定医のいずれかに診断書を作成していただく必要があります。診断書とともに、住民票の写し等、必要な書類を居住地の都道府県に申請し、その申請に基づき、都道府県等が支給認定を行うことになっています。このように、都道府県等が支給認定を行っているため、申請方法及び必要書類の提出方法については、自治体によって異なる場合があります。	難病の患者に対する医療等に関する法律	検討が着手	難病の医療費助成認定に係る診断書については、「2022年度(令和4年度)中にオンラインでの指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。その後、2023年度(令和5年度)中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施について検討する。」(※1)こととされており、オンライン申請手続きについて検討し、申請者の負担軽減等を進めてまいります。 また、住民票等については、自己負担上限額の設定に必要となることから、公費負担医療の適正な給付を行うため、毎年度の提出をお願いしております。当該書類の一部においては、住民基本台帳ネットワークシステムを用いた自治体内における庁内連携や自治体間でのマニファスト制度における情報連携により省略することが可能です。引き続き、当該情報連携の活用について自治体に周知する等、申請者の負担軽減等を進めてまいります。 ※1「デジタルガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)別紙により、「(略)2022年度(令和4年度)中にオンライン申請による指定医による診断書の登録を可能とすることで、患者のオンライン申請に係るデータ登録基盤を形成する。その後、2023年度(令和5年度)中に費用対効果を含め、申請のオンライン化の実施について検討する。」とされている。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1253	令和3年5月26日	令和3年6月16日	信書の取り扱いについて	信書の取り扱いを郵便局以外の運送業にも扱える様にして下さい。	現在、通信販売で購入した商品やDMの中には主従関係にあたらない信書というものが状況次第では同梱されています。この動きはネット通販が増えれば加速していきの間違ひありません。しかし現実には責任の無いアルバイトが宅配する郵便局より社員が責任を持って配達するクロネコヤマトの方が振配の少なさ、スピードや信用性が高いのが現実です。信書を郵便局でしか扱えないのを撤廃し、要件を満たした会社が信書を信書を郵便局で扱える様になれば、時給制で生産性の低い郵便局だけではなく競争が生まれ、価格も下げられ、今までは形態もスピードも変わってネット社会に適合する形になると思います。郵便局の存在は意義が在り、特に地方や離島での意義はとても重いとしますが、ネット社会が現実化すれば地方や離島で働く選択肢が生まれ雇用も生まれます。そうなれば運送業の存在は重要を超えて死活問題になります。信書を郵便局だけの現在は完全に社会に対して足かせになっています。	個人	総務省	番号1045の回答をご参照ください。				
1254	令和3年5月26日	令和3年7月7日	病院のキャッシュレス導入推進	クレジットカード利用できない病院が多いのでキャッシュレス推進をしてほしい。	時代にあっていない病院という場所納税金の受け渡しはリスクが高い(他の病気の人が支払って病院においてあるお金をおとりとしてみたくない)	個人	厚生労働省	番号593の回答をご参照ください。				
1255	令和3年5月26日	令和3年7月7日	医薬品の適合性書面調査において、非臨床項目の薬理・ADME試験を対象から除外する(調査を行わない)。	医薬品の適合性書面調査において、非臨床項目の薬理・ADME試験を対象から除外する(調査を行わない)。	承認申請段階では国際的な医薬品の臨床試験の実施基準に基づいて対する効果がすでに試験されているので、動物・細胞等での効果や薬物動態等の一部の非臨床試験の適合性書面調査の結果が承認判断の材料にならないと考える。承認申請段階で実験ノート等の原資料を調査する制度を取っているのは知りうる限り世界で日本だけである。本制度は開始されて20年以上経過するが、この制度で日本国民の健康福祉に大きな利益をもたらした事例も知りうる限り見当たらない。さらに実験ノート等の原資料が国外にある場合、書面調査を行うことが事実上免除されている。つまり、適合性書面調査の対象になるのは資料が国内にあるほとんどの場合内資系企業であり、外資系企業は免除され不公平である。また、信頼性基準を満たす試験を実施するためには、試験操作を完全に再現できるように詳細に記録し、データを取得し記録し、関係資料を保管するためにコスト・時間がかかりすぎる。そのため臨床試験で効果が示された段階で、信頼性基準で該当の非臨床試験の再試験を行うこともある。又、信頼性基準は日本固有の規制のため、国外からの導入品においては信頼性基準を満たさない試験も頻りに認められ、導入元と過重なり取りを行い、信頼性基準で再試験を行うこともある。本提案が実現した場合、特に内資系企業においてコストの削減効果が期待される。特に非臨床に携わる基礎研究者の努力を削減し、その時間をより創造的な作業に使うことが期待される。又、本制度は海外の方に度々違和感を持たれることも含めて広い意味で内資系製薬産業の競争力を阻害してきたように感じる。本提案実現によりそのような懸念がなくなる。	個人	厚生労働省	承認申請時に添付される試験データの作成・収集に当たっては、「厚生労働大臣の定める基準」に従うことが薬機法第14条第3項に規定されていることから、この基準に適合しているか否かを適合性書面調査として確認しています。また、承認申請時に添付される試験データには、品質、非臨床、臨床など様々な種類があります。当該事項では全ての試験データに対して基準への適合が求められています。	薬機法第14条第3項 薬機法施行規則第43条 令和2年8月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知 令和2年8月31日付け薬機発第0831001号独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長通知	検討を予定	海外主要国の規制当局(米国FDA、欧州EMAなど)に対して、提案事項にある試験データに係る信頼性の基準や、その基準への適合を確認するための調査内容などについての調査を行い、その結果を踏まえ、問題解決に向けた検討を行う。	
1256	令和3年5月26日	令和3年4月26日	マイナンバーカードの15歳未満の者の交付手続きの簡便化について	マイナンバーカードの15歳未満の者の交付手続きの簡便化について	現行、マイナンバーカードを取得する際には、申請時若しくは交付時に原則本人が役所へ行き本人確認する必要があるが、15歳未満の者の場合は、学校等で平日の時間を確保することが難しい。さらに制度上、15歳未満の者に対してマイナンバーを交付する際には、法定代理人等が同行する必要があることとなっているが、親等の法定代理人が共働きである場合など、平日に子供と親の休みを合わせて取得することが難しい。一部の休日に交付手続きができる日が設けられているが、それだけでは、予約が殺到するなど、対応できていないのが現状である。また、本人確認できない一番大きいデメリットは、マイナンバーカードの悪用であるが、親子等の関係など悪用が考えにくい場合も多い。交付時に15歳未満の本人確認をいくら行っても交付されたマイナンバーカードの保管は親等の法定代理人であり、その状況を考えて想定される悪用のデメリットが起こる確率は、15歳未満の本人確認の有無に関わらず変わらないと考える。このため、住民票、戸籍謄本等で親等の法定代理人であることが確認できる場合は、法定代理人が本人及び申請者の本人確認書類を持参すれば交付できるよう手続きを簡便化する。	個人	総務省	番号910の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1258	令和3年5月26日	令和3年6月16日	身体障害者手帳保有者の障害年金申請の簡略化	身体障害者手帳保有者が障害年金の申請を行う際、身体障害者手帳申請と同様な審査手続きを必要とします。内容は、障害の程度と障害者の認定確認です。同じ内容の申請を2カ所の窓口で行わなければならないらず、障害者にとってはとても負担です。障害年金申請を行う場合、身体障害者手帳の提示だけで申請が出来るよう改善を希望します。	身体障害者手帳の申請と障害年金の申請の受付可能時期を比べると、身体障害者手帳の申請は、脳内出血の場合、かかりつけの医師が障害の認定確認ができる発病後4～5ヶ月程度であるのに対し、障害年金の申請は基本的に1年6ヶ月（脳内出血の場合は特例で6ヶ月）経過後となります。身体障害者手帳を先に交付されていても障害年金の申請の際に再度医師の診断書の添付が要求されます。障害の審査内容も身体障害者手帳の申請時と全く同じです（違っていたらそれも問題ですが）、障害年金の申請時に窓口の担当が言うには、審査結果は交付されている身体障害者手帳の等級と違う場合があるとのこと。なぜでしょうか。このように、障害年金の申請をするためには、最低2回年金事務所窓口に行かなくてはなりません。ただでさえ混んでいる年金窓口に行かなくてはならないと半年から1ヶ月待たなければなりません。年金機構の運営費用は年金で運営されていると聞きます。身体障害者手帳の申請に紐付けするなど年金運営の簡略化を望みます。	個人	厚生労働省	障害年金は、診断書の記載内容を審査し、等級に該当していれば、相当額の障害年金（障害基礎年金の1級は年額978,125円、2級は年額780,900円）を支給する仕組みであるため、等級判断の均衡を確保する観点から、日常生活の制限の程度を統一的に判断するための認定基準が設定されていたり、労働によって収入を得られるかどうかという点を踏まえた認定基準が設定されており、身体障害者手帳とは異なる認定基準が設定されています。 また、障害年金の診断書は、障害年金の認定基準に即した内容をそのまま差し込んだ診断書とするともに、主治医等による記載内容の押え、年金機構の障害認定医が客観的に評価を行えるよう、第三者である障害認定医が請求者の障害の程度や状態を客観的かつ詳細に把握できる様式としており、身体障害者手帳に係る診断書とは異なる様式となっています。あわせて、障害年金の支給決定に当たっては、初診日の特定が重要ですが、初診日の特定のために、障害年金診断書においては初診日や初診時の所見等を記載することとしているところ、身体障害者手帳に係る診断書においてはこれらの記載はないところです。	国民年金法第30条、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法第47条、厚生年金保険法施行令別表第1、第2等	対応不可	制度の現状欄で述べたとおり、障害年金と身体障害者手帳の認定基準・診断書は内容が異なっているため、障害年金の請求に際し、身体障害者手帳の提示をもって障害年金診断書の添付を省略することは困難です。	
1259	令和3年5月26日	令和3年6月16日	流域下水道管理者による排水設備等の検査について	流域下水道では、公共下水道管理者である市町村の職員しか排水を出す事業所に立ち入ることができない規定になっており、流域下水道管理者である都道府県の職員が事業所に立ち入ることができない規定になっている。 流域下水道の流末にある終末処理場は、流域下水道管理者が管理しているため、異常水の流入もしくは、未然防止に迅速に対応できるよう、流域下水道管理者にも立入権限を付与すべきよう対応すべきと考える。	終末処理場において、異常が起きた場合に、流域下水道管理者は、上流に向けて遡り調査を行うが、現行法では流域幹線の調査で異常水の発生地域を特定までしかできない。 流域下水道管理者に立入権限を付与すれば、早急に原因事業所の特定ができ、必要な措置を講じることができるようになることが想定される。 早急な対応が可能になると、終末処理場や流域幹線へのダメージが最小限で抑えられることが見込まれる。 また、流域幹線の水質調査をもとに、未然防止の管理を講じること、早急な対応が可能になることが見込まれる。 結果的に、修繕費用のコスト削減につながるが見込まれる。	個人	国土交通省	一般家庭や事業場に接続する管渠を含む公共下水道に係る事業は、下水道法第3条において、基本的に市町村が行う事業と位置付けられています。これは、屎尿等の一般廃棄物の処理と同様、住民生活に最も密着した行政サービスの1つであるためです。 他方、流域下水道は、一般家庭や事業場に接続する管渠などの水端の部分ではなく、二以上の市町村区域の下水を排除するための幹線管渠や終末処理場といった根幹的部分に係る下水道であって、その事業は、下水道法第25条の10において、基本的に都道府県が行う事業と位置付けられています。 ご指摘の下水道法第13条は、公共下水道等に接続する事業場等の土地又は建築物に立ち入り、排水設備等を接続する管渠を有するの、一般的に流域下水道ではなく公共下水道であることから、当該立入検査権限や事業場に対する水質等の規制監督権限等については、公共下水道管理者に付与され、流域下水道管理者には、直接流域下水道に下水を排除する事業場に対するものを除き、付与されません。 このように、下水道法では、事業場等に接続する管渠を有する下水道管理者に対し、当該事業場等に対する立入検査権限等が付与されており、下水道施設の機能・構造の保全又は終末処理場からの放流水質を法定基準に適合させることを著しく困難にするおそれがある場合、流域下水道管理者は、下水道法第25条の16に基づき、当該流域関連公共下水道管理者に対して、期限を定めて原因を調査し、報告を求めることができることとされています。さらに、必要がある時は、当該流域関連公共下水道管理者に対し、事業場に対する水質規制条例の制定等の措置をとるよう要請することも可能となっています。	下水道法第3条、第13条第1項、第25条の10、第25条の16、第25条の18	対応不可	制度の現状に記したとおり、公共下水道事業は住民生活等に最も密着した行政サービスの1つであることから、市町村が担うべき事業と考えられています。ご指摘の立入権限を含め、公共下水道に接続する事業場等に対する水質規制・監督業務についても同様に地域に密着した行政事務であることから、事業場の存する市町村たる公共下水道管理者が一元的に担うべきであって、流末の根幹的施設のみを管理し、規制権限を有しない流域下水道管理者に、立入権限のみを付与すべきではないと考えます。 提案理由に示されている施設設備の未然防止等につきましても、流域下水道管理者は、下水道法第25条の16に基づき、当該流域関連公共下水道の管理者に対して、期限を定めてその原因の調査とその結果の報告を要請することが可能となっており、流域関連公共下水道管理者と連携することで、現行制度においても迅速に対応することができると考えられています。	
1260	令和3年5月26日	令和3年6月16日	診療報酬請求書への、押印の廃止。	医療機関や調剤薬局等が、保険請求をする時に、診療報酬明細書を審査支払機関に提出します。紙の診療報酬明細書を作成した時は、審査支払機関に提出をする診療報酬明細書の最上部に、診療報酬明細書の件数と点数を集計した診療報酬請求書を表紙に添付して、編綴を行い提出します。診療報酬請求書の1枚目には、右上部に押印をすることとされていますが、押印を廃止することを提案します。	診療報酬請求書の1枚目に押印をする必要性がありません。押印がなくても、審査支払機関に提出をする診療報酬の件数や金額に変更が生じることや、支払いがされないこともありません。ただ、この押印が漏れてしまうと、審査支払機関より押印をした請求書を再度提出する様に指示されます。再作成の手間や郵送、持参の費用もかかります。押印の有無で診療報酬の支払いに影響がないのであれば、押印自体の必要性がありません。また、そもそも診療報酬請求書に予め印を印刷して出力をしたものについても、押印があったものとして取り扱って（「印影を一括印刷している場合には捺印として取り扱うもの」と、「厚生労働省保険医療0327第1号「診療報酬請求書の記載要領等について」等の一部改正について）しています。これは、押印の意味がないものと考えます。形式的な押印を廃止することにより、医療機関等の保険請求事務の負担を減らし、併せて押印が漏れたことによる差し替えの費用と時間をなくすることができます。	個人	厚生労働省	ご指摘の診療報酬請求書における押印欄については、「押印を求める手続の見直し」のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示について（令和2年厚生労働省告示第39号）による、後発の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）の一部改正により削除されたところです。そのため、現行、押印は不要となっています。	療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令第7条第3項の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（平成20年厚生労働省告示第126号）	移行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1261	令和3年5月26日	令和3年6月16日	光ディスク等送付書への押印の廃止	医療機関や調剤薬局等が、保険診療の費用を保険者及び公費実施機関に請求する時に、診療報酬明細書を作成して審査支払機関に提出します。この時にレセプト電算処理システムで作成し、電子媒体(CD-RやFD等)で診療報酬明細書を審査支払機関に提出した場合、併せて別に、光ディスク等送付書を紙で作成し支払機関に提出します。この光ディスク等送付書への押印を廃止することを提案します。	光ディスク等送付書に押印をする必要性がありません。押印がなくても、審査支払機関に提出をする診療報酬の件数や金額に変更が生じることや、支払いがされないこともありません。ただ、この押印が漏れてしまうと、審査支払機関より押印をした光ディスク等送付書を再度提出する様に指示されます。再作成の手間や郵送、持ち分の費用もかかります。押印の有無で診療報酬の支払いに影響がないのであれば、押印自体の必要性がありません。形式的な押印を廃止することにより、医療機関等の保険請求事務の負担を減らし、併せて押印が漏れたことによる差し替えの費用と時間をなくすることができます。	個人	厚生労働省	光ディスク等送付書への押印は廃止しました。	保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等における押印の省略について(令和2年10月6日保運発1006第1号)	対応	令和2年7月17日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020」の「第3章『新たな日常』の実現』において、「書面・押印・対面主義からの脱却等」が記載されました。社会全体として書面・押印・対面からの脱却を進めていることを踏まえ、保険医療機関又は保険薬局に係る電子情報処理組織等を用いた費用の請求等における押印の省略について(令和2年10月6日保運発1006第1号)を発出し、光ディスク等送付書の押印を廃止することとしました。	
1262	令和3年7月20日	令和3年6月10日	印鑑証明の有効期限	普通自動車の登録に必要な印鑑証明の有効期限を撤廃して頂きたい。	先日車を購入しましたが、お店に必要な書類を渡し登録をお願いしましたが、「印鑑証明の有効期限が2日過ぎているため登録が出来ない」と言われ、すぐに新しいものを取り直し送りましたが、間に合わず月を跨いでしまいました。 自動車税を含めた金額を支払っていましたが、月を跨いだ為10月分の自動車税が納付されず、お店が得をする事になってしまいました。 印鑑証明に有効期限がなければすぐに登録出来て、自動車税も納付され、紙を無駄にする事も無かったと思います。 本来印鑑証明は有効期限は無い物なので、自動車登録時の有効期限も無く事は出来なんでしょうか。	個人	国土交通省	自動車の登録申請時には、申請書に添付された印鑑証明書によって、印鑑の確認のほか、自動車の所有者である申請者を特定するため「氏名」及び「住所」を確認しております。 ここで確認した所有者の氏名及び住所を、自動車の登録に用いるため、それらの情報は、可能な限り、登録申請時点の住民基本台帳に記載された情報と一致する正確なものである必要があります。 このため、添付する印鑑証明書については、作成から一定期間内のものを求めることとして、具体的に「作成後3月以内」のものとしております。	自動車登録令(昭和26年政令第256号)第16条第3項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、印鑑証明書は、印鑑の確認のほか、自動車の所有者の「氏名」及び「住所」の同一性を確認するための書面であるため、作成後3月以内という有効期間を設けております。 他方で、自動車の登録申請は、「自動車保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、インターネット上でも行えるようになっております。このOSS申請を利用する場合には、マイナンバーカードの電子証明の認証を行うことにより、印鑑証明書の添付に代えることが可能となっており、その際には、マイナンバーカードの電子証明の有効期限(5年)の満了前であれば、いつでもご利用いただくことができます。	
1263	令和3年5月26日	令和3年6月16日	マイナンバーカードによる生活保護の自動給付	日本の生活保護申請は、手続きが煩雑で給付に非常に時間がかかり、命の危機に瀕している人を救うことができていない。すべての口座を紐づけることにより資産状況を把握でき、不正受給が根絶できる。また、公務員の恣意的な給付抑制を防ぎ、生活保護の適切な支給により、本当に必要な人の命を守ることが可能となる。最低限の生活が保障されることにより、基本的人権が守られる。	生活保護法第7条において、保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとされていますが、要保護者が急迫した状況にある場合には、申請がなくとも保護を行うことができることとされています。 また、同法第8条においては、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基礎とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできないう不足を補う程度において行われるものとされています。	個人	内閣官房 金融庁 厚生労働省	生活保護法第7条等	対応不可	生活保護は権利であることから、生活保護法上、保護が申請に基づき行われることが原則とされています。 また、生活保護受給者に限定して貯金口座へのマイナンバー付番を義務付けるなど、生活保護受給について、資産、収入に関わらない要件を課すことについては、慎重な検討が必要です。		
1264	令和3年5月26日	令和3年7月7日	食品衛生法改正による食品関連事業者等の負担軽減に関する提案	福岡県の食品衛生監視員です。 令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者が、改正食品衛生法および関連法令の基準を満たし、変更届を提出した場合は、新基準での運用が可能になるよう改正していただきたい。	令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、現在の食品衛生法(平成30年6月15日公布の基準で、許可が切れるまで営業を行うこと)による。つまり、食品衛生法改正から数年間は、現在の食品衛生法に基づき営業許可を持つ事業者と、改正食品衛生法に基づき営業許可を持つ事業者が混在することとなる。現在の食品衛生法と改正食品衛生法で基準やできることが異なるため、事業者から「なぜあの店はダメで、あの店はいいのか」という問い合わせが必至である。例えば、私が所属している福岡県の移動営業では、水のタンクの容量に具体的な数値を定めず、提供できる食品の種類や数が厳しく制限されている。しかし、改正食品衛生法および県の条例では、タンク容量については食品の種類や数の制限が緩和される予定である。令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者は、改正食品衛生法等の基準を満たす設備を用意しても、次の更新まで厳しい制限の下で営業しなくてはならず、もくは新規で許可を取り直す必要があり、不合理である。食品衛生監視員としても、漬物製造業の取得届知やHACCPの説明に追われる中、上記の問い合わせやそれに伴うクレームの処理に追われることとなり、業務量の増大が予想される。以上のことから、令和3年5月31日以前に営業許可を得た食品関連事業者が、改正食品衛生法および関連法令の基準を満たし、変更届を提出した場合は、新基準での運用が可能になるよう改正していただきたい。	個人	厚生労働省	令和3年6月1日時点で、食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号、以下「改正法」といいます。)による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号、以下「旧法」といいます。)第52条に基づき営業許可を取得して営業を営んでいた事業者であった、改正後も許可業種である事業者(以下「既存許可事業者」といいます。))については、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和3年政令第123号、以下「改正政令」といいます。))附則第2条に基づき、既存の許可の有効期間の満了までは、なお従前の例により引き続き営業を行うことができるとされています。 この経過措置規定の趣旨は、既存許可事業者について、ただちに許可を再度取り直すことを不要とし、その取得権を最大限尊重するというものであり、本規定により、経過措置期間は、旧法第52条に基づき営業施設の基準を遵守しなければならず、また、既存の許可によって一般禁止行為が解除された営業行為、取扱食品の範囲内で営業を行うことができるとされています。	食品衛生法(昭和22年法律第233号)第55条 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和3年政令第123号)附則第2条	対応不可	既存許可事業者は、改正政令附則第2条に基づく経過措置期間中は、旧法第52条に基づく営業施設の基準を遵守しなければなりません。このことから、新法第55条に基づく営業施設の基準で営業を行うためには、同条に基づく申請をし、営業許可を受けなければならず、この手続きを食品衛生法施行規則第71条に基づく変更届の提出に代えることはできません。 このため、既存許可事業者から、新法第55条に基づく営業施設の基準で営業することを希望する旨の相談があった場合には、改正政令附則第2条の趣旨を丁寧に御説明いただき、必要に応じて、新法第55条に基づく営業許可を取得するよう指導をお願いします。	



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1268	令和3年5月26日	令和5年4月14日	印鑑登録の一元化	現在、市区町村毎に管理している印鑑登録を固で一元的に管理する。印鑑登録を個人に結び付け、住居の移転等による失効、再登録をなくす。	本来、印鑑登録は登録者の印鑑であることを証明するための制度であるところ、登録者の住居の移転や氏の変更に伴い失効する理由はないと考えます。 印鑑の登録者が引っ越しをするにあたって、再度の印鑑登録のために役所にでかけることは、大変不便であると思えます。 また、そもそも印鑑登録時においてこのような失効の説明はあまりなされていないようです（私自身、説明を受けませんでした）。そうすると、住居の移転による印鑑登録の失効に気づかず、印鑑登録証明書の発行を申請しても、結果役所で門前払いとなります。実印をもって再度印鑑登録に役所に向かなければなりません。 役所へは、通常平日仕事の休みを取って出向きます。つまり、その時間、役所の業務負担が大きくなるのみならず、手続を行う人間の業務が停止します。このような役所、手続者双方による経済損失は明確には測定できませんが、無視できないのではないのでしょうか。 また、最近、再建てやマンションのみならず賃貸でも一生を過ごす方も増えております。引っ越しも状況に合わせて柔軟に行う時代となりました。このような点を鑑みると、印鑑登録を住居と結び付け市区町村が管理するのは、実情に合わないのではないかと考えます。 最近では、コンビニにて印鑑登録証明書を取得できる便利な時代です。この利便性を享受するには、根幹であるそもそもその制度も変化していく必要もあります。インターネット経由でコンビニの複合機と連携しても問題ないであれば、国が一括して市区町村の印鑑登録を管理しても、セキュリティ、技術的には問題ないと思います。 ご検討いただけますと幸いです。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明治期以来、市区町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が複雑かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市区町村に技術的助言として通知を発出しています。	—	対応不可	印鑑登録は、当該市区町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対象となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録票も各市町村ごとに管理されているため、他の市区町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。	
1269	令和3年5月26日	令和3年6月16日	携帯電話キャリア周波数の再編成	現在、管総理の掲げる、携帯電話料金の値下げにおいて、行政が民間の料金体系に口を出して値下げをさせるという手法に関し、多少の反響があるように思える。そこでより民間主導にて携帯電話料金の値下げが実行されるよう、今まで以上の競争を促すことを目的とする。	2020年春より、新たに楽天モバイルが第4のキャリア(MNO)としてサービスを開始している。キャリアでありながら、すでに3000円弱という価格にてdocomo、au、ソフトバンクよりも安い料金を提示し、実際にサービスをしている。 しかしながら、楽天モバイルは1.7GHz帯というひとつのバンドしか割り当てがなされず、後発ということで基地局の整備も遅れを取っているように見える。また、そのサービスの実態は、フリースバンドと書われauのローミングにて全国をカバーしている状態である。現在のままであるとかつて存在したキャリアのイー・アクセスやWillcomと同じ道を歩むやもしれない。 そこでキャリア周波数の再編成である。 特にソフトバンクモバイルにおいては、過去にイー・アクセスやWillcom等を買収し、結果的に、より多くの周波数帯を不当に所有していると考えられる。本来、買収をしたときに、それらに割り当てられていた電波帯を返却するべきであったと考える。 それらのバンドを楽天モバイルに割り当てるのもよし、何らかの方法で楽天モバイルに周波数帯を与え、第4の勢力として育てる必要がある。これまでの3キャリアに比べて誰かに競争はされてきているが、都度見直される料金体系は、3社とも真似をしたようなものばかりであったのは記憶にあるところだろう。 第4種の楽天モバイルが台頭してくれば、現在の料金を見れば明らか。シンプルで今までにはない安い料金が実現し、より競争が促進されるであろう。 上記が実現すれば、4大携帯キャリアにて、管総理の掲げる携帯電話料金の値下げが民間主導で促進されると予想できる。	個人	総務省	(モバイル市場の公正な競争) 「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」に基づき、電気通信事業法第27条の3の執行や事業者間の乗換を円滑化するためのガイドラインの運用により、モバイル市場の公正な競争の促進を図っています。 (周波数の再編成) 電波法第27条の13により、携帯電話の基地局等の開設に関する計画を作成し、総務大臣の認定を受けた者は、認定の有効期間中は、その周波数において排他的に無線局の申請を行い、周波数を利用することができます。	(モバイル市場の公正な競争) 電気通信事業法第27条の3 (周波数の再編成) 電波法第27条の13	(モバイル市場の公正な競争) 引き続き、携帯電話料金の低廉化に向けた公正な競争環境の整備に努めてまいります。 現行制度下で対応可能 (周波数の再編成) その他	(モバイル市場の公正な競争) 引き続き、携帯電話料金の低廉化に向けた公正な競争環境の整備に努めてまいります。 (周波数の再編成) 令和2年11月から「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を開催し、令和3年2月に同懇談会の下に設置された「移動通信システム等制度WG」において、周波数の固定化への対応等に関する議論を行っており、令和3年夏頃に報告書をとまとめる予定です。	
1270	令和3年5月26日	令和3年6月16日	5Gの携帯電話基地局に、既存の防災無線基地局を利用する。	5Gの携帯電話基地局に、地方公共団体の防災無線基地局や国土交通省が持つ監視カメラの塔などを、各社に使用させる。	今後の5G通信は、社会基盤として必須である。しかし、世界との競争の中で、日本はその普及に遅れをとっている。このままでは、国際競争で負けてしまう。また、国内の5G通信網は大変脆弱であり、都市部ですら、ほんの一部しか通信可能ではない。このまま5Gの普及を民間各社に任せているだけでは、5G通信網の拡大が遅れるばかりではなく、都市部と地方の格差が拡大することになる。 (1)既存の塔を利用すれば、各社の負担を軽減することができ、官首相が進める携帯電話料金の引き下げができる。 (2)既存の施設を利用して、携帯電話通信基地を全国に広げれば地方にも5Gの普及をすすめていくことができ、都市部と地方の格差を是正でき、東一帯一帯の格差正につながる。 (3)各社の負担を軽減し、国際競争力を高めていくことができる。国際競争の中で、互角に戦えることができる。 そのためには、法律、制度の改正が必要になると思われるが、管内閣の方で各省庁の壁を打ち破って協力し、かつ官民力を合わせて、強力にすすめていってほしい。	個人	総務省 国土交通省	【総務省】 携帯電話基地局の設置場所は、総務省は規制しておらず、各携帯電話事業者が選定を行うものです。 【国土交通省】 河川区域内における監視カメラの塔などへの携帯電話通信基地の設置については、河川法第24条(土地の占有の許可)及び第26条(工作物の新築等の許可)に基づき河川管理者の許可を受けなくてはなりません。 道路区域内における街灯などへの無線基地局の占有については、無線基地局の構造や占有の場所の基準等を定めた通知に基づき運用しているため、道路管理者の許可を受けることで設置可能です。	【総務省】 なし 【国土交通省】 河川法第24条 河川法第26条 道路法第32条	【総務省】 事実承認 【国土交通省】 現行制度下で対応可能	【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1271	令和3年5月26日	令和3年6月16日	不動産登記申請の簡素化	不動産の相続登記申請に際し、被相続人の戸籍が複数の自治体にまたがっている場合、それぞれの自治体に請求しなければならない。その際の手数料の納付方法（法務省における申請時の手続きの在り方）これらはマイナンバーカードを利用すれば自宅にて電子申請が可能ではないか。結果として手続きの簡素化につながるのと思われる。	1 被相続人の戸籍謄本等の請求申請について、法務省管轄の法令にありながら未だに自治体ごとに申請しなければならない。 2 その際遠隔地の自治体への請求は、郵送の選択しかできなかったため、手数料は現金か定額小為替しか認めない。 3 法務局に不動産登記申請を行う際、書類が全て整っているか、記載に間違いはないか法務局への訪問相談及び電話相談について電話予約が必要。 4 法務局の説明内容は、HPに具体例として載せれば済む話で、訂正もPCでのやり取りで可能ではないか。 5 書類の記載に誤りがあり、その訂正に再度法務局を訪問した。結果、法務省には受け取りを入れて4回足を運んだ。 6 法律上は、電子申請も可能であるが一般人にはとても難解な内容であり、一般人にもとちかりやすい電子申請方法にすべきと考える。 7 新型コロナウイルス関連で特別給付金の交付を受けたが、初めてのマイナンバーカード使用であったが、PCにより申請間隔でも申請手続きが終わり、約二週間後に振り込み完了した。慣れた人は10分との記録もネットで見ることがある。 以上のことから、マイナンバーカード利用により少なくとも不動産登記申請については電子申請手続きが簡素化できるのではないかと申請者にとっては、少なくとも法務局を訪れるための時間と手間が減少できる。また、その際にはいりゆる代書屋さんは減少し、手数料納付も変化させざるを得ないものと思われる。	個人	総務省 法務省	なし	対応不可	令和元年5月31日に公布された戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)を踏まえ、法務省において所要の措置を講ずることとしており、上記法律の公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。 「提案理由2」については、制度の現状欄に記載のとおりです。 現在、マイナンバー制度における情報連携の仕組みを利用することができるのは、①社会保障制度、②税制、③災害対策の3分野に限られており、不動産登記手続のための利用は想定されていません。また、「提案理由3及び5」については、「制度の現状」の記載のとおりです。御理解願います。 「提案理由4」については、個別具体的な申請についてまで網羅的に様式等を掲載することは困難であるため、様式等を御覧になった上で御不明点がある場合は、登記手続案内の御利用を案内しております。 また、HPに掲載している様式等については、より充実した内容となるよう、引き続き掲載内容等についての検討を行い、より多くの方にとって利用しやすいものとなるよう努めてまいります。 なお、不動産登記のオンライン申請につきましては、利用者の利便性向上の観点から更なる改善を検討してまいります。		
1272	令和3年5月26日	令和3年6月16日	e-Govの電子証明について	電子申請に関して、せっかく自宅パソコンから申請できるのなら、マイナンバーカードで本人確認できるようにできると助かります。	わざわざ、電子証明を取るのに別で申請、課金されるのは、これこそ縦割りの象徴だと思います。申請料など、具体的に調べていませんが、折角のマイナンバーカードが本人証明にならないのは、損失だと思います。電子認証取得の期間、料金なども無駄だと感じます。	個人	総務省	e-Gov電子申請では、マイナンバーカードの署名用電子証明書の利用が可能です。	対応	e-Gov電子申請では、マイナンバーカードの署名用電子証明書の利用が可能です。そのため、マイナンバーカードをお持ちの場合は、他の電子証明書を取得せずマイナンバーカードの署名用電子証明書をお使いいただくことが、e-Gov電子申請の機能としては可能です。ただし、各手続の電子証明書の要否や、どの電子証明書を利用可能とするか等は、各手続を所管している行政機関で決定しているため、これら手続所管の行政機関とも連携し、マイナンバーカードの署名用電子証明書により電子署名可能となる手続が増えるよう、取り組んでまいります。 なお、e-Govは上記のとおり、マイナンバーカードの署名用電子証明書には対応しておりますが、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書による本人確認には現時点では対応しておらず、今後実現に向け検討してまいりたいと考えております。		
1273	令和3年5月26日	令和5年4月26日	資格試験、国家試験のオンライン化	国家試験など、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。また、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。また、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。また、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。	国家試験など、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。また、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。また、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。また、実技以外の筆記試験は、オンラインの活用で自宅でも受験ができるようになる。	個人	デジタル庁 総務省 警察庁 金融庁 消費者庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	国家資格試験については、個別の資格ごとに法令等により試験実施者、試験申込み手続き等が定められている所。	（マイナンバーの利用及び情報連携について）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第9条第1項、第19条第8項	その他	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、各種免許・国家資格等のデジタル化を推進することとしています。当該計画に基づき、令和5年度（2023年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行った上で、各種免許・国家資格等の手続きのデジタル化を進めてまいります。	
1274	令和3年5月26日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの利便性向上	海外転出時にマイナンバーカードの返納の手続きが必要とされ、マイナンバーカードは失効する。しかし、マイナンバー（個人番号）を把握する手段として、マイナンバーカードに国外への転出により返納をした旨を記載され、返却される。国外からの転入後も、国外転出前と同じマイナンバー（個人番号）を使用することになるが、国外転出前のマイナンバーカードは失効しており、使用することができます。再度カードを申請する必要があります。転出前の方のデータを書き換えて復元のようにする、もしくは、海外居住者にもカードを失効させずに保有させるようにする。	マイナンバーカードは、普及すれば社会のデジタルトランスフォーメーションに大きく貢献することが見込まれるが、手続きが面倒である等の理由により、普及が進んでいない。転出等により海外に一時的に居住する日本人は増えており、そのような日本人にとっても使いやすいカードとすることが、マイナンバーカードをより普及させることに繋がる。	個人	総務省	国外転出によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年5月までに開始することとしております。これに合わせて、国外転出者が一時帰国することなく、カードの受取りを希望する在外公館において、必要な本人確認等を経て、カードの交付等を受けられる仕組みを設けることを考えております。	改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第8項	検討を予定	制度の現状のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1275	令和3年5月26日	令和3年4月14日	転居の手続きと同時に印鑑登録が自動的に移動するようにしてほしい	現在、転居すると転居先の市区町村で印鑑登録をやり直さなければならない。転居の手続きを行えば、印鑑登録も自動的に移動するようにしてほしい。	国民の手間も行政の手間も少なくて済む。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明治期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。	-	対応不可	印鑑登録は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者が登録の対象となっており、住民基本台帳と同様に、印鑑登録原票も各市町村ごとに管理されているため、他の市町村に転出した場合には再度印鑑登録を行う必要があります。なお、同一市町村内での転居時には、再度登録を行う必要は無いものと承知しています。	
1276	令和3年5月26日	令和3年6月16日	電波オークションの実施促進を要望します	今年のノーベル経済学賞に電波オークション理論が受賞されました。世界の国では、電波周波数は公共で国の物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われています。これにより、国の収入も増え、一部のテレビ局の特権を排除できます。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけです。日本のメディアは、自分たちに都合が悪いので、これを隠しています。菅政権では、河野大臣以下、改革に力を入れていますので、是非この件も、対応して頂くことを要望します。	社会的効果 世界の国では、電波周波数は国の公共物という考えがあり、既にオークションが実施され、入札による適切な周波数の配分が行われています。世界中で、オークションが実施されていないのは日本だけである。 現状では、一部のテレビ局が非常に安い電波使用料だけ払い、独占的既得権に安住している。日本のメディアには、すべてが左よりの偏向報道と報道しない自由を行い、報道の公正中立性が担保されていない。これは、国民の知る権利と中立公正な情報が侵されていることになる。実施により、既存メディアの力を弱められ、報道の多様性活性化が生まれる。 経済的効果 現状、既存の放送局は、収益に対し相応しい電波使用料である。電波オークションを実施することで、国の収入が確実に増え、適切な競争原理により、放送局に多様性や活性化が生まれる。入札という形は、既存メディアに対し相対的に国の立場が優位になるので、将来的にも電波使用料値上げの反対意見が出ずらくなり、直上げしやすしい。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。 このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各国における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎
1277	令和3年5月26日	令和3年6月16日	緊急走行時のETC通行について	現在、緊急車両のETC利用については、道路管理者の発行する業務用プレートと呼ばれるETCの発行を依頼し、発行道路管理者の管理する道路のみ(一部他社のカードに情報載せる場合あり)に使用は限られている。実際には旧道路公団、現NEXCOの子会社が一元的に発行しており、発行されるカードで全国ETCの通行が可能である。そのカードを、一律全国での利用が可能な制度とし、円滑な緊急走行につなげていただきたい。	現在は、特に道路管理者が複数あるような都市部において、道路管理者の異なる道路を通行する場合、カードの差し替えなどの対応をするなどの対応が必要な場合や、E例え緊急走行であってもETC通行ができない状態となるなどの影響がある。 それぞれの道路管理者の棲み分けによる、相互乗り入れができていない状態である。 これにより、管轄する行政機関(特に警察、消防)が影響を受けている。 一方で、道路パトロール隊は、道路管理者内々の申し合わせなどで、相互の道路乗り入れも柔軟に対応している。 乗用車がETCレーンで停車することなく通過する中、最も急ぐべき緊急走行車両が、この時代において、道路管理者の縦割りに影響があるようなことは、決して許されない。 も関わらず、国交省や総務省も理解しているが、解決に至らない。 先般、総務省行政評価局においても、一定解決すべき問題であることも示されて(評価局の主旨は若干異なるが…)いる。 全国の有料道路の通行が可能となることで、広域的な応援活動も円滑に進むことは言うまでもない。 警察、消防、さらには自衛隊までも、新たなETC通行制度をしっかりと運用すれば、より良い対応が可能である。 早期に検討いただきたい。	個人	警察庁 総務省 国土交通省 防衛省	高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交差法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両はこの限りではないとされており、同法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 国土交通大臣が定める車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」で定められており、警察、消防等車両については、当該車両の使用目的に応じて告示の該当の有無を判断しており、告示に該当する場合、料金を徴収していません。 当該告示に該当する場合の通行方法等については、各高速道路会社と各地方公共団体等との協議において定められていることから、各高速道路会社において発行したETCカード等を使用して各高速道路会社が指定した区間を通行する必要があるなど、同一の通行方法で管理会社が異なる高速道路を利用することができない場合があると承知しております。	道路整備特別措置法	検討に着手	当該告示に該当する場合の通行方法等について、管理会社が異なる高速道路を相互に通行する場合には、一のETCカードにより相互に利用が可能となるよう、検討に着手していることと高速道路会社から聞いているところですが、国土交通省としましても、高速道路会社と連携し、適切な運用の見直しに向けて必要な対応を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1279	令和3年3月4日	令和5年4月26日	報告・届出内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みの構築	民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築する。	〇現状、類似の報告・届出を複数の府省庁に提出したり、同一の府省庁に重複した報告・届出をしなければならないケースがある。例えば、銀行の場合、以下のような重複した届出等がある。 ・確定拠出年金運営管理機関は、役員の兼職状況や主要株主の商号・住所・持株割合に変更があった都度、厚生労働大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、これらについて内閣総理大臣への届出等を行っており、銀行が確定拠出年金運営管理機関となっている場合、重複した行政手続となっている（「No.33」参照）。 ・銀行の信託契約代理業を営む営業所に所在地変更があった場合、内閣総理大臣に届出を行わなければならない。銀行は、銀行法に基づき、営業所の位置変更について内閣総理大臣への届出を行っており、重複して内閣総理大臣に届出を行っている（「No.34」参照）。 〇民間企業からの報告・届出の内容を各府省庁間や制度間で電子的に共有する仕組みを構築すれば、重複した報告・届出を削減でき、民間企業の負担軽減、行政の効率化に資すると考える。	一般社団法人全国地方銀行協会	デジタル庁 金融庁 厚生労働省	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載した通り、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、民間企業等の負担軽減や行政の効率化に向けて取り組んでまいります。		
1280	令和3年6月10日	令和3年7月7日	nhk受信料の徴収について	放送法を改正し受信料の徴収はキャッシュカードで行い緊急時には解除する方式の採用。	放送法設定の時に比べて公共放送の概念及び受信技術が変わりました。 1 受信機を設置してもnhkが受信できないテレビには課金できないことが裁判で確定しました。 2 徴収の費用が節約できその分受信料が安くできるまたは番組の買向上にやくだてる。 3 情報の伝達がnhkだけではない、nhkはなれの情報の多様化で信頼感とは別問題としてnhkだけが真実を伝えているという意識を国民に考えさせるきっかけになります。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	その他	具体的な受信料の支払方法については、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に基づいて行われることから、まずはNHKにおいて検討すべきであると考えます。	
1281	令和3年6月10日	令和4年12月14日	遺族厚生年金の男女格差是正について	現在の遺族年金は夫が妻かで死亡の支給額が異なり、収入が全く異なる場合でも最大月額108万円の差があります。支給額を平等に近づけていただけたいです。	現在の制度では妻を主たる生計とする家庭で夫が主夫として働いていた場合、妻に先立たれた後に技能をつけるなどして社に出ることが困難であると感じます。 また、男女平等参画社会を推進する前提に立つと、全く同じ年収であっても男女の違いのみで支給額に差をつけるのは単純に差別であるとも感じられます。	個人	厚生労働省	遺族年金制度は、家計の担い手が死亡した場合に、残された遺族の所得保障を行うものです。 このうち遺族基礎年金については、社会保障・税一体改革において、平成26年4月から支給対象を父子家庭に拡大しており、男女差は解消されています。 一方、遺族厚生年金については、養育する子がいる場合は母子家庭では母(妻)に、父子家庭では子に遺族厚生年金が支給されるため事実上、男女差はありませんが、養育する子がいない場合には男女差があります。 具体的には、妻が受給する場合には年齢要件はありませんが、夫が受給する場合には、妻の死亡時に本人が65歳以上であることが支給要件となっています。また、夫の死亡時に40歳から65歳までの子がいらない妻に対しては、遺族厚生年金に加えて中高年齢補加算(遺族基礎年金の3/4)が加算されます。 なお、遺族厚生年金の給付額は、死亡した方のそれまでの標準報酬を基礎として算出されるため、男女の賃金差(標準報酬の差)を反映し、給付額に差が生じている可能性も考えられます。	厚生年金保険法第五十九、六十二条	検討を予定	男女が共に就労することが一般化する中、遺族厚生年金制度についても社会の変化にあわせて見直すことが必要であると社会保障審議会年金部会でも指摘されており、検討を進めてまいります。	
1282	令和3年6月10日	令和3年7月7日	建設業法における配置技術者の所属の問題	建設業法上、配置技術者にできるのは当該会社に在籍の正社員でなければならず、出向者は認めない(親(親会社が持株会社等)の場合)ことになっているが、大企業・複合企業など100%資本関係の企業内において(建設業法以外においては)人事異動による出向は通常の社内異動と同様に行われるのと同様、業容が広く分社化していても業員一体の企業の場合、出向も認めべき。	不動産業に関連する各種事業を行っている大手不動産業の会社に在籍しており親会社から出向で経営を所管している業務についてです。 当企業集団では建設業免許をもって事業を行っている企業だけでなく数社あり、主にEPC、EPCX、設計は、工事対象、エリア別等に分けて効率的に経営管理を行っています。 コロナ禍において然りですが事業の再編・再建を考えたとき、普通の事業なら業績が厳しい状況でも一旦は好調な業種やエリアへ異動(出向など)で経営資源を流動的に与えるが、建設業の技術者に限っては出向ではなく、建設業のコアである配置技術者になれないため、実質建設業としては技術者の流動性の大きな障壁となっています。 建設業では怪しい企業などが多く規制を設けることは理解しますが、大企業における異動・担当変更(出向)は、それとは明らかに別物で、逆に企業集団というのは経営資源の流動性で多くの人の雇用を維持しているのは明らかなので、建設技術者の流動性確保、雇用の安定のため、企業集団内の異動については出向でも可にすべきだと思います。	民間企業	国土交通省	建設業法第26条において、建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものとして、主任技術者又は監理技術者を置かなければならないとされています。 なお、適正な施工の確保のため、当該建設業者が置(監理技術者等は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある必要があります。	建設業法第26条	対応	建設工事の発注者は、建設業者の有する技術力を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託していることから、適正な施工を確保するため、監理技術者等の現場配置技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者である必要があるとしています。 一方で、建設業者が会社分割、子会社化等により企業集団を形成し一件となって経営を行うことにより、経営基盤の強化や経営の合理化を図っている例があることから「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正) (平成28年5月31日付国土建第119号)」により、所定の要件を満たす企業集団については、親子会社間の出向社員について、当該出向社員と当該出向先の会社との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があるものとして取り扱い、監理技術者等として配置することができることとしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1283	令和3年6月10日	令和5年4月26日	印鑑登録証明の発行について	印鑑登録証明書の発行には登録カードが必要であるが、本人が本人確認書類を持参している場合は、登録カードを持参せずとも発行できるようなしてほしい。もしくは登録カードそのものをなくしていただきたい。	登録カードは日常から持参しているわけではなく、忘れた場合、取り戻すか、もしくは手記に当該印鑑があれば登録し直してカードを作り直す方法がなく、作り直しの場合は手数料も取られる。マイナンバーカードのように常時携帯するものではないため、持参忘れの可能性も高く、取り戻すにしろ作り直しにしろ、金銭的にも時間的にもコストがかかる。	個人	総務省	印鑑登録証明書の発行は、各市町村の条例に基づいて行われております。	各市町村における条例	現行制度で対応可能	印鑑登録証明書の交付を受ける場合には、市区町村の窓口で、印鑑登録証を添えて書面で申請することが一般的です。これについては、市区町村が条例等を制定し、マイナンバーカードに印鑑登録証の機能を搭載することにより、マイナンバーカードを印鑑登録証として利用することが可能となっております。 また、マイナンバーカードに登録されている電子証明書を活用して、住民票の写しや印鑑登録証明書など各種証明書をコンビニで受け取ることができますが、この仕組みを応用し、市区町村の庁舎や窓口で端末を整備して印鑑登録証明書の交付を受けることも可能となっております。 マイナンバーカードを用いることで、市区町村の窓口業務を簡素化することは重要であると考えており、総務省としても、これらの活用事例を周知する等を通じ、市区町村における活用を促してまいります。	
1284	令和3年6月10日	令和3年7月7日	一時預かり事業幼稚園型IIの子を日本スポーツ振興センターに加入させてください	日本スポーツ振興センターの災害共済給付加入対象者に、一時預かり事業幼稚園型II幼稚園の空き教室等を利用した2歳児受け入れによる待機児童対策の利用児童を含められるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(附則)を改正してください。	日本スポーツ振興センターの災害共済給付は、加入の社会的効果については述べるまでもなく、幼稚園を含む学校の児童生徒のために大きな役割を果たしております。同じ児童を対象とする事業の中で、認可保育所や認定こども園だけでなく、平成29年からは家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業など、一部の無認可保育所も対象となりました。一方で、平成30年から実施されている一時預かり事業幼稚園型IIは、待機児童対策のために、週5の利用を前提としたものでありながら、もともとな一時預かり事業が定期的な利用を想定していないことから、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条に記載されず、事業者である幼稚園は、その子たちのために民間保険に別途加入する必要がございます。事業所によっては無保険で取り扱われる恐れがあります。 また、 ・3歳を迎え、満3歳入園をした園児と同じ学年であり、幼稚園の中で一体的な活動をしていることもあるにも関わらず、手続きを分けなければならないこと ・多くの場合誕生日を迎えると満3歳入園をして幼児教育無償化対象とすることから、年額の掛け金を支払うことになること があるため、加入が可能になればコスト削減につながるだけでなく、幼稚園は99%以上が加入していることから、一括で手続きをすることで災害時に無保険である可能性が軽減します。 待機児童対策のために、週5の利用を前提としたものであり、幼児教育無償化の対象事業でありながら、日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象外となっている事業について、対象にしていいただくよう法改正をお願いいたします。	民間法人	文部科学省	災害共済給付の対象となる保育所等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第8条号に規定する施設とされています。一時預かり事業については、預かる場所の安全基準や預かりが一時的であることなどの理由から、現在、災害共済給付制度の対象となっております。	独立行政法人日本スポーツ振興センター法第15条第1項第7号、同法附則第8条	検討を予定	一時預かり事業(幼稚園型II)の利用者を災害共済給付制度の対象に含められるかについて、文部科学省及び厚生労働省で検討を行っていきたいと考えています。	
1285	令和3年6月10日	令和4年12月14日	医療における電子サインの解禁	医療において、ペーパーレス化推進の為、電子サインを解禁していただきたいです。	現在の制度では、紙の各種同意書に患者等が自筆でサインすることが必須となっています。ただし、その紙の保管に関しては、タイムスタンプを付与してスキャンすれば、紙の原本は破棄が可能で、スキャンしたデータを原本として扱うことができます。そうであれば、初めから電子サインで問題ないのではないかと考えます。電子サインを解禁していただくと、医療機関でペーパーレス化が進み、事務員の再配置が可能となる為、新型コロナウイルス対応で検温、発熱等の人員の負担を軽減することができます。また、医療機関の紙のコスト削減に繋がります。	個人	厚生労働省	ご指摘の同意書がどの制度に基づくのか不明ですが、一般的に、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)に基づくものについては、医療現場における同意書については、紙の署名を電子署名に替えることができます。そのため、各医療機関の判断により、電子署名を取り入れている場合もあると承知しています。	なし	その他	制度の現状のとおりです。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1286	令和3年6月10日	令和4年7月20日	医療従事者・国家資格者の携帯用免許証とHPKI	医師、薬剤師、看護師の顔写真付き携帯用免許証の発行を検討したい。	医師、薬剤師等の資格者の免許証は卒業証書と同サイズのものとなっています。災害時などで身分を証明するべきがなく、また受け入れ側も確認の方法がありません。免許証は自宅にしま込んであり、普段持ち歩くことはありません。携帯用の証明証の発行が行われれば、災害時等での証明が適切になり、かつ効率化が図れます。いまだ、災害時において不十分な無免許医療行為の報道がありますが、こういった背景があるためです。東京都内の医療従事者の多くは他の県や遠隔地に住所があります。避難所や救護所への医療者派遣を円滑に行うためにも必要対応かと思えます。また地方の過疎地域においても同様です。墨田区では医療者証の発行を行っていると聞いています。自治体の財政等によって差異が生じていますが、そもそも、医療者証明書を持っていれば解決する問題です。また、優秀で進められているHPKIを電子的な証明書のみではなく、一般的な証明書としての使用ができるようにすることも可能だと思います。つまり、通常時の証明書をベースにして、必要な従事者のみHPKIの情報の上乗せする形で進められることを期待します。	個人	厚生労働省	身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。他方、診療録等の電子的記録やネットワーク利用が進展する中、医師等のなりすましや診療データの改ざんといったリスクへの対応が必要であり、厚生労働省では公的資格の確認機能を有する電子署名や電子認証を行う基盤として泉屋医療福祉分野の公開鍵基盤(HPKI)の普及・啓発及び体制整備を行っています。厚生労働省において、基盤の設置要件等を作成しており、現在(2022年3月31日)は日本医師会、日本薬剤師会、医療情報システム開発センターにおいて、医師等の資格確認を行うためのHPKIカードを発行しています。このカードは券面上でカード保有者の顔写真や国家資格の保有者であることが確認でき、緊急時や災害時に迅速に本人確認と保有国家資格確認を有していることを提示することができます。		検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにするとされており、ご提案に沿った検討がなされる予定となっております。また、HPKIの利用環境整備は非常に重要であり、その普及・定着を進める必要があると認識しています。今後も医療のデジタル化が進展する中、HPKIの更なる普及に資する必要な事業を進めてまいります。	
1287	令和3年6月10日	令和5年4月26日	マイナンバーカード受取の記入書類は1枚に	オンラインで申請したマイナンバーカードを受け取るために、(1)オンラインで申請したことに関連しないという確認書(2)窓口での受付票(3)通知カードの返納届を記入した。上記は1枚で済むことではないかと思う。「受付票」に、オンラインで申請したことに関連しない、というチェック欄、そして、通知カードを返納するというチェック欄を設けられないではないか。	窓口の人的・物的資源の有効利用。	個人	総務省	(1)(2)の文書については、総務省で定めたものではなく、自治体で独自で設けた文書であると思われます。(3)の文書については、総務省が定めた事務処理要領で定められた様式であり、通知カードの返納の際に記入することとされています。	なし	対応不可	(1)と(2)の文書は自治体で独自に設けたものであり、各自治体において事務手続きに効率化に取り組んでいたことが重要と考えております。	
1288	令和3年6月10日	令和3年7月7日	解体工事における特定建設作業届・リサイクル届の提出	コロナ禍の中、一時は郵送での提出を受け付けていた。(郵送でも受理が可能だというのが証明された)市町村により、現在まだ郵送での提出が可能な市区町村と持参しないという変更できないという市区町村があります。	PDFでの提出が可能になれば効率的になるかと思えます。最低でも郵送での提出が可能になれば、我々のような中小企業は大幅な時間短縮につながるのですが・・・	民間企業	国土交通省	一定の規模以上の建築物・工作物の新設工事並びに解体工事等を施工する場合、発注者は特定行政庁(都道府県庁、一部の市町等)のリサイクル担当部局へ建設資材の分別解体に関する届出をすることとしています。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条	現行制度下で対応可能	建設リサイクル法に基づく届け出については、法律上、郵送又は電子による申請を否定しておらず、一部特定行政庁では郵送又は電子受付を実施しております。本事務は、特定行政庁の自治事務ではありますが、受付窓口となる特定行政庁に対して電子受付等の更なる実施を働きかけてまいります。	
1289	令和3年6月10日	令和3年7月7日	自動車運転免許更新時の視力検査を眼科医でも可能に	警察署における免許更新での視力検査を、眼科医の証明で代替できないでしょうか。	毎回の更新時、警察署での検査は土日夜間不可など、場所も日時もかなり制限されます。特に、検査官が行う視力検査でかなり時間を要し混雑します。コロナ禍のおり、簡素化できないでしょうか。例えば、眼科医の視力検査結果を警察署に提出し、は、考えられませんか。できれば電子申請も、。視力検査を健康保険の対象に指定すれば、さほどの出費にはならないと思います。身体機能や認知機能の確認は検査官が確認する必要性が高いので、視力なら検査精度から眼科医の証明の方が合理的です。まずは視力の眼科検査の実現をお考えください。	個人	警察庁 厚生労働省	現行の運転免許証の更新手続では、視力検査や講習等を受けていただく必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいております。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第6項	対応不可	運転免許証の更新手続においては、多数の申請者の手続を短時間で行う必要がありますが、その中で、各申請者が提出する診断書が、医師が作成した真正な診断書であることを確認するために一定の時間が必要であり、かえって窓口での円滑な事務遂行に支障を来すおそれがあると認識しております。なお、公的医療保険制度においては、疾病に対する治療を保険給付の対象としており、運転免許証の更新時の視力検査は疾病に対する治療に当たらないため、保険給付の対象とするとはできません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
1290	令和3年6月10日	令和3年7月7日	マイナンバーカードによるふるさと納税オンライン申請	ふるさと納税のワンストップ特例制度の申請書類について、マイナンバーカードによるオンライン申請に対応し、紙書類の削減および申請手続きの効率化をおこなう。	ワンストップ特例申請については、紙による申請となっており、書類の郵送による時間ロスおよび送料等のコストがかかっている。マイナンバーカードによるオンライン申請を可能とすることにより、本人確認ができ紙書類の添付が不要となり、事務手続きの簡素化および効率化によりコスト削減を行う。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法附則第7条第1項及び第8項</li> <li>・地方税法附則第7条第4項及び第11項</li> <li>・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項</li> <li>・総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条</li> </ul>	現行制度下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、画面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。	
1291	令和3年6月10日	令和3年7月7日	スクランブルによる受信料徴収の厳格化	スクランブルを導入することにより、受信料徴収が厳格化される。	NHKの受信料徴収に当たり、訪問員が繰り返し足を運ぶなどコストが年間300億円もかかるなど、無駄が非常に多い。スクランブルを導入することにより、受信料徴収が厳格化され不公平感が解消される。緊急災害時にはスクランブルを解除し、かかった経費については税金にて対応する。公共放送の担う部分と、民間放送と競合する部分を明確に分け、肥大化しているNHK業務について見直しを行うことにより、真に必要な公共放送の在り方を国民に問うべきである。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信料を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためあく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にすぎないものであると考えます。	
1292	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整電子化	年末調整の手書きから電子化への移行による個人、企業、省庁のリスクを軽減する。PDF入力フォームで公開している項目をアプリ化し、支払者の法人番号と従業員番号を申請者が入力すれば一元化可能。法人のアクセス制限も法人番号で行え可能。この点を踏んでいるのは省庁のサーバーに外部からアクセスさせるかどうかです。100%の安全性を確保しようとするば千経っても一歩も前に進めない。	確定申告ではe-taxが行われているのに年末調整は相変わらず手書きで雇い主に提出しております。恐らく誰かが電子化していると思うと、企業、国、関係省庁での重複リソースは大変なロスですね。年末調整は相変わらず手書きで雇い主に提出しております。データを入力してが国税庁に取めるまでの雇用の確保もあるのでしょうか、納税者としては無駄にしか思えません。小生はたまたまPCのサポート関連に携わっていたのでKBを叩くことに違和感がありますが、未だ多くの国民は電子申請に慣れていないですよ。押印文化も相まって情報後進国になっているように思います。過去、国のIT戦略はHW中心の調達にあり、配備してインターネットを閲覧するだけで満足していたe-japanのような施策では何ら底上げされていませんでした。現代ではスマホにより情報の電子化がやっとな個人レベルまで浸透してきています。この点を踏んでいるのは省庁のサーバーに外部からアクセスさせるかどうかです。100%の安全性を確保しようとするば千経っても一歩も前に進めない。	個人	財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっています。	所得税法第198条第2項、所得税法施行令第319条の2	対応	左記のとおり、年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書など年末調整の書類については、電磁的方法(データ)により提供することが可能となっています。また、控除申告書に添付又は提出の際に提示することとされている控除証明書等のうち、「生命保険料控除証明書」、「地震保険料控除証明書」、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」、「住宅借入金等所有する場合の所得税額の特別控除証明書」についても、控除申告書を電磁的方法により提供する際には併せて電磁的方法により提供することが可能となっています。これに伴い国税庁では、従業員の方が年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子的に作成することでの「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を令和2年10月から公開しております。なお、年末調整の書類や添付書類を電磁的方法により提供できるかどうかは、個々の会社の状況により異なると思われるので、必要に応じてお勤めの会社に確認してください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要		
1293	令和3年6月10日	令和3年7月7日	固定資産税の名寄帳について	毎年四月に縦覧を行う土地・家屋の固定資産税名寄帳について、フォーマットを全国統一のものとし、用紙ではなくデータでの受領が出来るようにしてほしい	福岡県福岡市内の職場で勤務している会社員です。毎年四月になると、勤務先が所有している土地・家屋の固定資産税名寄帳を取り寄せるのですが、所有土地が千筆以上あり、福岡市内でも西区・早良区・博多区などに分散しているため、それぞれの区別で印刷された用紙を受け取っています。最も多くの筆を所有している西区では、印刷した名寄帳の用紙が七十枚以上になります。福岡市内だと西区・早良区・博多区で同じ形式の書式に情報が印字されていますが、糸島市や八女郡にも土地を所有していて、そちらの書式は福岡市のものとは全く異なる並びになっています。この用紙の数値をパソコンのエクセルシートに手打ちし直して、勤務先での用途によって集計をかけたりますのですが、これがフォーマットで受領することが出来ればかなりの効率化に繋がりますし、役所も用紙や印刷にかかるコストを削減出来ると思います。せめて全国統一のフォーマットであればOCRで読み取ることも出来ますが、フォーマットが全く異なるのでシステムを導入しようにも相当な初期費用がかかるということでも毎年手入力を行っています。	個人	総務省	政府では、地方公共団体の情報システムの標準化を推進しています。固定資産税に関する地方公共団体のシステムについても標準化の検討を進めており、その中で、名寄帳につきましても、印字項目やレイアウトの統一化について検討しているところです。	地方税法(昭和25年法律第226号)第387条	検討に着手	制度の現状に同じです。		
1294	令和3年6月10日	令和3年7月7日	商工会議所 発行輸出原産地証明書	現在原産地証明書発行依頼の方法 輸出会社が原産地証明書を作成 商工会議所へ持参して窓口提出 商工会議所の押印 手数料払う	ネットまたは最低でも 郵送に変更すべきです 往復、申請に半日必要	個人	経済産業省	全国の商工会議所において、非特産地証明書をはじめとする各種貿易関係証明書を発給しています。	なし	対応	日本商工会議所において、全国の商工会議所が共同で利用する「貿易関係証明発給システム」を構築し、令和2年9月以降、当該システムを活用し、準備が整った商工会議所から、順次、電子発給業務を開始しております。		
1295	令和3年6月10日	令和5年4月14日	印鑑登録保証人について	令和2年10月26日 宮崎市役所の窓口にて、職元が印鑑証明書の発行手続きを行いました。マイナンバーカード紛失により、再印鑑登録を実施しなければならないことになりましたが、保証人は本人証明の為に宮崎市居住者の実印押印を求められました。本人確認は運転免許証でも可能と思いますが、検討をお願いします。	1.保証人となる方が、常に実印を携帯している可能性は低い。 2.行政区域居住者の存在を確認するのであれば、保証人/マイナンバーカード若しくは免許証の提示で可能ではないでしょうか？(これらの証拠書類には保証人となる方の写真が貼付されているので、本人確認が適切におこなえる。) 3.保証人を証明するのに、マイナンバーカードを利用することになれば、マイナンバーカード普及向上にも繋がると 생각합니다。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明治期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を発出しています。	一	対応不可	制度の現状に記載の通り。		
1296	令和3年6月10日	令和3年7月7日	戸籍簿本のコンビニでの取得	現在、本籍地が居住する自治体である場合、マイナンバーカードを使えば、コンビニのマルチコピー機から戸籍簿本を取ることが出来ます。ところが、本籍地が居住する自治体でない場合、本籍地の役所まで出向くか、返信封筒を入れた封書で本籍地の役所に依頼するしかありません。一部の自治体間ではネット接続して、相互にコンビニからの取り出しが可能というようですが、まだまだ例外的な規模です。何とかこれを全国一律に可能として頂きたい。	管内閣のデジタル化による行政改革の身近に見える成果になると思います。また、マイナンバーカード利用促進にも繋がります。新型コロナウイルスが蔓延する中で遠くの本籍地に行くのはリスクがありますし、郵便での入手は1週間近くの間が掛かるため、急な対応には間に合いません。戸籍自体は既にデジタル化されているはずですので、各自治体ネットワークで繋ぐか、全国を統一して国が国民の戸籍のデータベースを持てば、全国どこからでも戸籍簿本のコンビニ入手が可能となると考えます。	個人	法務省	番号1099の回答をご参照ください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1297	令和3年6月10日	令和3年7月7日	古物営業法について	本日、某業者にタブレット買取を依頼しました。本人確認の為、マイナンバーカードを提出しようとしたら古物営業法により、住民票の原本を送付してくれとの事…。正に時が止まっているかのような錯覚にとらわれ、即返してしまいました。スマホでマイナンバーカードが読み取れて、カードリーダーまで持っているのに、わざわざ住民票を取って郵送？画の一括管理で結構ですから、早く便利にしてください。インターネットもスマホも便利だから普及したのですから。カード所有者の利便性を徹底的にあげてください。よろしく願いいたします。	マイナンバーカード所有の意味がありません。マイナンバーカードがダメで、「住民票の原本を郵送で送れ。」は実いました。あまりにもおかしかったのでメールをさせて頂きました。5000円なんて配らなくても、徹底的に便利にすれば普及しますよ。配るだけ時間の無駄です。	個人	警察庁	マイナンバーカードは、公的な身分証明書として、一般的な本人確認の手續においても、本人確認書類として取り扱うことが可能であるとされています。古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号に規定された確認については、古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第1項において、身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料(一を限り発行又は発給されたものに限る。以下「身分証明書等」という。)の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに関し合わせることによりするものとされています。また、同法第15条第1項第4号に規定された確認に準ずる措置については、同規則第15条第3項各号に規定されており、住民票の写しのほか、マイナンバーカードの写しの送付を受けるなどして本人確認を行うことが可能となっております。	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項第1号及び第4号 古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)第15条第1項及び第3項第1号から第15号	現行制度下で対応可能	古物営業法(昭和24年法律第108号)第15条第1項では、古物商は、古物を買受けるときは、(相手方の真偽を確認する必要があるところ、その方法については、同項各号のいずれかの措置をとることと規定されており、制度の現状欄に記載のとおり、マイナンバーカードを利用した本人確認を行うことは可能です。 この点、警察庁では、事業者団体に対し、マイナンバーカードが古物営業法施行規則(平成7年国家公安委員会規則第10号)上の相手方の住所、氏名及び年齢又は生年月日を証する資料に当たり、本人確認書類として取り扱うことが可能であることなどについて周知を行っておりますが、引き続き、必要に応じてこうした取組を実施してまいりたいと考えています。	
1298	令和3年6月10日	令和3年7月7日	金融機関の合併後の親抵当権および抵当権の解除の手續について	親抵当権および抵当権(以下「抵当権」という)の抹消登記をする際、抵当権が消滅する前に抵当権者が吸収合併されている場合の抵当権抹消登記の手續きの簡素化を要望します。具体的には、現状では抵当権抹消登記をする前に抵当権の移転登記をしなければならないが、合併したことの記載のある商業登記の登記事項証明書などを登記原因証明情報として抵当権抹消登記の手續きを不要としてもほしい。	金融機関借入に紐づく親抵当権および抵当権については、抹消登記を行う際には、通常借入人(お客様)が抹消登記の手續きを行うのが通例となっており、借入人側の対応で完結する。しかし、金融機関の合併している際には、事前に金融機関側が抵当権の移転登記を事前に行う必要があり、金融機関側が手續きを行わなければならない。さらに、その際に登録免許税は抵当権設定額の1,000分の1でかつ、司法書士に対する報酬費用が必要となるなど、経済的な負担も非常に多い。この手續きが簡素化されることで、金融機関の合併後の経済的かつ事務的な負担が大きく削減されることとなり、地域金融機関が本来求められている、金融仲介機能での支援を強化することにもつながると考えられる。以上の内容を考慮していただき、是非本案件に対する規制改革の検討をお願いしたい。	民間企業	法務省	(親)抵当権の登記名義人に相続、合併その他の一般承継が生じている場合において、当該(親)抵当権の抹消に係る登記原因が、一般承継よりも後に生じたものであるときは、当該(親)抵当権の登記名義人に係る相続、合併その他の一般承継に係る登記をした後でなければ、当該(親)抵当権の抹消の登記をすることはできません。	不動産登記法第25条7号	対応不可	不動産登記制度は、不動産に関する権利関係(不動産に関する物権の得喪及び変更)を公示することを目的としており、不動産登記記録には、その不動産に関する物権の得喪及び変更の過程が正確に反映されるべきことが要請されていると考えられ、いわゆる中間省略登記は、不動産登記制度の要請に反するものとして、法令の規定により認められている場合又は確定判決による登記の申請の場合を除き、従来から認められておりません。 御提案の内容は、(親)抵当権者に吸収合併があり、その後、(親)抵当権が消滅した場合には、その承継に係る登記(親)抵当権の移転の登記)をすることなく、当該(親)抵当権の抹消の登記を認めるべきとの趣旨と考えられます。しかし、当該(親)抵当権の消滅前に、当該(親)抵当権を吸収合併による存続会社がいったん承継している以上、その承継に係る登記を省略することは、いわゆる中間省略登記に当たると、これを認めるという対応を取ることは困難です。なお、吸収合併をする前に、(親)抵当権が消滅している場合には、吸収合併による存続会社は、当該(親)抵当権を承継していないことから、当該(親)抵当権の抹消の登記の前提として、当該承継に係る登記(親)抵当権の移転の登記)をする必要はありません。	
1299	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整の廃止	マイナンバーに保険情報、iDeO情報などをとむにつれ、電子データで国民年金の記入を原則廃止する。	毎年年末調整のために複数の書式に記載しなければならず、効率性低下につながっている。また、テレワークにもかかわらず押印のためだけに社を出社を強いられる。配偶者情報やその所得はマイナンバーで補足可能であることから、各種所得控除のデータと一体化することにより、年末調整の手間は原則廃止していただきたい。	個人	財務省 厚生労働省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっております。	所得税法第198条第2項、所得税法施行令第319条の2	対応	国税庁では、従業員の方が扶養控除等申告書など年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子的に作成することできる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を令和2年10月から公開しております。「年調ソフト」には、保険会社等が発行した控除証明書の情報について、マイナンバーカードを一括取得し、申告書の必要箇所に自動入力する「マイナンバー連携」という機能がありますので、簡単に年末調整の書類を作成することができます。この「年調ソフト」の利便性を高めていくためには、より多くの保険会社等について控除証明書を電子化し、マイナンバーから受信できるようにすることが重要ですので、国税庁としては引き続き各方面への働きかけを実施し、年末調整手續の負担軽減に努めてまいります。なお、年末調整の書類につきましては、令和3年度の税制改正により押印を要しないこととされました。ご参考:マイナンバー連携に対応している保険会社等(国税庁ホームページ) <a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm</a>	
1300	令和3年6月10日	令和3年7月7日	年末調整の生命保険等の証明を電子データで提供する	証明書紙ベースで保険会社から送っているが、電子データで国税庁に提供し、マイナンバーで結び付けることができるようにする。個人はマイナンバーから専用画面に入ってい、保険会社のデータ(証明情報)が引用できるようにする。雇用主は年末調整の事務を行わずともよくする。	マイナンバーと振込口座がこの度の給付金で一部であるが結びつけられ、そこから、還付用の口座として活用する。保険会社は紙の消費も減らせるし、経費削減も可能となる。雇用主(会社)が処理するよりも、発生源主義を徹底する。	個人	内閣官房 財務省	年末調整の際に給与等の支払者に提出する扶養控除等申告書などについては、給与等の支払者が一定の要件を満たしている場合、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。また、控除申告書を電磁的方法により提供する場合は、添付書類である控除証明書等についても電磁的に提供することが可能となっております。	所得税法第198条第2項、所得税法施行令第319条の2	対応	国税庁では、従業員の方が扶養控除等申告書など年末調整の書類をパソコンやスマートフォンで電子的に作成することできる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を令和2年10月から公開しております。「年調ソフト」には、保険会社等が発行した控除証明書の情報について、マイナンバーカードを一括取得し、申告書の必要箇所に自動入力する「マイナンバー連携」という機能がありますので、簡単に年末調整の書類を作成することができます。また、経理・総務関係の方たちにおいても、従業員の方が「年調ソフト」を利用して年末調整の書類を作成することで、控除額の検算や添付書類(ハガキの控除証明書など)のチェック事務が不要となり、効率化を図ることが出来ます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1301	令和3年6月10日	令和3年7月7日	固定資産税のコロナウイルスに関する特例に関する申告書をeTAXIにて提出する際の取り扱いについて	固定資産税(償却資産)について本名eTAXIにて申告すれば、電子署名が押印の代わりになる取り扱いがあるため、申告書そのものや添付書類は押印不要である。そのため、固定資産税のコロナウイルスに関する特例を受けるための申告書をeTAXIに添付する形式で提出する場合には、認定経営革新等支援機関等の確認の押印は不要としていただきたい。	固定資産税のコロナウイルスに関する特例を受けるには、別途申請書を提出する必要がある。その際に、売り上げの減少を申し出るべき知識を有した人物(認定経営革新等支援機関等)がいずれも、本名に売上減少の事実があるかどうか確認することが要求されており、確認した証として押印が求められています。昨今のコロナウイルスに対処すべきものであるが、本来、紙ベースであっても押印は不要であると考えます(そもそも押印の法的根拠はありません。)が、送信者の電子署名において申請書の内容の真正性、進捗性が担保されているeTAXIにおいて送信する場合にまで、一旦紙ベースで申請書を作成して、押印したものをPDFで取り込んで画像データで取り込んで送信しなければ特例適用を拒否すると、名古屋など一部自治体は主張しています。コロナウイルスに関する施策は迅速、簡素に進めるべきものであるにも関わらず、単に形式主義に囚われて書類の部下、再提出を求めることは、納税者、税理士や会計士などの専門家の方々、(ひいては受難の事例に陥る地方自治体の職員の事務の負担を、徒に増やすのみです。効果的に当該特例が必要な方全てに受けていただくために、無用な制限はすべきではないと考えたため、今回の提案に至りました。	個人	総務省	行政手続きにおける押印の見直し方針が示されたことを踏まえ、地方税法附則第63条の規定に基づく申告の際の申告書様式への押印は不要とし、各地方団体に対して、押印の扱いについては柔軟に対応するよう、周知しています。 なお、eTAXI地方税ポータルサイトの「新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告書(記入様式)」等についても、押印の印字のないものに更新しております。	なし	対応	制度の現状に同じです。	
1302	令和3年6月10日	令和3年7月7日	動産譲渡登記又は債権譲渡登記の資格証明書の省略	動産・債権譲渡登記令第8条第1号により、動産譲渡登記又は債権譲渡登記の資格証明書の添付が求められているが、不動産登記及び商業登記においては会社法人等番号を提出することによりその添付が省略できる。動産譲渡登記又は債権譲渡登記においても会社法人等番号の提供することにより、資格証明書の提供を省略できるようにしてほしい。	デジタルガバメント実行計画にも触れられている登記事項証明書の添付省略を行うことにより、利用者の費用負担を行うことができる。	個人	法務省	動産譲渡登記又は債権譲渡登記の申請時に、登記申請をされる方から商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は会社法人等番号の情報を御提供いただき、登記官がこれらの情報から登記情報連携により当該法人の登記事項を確認することができる場合には、代表者の資格を証する書面としての法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。	動産・債権譲渡登記令第8条第1号、動産・債権譲渡登記規則第13条第1項第1号、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令第5条	対応	登記事項証明書の添付が必要な国の手続につきましては、令和2年10月から運用が開始された国の行政機関における登記情報連携によって、当該情報の提供を受けるための環境が整った場合は、その添付を省略することが可能となっています。 これを受けて、動産・債権譲渡登記手続においても、動産・債権譲渡登記規則の一部を改正し(令和3年法務省令第32号)、令和3年6月1日から、動産譲渡登記又は債権譲渡登記の申請時に、登記申請をされる方から商号若しくは名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地又は会社法人等番号の情報を御提供いただき、登記官がこれらの情報から上記登記情報連携により当該法人の登記事項を確認することができる場合には、代表者の資格を証する書面としての法人の登記事項証明書の添付を省略することができるとなりました。	
1303	令和3年6月10日	令和3年7月7日	吸収分割登記等の印鑑証明書の添付省略	吸収分割登記等において、他の管轄に吸収分割会社等がある場合は、印鑑証明書の添付が求められるが、会社法人等番号を提供することにより、添付の省略を認めほしい。	不動産登記では、会社法人等番号を提供することにより印鑑証明書の添付を省略できる。不動産登記と商業登記との差を設ける合理的理由が見当たらない。また、印鑑証明書の提供には、費用の負担も労力も要する。	個人	法務省	吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更登記の申請に際し、吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役等の印鑑証明書を添付する必要はありません。	会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第6条、商業登記法第87条第3項	対応	令和元年12月4日に成立した会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、商業登記法第87条第3項が改正され、吸収分割会社又は新設分割会社がする吸収分割又は新設分割による変更登記の申請に際し、吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役等の印鑑証明書の添付が不要となりました。なお、改正された商業登記法第87条第3項の規定は、令和3年2月15日から施行されています。	
1304	令和3年6月10日	令和3年7月7日	資格者法人による戸籍等の請求時の資格証明書の添付省略	資格者法人が職務上請求書等に戸籍を請求する場合には、資格を証する書面の提供が求められるが、会社法人等番号を提供された場合や各種資格者団体のウェブページにおいてその住所、代表者名等が確認できる場合には、資格証明書の添付を省略できるように希望します。	デジタルガバメント中長期計画にも触れられている通り、登記事項証明書の添付を省略することは利用者のコストの削減とすることができる。相談等で複数個所の市役所等に戸籍を請求する場合には、何道もまとめが必要になり、また、期限の制限もあるため、利用者に過度の負担になっている。各種資格者団体(東京司法書士会等)のウェブページでは、資格者法人の氏名、本店、代表者が記載されており、容易に当該法人の代表者の資格があることを確認することができるため、これを省略しても特段問題ないと考えます。	個人	法務省	資格者法人が、戸籍謄本等の請求をする場合、戸籍謄本等の請求権が付与されています。	戸籍法第10条の3第2項、戸籍法施行規則第11条の4	検討を予定	登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。 なお、資格者法人による戸籍謄本等の請求に関しても、上記の結論を踏まえて、登記事項証明書の添付省略について検討を行う予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1305	令和3年6月10日	令和3年7月7日	入札参加資格申請の地方自治体全てで書式、提出書類等がバラバラ	入札参加資格申請の提出が、地方自治体全てでバラバラで統一制が無く要らぬ労力全て統一したシステムにより一元化して、オンライン申請により簡素化するべき。 ホチキスで留めるや、クリップで留めるや、フラットファイルに綴じるや、逆にファイルするなホチキス留めるなや、何枚も実印や使用印を押したり、市によっては、記入する提出書類が今時Excelにすらなっていない手書き 全て統一した書式を使用して、一元管理したシステムにて電子申請出来る様にするべきではないか？ チェックする側も労力、申請者も労力が掛かる、受理何故かもハッキリもって簡単に出来るはず出してる内容と書類ほぼどこも同じだから。	各自治体マニュアル&申請方法が微妙に違うのでかなりの労力 取捨取る自治体側も、オンライン申請では無いと、目視でチェック不備の場合電話、受理の確認は ハガキ 要らぬ経費人員費 統一システムにて一括管理出来たらスムーズで、不備も減る 提出書類も減り良いことばかりだと思います。	個人	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促してまいります。	
1306	令和3年6月10日	令和3年7月7日	戸籍簿本のデジタル化	海外在住者が戸籍簿本を取り寄せる場合、郵送で依頼書を出し、支払いを日本の切手で求められます。その他、国際返信切手券も使用できるとされていますが、現在アメリカの郵便局では販売を停止しており、日本の切手のみが使用可能です。しかし、海外で日本の切手を入手するのは困難であり、現在知り合いや業者に依頼するしかありません。そのため、1)戸籍簿本取り寄せシステム、2)戸籍簿本Eメール受付、2)戸籍簿本支払いにクレジットカードを追加していただくこと、また2)戸籍システム自体をデジタル化していただき、デジタル版の戸籍簿本も使用可能として頂きたく、よろしく願いいたします。	1)戸籍簿本取り寄せのEメール受付 現在、戸籍簿本を取り寄せる場合、日本と海外の往復送料がかかり、EMS等を使用すると5000円程度の出費となります。Eメールにすることでこのコストと手続き時間を削減できますし、コロナ下で人との接触を減らすことも可能です。 2)クレジットカードでの支払い 海外で日本の切手を入手するのは現実的ではなく、知り合いもない場合、業者に依頼すると9000円から1万円の出費となります。(例: <a href="https://familiaoffice.com/koseki/?gclid=EAlaQobChMImsy5KvV7AIVCj0ZCh0uQhUEAYASAAEGk74vD_BwE">https://familiaoffice.com/koseki/?gclid=EAlaQobChMImsy5KvV7AIVCj0ZCh0uQhUEAYASAAEGk74vD_BwE</a> )これは、海外在住の日本人に決して適度な負担となりますので、クレジットカード払いにすることでコストの削減が可能です。 3)戸籍システムのデジタル化 そもそも、戸籍を大使館で取得できず、証明書を作成する際にいちいち日本から書類を取り寄せる必要があることが時代と逆行しております。戸籍システムを一括でデジタル化し、オンラインでデジタル版を購入することが可能にして頂きたいと思っております。これにより、政府は人件費を節約できますし、人口統計の一括管理も可能となります。	個人	法務省	1,3)について 戸籍事務は、全市区町村において電子情報処理組織により取り扱うこととされております。 また、戸籍に関する届出や証明請求について、オンライン化することが認められておりますが、システムの導入は戸籍事務を管掌する市区町村長の判断によることとされております。 なお、市区町村長が導入するオンラインシステムについては、「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」に準拠したものでなければならぬとされております。 2)について 戸籍簿抄本等の手数料の徴収については、市区町村ごとの条例で定めるとされ、各市区町村の判断によることとされています。	1,3)について 戸籍法第118条第1項 戸籍法施行規則第9条の2 平成16年4月1日付け法務省民一第928号民事局長通達 2)について 戸籍法第231条の2	1)について 対応不可 2)について その他 3)について 事実確認	1,3)について 制度の現状に記載のとおり、戸籍事務については電子情報処理組織により取り扱うこととされております。 なお、オンラインシステム導入は市区町村長の判断によることとされておりますが、メールによる戸籍簿本等の交付の請求は「戸籍手続オンラインシステム構築のための標準仕様書」に準拠したものは認められないものと考えられます。 2)について 制度の現状のとおりです。	
1307	令和3年6月10日	令和3年7月7日	太陽光設置規制緩和	農地にも太陽光を設置できる様に。 純農地と太陽光設置可能農地を区分する。 政府が全量買取し、蓄電池が必要なら、政府が準備する。	潜在余地は農地が1番高い。 不安定電源を、安定電源にする必要がある。	個人	農林水産省 経済産業省	(農林水産省) 農地転用許可制度では、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、必要な転用需要については農業上の利用に支障が少ない農地に誘導する仕組みとしています。 このため、農地に太陽光発電設備を設置する場合においても、農用地区域内農地や第1種農地といった生産性の高い優良農地については転用を認めず、市街地内にあり原則許可が可能となる第3種農地や、市街地として発展する可能性がある区域内等にあり、非農地や第3種農地に設置が困難な場合に許可が可能となる第2種農地に誘導することとしています。 なお、農地の区分については、周辺の市街地化の状況等に応じて時々刻々変更するものであることから、転用許可申請時点において、農地転用許可権者が判断することとなります。 (経済産業省) 再エネ特措法においては、法律に基づき、電気事業者（一般送配電事業者）に対し、FIT認定を受けた太陽光発電設備を用いて発電された再エネ電気の買取りが義務付けられています。一部のエリアにおいて、下げ調整力不足時に出力制御が行われる場合もありますが、その際には予め定められた「優先給電ルール」によって、再エネ電源の出力制御を行う前に、一般送配電事業者が系統用の大容量の蓄電池の充電や揚水運転を行うこととしております。	(農林水産省) 農地法第4条・第5条 (経済産業省) 再エネ特措法	現行制度下 で対応可能 ／ 対応	(農林水産省) 制度の現状に記載のとおり、現行制度においても農地の区分に応じて太陽光発電設備の設置の可否は異なり、生産性の高い優良農地においては原則設置を認めない一方で、市街地化が進んでいる農地等では設置が可能となっています。 また、2050年カーボンニュートラル社会の実現も重要な課題であることから、農林水産省としても、優良農地の確保を前提として、農業的な利用が見込まれない荒廃農地を活用することにより、再生可能エネルギーの導入を促進していくこととしております。 このため、 ① 既に森林の様相を呈している荒廃農地の非農地判断については、農地台帳からの迅速な除外を通知徹底するとともに、市町村長が職権一括して法務局へ目録変更の申出を行っている事例を模倣することや、 ② 富農型太陽光発電の促進に向け、荒廃農地を再生する場合には、ハネル下部農地の減収削減率の基準を緩和し、 ③ 山道村再生可能エネルギー法に転用の特例の対象となる荒廃農地の要件を、再生利用可能な農地であっても、耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みがないものである対象とする など、優良農地の確保に支障がないことを前提に必要な措置を講じているところ。(①・②は措置済み、③は令和3年7月に措置予定) (経済産業省) 制度の現状欄に記載のとおり、再エネ特措法に基づき、一般送配電事業者に対し、FIT認定を受けた太陽光発電設備を用いて発電された再エネ電気の買取りが義務付けられています。また、一部のエリアにおいて、下げ調整力不足時に出力制御が行われる場合もありますが、その際には予め定められた「優先給電ルール」によって、再エネ電源の出力制御を行う前に、一般送配電事業者が系統用の大容量の蓄電池の充電や揚水運転を行うこととしております。 一般送配電事業者が、蓄電池を含む調整力を調達できる制度・市場整備等の、出力制御量の抑制に向けた取組を進めます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1308	令和3年6月10日	令和3年7月7日	NHKのスクランブル化について	NHKの公共放送にスクランブルをかけ、NHKを見ない自由、NHKと契約しない自由を担保してほしい。	NHK徴収担当者、テレアポ、DMなどにかかる費用の削減になります。また、視聴者数が明確にわかることから、公共放送の必要性についても、今一度再確認できます。再確認により、NHKの民営化部分と、公共放送として本当に必要な内容だけの放送局(国営、無料)に分けて全体的な効率化によるコストダウンも可能だと思います。検討をお願い致します。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する義務があり、当該契約に基づきNHKに対して受信料を支払うこととなります。	放送法第64条第1項	対応不可	料金を支払う方のみが受信できることとなるスクランブル化は、公共の福祉のためまわく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割にじまないものであると考えます。	
1309	令和3年6月10日	令和3年7月20日	確定拠出年金の書面配布の廃止	私の所属する企業で確定拠出年金に加盟しておりますが運用団体であるJIS&Tより、取引状況の明細が郵送で届きます。オンラインで確認できるので、書面は要らない旨お伝えしたところ、法令上の理由から郵送は止められないとのことでした。オンラインで確認する旨を個人が選択すれば、郵送は止められるように法令を改正すべきと考えます。	オンライン化によって、JIS&Tのような確定拠出年金の運用団体の書面作成コストや、郵送コストの削減が見込まれると思います。確定拠出年金を運用している企業は多くあることから、コスト削減規模も大きなものになると思います。	個人	厚生労働省	企業型記録関連運営管理機関(RK)等は、企業型年金加入者等の個人別管理資産額等の通知について、加入者等の承諾があれば、書面による通知に代えて、電磁的方法により提供することを法令上は可能としています。	確定拠出年金法第27条、確定拠出年金法施行規則第21条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1310	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ふるさと納税ワンストップ申請のデジタル化	ふるさと納税ワンストップで証明書をデジタル化(証明書類のJPEG提出対応、郵送の廃止)してほしい。紙ベースで求められる共に、郵送となっており、自治体ごとに事務手続きが煩雑。	As Is→自治体、国民双方の手続き時間短縮ができていない。国民目線では、切手購入、証明書の印刷を各自自治体ごとに求められ、自治体や商品の数が増えるほど煩雑になる。 To Be→デジタル化、統一化をし自治体ごとばらつきを廃止と手続き効率化により、国民の無駄な手続き時間と行政の無駄の排除により、シームレスな運用が可能。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。	・地方税法附則第7条第1項及び第8項 ・地方税法附則第7条第4項及び第11項 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項 ・総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条	現行制度下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整をまいります。	
1311	令和3年6月10日	令和3年7月20日	産前休暇の延長について	妊婦の産前休暇について、妊婦がわかった時点で休暇を取れるような選択肢が欲しいと考えます。その場合、現在の産前休暇まで働くという選択をする人もいますので、給料減額や支給がなしとなっても仕方ないと考えております。	出産の際に仕事を退職する人もいる中で、その期間も働くという選択とその期間は早めに休みをとるという選択のどちらも選べれば、出産で仕事を退職するという人も減るのではないかと思います。働くという選択をする人と待遇は異なると思いますが、選択肢があれば精神的にも少し余裕ができるように思います。将来復帰できる仕事がある状態で安心して妊婦、出産できる選択肢があれば、出産を考える人も増えるのではないかと考えます。	個人	厚生労働省	産前休業は、出産予定日の6週間前(双子の場合は14週間前)から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。	労働基準法第65条	対応不可	労働基準法に基づく産前休業の期間は、医学的にみて妊娠末期には胎児の成長が著しく、母体の負担が大ききこと等を考慮し、母性保護上必要な期間として定めているものであり、妊娠の希望により早期に休暇を取得することが可能となるよう産前休業の期間を拡大することは困難です。 なお、産前6週間(双子以上の場合14週間)より前であっても、妊娠中の女性労働者がそれぞれの症状に応じて、医師等から休業等の指導を受けた場合には、事業主はその指導事項を遵守することができるようにしなければならないという母性健康管理措置の仕組みがあり(男女雇用機会均等法第13条)、こうした仕組みの組合わせにより、妊娠中の女性労働者の母性を保護しているものです。 その他、妊娠中の女性労働者も、要件を満たしていれば目的にかかわらず年次有給休暇を取得することが可能です(労働基準法第39条)。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1312	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ペーパーレス化及び電子証明書の導入(資格更新に係る証明書)	経済産業省中小企業庁における中小企業診断士資格更新時のものです。理論政策更新研修を修了した際に発行される「修了証明書」をペーパーレス化、電子証明書に移行できないでしょうか。	担当官様にご提案いたしました。本来、現地現場で実施される資格更新に係る研修を、本年度よりリモートネットワーク・オンラインで研修開催/受講が時間的に認められるようになりまし。これに伴い、受講完了後に発行される修了証明書を電子化する手段で交付できないかと相談したところ、当方が証拠力を担保している電子証明のツールを用いたとしても現状難しいという回答がありました。リモートネットワークでの受講後、郵送により証書を発送しています。当方では専従のスタッフ1名が年約1,000名の受講者分の1,000枚の証書印刷、押印、発送が行われており、受講者数は年々増加の見込みです。担当官様のご懸念は受講履歴のデータ改竄です。また、中小企業診断士お一人お一人の資格更新作業の際に、従来の修了確認方法が「紙」を基本としているのでこれら思い切って変更することが難しいという懸念でした。今後の計画、検討の余地もないとのこと。これを思い切ってデジタル化に推進できないでしょうか。上記では運営側の事務的な場面で説明となりましたが、実際に受講者(エンドユーザー)側からも同様の改善要求を研修実施機関である当社が受けています。彼等からも紙だからこそ修了証書の紛失、再発行も頻出しています。再発行の際にも郵送費が発生しています。これらを改善したいと考えています。	株式会社あきない総合研究所	経済産業省	現在、中小企業診断士資格の更新手続きにつきましては、紙の申請書を提出いただき、中小企業庁にて処理を行っております。本申請の際に添付書類として理論政策更新研修の修了書を添付していただいております。	中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則(平成12年通商産業省令第92号)	検討に着手	中小企業診断士資格に関する手続きにつきまして、2021年度から電子化の検討を開始しており、2021年度内に一定の結論を得る予定となっております。	
1313	令和3年6月10日	令和3年7月7日	森林の土地の所有者届出制度を効率化または廃止してほしい	森林の土地の所有者届出制度を効率化(地図添付の省略等)または廃止してほしい。または森林法や同法施行規則で規定するのをやめる等し、各市町の判断で効率的に目的達成できるようにしてほしい。	3か月に1度、資産税を管轄する部署を通じ、法務局からの「登記上の所有者が変更されたという情報」を得ることができるので、わざわざ別途で申請してもらう必要性を感じません。もしあるとすれば「不動産登記をしない人は出ていくにすぎない程度」でしょうか。登記が義務化されるので実質届出不要になるのではとも思いますが、また、届出時に添付しなければならない書類(地図、登記の全部事項証明書等)を用意するためにお金がかかるケースがあります(場所がわからないため公図を取得する等)。地図については県の農林総合事務所が手数料無料で森林計画図を取得する方法もありますが、建物も当然確保している。発行には数日から、届出は1日でもか所できない。市役所に複数回来ることになる等、届出者にとって負担などは変わらず、苦情の元になっています。しかも森林計画図については、私の疎(市の林務担当課)が県から全国の写真を送付してもらっているため、わざわざ添付してもらわなくても必要事項(パソコンで検索すればわかる)です。昨今忙しいまでは、届出者が地図を用意しなかった場合は職員が森林計画図の写しを用意してあげていたのですが、その写しを用意する時間等コストがとんでもないため、届出者が必ず用意させるようになった経緯があります。(今は届出者と県職員等がこのコストを負担している状態です。)届出に添付しなければならないと施行規則に書いてあるためやっています。我が市は森林が多く、この業務が職員2人の業務の各3分の1を占めるくらいのボリュームがあります。廃止等、効率化されれば、その時間を他の森林整備促進業務に充てられます。	個人	農林水産省	森林法第10条の7の2第1項において、地域森林計画の対象となっている民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出を、新たに当該森林の土地の所有者となった者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届けなければならないとされています。また、森林法施行規則第7条第1項において、届出は、地域森林計画の対象となつて、新たに当該森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出(一通)を市町村の長に提出しなければならないとされており、同条第2項において、届出書には、当該土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面を添えなければならないとされています。さらに、「森林の土地の所有者届出制度市町村事務処理マニュアル(平成24年10月16日付け24林登計第125号林野計計画課長通知)3(2)4ウにおいて、「土地の位置を示す地図」は、具体的には、当該森林の土地の位置が把握されるものであればよく、登記所備付地図、公図、地積測量図や土地所在図の写し、市町村、民間企業等が作成した地図の写しのほか、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したのも該当するとしております。	森林法第10条の7の2第1項 森林法施行規則第7条第1項、第2項	現行制度下で対応可能	不動産登記は、土地や建物の権利関係などの状況が確にでもわかるようにすることで取引の安全と円滑を図る役割を果たすことを目的としています。そのような制度趣旨の下、令和3年4月21日に成立した「民法等」を改正する法律による不動産登記法の改正により、相続登記が義務化され、その取得を知った日から3年以内に登記申請を行うことが義務付けられることとされたところです。一方、森林の土地の所有者届出制度については、適切に伐採後の造林が行われていない場合の造林命令など、行政が適時適切に指導を実施するために森林の土地の所有者を迅速に把握することが必要であることから、その土地の所有者となった日から90日以内に市町村の長へ届出を行うこととしております(森林法第10条の7の2第1項及び森林法施行規則第7条第1項)。このため、引き続き、森林の土地の所有者となった者に本制度に基づく届出を行っていただく必要があります。また、森林の土地の所有者届出制度では、届出に係る地図を用いて確実に当該土地を特定するため、届出書に記載する当該土地の地番等の情報のみならず、「土地の位置を示す地図」を添付することとしています(森林法施行規則第7条第2項第1号)。「制度の現状」欄に記載のとおり、「土地の位置を示す地図」は、インターネットで無料提供されている地図に当該森林の土地のおおまかな位置を記入したのもも該当することとしており、届出者等の負担軽減のため、柔軟な対応を可能としているところです。	
1314	令和3年6月10日	令和4年11月11日	栄養士免許申請の統一(様式、申請)	栄養士免許申請を統一してほしい。	私は管理栄養士養成施設で栄養士免許および管理栄養士免許の申請を担当している。まず、前提として栄養士免許は各都道府県が発行するが栄養士免許の効力に変わりはない。以上の前提を踏まえた上で下記に提案理由を述べていく。現状、栄養士免許の申請は養成施設がとりまとめ、申請者の居住地がある各都道府県へ養成施設が一括申請をすることになっており、居住地が大学の所在地と異なる都道府県にあれば、たとえ一人でも養成施設が一括申請しなければならず、県庁にある大学であればかなり多くの都道府県に一括申請しなければならないのである。これだけでも相当な負担であるにも関わらず、現状、栄養士免許申請書類の様式は各都道府県で異なっており、一括申請の複雑化、養成施設の負担増につながっている。また、様式等が各都道府県で異なるのは不公平ではないか。一つ目として、今後養成施設が各都道府県に一括申請を行わなければならないのであれば、申請様式を全都道府県で統一してほしい。二つ目として、大学の所在地がある都道府県に一括で申請することを可能にしてほしい。以上のことについて至急改善していただきたい。	個人	厚生労働省	栄養士免許申請を行う際、栄養士法施行令に基づき、住所地の都道府県知事に申請書等を提出することとなっています。管理栄養士養成施設に所属する学生の栄養士免許申請については、国家試験受験における学生の利便性を考慮して、養成施設にとりまとめて申請していただいております。栄養士免許の様式については、厚生労働省が所管する法令等では定められておらず、都道府県によって定められています。	栄養士法施行令第1条第1項	検討を予定	一つ目について 栄養士免許の申請については、栄養士法施行令に定める名簿登録事項のほか、都道府県で任意に登録している事項もあることや、様式変更に伴い各自自治体で使用するシステムの改修が必要になる場合もあることから、直ちに様式を統一することは困難です。二つ目について 養成施設の所在する都道府県に対して養成施設が一括で申請することを可能とした場合、養成施設数の多い自治体による申請者数の増加による新たな負担が生じます。御提案の実現には、自治体との協議や調整が必要となるほか、自治体における予算、人員の拡充が必要となることから、直ちに対応することは困難です。なお、国家資格に係る各種手続やデータ管理は、令和6年度にデジタル化を開始することが予定されており、現在具体的な検討が進められているところである。免許申請に係る事務のあり方については、御提案の内容も含め、各都道府県の状況を考慮しながら考えさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1315	令和3年6月10日	令和5年4月14日	印鑑登録の廃止	実印の印鑑登録およびその証明書による認証制度を廃止し、マイナンバーカードを利用した電子署名による認証制度へ転換すべき。	現在、印鑑登録を行うためには平日に休暇を取得する、或いは大変混雑する休日窓口で手続きを行うことが必要であり、加えて、転居の際には改めて手続きをする必要があるなど、一億総活躍社会を担う国民にこれを強いることは極めて大きな社会的コストかつ制約要因であって、早急に廃止すべきものと考えます。 印鑑登録による認証をマイナンバーカードに基づく電子署名に一本化する場合は、デジタルトランスフォーメーションの一角になるとともに、社会的コストの大幅な低減が期待される。また、マイナンバーカードによる電子署名関連のシステム導入・運用に際し、関係業界への経済効果も期待される。	個人	総務省	印鑑証明の事務については、制度化された明治期以来、市町村固有の事務として実施されており、各市町村の条例等を根拠として行われているものです。 総務省は、印鑑登録及び証明に関する窓口手続が正確かつ迅速に処理されるために「印鑑登録事務処理要領」を作成し、市町村に技術的助言として通知を发出しています。	対応不可	現在においても、重要な契約及び商取引における本人確認の手段として印鑑登録が活用されている事例もあると承知しており、こうした行為の確認において印鑑登録証明書を利用するかについては各行為の主体に委ねられている者と承知しています。		
1316	令和3年6月10日	令和3年7月7日	マイナンバーにおける金融機関口座情報の管理	マイナンバーで各個人の金融機関を管理して速やかな給付金の交付や希望する者には還付金の受領などを早期にかつ安全に実現する方途	定期給付金の給付に際して、申請給付が遅延し、マイナンバーで金融機関の貯金口座を管理する提案がされていたと思います。マイナンバーを利用して各個人の預貯金口座を連携させ、速やかな給付や税金の還付を行うことは、非常に有効だと思う。しかし、利用者としては預貯金口座番号を届け出る場合に不安がある一方、管理する側も入力の手間やデータ更新など国も膨大な事務量を要することになります。また、金融機関も合併や支店統廃合における口座番号変更の際の変更依頼や一定期間の読み替えも必要となるなど口座番号を管理することは非常に非効率だと思います。 すでに、金融機関は口座とマイナンバーを紐づける制度が導入されていることから、マイポータルは金融機関(4社)のみを管理することとし、給付などの場合にはマイナンバーと金額をその金融機関に連絡することで紐づいている口座に入金等を可能とする。これにより、行政機関は個人の口座番号を管理することなく給付等が実現可能となる。同一金融機関に複数の口座を保有している方の場合には、金融機関に代表口座を届け出るなどの方法によることで、利用者も利便性が向上すると思われる。 各個人の届け出も銀行名のみであれば、安全かつ間違いが少なく効率性も向上する	個人	内閣官房 金融庁	公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともに登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理することを可能とする「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が令和3年5月12日に国会で成立し、同年5月19日に公布されました。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律	対応	「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」に基づき、今後、より多くの国民に口座情報を登録いただけるよう、制度のメリットや様々な登録方法について、分かりやすい周知・広報に努めてまいります。	
1317	令和3年6月10日	令和3年7月7日	IT導入補助金申請における納税証明書添付	IT導入補助金申請において納税証明書の添付を求められています。当社は電子納税を行っていますので、電子納税証明書をE-TAXで取得し提出しようとしたところシステムベンダーより認められないというのでした。税務署の窓口で紙の納税証明をとってPDFにしたものは認められるそうです。	IT導入補助金申請はインターネット経由で申請できます。そのこと自体は利便性は感じられるのですが、紙でつけた納税証明書のPDFが認められて電子納税証明が認められないのは違和感を感じます。PDFと電子納税証明書は同じデジタルデータですが、PDFは紙の原本のコピーに等しいし、電子納税証明書は電子データ化した原本です。また、ある役所が発行する証明書の電子化されたものがある役所で受け入れてくれない、紙と同じ効力がないのであればあまり電子化の意味がありません。当社は中小企業でありますが国のDXの方に賛同し義務ではありませんが電子申告、タレハの納付を始めました。その延長線上で今回電子納税証明書の取得をしました。ある役所でその証明書の電子化したものは国が行うすべての手続きに対して紙の証明書と同等であるべきです。いちいち税務署に取りに行きPDFをとるのは、数時間ほど無駄にします。全国レベルで考えればむだな大きな社会的コストです。E-TAXはDXの最たるもので成功例だとおもいます。ほかの省庁も見習うべきです。	個人	経済産業省	IT導入補助金では、交付申請時の添付書類として、税務署の窓口で発行された直近分の納税証明書の提出を求めています。 電子納税証明書については、これまでは、E-tax上での読み取りが必要となる仕様であることや、国税庁の整理では、電子納税証明書を画面に印刷した場合、納税証明書としての効力を失うとされていたため、IT導入補助金が規定する添付書類として取り扱うことができませんでした。	なし	検討に着手	国税庁によれば、本年7月以降、紙で発行されている納税証明書と同じ取扱いとなる電子納税証明書(PDFファイル)を発行ができるようになることですので、当該証明書をIT導入補助金が規定する添付書類とすることが可能ではないかと考えております。7月以降、電子納税証明書(PDFファイル)の記載項目の確認・検証等を行いながら対応を検討していきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1318	令和3年6月10日	令和3年7月7日	電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則	法律ではなく、二種業協会の規則で、正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第9項第9号に掲げる行為を行ってはならないと定められている。顧客が特定投資家や年金基金であれば、このような規制を設ける理由はないように思う。規制制定時の金商法の要請で作成されたルールらしいのですが、金融庁は、二種業協会のルールなので手が出せないというスタンスで、他方、二種業協会は、金融庁に言われたことなので変えられないというスタンスで、そもそも規制が必要なかという、実質的な議論さえできないと耳にしました。	上述。	個人	金融庁	平成26年5月9日の衆議院財務金融委員会において、金融商品取引法等の一部を改正する法律案について、「投資者が、新規・成長企業への投資に関するリスク等を十分に把握できないことにより不測の損害を被ることのないよう、投資者に対する注意喚起及び理解啓発に努めるとともに、投資被害の多くが電話・訪問によるものであることを踏まえ、投資型クラウドファンディングにおいては、電話・訪問を用いた勧誘ができないことを明確化すること。」との付帯決議がなされております。 また、平成27年5月12日「平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」において、下記の考え方が示されております。 【コメントの概要】 第一種・第二種金融商品取引業者についても、改正金商法第29条の2第1項第6号に該当する電子募集取扱業務については、金商法等府令の規定において電話や対面による勧誘を禁止すべきであるが、少なくとも監督指針において、自主規制や社内規定による電話や対面による勧誘の禁止について適切な定めを置くことを求めるべきである。 【金融庁の考え方】 金融商品取引業協会の自主規制規則案においては、電子申込型電子募集取扱業務について、電話・訪問勧誘等の禁止に関する規定が設けられることとされています。 さらに、第二種金融商品取引業協会の「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」では、以下のとおり規定されています。 (訪問又は電話の禁止等) 第9条 正会員は、電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券について、顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、金商法第2条第9項第9号に掲げる行為を行ってはならない。	第二種金融商品取引業協会 「電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」第9条	対応不可	投資型クラウドファンディングに係る制度整備については、「金融審議会 新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告(平成25年12月25日)において、投資型クラウドファンディングが詐欺的な行為に悪用され、ひいては投資型クラウドファンディング全体に対する信頼感が失墜することのないよう、投資者保護のための必要な措置を講ずることについて提言がなされております。 また、同報告書では、投資者が安心して投資できる環境を整備する上で、当局による規制・監督のみに依拠するのではなく、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要であるとされており、 第二種金融商品取引業協会の規則についても、投資者保護の観点から必要な措置として設けられているものと承知しておりますが、今後の制度の整備については、状況の変化等を踏まえつつ、検討を行っていくことになると承知しております。	
1319	令和3年6月10日	令和3年7月7日	精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証の件	精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証申請(更新)の電子化をお願いしたい。	精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証を申請もしくは更新する場合、本人が市町村の保険センターまで出向き、その場で必要書類を記入しなければならない。 申請が許諾された場合も精神障害者保険福祉手帳の郵送は不可であり、本人が再び窓口まで出向いて受け取らなければならない、この現状は障害者にとって大きな負担となっている。 また主治医の診断書には本人の障害状況が詳しく記入されているにも関わらず、申請後2ヶ月程度も審査期間を要するのは不可解である。 同じ窓口にて、またいずれも主治医の診断書が必要な申請の精神障害者保険福祉手帳と自立支援医療受給者証を一本化し、電子申請及びマイナンバーと紐づけが可能になれば精神障害者の負担は大きく軽減される。 精神障害者保険福祉手帳及び自立支援医療受給者証の一本化が難しいようであれば、個別での電子申請の検討を併せてお願いしたい。 受付窓口で申請者の記入申請を個別対応をしなければならない職員の負担軽減、ひいては人員ならびに人員費の削減を見込むことが可能である。申請受付一人にかかる時間は15分から20分、当市の手帳受給者は約6,000人である。(岡山県岡山市) 以上、ご検討をよろしくお願いたします。	個人	内閣府 総務省 厚生労働省 国土交通省	番号71、230、524の回答をご参照ください				
1320	令和3年6月10日	令和4年11月11日	高等学校への求人票のデータ提供の要望について	各企業が高等学校へ郵送、持参、haxしている求人票に記載されているデータを、ハローワークからExcelファイルやcsvファイルで一括ダウンロードできるようにして欲しい。	ほとんどの都道府県では協定により高卒求人日程が決まっており、求人解禁日の7月1日からの数日間で数百～数千枚の求人票が高等学校に届く。バラバラに届くため五十音順に掲示することは困難であり、届いた順に番号を振り掲示しているが、短い休み時間で生徒が希望する業者や職種の人票を見つけるのは困難なため、紙ベースの求人票の情報(企業概要や仕事内容、住所等のデータ、求人条件、試験内容、特記事項、職業・産業分類番号等)を係の職員で手入力によりリスト化し、教習掲示をしている。この作業に係出でその時間差は3時間程度を費やしている。(日中は来校者の対応でデータ処理まで手が回らない)また、処理しきれないため郵送で届いた遠方の企業等は生徒に紹介せず、分類番号のみ記録を取っており、希望者はおそらくいないであろうが生徒の就職機会を損ねている可能性がある。このような経緯から、おそらくデータベース化されていると思われるハローワークのデータを、求人票番号をキーに一括ダウンロードできるシステムを作成し、提供いただきたい。	個人	文部科学省 厚生労働省	厚生労働省では、高等学校の就職担当の方に向けて、全国のハローワークで受け付けた高等学校卒業予定者向けの求人情報を提供するため、「高卒就職情報WEB提供サービス」というホームページを運用しております。	なし	現制度下で対応可能	「高卒就職情報WEB提供サービス」では事業者が公開を希望する求人の情報を検索し、求人票をPDF形式で閲覧することができる他、就業場所の都道府県などの検索条件を指定し、該当する求人の一覧をCSVもしくはPDF形式でダウンロードすることが可能となっております。 当ホームページを利用する際は利用者IDとパスワードが必要となりますので、最寄りのハローワークの学卒担当までお問い合わせください。	△

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1321	令和3年6月10日	令和3年7月7日	公認会計士開業登録の簡素化・システム化	現在、公認会計士開業登録には17種類の書類の提出が必要とされています(参考: <a href="https://www.hp.jicpa.or.jp/app/kaigy/action/initLogin">https://www.hp.jicpa.or.jp/app/kaigy/action/initLogin</a> )。うち13種類は開業登録をするすべての人が提出を求められており、書類の手配にかかる労力、登録審査の際の書類の確認にかかる労力を削減する。また、紙面での申請を可能にする。提出書類の簡素化を図るべきではないでしょうか。また、紙面での申請を可能にする。提出書類の簡素化を図るべきではないでしょうか。また、紙面での申請を可能にする。提出書類の簡素化を図るべきではないでしょうか。	(1)公認会計士開業登録申請書 (2)登録免許税領収証書(6万円) (3)履歴書 (4)写真 (5)公認会計士試験合格証書の写し (6)実務補習修了証書の写し (7)業務補助等の報告書(実務補習通知書の写し) (8)身分(身元)証明書(原本) (9)住民票(原本) (10)印章書 (11)勤務証明書(原本) (12)会計士補登録のまつ消に関する届出書(1/2、2/2) (13)準会員連名届出書 (14)入会届出書(1/2、2/2) (15)開業登録等に係る緊急連絡先 (16)入会費等承認書 (17)実務研修生本人確認書類 これらの書類を手配にかかる労力、および登録審査の際の書類の確認にかかる労力は小さくないと考えます。特に、以下の点が非常に不効率だと考えます。 (A)本会員・準会員の切り替えは会費で情報連携することで書類の提出は回避できるにも関わらず、準会員連名の届出書と本会員の届出書の提出が求められている点。 (B)web上のシステムに情報を入力後、紙面に出力し郵送している書類がある点(直接システムに情報連携できないのでしょうか)。 (C)内容の重複がある点(例えば、(6)の実務補習修了証書は、(5)の公認会計士試験合格証書の写しを提出可能な個人しか取得することができません)。(6)において(5)の合格証書写しが記載されています)。 これらの書類の簡素化もしくはシステム化を実現することにより、公認会計士開業登録をしようとする人、および公認会計士協会の負担が軽減されると考えます。	個人	金融庁	公認会計士となるために公認会計士名簿の登録を受けようとするときは、日本公認会計士協会に、開業登録申請書に、公認会計士となる資格を有することを証する書類を添え提出することとされています(公認会計士法第19条、公認会計士等登録規則第4条)。	公認会計士法第19条、公認会計士等登録規則第4条	検討を予定	(A)(B)については、ご指摘を踏まえ検討します。 (C)については、公認会計士等登録規則第4条第2項第5号及び第7号で規定する実務補習修了証書及び公認会計士試験合格証書により、申請者が登録要件を満たすこと、申請者の同一性の確保等の観点から求めているものです。 (8)(9)については、一般論として、公認会計士の登録事務においては、本人確認や、真正性の担保及び改ざん防止等の観点から、市区町村長が交付した資料が必要と考えられます。電子的な提出については、身分証明書等を実行する市区町村等における電子署名等の導入状況等を踏まえて検討する必要があります。 上記を踏まえ、公認会計士の登録事務を担う日本公認会計士協会に、登録事務の効率化を検討するよう促して参ります。	
1322	令和3年6月10日	令和3年7月7日	ふるさと納税のワンストップ納税の押印廃止	ふるさと納税のワンストップ納税の書類に押印の欄があるが、これは不要なのではないか	せつかQRコードや先進的なシステムで稼働しているのに、押印だけは残っている。そもそも書類の必要性が不明だが、押印はなぜ必要なのかわからない。せめて目録でも良いとするのが合理的なのではないか	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を画面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。 また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	・地方税法附則第7条第1項及び第8項 ・地方税法附則第7条第4項及び第11項 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6第1条 ・総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第12条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 ・地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度下で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、画面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。 なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1323	令和3年6月10日	令和3年7月20日	保険医登録票の異動移動手続き	現在、保険医登録票は都道府県ごとの番号で管理されているため、県をまたいだ人事異動の際に、手続きが必要。全国一律の番号にし、手続きを簡素化すべきと考えます。その場合、医師免許証交付時に同時に申請できると良いです。また、オンラインでの登録、顔ハンコも同時に進めるべきと考えます。	問題点 1. 前勤務先転出時に、新しい赴任先への異動で続きをし、手続き完了後に新赴任先へ保険医登録票が届くが、混雑時には4ヶ月程度かかることもある。 2. 新しい赴任先で勤務開始する際に、保険医登録票が無い状態で勤務することとなる。 3. 数か月ごとに異動がある場合、医師が転出後に保険医登録票が届く。その後、転出の手続きをするため、勤務実態に沿わない。 4. 申請様式が古く、Excelデータを切り張りできるようなフォーマットになっておらず、手間がかかるうえ、間違いが生じやすい。 5. 保険医登録や異動手続きを行う際に、医師免許証を持っている者であれば、申請でよかったことはなかったため、別申請し、都道府県ごとに異動手続きをする意味がないと感じる。	個人	厚生労働省	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第30号)により、都道府県をまたぐ異動等があった場合でも、保険医の従事する保険医療機関の所在地が、異動後も同一の地方厚生(支)局の管轄下である場合には、届出を不要とする改正を行いました。また、当該届出に際し、押印は求めておりません。	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令	その他	管轄する地方厚生(支)局をまたぐ他の都道府県への変更が生じた場合には、行政処分の所轄局を変更する必要があり、引き続き届出が必要と考えます。 オンライン化については、政府方針に基づき、引き続き検討を進めます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1324	令和3年6月10日	令和3年7月7日	信書配達の間企業参入推進について	様々な規制があり、信書の配達事業は日本郵便が独占している状態。一般消費者が自由にサービスを選べるように民間事業者の参入を推進してほしい。	先に述べたとおり日本郵便が独占している状態である信書の取り扱いの規制を緩和してほしい。 一般荷物への信書の同封が可能です、ヤマト運輸など一般の宅配事業者が発送する際に、別にする必要はある等、利用者にも不便が多い。 郵便事業は値上がりし続けており、他の業者を消費者が選択できることでサービスの向上につながる。郵便局の窓口の空いている時間が限られるため利用しづらい。 特に、郵便物に荷物の追跡ができるようにする場合、料金が高くなりがちで、宅配便のように荷物の追跡と一体化した信書の発送サービスなどが無い。 一般業者の参入でサービス向上が期待できる。 信書の定義が曖昧でどこまで発送可能なか消費者に区別しづらい。定義を細分化し、民間事業者でも発送可能なものの幅を広げる等すれば、参入しやすく利便性が向上する。	個人	総務省	番号1045の回答をご参照ください。		現行制度下 で対応可能		
1325	令和3年6月10日	令和3年7月7日	宅地建物取引業の更新手続き(都知事免許)のデジタル化	現在、宅地建物取引業の免許更新手続き(5年に1度)は、申請書類を2部作成の上、都庁内の窓口で行うことになっています。申請は全て紙を使います。今回申請に要した紙はA4で30枚×2部です。不備等があれば指摘を受け、一旦持ち帰り、再度申請に行きます。遅延してはいは1時間以上待たされることもあります。また、申請書類の中に、会社謄本、納税証明書、登記簿がない旨の証明、決算報告書があり、これらを取得するために地方自治体、東京法務局、税務署へ行き、書類を申請・取得しなければなりません。書類作成に2日、申請に2日要しました。これらの移動、待ち時間も加えると数十時間をゆうに超えます。無駄ではないですか？	上記で概要は述べましたが、今回特に問題を感じたのが事務所の写真撮影です。宅建免許の新規申請時と変更時(事務所移転等)、更新時に都度上記申請を行わなければならない。しかも新規申請と更新も全く同じ書類の再提出を求められます。私の場合、昨年事務所移転をしたので、移転先事務所の写真撮影をして、変更手続きを行いました。(ビル外観、入り口、郵便ポスト、ビル入り口から事務所までの経路エレベーターや廊下など、事務所内の写真4方向、免許証の拡大写真、入り口事務所名の拡大写真、郵便ポストの拡大写真、接客スペースの写真)昨年と変更がなかったため、前回使った書類をそのまま提出したところ、そこを指摘され、繰りなおすように指示されました。再撮影を行い、パソコンにダウンロードし、フォトアプリに貼つけた後、エクスセルに各写真を並べ、印刷をする。このような作業が必要となります。極めて無駄な作業であり、わざわざ出かける必要もなくオンラインで完結すれば、決算書も電子申請しているので、税務署とつなげば提出の必要はありません。昨日私が申請に行ったときは10数人の待ち人数がいました。これらの人が作成、申請に要した時間を企業活動に向けられたら、生産性が向上するのは疑う余地がありません。各行政もそうです。都庁(住居局)の申請室には、案内の女性が2人いて、申請者に対するガイダンス(前さばき)を行っています。電子申請にすれば、彼女たちも、もっと生産的なことを行えます。都庁職員もそうです。昨日は窓口で7名が対応業務を行いました。無駄の極みです。	個人	国土交通省	宅地建物取引業免許に係る申請書類に関して、法令上、電子的な申請の規制はありませんが、現状として書面提出による申請を求めています。	宅地建物取引業法第4条	その他	東京都知事免許の宅地建物取引業に係る宅地建物取引業免許申請の更新手続きのデジタル化については、東京都で判断するものです。	
1326	令和3年6月10日	令和4年11月11日	確定拠出型年金の申し込み書類のオンライン化の提案	確定拠出型年金の申し込みを金融機関のWebサイトで行うと、書類が郵送されてきて記名・押印・返送を求められます。これを完全にオンライン化するべきだと思います。	確定拠出型年金の申し込みを完全にオンライン化することで、利便性向上による加入者増が期待できます。人力でやっている事務処理も削減でき、費用の圧縮も可能だと思います。	個人	厚生労働省	2021年1月より、個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入申込み等について、これまでは紙による手続きのみとなっていましたが、オンラインで行うことが可能となりました。運営管理機関ごとに、従来の紙による手続きに加えてオンライン手続きに対応するか等を選択します。また、紙による手続きについては原則押印不要となっております。	確定拠出年金法第92条、確定拠出年金法施行規則第39条	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1327	令和3年6月10日	令和3年7月7日	子供の転園手続き書類・手順の簡略化と明確なルール設定	別の県や区への転居の際、色々な手続きが一つの窓口で済むようなアプリ・ウェブサイトの設立や、マイナンバーで管理できる個人アカウント等、様々な手続きの状況を区の担当者と本人が共有できるのがあればいいと思います。あまりにも本人確認やらで仕事を休んで区役所で行わないといけない手続きが多すぎると思います。	東京都豊島区から横浜市都筑区への転居を予定しており、子供の転園手続きを行いました。引越す前に保育園に入れることを確認したかったのですが、豊島区経由で色々な書類を郵送しなければいけませんでした。1)そもそもどんな書類が必要なのか(特にどっちの区様式)というのが、どちらの区の保育園に問い合わせても「豊島区に確認してください」「都筑区に確認してください」とたらい回しにされた感じが、なかなか前に進みませんでした。区によってルールが違うのか、区同士の連携が取れていないのか、利用する側として理解が苦しかったです。2)様式は進んだ、記載する内容はどの書類もほぼ同じでした。区内・区外への引越しという違いだけで色々な書類の用紙が変わってくるのはとても不便でした。3)自己都合で、引越しのタイミングが2ヶ月先延ばしとなってしまったので、一度転園の申請を取り下げ、改めて申請する必要がありました。自己都合とはいえ、転居することには変更はないので、一旦子供をウェーティングリストに載せるなどの対応があってもいいのではと思いましたが、2ヶ月後にまた就労証明書と夫婦揃って職場に準備してもらい、同じ書類を提出したりと何度も同じ作業をすることになったことはとても不便でした。家族での引越しいろんな手続きが必要となります。区内・区外への転園など、大きく手続きが変わってくる点に着目し、書類や様式を統一・簡略化できないものかどうか、仕事もしている、頻繁にお休みをとって誰々の手続きを行うということも難しいです。	個人	内閣官房 内閣府 厚生労働省	保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。法令上で書類の指定等はしておらず市町村ごとに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合に、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市区町村に活用を促しています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。なお、保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びったりサービス」において行うことが可能です。	子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	保育所等入所に係る手続きについては、オンライン申請のできる環境の整備を市町村に押し促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知を行ってまいります。また、マイナンバーを活用した情報連携により、申請時に必要な情報を市町村が取得できる場合は、提出書類等を省略できるため、そうした情報連携の活用についても引き続き市区町村に促してまいります。	
1328	令和3年6月10日	令和3年7月20日	遺族年金の女性差別について	遺族年金は妻が主たる生計者でも夫が55歳未満の場合は遺族年金を受けられません。明らかに性別差別です。明らかな性別差別であり、夫に夫えもらった妻は何も残せないこととなります。家裁夫がドラマになる時代です。時代は変わりました。早急に是正してください。	女性活躍を掲げるならば早急に是正してください	個人	厚生労働省	遺族厚生年金については、養育する子がいる場合は母子家庭では母(妻)に、父子家庭では子に遺族厚生年金が支給されるため事実上、男女差はありませんが、養育する子がいいる場合には男女差があります。具体的には、妻が受給する場合には年齢要件はありませんが、夫が受給する場合には、妻の死亡時に本人が55歳以上であることが支給要件となっています。また、夫の死亡時に40歳から65歳までの子がいいる妻に対しては、遺族厚生年金に加えて中高齢寡婦加算(遺族基礎年金の3/4)が加算されます。	厚生年金保険法第五十九、六十二条	検討を予定	男女が共に就労することが一般化する中、遺族厚生年金制度についても社会の変化にあわせて見直すことが必要であると社会保障審議会年金部会でも指摘されており、検討を進めてまいります。	
1329	令和3年6月10日	令和3年7月7日	国家資格免許状(証)の身分証明書としての活用について	現在発行されている写真付き国家資格免許状(証)についての記載事項・規格の統一、並びに身分証明書としての役割の周知をお願いします。	私自身、無縁従事者免許証を持っているのですが住所の記載がなく、国が発行している証明書であるのに身分の証明に単体で用いることが出来ません。写真付きであるにもかかわらず、例え行政機関(市役所等)においても一点確認は不可と言われました。総務省管轄、各地域総合通信局発行の免許状ですが、記載事項等の見直しにより正式な身分証明書として活用できるよう改革をお願いします。現在ではあまり活用用途が、ただのカードでしかありません。是非ともご検討、よろしくお願いたします。	個人	内閣官房 警察庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省	現状において、全ての国家資格証が全ての行政機関等において身分証明書として必ずしも認められている状況ではない状況です。		検討を予定	令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の別添マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて(国・地方デジタル化指針)では、「3.5 各種免許・国家資格等・運転免許証その他の国家資格証のデジタル化」をロードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討を行うことにより国家資格のデジタル化を推進することとされています。当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1330	令和3年6月10日	令和3年4月14日	住民基本台帳事務における支援措置の延長手続簡素化	住民基本台帳事務における支援措置は、1年ごとに延長の手続きが必要になります。延長の手続きは不要の自動更新にするか、電話で状況の変化が無いことを確認することをもって延長の手続きにする等、毎年からの申請手続きと同様の負担がかかる現状を簡素化して欲しい。	1.毎年加害者の住所・氏名・生年月日を書類に記載するのが精神的に負担(フラッシュバックする) 2.毎年加害状況を確認されるのが精神的に負担 3.加害者もしくは本人が死亡する以外で、支援措置が不要となることはあまり無いと予想される 4.行政の負担が減る(延長手続き書類の郵送の手間とコスト・延長手続き対応) 5.警察の負担が減る(延長手続き対応) 6.状況や申し出事項に変化がある場合にのみ、手続きが必要と定めれば、支援措置を受けたい人間であれば積極的に手続きを行うと予想される 7.延長手続きの書類を郵送する代わりに、情報に更新があった際に提出する書類や、加害があった場合どうしたら良いか・相談窓口の連絡先電話番号等が記載されたパンフレットが年1回送られてくる方が良いと思う	個人	総務省	DV等支援措置については、被害者に係るDV等被害の状況がケースごとにさまざまに変化し得ることから、期間を一年と定め、申出があれば状況を確認して延長することとしています。		対応不可	支援措置の期間については、DV等被害者の申出に基づき、住民基本台帳法で認められている住民票の写し等の交付制度の特例的な取扱いを行うものであることから、一定の期間を区切って、状況等を確認し、適切に対応していくことが必要と考えています。	
1331	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電子カルテとマイナンバーカード	マイナンバーカードにかかりつけ診療所のカルテを見られる機能を！	マイナンバーカードの健康保険証のデータの話も免許証も良い事です。私がかかっている診療所の医師は72歳で、私は「私より先に死なないで」冗談で言っています。この診療所もカルテが電子化されました。方が（必ずいつかは起こる）この診療所が診療できなくなった場合、別の医師にかかると全部検査のやり直し、過去の診療記録は解りません。この際、マイナンバーカードに保険証機能が付く事であり、何処の医師にかかっても「カルテ」が見られるように出来ませんか？ そんなに難しい話でもないと思います。政府や省庁も自治体もデジタル化するのですから、それも考えて欲しいです。当然「投薬情報」もです。過剰診療・過剰投与が無くなり社会保障費の削減にもつながると思います。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認システムを活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。		対応	特定健診情報は遅くとも令和3年10月までに、レセプトに基づく薬剤情報は同年10月から、医療機関等で確認出来る仕組みを稼働させ、さらに、レセプトに基づく手術等の情報については来年度を目途に稼働させることとしています。	
1332	令和3年6月28日	令和3年7月20日	交通違反の反則金支払いをキャッシュレスで	交通違反の反則金支払いについて、現状平日昼間に金融機関窓口にて支払う必要があるが、これをその場でのキャッシュレス支払い、あるいはネットバンク等での振り込みにしてほしい。	平日昼間に在宅している家族がおらず、支払いのためだけに有給休暇を取得する必要があり負担が大きい。窓口としても受け取る手間がかかり、また目視での金額確認となるためエラー発生しやすい。時間制限のない支払い手法、人手をかけない支払い手法の実現を望みます。	個人	警察庁	番号1131の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1333	令和3年6月28日	令和4年5月13日	特定医療費(指定難病)の申請にかかる時間が長すぎ、特に診断書(臨床調査個人票)は認定要件に無関係の項目が多岐にわたるため、申請者が負担しすぎている	特定医療費(指定難病)の申請を簡略化し認可までの時間を現状の2か月以上かかっている状態から1週間程度に短縮すべき。特に診断書(臨床調査個人票)は認定要件に無関係の項目が多岐にわたるため、申請者が負担しすぎている。現在の認定要件である1)病状の程度 2)医療費総額のうち1)病状の程度は診断書記載者である難病指定医に一定し患者の病状を最優先とする迅速な治療に資する仕組みに変革すべきである。保険診療であるが自己負担部分の助成は地方自治体な管轄という多重複利となっており事務手続きに時間がかかりすぎている。	潰瘍性大腸炎やクローン病の治療に使われる免疫製剤(生物学的製剤)は非常に高額で健康保険の3割負担でも数万円以上の自己負担が生じる。これに対し特定医療費(指定難病)の医療費助成制度があるがその制度を利用する旨を地域保健所に申請しても現状では認可に2か月以上かかっている。申請が通れば払い戻されるとはいえこの間の一時的な経済負担ができないために臨床に必要であっても認可されるまで使用を見合わせる場合が多く事実上の診療制限となっている。更には認可されるまで不十分な既存治療で増悪の危険を抱きつつ炎症を長引かせたり副作用や免疫抑制剤副作用が懸念される薬剤の投与期間も不必要に長期化するデメリットも生じている。制度が病状に優先するという本来転倒な状態になっているといえる。本疾患は就学、勤労世代に患者が多く病状が重いほど重症化し入院が必要となり進学、就労という社会生活に支障をきたしやすいため特徴がある。外来通院にて症状増悪時適切なタイミングで必要な治療を受けやすいように制度整備し少しでも重症化を防ぎ入院することなく社会生活を維持することは入院医療費の軽減、社会労働力の維持に大いに資するものと思われる。一国の総理でさえ治療タイミングを失うとその職を辞さざるを得なかったことは記憶に新しい。	個人	厚生労働省	難病の医療費助成については、指定難病の患者又はその保護者からの申請に基づき、当該患者が特定医療の対象になると認められる場合に支給認定を行うこととしています。	難病の患者に対する医療等に関する法律	対応不可	指定難病に係る医療費助成は、難病患者の経済的な負担を軽減するという福祉的な目的に加え、患者数の少ない疾病について症例を収集し、難病に関する調査研究を推進するという目的を併せ持つものであり、同時に公平かつ安定的な制度であることが求められております。 【認可までの期間の短縮について】 申請から認定までの期間については、医療費助成の実施主体である各都道府県及び指定都市において認定事務を行っているため、その期間が自治体により異なりますが、公費により実施する制度であり、その支給認定に当たっては、実施主体である自治体が客観性・統一性を持って審査を行う必要があるとともに、受診者に適用される医療保険における所得区分把握するため、申請者が加入している医療保険の保険者に対し、申請者の医療保険の所得区分情報を確認する必要があると、一定程度の期間を要することについて御理解いただきたいと考えています。 【臨床調査個人票の撤廃について】 臨床調査個人票については、医療費助成の該当要件を満たすこと確認に必要であるとともに、生産的な少ない疾病について症例の情報を収集し、難病に関する調査研究を推進するという目的としても必要なものであり、撤廃することは困難です。 【病状の程度の認定を指定医が行うことについて】 病状の程度の認定を指定医が行うことについては、指定難病に係る医療費助成は公費を用いた制度であり、その認定については一定の客観性・統一性を持った判断が必要となるため、地方自治体において審査・認定を行うこととしており、ご提案の取扱いとすることは困難です。 一方で、医療関係者や事務手続きを行う地方自治体の事務負担に鑑み、関係協議会(※)において、臨床調査個人票の項目や医療保険の所得区分の確認事務の簡素化等により、関係者の負担軽減を図ることが適当であるとの指摘がなされており、引き続き、できる限り手続が簡素化・効率化され、制度を必要とする方が円滑に医療費助成制度を利用できるよう、検討してまいります。 ※ 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保険審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会(合同開催)	
1334	令和3年6月28日	令和3年7月20日	調剤報酬の社保と国保の請求先、フォーマットの統一について	調剤薬局の調剤報酬について、現在社保と国保で請求先が分かれています。レセコン入力、処理するのは処方せん枚に基づく内容であるのに、社保と国保で保険内容のレセコンフォーマットが違う(市町村の福祉医療が絡む場合など)があったり、請求申請も社保用、国保用で分けて2回作業をしなければなりません。どちらも同じような作業を行うならば、請求先も一括、一度で済ませようではないでしょうか？	調剤薬局の立場からすると、社保、国保に請求が分かれていることにより、レセプト入力業務が煩雑になり、申請にも手間がかかり、必要人員、時間がかかっています。患者様へのサービスといった観点からも早く処理できることは調剤薬局へのニーズを満たすものです。地方の調剤薬局では人材不足もあり、行政都合で組み立てられた現在のシステム、方法を、シンプルにリビルドすることによって、医療費自体を見直すことも可能と考えられます。またレセプト審査について社保、国保分けずに一箇所で行えば、現在2つに分かれている行政組織の無駄を削減できます。ITエンablerの導入などを合わせて情報のやりとりをリム化できれば、高齢少子化の未来に向けて効率的な医療運営ができるのではないのでしょうか？	個人	厚生労働省	【調剤報酬の請求先の統一について】 健康保険法第76条等 【調剤報酬の請求先の統一について】 調剤報酬の審査、支払については、保険者からの委託により社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」といふ)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連」といふ)が実施しています。 【社保と国保の調剤報酬請求フォーマットの統一について】 当省が「診療情報提供サービス」で提供している、調剤報酬に係るフォーマット(記録条件仕様)については、社保と国保に相違ありません。ご使用のレセプトコンピューターのベンダーへお問い合わせください。	【社保と国保の調剤報酬請求フォーマットの統一について】 社保と国保の調剤報酬の請求に関して厚生労働大臣が定める事項、方式及び規格については(令和2年4月28日保発0428第5号)	【調剤報酬の請求先の統一について】 社保と国保の調剤報酬の請求先に対応 【調剤報酬の請求先の統一について】 社保と国保の調剤報酬の請求フォーマットの統一について 事実確認	【調剤報酬の請求先の統一について】 調剤報酬の請求先の統一については、2024年度に予定されている国保総合システム更改に合わせて、支払基金と国保連のシステムの共同利用を進めることとしています。 【社保と国保の調剤報酬請求フォーマットの統一について】 制度の現状欄に記載のとおりです。	△
1335	令和3年6月28日	令和3年8月18日	運転代行業認可後の届出事項	公安委員会へ提出すべき届出書類を、現在管轄の警察署の交通課へ提出し、警察署の交通課へ提出した書類が警察署に返信されてから届け出者に受理の写りが渡される段取りがとられていますが、公安委員会への届出にFAXL受理された後、写しが届出者へ戻ります。地方自治体でもEmailでのやり取りが可能になっていくのですから行政手続法の届出に該当する行為についてはEmail若しくは公安委員会サイトに専用サイトを制作するなどしてワードやエクセル、PDFファイル送付ができるように届出を簡略してほしいです。	運転代行業は、随伴車の増車や減車若しくは入れ替え、代行保険更新の確認届出は現在紙ベースで書類を作成し添付書類をコピーし管轄の警察署の交通課へ持参提出し、その書類を警察署が公安委員会へFAXLし公安委員会が受理した用紙が警察署に返信されてから届け出者に受理の写りが渡される段取りがとられていますが、公安委員会への届出にFAXL受理された後、写しが届出者へ戻ります。交通課は車庫証明、通称使用許可業務を担っておりしをですが運転代行の届出はFAXL利用する代行店もやり方を標準と統一しています。PCで作成した書類をプリントアウトしたものがFAXLでやり取りされるのです。代行保険会社の手続きもEmail対応しているのに、混み合う役所がアナログなのはいかなるものかと思えます。これまでも何度も警察署がFAXLしたまま忘れ、放置され1時間も待たされたことがありますが、勤務時間中に警察署まで往復一時間と書内で行わなければならない時間は、とても貴重な時間です。届出のためだけに約半日がつぶれてしまいます。どうかインターネットを使った届出を可能にしてください。警察署経由ではなく公安委員会へワンスツップで行えるようお願いいたします。	一般社団法人埼玉県運転代行協会	警察庁	都道府県公安委員会への申請書又は届出書の提出は、主たる営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して行わなければならないと規定されており、定められた様式により、管轄する警察署への提出をお願いします。	国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)第3条	検討に着手	自動車運転代行業に関する届出手続等については、届出書提出等のオンライン化に係る検討を進めています。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1336	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電波オークションによる公共財産の活用	携帯電話料金およびテレビ放送の活用	既得権益となっているテレビおよび携帯電話の電波についてオークション方式により、より公平で適正な競争を促す。ラジオ放送については取さらる確保が難しいため、オークションにて得た財源を活用し支援をおこなう。	個人	総務省	電波法第4条により、無線局を開設しようとする者は総務大臣の免許を受けなければならないとされています。	電波法第4条	その他	オークション制度は、透明性や迅速性の確保などにつながる一方、諸外国の事例を踏まえれば、落札額が高騰し、落札者の事業運営に支障が生じるおそれがあるなど、メリット・デメリットがあります。このため、オークション制度については、メリット・デメリット、導入した各県における様々な課題も踏まえ、引き続き検討していきます。	◎
1337	令和3年6月28日	令和3年7月20日	地方自治体における証明書発行手数料及び戸籍取得について	住民票、固定資産に関する証明書等の交付手数料の全国統一、及び戸籍所在地における戸籍謄本の取得可能を提案したい。	<p>&lt;理由&gt; 超高齢社会の現状下、死後の各種手続きが非常に負担なものとなっている。実質的に諸手続きを理解し、進行させるのは生産年齢の者となることが多いが、仕事や家事等で忙しすぎていないのが現状である。一名が数名分の死後手続きを行うケースも増加しており、近親者の死後の精神的疲労の中、諸手続きに必要な戸籍類の取り寄せだけで相当な負担となる。遠方者等は各市町村のHP等で申請書、手数料等を調べ、申請書作成、小為替・返信用封筒を整えて郵送請求を行うことになり、さらに通関を強い。老老介護も増加し、高齢者が高齢者の手続きを行うケースも多く、負担はさらに大きい。情報格差、経済格差により格差が拡大し専門家に相談、依頼できる余地があるわけではない。将来的にはマイナンバーカードによりオンライン化が行われることが望ましいが、デジタルデバイドが生じる懸念を危惧する。</p> <p>&lt;効果&gt; ・相続登記等の先延ばしの解消が期待できる。 ・死後手続きが明確化し、簡素化することで多くの人が抱える不安感の緩和及び負担の軽減に繋がる。 ・少子高齢化、コミュニティ希薄化等による残された者への負担が多少でも軽減する。</p>	個人	総務省 法務省	<p>【総務省】 地方公共団体における手数料については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第228条に基づき、条例で定めることとされています。一方で、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものについては、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」(平成十二年政令第十六号)に定められています。 【法務省】 戸籍謄抄本等の交付請求は本籍地の市区町村に行う必要があります。</p>	<p>【総務省】 地方自治法第227条、第228条 【法務省】 戸籍法第10条第1項</p>	<p>【総務省】 対応不可 【法務省】 現行制度下で対応可能</p>	<p>【総務省】 住民票の写し及び固定資産税に係る証明書の交付については、普通地方公共団体が特定の者のためにする事務であることから、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第227条に基づき、各地方公共団体が手数料を徴収することができます。また、手数料については第228条に基づき、各地方公共団体の条例で定めることが基本とされているため、各地方公共団体によって発行手数料が異なっています。ご理解とご協力をお願い申し上げます。 【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。</p>	
1338	令和3年6月28日	令和3年7月20日	海上保安庁車両の緊急自動車	特殊救難隊等、一部の預りも許されない任務に使用される海上保安庁の車両を緊急自動車として登録	<p>消防、警察用車両については任務の性質上、使用される車両については緊急自動車として登録され、緊急走行での臨場が可能ですが、しかし、海上保安庁特殊救難隊においては陸上から出動する際には、緊急自動車として登録されていないため、緊急走行が認められていません。</p> <p>一部の預りも許されない任務に携わっているのにもかかわらず、1分1秒でも安全と早く帰還し、救助活動の実施を可能にする方策が取られていないと考えます。 緊急性の伴う任務に就く車両については「緊急自動車」として登録されることを提案します。 人命を守るための活動は組織の垣根を超え、協力して実施すべきことと思えます。 国民の生命の保護に寄与するものとしてご提案いたします。</p>	個人	警察庁 国土交通省	<p>緊急自動車については、一定の場合に車両の通行区分及び通行方法の原則の例外が認められており、緊急走行及びばす一般交通との均衡を考慮した上で、緊急自動車の指定等がされることとなっております。 具体的な事項については、道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項各号に規定されておりますが、現状、海上保安庁が使用する車両については対象とされていません。</p>	<p>道路交通法施行令第13条第1項各号</p>	<p>現行制度下で対応可能</p>	<p>海上保安庁における救助活動の場は主として海上であり、海難発生時には巡視船艇や航空機を活用するほか、特殊救難隊(羽田空港に配置)や機動救難士(全国各地の空港に配置)については、主に航空機を使用し迅速な救助活動を展開していることから、海上保安庁が使用する車両については、緊急車両の指定は受けておりません。 なお、車両による出動を要する場合、必要に応じて、道路交通法施行令第13条第2項に基づき、緊急自動車である警備用自動車に誘導を依頼しておりますので、現行の制度により対応が可能と考えております。</p>	
1339	令和3年6月28日	令和3年7月20日	感染防止対策加算などにおける直接対面業務の廃止について	診療報酬請求上、感染防止対策加算1等をはじめとして、情報通信機器を用いたカンファレンス等を行う際、何回かは「一堂に会し直接対面するカンファレンスを行っていること」という条件を廃止する。	<p>現在の新型コロナウイルス流行下においてオンライン会議の位置づけや必要性は大きく変化している。学会の単位認定など個人の出席記録を必要とする分野であってもオンライン会議を通して確認できている現在の状況下において、直接対面を必須とする理由はもはやない。元々医療従事者は感染リスクが高い上、直接対面の会議により複数の医療機関にまたがって感染が拡大した場合の社会的影響を考慮すると、業務上の必要性が乏しいのに直接対面で感染対策の会議をわざわざ行うことは感染リスクをあえて高める行為であり、それを避けてオンライン会議を行えば診療報酬上適切に評価される可能性があるという矛盾が生じる。</p> <p>令和2年10月の段階では、問い合わせに対しては厚生労働省からすべてオンライン会議でかえらるという明確な回答はなく、「新型コロナウイルスで開催が困難な場合は算定される可能性もあるという説もあるが、詳細な判断基準が不明であり、結局直接対面で開催せざるを得ない状況となっている。</p> <p>医療におけるIoT活用の推進と言う点からも、多施設での会議における直接対面業務は速やかに廃止することを提案する。</p>	個人	厚生労働省	<p>感染防止対策加算について、施設基準上定期的に院内感染防止対策に関するカンファレンスを行うこととされています。 当該カンファレンスについては、要件を満たした場合、リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器を用いて実施することが出来ることとされています。ただし、4回中1回以上直接対面するカンファレンスを行っていることとされています。</p>	<p>「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保健発0305第2号)</p>	<p>検討を予定</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いとして、対応を検討します。</p>	△
1340	令和3年6月28日	令和4年5月13日	「難病法」による医療費助成の手続きについて	特定医療費(指定難病)受給者証の有効期限を複数年(例えば3年)としてほしい。	<p>現在、「難病法」により、受給者証の有効期間は、1年以内とすることとなっています。 このため、毎年、更新手続きがあり、その際に医師の記載する臨床調査個人票(意見書)が必要となります。 難病のため、病状自身が完治する可能性が低い、もしくは薬等の効果によって症状を抑えているので、医療費助成は継続して必要と思われますが、毎年、医師が意見書を作成するのに、多大な労力がかかっています。 長時間労働が問題となっている医師や病院の事務員の働き方改革(業務削減)のため、受給者証の有効期間は複数年としていただければ幸いです。 また、更新時期には多数の患者さんが病院窓口に来られて、3密になりやすい状況です。 なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する受給者証をお持ちの場合は、医療費助成の有効期間は自動で1年間延長されております。このことから、複数年とすること実現可能と認識されます。 ご検討のほど、どうぞよろしくお願いたします。</p>	個人	厚生労働省	<p>難病の医療費助成認定については、法律上、1年ごとに医療受給者証の更新が必要であり、難病指定医/協力難病指定医のいずれかに診断書を作成していただく必要があります。</p>	<p>難病の患者に対する医療等に関する法律</p>	<p>対応不可</p>	<p>指定難病に係る医療費助成は、難病患者の経済的な負担を軽減するという福祉的な目的に加え、患者数の少ない疾病について症例を収集し、難病に関する調査研究を推進するという目的を併せ持つものです。 また、医療費助成の認定に当たっては、所得に応じた自己負担限度額を設定するために、毎年の所得水準を把握する必要がありますが、収集した症例を調査研究に活用していく上で、病状に変化がないことを含めた毎年の患者データを継続的に収集することが必要であるため、毎年の申請をいただいでおり、制度の趣旨を御理解いただきたいと考えております。 一方で、医療関係者等の事務については、関係審議会(※)において、臨床調査個人票の簡素化等により負担軽減を図ることが進捗であるとの指摘がなされており、引き続き、できる限り手続が簡素化・効率化されるよう、検討してまいります。 なお、御指摘の自動延長については、新型コロナウイルス感染症への対応として特例的に行ったものであり、恒常的な取扱いには対応できません。 ※ 厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会(合同開催)</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1341	令和3年6月28日	令和3年7月20日	救急車の往復高速料金を無料化の件について(追加案)	自衛隊車両の通行も無料の対象に追加してください	自衛隊車両は、高速道路を無料で通行している。やむを得ず一般道を走行している。 と昔から聞いており、10月30日?に提案された「救急車の往復高速料金を無料化」を聞いて、自衛隊車両にも対象の幅を広げたいと思います。有事・緊急・災害派遣等々の場所へいち早く移動するためお願いします。	個人	国土交通省 防衛省	【国土交通省】 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両とされております。道路整備特別措置法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づいたものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。  【防衛省】 災害派遣等に従事する自衛隊車両は上記告示の「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両」に該当し、防衛出動等に従事する自衛隊車両については同告示の「緊急を要する公務を行うため使用する車両」に該当するため、高速道路等の有料道路通行時には利用料金を徴収しないこととされています。	道路整備特別措置法	現行制度下で対応可能	【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。  【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
1342	令和3年6月28日	令和3年7月20日	自衛隊の災害派遣時の高速道路通行料金の無料化及び訓練移動時の高速道路料金の廃止について	自衛隊の災害派遣時に高速道路を利用する際、1台毎にインターチェンジ毎に提出する通行証の改善及び訓練、演出時に高速道路を利用する際の高速道路料金の免除	災害派遣時に1台毎にインターチェンジの度に通行証を提出し、時間をかけて各項目を確認するのは災害派遣の人命救助において1分1秒を争う現場においては非常に非効率である。また、演習の移動においては部隊毎に移動距離、自数、車種、台数などが異なる部隊によっては予算の大半を高速料金で浪費し、他のことに予算が回らないことについては合理的ではないと思われる。	個人	国土交通省 防衛省	【国土交通省】 (1)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 現在、道路交通法に規定する緊急自動車として通行する自衛隊車両については、料金所での証明書提出は不要で、そのまま通行いただいております。 ただし、緊急自動車以外の自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を確認するため、行動従事車両証明書をご提出いただいておりますが、防衛省と高速道路会社の間では、緊急やむを得ず証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。  (2)訓練、演習時の高速道路料金免除について 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両とされています。道路整備特別措置法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づいたものであるため料金を徴収することが著しく不適当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。  【防衛省】 同政令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが指定されているところでは、災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していません。	道路整備特別措置法	(1) 検討を予定 (2) 対応不可	【国土交通省】 (1)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。  (2)有料道路は、道路の建設等に係る債務を利用者の料金により償還することを前提とした制度であり、利用者の料金負担の公平性等の観点から、料金を徴収しない車両については、緊急自動車等特別の理由がある車両に限定されているところ、ご意見のような利用について無料の対象とすることは困難と考えております。  【防衛省】 (1)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。  (2)平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行については、自衛隊が訓練で使用する有料道路利用のために必要な経費について、優先順位を踏まえつつ、必要な教育訓練を行えるよう十分な予算確保に努めてまいります。	
1343	令和3年6月28日	令和3年8月18日	救急搬送に同乗を求められた医療従事者も回送の救急車で搬送元へ送り届けて欲しい	救急搬送に同乗を求められた医療従事者について、回送の救急車に同乗して、搬送元へ送り届けることを認めて欲しい。	救急車が高速道路を無料で帰れる、という話を伺いました。とてもよい施策だと思います。ただ、この場合でも、現状では、救急搬送に同乗を求められた医療従事者は、帰り、自力で帰らねばなりません。うまくタクシーに行き合えばよし、そうでなければ、長時間を公共交通機関で帰らねばなりません。白衣などの制服で出ることあり、肩身が狭い思いいたします。もちろん、逆方向なら、そんなことは求めません。また、直後に搬送があるのなら、それも求めません。医療従事者が戻るべき場所が、救急車の戻る場所の、すぐそばで、特段、他の搬送が切迫しているような事情もないのに、「帰りは搬送ではないから、乗せられない」と、断られます。医療従事者が円滑に戻ることで、病院業務が円滑に進みますし、救急隊と医療機関の連携は深まると思われます。ぜひ、ご一考ください。	個人	総務省	転院搬送等に際して消防機関の救急車に同乗した医療従事者が、傷病者の搬送後、救急車に同乗し、帰院することについて、総務省では規制を設けておりません。		現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、ご提案事項の実施の可否については、各都道府県や消防本部等が、地域の実情に応じて判断しており、消防機関の救急車に同乗した医療従事者の帰院搬送を実施している地域もあるものと承知しています。	
1344	令和3年6月28日	令和3年12月2日	引越に伴う運転免許更新手続き簡易化	運転免許証マイナンバーと紐付け、住民票のある住所に適切に免許更新が送付されるようにしてほしい。	先日運転免許証の更新はがきが来ず、失効していることに4ヶ月ほど経って知りました。2年前に引越したのですが、その際運転免許証の住所を警察署で変更しました。しかしそれだと免許更新はがきの送付先は変わらないそうです。免許センターで変える必要があるとのことですが、免許センターの数は少なく、手間です。データの連携は一網のみに人間が動かないといけないのは不便です。情報は一元化して下さい。	個人	内閣官房 警察庁 総務省 国土交通省	番号1217の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1345	令和3年6月28日	令和3年7月20日	育児休業給付金の延長について	育児休業中で子が1歳になる前に会社に提出する『保育園の不詳読書』無しでも給料が貰えるようにしてほしい。	育児休業中で子が1歳になる前に、保育園の不詳読書を会社に提出しない、歳過ぎると給料が貰えません。保育園に入るつもりはないのに、わざわざ保育園に申込みをする理由もなし、とても手間がかかります。私の場合は、会社から不詳読書のことを伝えてくれず、これから無給になってしまいました。	個人	厚生労働省	育児休業給付は、原則として子が1歳に達するまでの期間において受給することができますが、雇用の継続のために特に必要と認められる場合には、最長2歳まで延長できる制度です。保育所入所の申込みを行っているなど、復職の意思が認められない場合には延長の対象にはなりません。なお、育児休業給付の延長手続については、リフープ等により周知しており、今後とも制度の周知に努めてまいります。	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の25、101条の26	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、育児休業給付の延長は、雇用の継続のために特に必要と認められる場合に最長2歳まで延長できる制度です。保育所入所の申込みを行っているなど、復職の意思が認められない場合には延長の対象にはなりません。なお、育児休業給付の延長手続については、リフープ等により周知しており、今後とも制度の周知に努めてまいります。	
1346	令和3年6月28日	令和3年7月20日	医療機関における電子カルテの共通化	全国の医療機関で使用されているさまざまな電子カルテのフォーマットを規格統一化する。	現在、全国の医療機関の多くでは電子カルテが導入されているがその形式や使い方は様々である。しかし、医療従事者が異動などにより他の医療機関に移った際に、毎回一から電子カルテの使い方を覚えねばならず、これには多大な労力とストレスがかかる。そこで、全国の電子カルテのおよそのフォーマットを統一することにより、この労力を軽減することが可能と考える。電子カルテソフトについては、各社が個別に開発をしているため、完全に同じものとするのは難しいと思われるが、おおよそのフォーマットを規格統一化することで、この課題を乗り越えることが可能と考えられる。また、フォーマットを統一することにより、各医療機関の間でのデータの効率的なやり取り、診療情報提供(紹介状)作成の簡略化や効率化をもうることが可能となる。これら二つの点における改善によって、限られた医療人材により効率的な医療や医療従事者の働き方改革、ひいては医療の質の向上が図られる。	個人	厚生労働省	電子カルテは、医療機関の業務の効率化及び医療従事者間の円滑な連携を図るなどの効果があり、400床以上の一般病院における電子カルテの普及率は年々上昇しています。また、厚生労働省としては、医療機関間の連携の基盤として、電子カルテ情報やその交換方式の標準化を進めることが重要と認識しています。		対応	令和2年12月に医療現場の有用性を考慮し、技術の発展に対応できるような国際的なデータ連携仕様等に基づいた、HL7FHIRの規格を用いることを検討することとされました。これを踏まえ、「成長戦略フォローアップ(令和3年6月18日閣議決定)」において、医療情報化支援基金の活用等により、実務的な調整・設計を踏まえた標準化や中小規模の医療機関を含めた電子カルテの導入を促進するため、具体的な方策について結論を得ることとされました。	
1347	令和3年6月28日	令和3年7月20日	医療費控除について	確定申告における医療費控除について	確定申告における医療費控除については、国税庁から既に示されている通り、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で所定要件を満たしているものを使用することが可能であるとされています。しかしながら厚労省から同じ旨の通知がなされないために、医療保険者はその使用が可能であると大々的に公表できない状況が続いております。むしろ使用可能だというなどと言わんばかりの対応がなされている地域です。税務署によっては所定要件を満たしている医療費通知であっても受付不可との対応がなされる事例も散見されます。同じものを指して方々対応可能といひ、方々対応不可というは道理に合いません。つきましては、厚労省から各医療保険者へ所定要件を満たしている医療費通知は確定申告における医療費控除に使用可能である旨をご通知いただきたくご検討を伏しお願い申し上げます。併せて、所定要件を満たしている医療費通知を確実に受け付けていただけるよう各税務署へ再度ご通知いただきたく平にお願いいたします。	個人	財務省 厚生労働省	平成29年以後の確定申告から、医療費控除の適用を受ける場合は、医療費領収書の提出に代えて、医療費控除の明細書を作成し、当該明細書を確定申告書に添付して提出いただくこととなっています。その上で、医療保険者から交付を受けた医療費通知がある場合には、当該医療費通知を確定申告書に添付することで、医療費控除の明細書の記載を簡略化することができるようになっています。こうした取扱いについて、厚生労働省では、「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(平成29年3月31日付発第031第10号)及び「(医療費通知を活用した医療費控除の簡素化)Q&Aの送付について」(平成29年7月3日付厚生労働省保険局保険課事務連絡)等を出し、医療保険者が交付する医療費通知のうち、一定の要件を満たすもの(※)については、医療費控除の申告に活用できることを医療保険者等関係団体へ周知しているところです。(※)「被保険者又はその被扶養者の氏名」等の6項目の標準項目について、記載があるもの。	税法73、所法120、所令262、所規47の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、医療費通知を確定申告書に添付することで医療費控除の明細書の記載を簡略化できることについては、従来から確定申告の手引きや各種リーフレット等により周知徹底を図っているところです。	
1348	令和3年6月28日	令和3年7月20日	各市区町村から企業に届く住民税特別徴収通知書について	各市区町村から企業に届く住民税特別徴収通知書は、市区町村ごとに様式も表記も、送付方法もばらばらで、各企業の労務担当は非常に扱いづらいです。例えば任意シールが張っている市区町村、貼っていない、縦長、横長などバラバラです。また、市区町村ごとにばらばらの様式を合わせて、総務省などがある程度まとめたところの発注代行会社に依頼すれば、紙や印刷、発送コストなどかなり節約できるような気がしますので行政改革をお願いします。	1各企業の住民税納付に関わる手続きの効率化 2行政コストの削減より少ない税金での国の運営づくりのため	個人	総務省	特別徴収税額通知(納税義務者用)については、地方税法施行規則において統一の様式が定められており、基本的には同一の様式がなされていますが、各市区町村において行っているシール貼付けや任意等々の処置方式の違い等により、結果として、御指摘のように書類の大きさ等に差異が生じている場合があるところです。	地方税法、地方税法施行規則	対応	特別徴収税額通知(納税義務者用通知)については、eTAXを用いた電子化に向けて地方税法を改正し、令和6年度課税分から、個々の納税義務者(社員)に電子的に送付できる体制を有する特別徴収義務者(企業)が求めた場合、市区町村に電子的送付への対応を義務づけたところです。電子化が実現することで、同一の様式で通知を受け取ることが可能となり、各企業の事務効率化や行政コストの削減につながることを期待されます。	
1349	令和3年6月28日	令和3年6月18日	交通事故証明書の電子化	紙を受け取って記入して郵便局で申し込みをするWeb上で完結出来るようにする	紙を配る場所、郵便局で手続きを調べる手間、行く手間が多い上に接触が要る利用者のコストもかかるし、印刷や手続きの案内も減らせるのでぜひ検討に欲しい	個人	警察庁	自動車安全運転センターでは、交通事故証明書の電子交付を行っていません	自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第6号	検討を予定	自動車安全運転センターでは、交通事故証明書の電子交付については、令和4年度秋から、交付件数の多い損害保険会社に対して電子交付を可能とするシステムの運用開始を予定しています。個人申請者への電子交付については、利用者のニーズや利便性、本人確認の方法や証明書の真正性の確保方法等の検討を行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1350	令和3年6月28日	令和3年8月18日	運転免許証の写真を安全協会と警察署の写真店に限られていること	警察署に行くと、運転免許証の更新手続きをする際、警察署は前にもある簡易証明写真館で撮った写真は受け付けず、必ず安全協会かもう一つ警察署横に構える写真店で撮った写真しか受け付けません。以前は交通安全協会でも撮った写真しか受け付けていませんでしたが、近所写真店を警察署横に設けるように10年ほど前からなっています。最近、iphonで撮った写真も綺麗に撮れるようになり、背景が青壁であれば、全く問題ないと思われず、これを町の写真店で印刷して焼き付けてもらえば交通安全協会が撮った写真(2千円以上)と遜色ないと思われず。	交通安全協会は、警察署OBが殆どトップで以前から各種印紙の販売や運転免許証の写真を、交通安全規制の本を販売しています。OBの処遇も分からないわけではありませんが、各種料金が高く、庶民が犠牲になっています。ぜひ、運転免許証の写真を規定の大きさ、背景色であれば受け付けてもらえるようにしてもらいたい。	個人	警察庁	運転免許証における申請用写真については、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)で大きさが定められています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第17条第2項第9号及び第29条第3項	現行制度下で対応可能	運転免許証における申請用写真については、社会通念上、個人識別が容易にできるものであることを基本としており、都道府県警察において、個人識別に支障が生じないと判断された場合には、御持参いただいた写真を受け付けているものと承知しています。	
1351	令和3年6月28日	令和5年7月12日	行政のクレジット支払いについて	地方公共団体のクレジットカード決済についての取り扱いを整理していただきたい。過去から規制改革で取上げられているようですが、地方公共団体(自治体)では導入できておりません。業務の効率化、スピード化のために法人カードなどの導入を分かりやすく整理していただきたい。	行政がICTやネット活用を推奨していますが、財務処理の非柔軟性より行政自身がネット活用が進んでいないと感じます。クレジット決済などは大事な税金を取り扱うため慎重に対応する必要があることは理解致しますが、ICT-ネット活用で新しい生活環境・働き方を行政自身が率先して取り組むためにも、クレカ決済について分かり易い整理が必要であると考えます。特に、中小企業が新しい仕事の仕方に対応するためにも、また自治体が中小企業向け各種補助金制度を作って頂く為にも、自治体が率先して先端技術の導入する必要があると思えます。現状、ネット会議・リモートワークを導入する場合クレジット決済ができない(導入してない)ため、市中業者等に手数料を上乗せして代理でアカウントを取得してもらったり、任意団体(協議会など)を設立することでアカウント取得し行政で運用していることがあり、大変手間と時間がかかってしまいます。また、助成金相談など基本窓口には足を運ばなければならず、テレビ電話などで申請書類を見ながらの対応なども出来ておりません。業務の効率化、スピード化、サービス向上のためにも、クレジット決済導入を分かり易く整理していただければと思います。	魚津市議会議員	総務省	行政改革の番号693の回答をご参照ください。				
1352	令和3年6月28日	令和3年7月20日	障害者手帳	障害者手帳も、マイナンバーカードに登録すべきだと思う。	マイナンバーカードは、国民の税金なども管理してと思いますが、障害者手帳を持ってても、マイナンバーカードと紐づけされていないのはなぜでしょうか?? 運転免許証も、マイナンバーカードに紐付けるとききました。行政で発行してる障害者手帳は放置でしょうか?	個人	内閣府 厚生労働省 総務省	番号112の回答をご参照ください。				
1353	令和3年6月28日	令和4年9月15日	麻薬処方箋・処方箋・死亡診断書への押印中止	医師が麻薬を処方する際、また麻薬だけでなく処方をする際、死亡診断書を発行する際、押印が必須となっている。これらを廃止して頂きたい。	処方箋、麻薬処方箋、死亡診断書に押印する際はいわゆるシャチハタが多用され、現場では医師以外のスタッフがストックしている印鑑を用いて押印することも多い。押印の必要性が乏しく、またこれを廃止することで、現場の事務作業が軽減され、さらには、通院医療や医療連携など電子媒体での医療運用への障壁が一つ減るものと思われる。	個人	厚生労働省	処方せんの記載事項については、医師法施行規則第21条に「医師は、患者に交付する処方せんに、(中略)記名押印又は署名しなければならない。」と定められており、交付の際に必ずしも押印が必要なものではなく、署名した上で交付することも可能です。麻薬処方せんについては、麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項に「麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんと交付するときは、(中略)記名押印又は署名しなければならない。」と定められており、交付の際に必ずしも押印が必要なものではなく、署名した上で交付することも可能です。死亡診断書については、「押印を求めず手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令」により、医師法施行規則第20条及び第4号書式(死亡診断書)には当該書類を交付する医師の署名をすることになったところです。	医師法施行規則第21条 麻薬及び向精神薬取締法第27条第6項 医師法施行規則第20条	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載した通りです。	
1354	令和3年6月28日	令和3年7月20日	営業自動車(タクシー等)保険付保をネット保険で可能にしたい	現在営業用自動車で10台以上の保険付保はフリート契約でネット保険では付保できません。コロナ禍で体力の弱った会社にとって保険料負担は厳しいものがあります。現在の規定を改め、フリート契約をネット保険でも可能にすれば、ペーパーレスとなり、保険料節約にもなり、その浮いた原資を従業員の福利厚生に回すこともできます。	フリート契約をネットで付保できれば、保険料は補償内容が同一であれば、保険料は個別契約(ノンフリート)よりも割安になります。法人タクシー会社が毎年負担する保険料は売上低減すればするほどきつくなるかかっています。補償内容を低くすれば、保険料は安くなりますが事故時の補償に支障をきたす恐れがあります。存続の危機にある法人を何とか生き延びる前は、コスト削減しありません。早急に改革していただきたいと思えます。	個人	金融庁	フリート契約をインターネットで取り扱うことは、保険業法において禁止されておりません。	保険業法	現行制度下で対応可能	フリート契約をインターネットで取り扱うことは、保険業法において禁止されておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキン グ・グ ループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1355	令和3年6月28日	令和3年7月20日	育児休業給付金の 条件変更希望	休業開始前の2年間に12ヶ月以上働いていないと給付が受けられないようになっているかと思いますが、それを考え直して欲しいです。年子を出産した場合、給付を受けられない可能性が高いと思います。	私は第1子の産休を機に7年間勤めた職場を退職しました。その後、育児が落ち着いた頃に転職活動を行い、無事採用されました。しかし採用された先先に第2子の妊娠が発表しました。新しい職場では働き続けず、専業主婦で働き始めました。第1子の産休開始が2018年10月で、転職し働き始めたのは2019年9月、約11ヶ月は実質働いていません。第2子の産休は2020年3月開始、育児休業は6月からです。今の育児休業の制度ですと、休暇前2年間のうち実働12ヶ月以上ないと給付は受けられません。私の場合は、その期間だと前職を含めても約10ヶ月といったところです。しかし、前職では7年間雇用保険料は払い、現職でも払っています。なので期間の縛りによって給付を受けられないのは家計にとってかなりの痛手です。まだまだ出産を機に退職する女性は多いと思います。年子を出産した方の中には私と同じように給付を受けられない人も多いのではないかと思います。制度なので何らかの縛りがなくてはいけないし、どのようにしてもギリギリ受け取れない方も出てくるかと思いますが、育児休業給付金を受け取ったのに結果的に復職しなかった人も私の周りには多いです。その人たちはお金を返さなくていいのに、働きはじめると予定なのに期間によって給付を受けられず、育児休業を十分にせずに復職を考えないといけない人もいると思うので、意見を提出させていただきます。具体的にどのようなことまででは自分では考えられないのですが、休暇前2年間とするのではなく「雇用保険料を遡算何年納めた」にして欲しいなと思います。	個人	厚生労働省	雇用保険の受給資格については、当該保険事由が発生した時点における収入の状況や保険料の納付状況に基づき給付の可否等を判断することから、育児休業給付を受給するためには、原則として、育児休業開始日から遡って過去2年間に被保険者期間が12か月以上あることが必要です。ただし、長期にわたり被保険者であったにもかかわらず、たまたま原則算定対象期間に含むを得ない事情により賃金の支払いを受けていない場合に、育児休業給付の支給を受けられないことを避けるために、当該2年間の間に、疾病又は負傷、出産等やむを得ない事情により引き続き30日以上賃金の支払いを受けられなかった期間があるときは、その期間を2年間に加算した期間(最長4年間)に被保険者期間が12か月以上あれば、育児休業給付を受給することができます。	雇用保険法第61条の7、雇用保険法施行規則第101条の29	対応不可	雇用保険制度では、被保険者である期間に一定の事情により賃金を受けられない状況に於いて、制度の現状欄に記載のとおり、受給要件の緩和の制度を設けており、今般の事例では、第2子の産休期間はこの対象となり得るものと考えられます。一方で、退職した場合などは、雇用保険の被保険者ではなくなるので、前述の制度の対象とはなりません。	
1356	令和3年6月28日	令和3年7月20日	自衛隊車両の高速 道路利用について	救急車の高速道路を無料化するべきとの意見が有りますが、https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201030/k10012688171000.html(NHK報道)自衛隊車両も無料化すべきと考えられています。経済的社会的効果について、地震を筆頭とする大規模災害で、いち早く自衛隊車両が到着する事のメリットは説明の必要がないと思われるので割愛させていただきます。	私はネクスコ西日本の従業員です。高速道路で無料化する「緊急車両」は赤色灯を灯け、サイレンを鳴らしている車両であります。現実の問題「緊急車両」が料金所に来たら本当に緊急かどうかを調べると、翻って自衛隊の車両は赤色灯やサイレンが付けられませんが、緊急車両とする事が出来ません。高速道路を無料走行する他の方法として「公務証明」をする方法がありますが、実際に災害が発生した時に、その書類を急いで用意するのは無理です。経済的社会的効果について、地震を筆頭とする大規模災害で、いち早く自衛隊車両が到着する事のメリットは説明の必要がないと思われるので割愛させていただきます。	個人	国土交通省 防衛省	【国土交通省】 (1)自衛隊車両の高速道路料金無料化について 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他の法令で定める車両とされており、道路整備特別措置法施行布告にて、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであると料金を徴収することが著しく不当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 同法令に基づいて、「料金を徴収しない車両を定める告示」において、災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが指定されているところから、災害派遣等に従事する自衛隊車両については、料金を徴収していません。 (2)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 現在、道路交通法に規定する緊急自動車として通行する自衛隊車両については、料金所での証明書提出は不要で、そのまま通行していただいております。ただし、緊急自動車以外の自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を確認するため、行動従事車両証明書をご提出いただいておりますが、防衛省と高速道路会社の間では、緊急やむを得ず証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、後日証明書を郵送いただく取扱いを受けております。なお、防衛省と高速道路会社の間では、緊急やむを得ず証明書を携帯できない場合の対応として、身分証明書を提示いただき、後日証明書を郵送いただく取扱いを定めております。 【防衛省】 (1)自衛隊車両の高速道路料金無料化について 道路交通法施行令に規定する緊急自動車に指定されている自衛隊車両を緊急の業務のために運転するときは、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の警光灯をつけなければならないが、当該車両はこれらの機材を装備していません。 また、緊急自動車に指定されていない車両であっても、災害派遣等に従事する自衛隊車両は上記告示の「災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両」に該当し、防衛省が定める自衛隊車両については同告示の「緊急を要する公称を行うため使用する車両」に該当するため、高速道路等の有料道路通行時には利用料金を徴収しないこととされています。 (2)災害派遣時の通行に係る証明書の改善について 国土交通省の記載のとおりです。	【国土交通省】 (1)制度の現状欄に記載のとおりです。 (2)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。 【防衛省】 (1)制度の現状欄に記載のとおりです。 (2)緊急自動車以外の自衛隊車両について、通行時の運用の改善に向けて検討を進めてまいります。	(1) 現行制度下で対応可能 (2) 検討を予定		
1357	令和3年6月28日	令和3年7月20日	療育手帳について	各自治体(各市町村)によって判定基準がバラバラです。又、検査方法もバラバラです。未就学児でもIQのみで判断されます。未就学児はDQでの判断も必要だと思えます。住んでいる場所によって同じような障害を持っていても判定が異なるのはおかしいと思えます。福祉国家として国で統一すべきだと思います。	夫が自殺で失いました。娘が1歳の頃です。対人関係にストレスを抱えていて、音に過敏な不眠症でした。発達障害などの言葉が世間に浸透していない頃の時代生まれの為、何も診断はされていませんが、おそらく発達障害か知的障害を持っていたのだと思います。その為娘には発達障害の検査をさせました。結果自閉スペクトラムと診断されました。IQも英年齢より低い値です。日常生活はほぼ金介助が必要です。私はいつまで娘を見守れるかわかりません。私が亡く後、娘が就職などで困った時、父親と同じ道を選んでほくないので手帳申請をしました。その手帳申請の際、疑問に思ったのが投稿の理由です。自殺してしまう人がいるのも嫌な世の中になってもいいないのです。	個人	厚生労働省	番号1036の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1358	令和3年6月28日	令和3年8月18日	住居表示変更に伴う各種手続きの簡素化	自治体による住居表示変更に伴う各種変更手続きは、インターネットやワンストップで済むようにすべき。	区役所による住居表示変更のため、区役所でいろいろな変更手続きがありますが、同じ区役所であるにもかかわらず、また、役所の都合による住居表示変更であるにもかかわらず、仕事を休んで時間がいない中、本庁舎や出発機関に回されて非常に腹立たしいです。インターネットやワンストップをすすめるべきです。	個人	内閣官房総務省	現状、住居表示変更に伴い、各種手続きを行わなければならない状況です。	なし	対応	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき、内閣官房IT室では、超越しワンストップサービスに取り組んでおり、様々な場面で必要であった住所変更手続きが、当事者が可能な限り負担を感じることなく処理され、かつ、その回数が増少化されることにより、新しい生活を円滑に開始することができる社会を実現することを目指すこととしています。 ご要望いただいた事項についても、そういった施策の活用も含めて対応を検討してまいります。	
1359	令和3年6月28日	令和3年7月20日	児童手当現況届の件	現況届に健康保険証の写しを添付しての提出を求められているが、これをマイナンバーからの確認に変えることで簡素化してほしい	手続きに要する書類を減らすことで、出し受け側ともに手間を減らせる。紙の書類を減らすのでエコにもなる。	個人	内閣府	実施主体において、マイナンバー制度による情報連携等を活用することにより、すでに当該書類の提出を省略することが可能となっています。	児童手当法施行規則第11条第1項	現行制度下で対応可能	・制度の現状に記載の通り、すでに情報連携等による添付書類の省略が可能となっていますので、引き続き市区町村に対して情報連携の活用を促進してまいります。 ・なお、令和4年6月からは、市区町村が公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む。)で受給者の現況を確認できる場合には、市区町村の判断により、添付書類だけでなく、現況届自体も省略可能とする予定です。	
1360	令和3年6月28日	令和3年7月20日	健康保険の被扶養者所得確認の簡素化	毎年、金額入りの課税証明書(課税0円の場合は0円のもの)の提出を求められているが、これをマイナンバー制度を使い、確認を簡素化できないか。(現行のマイナンバー制度で禁止されているのであれば、法改正での対応を提案)	健康保険の被扶養者の所得の確認が毎年行われている。役所に行き書類(課税証明書)を取得した上で、それを添付し手続きを行っており、不正受給防止という目的に対して、手間が見合っていないのではないかと。紙を減らすことでエコにもなる。	個人	内閣官房厚生労働省	健康保険の被扶養者において、被扶養者の課税(非課税)情報については、マイナンバー法に基づく情報連携の対象とされており、保険者の判断により添付書類の省略が可能です。 なお、被扶養者の年間収入については、今後1年間の収入を見込んで各保険者が判断することとしており、各保険者において、給与明細書により把握した直近3ヶ月の収入や、課税(非課税)証明書により把握した過去1年間の収入をもとに、認定が行われています。	健康保険法施行規則第50条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第9号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、健康保険の被扶養者認定において、被扶養者の課税(非課税)情報については、マイナンバー法に基づく情報連携の対象とされており、保険者の判断により添付書類の省略が可能です。	
1361	令和3年6月28日	令和3年7月20日	電子帳簿保存法と適格請求書保存方式の整合性を図る	電子帳簿保存法と適格請求書保存方式の矛盾点を解消し、各企業で電子化を推進している要因を排除し、電子化・効率化・管理にかかる省力化を推進する。	電子帳簿保存法が改正され、ICカードやクレジットカードの明細が領収書として認められるようになりましたが、2023年から始まる適格請求書保存方式では消費税額が軽減税率、通常のものの記載がないと仕入税額控除が受けられなくなっております。その為、弊社では電子保存化を推進する中で、ICカードやクレジットカードの明細には税別記載等、消費税法で求められる記載内容を満たせないのではという意見が上がり、混乱しております。 また、ICカードやクレジットカードの明細を領収書とする場合は、ユーザーが改ざんできないシステムで経費精算等を行う必要がありますが、改ざんできないシステムとは具体的に何か、具体例を示したり、国税庁の認可した経費精算システムしか認めない等、具体的なアクションに繋がる情報を明確にしてほしいです。	民間企業	財務省	電子帳簿保存法においては、取引先から紙で受領した領収書等を電磁的記録で保存する場合(以下「スキャナ保存」という。)や、取引情報の授受を電子的に行った場合などについて、その電磁的記録の保存要件等を規定しています。ICカードやクレジットカードを利用し、利用明細等が電子的に発行される場合に関しては、令和2年度税制改正によって、一定のクラウド会計・経費精算システムの利用によってその保存要件の充足が可能になるなど、電子化推進、生産性向上の観点から見直しが行われています。 一方で、消費税法において、仕入税額控除の要件として保存が求められる「請求書等」には、消費税の納税計算を行うために必要な「税単箱」に区分して合計した対価の種類や軽減税率の対象品目である旨等の記載が求められています(現行制度も適格請求書等保存方式への移行後も同様です。)。そのため、こうした記載のない書類・電磁的記録については、仕入税額控除の要件となる「請求書等」として認められません。 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について、真実性の確保に関する措置を行うことが必要とされていますが、①訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる②訂正又は削除を行うことができないこと、のいずれかを満たすシステムを使用して、当該取引情報の授受及び当該電磁的記録の保存を行う場合は、真実性の確保に関する措置が行われていることとなります。	消費税法第30条第7項、第9項 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則第8条第1項	その他	ご指摘のICカードやクレジットカードの明細は、現状では一般的に、左記のとおり、仕入税額控除の要件となる「請求書等」の記載事項を満たしていません。このような、適切な消費税率の区分が出来ない状態では、納税者による消費税の申告・納税額の計算が困難となるものと考えます。 なお、電子帳簿保存法は、各税法の規定に基づいて保存すべき国税関係帳簿書類を電子的に保存する方法を定めているに過ぎません。 左記システムについては、具体的には、例えば、他者であるクラウド事業者が提供するクラウドサービスにおいて取引情報はやりとり・保存し、利用者側では訂正削除できない、又は訂正削除の履歴(バージョン管理)が全て残るクラウドシステムであれば、通常、当該電子計算機処理システムの要件を満たしているものと考えられます。 なお、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会において、市販のソフトウェア等の機能仕様をチェックし、当該要件を満たしているかと判断したのについて認証する「電子取引ソフトウェアの要件認証制度」が行われており、認証を受けた製品については公益社団法人日本文書情報マネジメント協会及び国税庁のホームページに公開されています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1362	令和3年6月28日	令和3年7月20日	非化石証書の流通の円滑化	電気の小売事業者が需要家に対して非化石証書を販売する場合、電気と合わせて(バンドルして)販売することが義務となっており、非化石証書のみ販売は認められていません。需要家が複数の小売から電気をミックスして購入することが難しい現状を考えると、アクティブな需要家による再生エネルギーの入手(=再生エネルギーへの資金供給)を妨げる原因となっています。このため、小売事業者から需要家への非化石証書のみ販売を解禁すべきと考えます。	最近、海外中心に再生エネルギー100%を目指すアクティブな需要家が増えています。その実現のために重要となるのが非化石証書の流通の自由度の確保です。欧米中心に、需要家側が電気の価格変動リスクを取る代わりに環境価値(証書)を購入する、いわゆるvirtual PPAという契約形態が増えています。日本でも同じ仕組みを行うことは、1)需要家が発電事業者から直接非化石証書を購入できない(小売を経由する必要がある)、2)小売事業者が需要家に非化石証書を販売するときは電気もバンドルされている必要がある、という2つの理由から、とてもハードルが高くなっています。その理由が <a href="https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/sido_kento/pdf/038_04_00.pdf">https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/sido_kento/pdf/038_04_00.pdf</a> の資料にて提示されておりますが、会計処理上そのような解釈が可能となっているのみならず、むしろ積極的にそうすべき理由が提示されていないように思われます。FITに頼らない再生エネルギーという観点からも、特に非FIT再生エネルギーから売出される非化石証書を需要家が入手しやすい環境を作ることには喫緊の課題と考えられます。このため、まずは(緊急に)2)の見直しを行うとともに、1)についても可能性の検討を進めていただきたいと思います。	個人	経済産業省	なし	検討に着手	現在資源エネルギー庁の審議会において、非化石価値取引制度の見直しを行っており、FIT由来の再生エネルギーに需要家もアクセス可能な再生エネルギー市場とする予定です。また、見直しの中で、非FIT由来の再生エネルギーに対する需要家アクセスについても別途検討を進める予定です。		
1363	令和3年6月28日	令和4年5月13日	マイナンバーと予防接種の紐付け	マイナンバーカードに予防接種の履歴を登録できるようにしてほしい。	学校に入るときや留学期に聞かれる母子手帳というアナログなものにしか履歴が残らないのもっと手軽に自分や相手方が確認できる方法が欲しい。また、母子手帳を不慮の事故で紛失したときにも安心です。	個人	総務省 厚生労働省 デジタル庁	予防接種法施行令第6条の2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1364	令和3年6月28日	令和3年7月20日	日雇い派遣の年収制限の緩和	日雇い派遣に従事できる年収額の制限をせめて400万円以上程度に引き下げてほしい。	実際に年収が低い副業をしようにも、低年収がネックで働きやすい日雇い派遣に登録できず、貧困を抜け出せない。低年収の者が働ける場を狭めることは弱者いじめでしかない。	個人	厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律35条4第1項 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条第2項第3号 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第28条の3第2項	派遣元事業主は、以下の場合を除き、日雇労働者(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者)について労働者派遣を行ってはならないこととされています。 ① 専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務(日雇派遣の例外業務)について派遣する場合 ② 雇用機会の確保が特に困難な労働者等(※)を派遣する場合(※)60歳以上の者、雇用保険の適用を受けない学生、副業として従事する者(生業収入が500万円以上の者に限る。)、または生計者以外の者(世帯収入が年収500万円以上の者に限る。)	対応不可	御指摘のような就業ニーズに関しては、労働者派遣だけではなく直接募集や職業紹介の形で対応することが可能です。その上で日雇派遣については、必要な雇用管理がなされず、派遣労働者の保護に欠けることから、原則禁止としています。この点、「生活のためやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」にある者については、派遣労働者の保護が欠けるおそれがないため、原則禁止の例外としています。この、「生活のためやむを得ず日雇派遣の仕事を選ぶことのない水準」として、「副業として従事する者」と「または生計者以外の者」が、年収500万円以上としています。なお、令和2年7月14日労働政策審議会労働力需給制度部会において、日雇派遣の「年収要件については、当面、現行制度を維持することが適当」とされ、「日雇派遣の原則禁止は引き続き維持し、年収要件の確認を含め、必要な雇用管理の取組が適切に行われるよう、日雇派遣を行っている派遣元事業主等に対し、厳正な指導監督を行うことが必要」とされたことを踏まえ、引き続き、日雇派遣の適正実施のための指導整備に努めてまいります。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1365	令和3年6月28日	令和3年9月10日	死亡届に関する諸手続き等について	1市役所等に届ける際に窓口が複数に分かれていて、コロナ換待時間も多く、窓口係が一本化できず。2死亡に伴う除籍するのに2週間も用する回答。時代錯誤も甚だしい。行政の怠慢。	窓口係の一本化すべきだ。IT管理の行政機関の共有化。本籍地以外でも現在在住地でも取得化する。(除籍謄本等の取得) 適正なマイナンバー制度の活用。	個人	内閣官房 法務省 厚生労働省	デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月25日閣議決定)において、他の手続きで登録された死亡情報を参照できるもの、死亡に関する届出の省略を認めない行政手続について、届出の提出を省略可能とする対応を行います。 また、他の手続で登録された死亡情報を参照できないこと等から死亡に関する届出の省略を認めない手続についても届出省略の実現に向けた検討を行うこととされています。 児童扶養手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その旨を都道府県知事等に届け出る必要があります。 特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、その旨を都道府県知事等に届け出る必要があります。	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 予防接種法実施規則 児童扶養手当法第28条第2項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第2項 介護保険法施行規則	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 児童扶養手当法第28条第2項 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条第2項 現行制度下で対応可能	デジタル・ガバメント実行計画(2020年12月25日閣議決定)に基づき、厚生労働省関係の手続について、死亡に関する届出の省略を認めるなど順次対応を行っているところ。なお既に、児童扶養手当受給者死亡の届出に係る手続きについては、他の手続きで登録された死亡情報が参照できた場合は、届出の省略が可能です。また、特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当の受給者死亡の届出に係る手続きについては、他の手続きで登録された死亡情報が参照できた場合は、届出の省略が可能です。	
1366	令和3年6月28日	令和3年7月20日	【法務省出入国在留管理庁】在留許可手続きの簡素化	ビザの申請、切替及び更新時の士業の方への完全委託化を提案します。現在は、ビザ申請する際には申請者本人及び家族が行うことができ、または行政書士による取次が可能という風になっています。その背景は、業務の複雑さにより本人が対応できない場合に弁護士や行政書士等に代わって、できる制度になりますが、その前提は本人が日本にいないといけないとの規則になっています。その理由は、本人に連絡が取りやすいということですが、今のネットの時代でどこにいても連絡がとれますし、連絡がとれない人もそもそも申請なんかしません。時代に見合った、そして本質的の運用になるよう見直しをお願いします。	これを提案するきっかけはコロナ下における移動の制限を考慮した効率的な運営にしてほしいからです。私の実例をいうと、現在日本の企業に就職しており、会社の命を受けて、他国に出向している。この間、私の息子(中国籍)のビザが期限を切達することになり、そのため息子の在留許可更新(定住者ビザ)を申請しなければならぬが、入国管理局本庁(品川)に問合せると、原則、親あるいは親族でいいので、申請日に日本にいないことが必要という回答があった。その背景には、すでに連絡取れるための理由のよです。それにより私はコロナ下において、感染リスクを減らし、さらに高い航空券を買って、日本に入国し、申請するのを見合わせるために日本にいないといけないとの規則になっています。その理由は、本人に連絡が取りやすいということですが、今のネットの時代でどこにいても連絡がとれますし、連絡がとれない人もそもそも申請なんかしません。時代に見合った、そして本質的の運用になるよう見直しをお願いします。	個人	法務省	在留期間の更新許可申請は、原則として外国人が地方出入国在留管理局に出頭して行わなければならない。出頭を要しない場合として、外国人の法定代理人が当該外国人に代わって申請する場合のほか、弁護士又は行政書士で所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局に届け出たものが外国人に代わってする場合など一定の場合が入管法施行規則で規定されています。 なお、当該弁護士又は行政書士は、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人らに代わって申請書等の提出等を行うことができると規定されていることから、申請時点で外国人又はその法定代理人が本邦に在留している必要があります。	・出入国管理及び難民認定法第21条第2項、第61条の9の3第1項第3号、同条第4項 ・出入国管理及び難民認定法施行規則第59条の6第3項	対応不可	在留期間更新許可申請は、本邦において現に有する在留資格に係る活動を引き続き行おうとする者が行うものであることから、外国人本人が地方出入国在留管理局へ出頭して申請を行う必要があります。 他方、本人出頭の例外として、外国人本人が行政書士等に対して申請書の提出等を依頼することができ、また、外国人本人が16歳未満の時に、親族や同居者等が当該行為を行うことができますが、申請行為そのものは外国人本人が行っていることと解されるため、申請時において、外国人本人は本邦に在留している必要があります。 なお、この他に法定代理人が、外国人本人に代わって申請を行うことができますが、また、申請書の提出を行政書士等に依頼することもできます。この場合、外国人本人が本邦に在留している必要はありませんが、法定代理人は本邦に在留している必要があります。	
1367	令和3年6月28日	令和3年7月20日	化学製品(漂白剤、染料、合成洗剤、石けん、接着剤等)の品質・安全表示に関する規制の見直し	漂白剤、染料、合成洗剤、石けん、接着剤等の化学製品の品質・安全表示に関し、家庭用は消費者庁の家庭用品品質表示法第3条、雑貨工業品品質表示規程に基づく規則、規程等で、業務用は厚生労働省の労働安全衛生法第57条第1項、労働安全衛生規則第33条に基づいて形式的な適用により個別的に表示事項が義務付けられており、しかし、現状では各省庁の個別的理解によって実質的に両方の表示事項が義務付けられ二重に対応せざるを得ないケースが多いので、厚生労働省と消費者庁が連携して、例えば、雑貨工業品品質表示規程の表示事項に関し、労働安全衛生法上の表示事項を必要に応じて取り入れる等の統一化や見直しを要望致します。	現状では、家庭用・業務用の化学製品の区別は、ホームセンター販売等の普及により相対化されておりますが、事実上、家庭用と業務用のどちらかに使用される可能性のみをもって各省庁の個別的理解で高規制の対象になります。即ち、消費者庁の見解では業務用製品であっても「ホームセンター」等で一般消費者が対して販売をする可能性がある商品に関しては家庭用品品質表示法に従う表示が必要となります。(HP FAQ) 又、厚生労働省が予定する見解では業務用を用いることを想定して製造等されている製品は家庭用でも労働安全衛生法上の表示対象となります。(第9～10回職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討資料) 従って、特に化学製品に関しては本来のGHSの趣旨・目的を踏まえれば、一般消費者が使用する場合においても化学物質の危険有害性に関する情報伝達が行われることは重要ですので、表示事項の統一化は、高規制の対応による事業者の負担軽減のみならず、家庭用品の「品質」に関する表示の適正化により不利益な購入や不合理的な使用を行われないことにより一般消費者の利益を保護する目的に従うと考えます。 尚、受付番号2811170501によると家庭用品品質表示法において安全性に係る表示を義務付けることは困難に回答されていますが旧民法370条の「瑕疵」の種類として基本的な安全性を損なうものも含まれており「瑕疵」は民法562条1項の「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの」にあたり、実質的にも「まげなな危険」等安全に関する表示も義務付けている以上「品質」「安全」を含む解釈は困難ではないと考えます。	個人	消費者庁 経済産業省	家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)は、家庭用品の品質に関する表示の適正化により、不利益な購入等を行われないことにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。同法に基づき、一般消費者が通常の生活の用に供する繊維製品、合成樹脂加工品、電気機器器具及び雑貨工業品のうち、家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)及び家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)で指定した品目について表示事項を定めています。指定品目のうち、化学製品の家庭用品の品質表示については、商品を購入する際に一般消費者が表示内容を明確に把握できるよう、雑貨工業品品質表示規程(平成29年消費者庁告示第7号)において、表示すべき事項(品名、成分、用途、正味重量等)、製品への表示方法を定めています。	家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)第一条、第二条第1項 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)別表 家庭用品品質表示法施行規則(昭和37年通商産業省令第106号)第一条	対応不可	「制度の現状」記載のとおり、家庭用品品質表示法は、製品の不利益な購入等から一般消費者を保護することを目的としており、職場における労働者の安全や健康の確保の観点から義務付けられている労働安全衛生法の表示事項を取り入れることは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1368	令和3年6月28日	令和3年8月18日	移動式ガソリンスタンド普及について	大変、お世話になっております。地方ではガソリンスタンドが減少し、村によってはガソリンスタンドが無い所も発生している。ただ、国道など地方でもガソリン、軽油などを運ぶ、タンクローリーなどは通過している時がある。例えば、それらのタンクローリーを例として、そういったガソリンスタンドが無い所で、途中、給油出来るようにしたら良いのではないかと思います。移動式ガソリンスタンドの普及に繋がると思う。	提案理由は、移動式ガソリンスタンドが、普及すれば、特に地方の村などガソリンスタンドが無い所でも、給油に困る事は無い。人口が少ない所でのガソリンスタンドを設置するコストも取れない。災害時は、ガソリンスタンドが被災し使用出来ない場合は緊急で災害車で迅速に給油が可能である。通常の運用は、村などガソリンスタンドが無い所では、どこか広い場所で、場所、時間を決め、この時間は移動式のガソリンスタンドが来ると思えば、その時間に来れば給油出来る。わざわざ遠い場所まで給油に行く必要も無い。移動販売車のような感じでガソリン、軽油が給油出来るイメージです。灯油については昔から移動販売車がありますが、ガソリン、軽油なども、同じように出来れば良いと思います。危険物取扱いなど規制があると思うので、それらの規制を緩和し、移動式ガソリンスタンドの普及を進めたいと思います。以上、宜しくお願い致します。	個人	総務省	過疎地や被災地においては、一定の安全対策を講じた上で、移動タンク貯蔵所と可燃物等の給油設備を接続し、自動車への給油等を行うことが可能です。「(危険物規制事務に関する執務資料の送付について)」(平成30年12月18日付け消防法第226号)及び「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(令和3年3月30日付け消防法第51号)参照	消防法第10条	対応	ガソリンは火災危険が非常に高く、取り扱う場合には必要な安全対策をとる必要があります。過疎地や被災地においては、一定の安全対策を講じた上で、移動タンク貯蔵所と可燃物等の給油設備を接続し、自動車への給油等を行うことが可能です。「(危険物規制事務に関する執務資料の送付について)」(平成30年12月18日付け消防法第226号)及び「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(令和3年3月30日付け消防法第51号)参照		
1369	令和3年6月28日	令和3年8月18日	水道料金請求書をデジタル化して欲しいです	水道料金請求書等をデジタル化し、郵便請求書をなくし、ペーパーレス化して欲しいです。	コロナ感染の対策になり、水道事業者のハガキ請求書製作のコスト削減、郵便料金のコスト削減、これらにかかる人件費削減、各家庭のゴミ削減の為に実現して欲しいです。よろしくお願ひいたします。	個人	厚生労働省	令和元年度に施行されたデジタル手法により、国の行政手続は原則としてオンライン化するとされ、水道料金の請求フォームを含む地方公共団体の行政手続については努力義務とされました。	デジタル手法	現行制度下で対応可能	御指摘のはがきによる水道料金の納入通知書については、水道事業者(市町村等)において、個人を対象に政府が運営するマイナポータルを活用した納入通知のオンライン化について検討を進めてもらうこととなります。		
1370	令和3年6月28日	令和3年7月20日	児童扶養手当手続きについて	オンライン申請推進、対面申請をなくすこと	児童扶養手当手続きでは、戸籍や所得だけでなく住居は誰の名義か、男性名義であればライフラインの支払い状況の確認、事実婚の解消時には民生委員の署名など、公簿で確認出来ないものについて、どこまで提出させる必要があるのかと思います。これらのことによりオンライン申請は到底無理だとされました。申請内容に疑義があれば動ずればよく、立入調査を行えばよいのではないかと、オンライン申請、オンラインでの現況届を速やかにできるようにして欲しい。適正給付を掲げても、書類不備で引掛かるのは正産者だけです。現在の流れとして1回目の相談で揃えてもらう書類の説明、2回目で申請書受理、年に一回の現況届です。これを、オンラインにて必要項目に回答していきます。事由発生日など公簿だけでは確認出来ないものにもオンライン回答のなかで自動的に入力できるようにします。入力された内容はシステムに取り込み、不足する情報や確認事項を洗い出します。職員のスキル不足を補人的労力の削減となります。同様に、現況届も事前にオンラインにて届てシステムに自動入力できるようにします。現在は、現況終了後に入力業務に追われ時間外にて対応しています(特異も同様)。オンライン申請内容が直接システムと連携できたり、市町を経由せずに県へ送信できるようにしたいとおもいます。	個人	厚生労働省	現況届は、住基情報や課税情報のほか、子どもの養育関係等の受給資格など、事実関係の確認を行うための手続ととして運用しています。2017年8月の現況届より、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、対面の必要がないと判断した場合は、郵送提出を可能とし、全部支給停止者の面談による負担を軽減するとともに、地方自治体の事務の効率化を図っています。また、マイナンバーによる情報連携により、住民票や課税証明書などの添付を省略することは可能となっています。	児童扶養手当法第28条の2第1項 特別児童扶養手当法第35条第1項	その他	現況届は、地方自治体の担当者が、受給者の抱える様々な悩みや課題について相談を受け、必要な支援につなげる機会と捉えて、受給者と自治体職員の間での双方の相談・確認の場として実施しています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大対応として、必ずしも対面による手続きを前提とすることなく、郵送による実行を原則としており、対面による手続きを行う場合には、直接の確認を行うことが必要な情報のみ対面で聴取りし、その他の情報は、後日電話等により聴取るなど、柔軟な対応を取って差し支えないこととしています。(特別児童扶養手当についても、新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた対応として、郵送による受付を行うなど、柔軟な対応を取って差し支えないこととしています。)		
1371	令和3年6月28日	令和4年12月14日	特定疾患医療受給者証と保険証、マイナカードの統合	特定疾患医療受給者証と保険証、マイナカードの統合を提案します。一元化されれば、不正利用、医療機関への持ち運び忘れが低減されます。	特定疾患医療受給者証、自己負担管理表を医療機関への持ち運びの考慮が全くありません。これこそ、マイナカードと統合するなど、患者負担へ考慮願います。医療機関への提出物を少なくする事で、医療機関での事務の簡素化、ひいては保険事務の簡素化につながります。	個人	総務省 厚生労働省 デジタル庁	難病の医療費助成については、指定難病の患者又はその保護者からの申請に基づき、当該患者が特定医療の対象になると認められる場合には、都道府県及び指定都市は支給認定を行うとともに、医療受給者証を交付することとしています。また、支給認定を受けた患者が医療費助成を受ける場合は、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合を除き、医療受給者証を指定医療機関に提示する必要があります。また、患者が各指定医療機関で負担上限額を超えて負担することがないよう、自己負担上限管理票についても合わせて提示する必要があります。	難病の患者に対する医療等に関する法律	対応不可	受給者証・自己負担上限管理票と保険証・マイナンバーカードの一体化を行うためには、例えば、オンライン資格確認(※)の仕組みを用いて、医療費助成の受給対象者であるかや自己負担限度額の区分に関する情報を医療機関が確認できるようにすることが考えられますが、医療費助成を行う全自治体とオンライン資格確認等システムとの間でネットワークを開設させた上で、当該情報をシステムに入力する必要があるなど、自治体、保険者及び医療機関等における技術的・事務的な実行可能性について慎重な検討が必要です。また、難病医療費助成については、助成の対象となる特定医療以外の医療を受ける場合には、医療機関が受給者証を提示する必要があるかもしれませんが、一元化により、こうした場合にも医療機関が受給者証の内容を閲覧できるようになることがよいかどうかといった点を含め、個人情報保護の観点にも留意して、その実現可能性等を慎重に検討する必要があります。いずれにせよ、御指摘については各都道府県のシステムの状況等を踏まえつつ、導入の是非も含めて関係者の御意見を伺いながら検討を進めることが重要であり、直ちに実現することは困難です。	※ マイナンバーカードを医療機関や薬局で専用の端末に提示することで、医療保険の資格確認を行うことができる仕組み。なお、マイナンバーカードと保険証の一体化については、これを加速する観点から、令和6年度に保険証廃止を目指すこととしました。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1372	令和3年6月28日	令和5年4月26日	マイナンバー付き住 民票のコンビニ交付 について	マイナンバー付きの住民票をコンビニで交付出来る市区町村と、そうでないところがあり、利便性に差があると感じます。全国一律で出来るようにしていただきたいです。	私の住んでいるところでは、コンビニでのマイナンバー付き住民票の交付が出来ません。 子供が生まれたとき、マイナンバーの通知が来るまでに約1ヶ月かかりますが、以前は通知カードをマイナンバーの証明で使えましたが、今はそれも廃止されてしまい、証明するためなら、マイナンバーカードが送られてくるのを待つか、マイナンバー付き住民票を取得するしかありません。しかし、出産直後で、他の子の育児や仕事もある中、わざわざ役所まで行って取得するのはとてもハードルが高く、そのため例えば健康保険の扶養手続きをするのも、出産からかなり時間が経過してからしか出来ません。コンビニで取得できるようになれば、すぐにそのような手続きをすくに行えるようになります。	個人	総務省	なし	対応	コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市区町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。		
1373	令和3年6月28日	令和5年4月26日	マイナンバーカード にかかると手続きの簡 素化	マイナンバーカードにかかると手続きの簡素化 住所変更手続きをインターネット上 で可能にすること。 世帯主等が世帯全員分を一括変 更できるようにすること。	江戸川区役所から「本年11月2日付で住居表示が変更となる」旨の通知があり、江戸川区役所のいろんな部署に一つ一つ回って手続きをしました。 その中で、マイナンバーにかかると住所変更手続きについて、家族全員分の手続きをしようとしたところ「本人が来ないと受付できない」とのことでした。担当者との議論の末、代理人届を紙で区役所に出して、後日区役所から郵送される手紙をもって区役所に来れば、代表者が家族全員分の手続きをすることができるとのことになり、代理人届を出して取りました。 住所変更手続きは、民間企業ならインターネットでするのは当たり前のこと、マイナンバーは手続きの簡素化のために始まったのでは？にもか かわらず、役所の都合による住居表示の変更でもかかわらず、役 所に来させて、長時間待たせてようやく変更手続き。しかも、コロナ感染リ スクが高い中、乳児連れの母親もや老人が常に密の役所に集中しま す。 住所変更手続きがインターネットでできれば、役所の人件費の削減、コ ロナ感染リスクの低下などにつながるのではと思います。こんなことは銀 行など金融機関ではどうの昔から行っていることであります。是非早急 に改善していただきたいと思ひます(こんなことささげず何ぞデジタル 庁なのか……)。	個人	総務省	公的個人認証の電子証明書の発行の際は、市区町村の窓口において対面での本人確認を経て発行することで、政府のガイドライン上、最高位の保証レベルを実現しています。代理人が電子証明書の交付を受けようとする場合、申請者が本人であること及び代理権を有していることを確認するため、照会文書を当該申請者に送付することとしており、代理人は当該照会文書を提出することとされています。	番号利用法第17条 第4項	対応不可	住民基本台帳に記載される住所は、選挙、税、福祉、印鑑登録など、住民として様々な権利義務の発生の根拠となるとともに、マイナンバーカード及びこれに搭載される電子証明書の発行と基礎となるものであることから、なりすまし等によるカードの書換え等を防ぐため、市区町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て住所の変更手続きを行っています。	
1374	令和3年6月28日	令和5年4月26日	住民票の取得につ いて	住民票や印鑑証明書などがコンビニエンスストアなどから取得でき、で きない自治体がある。 仮に、これらがコンビニで取得できるようになれば、私達は急いで取得し なければならぬと密にわざわざ役所に出勤し出すか近くコンビニに 駆けよるだけで済む。 また、役所は1つしかないが、コンビニは多数ある。役所に行くのに自動 車を使用することがほとんどだが、コンビニならば近くにあることが多い ため、自転車などを使用できる。これはエコ活動にできる。 同時に、役所が遠い住民も、コンビニならば近いことがある。 これならば利便性が向上する。 さらに、コンビニエンスストアでの発行にマイナンバーカードを必須とする 現状、マイナンバーカードの需要も加速するのではないだろうか。	住民票や印鑑証明書などがコンビニエンスストアなどから取得でき、で きない自治体がある。 仮に、これらがコンビニで取得できるようになれば、私達は急いで取得し なければならぬと密にわざわざ役所に出勤し出すか近くコンビニに 駆けよるだけで済む。 また、役所は1つしかないが、コンビニは多数ある。役所に行くのに自動 車を使用することがほとんどだが、コンビニならば近くにあることが多い ため、自転車などを使用できる。これはエコ活動にできる。 同時に、役所が遠い住民も、コンビニならば近いことがある。 これならば利便性が向上する。 さらに、コンビニエンスストアでの発行にマイナンバーカードを必須とする 現状、マイナンバーカードの需要も加速するのではないだろうか。	個人	総務省	なし	対応	コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市区町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1375	令和3年6月28日	令和3年7月20日	法定検査の11条検査は二度手間	浄化槽法を改正し民間で検査すれば行政検査は要らないと考えます。	浄化槽の設置者は、法定検査とは別に知事の登録を受けた業者による保守点検や清掃もして、一般家庭で年数万円の出費を強いられる。このため、法定の検査を「法を盾にした検査の強要」「点検代との二重取り」と感じる人は少なくない。しかも、浄化槽の維持管理は通常行政から認められた指定業者に委託して行っているのですから、維持管理がきちんと行われているかどうかは、その業者が責任を持つべきことで、毎年の維持管理のほかに検査費用まで持ち主が負担するのは、二重取りではないかと考えます。	個人	環境省	保守点検は、浄化槽の処理機能を維持するため、点検や調整及びこれに伴う修理を行うものであり、通常の使用状態においては浄化槽の構造や処理対象人員ごとに規定されている回数を行っていただくことになっております。また保守点検については、都道府県の条例によって業登録制度が設けられている場合は登録を受けた事業所に、制度が設けられていない場合は浄化槽管理士に、各々委託することができます。一方、定期検査(11条検査)は、浄化槽が適切に使用され、かつ定期的な保守点検や清掃が適正に実施される等、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか、水質状態を含めて第三者の立場において確認するものとして、毎年1回都道府県知事が指定した(指定検査機関)によって受検いただくことになっております。	(保守点検) 浄化槽法第10条第1項および第3項、環境省関係浄化槽法施行規則第6条(定期検査) 第11条第1項	対応不可	保守点検は、浄化槽の処理機能を維持するために点検や調整及びこれに伴う修理を行うものです。11条検査は、浄化槽が適切に使用されかつ定期的な保守点検や清掃が適正に実施されているか等、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうか水質状態を含めて第三者の立場において確認するものです。趣旨目的が全く異なります。加えて、11条検査の実施者の要件としては、公平中立の立場で実施するために検査の信頼性、公平性、安全性を確保することが求められており、その基準に充足したものを検査機関として都道府県知事が指定しており、保守点検業の登録制度とは異なります。都道府県は、検査結果から得られた情報によって必要な助言や指導等を行うとともに、生活環境及び公衆衛生上重大な支障を及ぼすことが認められた特定既存単独処理浄化槽への除却命令等の行政対応が可能となります。これによって所有者や周辺住民の生命や財産を守ることともに生活環境の保全や公衆衛生の向上につながることから、11条検査を廃止することはできません。	
1376	令和3年6月28日	令和3年7月20日	所得税法第231条第2項の見直しについて	現在の所得税法第231条第2項では、給与明細等の電磁的方法による提供について、「支払を受ける者の承諾を得て」となっていますが、この承諾を得なくても電磁的方法による提供ができるよう改正してほしい。	現在弊社では、給与明細をWeb化して職員に提供していますが、所得税法第231条第2項において「支払を受ける者の承諾を得て」とされていることから、承諾していない職員には紙の明細を配付する必要があります。Web明細の職員と紙明細の職員が混在しています。せっかくWeb明細のシステムを導入しているのに、当人の承諾が得られないために、Web化の効果が損なわれてしまっています。もし承諾が不要となれば、職員全員分の紙明細の印刷・仕分け・配付がいらなくなるだけでなく、経費源の節約にも資することになります。政府が進めているデジタル化の促進にも沿うものかと思っておりますので、ぜひ法改正をご検討いただけたら幸いです。	個人	財務省	番号439の回答をご参照ください。				
1377	令和3年6月28日	令和3年6月18日	救急業務実施基準の改定について	救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)の第24条(活動の記録)の改定により、医師と救急隊の負担及び救急隊の病院待機時間短縮、署名捺印の廃止の改定を頂きたい。	現行では、救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)の第24条2項(活動の記録)において、「隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は捺印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。」とあります。高齢化や多様化する医療現場において、救急隊への署名又は捺印、傷病名や傷病程度を記録する事が負担になっており、また署名及び捺印を得つために救急隊が病院に拘束される事も多くなっている。限られた医療資源を有効活用し、増加する救急活動件数に対応するためにも、本基準の見直しをご検討頂きたく提案させていただきます。	個人	総務省	救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)第24条2項において、「隊員又は准隊員は、傷病者を搬送し、医療機関に引渡した場合は、当該事実を確認する医師の署名又は捺印を受けるとともに、傷病名、傷病程度等について、当該医師の所見を聴取し、救急活動記録票等に記録しておくものとする。」と定めています。	救急業務実施基準(昭和39年自消甲教発第6号)	一部現行制度下で対応可能	救急活動記録票等への「医師の署名又は捺印」や「傷病名、傷病程度等」の記録は、傷病者の管理について、その責任の所在を明らかにするとともに、救急活動等の内容を客観的にかつ正確に記録することにより、救急業務の円滑かつ適切な遂行のための基礎資料となるものです。「医師の署名又は捺印」については、傷病者の管理の責任の所在を明らかにすることから、傷病者を医療機関に搬送し引渡した後、速やかに行うべきですが、「傷病名、傷病程度等」の記録については、その場で直ちに行うことを求めるものではなく、電話聴取等により事後に確認を行っている地域もあるものと承知しています。	
1378	令和3年6月28日	令和3年7月20日	放課後児童健全育成事業に関するデジタル化推進を放課後児童クラブ運営指針に書き加える	放課後児童健全育成事業(学童保育)関連の業務について、デジタル化の推進はとても重要です。しかし現在、手書き・紙媒体や対面を重んじております。この原因は、放課後児童健全育成事業の運営等の基本を定めている厚生労働省局長通知の放課後児童クラブ運営指針にデジタル化についての規定が曖昧であることです。よって、放課後児童クラブ運営指針に電子化デジタル化事項を書き加えていただきたいと思います。	放課後児童健全育成事業(学童保育)関連の連絡手段において、お便りや連絡事項(連絡帳)に紙媒体でのものが多く、また、放課後児童クラブの利用申込みに関する就労証明書も紙媒体で様式も統一されておらず、捺印について公印(代表者印)を求めケースが見受けられます。このような紙媒体や公印を求める慣例や前例によってデジタル化を進めることに限界を感じます。ぜひとも、事務的連絡文書は速やかに紙媒体からデジタル化する、お願い致します。	個人	厚生労働省	行政改革の番号741の回答をご参照ください。				
1379	令和3年6月28日	令和3年7月20日	戸籍謄本の取得を本籍地に限らずどの市区町村でも取得できる様に制度変更願いたい。	現在の住所地の市区町村と本籍地の市区町村が異なる場合の戸籍謄本(戸籍抄本含む)の取得を本籍地に限らず、どの市区町村でも取得出来る様に制度変更して頂きたい。	本籍地は、自由に選択できるが、自身の出自を示すものとも考える事ができ、本人やその両親にとっては思い入れがある場合があるので、住所地とは異なるケースがままあるものと考えられる。一時的な転勤の際も本籍地は変更しない(ことが多いと思われる。)戸籍謄本を取得する必要があるケースは限られるが、郵送では時間と手間がかかる。市区町村の横の連携、システム統一により実現出来れば、マイナンバー制度に合わせて運用可能と思われる。利用頻度は多くないと考えられるので、本件のみの制度変更によるコストメリットは少ないと思われるが、市区町村の横の連携を実現する事で、他の行政手続きへも波及するので、行政の負担軽減と、国民の事務手続き負担軽減に繋がると考えている。	個人	法務省	番号911の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1380	令和3年6月28日	令和3年6月18日	自動車保管場所申請のオンライン化	現在OSSサービスの対象外の中古車や引っ越しの際に必要な車庫証明申請のオンライン化	OSS対象外の自動車保管場所申請のオンラインによる申請。現状では申請に2度警察署に出向く必要があり遠方などでは負担となっている。オンライン化ができれば出向時間がほかの経済活動に充てられる。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項	事実確認	御提案の、中古車の購入や引っ越しを行った際の自動車の保管場所証明の手続についても、自動車保有関係手続のOSSを利用することにより、自動車の運行に必要な他の行政手続と共に、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	
1381	令和3年6月28日	令和3年6月18日	自動車の車庫証明書について	クルマの買い替えにあたって、そのつど車庫証明の手書き書類を3枚以上用意して、提出し、さらにその内容の確認のために警察官もしくは委託先の警察官の09がやってきて現地確認するのは、その費用もふくめ大変な無駄だと感じる。	私の住む軽井沢町では、住宅用の土地所有が300坪単位、建ぺい率が20%と決まっており、車庫のスペースは土地の8割におよぶ。こいつら建築基準が定まっている地域では、自己所有の土地と家屋においては、最初のクルマ購入時に提出すれば、買い替えのときには、免除されて良いかと思えます。集合住宅や賃貸住宅、貸駐車場においては、実態の存在もふくめた検証が必要だとはおっしゃいますが、その場合のみの検証でよいのではないのでしょうか。	個人	警察庁	自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項の規定により、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第4条に規定する処分、同法第12条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更に係るものに限る。)又は同法第13条に規定する処分(使用の本拠の位置の変更を伴う場合に限る。)を受けようとする者は、当該行政庁に対して、警察署長の交付する自動車保管場所証明書(以下「証明書」という。)を提出しなければならないこととされており、また、同法第6条第1項の規定により、警察署長は、証明書を交付等したときは、保管場所標章を交付しなければならないこととされていますが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)と税・手数料の納付を、インターネット上で一括して行うことが可能となっております。	自動車保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項	対応不可	入れ替える自動車と旧自動車とは、それぞれの大きさ及び形状等が異なることにより、保管場所や周囲の道路等との関係が必ずしも同一とは言えず、また、旧自動車の保管場所の周囲の状況、大きさ及び形状等が変更されている可能性や申請に係る場所を特定できなくなるおそれがあることから、自動車1台ごとに保管場所の審査を行う必要があると考えております。	
1382	令和3年6月28日	令和3年7月20日	土地改良法による市町村災害復旧の規制について	土地改良法第96条の4で読み替えられる第97条の5について、市町村による土地改良事業災害復旧は議会の議決が必要となっているが、議決について削除する。	近年の災害復旧は大規模化しているため個人での対応は難しくなってきたり地方自治体の役割が益々求められてきているが、土地改良法では市町村のみ災害復旧のときは市町村議会による議決を求めている。そのため、市町村議会を開催しなくては災害復旧が出来ず早期の復旧が困難となる。一方、国県の災害復旧については議決は必要なく緊急工事計画を定めればよいとなっており地方自治体との差が生じている。土地改良法の制定背景を鑑みての規制だと思われるが、今後、農業人口の高齢化も進んでくると地方自治体による復旧はますます難しく、食料供給の点からも早期の復旧が必要となる中で、復旧のメインとなる地方自治体のみで議決を求めることは、スピード感を持って取り組むための規制改革を求める。	個人	農林水産省	1. 土地改良法に基づき市町村が行う災害復旧事業については、地域住民の意思を反映させることが、地域の特色を踏まえた適切な復旧につながることから、緊急工事計画を定めるときに、住民の代表者(市町村議会議員)の議決機関である議会の議決を求めず(第96条の4)において読み替えて準用する第97条の5)。 2. 一方、土地改良法に基づき都道府県が行う災害復旧事業については、一般的には被災市町村等からの要請等を受けて、都道府県自身が実施して行うことができることとされており、また、当該事業の負担を要する場合は、受益者の分の2以上の同意がとられています。(法第97条の5及び法第91条第4項において準用する第90条第7項)。	土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項	検討に着手	地方分権改革に関する提案募集制度において、同内容のご提案をいただいていることから、同過程を経て、対応方針を検討いたします。(令和3年12月中旬)に対応方針の決定予定)	
1383	令和3年6月28日	令和3年7月20日	美容師と理容師の統合	以前は、男性は理容室、女性は美容師という概念がありました。今や男性、女性関係なく美容室にも理容室にもいっしょやっています。私は、美容師ですが、女性のお客様は、お化粧をするという名目があれば、顔剃りができます。ですので眉毛カミの時をもしレーザーを使って眉下をそります。しかし、美容師は男性の眉毛のカミソリでの処理ができません。ですので、今や男性も眉毛も身だしなみの1つです。美容室にいっしょやる男性お客様も眉毛のカミソリができるように、理容師と美容師の統合をお願いします。統合することによって、理容師さんのほうも活性化されてくるはずですよ。もはや、おしゃれ身だしなみに垣根はいらないとお思います。	男性も女性も身だしなみ、おしゃれの価値が高くなってきたからです。男性のお客様から言われるからです。	個人	厚生労働省	労働組合法第5条第2項は「労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。」とし、同項第7号は、全ての財産、使途、主要な寄附者の氏名、現在の経理状況などを示す会計報告について、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人の検査を受け、報告が正確であることの証明書とともに当該報告を組合員に公表することを規約に定めるべきことを規定しています。また、ここでいう「職業的に資格がある会計監査人」とは、公認会計士法上の公認会計士などが該当するとされています。	労働組合法第5条	対応不可	労働組合法第5条第2項第7号の規定が設けられた趣旨としては、組合財政は労働組合存立の根本であり、組合員の組合財政に対する信頼感がなければ、自由にして民主的な労働組合の発達を期することができないと考えられるためです。したがって、会計報告が正確であるという証明には信頼性が求められることから、法律上職業的に監査の資格がある方とされている方が監査を行う必要がございます。一方、当該必要の記載事項は、あくまでも労働組合が労働委員会委員の権限など労働組合法上の諸手続に参与したり、労働委員会による不当労働行為の救済を受けるために必要な労働組合資格審査の要件として定められたものですが、労働組合法上の労働組合に該当するかどうかは、これとは別に、同法2条に適合するかどうかによって判断されます。そのため、当該必要の記載事項を満たしていない規約を有する労働組合が、直ちに労働組合法上の労働組合とは認められないということではなく、こうした労働組合が労働組合法上の保護を一切受けられないというわけではないことに留意ください。	
1384	令和3年6月28日	令和3年7月20日	労働組合会計の公認会計士監査義務の緩和について	現在、労働組合法により、労働組合はその会計を公認会計士・監査法人の監査を受けなければならないこととなっているが、中小規模の労働組合においては、会社の会計参照のような、簡易な仕組みも利用できるような。	公認会計士・監査法人に法定監査として会計監査を依頼すると最低額で数十万円の報酬を要求され、規模の小さい労働組合では、収入たる組合費のほとんどを報酬にとられることになってしまふ。この業務付けは、労働委員会における資格審査において、労働組合の規約上、このような義務を規定しているかを審査するところのみで担保しており、小規模組合では、おそく遵守できていないところがほとんどではないかと思われる。会計を正確・透明にしようとする小規模労働組合にとってはむしろ障害で、税理士も担当できる会社法の会計参与制度の方が望ましい。	個人	厚生労働省	労働組合法第5条第2項は「労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。」とし、同項第7号は、全ての財産、使途、主要な寄附者の氏名、現在の経理状況などを示す会計報告について、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人の検査を受け、報告が正確であることの証明書とともに当該報告を組合員に公表することを規約に定めるべきことを規定しています。また、ここでいう「職業的に資格がある会計監査人」とは、公認会計士法上の公認会計士などが該当するとされています。	労働組合法第5条	対応不可	労働組合法第5条第2項第7号の規定が設けられた趣旨としては、組合財政は労働組合存立の根本であり、組合員の組合財政に対する信頼感がなければ、自由にして民主的な労働組合の発達を期することができないと考えられるためです。したがって、会計報告が正確であるという証明には信頼性が求められることから、法律上職業的に監査の資格がある方とされている方が監査を行う必要がございます。一方、当該必要の記載事項は、あくまでも労働組合が労働委員会委員の権限など労働組合法上の諸手続に参与したり、労働委員会による不当労働行為の救済を受けるために必要な労働組合資格審査の要件として定められたものですが、労働組合法上の労働組合に該当するかどうかは、これとは別に、同法2条に適合するかどうかによって判断されます。そのため、当該必要の記載事項を満たしていない規約を有する労働組合が、直ちに労働組合法上の労働組合とは認められないということではなく、こうした労働組合が労働組合法上の保護を一切受けられないというわけではないことに留意ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1385	令和3年6月28日	令和3年4月26日	マイナンバーデジタル認証更新について	マイナンバーの有効期限は10年、デジタルは5年と異なっているため、更新手続き簡素化のため共に10年にもしてほしい。 また、更新手続きは窓口だけでなく、インターネットでもできるようにしてほしい。更新時、いちいち予約した後に来所する必要があり、煩瑣である。	マイナンバー一つに二つの有効期限があるのは非効率。 また、更新手続きのため、事前に予約した後、役所に向く必要があり、手間が多くなるメリットがない。	個人	総務省	公的個人認証の電子証明書の有効期間は、暗号技術などの進展も考慮し、安全性・信頼性を維持するため、発行日から5回目の誕生日までとしております。そのため、マイナンバーカードの有効期間と異なっているものです。	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律5条、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第13条等	対応不可	「制度の現状」に記載のとおりです。	
1386	令和3年6月28日	令和3年7月20日	貼付済み印紙の交換のルールについて	貼付済み印紙の交換について、当該印紙が切り取られた状態のものであっても汚染し、又は損傷されてないこと、及び租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いがないことが認められるのであれば、交換が行えるよう規制改革を行うべきである。	印紙のうち、未使用の雇用保険印紙及び健康保険印紙は買い戻しの請求ができ、同収入印紙及び自動車重量税印紙(以下「収入印紙等」)は相応額分の印紙と交換することができるが、係る交換は、当該収入印紙等が文書等に貼付済みであるときは、「その状態で提示の上」、当該収入印紙等を提出しなければならないものとされている。「その状態で提示の上」とは、例えば行政文書提示請求書に貼付済みであれば、収入印紙が貼付された状態の同書を買い、当該収入印紙とその周囲を切り取った状態のもの(要は使用済み切手の消印無しのような状態)はこれに当たらないと従来政府は訴訟等で主張してきた。これは、貼付された文書等の全体を撤去しなければ、汚染又は損傷の有無、租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いの有無を判断できないなどという理由のものである。然しながら、前掲の行政文書提示請求書であるとか、例えば訴訟関係の文書(申立書等)であるとかは、取り下げ等に併し収入印紙等が切り取られた状態で当該収入印紙等のみが提出先の公的機関から差し戻されることもままあり、この場合、前述のような要領すなわち現状の規制では交換を行うことはできない。而して、券面に汚れや消印等がないのであれば、当該収入印紙等が未使用であることは明らかであって、仮に当該収入印紙等が印紙税課税文書などと切り取られたものであっても本来消印がされているはずで切り取りにより印紙税未納付ということであって別の問題であり、これを文書等から切り取られていない状態で交換の申し出をしなければならないとするのは過剰な規制である。よって、提案のとおり規制改革がされるべきであると考えられる。	個人	総務省	「印紙税法」第8条において、「課税文書の作成者は、印紙税に相当する金額の印紙を、当該課税文書にはり付ける方法により、印紙税を納付しなければならない」と規定されています。 「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」第3条第6項(以下、「印紙法」)において、「印紙をもつてする歳入金納付に関する法律」第3条第6項に協賛して定めるところにより、当該印紙と交換することができる」と規定されています。また、「収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令」第8条において、「印紙法の規定に基づき収入印紙の交換を請求する者は、当該収入印紙及び交換手数料を日本郵便株式会社(以下「日本郵便」)に提出しなければならない」とされており、「当該収入印紙が文書等にはり付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該収入印紙を提出しなければならない」と規定されています。	印紙税法第8条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第3条第6項 収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第8条	対応不可	・印紙税法に基づき課税文書等(契約書等)にはり付けられた収入印紙は、割印や署名等で消されていない場合であっても、当該文書等の作成者が印紙税の納付に用いた可能性があり、これを交換することのないようにする必要があります。 ・現在、収入印紙の交換業務は郵便局で行っていますが、文書等にはり付けられた収入印紙の交換に当たり、白紙や封筒など当該文書等が明らかに印紙税の課税文書等でない場合には、当該印紙の交換に応じています。また、当該文書等が印紙税の課税文書等かどうか判断できない場合には、税務署で確認を行うこととしています。 ・当該印紙が文書等から切り取られたものである場合は、郵便局や税務署において印紙税の納付に用いられたものかどうかの確認が困難になるため、省令におきまして文書等にはり付けられたものであるときは、その状態で提示していただくよう規定しているものです。ご理解を賜われ幸いです。	
1387	令和3年6月28日	令和3年7月20日	技術士資格の更新制度について	日本では技術士資格の更新制度が無く、死亡届が適切になされていないこと、技術士登録上、年齢120歳～150歳の技術士が存在していることになっている。なおかつ、日本技術士会では、少なくとも5年前からそのことが議論として上っているが、一向に議論が進んでいないようすがなく、改善される気配がない(動きが遅い)。	国家資格である技術士の資格を登録する際に、マイナンバーカードに紐づく死亡届が適切になされていないこと、年齢120歳～150歳の技術士が存在していることになっている。なおかつ、日本技術士会では、少なくとも5年前からそのことが議論として上っているが、一向に議論が進んでいないようすがなく、改善される気配がない(動きが遅い)。	個人	総務省 文部科学省	技術士の登録を受けようとする者は、規定の様式による登録申請書を指定登録機関(公益社団法人日本技術士会)に提出する必要があります。 また、技術士が死亡した場合や業務を廃止した場合には、当該技術士又はその相続人若しくは法定代理人は、遅滞なく、登録証を添え、その旨を指定登録機関(公益社団法人日本技術士会)に届け出なければならないこととなっております。	技術士法施行規則第15条、第19条、第23条	検討を予定	技術士の更新制度については、技術士制度の改善に向けた課題の一つとして検討を行っているところです。 なお、指定登録機関である日本技術士会に聴取したところ、個々の技術士に対する不利益が生じているとの報告は受け付けておりません。 また、国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用に関しては、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)等を踏まえつつ、制度の改善に努めてまいります。	
1388	令和3年6月28日	令和3年8月18日	安全運転管理者講習会	ネットを活用してリモート、もしくは動画による方式に変えてみてはどうか？	コロナ禍の中、各事業所の多忙な安全運転管理者を一同に集めて、三密状態の会場で時間以上も拘束して開催していますが、毎年ほぼ同じ内容の講習をする意味ありますか？ネットを活用してリモートでするとか、なんかアイデア出てみたらどうですか？ 会場費等(税金)もかかります。 午後からは半分以上寝てますよ。 この講習会によってどれだけの交通事故が減ったのかも疑問です。 管理者が講義の内容を持ち帰って、事業所内の各員に展開しているかどうかも疑問です。 この講習会を委託している団体や企業、講師を派遣している大学や派遣会社の既得権益のためにやっているのではあれば問題ですね。	個人	警察庁	インターネットを活用して安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習を実施できることについては、実施主体に対して既に通知しており、一部において実施されているものと承知しています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項、第2項及び第4項並びに第108条の2第1項第1号	現行制度下で対応可能	制度の現状に記載のとおりです。	
1389	令和3年6月28日	令和3年7月20日	労働安全衛生法に基づく企業に対する安全衛生委員会の開催義務について(自治体(北海道)から)	労働安全衛生法に基づく、安全衛生委員会の月1回以上の開催義務について、過去に通知で、開催見送りやテレビ会議などの柔軟な対応が通知されたが、7月に指針が更新されている。 7月以降毎月1回以上開催をするよう通達が出ている。テレビ会議などの記載が消えている。 提案は、過去の通知に戻して、テレビ会議可とする。	理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出社抑制により、感染拡大防止、クラスター発生防止の効果がある。 出社抑制、テレワークの推進が求められているが、対面の会議開催を義務付けるのは矛盾がある。また、北海道の企業では専業主婦の引き上げにより、自治体(北海道)からは出社抑制依頼があるが、テレワーク中の社員が安全衛生委員会のために出社する事となる。 理由は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、出社抑制により、感染拡大防止、クラスター発生防止の効果がある。 出社抑制、テレワークの推進が求められているが、対面の会議開催を義務付けるのは矛盾がある。また、北海道の企業では専業主婦の引き上げにより、自治体(北海道)からは出社抑制依頼があるが、テレワーク中の社員が安全衛生委員会のために出社する事となる。	医療法人 ひよこクリニック	厚生労働省	事業者は、政令で定める業種及び規模の事業場ごとに、労働者の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策等の重要事項を調査審議させ、事業者に対して意見を述べさせるため、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「安全委員会等」という。)を設けることとされています。また、事業者は安全委員会等を毎月1回以上開催する必要があります。	労働安全衛生法第17条、第18条、第19条、労働安全衛生規則第23条	現行制度下で対応可能	令和2年8月27日付け基発0827第1号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」において、情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することについての考え及び留意事項を示しているところです。 本通達に基づき、テレビ会議システム等の情報通信機器を用いて安全委員会等を開催することは現行制度下において可能です。 令和2年8月27日付け基発0827第1号「情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条の規定に基づく安全委員会等の開催について」 <a href="https://www.nhiw.go.jp/houru/doc/tauchi/T200901K0020.pdf">https://www.nhiw.go.jp/houru/doc/tauchi/T200901K0020.pdf</a>	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1390	令和3年6月28日	令和5年3月13日	保険証をIC化し障がい者手帳の機能を付けよう	保険証(介護保険、医療保険、後期高齢者医療保険等)をIC化し、デジタル管理できるようにした上で、必要人に障がい者手帳の機能を付加してはどうでしょうか。	私は、特養の介護施設で働いています。高齢者を受け入れる際に、各種の保険証を確認するのですが、介護保険や医療保険等で似たような名前が複数あり分かりにくいです(介護保険被保険者証や介護保険負担割合証等たくさんあります)。そこで、各種保険証を1つのカードにまとめ、IC化することで、ご利用者では紛失のリスクを軽減し、施設では請求入力することで確認作業の簡素化ができるようになります。また、保険に関する各種手続きも請求までできるようにすることで、ペーパーレス化ができ、コスト削減にもなると思います。 さらに、これはある障害持の友人から聞いた話ではありますが、障がい者手帳(身体・精神)のカラーや書式が地域で異なるため、旅行先で「この手帳はうちの地域では見たことがないため使えません!」この手帳は偽物で使えません!と言われたことがあったそうです。このような事では正当な理由で手帳を交付されている方、割引サービスを受ける権利を否定していることになりませんか。やはりIC化し全国統一化と同時に、保険証と一緒に管理できる体制が必要と感じています。保険証や障がい者手帳をデジタル化(ICカード)することで、サービス提供者の誤認も防ぎ、手続きも簡素化が図れると考えます。	個人	厚生労働省	【介護保険被保険者証について】 介護保険の被保険者証や負担割合証等については、根拠法令等に基づき、それぞれを発行しております。 【障害者手帳について】 障害者手帳については、平成31年4月からカード型の様式での交付が可能となるよう、所定の改正を行いました。また、交付主体である自治体の判断において、ICチップや磁気ストライプを記載することは差し支えない旨を周知しております。	介護保険法施行規則第26条等 身体障害者手帳の様式等について(通知)(平成31年3月29日発第0029第31号)	【介護保険被保険者証について】 検査を予定 【障害者手帳について】 検査を予定 【障害者手帳について】 対応不可	【介護保険被保険者証について】 介護保険制度においては、被保険者証の在り方等について検討を行っているところであり、保険者等の関係者の意見を聞きながら、引き続き検討してまいります。 【障害者手帳について】 障害者手帳のマイナンバーカードを用いた情報連携の一層の推進については、システム面などの環境整備や当事者や関係団体の方々の意見も踏まえ、今後とも検討していく必要があるものと考えております。 【全般】 マイナンバーカードを活用した厚労省所管の各種カード等のデジタル化等に向けた検討及び取組を引き続き推進してまいります。	
1391	令和3年6月28日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの有効活用について(納付書の電子化及びコンビニでの印刷・納付)	マイナンバーカードの有効活用の方法として、市役所等から送られてくる納付書類(税金、料金)を電子化し、パソコン、スマートフォンで確認し、電子決済、コンビニで印刷、現金納付等できるようにする。市役所に行くより身近でかつ手軽に納付することも可能であり、ただが納付書1枚もらうために、休んだり、待たされたりすることもなくなる。 自身未納も確認したいときに確認することが可能となる。 市役所から送られてくる通知も簡易で済むことも税金の節約につながるものと思われる。 また、電子的に行えるようになれば、通知自体も電子で行えることになり、通知書の送付自体も減らせられると思われる。 相互に譲り、手間、時間(休憩、手続き、事務)の節約につながる。 印鑑だけでなく、そもそも紙を無くす方法を構築してもらいたい。 また、マイナンバーカードの活用の範囲を税、社会保障などと制限するのはなく、また、行政だけでなく民間でも幅広い活用ができるよう考えていただきたい。	市役所から送られてくる納付書は、全納、前納、後納、毎月と非常に複雑であり、同封されてくる書類を読むことが面倒である。仮に全納した場合は、他の納付が不要となるが、手元に残っているので、誤って納付してしまうことがある。 これを電子化すれば、全納した場合は、納付済みとなり、納付できないようにしてしまえば、誤ることなく、かつ、市役所としても選付などの事務を減らすことができる。 マイナンバーカードと紐づけ、パソコンやスマートフォンを活用することで、電子決済することができる。また、コンビニのマルチコピー機を活用することで、市役所に行かず、時間的にも制限なく、納付書を印刷、コンビニで決済することができる。市役所に行くより身近でかつ手軽に納付することも可能であり、ただが納付書1枚もらうために、休んだり、待たされたりすることもなくなる。 自身未納も確認したいときに確認することが可能となる。 市役所から送られてくる通知も簡易で済むことも税金の節約につながるものと思われる。 また、電子的に行えるようになれば、通知自体も電子で行えることになり、通知書の送付自体も減らせられると思われる。 相互に譲り、手間、時間(休憩、手続き、事務)の節約につながる。 印鑑だけでなく、そもそも紙を無くす方法を構築してもらいたい。 また、マイナンバーカードの活用の範囲を税、社会保障などと制限するのはなく、また、行政だけでなく民間でも幅広い活用ができるよう考えていただきたい。	個人	総務省	マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村及び本籍地の市町村がコンビニエンスストア等における各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや各種税証明書等を取得することができます。	なし	対応	コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。引き続き、様々なご意見を踏まえながら、関係省庁と連携して、マイナンバーカードの利便性向上に取り組んでまいります。	
1392	令和3年6月28日	令和3年7月20日	法務局オンライン申請及び建設業経書について	24時間365日オンライン申請を出せるようにして下さい。 経書に於いては、毎年申請する書類の参考資料が多すぎます。	月～金のAM8:30～PM9:00までは、窓口に行かないだけ作業程度でしかないので、オンライン申請の便利さも半減です。 建設業については、参考資料が多すぎるとオンライン申請が出来ないというのが、ペーパーレス及び押印不要から非難しています。紙ベースでの提出資料をなんとかして下さい。 それと、カードリーダーも不要にして下さい。 ランニングコストが掛かりすぎます。	イーホーム株式会社	法務省 国土交通省	(法務局) ①登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間は、平日の午前8時30分から午後9時00分までとなっております。 ただし、申請データの作成等、通信に関わる以外の作業については、オフラインにより24時間行うことができます。 ②認認局からICカードで電子署名用電子証明書の交付を受ける場合、登記・供託オンライン申請システムでは電子申請を行う際に、ICカードを読み込んで電子署名をすることが可能です。 (建設業) 経営事項審査制度は、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が、必ず受けなければならない審査です。この審査は多くの公共発注機関における競争参加資格審査に活用されており、十分な審査精度を確保するために必要な確認資料を求めております。	(法務局) なし (建設業) 建設業法第27条の23	(法務局) ①検討を予定 ②事実確認 (建設業) 対応	(法務局) ①登記・供託オンライン申請システムのサービス提供時間につきましては、サービス提供に要する費用及びシステムのメンテナンス実施時間等も考慮して、対応の可否を検討してまいります。 ②「制度の現状」とおり、登記・供託オンライン申請システムでは電子申請を行う際に、当該システムが提供する申請用総合ソフト又は「PDF署名プラグイン」によりICカードを読み込んで電子署名をすることができるところ、申請総合ソフト及び「PDF署名プラグイン」においては、ICカードを用いずとも、電子証明書ファイルにより電子署名をすることも可能であり、御提案の内容は、電子証明書の発行主体による発行の方法にもよるものと考えます。 また、当省においても、電子署名の方法等については、引き続き利用者の利便性の向上の観点から更なる改善を検討してまいります。 (建設業) 経営事項審査の電子申請を可能とするシステムの構築を進めており、令和5年1月より運用を開始する予定です。 またシステムの構築においては、他のシステムとバックヤードで連携することで、消費税納税証明書や技術者の資格情報等、現在紙で添付を求めている資料の一部を省略できる仕組みの導入についても併せて検討しております。	
1393	令和3年6月28日	令和3年7月20日	海外でのパスポート申請	ネットを使用した申請を可能にしてほしい。 戸籍抄本・謄本の取り寄せを在外公館を通じて行えるようにしてほしい。 日本に代理人がない人には取得の手段がほしい。	ネットを使用した申請を可能にしてほしい。大使館、領事館で近くになり、申請、取得の2回訪問する必要がなくなる。 戸籍抄本・謄本の取り寄せを在外公館を通じて行えるようにしてほしい。日本に代理人がない人には取得の手段がほしい。	個人	法務省 外務省	行政改革の番号655をご参照ください。				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
1394	令和3年6月28日	令和3年7月20日	オンライン(電子)申請において、現状の資格者代理人の役割を相互開放する	<p>1. 会社・法人登記申請を行政書士ができる制度とする。</p> <p>2. 具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省選定を出して、当該申請を行政書士と司法書士の共通業務とする。</p> <p>3. 政府が推進するデジタル社会の実現のため、上記の代理権はオンライン(電子)申請に限定する。</p> <p>4. 司法書士会からの反対がある場合には、行政書士の業務のうち、遺言書作成や定款作成を司法書士にも開放し、資格間で業務の相互乗り入れを可能とする。(現状では、遺言書の作成や、定款作成を司法書士が行うことは、行政書士法及び弁護士法となる)</p> <p>5. 政府が推進するデジタル社会の実現のため、上記の代理権はオンライン(電子)申請に限定する。</p> <p>6. 司法書士会からの反対がある場合には、行政書士の業務のうち、遺言書作成や定款作成を司法書士にも開放し、資格間で業務の相互乗り入れを可能とする。(現状では、遺言書の作成や、定款作成を司法書士が行うことは、行政書士法及び弁護士法となる)</p>	<p>■ メリット1 オンライン申請の増加・登記コストの削減。 [資格者代理人]が増えれば、オンライン申請が促進され、審査に要する法務局のコスト削減に繋がる。</p> <p>■ メリット2 現状、法務局の整理統合により、多くの県で会社登記の申請先が県庁所在地の法務局1つのみになってしまっている。そのため、遠方の会社には、登記にこれまでに多くの時間・交通費がかかっている。</p> <p>■ メリット3 司法書士が特認可制度を知らなかったために生じている依頼者(国民)の不利益が回避される。(不利益の例) ・司法書士が運送業の許可制度を知らずに登記をしたために、後日、増資が必要になり、費用と手間が余計にかかってしまった。 ・司法書士が外国人の経営する関連の会社の登記をしたが、ビザがスムーズに取れず、期間と費用が無駄になった。 上記の問題は、行政書士が登記まで受任できているとすれば回避できるものである。</p> <p>■ 司法書士側から反対があった場合は、行政書士の業務の一部を司法書士に開放(相互乗り入れ)することで、バランスを取って解決する。 具体的には、現在の制度では、司法書士は、「定款作成」「遺言書」を兼として作成することはできないものとされている(弁護士法及び行政書士法違反となる)、行政書士側が、このような業務を司法書士に開放するものとする。</p>	個人	総務省 法務省	<p>司法書士法第3条第1項第1号及び第5号において、司法書士は、登記手続の代理及び相談を行うことを業とすることができる旨規定し、同法第73条において、それ以外の者がこれを業として行った場合、司法書士法に抵触する旨規定しています。</p> <p>行政書士法第1条の2第1項は、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」。また同法第19条第1項は「行政書士又は行政書士法人でない者は、業として第一條の二に規定する業務を行うことができない」と規定しています。</p>	司法書士法第3条第1項第1号及び第5号、第73条 行政書士法第1条の2、第19条第1項	対応不可	<p>(提案1～3について) 国民の権利に多大な影響を及ぼす登記業務を適正・円滑に行うためには、登記に関する知識及び相当の法律的専門知識を有する者が登記申請業務を取り扱う必要があることから、登記手続の代理は司法書士の独占業務とされています。 これは、司法書士について、司法書士法6条に基づき試験が実施され、その業務を行うのに必要な知識及び能力を有すると認められる者に資格を付与することにより、国民の権利の保護に資することによるものです。 そのため、このような制度的な能力担保がされていない者について、登記の申請代理等の事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。</p> <p>(提案4について) 官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することは行政書士法第1条の2に規定する行政書士の独占業務とされていることから、行政書士の業務を行うために必要な知識及び能力の担保がなされていない者について、当該書類の作成事務を行うことを業として認めることは適当ではないと考えます。</p>			
1395	令和3年6月28日	令和3年7月20日	子の出生時手続の簡素化	<p>子が生まれた際の手続き、具体的には、出生届提出、保険証作成手続、児童手当申請、子ども医療証申請など一度で行えるようにする。出生届の提出により、児童手当も、子ども医療証も、自動的に手続完了する。</p>	<p>現在の手続は、◆14日以内に原則両親いずれかが役所へ赴き出生届提出。◆あわせて児童手当申請。◆出生児の氏名、続柄が入った住民票を入手(同一世帯者でないとは不可)。◆私の企業健保では、住民票を添付して扶養家族増申請。保険証作成依頼。◆出来上がった保険証を持って、再度役所へ赴き、子ども医療証の交付申請。◆出生児の保険証、子ども医療証を、産院へ送付。ここまでで、出生当日から30日以内に完了する必要がある。30日を超えた場合、例えば出生児が産後NICUに入り、発生する医療費(10万円/日)について、家計から支払う必要がある。事後還付も無し。 子どもが生まれた後、母親は少なくとも1週間程度は入院しており、父親は仕事や、休みがとれていても上の子の育児、家事をしています。その状況下で、30日間というタイムリミットの中、両親いずれかが、何度も、直接に、平日日中に、役所へ赴く必要がある現在の手続は、我が家以外にも産後の両親にかなりの負担を与えているものと思われます。 出生届が、子どもが生まれた報告の意であれば、その報告を以って、児童手当も子ども医療証も保険証も必要ですね、交付手続進めときませぬ、として頂けないでしょうか。 特に産後は、子どもの事に、家庭に、集中させていただきたいのです。</p>	個人	内閣官房 内閣府 法務省 厚生労働省	<p>子ども医療証については、自治体が独自に行っている助成制度によるものであると承知しています。</p> <p>【健康保険加入手続きについて】 新生児の健康保険加入手続きについては、加入する制度が国民健康保険である場合、住民登録の手続と併せて行うこととなります。なお、被用者保険へ加入する場合は、事業主との手続の一環として、事業主を経由して保険者に対して手続を行うこととなります。</p> <p>また、医療機関において被保険者証を提示せず、療費の給付を受けることができなかった場合であって、保険者がやむを得ないと認める場合は、療養費として償還払いを受けることができます。</p> <p>【児童手当】 児童手当は、児童を養育する者に支給するものであり、住所地の市区町村では、申請(認定請求)に基づき、申請者が児童を監護していることや、児童と生計が同一であること等を確認しています。また配偶者等がいる場合には、その者の所得等も確認した上で、主に児童の生計を維持している者を受給者と認定しています。 児童手当は、申請を行った日の属する月の翌月分から支給されることになっていますが、出生日が月末の場合や災害、急病等のやむを得ない理由により1月内に申請ができなかった場合には、出生日ややむを得ない理由が止んだ日(以下、「出生日等」といいます。)から15日以内に申請をすれば、出生日等の属する月の翌月分から支給されます。</p> <p>【出生届出】 出生の届出は、14日以内(圏外で出生があったときは、3か月以内)にしなければならぬとされており、郵送によっても行うことができます。 なお、届出する出生届は、父又は母から、子の出生前に父母が離婚した場合には、母がしなければならぬとされており、届出でない子の出生の届出は、母がしなければならぬとされており。</p>	【健康保険加入手続きについて】 健康保険法施行規則第38条等	【児童手当】 児童手当法第4条、第7条、第8条	【出生届出】 戸籍法第49条第1項、第52条第1項及び第2項	【健康保険加入手続きについて】 その他 【児童手当】 対応不可 【出生届出】 対応不可	<p>【子育てに関する手続全般について】 政府としては、国民が行政手続を行う際の負担を軽減するため、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則(※)を基本として、行政手続のオンライン化を推進しています。 (※ デジタル3原則 ①デジタルファースト:個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する。②ワンストップ:一度提出した情報は、二度提出することを不要とする。③コネクテッド・ワンストップ:民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する。)</p> <p>「子育て」に関する手続については、2017年度(平成29年度)に、マイナポータルを活用して地方公共団体における子育ての申請に関するサービス検索及びオンライン申請ができる「子育てワンストップサービス」を開始したところです。引き続き、窓口へ出向かなくても子育てに関するサービスをオンラインで完結する仕組み等の実現により、子育て世代における利便性向上や手続に係る負担の軽減のための施策に取り組んでまいります。</p> <p>【児童手当】 児童手当は、児童を養育する者に支給するものであり、出生届だけでなく、申請により受給資格の審査に必要な情報を確認しています。 国から地方自治体に対して、住民基本台帳担当部署等の関係部署と連携に努めるよう周知しているところであり、市区町村においては、出生届の受付の際等に児童手当の手続を案内いただいているものと承知しています。 なお、児童手当の申請については、郵送による申請や、内閣府が運営しているマイナポータル等を利用したオンライン申請により、直接窓口に来ていただくなくても手続が可能となっています。</p> <p>【出生届出】 制度の現状に記載のとおりです。</p>	
1396	令和3年7月20日	令和3年8月18日	戸籍簿本のコンビニ取得	<p>父の死去後の整理のため、戸籍簿本が必要となりました。夫が海上自衛隊で頻りに転勤するため、取り寄せて非常に煩雑に感じます。せっかくマイナンバーカードを作っても、戸籍簿本については定額小為替を買って、往復郵便で手続きすることに旧態然な感じを受けます。理想はマイナンバーカードで全国どこでもコンビニ取得可能にしたいです。前段階で、各市町村への料金納付は、電メネやクレジットカードにすべきです。せっかくマイナンバーカード作ってもメリットが中途半端にしか感じません。もう一歩踏み込んで下さい!</p>	<p>通常郵送での戸籍簿本の手続きは1週間程度かかります。申請書類に不備があれば、もっと時間がかかります。これがマイナンバーカードで全国どこでも取得できれば、1時間もかかりません。マイナンバーカードの主旨に利用者のメリットがあるのなら、ぜひ追加すべき機能だと思います。</p>	個人	法務省	番号308、1099の回答をご参照ください。						



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1401	令和3年7月20日	令和3年9月10日	医師・歯科医師・薬剤師届及び業務従事者届の完全オンライン化	表題の医療従事者における2年に一度の届出調査について、現在は届出用紙の提出が求められております。用紙は各保健所より勤務先へ配布、もしくは各自が保健所から受け取り、または厚生労働省ホームページよりダウンロードし、記入して管轄の保健所に提出することとなっております。しかし、届出期間が短く、医療機関に提出していない場合で特に育児や介護、病気等での入院中などの場合に経ベースでの届出は時間的物理的制約が大きくなります。実際に個人は薬剤師免許保持者ですが現在退職しており、さらに月上旬に多胎出産予定であり、(12月上旬)には管理入院となる予定のため、用紙配布、提出期間に自ら保健所で手続きすることが不可能であります。入院中はCOVID-19の影響で面会不可であり、荷物の受け渡し等も制限があるため、これらの手続きを代理で行うのも通常よりも困難である状況にあります。厚生労働省または各保健所のホームページ上でオンラインによる届出が可能になれば、上記のような状況下であっても簡便に届出が可能となり、より正確な統計調査が可能となると考えられます。また、オンライン化に伴い、届出用紙が不要となるため用紙やインク代のコスト削減となり、さらに、現在多忙な保健所における窓口業務の軽減につながるかと考えられます。		個人	厚生労働省	医師、歯科医師、薬剤師については、医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づき、2年ごとに氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出るようになっており、現在、届出票は保健所、都道府県を経由して紙によって提出されています。 また、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士については、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、歯科技工士法に基づき、2年ごとに氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項について就業地の都道府県知事に届け出ることになっており、現在、届出票は紙(一部オンライン)によって提出されています。	医師法第6条第3項、歯科医師法第6条第3項、薬剤師法第9条、保健師助産師看護師法第33条、歯科衛生士法第6条第3項、歯科技工士法第6条第3項	検討に着手	医師法、歯科医師法、薬剤師法に基づく届出については、令和3年9月よりオンライン化に向けた調査を実施することとしており、また、令和6年度から稼働予定のマイナンバーを利用した国家資格等情報連携・活用システム(仮称)との関係の整理も含め、オンライン化に向けた課題・方法について現在検討を行っています。 また、業務従事者届については、看護師等の資格管理情報デジタル化の検討状況も踏まえ、オンライン化やデジタル化の可能なものから実施することについて、検討を行っています。	
1402	令和3年7月20日	令和3年9月18日	農地の地目変更について	水田をもうやっていないので原野にしたいという話をしたところ、町の農政課及び農業委員会ではどうにもできないので、県の土木課(しかも県庁、出先機関は不可)いかないといけないという不便さがあるので解消できないものでしょうか。	町の農政、農業委員会で申請すれば変更できるよう簡単にしてほしい、手間である。	個人	農林水産省	農地法に基づき(農地転用許可制度では、農地を農地以外のものにする場合には、都道府県知事又は指定市町村長による農地転用の許可が必要です。 当該農地転用許可を受けようとする場合には、農地を転用しようとする者は、市町村の農業委員会を経由して都道府県知事又は指定市町村長に申請書を提出する仕組みとなっています。	農地法第4条第2項 農地法第5条第3項	現行制度下 で対応可能	農地を転用する場合には、農地法に基づき農地転用許可が必要となりますが、現行でも市町村の農業委員会に農地転用許可申請書を提出する仕組みとなっています。	
1403	令和3年7月20日	令和3年9月10日	特別養護老人ホームの嘱託医制度について	特別養護老人ホームは介護施設でありながら、医療施設としての登録も義務づけられています。そのため医師をさがして委託費を払って契約し、嘱託医として登録します。しかし利用者のなかには、入所前からの医療機関をかりつけとして継続したり契約した嘱託医の先生が夜間や緊急時の対応が難しい方もいます。そのため、嘱託医と別にかかりつけ医をお願いしようとする診療報酬上は特養に在留しても報酬点数としてがん末期以外は算定できないようになってきているため、医療機関にとってはメリットがなく、断られるか、別途、施設からの契約料を要求されたりします。	特養への医療の制限を撤廃してほしい。 (嘱託医制度の廃止、医療機関との自由契約、診療報酬上の請求制約の撤廃)	個人	厚生労働省	・介護老人福祉施設(特養)は、入所者に対し、健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数の医師を配置することとされており、配置医師の医療行為は、介護保険と医療保険とで調整の上、評価されています。 ・外部医師(配置医師以外の医師)については、i)緊急の場合、ii)配置医師の専門外の傷病の場合のほか、iii)末期の悪性腫瘍の看取りや、iv)在宅療養支援診療所等の医師による看取りの場合には入所者を診ることができるとされています。	・指定介護老人福祉施設の人員、設備、及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)第2条第1項第1号 ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)第12条第1項第1号 ・特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平成18年3月31日保医発0331002号)	対応不可	特別養護老人ホームに配置を求められる医師は、入所者の健康管理や療養上の指導を通じて、日常的に健康状況を把握し、その健康を保つ重要な役割を果たしているところであり、その撤廃については検討しておりません。 また、上記のとおり、特別養護老人ホームにおいては、配置医師により健康管理や療養上の指導が提供されることになっており、これについては介護保険と医療保険とで調整の上評価を行っているところであり、施設外の医師による医療行為は、一定の場合に限り診療報酬の算定が可能となることで、入所者の必要な医療ニーズに対応しているところです。 なお、特別養護老人ホームにおける医療提供体制については、必要に応じて見直しを行ってまいります。	◎

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1404	令和3年7月20日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの郵送対応化	マイナンバーカードを申請受理後、用意できたら書き留め郵便にて発送する。 現在 ・マイナンバーカード申請、約1ヶ月後に市役所から受け取り用書種類が届く。受け取り希望日の1週間前までに予約をし、郵送書類と本人確認書類、印鑑などを持って本人（代理人不可）が予約した日時に市役所に行き受け取り手続きをして受け取る。 改定案 ・マイナンバーカード申請、約1ヶ月後に市役所からマイナンバーカードが書き留め郵便で届く。	現在マイナンバーカードの受け取りはわざわざ遠方の役所まで取りに行かなければいけない。1週間前までにHPから事前予約が必要。本人確認書類など持参する物がいくつか必要。本人が受け取りに行かなければならない。（一部理由を除いて代理人不可）受け取りは平日と一泊土日のみ。となっており、私自身1年前にマイナンバーカード申請をしたが、現在も忙しく取りに行けていない。 現時点でのマイナンバーカード普及率が低いのは受け取りの際の対応が面倒、というのがあったと強く感じる。マイナンバーができた際には郵送で送られてきた。健康保険証等も毎年郵送で送られてくる。何故マイナンバーカードは郵送する事ができないのか？本人確認が必要ならクレジットカードのように書き留め郵便にしたらいのではないのか？そもそもマイナンバーを発行した際、マイナンバーカードとして郵送した普及率を上げるための手間も省けたのではないのか？と思ったため提案させていただきました。（見当違いな事を言っていたらごめんなさい）想定される効果 市役所職員と本人の拘束時間の短縮。書類送付などのコスト削減。予約受付処理などの手間が減る。 普及率アップ申請後の対応が簡易化されたと分かるよう宣伝する必要はあると思います）	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1405	令和3年7月20日	令和3年8月18日	警備業の個人法人の各種資格証に関して	資格証の住所変更	現在、資格証を取得した警察署のみでしか手続き出来ない為、転勤や支社引越し時は委任状を添えて、近隣支社に頼まなければならない。例:北海道では、帯広署で申請したなら、同じ十勝管内の広尾署では出来ない。 運転免許証と同じで良いと思う。	個人	警察庁	「資格証の住所変更」として提案されていますが、住所変更に伴って手続きを必要とするのは合格証明書であるため、この件について提案されているものと思われれます。 なお、合格証明書に関する制度の現状については次のとおりです。 合格証明書の交付申請については、警備員等の検定等に関する規則（平成17年公安委員会規則第20号、以下「規則」という。）第14条第1項及び第2項において、合格証明書交付申請者の住所地の所轄警察署長を経由して、合格証明書交付申請者が警備員である場合におけるその方が属する営業所の所在地を管轄する公安委員会に提出する場合にあっては当該営業所の所在地の所轄警察署長を経由して、提出することとされています。 審判の申請については規則第15条第1項及び第5項において、再交付の申請については規則第15条第3項及び第5項において、「当該公安委員会」にすることと定められており、いずれの申請についても、規則第14条2項の規定により經由すべき警察署を経由して、合格証明書の交付を受けた都道府県公安委員会に申請することとされています。	警備員等の検定等に関する規則（平成17年公安委員会規則第20号）第13条及び別記様式第6号、第14条並びに第15条	検討を予定	合格証明書に記載の住所の変更に伴う手続きの利便性向上に向けた警備員等の検定等に関する規則（平成17年公安委員会規則第20号）改正について検討する予定です。	
1406	令和3年7月20日	令和4年7月20日	出生届	出生届の提出先やそれに伴うその他の手続き(乳児医療など)を、里帰りしている市町村で受理できるようにしてほしい。	徳島在住で里帰り出産は広島でした。自身の緊急帝王切開などのトラブルもあり、入院前から子供(NICU)の退院まで母子手帳や保険証、産まれてからは出生証明書など、郵便速達や片道2時間半をかけて取りに来た大変手間取りました。 睡眠不足の中の長時間の運転も心配でしたし、貴重品の持ち運びなので神経も使っていたと思います。 市役所の業務時間しか出来ない手続きもありますし、是非近くの里帰り先の市役所で手続きができるようにしていただきたいです。	個人	法務省 厚生労働省	【法務省】 出生の届出は、14日以内(国外で出生があったときは3か月以内)に、本籍地、届出人の所在地又は出生地の市区町村に対して届出しなければならないものとされており ます。 【厚生労働省】 産後母子健康手帳を交付することとされています。なお、同法第8条の2の規定に基づき、市町村は母子保健法に基づき事業の一部について委託することが可能とされています。 国民健康保険の資格取得の届出については、被保険者資格取得した者の属する世帯の世帯主が、保険者である市町村に対して行うこととされており、里帰り先の市町村において手続きを行うことは困難ですが、世帯主の方が届出を行うことが出来ない場合には、代理人により届出が可能です。また、届出や申請については、各市町村の判断によって郵送やオンラインによる届出を可能としている場合もあります。 なお、手続きが間に合わない等の理由で、医療機関において被保険者証を提示できず、療養の給付を受けることができなかった場合であって、保険者ががむを得ないと認める場合は、後日、申請により療養費として償還払いを受けることができます。	【法務省】 戸籍法第25条第1項、49条第1項、51条第1項 【厚生労働省】 母子保健法第8条の2、第15条 国民健康保険法第9条 国民健康保険法施行規則第2条	【法務省】 事実確認 【厚生労働省】 現行制度下で対応可能	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおり、里帰り先において子が出生した場合は、当該市区町村において出生の届出をすることができます。 【厚生労働省】 左記制度の現状のとおりです。 また、妊婦届については、子育てワンストップサービスを活用することによって、オンラインでの届出も可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1407	令和3年7月20日	令和3年4月26日	マイナンバーカード申請について	マイナンバーカードを作りたいのですが、申し込みはスマホやパソコンでも、受け取りが市役所に行かないと駄目なので作れない。持病で視力が悪く、バス、電車を使わないといけない市役所には受け取りに行く事が出来ない。郵送が駄目なら、せめて最寄りの支所での受け取りを出発するようにしてもらいたい。出来れば、受付も支所まで可能にして欲しい。	生活弱者にも、同じように申し込みができれば、マイナンバーカードが普及する。老人、障害がある人、ネット環境が無い人等、平等に申し込みができる。	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1408	令和3年7月20日	令和3年9月10日	国家試験の資格の震状	厚生労働省認定の国家資格(医師、看護師、薬剤師等)の免許証が大きすぎて持ち運びができません。車の免許証くらいにしていただけだと便利です。	大きすぎて持ち運びに不便。災害時にパッと見せて活動できるいちいちA4の印刷して見せるのめんどくさいです。	個人	厚生労働省	身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。	医師法 保健師助産師看護師法		検討を予定あり	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討が挙げられており、当該プロジェクトの検討等を通して、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法で資格情報の確認が可能な仕組み等について、今後、検討してまいります。 なお、現在、医師や薬剤師等については、携帯可能な資格証のHPKIカードを開発団体が発行しております。
1409	令和3年7月20日	令和3年9月18日	民事訴訟規則2条1項について	民事訴訟規則2条1項では、裁判所に提出する書面への押印義務を定めており、その対象を「準備書面その他の当事者もしくは代理人が裁判所に提出すべき書面」としている。ここでいう「裁判所に提出すべき書面」の文言の解釈について、訴状、答弁書などの請求内容を記載するものに限定するなど限定的な解釈を政府から示していただきたい。いずれば、規則の改訂をしていただきたい。	民事訴訟規則2条1項の「裁判所に提出すべき書面」が何を指すかは同規則には明記されていないものの、「条文解釈民事訴訟規則」に相当に広い解釈が示されているために、裁判所の職員からは、およそ裁判所に提出する書面全般に、「念のため」、押印するように求めるのが慣習となっており、書面を提出する代理人弁護士としては非常に手間がかかり、また、裁判所書記官からしても押印を求めるとは、押印が正しくなっていないかを確認する義務が生じるといって意味でも手間が生じます。ただ、準備書面は、提出後に、当事者又は代理人が裁判所に提出して「この書面の内容の通り、陳述します。」と口頭で自分が出した書面であることを宣言します。現実には法廷に向いて、「陳述」をしているのに、さしに書面にも押印を求めるとは、二重の意味で無駄です。また、裁判所のIT化されておき、ペーパーで提出することすらありません。我が国でも裁判のIT化は第1フェーズの段階であり、進捗していない訳ではないですが、ただ、現状であっても、民事訴訟規則2条1項の解釈を示すことで、「念のため」の精神だけであらゆる書面に押印する旧来の運用を変更することができ、日本の裁判のIT化の促進につながります。特に現場レベルの意識改善にはなり、改革に寄与します。 行政手続のIT化を現内閣で進めるといふ方針であれば、まずは、裁判所という厳格な手続を取る官庁で、まず手本を示し、裁判所といえども、全てを厳格にしないといけない訳ではなく、厳格なものと、厳格にしないでよいものとを区別するというスマートな姿勢を示す必要が重要であると考えます。	個人	法務省	民事訴訟法には、訴状や準備書面等の裁判所に提出する書面について押印を必要とする規定はありません(御指摘のとおり、最高裁判所の定める規則(民事訴訟規則第2条第1項)において、裁判所に提出する書面には押印すべきものと規定されていません)。	なし	その他	民事訴訟法には、裁判所に提出する書面について押印を必要とする規定はなく、この点については、最高裁判所の定める規則によって規定されています。したがって、法務省から御指摘の点について解釈を示すことは困難です。	
1410	令和3年7月20日	令和3年9月18日	技能実習計画認定申請における添付書類の削減	外国人に技能実習を行わせるために技能実習計画認定申請が予め必要であることは周知のとおりですが、添付書類として外国人技能実習機構が改めている「申請書の契約書(参考様式第1-2号)」、「技能実習計画の認定に関する取次送出機関の契約書」の廃止を提案します。	様式に記載されている契約内容は、本契約書の有無に関わらず当然遵守すべきことが再掲されているに過ぎず、契約書を提出することの必要性に疑義があるため、両契約書が廃止されれば、技能実習計画の1申請につき2枚の紙、作成コストの削減に繋がる。技能実習計画の申請は年間数十万件にのぼることから、コスト削減効果は大きなものが期待できる。	個人	法務省 厚生労働省	御指摘の契約書については、いずれも技能実習計画が認定基準に適合しているかを確認するために、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第8条で規定されている技能実習計画の添付書類です。 契約書の参考様式でお示ししている契約事項は、いずれも技能実習制度の適正な実施のため、重要なものです。	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則第8条		対応不可	制度の現状欄のとおり、御指摘の契約書は実習実施者等が技能実習制度の趣旨を理解し、技能実習計画の認定基準を満たしていることを明らかにするための書類であり、技能実習制度の適正な実施のために重要なものであることから、御提案の契約書の廃止は困難です。
1411	令和3年7月20日	令和3年9月18日	消防署に関わる各手続きの押印の省略	消防署に提出する書類の消防設備等点検結果報告書、消防設備設置面等多岐に渡る書類に必要とされている押印を失くす。	現在、消防署に提出する書類のほとんどが押印をしていないと受け付けられない。 問題点は大きく2つ。 1つは、現在のコロナ禍において消防点検業者が客先で押印の依頼、消防署への直接の提出、といった押印が無ければ削減できる不必要な対面でのやり取りがなされている。消防署でのクラスタの発生を抑制する観点から、押印の省略が必要と考える。 2つ目は、消防点検実施の金銭的なハードルを高くしている点。現在ほとんどの消防点検業者が専門的知識の有無を理由とした消防署への関係書類の提出を代行しているが、その手間費として点検料金、工事料金に上乗せしている。消防署へ直接出向く必要が無ければ点検料金の引き下げにも繋がり、消防点検未実施物件削減にもつながる。 以上が押印省略をお願いする理由。 尚、令和2年5月16日に新型コロナウイルス感染拡大を受けた消防庁通知で押印の省略と電子申請の推進を訴える通知が出たが、強制力を持たず各地の消防でほとんど実行されていない実態がある。	個人	総務省	建物関係者は、当該建物に設置が求められた消防用設備等について定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされています。また、消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第123号)等により、消防法に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)」により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による受付を促しています。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 「消防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第123号)」 「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)」 (令和2年12月25日付け消防総第812号)	現行制度下で対応可能	消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令(令和2年総務省令第123号)等により、消防法に規定する申請書等の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)」により、電子メールや電子申請システム等による申請等の受付を促しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1412	令和3年7月20日	令和5年1月20日	障害児に関する各種手続きの紐付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別児童扶養手当</li> <li>障害児福祉手当</li> <li>福祉医療費助成</li> <li>児童手当</li> </ul> 上記の書類の更新手続きが手間だと感じています。毎年ほぼ同時期に各手当の更新書類が届きますが、紐付けられているわけではないので、各手続きごとに署名・押印を行わなければなりません。同じ内容を何度も書くことになり、面倒だと感じています。また、書類によってはマイナンバーの記載を求められる場合もありますが、毎年記載がされないのが毎年書かれます。特別児童扶養手当については更新書類の内容が分かりにくく窓口で確認しないと分からないときがありました。平日に窓口に行くことは難しく、また障害児と幼児と同伴しないといけない場合は窓口で聞くことがかなり難しいです。また、引越しまを2度行いました(県外1回、市外1回)引越しの際に、各書類ごとに変更手続きを行わなければなりませんでした。障害児と幼児を抱えていたため、窓口での手続きも大変な思いをしました。そのため各書類の情報を紐付け、なるべく手続きは簡単にしたいと思いました。	個人	内閣府 厚生労働省	【特別児童扶養手当、障害児福祉手当について】 ・手当の支給を受けている方は、毎年、都道府県等に所得状況届を提出することになっています。また、住所を変更したときは、都道府県等に住所変更届出書を提出することになっています。 ・マイナンバーについては、申請時や住所変更等の機会において、受給者の方から提供いただくを想定し、各種届に記していますが、確認後は手続きの都度、申請書類に記載いただく必要はありません。また、押印欄については、令和2年12月に既に削除する改正を行っております。 ・申請については、郵送による申請が可能となっています。また、自治体の判断により、内閣府が運営しているマイポータル等を利用したオンライン申請を可能とすることで、直接窓口に来ていただくなくても手続きが可能となっています。 【児童手当】 ・手続き類について、国が内閣府令で定める様式例においては、初回の認定請求時のみマイナンバーの記載を求めるとしてあり、毎年6月の現況届では記載を求めておりません。また、押印欄については、令和3年12月に既に削除する改正を行っております。なお、各市区町村において、必要があるときは、様式に所要の変更又は調整を加えることができることになっています。 ・申請については、郵送による申請や、内閣府が運営しているマイポータル等を利用したオンライン申請により、直接窓口に来ていただくなくても手続きが可能となっています。さらには、市区町村がマイナンバー制度による情報連携を活用することにより、認定請求や現況届の添付書類(所得証明書等)を省略することができることになっています。	【特別児童扶養手当、障害児福祉手当について】 いただきましたことは、所得状況届のことで推察いたします。所得状況届については、制度の現状に記載のとおり、押印の廃止を行うとともに、自治体がマイポータル等を利用したオンライン申請を可能としやすくするよう様式を定め、手続きの簡素化に努めています。 なお、手当は住所地の各自治体が認定する仕組みとなっているため、住所変更の際は必要な手続きは行う必要がありますことをご理解いただけますようお願いいたします。 【児童手当】 ・制度の現状に記載の通り、押印の廃止やオンライン申請の活用、情報連携等による添付書類の省略などが可能となり、引き続き市区町村に対して、手続きの簡素化を促進してまいります。 ・なお、令和4年6月からは、市区町村が公費や情報連携等で受給者の現況を確認できる場合には、市区町村の判断により、添付書類だけでなく、現況届自体も省略可能とする予定です。				
1413	令和3年7月20日	令和3年8月18日	重度判定児の療育手帳の更新時期の延長	療育手帳重度判定を持つ7歳の子供を育てています。3歳のときに療育手帳を初めて取得し、それから毎年更新しています。5歳のときに重度になりました。正確な重さを取得したあとに中度・軽度へ変更になることはほぼないと考えています。5歳以降も児童相談所の方から翌年更新を勧められ、毎年更新していますが、変わらない判定のために学校を休ませ、仕事を休み判定に向かう意味を見せません。重度判定の場合は更新頻度を延長していただけるよう検討していただくと幸いです。	個人	厚生労働省	療育手帳制度は、各自治体において、判定基準等の運用方法を定めて実施されており、交付後の更新期間及び延長については各自治体に判断頂いております。	療育手帳制度について(昭和四十八年九月二十七日(発見第一五六号))	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1414	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者受給サービス受給者証のオンライン化	障害児の利用する放課後等デイサービスの利用に必要な「受給者証」をオンライン化(アプリなど)する	個人	厚生労働省	障害児通所受給者証の提出は、放課後等デイサービス事業所が市町村に障害児通所支援給付費を請求する上で、障害児通所支援給付の有効期間等を確認する必要があります。そのためお断りしています。ただし、提出に当たっては、必ずしも保護者が事業所に持参する必要はなく、例えば、お子様が通所時に提出したり、送迎の際に提出したりする等の方法も可能です。	児童福祉法 第21条の5の7第10項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。	△	
1415	令和3年7月20日	令和3年8月18日	待機児童対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立幼稚園は全て、保育園として活用すること</li> <li>全ての保育園に対し、3歳児以上は教育機能も併せ持つこと</li> <li>ゆくゆくは、3歳児以上は通園を義務化すること。(虐待に気づけるため)</li> </ul>	個人	内閣府 厚生労働省 文部科学省	厚労省による保育園と、文科省による幼稚園の存在は、特に待機児童数削減の最たるものだと思います。公立の幼稚園については、待機児童が問題となっている現状もあるなかで、定員割れしているところも多く、存在意義が問われている。園庭のない保育園に運営している子供たちが多く、広い園庭のある公立幼稚園(しかも定員割れしてたり)の存在は非常に問題がある。働く親からすると、未就学の段階で、親が働いているから教育機能を持つとされる幼稚園に通えないのは非常に子供に対して心苦しい。幼保一体化し、働く親の子ども、教育機能を持つ園に通わせることができるようにし、待機児童問題を解消してほしい。 資格も統一(一級、二級などでシベル分けなどもあり得ると思うが)、幼稚園教諭資格と保育士資格を分けず、等しく子供たちの保育、教育ができるようにしてほしい。	番号69、309の回答をご参照ください				
1416	令和3年7月20日	令和3年8月18日	看護師、保健師免許について	保健師、看護師の免許(賞状形式)を、運転免許証と同じサイズにしてほしい。	個人	厚生労働省	身分法で規定している免許証の交付については、各法令で定められているところであり、現行、紙面での免許証を交付しております。	保健師助産師看護師法	検討を予定	デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)においては、運転免許証その他の国家資格証のデジタル化、在留カードとの一体化、クラウドを活用した共通基盤等の検討が挙げられており、当該プロジェクトの検討等を通して、マイナンバーカード等を活用した国家資格等の手続きのオンライン化や電子的な方法で資格情報の確認が可能な仕組み等について、今後、検討してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1417	令和3年7月20日	令和3年8月18日	士業の2か所事務所禁止について	個人の士業については複数事務所が禁止されていますが、複数事務所開設が可能になるようにしていただけないでしょうか。	税理士・弁護士等の士業は複数事務所が禁止されており、また、法人化しても各拠点に社員の常駐義務があります。過当競争防止や税理士等の品位の保持と非税理士等の抑制が主な趣旨かと思いますが、 1. 税理士法人等では複数事務所が認められているため、過当競争防止の趣旨はすでに意味がありません。 2. 技術進歩により遠隔でも監理・監督が可能となったため、非税理士等の抑制や品位の保持は可能と考えます。 そのため、複数事務所開設を認めるようご検討いただければと思います。	個人	(弁護士) 法務省 (税理士) 財務省	【弁護士】 弁護士は、いかなる名義をもってしても、2箇以上の法律事務所を設けることはできないこととされています。 【税理士】 税理士法第40条第3項の「税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない」の趣旨の趣旨は、税理士の業務活動の本拠を一か所に限定することで法律関係を明確にすることや、税理士以外の者による税理士業務の防止に資することとされています。なお、上記のとおり、本規定では、税理士は税理士事務所を二以上設けてはならないこととされていますが、例えば開業税理士が自宅等でテレワークによる税理士業務を行ったとしても、その自宅等が外部に対する表示の有無等の客観的事実により税理士事務所と判断される状態であれば、同項の違反に当たらないものと考えられます(令和2年4月15日に日本税理士会連合会が在宅勤務に関するFAQとして公表しております。)	【弁護士】 弁護士法第20条第3項本文が複数事務所を設置を禁止する趣旨は、①弁護士間の過当競争を防止し、弁護士品の品位を保持すること、②非弁護士の温床となることを防止すること、③弁護士会の指導・連絡・監督権を確保することにあると解されていること(公刊物「条解弁護士法第5版」(日本弁護士連合会調査室編著))を踏まえると、提案の内容について対応することは困難です。 【税理士】 上記のような法令の趣旨を踏まえれば、本規定の見直しについては慎重に検討する必要があると考えられます。	対応不可		
1418	令和3年7月20日	令和3年12月2日	就労証明書の書式統一およびデータ化について	保育所や学童に子を預けている従業員に対し、会社に勤務していることを証明する書類(就労証明書または勤務証明書)の提出を各市町村から要求されます。この書類が、市町村毎に書式が統一されておらず、記載項目も異なっているため、製作するだけで多大な工数を必要とします。さらには、エクセル等のデータではなく、PDFしかない市町村が多いため、毎年各市町村毎に同じ書類を手書きしなければなりません。会社印も必要のため、作成するだけで出社が必要になることもあります。「勤務していることの証明」という同じ目的を果たすための書類ですので、全国統一の書式およびエクセルデータでの提供を是非実現して頂きたいです。	提案内容とも異なりますが、人事担当者は、毎年この書類を作成するだけで、膨大な時間を消費しています。全国統一の書式にし、エクセルデータで提供されれば、同じ従業員についても、次年度は1から作り直す時間を削減できます。幼稚園児童削減や、出産数の増加を理由として支援するのであれば、それに反比例して増大する人事部門のコストや工数削減についても同時に検討して頂きたいです。それによって、テレワークが難しい人事部門についても、少なくとも就労証明書の為だけに社に出社する必要性が無くなるかと考えます。	個人	内閣府 厚生労働省	<保育所について> 保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受けようとする事項を証明する書類を添付することとされています(子ども子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第1条第2項第2号)。 また、就労を理由に認定を受けようとする場合は、一月当たり市町村が定める期間以上労働することを常態とする必要があり(同第1条第1号、同附則第2条)。 法令上で書類の指定等はおらず、市町村がそれぞれに定めています。就労を理由に認定を受けようとする場合、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の書式については、平成29年に標準的書式、令和元年に大都市向け標準的書式を公表し、各市町村に活用を促しています。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市町村の過半数、大都市の約6割が標準的書式を活用しています。 押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が文書の真正を担保する観点から押印を求めていると承知しています。 <放課後児童クラブ(学童)について> 放課後児童クラブに関しては、利用にあたり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けておりません。	子ども子育て支援法施行規則第1条の5第1号、同第2条第2項第2号、同附則第2条	対応	<保育所について> 就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な書式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的書式」の改定版を「標準的書式(簡易版)」として、また、利用調整のために「標準的書式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的書式」の改定版を「標準的書式(詳細版)」として、令和3年7月に示しました。これらの書式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけしています。 また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。 押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を発出してあります。また、国から市区町村に対して示している就労証明書の標準的書式においては、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。	
1419	令和3年7月20日	令和3年8月18日	出産に関する手当等の申請の一元化と書類作成ツール	出産手当金や社会保険料の免除、育児手当など出産に関わる補助の申請を一元化し簡単にできるインターネットサイトを作ってほしい。電子申請の他に、文書作成ツールがほしい。名前、住所、出産予定日など基本的な情報を入力すると、申請可能な制度が一覧で出る。それぞれの申請書には基本情報が入力されていて、個別に必要な情報はそれぞれに入力する。電子申請、文書を作成してプリントアウト、押印書類のスクリーンデータでの申請がそれぞれできる。	出産手当金や社会保険料の免除など出産に関わる補助が多いのはありがたいが、その申請先が、年金、健康保険、ハローワークと複数で手間がかかる。それぞれの申請書には重複する項目も多い。申請書のフォーマットを統一するのも一苦労です。そもそも受けられる支援を見逃すこともありそうです。小規模事業者にはその申請のハードルが高く、出産予定者本人が申請担当者となり悪影響を懸念している。一部の電子申請には電子署名が必要のため、諦めました。e-Taxの様に申請もできるし、プリントアウトもできるサービスがあると、町工場の工具でも産休が取れるようになる。	個人	厚生労働省	健康保険制度における出産手当金、育児休業中の社会保険料免除、雇用保険制度における育児休業給付については、各種法令等に書つき、それぞれ健康保険の保険会(全国健康保険協会又は各健康保険組合)、日本年金機構(保険者が健康保険組合の場合は健康保険組合)、ハローワークに対して申請手続が必要です。	健康保険法施行規則第87条、第135条等	対応不可	行政手続については、押印廃止が進められているほか、本年6月に取りまとめられた規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)においては、厚生年金保険及び雇用保険関連手続におけるオンライン利用等の引き上げや社会保険関係手続における電子申請の促進、マイナンバーカードやQZIDを用いた情報連携の普及等が明記されたところであり、引き続き、制度の利便性向上や手続に係る負担の軽減のための施策に取り組みまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1420	令和3年7月20日	令和5年4月14日	死亡届等の手続き	先日、父がなくなり市役所にて各手続きを行ったのですが、死亡届、国民健康保険給付金申請、介護保険資格喪失届、住民票の抹消届け、世帯主変更などいろいろな手続きをすべて別の窓口で行いました。受付を一つにして内部ですべてを処理していただくことはできないのでしょうか。	窓口と手続き処理を同じ人が行うため、どうしても人が足りなくなり待ちが長くなってしまいます。それぞれを分業して効率よく行えば、待ち時間も減りますし人員も有効に使えるのではないのでしょうか。	個人	デジタル庁	「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進」に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きの見直し、遺族が行う手続きの削減、②故人の生計情報やデジタル化、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手续に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手續の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体に對し明確な設置・運営のための支援を行うこととしています。当該実行計画に基づき、内閣官房特設推進(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手續を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手續の負担を軽減する「おくりこみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくりこみコーナー設置自治体支援ナビ等)を開発し、その活用方法を盛り込んだ「おくりこみコーナー設置ガイドライン」を策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。	該当なし	対応	デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくりこみコーナー」の設置支援としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行ってほか、将来的にマイナンバー等を活用し、オンライン上で死亡に関する手續が実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。	
1421	令和3年7月20日	令和5年4月26日	マイナンバーカード入手の煩雑さ解消	マイナンバーカードの電子申請後は、カード発行後、自宅に郵送して欲しい。	マイナンバーカード申請がWebから出来るもの、申請から個人番号通知書交付まで2ヶ月を用し、さらに受け取りは区役所で行かなくても、受け取りにも予約が必要という事で、煩雑さを感じながらも予約サイトに行ってみると、2ヶ月先まで枠が空いておらず、申請から4ヶ月を経て、やと受け取りとなるように、タイムラグや対面での受け取りに煩雑さを感じざるを得ない。	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1422	令和3年7月20日	令和5年8月18日	消防関係各手続きの電子申請の採用	現在紙を使っている消防署への直接提出が基本の消防設備点検報告書を始めとする、消防設備設置届、使用開始届、変更届等の各書類のPDFファイル、メールを使用した電子申請の採用	理由1 現在のコロナ禍において、消防署に出向いての直接の書類のやり取りは感染拡大防止、救急インフラの安全確保の観点から不必要。消防署でクラスターが発生すればその地域の救急医療を含む消防署機能の麻痺に繋がると、消防職員の不特定多数の来客とのやり取りは可能な限り無くすべき。理由2 消防点検結果報告書といった消防署に提出の義務付けられた書類の取扱いはその専門性から消防設備点検業者が建物所有者に代わって代行する事が多いが、その際の手間賃は結局、建物所有者が点検料金に上乗せされる形で支払っている。これが消防設備点検の料金の平均価格を引き上げており、本来法令で義務付けられている消防点検を実施する物件が依然相当数存在する遠因となっている。火災の危険から人命を未然に守る消防点検の実施のハードルを下げる事ができる点で、電子申請を使用した消防関係手続きの簡略化が必要。尚、新型コロナウイルス感染症を受けて令和2年5月15日に消防庁から出された「消防関係手続きの押印の省略と電子申請の使用の推奨」の通知は強制力を持っておらず、ほとんどの消防署で実施されていない実態がある。強制力を持った消防署の取組の推進が早急に進められるべき。	個人	総務省	建物関係者は、当該建物に設置が求められた消防設備等について定期に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないこととされています。また、消防庁では、消防法令に規定する申請書の押印を廃止する制度改正を行い、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手續のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、各消防本部に電子メールや電子申請システム等による受付を促しています。	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6 消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手續のオンライン化について(通知) (令和2年12月25日付け消防総第812号)	現行制度下で対応可能	消防庁では「消防法施行規則の一部を改正する省令」(令和2年総務省令第123号)等により、消防法令に規定する申請書の押印を廃止する制度改正を行うとともに、「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手續のオンライン化について」(令和2年12月25日付け消防総第812号消防庁次長通知)により、電子メールや電子申請システム等による申請等の受付を促しています。あわせて、消防設備等の点検結果報告を含む火災予防分野における各種手續について、申請窓口の一元化や申請様式の標準化など更なる利用者の利便性向上及び行政事務の効率化の観点から、2021年度(令和3年度)に、マイナンバー1びつたりサービスを利用した電子申請の受付について、複数の消防本部で実証実験を行い、2022年度(令和4年度)以降その成果を踏まえた消防本部のオンライン化の普及・促進活動を実施することとしています。	
1423	令和3年7月20日	令和5年8月18日	協会けんぽについて	協会けんぽの申請が郵送のみで、かつ先方からの回答連絡も郵送のみとなっています。オンライン申請やオンライン通知等を導入していたらどうか存じます。	郵送の煩雑さ。通知の遅さ。手当金がいつ支給されるか分からない不安からの解消	個人	厚生労働省	加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、窓口での申請を原則とはせず、郵送による申請の促進を図っております。また、現金給付の申請受付から支給までの標準期間(サービススタンダード):10日間(書類不備による返戻期間、療養担当医師等への照会期間を除く。)を定めて業務を行っております。	なし	検討を予定	現金給付の申請受付から支給については、標準期間内(10日間(書類不備による返戻期間、療養担当医師等への照会期間を除く。))に支払を実施しています。なお、医師等への照会が必要であり標準期間内に支払が実施できない場合は、その旨を郵送でご連絡しています。また、申請から電話で申請の状況について、お問い合わせがあった場合は、随時、状況をお伝えしています。オンライン申請の導入については、手續の利用状況や医師の意見書等の添付書類のオンライン化を含めたシステム導入にかかる費用等を踏まえ、その要否も改めて検討しているところです。	
1424	令和3年7月20日	令和5年4月14日	免許更新について	免許更新にかかる無駄なコスト削減。特に高齢警察官の人工費削減、無駄な資料の削減。コロナ、インフルエンザが感染防止。誕生日が冬であるがゆえに、リスクの高い時期に密になる空間に集まらなければならぬ。他人の利便性向上、現実的に定められた時間内に決められた場所に行くのは非効率。休日を免許更新で潰さなければならない。		個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手續では、講習や視力・聴力・運動能力の適性検査を受けていた上で、運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。警察職員等の配置状況については、運転免許証の更新業務を行う各都道府県警察において、運転免許証の更新業務に必要な人員を配置しているものと承知しております。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第6項、第101条の3 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条	<講習のオンライン化について> 対応 <その他の手續について> 対応不可	運転免許証の更新時における講習のオンライン化について、警察庁では、優良運転者・一般運転者の更新時講習のオンライン化に向けた取組を進めています。運転免許証の更新に係るその他の手續の実施方法については、本人確認や適性検査の確実な実施という観点から、慎重な検討を要するものと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1425	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特許庁商標登録手続きについて	私、上野で小さな会社を経営しています。1月9日に屋号の商標登録を申請しました。29200円の支払い。出願から10か月後、今度は登録査定通知が来ました。さらに28200円を支払い申請しました。こんな無駄なことはやめていただきたいです。データ化していれば1時間もかからず、処理できると思います。民間の会社ならとっくに潰れています。	紙ベースの出願をやめて、さらには印紙もやめる。出願フォーマットを作成し、データベース化したら、即データを照会して判断できると思われれます。今の人員の半分以上でデータ処理ができると思われます。間違いないです。印紙を扱う人員もいらなくなります。	GFプランニング株式会社	経済産業省	商標登録出願は書面のみならず、電子出願が可能であり、2020年には84%の出願が電子出願によってされています。商標登録出願又は商標登録に係る手数料及び登録料についても、特許印紙に加え、現金納付、電子現金納付、口座振替及びクレジットカードによる納付が可能です。(参照)電子出願ソフトサポートサイト <a href="https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html">https://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html</a>	工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第3条、第15条の2、第15条の3、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令	事実確認	左記のとおり、電子出願及び特許印紙以外による手数料等の納付は可能です。なお、商標登録出願は、出願後に審査の順番待ち期間及び商標の審査があるため、最初の審査結果通知までに、平均10か月(2020年度)要しています。		
1426	令和3年7月20日	令和3年8月18日	食品等輸入届出書の押印もなしは原本提出廃止の件	食品を輸入する際、押印した食品等輸入届出書の原本を検査所の食品監視課に提出する必要があります。この書類、押印を不要にするか、押印後の原本提出を不要にするか、どちらかにしてFAXでの受付を可能にしていきたいと思えます。	安全な食品を輸入するためのシステムであることは重々承知しておりますので、届出書を出すこと自体には全く問題ないのですが、基本、輸入する際の到着港は輸入者の事務所から離れたところにあります。積込年月日、到着年月日、搬入年月日、届出年月日、保管倉庫コード等、到着しないと思われる項目がありますので、事前に準備することができません。準備が出来てから原本をわざわざ空港ないしは港に持ち込む必要は必要ありません。急ぎだから空輸を入れても、郵送を要求されましたらそのために1〜2日遅延が遅れます。押印不要ないし押印は必要だが原本は不要、と言ふ事であれば、検査所にFAXをすれば事足りず。申告者の時間の短縮、交通費の短縮、発送料金の節約、発送後の紛失の心配もありませんし、郵送のために使用される車両の排気ガスを減らすことにも繋がります。また、検査所員の方々も、郵便物の開封作業をする手間が省け、開封後のゴミも出ることがありません。もしFAXで食品等輸入届出書を出すことができれば、ロスタイムを無くす事が可能になります。是非ご検討をお願いしたく存じます。	民間企業	厚生労働省	令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検査所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」という。)を求めている輸入食品にかかる手続(食品等輸入届出書を含む。)(以下「押印等不要」としてあります。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。「食品衛生法に基づく輸入手続」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html</a>	なし	対応	令和2年7月に閣議決定された「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)を踏まえ、検査所においても、国民や事業者等に対して押印及び署名(以下「押印等」という。)を求めている輸入食品にかかる手続(食品等輸入届出書を含む。)(以下「押印等不要」としてあります。また、厚生労働省のホームページにおいて、押印等が不要な旨を周知しております。「食品衛生法に基づく輸入手続」 <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144562.html</a>		
1427	令和3年7月20日	令和3年8月18日	厚生年金保険「養育期間標準報酬月額特例申出書」の添付書類の省略と個人番号の利用の提案	厚生年金保険「養育期間標準報酬月額特例申出書」届出(厚生法26条、則10条の2)の添付書類の戸籍簿(抄)本や住民票を廃止し、被保険者(母・父等)と当該子の個人番号の記載で届け出を可能と致したい。	届出の添付書類の理由は、「戸籍簿(抄)本」は、続柄と子の生年月日の確認のため、「住民票」は、申出者と子の同居確認のためのもの(年金機構のHPから)であるが、これらについては、すべて個人番号の記載で確認可能な事項であるため、手続終了時の添付書類提出を廃止して欲しい。特に住民票は、「育児休業終了の場合は、育児休業終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要」取得日の規定があり、職場復帰直後で仕事と子育ての両立を開始したばかりの母(父)が、添付書類を入手するために時間と金銭(謄本や住民票の手数料)を支払って、届けなければならぬのは、国の政策である子育て支援とマイナンバーの普及の観点からしても、大変不合理である。	あいかた社労士事務所	内閣官房 厚生労働省	被保険者からの申出を受けた事業者又は被保険者であった者が「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」を日本年金機構へ提出する場合、申出者と子の身分関係および子の生年月日を証明できるものとして「戸籍謄本(抄)」を、申出者と子が同居していることを確認できるものとして「住民票」の添付が必要となっています。	厚生年金保険法第二十六条 厚生年金保険法施行規則第十条の二の二	検討に着手	「厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書」に「申出者」と「養育される子」の個人番号を記入いただいた場合は、日本年金機構において個人番号を活用して住民票情報を入力することで、「住民票」の添付が省略できる取扱いを検討しています。		
1428	令和3年7月20日	令和3年8月18日	収入証紙での納付の廃止	北海道道税事務所において納税証明書の交付申請における手数料納付が北海道収入証紙または郵便小為替に限られております。道税事務所内(札幌市北区北22条西2丁目)に北海道収入証紙売掛書がありますが、15時30分で閉まってしまうため、その時間以降は道税窓口が開いていても申請できない状況です。国税は現金での納付がOKなのに、北海道は現金での納付は認めないのには違和感や不満を感じますし、不便極まりないです。是非とも是正をお願いいたします。	手数料納付を現金もしくはカード決済にいただければ、と思います。北海道収入証紙の貼付を廃止すれば、収入証紙を売掛(ただの)うな、そして営業時間も9時から15時30分と道税事務所の窓口受付時間とも合わないような、銀行の出張所も廃止出来ますし、そもそも、収入印紙でもない北海道収入証紙という存在意義もわかりかねます。収入証紙廃止には収入証紙の印刷、保管コスト等削減できますし、住良サービスアップにもつながると思われれます。(法務局でも登記印紙から収入印紙に変わっているのになのです。)	個人	総務省	行政改革の番号617の回答をご参照ください					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1429	令和3年7月20日	令和3年8月18日	安全運転管理者講習について	現在、1年に1回安全運転管理者講習を受講しなければなりません。このコロナ下にも関わらず、face to faceで受講しないと更新出来ません。受講時間も6時間座学になります。会議室は参加者が100名を越え、大変な状況でした。更新料を支払い、WEB形式でも可能な内容です。是非、取り入れることを検討頂きたく存じます。	オンライン形式の受講により、受講者の移動コスト削減が可能になる。安全運転管理指導員もオンラインで実施することで、内容を吟味するようになる。大きな建物には不要になる。	個人	警察庁	番号1388の回答をご参照ください				
1430	令和3年7月20日	令和3年8月18日	遺産分割協議書書式について	親が亡くなり、相続税と不動産の登記手続きをしました。まず相続税の申告をするにあたり、手引書を見ながら遺産分割協議書を作成しました。その後、不動産相続登記をしようとした時、相続税の申告で作った遺産分割協議書ではだめだと言われ、新たに異なる形式で作成する必要がありますがありました。遠隔地に住む親族に再度説明、依頼して実印を押してもらおうという大変な作業でした。相続という一つの事象に対し何故同じような書類を2つ作らねばならないのでしょうか。共通化をして欲しいものです。	上記に含んでいます。	個人	法務省 財務省	相続財産である不動産に関して共同相続人が遺産分割の協議(民法第907条第1項)をし、その協議結果に基づいて当該不動産の相続登記をする場合には、遺産分割協議の際に作成した遺産分割協議書を、当該登記申請の添付情報として提供する必要がある。	不動産登記法第63条第2項 不動産登記令第7条第1項第6号 民法第907条	事実確認	相続登記の申請に必要な遺産分割協議書は、遺産分割の対象となる不動産を具体的に記載していただく必要があり、例えば、不動産の所在地や地番又は家屋番号等を登記記録のとおり正確に記載していただく必要があります。また、どの不動産をどなたが相続されるのかについても明確に記載していただく必要があります。 法務局ホームページや国税庁ホームページに掲載されている遺産分割協議書のひな型を確認しましたが、いずれも相続登記の申請が困難になるような内容は見受けられませんでした。 どのような理由により御指摘のような状況になったのかが分かりませんが、上記のホームページに掲載されている例により作成されているものであれば、一般的にその形式等について不備はないものと考えられます。 なお、相続登記の申請の際に遺産分割協議書を提供する場合には、原本とその複写したものの両方を提供し、原本の返付請求(不動産登記規則第55条)をしていただかなければ、原本をお返しすることができなくなります。	
1431	令和3年7月20日	令和3年8月18日	労災の給付を受ける際の手続きについて	・労災申請時に提出した書類で病院等にも共有すべき内容は受領印を押したコピーを受給者に渡しておき、病院や薬局それぞれに別途必要な内容に合わせて各所に渡せるようにすれば効率的で信頼性も高いと思います ・レセプトのデジタル化	数年前、労災の給付を受け助けていただいたのですが非効率で疑問を感じました(既に改善されていたら申し訳ありません) ・当時全ての書類が手書きで労災申請だけでなく病院、薬局等に提出する書類にも事故の説明等同じ内容を何度も書かねばならずとても無駄だと思いました。手書きで同じ内容を書いていると省略したりして少しずつ文章も変わってしまいましたが本来全く同じであるべき内容です。 また病院経由で同じ内容を最終的に労災に溜まってくるのも資源の無駄だとも思います。ですから提案のようにして共有が必要な情報は各所に同じものが配られるようにして各所で異なる内容についての部分のみが病院等から労災に提出されるようになれば効率的だと思います ・薬局でデジタル化されておらず手書きで保険請求するのが手間です。労災を受け付けていないと書かれ何件か回って労災を取っている薬局にたどり着きました。同じ省内の旧厚生省は電子カルテ等を推進してきた訳です。同じシステムで事務処理ができるようデジタル化し効率化していたられば扱う薬局も増え患者も薬局(や病院も?)助かるとも思います。病院も患者が手書き書類を提出しているということはアナログのままなのはと危惧しています。スキャンしてデジタル化したものが使えるようにするなど省内の厚生部と連携して同様のシステムづくりをしていただきたいと思います	個人	厚生労働省	(1点目) 法令においては、労災保険給付の支給を受けようとする者は、その給付種別ごとに「労働者の氏名、生年月日及び住所」、「事業の名称及び事業場の所在地」、「負傷又は発病の年月日」、「災害の原因及び発生状況」等を記載した請求書を、所轄労働基準監督署長に提出しなければならないとされており。 (2点目) 労働者の方が業務又は通勤が原因で負傷したり病気にかかったときは、労災病院や労災保険指定医療機関・薬局等(以下、「指定医療機関等」といいます。))において、自己負担なく治療や薬剤の支給を受けることができます。 指定医療機関等から園に対する診療費等の請求については、現在、オンラインによる請求が可能となっています。	労働者災害補償保険法施行規則	(1点目) 対応不可 (2点目) 現行制度下で対応可能	(1点目) 労災保険給付の請求が労働基準監督署にされた場合、その請求書ごとに審査を行い、支給又は不支給の決定をしているところです。 例えば、休業補償給付の請求を行う場合は、請求書を所轄労働基準監督署長に提出する必要がありますが、療養補償給付たる療養の給付の請求を行う場合は、請求書を労災指定病院等を経由して所轄労働基準監督署長に提出する必要があります。請求の時期については、給付種別ごとに異なります。そのため、請求書ごとに必要事項が記載されていない場合には、給付種別ごとの迅速な決定が行えない可能性があります。また、本来、原本文書に記載が必要である内容を、コピー文書で流用する等の取扱いには、本人作成の真正性の確認などの面があり、実務において非常に困難があるところでした。 したがって、労災保険給付については、請求書ごとに必要事項を記載していただく必要があります。 (2点目) 厚生労働省としては、指定医療機関等を増やしていくとともに、労災レセプトのオンライン化のさらなる普及促進に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1432	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特定建築物定期検査報告について	現在、不特定多数の利用する建築物について毎年定期検査を行い換気設備、排煙設備、非常照明設備、防煙設備、エレベーター等を検査、調査し特定行政庁に提出が義務付けられているが、消防法、特定建築物衛生管理者による保健所への提出でもほぼ同じ義務があるため点検結果を提出しており、同じような書類を提出しています。なので統一化を図ってほしい。建築物定期調査は上記の者がいる建築物では不要、又は廃止でいいと思います。	上記のような建築物に関する規制が縦割りのせいで重複する部分が多岐あり、提出先や書式も違うため何度目同じような書類を提出しています。1本化するか役割分担されているのであれば一括したものは必要ないと思います。点検するものもそれぞれ国家資格が必要となっているものなので依頼することとなり、費用が掛かりすぎます。	個人	総務省 国土交通省 厚生労働省	建築物定期検査は、建築物法に基づき設置された建築物設備、防火設備等を検査対象としており、基本的には消防法に基づく点検対象設備との重複はないものと考えています。例外として、防火設備を動作させるための感知器、非常用の照明装置の予備電源等は、消防法の点検対象である消防用設備等の感知器、予備電源等と併用される場合もありますが、建築物法に基づく定期検査におけるそのような器具の作動性等の検査においては、所有者等に検査に係る二重の負担を強いることのないよう、前回の検査後に同等の方法で実施した検査の記録がある場合、又は、前回の検査後に建築物法以外の法令の規定に基づき実施した点検等の記録がある場合、当該記録により確認することとしているところと見なしております。	建築物法第12条第3項 「建築物設備(昇降機を除く。)の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第285号) 「防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件」(平成20年3月10日国土交通省告示第283号) 消防法第17条第3項	事実確認	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1433	令和3年7月20日	令和3年8月18日	産業廃棄物処理業の更新届出について	窓口申請届出の廃止	産業廃棄物処理業の更新申請時に窓口に対面申請の廃止をしてほしい。 申請金が銀行紙の為に、その旨までに行かないといけない。 申請金を入金し銀行紙での購入を取りやめれば出張費や労力をかけなくて済むと思う。 窓口では必要書類の確認などと言っているが郵送及び電話での対応できている申請はたくさんある。	個人	環境省	産業廃棄物処理業の許可の更新の申請については、制度上、窓口での申請に限られるものではなく、電子申請、郵送にて申請を行うことも可能となっており、各地方公共団体において適切に対応いただく「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた更新許可事務における対応について(通知)」(令和2年4月27日付け環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)において通知しております。 また、申請に係る手数料の納付を収入証紙によることは、地方自治法第231条の2第1項の規定により廃止されているところと見なしておりますので、各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくものです。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
1434	令和3年7月20日	令和3年8月18日	療育手帳制度の全国共通化	身体障害者手帳と同様、知的障害者に対する手帳である、いわゆる療育手帳を法整備し全国的に統一を図ることで、利用者・被利用者の便を向上させるとともに認知度の向上を図っていただきたい。	現在、知的障害者に対し発行される障害者手帳である、いわゆる「療育手帳」制度があるが、身体障害者手帳と異なり裏付けとなる法的根拠がなく、結果として各自治体独自の施策に近い状態となっている。このことから、以下の弊害があると考える。 1. そもそも自治体で発行することから手帳の名称が自治体によって異なり、療育手帳と言わず「愛の手帳」「みどりの手帳」など統一が取れていない 2. 身体障害者手帳と同様程度によって等級が分かれているが、等級自体が自治体によって異なるため、他都道府県へ移動すると等級の互換性がない 3. 一般に身体障害者手帳と同等の扱いを受ける場合が多いが、上記の通り法的根拠がない状態では場所によっては身分証明と認められない場合がある。また自治体によって物理的に様々な形態があるため、逆に偽造しやすいことから身分証明の抜け穴になっている可能性がある。 4. 制度の裏付けが弱いせいか療育手帳の認知度が低いと考える。	個人	厚生労働省	番号1036の回答をご参照ください					
1435	令和3年7月20日	令和3年8月18日	NHK放送受信契約等に伴う押印について	NHKの放送受信契約・解約等の届け出について、書面に「署名と押印」を求めているものがあり、押印廃止の指導をお願いするもの。	行政改革の押印廃止が進んでいるところ、公共放送であるNHKもそれに定並みを揃える必要があるはずで、それ以外の公的機関への指導もご検討いただきたいところである。	個人	総務省	放送法の規定に基づき、NHKの放送を受信できる受信設備を設置した者はNHKと受信契約を締結する必要があります。受信契約の具体的な内容や手続等については、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に基づいて行われます。	放送法第64条第1項等	その他	具体的な受信契約・解約等の手続は、NHKが定める日本放送協会放送受信規約等に基づいて行われることから、届出書の押印の要件については、まずはNHKにおいて検討すべきものであると考えます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1436	令和3年7月20日	令和3年8月18日	個人で住民票を転居先へ変更手続き済みなのに、別に納税地の異動届出書を税務署に提出するのはおかしい	2019年5月に東京都から千葉県へ転居しました。当然転居届も区役所に提出し、転入届も済んでいます。住所変更を行った2019年は還付しがないため確定申告は5年以内にしようと思っています。税務署の管轄が転居で変わる際に所得税、消費税の納税地の異動に関する届出書を書面で提出しないと管轄の変更が出来ないと納税相談のコールセンターで言われました。納税は義務となっていますし、今は1人づつ個人番号がついているので、この届出書は不要だと思います。圖として納税して欲しいのなら、不要な書類は無くしてください。	全日本国民がマイナンバーで1人づつ紐づいているのに、なぜ住所変更の届けを出しているのにも関わらず、紙でわざわざ税務署に異動届出書が必要なのか理解できません。会社は別ですが、個人は絶対不要だと思います。もう1年以上前に引越しているのですが、昨年は確定申告の必要が無かったのでも確認する事がありました。納税相談のコールセンターに電話をして昨日初め異動届出書が必要だと言われました。納税の通知はちゃんと新住所に来るのにおかしな話です。納税の届出が必要かどうか事前に通知されていないので、即刻廃止してください。この届出書にも印鑑が必要になっていますので、印鑑の廃止と共に行っていただきたいと思いました。	個人	財務省	○所得税・消費税の納税義務者である方は、その所得税・消費税の納税地(住所地等)に異動があった場合には、納税地の異動があった後遅滞なく、異動前後の納税地を記載した「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」をその異動前の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされています。	所得税法第20条 所得税法施行令第57条 消費税法第25条	検討に着手	○所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書の廃止に向けた法令改正の検討を進めています。	
1437	令和3年7月20日	令和3年12月2日	勤務(内定)証明書の書式統一・捺印撤廃について	保育園・学童保育などに提出する勤務(内定)証明書の書式の項目を見直し、全国統一化し、捺印不要にする提出時期の全国統一化	保育園や学童保育に通う父母の勤務先に、定期的に「勤務証明書」の発行を求められるが、近年発行対象者が増大しており、総務担当者の負担が大きくなっている。せめて書式を統一してあればシステム対応できるが、それぞれの市区町村でバラバラで、さらに同じ市区内でも書式が多様であるため、手書きでの対応が必要になる。また、捺印も必要なので、総務担当者はそのための出勤を余儀なくされる。内閣府のHP内に「就業証明書作成コーナー」があるが、書式が古かったり、文字がうまく入らなかったりするため、実用的ではない。書式の変更も多いため、HPの改廃工数もかかる。「勤務(内定)証明書」の書式の項目を極力減らし、全国統一化し、捺印不要にしていただきたい。また、提出を求められる時期が市区町村でバラつきがあるため、総務担当者の負担が集中する時期が読めない。全国で提出時期を統一してほしい	個人	内閣府 厚生労働省	<保育所について> 保育の人所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第14条第2項第2号)。また、就労を理由に認定を受ける場合には、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第1条の5第1号、同附則第2条)。法令上で書類の指定等はしておらず、市町村がそれぞれに定めています。就労を理由に認定を受ける場合には、証明する書類として就業証明書を求める市区町村が多いことから、就業証明書の様式については、平成29年に標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきました。令和元年8月末時点で、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。押印については、法令上求められているものではありませんが、保育所等の入所の際に重要な書類となることから、多くの自治体が父書の真正を担保する観点から押印を求めていると知覚しています。就業証明書の提出時期についても法令上で定めているものではなく、各自治体において処理すべき事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で設定しているものと認識しております。	子ども・子育て支援法施行規則第2条第5第1号、同第11条第2項第2号、同附則第2条	対応	<保育所について> 就業証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前倒し、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところ。その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」の改定版を「標準的様式(簡易版)」として、新たに、利用調整のための「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式(詳細版)」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式については、できる限り令和4年4月入所分から活用していただく働きかけをしています。また、企業等において就業証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。押印については、規制改革実施計画に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就業証明書の押印を不要とするよう、市区町村に対し通知等を実施しております。また、国から市区町村に対して示している就業証明書の標準的様式については、前述の令和3年7月の改定に際して、押印欄を削除しております。提出時期については、市区町村によって異なる事務の量やその処理に要する期間等を見込んだ上で、各市区町村において設定するものと考えっております。	
1438	令和3年7月20日	【総務省】 令和5年4月26日 【法務省】 令和3年8月18日	地方行政	マイナンバーカードによるコンビニでの戸籍等の全国一斉での取得可能	マイナンバーカード制度が始まり、5年もたち、コンビニでの戸籍等の取得も可能と喧伝されております。しかし、実態は各市町村ごとに対応、非対応が分かれており、非対応の市町村のものも取得できません。対応状況がバラバラでは、なんの価値もありませんので、各市町村に強制的に対応させるまたは、発行権限を国にするなどで、全国均一のサービスとして欲しい。また、国のワンストップサービスとして、マイナンバーカードがあれば、電子認証で本人を確認し、すべての書類を取得可能としていただきたい。効果は、市町村窓口に来訪する人が減るので、人員削減が可能となり、その分の税金を速う目的で使用可能となるため。	個人	総務省 法務省 デジタル庁	【総務省】 マイナンバーカードを取得済みの者であって、居住地の市町村(戸籍証明書の場合は本籍地の市町村)がコンビニエンスストア等における住民票の写し等の各種証明書の自動交付サービス(コンビニ交付サービス)を実施している場合には、コンビニエンスストア等において住民票の写しや戸籍証明書等を取得することができます。令和5年4月1日時点で、1,150市町村、1億1,650万人が利用できる状況となっています。	なし	対応	【法務省】 戸籍簿本とのコンビニ交付については、管理番号621番「戸籍資料のコンビニエンスストアでの入手性」について御参照願います。	【総務省】 コンビニ交付サービスの導入に要する経費について財政的支援を行うなど、市町村におけるコンビニ交付サービスの普及を推進しております。

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1439	令和3年7月20日	令和3年8月18日	A4の死亡診断書の提出に際して	死亡診断書は、従来は死亡届と一体となったA3の用紙で届け出されるが多かったわけですが、近年は病院のデジタル化がすすみ、手書きではなくA4でプリントアウトされた死亡診断書を発行することがあります。 A4の死亡診断書の受理に際し、自治体ごとにかなりの違いがあります。そのまま受理してくれるところもあれば、A3で無ければダメとしたり、届出人の捺印を要求するところ、医師の印の捺印を要求するところなどがあります。ぜひ、無意味な捺印の要求などは廃しての統一を望みます。	近年は、病院の電子カルテ化がすすみ、多くの文書が手書きから脱しておりますが、死亡診断書はなかなかすすみません。その原因として、上記のように自治体ごとに受理の方法に差があると、届出した行った道徳の方が窓口でトラブルになることを懸念して、なかなかやりにくいことが挙げられます。 また、A3の用紙を要求する自治体もありますが、多くの文書がA4である現状で病院の電子カルテについてのプリンターもほとんどがA4であり、それも理想になっていきます。 厚労省は「平成29年度 厚生労働科学特別研究事業（高齢化社会における死因究明の在り方に関する研究）」内の議論において関係省庁に確認をとられて、問題ない、となったと聞いておりますが、現状は自治体ごとに対応が異なっています。 医療機関の手間削減、また死亡診断書の記載の標準化にも寄与することだと思いますので、ぜひ簡素化したうえでの統一をお願いいたします。	個人	法務省 厚生労働省	死亡届書には、死亡診断書又は死体検案書を添付しなければならないものとされており、死亡届書の様式は、A4で作成すべきものとされており、また、死亡診断書の様式上、特段規格は定められておりません。 なお、戸籍法令上、届書と添付書類を併用しなければならないとする規定はありません。	戸籍法第86条第2項 戸籍法施行規則附録14号様式 医師法施行規則附録第4号様式	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1440	令和3年7月20日	令和5年4月14日	免許証の完全電子化	免許証に埋め込まれているICチップを活用し、更新・記載事項変更・限定解除などを電子的にのみ処理して欲しい。紙ベースの申請、物理的に記載事項の書き換え(スタンプによる備考欄追加)を廃止して欲しい。 現状、旧来の物理的な書き換え(備考欄にスタンプを押す)とICの書き換えを両方行っているため、電子化によって単純に手間が増えているだけ。	問題点 ・免許証のICチップが十分に活用されておらず旧来の運用が残っているためむしろ手間が増えている 例 ・免許証に住所などが記載されているが、引っ越しをすると裏面の備考欄にスタンプを押してやがスペースがなくなると新規免許証を発行する項目になります。これではICチップが入っている意味がないので電子的な運用にしてほしい。 ・最新の住所のみ印字する、または住所は印字せずアプリなどで誰でも取り入れるようにするなど。 ・更新の際に紙での手続きとICチップの書き換え手続きが併用されているため、更新に時間がかかる。 →物理的な免許証の書き換え(スタンプを押す)は1分程度で完了したのに、ICチップを書き換えるから1時間待たせられた。年末転倒。	個人	警察庁	令和4年に改正された道路交通法において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第1項及び第3項、第101条の4の2第2項及び第3項	対応	道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下本欄において、「法」といいます。)の規定により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定が整備されました(令和6年度末までに施行予定)。法においては、マイナンバーカードのICチップに有効期限、免許の種類、免許の条件等の免許に関する情報を記録するという方法で一体化を行うことができるとなっています。 法に基づいて一体化されたマイナンバーカードのみを所持することを選択した場合には、こうした記録は全て電磁的な方法により行われることとなります。	
1441	令和3年7月20日	令和4年1月13日	ラグジュアリー有料送迎サービス実現のための運送事業規制緩和	道路運送法にかかる旅客自動車運送事業の認可制度について、(1)より多様なサービスを受け入れられるように認可要件を緩和してほしい。(2)地域によってはタクシー業の保護のため、新規登録もできないが新規登録を可能または別の特例として認可してほしい。	・ラグジュアリーホテルの運営を行っているが、地域のタクシー会社では高級車での送迎対応は一定の収益見込みがない限り対応困難であり、お客様の期待する送迎サービスを提供する術がない。 ・ホテルが所有する高級車では無料送迎で、かつ限定的な場所への送迎のみが許容されている。 ・ホテル自身が新規に旅客自動車運送事業を始めるには、車両を5台以上を所有する必要があるなど、行いたい事業規模にそぐわない要件がある。 ・そもそもホテルが立地する地域では新規の一般乗用旅客自動車運送事業登録は受け付けられていない。 ・ラグジュアリーな送迎サービスとして、高級車を使って、有料で、任意の場所まで送迎できるようなサービスを行いたい、現実に地域はタクシー会社に収益を無視した業務提携を受けてもわからないを得ない。 ・海外のリッチなお客様が期待するサービスと既存のタクシー会社によるサービスでは期待値が異なるし、言語対応もできない。 ・提案が実現した場合、海外のリッチなお客様の集客増加が見込め、地域の国際的な知名度・人気向上につながる。 ・新しいサービスによる旅行需要の向上などで地域・産業の活性化が見込める。 ・地域のタクシー会社のサービスでは実現できないサービスを行うため、既存タクシー会社とは競合しない。	民間企業	国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付(国土交通省72号))において、最低車両数等の審査基準が定められており、新たに許可等を行う場合は当該処理方針に適合する必要があります。 また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年6月26日法律第64号)第14条の2に基づき、供給過剰となっている一部の地域では新規許可が禁止されています。	〇一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーを除く。)の申請に対する処理方針(平成13年8月29日付(国土交通省72号)) ○特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適性化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)	現行制度で対応可	一般乗用旅客自動車運送事業については、運転者の労働条件の悪化やサービスの質の低下を解消するための新規参入・増車に関する規制や、輸送の安全確保を目的として、運行管理や整備管理を的確に実施できる体制を維持する上で十分な事業規模を確保するための最低車両台数等の基準を設けているところである。 他方、当該事業には、タクシー以外に、高級車による送迎や外国語対応が可能なハイヤー(タクシーと異なり流し営業はできない)も存在しています。規制改革事項の明確化も必要となりますが、御提案にあるようなサービスについては、既存のハイヤーをホテルの送迎に御活用頂くことで対応可能となる場合もあると考えております。	
1442	令和3年7月20日	令和3年8月18日	車検の検査までの期間の延長	現在、2年ごとの車検が通常になっていますが、現在の車は昔と比べて故障が少なくなっており、車、バイクとも、車検までの期間を、4年へ延長を検討してください。	現在の車は色々な規制によって、もともと壊れにくい構造になっており、2年で壊れるようなものではなくてきています。 消耗品の点検などは、タイヤやターニングベルト、ブレーキパッドなど、定期的に行う方が良いものもあるが、壊れにくいものが多いものがあるので、4年に延長し、中間に消耗品をのみ2年での中間チェック(税金は取らない)だけを行うようにすればいい。	個人	国土交通省	番号457の回答をご参照ください				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1443	令和3年7月20日	令和5年4月14日	免許更新講習のオンライン化	免許試験場での免許更新講習のオンライン化	感染防止の観点から免許更新講習をオンライン化してほしい。免許試験場は、建物が古く換気設備も貧弱で、教室も狭いため、3密の温床になっていて、更新に行くのが恐怖である。目の検査も掛かりつけ医での検査証明書等で、代替するなど、で対応してほしい。国で教習所での運転免許の学科教習のオンライン化を検討していることなので、こちらのオンライン化も何卒検討願いたい。	個人	警察庁	現行の運転免許証の更新手続では、講習や視力・聴力・運動能力の適性検査を受けていただいた上で、運転免許証を交付する必要があるため、運転免許センター等にお越しいただいています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第101条第1項、第5項及び第6項、第101条の3 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第29条	<講習のオンライン化について> 対応 <その他の手続について> 対応不可	運転免許証の更新時における講習のオンライン化について、警察庁では、優良運転者一般運転者の更新時講習のオンライン化に向けた取組を進めています。 運転免許証の更新に係るその他の手続の実施方法については、本人確認や適性検査の確実な実施という観点から、慎重な検討を要するものと考えています。 また、運転免許証の更新手続においては、多数の申請者の手続を短時間で行う必要があるところ、適性検査を医師の診断書で代替可能な場合、医師が作成した真正な診断書であることを確認するために一定の時間が必要となり、かえって窓口での円滑な業務に支障を及ぼすおそれがあることから、ご提案の事項については慎重な検討を要するものと考えています。		
1444	令和3年7月20日	令和3年11月4日	運転免許証の海外対応と国際免許証の廃止	現在海外で自動車運転する場合、国際免許証の取得が必要ですが、この国際免許証は運転免許証の英訳に他ならず、1年に一回の更新も現在の免許更新制度と同期しておらず、利用者へ負担となっています。そこで運転免許証に英訳表記(パスポートと同じ)を加える事で、海外でレンタカーやタクシーを借り、海外でレンタカーやタクシーも確認できるようにすれば、国際免許証は必要ないと考えます	【背景】この国際免許証制度は「1949年9月19日の道路交通に関する条約」という国際条約に基づいた法律に準拠しているようですが、実に70年前に制定された法律であり、現在のように海外渡航が一般的となった世の中では、見直しの必要があると考えます私はアメリカ在住ですが、CAの運転免許は欧州等非英語圏の国に行っても通用します。日本のように英字表記がないために海外で通用しないというのは、限られた国だけです <a href="https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/foreignIDP.pdf">https://www.npa.go.jp/policies/application/license_renewal/pdf/foreignIDP.pdf</a> 【想定される経済効果】この提案が実現した場合、まず免許証よりも大きくかさばる紙の国際免許証を発行する必要がなくなり、利用者及び発行者にとっても、申請、材料、人的コストなど発行にかかるコストを減らす事ができます。現在、東京都では2,350円の費用負担が求められますが、どのような費用内訳なのか不透明ですし、利用者にとって不要な時間、労力、コストを強いています <a href="https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kenkyo/kenkyo/kokugai/kokugai01.html">https://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kenkyo/kenkyo/kokugai/kokugai01.html</a> また1年に一回の更新も海外によく行く利用者にとっては大きな負担であり、単純に免許証の有効期限に合わせる事によって、利用者の負担軽減ならびに東京都公安委員会等地方自治体の管理コストも軽くなるはず	個人	警察庁	番号236の回答をご参照ください。					
1445	令和3年7月20日	令和3年8月18日	短時間勤務の措置を小学校就学までに変更し希望者へ義務化	育児、介護休業法における短時間勤務等の措置に関して、現在は3歳に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務の措置を義務付けられているが、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者については努力義務であるため、多くの親は子が3歳になったらフルタイムで働くことになる。育児の延長時間を伸ばす必要があるが19時まで預けられる保育園は少なく、卒を待つ親は長時間預けられる保育園への希望が集中する為、待機児童増加に繋がる。待機児童削減には、ただ保育園を増やせばいいのではなく、時間の延長を義務付けるか、親が希望した場合、短時間勤務の延長を小学校就学の始期までと義務づけて欲しい。	義務化されれば、子供がいなくても働きやすい環境が整うので子育てしながら働く女性が増加し、働き方改革、待機児童対策、少子化対策につながると思うので、保育園を増やすことに財源を増やすのではなく、制度を変更して、お金をかけずに出来る対策を考案して欲しいと思うから	個人	厚生労働省	事業主は3歳未満の子を養育する労働者で、育児休業をしていないものについて、育児のための所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。 また、その3歳から小学校の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児のための短時間勤務等の措置を講じるように努めなければならない	育児・介護休業法第23条、第24条	対応不可	育児のための短時間勤務の措置は、子がある程度心身が発達する3歳に達するまでの時期はこの養育に特に手間がかかることから、この時期について短時間勤務の措置義務の対象としたものです。 育児・介護休業法では、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、短時間勤務等の措置を講じることを努力義務として定めるほか、労働者からの請求があった場合に時間外労働や深夜業の制限をすることができることとしており、これらの制度を通じて仕事と育児の両立を支援しております。 (なお、短時間勤務制度の対象となる子の年齢の引き上げに関しては、事業の負担や制度利用が女性に偏っている現状も考慮し、慎重な検討が必要と考えております。)		
1446	令和3年7月20日	令和5年4月26日	マイナンバーカード引き取り	マイナンバーカードはWeb申請できるが、引き取りは役場窓口平日の短時間のみ。一分土曜日。しかも予約制で渋谷区では2週間先まで予約が取れない。そんなシステムに税金かけて、引き取りだけなのに事前予約すべきなのに、書留郵便なども導入し、利便性あげるべき。 24時間web申請させるならもっと24時間受け取り化くらいしないと意味がない。	マイナンバーを普及させて利便性あげるなら、もっと基本的な部分を見直すべき。それができればもっと申請数増えるだろうし、役場の業務も軽減されるはず。	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1447	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ハローワークの紹介状について	民間企業の人事の管理職をしております。弊社でもテレワークが推奨される中において、ハローワーク求人に関連する業務について、頭を悩ませております。紹介状は原本でのやり取りのため、原則として郵送の受付をしなければならず、結果はFAXで返信しなければならず、出社しての作業が求められております。また、1日、2日の出社でまとめて対応…となると、応募者を持たせることになり、問い合わせの電話対応が増えるなど、たいへん非効率です。オンライン化した方が求職者も企業も便利だと思いますし、テレワークを推奨する時世において、出社せざるを得ないフローを行政が求める状況の解消をご検討いただきたく存じます。	全てオンライン化することで、応募者の手間と費用(履歴書の印刷代、写真代、郵送料)の軽減になり、1日でも早く仕事を見つきたい人には応募のスピードも見込めます。募集団体・企業は業務効率化や郵便事故や社内紛失のリスク軽減、コスト削減になります。ハローワーク側の事務処理のデジタル化による処理スピード向上、FAXの誤送信や報告の行き違いの防止になります。紙を渡すやり取りが必要のない運用が増えがちです。ハローワークご担当者との「送った」「届いてない」無駄なやり取りや、企業にとっては履歴書の返却作業も手間と労力がかかっています。返却を予めお断りしていてもご理解頂けず、問い合わせのやり取りや、その後の対応などは無駄かつストレスでしかありません。企業はeメールや企業が使用するフォームからの応募の際に、ハローワーク名と紹介状番号を入力して応募するように応募者に要請して応募受付。ハローワーク側は専用フォームを設けて、企業が紹介番号と応募者氏名、選考結果とその理由の回答を受付。」これだけのことが何故できないのでしょうか？	個人	厚生労働省	なし	対応	制度の現状欄に記載の取組に加え、令和3年9月に、ハローワークインターネットサービスにおいて求職申込み、応募、職業紹介(紹介状の交付に加えて応募書類の送付含む)の実施がオンラインで可能となる予定です。		
1448	令和3年7月20日	令和3年9月10日	訪問介護事業者における介護保険と障害福祉の事業申請・運営・変更の書類の簡素化・共通化について	訪問介護事業者は、介護保険法と障害福祉サービス(居宅介護・重度訪問・行動援護等)を介護資格を持つスタッフが、高齢者と障害者(児)に並列してサービス提供できる制度になっている。しかし、その都道府県への設立申請は介護保険法と障害福祉サービスでは別々の郵着に同様のものをする必要がある。さらに、運営上の風保運営へのレセプトや処遇改善加算の申請などは、同じような書類の作成がすべて2重となっており、小規模が多い訪問介護事業者には負担である。このあたりの縦割り行政を克服していただきたい。少くとも書類の共通統一化(設立と運営・変更の両方)または、どちらか一つのみ書類で2種の運営ができるようお願いしたい。	人は誰でも、運悪く、障害者にもなれば、年を取り要介護者ともなりうるが、医療・介護・障害福祉の3つの制度をうまく利用できず基本的な人権も満たされないかもしれない。具体的な例としては、90%以上が申請している「処遇改善加算」の申請は、ほぼ同じ内容の書類を毎年、県の介護保険課と障害福祉課に提出する。さらに、ヘルパーの勤務実績を、介護保険と障害福祉で何時間づつ聞いたかを出勤簿につけさせ、それぞれの賃金を計算しないと年度末に出す「実績報告書」の作成が別々に出ない。また、「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」も介護保険と障害福祉で、それぞれどこのようにつけるか明確でない。今年10月には、厚生労働省から市役所経由で、介護保険のみに特化した新たな全国統一版の「前述の一覧表」が送られてきたが、障害福祉は含めることはできない。まさに縦割り行政である。(厚生労働省 老健局 介護保険計画課 総務課 免番 subject 介護保険最新情報vol.876の送付について、9/30)上記に限らず、縦割り行政の一部の共通部分を共有化・統一化した書類にすることで、介護・障害福祉事業者の事務負担を軽減でき、利用者へのサービス時間とサービス向上に充てられる。こうした書類作成が嫌で辞める職員を減らすことが出来る。また、これらの介護保険や障害福祉の制度自体があまりに細分化・複雑化しているので、県や市レベルの行政の担当者の意見や判断もかなりばらつきが多く意味なこともある。簡素化により、行政側のコスト削減と質の向上が見込める。	民間企業	厚生労働省	・介護保険サービス又は障害福祉サービスのいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプ等サービス、ショートステイ)の指定を受けている事業者が、もう一方の制度における居宅サービスの指定を受ける場合にあつては、一方の指定申請の際に提出した事項について、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしています。 「省略できる書類の詳細については、以下Q&Aをご覧ください。」「介護保険最新情報vol.952」「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.3)(令和3年9月28日)」問123」 「平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A(Vol.1)(平成30年3月30日)問2」	介護保険法施行規則第114条第4項、第119条第4項、第121条第5項 障害者総合支援法施行規則第34条の7第5項等	現行制度下で対応可能	今後につきましても、引き続き現場の文書負担軽減について努めてまいります。	△



規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1451	令和3年7月20日	令和5年4月14日	住民票の写しの記載事項の省略について	住民票の写しの記載事項について、従前の住所の記載省略が認められていない。 各種手続きにおいて、住民票の写しの提出が求められた際、従前の住所に関する情報が必要とされる場合は稀であるにもかかわらず、省略できない事項とされている。 記載事項証明書で対応できるもの、認知度が不十分であることから、相手方からは住民票の写しの提出を求められることが一般的であり、求める側としても、記載事項証明書という相手方への説明が煩雑になるため、住民票の写しの提出を求めているケースが多いものと思慮する。個人情報に対する意識の高まりにより、必要以上の情報は渡したくないという人は多く、インターネット上の質問サイトでも、『前住所の記載のない住民票の写しが欲しい』という声がよく見られる。	個人	総務省	住民票に記載された事項のうち、請求する者の請求目的において必要とされるのみを証明する手段として、提案理由にご記載いただいている住民票記載事項証明書の制度を取っております。	住民基本台帳法第12条	現行制度下で対応可能	各種手続きにおいて、住民票の写しの提出を求めるとか、また、住民票記載事項証明書の提出で代替が可能については、当該手続の実施主体において判断されるものであると考えております。		
1452	令和3年7月20日	令和5年4月14日	キックボードなどの規制(原付やミニカーなどの)	曖昧な中華製品が横行し、完全にアウトのものも多々徘徊している。 規制主が都道府県や市区町村、都道府県警だったりと知識に乏しく、かつ国土交通省は規制には無作為。内閣府でしっかり統率して欲しい。	玩具なのか公道走行可(原付やミニカー)なのか 曖昧な商品が 法規制に対するグレー若しくはブラックな表現で売られている。 電動アシスト付き自転車も同様。(完全電動が紛れている) 各都道府県の警察署においても規制があいまいで一般の人間には全くわからず理解せずに法を犯している場合もある。 そもそも自転車・原付の存在が時代錯誤な法律で管理されていることもあり、そのあたり一掃してほしい。	個人	警察庁 消費者庁 国土交通省	【警察庁】 電動キックボードを始めとする低速・小型の電動モビリティ(いわゆる電動キックボード等、以下対応の取組範囲において、「電動キックボード等」といいます。)、その定格出力等に応じて、道路交通法(昭和35年法律第105号、以下本欄及び対応の取組範囲において、「法」といいます。)上の自動車又は原動機付自転車に該当します。 また、アシスト比率等が、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号、以下本欄において、「府令」といいます。))第1条の3で定める基準を満たす原動機を用いる自転車は、電動補助機付自転車(以下対応の取組範囲において、「電動アシスト自転車」といいます。))に該当し、自転車の交通方法に従うこととされています。なお、アシスト比率が府令で定める基準に該当しないものは、その定格出力等に応じて、法上の自動車又は原動機付自転車に該当します。 【消費者庁】 不当景品類及び不当表示防止法(以下「景品表示法」という。))においては、一般消費者に商品・サービスの品質等の内容について、実際のもの等より著しく優良であると誤認される表示を禁止しています。 【国土交通省】 原動機を有する車両について、道路運送車両法では、寸法や出力に応じて自動車又は原動機付自転車に区分し、それに応じて適切に規制を行っております。	【警察庁】 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第9号、第10号及び第11号の2 【警察庁】 現行法制下で対応可能 【消費者庁】 景品表示法第5条第1号 【国土交通省】 道路運送車両法第2条、第3条等	【警察庁】 「多様な交通主体の交通ルール等の在り方に関する有識者検討会」における議論等を踏まえ、道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第92号)の規定により、電動キックボード等のうち、一定の大きさや構造の基準を満たす車両について、原動機付自転車の一類型として「特定小型原動機付自転車」と定義することとされ、運転免許を不要とし、自転車道の通行を可能とするなど、自転車に類する交通ルールが適用されることとなりました(令和5年7月1日施行予定)。特定小型原動機付自転車については、関係省庁や事業者からなる「パーソナルモビリティ安全利用有識者協議会」において、保安基準に適合した車体の販売等について検討し、「特定小型原動機付自転車の安全な利用を促進するための関係事業者ガイドライン」を決定しました。 電動キックボード等や電動アシスト自転車について、引き続き、関係省庁や事業者と連携し、道路運送車両法上の保安基準を満たさないものについて規制や取締りを行ってまいります。 【消費者庁】 原付やミニカー等について、例えば、公道走行可と表示して販売しているにもかかわらず、実際には公道を走行するための基準を満たしておらず、一般消費者に著しく優良であると誤認させるような場合は、景品表示法第5条第1号に違反するものとして、行政処分等がなされる可能性があります。 【国土交通省】 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の一部施行に伴い、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義されることを踏まえ、特定小型原動機付自転車に関する保安基準を整備しました。本基準に基づき、関係省庁や事業者と連携し、不適合品の排除に取り組んでまいります。		
1453	令和2年11月16日	令和3年7月20日	薬剤師本人によるインフルエンザ等ワクチンの自己注射	現在薬品の専門家である薬剤師であっても、インフルエンザ予防ワクチンの接種のために病院へいかねばならない。諸外国では、薬剤師がインフルエンザ予防ワクチンを一般市民に接種しているところもある。 薬剤師による自己注射を認めるだけでなく、看護師・医師の業務軽減となるほか、薬剤師も自ら接種することにより、病院にいく手間が省け業務軽減につながる。自己注射にあたっては、手技の講習など義務づける。いずれは米国のように一般人へ接種できるようになれば、看護師・医師の冬季の大幅な業務軽減となるほか、手軽に大勢の人にワクチンが接種できる環境の構築が図れる。	医療従事者(医師・薬剤師・看護師)の業務軽減	個人	厚生労働省	医師法上、薬剤師による自己注射について特段規制はありません。なお、医療安全や公衆衛生の確保等のため、予防接種のための注射については、現行のように医師又は医師の指示を受けた看護師等が行っています。		事実確認 事実確認(提案内容について、規制自体が存在しないなど事実確認であるもの)		
1454	令和3年7月20日	令和5年4月26日	マイナンバーカード普及について	私の自治体では、マイナンバーカードで住民票や印鑑証明書がコンビニにて印刷可能ですが、対応していない自治体は窓口に行かないと取れないのは、非常に不便だと思います。普及の為に、もっとこの便利さを活用してほしいのです。	全自治体にて取得可能にする。印鑑も不要なら、問題ないかと思う。高齢者は心配ではありますが、それには何らかの処置(登録電話に電話をするとか)	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1455	令和3年7月20日	令和3年8月18日	海外への信書の送付に関して、郵便の独占の撤廃	信書には、契約書・請求書なども含まれると総務省はガイドラインを出しているが、日本国内から海外へ信書を送る手段として現在の「郵便」による独占を廃止し、民間の配達サービスでも信書を海外に送れるようにする。	ビジネス文章のなかで、契約書や請求書、外国政府への報告書・申請書など、原本を海外に送るなどは業務上想定される必須の行為である。上記のようなビジネス文章は信書と郵便とを区別させることから郵便法の規定により、配達サービスとして郵便しか使用することができない。現在のコロナの環境下では、郵便が海外向けの配達サービスを大幅に縮小・停止しており、業務ができないため大変困っている。民間業者の文書・配達サービスは継続していることが多く、そちらを使用したいが、郵便法の独占規定により、民間業者を使用することができない。その業務が遂行できない状況は、国民の行動を著しく制約している。したがって、海外向けの信書の送付に関して、郵便の独占を廃止し、民間サービスを一刻も早く使用できるようにしてほしい。	ワイズマンプロジェクト合同会社	総務省	郵便法(昭和22年法律第165号)第4条第2項は、「会社(契約により会社から郵便の業務の一部の委託を受けた者を含む。)以外の者は、何人も、他人の信書(特定の受取人に対し、差出人の意思を表示し、又は事実を通知する文書をいう。以下同じ。)の送達を業としてはならない。」と規定しておりますが、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第3条により、同条各号の送達については、郵便法第4条第2項の規定は適用されません。したがって、海外向けの信書の送達について、日本郵便以外の民間事業者も、民間事業者による信書の送達に関する法律第6条又は第29条の規定に基づき、総務大臣の許可を受け行うことができます。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により、各国における国際郵便物の受入停止や日本を発着する航空便の減便などにより十分な輸送力が確保できないことから、日本郵便株式会社において、一部の国・地域あて国際郵便について、その引受けを一時停止しております。日本郵便に対しては、国際郵便サービスをめぐる状況について報告を求めています。総務省として国際郵便ができる限り提供されるよう努めています。	民間事業者による信書の送達に関する法律第6条又は第29条	現行制度下で対応可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1456	令和3年7月20日	令和5年4月26日	海外居住時のマイナンバーカードの取扱いについて	海外転勤の場合に、マイナンバーカードを居住地の市町村に返納しなければならないという扱いを変えていただきたい	海外転勤する機会が多い仕事に就いております。以前、海外転勤した際、マイナンバーカードを一旦返却し失効させるよう求められました。そして、帰国し、ふたたび国内勤務となった際には、手数料1000円余りを支払ってマイナンバーカードを再発行してもらった必要があります。住民票と紐付けて発行されているカードなので、住民票がなくなれば失効させるのは当然ということなのですが、海外に転勤しても、日本国籍を喪失するわけでも、住民票がなくなるわけでもないのです。例えば、海外での居住地を管轄する大使館の取扱いにするなどして、マイナンバーカードを海外転勤の度に失効させるという仕組みを改めていただけないでしょうか。マイナンバーカードの普及を国民に求めているわりには、あまりにも不便な仕組みだと思います。	個人	総務省	国外転出によるマイナンバーカードの継続利用については、令和6年度以降に開始することとなります。これに合わせて、国外転出者が一時帰国することなく、カードの受け取りを希望する在外公館において、必要な本人確認等を経て、カードの交付等を受けられる仕組みを設けることを考えております。	改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第17条第8項	対応	制度の現状のとおりです。	
1457	令和3年7月20日	令和3年8月18日	車の車検を3年周期にしたらどうか	日本車は優秀なので、10年間は3年車検を実施したらどうか、10年超えたら2年車検にすれば、車の費用も抑えられ、車を買う人も増えると思われる	日本車は優秀なので、10年間は3年車検で実施したらどうか、10年超えたら2年車検にすれば、車の費用も抑えられ、車を買う人も増えると思われる。購入車が増えれば、国の経済もよくなると思う	個人	国土交通省	番号98の回答をご参照ください				
1458	令和3年7月20日	令和5年4月14日	マイナンバーカードの電子証明書の有効期限更新をオンライン化	マイナンバーカードは必ず誰もが5年に1回、電子証明書の有効期限を更新する必要がありますが、わざわざ市役所などに行き窓口にて更新手続きをしなければならないと思われ、それを自宅などでインターネットでできるようにするというのが、理想的です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■理由 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所や役場へわざわざ行かなければならず非常に面倒。</li> <li>・平日にしか手続きができない。</li> <li>・未成年者の場合は親権者も同行しなければならない。</li> <li>・定が不自由な人や自家用車がない人は交通費がかかる。</li> <li>・代理人による手続きは可能だが、署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書、照会書兼回答書を持参し、その照会書に暗証番号を記載し、更に照会書の回答書欄・委任状欄を濡れない記入し、専用の封筒に封緘した状態で窓口を持って行かねばならず、かなり面倒。</li> <li>・役所側も窓口対応の人員を割かなければならない、時間もかかる。他の重要な職務に専念できない懸念がある。</li> <li>・役所で行われる手続きは、パスワードの確認と本人確認くらいであり、オンラインでも対応できると推測される。</li> <li>・マイナカード所持者は例外なく、5年に1回はこの手続きをしなければならない。</li> </ul> </li> <li>■効果 <ul style="list-style-type: none"> <li>・役所に行かなくても手続きができ、便利。</li> <li>・平日も手続きが可能。</li> <li>・未成年者の場合、親権者の同行が不要になるので親権者の負担が軽減される。</li> <li>・高齢者や障害者、代理人への負担の軽減。</li> <li>・市役所役場の職員の窓口業務削減に伴う負担軽減効果。</li> </ul> </li> </ul>	個人	総務省	番号292の回答をご参照ください。				
1459	令和3年7月20日	令和3年8月18日	特定技能外国人受入れ制度について	特定技能外国人を受け入れ雇用する際、受入会社は、各分野の協議会に入会し、特定技能外国人についても入会することが義務付けられています。費用も高額であり、天下りや役人、その他既得権益のための制度になっているものと思われる。人手不足を解消するための特定技能外国人制度であれば、出入国管理局への申請ひとつで完結すべきであります。	特定技能外国人の採用により、各協議会への入会が必要となつていますが、受入会社に対する費用も高額であり、外国人を人手不足のために採用し、日本人と同等の給与を支払い、協議会の費用、特定技能外国人の費用を負担するのであれば、日本人を採用する以上の固定費が必要になります。本来経費削減が命題、その協議会への入会をなくするのでも良い。費用削減は命題、その協議会への入会をなくして、人手不足の解消をする。何が目的なのかを強調して、運用していただきたい。	民間企業	法務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省	特定技能制度における分野別の協議会は、構成員の連携の緊密化を図り、各地域の事業者が必要な特定技能外国人を受け入れられるよう、制度や情報の周知、法令遵守の啓発等を行う機能を有するものとして、各分野所管省庁が設置しているものです。なお、特定産業分野のいずれの協議会においても入会費等の各自で受入機関から費用を徴収しておりません。	(分野別協議会の廃止) 対応不可 (分野別協議会による費用徴収) 事実確認	特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について(平成30年12月25日閣議決定)	特定技能制度における分野別の協議会については、制度の現状欄に記載したような意義を有することから、協議会自体を廃止等することは困難です。政府としては引き続き、協議会の活用も含め、制度の適切な運用について努めてまいります。なお、分野別協議会による費用徴収については、制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1460	令和3年7月20日	令和3年8月18日	障害者手帳の簡素化・デジタル化・アプリ化	障害者手帳をICデジタル化を含め、カードサイズに変更する。もしくはマイナンバーカードの障害者版を配布する。	私は障害者です。障害者手帳(という一枚の紙)の運用時のサイズは、一般的なクレジットカードサイズよりやや大きく、財布やバスケースでの保管が難しい。バスや電車や劇場のチケット購入時・乗降車時など障害者割引を受ける際・身分証明の際、周囲も混雑し手が塞がれているときに提示するなど、障害の状況によっては、「障害者＝めんどうくさいやつ」というイメージを広げてしまっているのではないかと、周りに障害者だとバレるのではないかと、などのプレッシャーも感じる人も多くいます。理想を言えば、Suicaや定期券、その他ICカード利用のカードなどに最初から障害者として利用できる仕組みがあればよいが、せめてカードサイズを変えるだけでもだいぶスムーズに平時の活動を行えるのではないかと。今の四つ折りの紙とハンコ、という偽造し放題とも思える紙を廃止するだけでも、いくらかのコスト削減、セキュリティ対策にもなる。また、この紙を発行・更新するだけに、更新手続きでの検査診断書の費用が発生するのも、無駄な消費に感じます。障害者であるという随時の証明、手帳による物理的な縛りは、小さくても総活躍へのハードルであると感じています。少しでも簡素で利便性の高い形状に変えていただきたいと思っています。ご検討いただければ幸いです。	個人	総務省 厚生労働省	番号112の回答をご参照ください				
1461	令和3年7月20日	令和3年8月18日	【デジタル化推進】資金の口座振込等への労働者の同意のペーパーレス化	平10.9.10基発530号に関して、資金の口座振込等への労働者の同意を必要としないよう改正する。又は電磁的方法による申出又は同意が可能となるよう改正する。	現在、弊社では資金支払用の銀行口座登録に際し、職員が用紙に口座情報等を記入の上、押印して窓口まで提出する形で申請受付を行っております。この方法について、業務効率化及びなりすまし防止の観点から改善すべく、マイクrontソフト社のアプリケーションを組み合わせ、オンラインフォームへの入力による申請とメールによる承認が可能なフローを開発し、実験環境を構築しました。ところが、資金の支払方法に関しては労働基準局長名の当該通達により、「口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。」「(2)指定する金融機関店名並びに預金又は貯金の種類及び口座番号(以下略)」とあるため、このフローの導入は通達に抵触するのではないかと懸念しております。そこで、資金の支払に関しては口座振込が一般に浸透していること、各種申請のペーパーレス化により環境保全やテレワークの推進が期待できること等を鑑み、当該通達の改正をご提案させていただきます。	個人	厚生労働省	資金の口座振込等については、労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第7条の2において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、資金の支払について、当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込みなどによることができることとされています。また、ご指摘の通達において、「口座振込み等は、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、その書面には次に掲げる事項を記載すること。」とし、口座振込み等を実施する使用者者に対しては、通達に基づき指導することとしています。	労働基準法(昭和22年4月1日法律第49号)第24条 労働基準法施行規則(昭和22年8月30日厚生省令第23号)第7条の2	検討を予定	通達を改正し、口座振込等における労働者の申出又は同意の方法は、書面に限定しないこととする方向で検討してまいります。	
1462	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法人設立の際の届け出書類の件(税務署・社会保険事務所)	私は税理士ですが、お客様が法人を設立した際、税務署、市、県、社会保険事務所が法人の定款・登記簿謄本を各自がとるように改善してほしいと考えています。	現在は、法人を設立した際、税務署、市、県、社会保険事務所に法人の設立届等を提出しますが、その際必ず定款・登記簿謄本の提出を求められます。(社会保険事務所に至っては、原本の提出を求められます。)せっかく法人番号なるものを作ったのだから、法人の設立後の登記簿謄本・定款等は、各事業所がとることができるようになるはずですが。すべて、国が統括しているところなのだから。法人番号ができる前の法人ならばまだしも新規で設立した法人ならば、このような書類の提出は省かれるべきであると考えられます。会社の社長、税務署、市、県、社会保険事務所すべてにとって業務が短縮できるはずですが。これができないとすれば、国の業務の怠慢であり、法人番号自体が無駄である証拠であると考えます。	税理士事務所	内閣官房 内閣府 法務省 財務省	法務局における法人設立登記及び税務署における法人の設立届出書はそれぞれ提出する必要があります。なお、平成29年度税制改正により、平成29年4月1日以後に税務署に提出する法人の設立届出書等について、登記事項証明書の添付が不要とされています。	会社法第911条 法人税法第148条 法人税法施行規則第63条	対応	起業時の手続については、設立登記後の手続については、2020年1月から、「法人設立ワンストップサービス」により、オンライン・ワンストップで行うことが可能となっているところですが、2021年2月から、定款認証と設立登記申請を含めた法人設立に係る行政機関への全手続をオンライン・ワンストップで行うことができるようになりました。本サービス開始により、マイナンバーから法人設立に関連する各手続で共通する申請項目は一度の入力で反映されるようになり、各機関への提出も本サービスによって行うことができるようになりました。	
1463	令和3年7月20日	令和3年4月14日	マイナンバーカードの「電子証明書」更新手続きのデジタル化	1. マイナンバーカード(以降、カード)の「電子証明書」の更新手続きをPC、スマホで申請できるように改善して欲しい。 2. マイナンバーカードと同様にカードを読み込ませるなどして申請できるようにして効率化して欲しい。	1. 現在、カード自体の更新はPC、スマホで申請できるのに「電子証明書」の更新は紙の申請書(押印あり)で市区町村窓口において行うことになっており非効率。仕事を休んで役所に出向く必要があり、とても不便。 2. PC、スマホで申請・更新が完結すればカード普及が大きく進むと思われる。 3. 役人はすぐ「暗証番号書き込み」の「セキュリティ」を言い出すと思うが、役所窓口で担当者へ暗証番号を書き込んで貰う方が却ってセキュリティ上の不安がある。 4. なぜ他人に暗証番号を見せる必要があるのか全く納得できない。デジタル化を進めてカードを持ちやすく、使いやすく便利にして欲しい。 5. 役所窓口での紙の申請が無くなれば、大量の厚い通知書送付も不要になるし、窓口対応が無くなり役所・申請者共、手間が省け大きなコスト削減になる。	個人	総務省	番号292の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	
1464	令和3年7月20日	令和3年8月18日	法人番号と会社法人等番号の統一の件	<p>現在、法務局管轄の会社法人等番号と国税庁管轄の法人番号は、1桁のみ異なる他の12桁が共通していることから、統一することにより、官民共に法人特定作業の検索性向上を図ることを提案致します。</p> <p>この場合、会社法人等番号は法律で算定方法が決まっているため、法人番号を会社法人等番号に合わせる事が妥当と思料致します。</p>	<p>官民において、特定の企業を特定するという作業は日常一般的に行われております。国税庁における監査、特許庁による知的財産権の登録、そして法務省による登記設定や、民間における取引先調査等の際、材料の1つとなるのが企業のオンラインワンとなる番号です。</p> <p>しかし、この番号に該当するものとして、会社法人等番号と法人番号があるところ、両者はほぼ同じ数字を用いており、国税庁が自己の利便性のみを理由に法人番号というものを設定しております。</p> <p>国税監査自体の必要性は無論周知の事実ですが、そのために、あえて1桁付け足して管理し、それを民間にも別途管理させるといふ方法には合理性に疑問あります。</p> <p>法律で決まっている、法人を特定するための番号が既にあるにも関わらず、なぜ同様の目的のために別の番号を設定するのでしょか。統一して何が問題なのでしょうが、また、世間一般にはこのような番号に触れることのない人も思われますが、だからこそ、そのような人にも分かりやすい名称にとどめるべきです。両者の名称も類似しており、混乱を生じる人が同じ相当数いることから、このような混乱を回避し、市民に分かりやすい公的情報の確立を達成すべきと思料致します。</p>	個人	法務省 財務省	<p>法人番号は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。))に基づき、①国の機関、②地方公共団体、③設立登記法人、④①～③以外で一定の要件を満たす法人又は団体に対し指定され、名称及び所在地とともに、公表されます。</p> <p>また、法人番号の構成については、政省令に定められています。</p> <p>法人番号には、番号法の基本理念である、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤としての役割と新たな価値の創出の目的があることから、マイナンバー(個人番号)と異なり利用範囲の制約がなく、官民問わず、どなたでも自由に利用できます。例えば、行政機関における法人番号での情報連携や民間企業での取引先情報管理などに利用されています。</p> <p>他方、会社法人等番号は、特定の会社、外国会社、その他の商人を識別するための番号であり、登記簿に記載されているものです。</p> <p>会社法人等番号は、登記情報の検索や登記情報の参照及び登記申請手続の場面等において、利用者の利便性向上に寄与しています。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令</p> <p>法人番号の指定等に関する省令</p> <p>商業登記法</p>	事実確認	<p>法人番号と会社法人等番号については、制度の現状に記載のとおり、利用目的が異なる番号です。</p> <p>法人番号は、社会的インフラとして官民問わず幅広い分野での利活用が期待されており、法人番号の利活用が進むことで、行政の効率化、企業の事務負担軽減につながります。</p> <p>引き続き、法人番号が多くの方々に認知・利活用いただけるよう周知・広報に努めてまいります。</p>
1465	令和3年7月20日	令和3年12月2日	市町村毎の就労証明書	<p>一般企業の人事担当者です。各市町村により提供される就労証明書のテンプレートを全国統一にできないでしょうか？社員が子供を保育園に入れるにあたり、就労証明書の作成を依頼してきます。各市町村により、フォーマットが違い、一つ一つ書きで対応しているのが実情です。女性が多くなる会社なので、毎月30通ぐらいの依頼があり、ピークの11・12月には150枚以上依頼がきます。</p>	<p>会社として社員には戦略的な仕事に注力して欲しいと考えています。しかし、現在はこの手書き作業のため多くの時間が使われ、市町村毎の特別な書き方、必要な情報に違い、各市町村にお問い合わせをさせていただいております。</p> <p>賃金中のお母さんが復職するにあたり、手続きがスムーズにいかず負担に感じたり、コロナ禍で在宅を推奨したい中、手書きの手続きをするため一部の社員には毎日出勤を命ずるしなか、河野大臣のお力をいただければと思った次第です。</p>	個人	内閣府 厚生労働省	<p>保育の入所申請の際に同時に行われることの多い保育の必要性認定に際して、認定を受ける理由となる事項を証明する書類を添付することとされています(子ども・子育て支援法施行規則第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号)。</p> <p>また、就労を理由に認定を受ける場合は、一月当たり市町村が定める時間以上労働することを常態とすることが必要です(同第11条第1号、同附則第2条)。</p> <p>法令上で書類の指定等はしておらず、市町村がそれぞれに定めていますが、就労を理由に認定を受ける場合には、証明する書類として就労証明書を求める市区町村が多いことから、就労証明書の様式については、平成29年の標準的様式、令和元年に大都市向け標準的様式を公表し、各市町村に活用を促してきました。令和元年8月末時点、令和2年4月1日入所分からの活用を予定していた自治体を含め、全市区町村の過半数、大都市の約6割が標準的な様式を活用しています。</p>	<p>子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第1項、同第2条第2項第2号、同第11条第2項第2号、同附則第2条</p>	対応	<p>就労証明書の作成手続の負担軽減を図るため、令和2年7月に閣議決定した「規制改革実施計画」において、デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について活用状況等を調査し、更なる普及に向けた取組を推進する旨を示したところです。</p> <p>その活用状況調査の結果を踏まえ、更なる活用の促進に向けて、国がこれまで示してきた様式のうち、保育の必要性の認定のために必要最小限の項目を盛り込んだ「標準的様式」の改定版を「標準的様式(簡易版)」として、また、利用調整のための「標準的様式」よりも多くの項目を求める「大都市向け標準的様式」の改定版を「標準的様式(詳細版)」として、令和3年7月にお示ししました。これらの様式について、できる限り令和4年4月入所分から活用していただくよう働きかけています。</p> <p>また、企業等において就労証明書を電子的に作成できるようにするため、市区町村が定めた様式を原則としてホームページ等において電子媒体等で配布すること、電子申請環境の整備を進めることについても、併せて、市区町村に対して促しております。</p>
1466	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税	<p>ふるさと納税のオンライン化を進めてください。</p> <p>現在オンラインで申請できる自治体もありますが、最後にオンラインで申請したことを記載して認印を押して返送しなければいけません。ふるさと納税が行政主導か自治体主導か把握してませんが、ぜひ自治体の不必要なハンコもどんどん見直ししていくよう呼びかけをお願いします。</p>	<p>ふるさと納税がもっと手軽に色んな人に使ってもらうため。返送の費用時間人件費印刷代。どれをとってもまさに無駄の一言。オンライン化することで、利用する人も手間が省けます。地方自治体も手間が省けます。</p> <p>最後にもう一度言いますが、オンラインで申請できてもハンコ押しで返送するのでは、オンライン化の意味は全くありません</p>	個人	総務省	<p>ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。</p> <p>また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出書の押印を廃止するよう法令改正が行われています。</p>	<p>地方税法附則第7条第1項及び第4項</p> <p>地方税法附則第7条第4項及び第11項</p> <p>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項</p> <p>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第12条</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第2条</p> <p>地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)</p>	現行制度下で対応可能	<p>マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっていますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。</p> <p>なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。</p>

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1467	令和3年7月20日	令和3年8月18日	処方箋薬局からの郵送を認めてほしい	かかりつけ薬局に処方箋の画像を送り、郵送でお薬を送っていただく、クレジットカード決済ができるようにしてほしい。現在は、介護対象のような薬局に行くことができない方の場合に限られている、薬剤師が訪問し対面などになっており感染症対策ではない。	風邪ではない疾病で薬を処方され、薬局で受け取る際に風邪症状の方との接触が避けられない。オンライン診療ができたのだから、郵送を早急に認めてほしい。病院は感染症対策を丁寧に行っているし、発熱外来も感染対策が配慮されているが、薬局の薬剤師との接触防止は全く配慮されていないので、夜の出入りなど近くにいることになる。薬剤師は手袋をした手で風邪の方とやり取りをした同じ手袋のまま次のオープンなところで会話している。薬剤師の感染も防げない。コロナでない風邪であっても念のため職場に行けなくなったりしてしまう中で、薬局の手渡しを早急に停止してほしい。既得権もあると思うが、コロナの時期のみとすればよいし、オンライン診療が迅速にできたのだから、できないはずがない。	個人	厚生労働省	電話等による服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の制限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け医薬品・医療機器等に関する法律(令和元年法律第83号)の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第52号)が、令和2年9月1日から一定のルールの下に施行されています。	新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の制限的・特例的な取扱いについて(令和2年4月10日付け医薬品・医療機器等に関する法律(令和元年法律第83号)の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第52号)が、令和2年9月1日から一定のルールの下に施行されています。	事実確認	制度の現状欄に記載のとおり、電話等による服薬指導については、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ実施可能となっています。電話等による服薬指導を受けた後、薬局からの配送により自宅等で薬剤を受け取ることが可能です。この際、医療機関等から薬局へ直接FAX等で送付された処方箋を原本とみなして調剤等を行うことができることとあります。	
1468	令和3年7月20日	令和3年8月18日	マイナンバーカードと在留カードの統合	外国人が個人番号カードをさくせきする場合に在留カードを統合させ、一枚とする。	外国人の個人番号カード交付申請も最近増えていますが、在留期限の更新のタイミングで失効するケースが多い、手続きの複雑さも大きな原因の一つ。在留カードと一体化すれば、個別に在留カードと個人番号カードについてそれぞれを市町村で手続きする必要がなくなり、個人番号カードの発行部数も必然的に増加するはず。住所変更についても、二つのカードへの変更記載も一つで済み、在留期限の更新後のカードの受け取りも一度で済む。入国管理局と自治体で別々にしかも在留カードについては両方での手続きが省けることになり、マイナンバーカードの保有率上昇にもつながる。利用者にとっても、仕事などを休んでの手続きを減らすことが可能。	個人	総務省 法務省	・出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交・公用及び短期滞在の在留資格が決定された方等を除く。)に対し、在留カードを交付しています。 ・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。	(在留カードについて) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3 (個人番号カードについて) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条	検討に着手	在留カードとマイナンバーカードの一体化については、2025年度(令和7年度)から交付を開始することができるよう、必要な措置について検討を進めています。	
1469	令和3年7月20日	令和3年8月18日	選択的夫婦別姓	結婚して苗字が変わる時に(主に)女性は大変な手続きの煩わしさがあります。女性の社会参画を促すなら女性を家父長制に縛りつける様なシステムは排除してほしいです。戸籍自体が女性を家に縛りつける社会システムだと思えます。結婚しても少なくとも一人の自立した人間として社会に存在したいです。女性を誰かの所有物の様に扱うシステムは時代錯誤で不愉快です。	選択的夫婦別姓の速やかな導入を求めます。	個人	内閣府 法務省	民法第750条は、「夫婦は、結婚の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したことを受け、法務省は、平成8年及び平成22年この答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。	
1470	令和3年7月20日	令和3年8月18日	個人医療情報データベースの構築	個人の医療機関受診情報、投薬情報、レントゲン等の画像情報がマイナンバーで一元管理できるようにデータベース化していただきたい。ただし精神科入院情報など微妙な内容があるのどこまで受診医療機関に情報開示するかは本人ができるようにする。これにより医師が医療情報の引継ぎに時間を削減でき、医療業務の効率化が図れる。	北海道千歳市で、向陽台病院に高血圧、糖尿病、高コレステロール血症で通院していましたが、病院の都合で月曜日、金曜日の午後が休診になりました。このため通院に支障をきたすようになったので、最寄りのファミリークリニックから向陽台病院に手紙で、カルテを引き継ぐよう依頼が来て、向陽台病院で引き継ぐ用意ができたので、私(患者)に取りに来るようこの電話がありました。郵送して欲しいと申し上げたところ、切手代がかかるとのことでした。病院同士の連絡にどうして患者を使うのか、理解できません。私は皮膚科や整形外科にもかかっているため、それらの医療情報も患者としては必要なのではないかと思います。また、コロナ蔓延のため医師の疲労が高まっていると思うので、是非効率化を図っていただきたい。	個人	厚生労働省	厚生労働省では、オンライン資格確認等システム等を活用し、患者の医療情報を、患者本人の同意を得た上で、全国の医療機関や薬局で確認できる仕組みを推進することとしております。		対応	特定健診情報については、医療機関等で確認出来る仕組みが令和3年7月から稼働しています。今後、レセプトに基づく薬剤情報については同年10月から、レセプトに基づく手術等の情報については来年夏を目途に稼働させることとしています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1471	令和3年7月20日	令和3年8月18日	農地中間管理機構関連農地整備事業を所有者の同意を得ずに行えるようにしてほしい	農地中間管理機構が、中間管理権を取得した農地については、農業者の費用負担と同意を得ることなく土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）を行うことがありとされているが、都本県では、農地改良事業を行う際には、所有者（登記名義人）またはその相続人の同意を得ることが必要とされている。これは所有者の同意を得ずに行えるという制度が、実質的には意味をなさないことから、中間管理権を取得した農地については、本当の意味で同意を得ることなく基盤整備事業が行えるようにしてほしい。	本町においては、基盤整備率が周辺の自治体と比べても低い水準である。また、町は「町の基幹産業は農業」と言っているが耕作は高齢化や収入の向上が見込めないことから、他産業への就職などにより減少し、また中山間地であることから、耕作放棄地が増えている状況である。これを解消するためには、基盤整備の実施により耕作条件の向上による就農者の増加や、他地区からの呼び込みなどが必要であるが、田舎であるゆえか、相続登記が進まず、また所有者が不明である農地が多数あることから基盤整備が進まない状態である。そんな中、農地中間管理機構関連農地整備事業により同意・負担なく事業が行えるという制度があるものの、実質的に同意が必要となるならば、制度としては中途半端ではないかと思う。この事業を、実質的に同意が必要ないようになれば、今まで進まなかった基盤整備が進むことにより、耕作面積の増加、農業生産能力の向上、新規就農者の増加、収入の増加などが考えられることから、制度の見直しを検討いただきたい。	個人	農林水産省	農地中間管理機構関連農地整備事業は農地中間管理機構が借り受けた農地について、一定の事業実施要件の下で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、基盤整備を実施できる事業です。他方で、本事業で行う農地処分については、財産権の変動を伴うため、通常の基盤整備事業と同様に、関係権利者の同意が必要となり、こうした場合に相続未登記農地や所有者不明農地があることで、同意が得られず、基盤整備が進まないということがあります。	土地改良法 民法	対応	熊本県に限らず、基盤整備事業による換地計画では、工事前の土地（従前地）と工事後の土地（換地）に係る種々の権利関係の変更、すなわち財産権の変動を伴うものであるが、その実施に関しては、借入の権利者の同意を得た上で事業を実施することにより、換地計画の決定及び換地処分による登記をスムーズに行うことができるものと考えております。なお、提案理由欄に記載いただいたような所有者不明の土地に対する同意については、令和5年4月までに改正民法が施行されることになっており、施行後は、所有者不明の土地について、利害関係人の申立てにより、裁判所が選任した所有者不明土地管理人の同意を得ること、基盤整備ができるようになるなど、仕組みが変わります。少し先にはなりますが、この新しい仕組みの活用を検討や、必要な事前調整をお願いします。	
1472	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税のワンストップ手続きの押印廃止	ふるさと納税をしましたが、ワンストップ特例申請受付の申請書に、押印して返送しろとの指示がありました。明日からでも、押印不要の通達を出すべきではないでしょうか。環境の担当者も、これだけ世の中、押印廃止と謳われている中、不要なのは認識しているはずですが、途中で方針変更が面倒なので、放置しているのでしょうか。これから、手続きする人、多いはずですので、早急に、廃止をお願いします。	無駄な押印を、隠れて国民に要求している部分のが、解消される	個人	総務省	ワンストップ特例制度の申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含め、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類について、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われております。	地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度下で対応可能	ワンストップ特例制度に係る申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1473	令和3年7月20日	令和3年8月18日	証拠開示のデジタル化	刑事事件の証拠開示において、検察官が、証拠の電子データを格納したメディアを作成し、弁護人へ交付する運用を開始することを求める。 <a href="https://www.shokokai.or.jp/somu/main_kaigisho_hikaku.htm">https://www.shokokai.or.jp/somu/main_kaigisho_hikaku.htm</a>	証拠を入手するための被告人の経済的負担が極めて大きい(数百万かかる例も) 証人への作成のために税金が浪費されている(一部は税金から支払われている) 証拠の入手自体が困難である 被告人側の防御が困難となり、訴訟の進行も遅れる 詳しくは、証拠開示のデジタル化を実現する会のHPを参考にされたい。(https://www.change-discovery.org/) なお提案者である私と、この「証拠開示のデジタル化を実現する会」は無関係です。	個人	法務省	我が国の刑事訴訟法上、弁護人の報酬や謄写の費用など弁護に係る費用については、国選弁護制度の例外を除いては、受益者である被疑者・被告人において負担すべきものとされており、検察官は、弁護人に証拠書類を謄写・閲覧する機会を与えれば足り、弁護人に謄写物を交付する義務を負うものではない(刑事訴訟法第299条、第316条の14)。それを前提とした運用が行われているところであって、直ちにこれを改めることは困難である。なお、規制改革実施計画にない。現在、法務省においては、刑事手続における証拠開示に関し、必要な情報セキュリティ対策を前提に、上記運用の下で、紙媒体の証拠も電磁的記録媒体に謄写することも可能となるよう、謄写環境の整備に向けた取組のための検討を行っている。また、法務省においては、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、捜査・公判に関する書類を電子データにより作成・管理し、オンラインにより発受すること等に関する検討を行っており、検察官から弁護人に開示される証拠の謄写等における情報通信技術の活用もその検討対象としている。	なし	対応不可	我が国の刑事訴訟法上、弁護人の報酬や謄写の費用など弁護に係る費用については、国選弁護制度の例外を除いては、受益者である被疑者・被告人において負担すべきものとされており、それを前提とした運用が行われている。	
1474	令和3年7月20日	令和3年8月18日	商工会と商工会議所について	法律を改正し、商工会と商工会議所が正式に合併出来るようにすべきである。 <a href="https://www.shokokai.or.jp/somu/main_kaigisho_hikaku.htm">https://www.shokokai.or.jp/somu/main_kaigisho_hikaku.htm</a>	平成の大合併を経て、市部であるにも関わらず商工会を有する所が増えた。商工会同士・商工会議所同士の合併は有るが、組織種を超えての合併は出来ない。新市の統合を図る為にも、両種の合併は重要である。	個人	経済産業省	商工会同士及び商工会議所同士の合併については、商工会法及び商工会議所法において合併に係る権利義務の承継が規定されていますが、商工会と商工会議所の合併については、そのような法的措置は取られていません。ただし、商工会議所と商工会の合併についての法律上の規定はありませんが、例えば、市町村合併に伴い、一つの団体が解散し、もう一つの団体が、解散した団体の地区を新たな区域とするための定款変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われている例はあります。	商工会法第44条、52条 商工会議所法第46条、第60条	その他	合併についての法的措置については、日本商工会議所と全国商工会連合会の共同の検討会において、地域の状況の違いにより、両団体に求められる役割等が異なるため、「両団体の合併に係る法整備を行うことについては、慎重であるべき」という内容の報告書がとりまとめられている旨を承知しております。また、同報告書では、両団体において、「相互の支援機能を補完しながら地域経済の向上に資する」、「相互の特長・強みを活かす」事業連携を積極的に推進するとの方針が示されています。そのため、当該報告書で示された方針を尊重し、両団体において、引き続き地域の事情や求められる役割を勘案しながら事業連携等の取組や議論が自主的に進められていくことが重要であると考えています。なお、商工会議所と商工会の合併についての法律上の規定はありませんが、例えば、市町村合併に伴い、一つの団体が解散し、もう一つの団体が、解散した団体の地区を新たな区域とするための定款変更を行うことで、事実上、合併と同様の体制見直しが行われている例はあります。	

## 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1475	令和3年7月20日	令和3年8月18日	遺伝子組換え技術の規制(カルタヘナ法)からの医薬品の除外	「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)の適用対象から、薬事法の対象となる医薬品を除外してほしい。	遺伝子組換え生物等の使用については、生物の多様性へ悪影響が及ぶことを防ぐため、国際的な規制の枠組みが定められており、日本では「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(カルタヘナ法)が施行されています。しかし、電の治療に用いられる遺伝子組換えウイルスについては、薬事法の対象にもなっており、臨床試験の手續と別に、カルタヘナ法に基づく審査・承認も必要になっています。このため、(開発は、4回以上の大臣の承認が必要になり、開発に6-8年の遅れが生じているといえます。カルタヘナ法に医薬品審査を含めている国は、(東京大学医科学研究所・慶応義塾大学)と日本だけであり、野生型のウイルスを保護する意義に乏しいと思います。がん治療用の遺伝子組換えウイルスの開発の遅れは、有効な治療がない種類の癌について、治療用ウイルスによる治療を希望しているがん患者・家族にとっても、大きな障害となっています。諸外国同様、医薬品をカルタヘナ法の対象から除外してください。	個人	厚生労働省 環境省	「生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書」(以下「議定書」という。)では、バイオテクノロジーにより改良された生物であって、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に影響を及ぼす可能性のあるもの利用にあたって十分な水準の保護を確保することとされており、日本を含む173ヶ国がこれに批准しています(2021年7月時点)。議定書では、ヒト用医薬品の利用等についても適用範囲に含まれています。日本の「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(「カルタヘナ法」という。)は、議定書の目的の一つである「保護を確保すること」を目的として、必要な措置を規定しています。カルタヘナ法では、野生動植物の種又は個体群に及ぼす影響のおそれがないか生物多様性影響評価を行うこととしており、御指摘の「野生型のウイルスを保護すること自体を目的としておりません。遺伝子組換えウイルス等を含有する医薬品等をヒトに投与する際は、その使用による生物多様性影響について評価を受け、厚生労働大臣及び環境大臣より承認を受ける必要があります。なお、議定書に批准している欧州では、医薬品等について日本と同様の措置を講じているほか、議定書に批准していない米国においても、医薬品等の製造販売承認までに環境影響評価を受けることが必要です。	生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第4条、第5条	対応不可	議定書においては、遺伝子組換え生物等を含有するヒト用医薬品の利用等がその適用範囲に含まれており、カルタヘナ法は議定書の国内担保法であること、また「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」による医薬品等の規制は、カルタヘナ法の目的とは異なる目的が必要な措置を講じていることから、医薬品等を一併にカルタヘナ法の対象から除外することは困難です。なお、カルタヘナ法に基づく第一種使用規程の申請から承認までの行政側の事務処理期間については6か月を目標としており、令和2年度の実績値は3.9ヶ月(中央値)です。また、今後とも手續の効率化を進めていくこととしています。	
1476	令和3年7月20日	令和5年4月26日	マイナンバーカード受け取りについて	マイナンバーカード受け取りを窓口ではなく、郵送で受け取りを希望	マイナンバーカード登録が、ネットで登録できスムーズになったと思いましたが、受け取りは窓口のみとなり、とても不便を感じています。一番のネックは役所の受付時間が通常の勤務時間と同時間となる事です。その為、郵送を希望します。	個人	総務省	番号274の回答をご参照ください。				
1477	令和3年7月20日	令和3年8月18日	大気汚染防止法・電気事業法報告規則についての届出	大気汚染防止法と電気事業法で規制を受ける内燃発電機は電気事業法報告規則で届出を行うことで、本化されているが諸変更事項の届出、規制範囲について簡略化が必要と思われる	内燃発電設備は重油換算で燃料消費量が毎時60リットル以上となると電気事業法報告規則によって大気汚染防止法に代わる届出を行うが、停電時など稼働時間が著しく少ない非常用発電装置も規制対象となっている。常時発電を行う発電設備については大気汚染の影響もあり届出は理解できるが、著しく稼働時間が少ない非常用については対象から除外すべきである。この届出が足かせとなって大気汚染防止法の導入による非常時の十分な電源確保の確保の見せせなっている。非常時に電源が確保できないことは災害時における社会活動の低下、復旧の長期化を意味し社会的な金銭的、時間的な損失は甚大である。また設置後の諸変更届出は住所表示、地位承継を伴わない社名、事業場名称、代表者(公選の長は除外)の変更について行う必要がある。この中で代表者の変更は情報の利用方法が不明であり削除すべきである。法人であれば担当所で行う法人登録簿の取得で確認できる届出の都度に対応する官庁職員負担を軽減され、その分を他業務へ専念して頂きたい。ユーザー側は面倒な届出が減ることで発電機導入に伴う投資が促進、災害に強い社会の醸成に寄与するものと考えられる。	個人	経済産業省 環境省	○内燃発電設備については、大気汚染防止法において、一定規模以上のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関、ガソリン機関について常用、非常用に関わらずばい煙発生施設に該当します。 ○ご提案の施設は、電気事業法第2条第18号に規定する電気工作物に該当するため、大気汚染防止法第27条の規定により、大気汚染防止法に基づく届出等の規制は適用外とされ、既に重複して手續を行う必要はないように設置者の負担が軽減されています。 ○また、非常用の施設については、大気汚染防止法施行規則の附則において排出基準の適用等が相当の間、猶予されており、それに伴い自主検査の実施の義務も課さないなど配慮がなされています。 ○代表者の氏名については、事業者に対し通知等を行う際に利用しており、その変更があった際の届出についても大気汚染防止法第27条の規定が適用されることにより、電気事業法に基づく届出等を行えば、大気汚染防止法に基づく届出は不要であり、設置者の負担軽減が図られています。 ○環境関係法令でも代表者が変更となった際には、変更届出を行うように規定しており、その手續きの必要性は認識されているところです。	大気汚染防止法、電気関係報告規則	対応不可	○大気汚染防止法第27条の規定により、電気事業法に規定する電気工作物については、設置者が電気事業法に基づく届出等(代表者氏名変更届出含む)を行うことにより大気汚染防止法に基づく届出等が不要となり、非常用については排出基準適用猶予するなど、設置者の負担軽減が図られています。 ○非常用であっても、稼働した際、ばい煙をさせるためその設置状況を把握しておく必要があると考えられており、現行の制度のままが適当であると考えています。 ○代表者氏名変更の届出についても、事業者に対する通知等を行う際に利用しており、環境関係法令でも同様の手續規定を設けており現行の制度のままが適当であると考えています。	
1478	令和3年7月20日	令和3年8月18日	貨物運送事業の事業定義の追加または変更、許認可要件緩和	貨物運送事業の定義は3つの事業があります。一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業ですが今の貨運法にある定義はそのままで、一般貨物自動車運送事業は大型～普通自動車すべてを含めて、新たに貨物中型自動車運送事業、貨物普通自動車運送事業の追加案です。車両法では自動車の種別に大型は無いですが車両法も種別で自動車免許と同じにすることで一般貨物自動車運送事業の参入へのハードルを自動車の種別で緩和し運送事業の発展を考えると。	一般貨物自動車運送事業の認可申請をする場合、要件が厳しくなっています。もちろん事故など様々な問題で厳格になっていくのもわかります。近年ではEC関連貨物の配送が増え今後も需要が増えていくと予想されます。貨物軽自動車運送事業に携わっていますが、普通車(バン)にするには一般貨物自動車運送事業の認可を受けなければなりません。普通車ハイエースで営業用として使うことは不可です。軽自動車(バン)は大きな貨物を積み込みできませんし宅配便で最近の大きいサイズの荷物も増えています。サイズ大きいサイズの営業用車ですと取得できないので、配達、配送に不都合が生じています。免許は大型、中型、準中型、普通と乗れるサイズの運転免許があることで貨物運送事業もそれに合わせた定義を考えたとき、事業の計画が、事業を継続して遂行することができるように、経済的基礎やその他の能力などが適切な内容になっているか、審査基準の一部詳細化を種別ごとで設定して、トラック運送事業の現状と課題についても、トラック運送事業者だけでなく、すべての貨物運送事業者が課題に取り組みるようにしてほしいです。社会的効果はトラック運送業者のこれからの課題、宅配業者の拘束時間改善。	個人	国土交通省	貨物自動車運送事業法に規定している貨物自動車運送事業は、許可制である一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業並びに届出制である貨物軽自動車運送事業の3種に分類されています。これは、貨物自動車運送事業が経済を支える重要な社会基盤としての側面を有することから、安定性、継続性を確保することが相当程度期待できる事業者に限って参入を許可することで、常に安定的な運送が維持されるよう、輸送量の小さい軽自動車による運送事業を除き、許可を受けなければならないこととしているものです。	貨物自動車運送事業法第2条第1項から第4項まで、第3条、第35条第1項及び第36条第1項	対応不可	貨物自動車運送事業は経済を支える重要な社会基盤であることから、これをを行う事業者は安定性、継続性を確保する必要があります。安定性、継続性の確保に当たっては、一定の経営・財務的体力等が必要であること、一定の車種以上の車両によって貨物自動車運送事業を営むよう、参入の基準を定めることとする。事業の安定性、安全の確保、取引環境の適正化、物流効率、交通需要等を考慮し、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業によって、引き続き貨物自動車運送事業法の適正な運用と事業環境の監督、運送業の振興等を図って参りたいと考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1479	令和3年7月20日	令和3年8月18日	携帯IoT機器と接続して使用する非侵襲性医療機器輸入販売許可の簡素化	ICT携帯端末機器のスマートフォンやタブレットと接続することで、その処理能力、表示能力を利用する非侵襲的検査機器(超音波検査機器や心電図測定機器、経血中酸素飽和度測定器、また現在開発が進んでいる経皮血糖測定器など)についての許認可を簡素化(可能なら不要化)して欲しい。	世界ではアンドロイドやiOSを採用したスマートフォンやタブレット端末と接続して用いる非侵襲的医療機器(酸素飽和度測定、心電図、超音波検査、眼底カメラなど)の普及が専門職と一般人の両方で進んでいる。日本でこれらの機器を輸入販売しようとする、端末やアプリケーションとセットで医療機器としての原価を承認手続きを経て許認可を得ないといけないため普及が一向に進まない。Apple iWatchの心電図機能の利用は日本のみ導入が2年遅れていた。非侵襲的医療機器の許認可のハードルを現状より大幅に下げた方がいいのではないか。輸出国で日本と同程度の安全性の確認を受けている機器については、その確認手続きを国内手続きに代え、遅やかな輸入販売許可を出して欲しいのではないだろうか。非侵襲的な医療機器の一般普及は疾病の予防や早期診断のためには非常に有用であり、これからの日本の予防医療、遠隔医療を大きく進めるために必要である。また、医療機器輸入許認可での「医療機器」の定義自体が、実質的に同じ機器でも売り方ひとつで「一般品」「医療機器」と扱いが異なるなど、非常に恣意的かつ理不尽なものである。例えば、同じ低周波筋肉電気刺激装置でも、売り文句が筋肉運動のためのなら「非医療機器」扱い、コリを取るために使えば「医療機器」扱いとなるなど出題目としか言いようがない定義となっている。現在売られている筋肉運動のための電気刺激装置EMSが医薬品医療機器等法(心電図、超音波検査など)はすべて同法の適用外としなければ科学的整合性がとれない。	個人	厚生労働省	医療機器を日本国内で製造販売するためには、そのリスクの程度に応じて、一般医療機器(クラスI)として厚生労働大臣に届け出るか管理医療機器(クラスII)又は高度管理医療機器(クラスIII-IV)として登録認証機関の認証又は厚生労働大臣の承認を受ける必要があります。なお、医療機器に該当するプログラム(アプリケーション)は、単体で承認又は認証を受けることができます。また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)において、医療機器とは、人若しくは動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、又は人若しくは動物の身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等(再生医療等製品を除く。)であつて、政令で定めるものと定義されています。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第4項、第23条の2の25、第23条の2の23	対応不可	非侵襲性の診断用医療機器であっても、例えば、誤った結果を示した場合に患者が適切な治療を受けられなくなる等のリスクがあるため、その性能を担保することが必要であり、リスクに応じた薬機法に基づく手続きが必要となります。なお、Apple Watchにインストールして使用する「家庭用心電計プログラム」については、Apple社による承認申請後、標準的な事務処理期間に審査、承認していますが、一方で、厚生労働省では、「プログラム医療機器実用化促進パッケージ戦略」を策定し、これに基づき、プログラム医療機器の承認審査をより迅速に行うための施策について検討しています。	△
1480	令和3年7月20日	令和3年8月18日	教員免許更新講習の廃止、社会科系免許の統合	小中高校の教諭の免許状の更新講習は、形式的に過ぎ、教員に負担をかけるだけである。また、免許取得後、社会人をやっている一般人の教員採用の際に更新講習を受けていないことが壁になることもあり、教員免許更新講習制度は形式的に意味がないので、廃止を求め、現在教員免許保有者は永久に有効とする。また、中学「社会」の教員免許保有者は、高校の「地理歴史」「公民」とも、教えられるように制度改正すべき。社会科系で3科目も免許を取らせるのは負担であり、現実的には「社会科」として高校「地理」「公民」科も一体運用されている。	小中高校の教諭の免許状の更新講習は、形式的に過ぎ、教員に負担をかけるだけである。また、免許取得後、社会人をやっている一般人の教員採用の際に更新講習を受けていないことが壁になることもあり、教員免許更新講習制度は形式的に意味がないので、廃止を求め、現在教員免許保有者は永久に有効とする。また、中学「社会」の教員免許保有者は、高校の「地理歴史」「公民」とも、教えられるように制度改正すべき。社会科系で3科目も免許を取らせるのは負担であり、現実的には「社会科」として高校「地理」「公民」科も一体運用されている。	個人	文部科学省	【教員免許更新制について】 教員免許更新制は、教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的最新の知識技能を身に付けることを目的として、平成21年4月から導入した制度であり、概要としては以下のとおりです。 ○2年間で30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して手続を行うことが必要。 ○平成21年3月31日までに授与された免許状(旧免許状)有効期間なし ・現職教員には、10年ごとに免許状更新講習を受講する義務があり、受講しない場合には免許状は失効する。 ・現職教員ではない者が所定の期限を過ぎた場合には、失効にはならない(「休眠」状態となる)が免許状更新講習を受講した後でなければ教育職員になることはできない。 ○平成21年4月1日以降に授与された免許状(新免許状)有効期間10年更新手続を行わないまま有効期間を経過すると失効する。  【社会科の免許状について】 教員免許状の科目については学習指導要領に対応して、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第9項において、中学校は「社会」、高等学校は「地理歴史」、公民について授与するものと規定されています。 教育職員免許法第3条の規定により、教員は各担当の免許状を有する者でなければなりません。	教育職員免許法	【教員免許更新制について】 教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げないことが両立できるような抜本的な検討が必要であるとされています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を待たないことを求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会にて4月30日以降議論が行われているところです。  【社会科の免許状について】 高等学校の免許状については中学校の免許状における教授内容とは範囲が異なり、より専門的な事項について担当するものです。また、その教授内容の専門性に相当する免許状として高等学校で「地理歴史」「公民」の教員免許状が授与されることとなっております。そのため、中学校の「社会」の免許状とは異なる免許状となっております。一方、教員免許制度については令和3年3月12日に中央教育審議会に対して行った『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての諮問の中で、幼児期から高等学校段階までを見据えて一貫した教育を行えるようにするという観点にも留意しつつ、学校種に対応した免許状の区分などの在り方も含め検討を行うこととされているため、その結論を得て検討を行ってまいります。	【教員免許更新制について】 教員免許更新制については、これまでの中央教育審議会における包括的な検証の中で、教師の資質能力の確保を図るとともに、教師や管理職等の負担が軽減され、教師の確保を妨げないことが両立できるような抜本的な検討が必要であるとされています。これを踏まえ、令和3年3月12日、中央教育審議会に対して行った『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての諮問の中で、教員免許更新制については先行して結論を待たないことを求め、中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会教員免許更新制小委員会にて4月30日以降議論が行われているところです。  【社会科の免許状について】 高等学校の免許状については中学校の免許状における教授内容とは範囲が異なり、より専門的な事項について担当するものです。また、その教授内容の専門性に相当する免許状として高等学校で「地理歴史」「公民」の教員免許状が授与されることとなっております。そのため、中学校の「社会」の免許状とは異なる免許状となっております。一方、教員免許制度については令和3年3月12日に中央教育審議会に対して行った『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方についての諮問の中で、幼児期から高等学校段階までを見据えて一貫した教育を行えるようにするという観点にも留意しつつ、学校種に対応した免許状の区分などの在り方も含め検討を行うこととされているため、その結論を得て検討を行ってまいります。	
1481	令和3年7月20日	令和3年8月18日	各自治体への入札参加申請について	それぞれの自治体により申請書類が違うため、中小零細企業には手間がかかり大変。国が統一した書式で対応すれば、コピーで対応できるため助かる。	コスト、時間短縮、効率アップが見込める。	民間企業	総務省	番号1231の回答をご参照ください				
1482	令和3年7月20日	令和4年5月13日	病院薬剤師間における薬品販売・譲渡を可能にすること	医療用薬品の販売は卸業者からの購入、調剤薬局からの購入が可能であるが、病院薬剤師間からの購入や譲渡に関して法的規定がなく、実質不可能となっていることを改善したい。ちなみに調剤薬局間の譲渡購入は可能となっている。	病院薬剤師間からの販売や譲渡ができないため、一度購入した薬剤は入院患者の処方もしくは外来院内処方の患者で消費しきれない。院外処方箋が推奨されるようになり、希少疾患などで入院された患者のために薬品を購入しても、入院中は定期的な処方され消費できるが、退院後に院外処方箋となるため、病院に在庫が残ってしまうことがしばしば見られるようになってきている。院内在庫として残った希少疾患用薬品は期限切れを迎え破棄されることを待つこととなり、ただのゴミとみかす事が多い。環境の側面や希少薬品は高価である事が多く病院経営的にも譲渡や販売が行えた方が社会的利益になると考える。常勤薬剤師が適切な薬品管理のできる病院からの調剤薬局や近隣病院への薬品譲渡、販売の規定策定を求める。	個人	厚生労働省	医薬品医療機器等法において、医薬品については、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者の適切な管理の下に供給することとされているため、原則として医療機関間へ融通することは認められません。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条  医療法第7条第6項	検討を予定	仮に、医療機関が医薬品の融通を行うにあたっては、医療提供に必要な範囲での販売・譲渡を行っていただく必要があると考えられ、そのための課題について整理が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1483	令和3年7月20日	令和3年8月18日	生命保険料等の控除証明書の様式統一について	<p>年末調整や確定申告時の保険料控除で使う保険料控除証明書の様式が各保険会社ごとにバラバラで、用紙のサイズ等も含め統一がままにないため、証明書は全社共通フォーマットとし、旧制度・新制度、一般生命・介護保険・個人年金、地震・旧長期の何に該当し、記入すべき金額はどれなのか、を最後に明記にわかるものとしてほしい。それ以外の各社独自の部分は余白部分を使えば良いと考え。</p>	<p>マイナポータルや保険会社から電子データを提供することにより年末調整の事務負担が軽減されるとされていますが、そもそもパソコンを持っていない、対応できないなどのために紙での提出は今後も避けることができないと考えられる。</p> <p>年末調整事務の中でも保険料控除については、記入する当事者だけではなく確認を行う事務担当者も、会社ごとにバラバラの様式のことを見ればよいで混乱する。</p> <p>また会社ごとに様式が異なるため、事務担当者が独自にマニュアルを作成して図示したくともすることができない。</p> <p>税務署が行うべき事務手続きを民間に代行させるのであれば、国としてもやりやすくする方法を推進していただきたい。</p>	個人	財務省	<p>所得税法第120条第1項第11号、同条第3項第1号、第196条第1項・第2項、所得税法施行令第262条第1項4号・第5号、第319条第1項第3号～第8号、所得税法施行規則第47条第3項、第47条の2第1項・第2項、第75条第1項、第76条</p>	その他	<p>保険料控除証明書に記載すべき事項は法令で規定されていますが、その様式(フォーマット)は規定されていません。</p> <p>このため、各保険会社は、その記載すべき事項を満たす形で保険料控除証明書を発行しています。</p> <p>各保険会社が発行する保険料控除証明書を統一した様式(フォーマット)とするためには、各保険会社のシステム改修等が必要となり、追加的な費用が生じることが懸念されます。</p> <p>国税庁としては、年末調整や確定申告に関するパンフレットやホームページによる説明が分かりやすいものとなるよう努めてまいります。</p> <p>なお、マイナポータルを活用して年末調整又は確定申告をする場合には、保険料控除証明書の記載事項が申告書に自動入力され手続きが簡便化されますので、この制度の周知・広報にも努めてまいります。</p>		
1484	令和3年7月20日	令和5年4月26日	死亡届の窓口1本化	<p>先日私の父親が他界しましたが、その後の役所の手続きが多すぎます。</p> <p>各窓口を回って処理していかねばならず時間も掛かりました。</p> <p>一番ひどいのは年金です。役所では処理できないので年金事務所に電話予約して行ってくださいとのこと、電話しても込み合っていてつながらない。</p>	<p>これだけ個人情報を取っている時代なのに、役所は個人番号だけで仕事ができている。</p> <p>必要書類を揃えて窓口1つに提出するだけで、すべての処理が終わるようしてほしい。</p> <p>死亡から2週間以内に処理しなければならず、葬儀等あと処理で忙しい時期に、非常に手間となります。</p>	個人	デジタル庁 厚生労働省	<p>「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを見直し、遺族が行う手続きを削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な支援を行うことができるように、地方公共団体にに対し円滑な設置・運営のための支援を行うこととしています。</p> <p>当該実行計画に基づき、内閣官房情報通信(IT)総合戦略室において、地方公共団体が、精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口の設置を支援するため、ツール「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等」を整備し、その活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン」を策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。</p> <p>なお、提案の具体的内容における「一番ひどいのは年金です。役所では処理できないので年金事務所へ電話予約して行ってくださいとのこと、電話しても込み合っていてつながらない。」部分に関しては、厚労省より回答をお願いしたく存じます。</p>	該当なし	対応	<p>デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援策としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていほか、将来的にマイナポータル等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続きが実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。</p>	
1485	令和3年7月20日	令和3年8月18日	「両立支援等助成金(小学校休業等助成金)」申請書類に個人の押印が必要な件	<p>押印廃止を進めている最中ですが、「両立支援等助成金(小学校休業等助成金)申請書類」の最後に「必ず署名・押印してください」と書かれています。押印が必要のためか、オフラインに出向いて書類を社内メールで送らなければいけないそうです(現在、部門全体が基本在宅です)。</p> <p>押印を廃止し、すべてデジタルで完結できるよう、PDFでの申請のみに変更してください。</p>	<p>コスト削減、労働削減のため、押印廃止を進めている中の、政府への申請書類が「必ず署名・押印してください」と書かれているので、方針と矛盾しています。</p> <p>押印を廃止しても、何も問題なく、コスト・労働負担が削減できると考えます。</p>	個人	厚生労働省	<p>令和2年12月28日に押印不要の様式に改正しています。</p> <p>なお、小学校休業等対応助成金は令和2年度をもって終了しました。</p>	なし	対応	<p>令和2年12月28日に押印不要の様式に改正しています。</p>	
1486	令和3年7月20日	令和5年4月14日	死亡時の、国保などの諸手続きの一括処理	<p>死亡時の手続きが縦割りになっていて、あちこちの部署をまわらなくてはならない。</p> <p>死亡届だけでなく手続きが全て終わらなければならないか、大変な作業です。</p> <p>不幸があつて混乱しているときに大変な作業です。</p> <p>一度どれだけの手続きしななければならないか検証してみてください</p>	<p>不幸で混乱している遺族の負担を軽減させたい。</p> <p>プロセスでなく、遺族本人がやってみると非常に大変なものです。</p> <p>辛いときに更に苦しくなります。</p>	個人	デジタル庁	<p>「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、内閣官房は、関係府省とともに、「死亡・相続ワンストップサービスの推進に向けて、①死亡・相続に関する行政手続きを見直し、遺族が行う手続きを削減し、②故人の生前情報をデジタル化し、死後、信頼できる第三者により相続人であることをオンラインで認証された遺族が、当該情報を死亡・相続の手続に活用できるようにすることで、遺族の負担を軽減するとともに、③死亡・相続に関する手続の総合窓口について、地方公共団体が精神的・経済的に支えを失った遺族に必要な手続を一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続の負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口の設置を支援するため、ツール「おくやみコーナー設置自治体支援ナビ等」を整備し、その活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン」を策定・提供しており、現在もデジタル庁において当該ツール及びガイドラインの提供を継続しているところです。</p>	該当なし	対応	<p>デジタル庁では、遺族の負担軽減に向けた施策として、従来から実施してきた地方公共団体における「おくやみコーナー」の設置支援策としてのツールやガイドライン提供の取り組みを引き続き行っていほか、将来的にマイナポータル等を活用し、オンライン上で死亡に関する手続きが実施できる仕組みの構築に向けた検討等を行ってまいります。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1487	令和3年7月20日	令和3年8月18日	ふるさと納税ワンストップ特例制度の改革願	ふるさと納税の税金控除の申請をもっと簡素化して欲しいです。ふるさと納税後 スマートフォンでマイナンバー等の本人確認をアップロードした後 申請書に名前住所電話番号記載し捺印して送り返す。二度手間ですがワンストップなんですか？マイナンバーカードの裏表の画像アップロードしての何故 紙の書類に判子ついで送り返さないと申請出来ないのが納得できません。	ふるさと納税のワンストップ特例制度ですが、ワンストップならスマートフォン等でマイナンバーカード限定で本人確認のアップロード出来れば申請書に捺印して各自自治体に送り返す作業を無くして欲しいです。マイナンバーカードを持っていない方や画像アップロード出来る環境の無い方は 従来通り書類に捺印して欲しいと思います。マイナンバーカードを持つということは書類の簡素化につながるメリットがあるということではないでしょうか？マイナンバーカード所持者は紙の書類のやりとりを無等差別化を図らないとマイナンバーカードを持ちたいと思う人は増えないと思います。紙の書類や判子捺印はマイナンバーカード活用して今後どんどん減らして簡素化して欲しいです。	個人	総務省	ふるさと納税にかかるワンストップ特例申請を書面により行う場合には、申請者が記載するマイナンバーについて、その番号確認及び身元確認のため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、マイナンバーカード等の写しを申請書に添付する必要があります。また、申告特例申請書の押印については、ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請書を含めた令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類は、原則として、提出者の押印を廃止するよう法令改正が行われています。	・地方税法附則第7条第1項及び第8項 ・地方税法附則第7条第4項及び第11項 ・情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第4条第1項 ・総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第4条第1項及び第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第3条 ・地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)	現行制度で対応可能	マイナンバーの確認を含む本制度に係る申請手続きについては、書面によるほか、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」等に基づき、電子署名・電子証明書を付した上でオンラインにより行うことが可能となっておりますが、その実施には関係事業者の協力が必要であるため、引き続き関係事業者と調整してまいります。なお、申告特例申請書の押印については、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年総務省令第34号)」の施行に伴い廃止されています。	
1488	令和3年7月20日	令和3年8月18日	育児休暇制度	育児休暇を延長をする場合は、保育園不入园通知書が必要だが、延長3年も育児休暇が取れるので、延長する場合は、会社と本人が延長するかどうかについてほしい。1年目は給料の80%2年目は80%と決めて、いちいち、市が発行する不入园通知書を無くしてほしい。入る気もないのに、不入园通知書欲しさに応募する人が多くて、大変です。	例 不入园通知書が無くするため、会社と本人が何年取るかを決めて、1年目は給料の何%、2年目は何%と支給すればいいと思います。最大3年までは育児休暇が取れるので、市が発行する不入园通知書を無くしてほしい。育児休暇制度で、支給されるお金も当てに入ることなしに申し込む人を減らしてほしい	個人	厚生労働省	育児休業制度は労働者が原則としてその1歳に満たない子を養育するためにする休業であり、子が1歳に到達する時点で、保育所へ入所を希望しているが入所できない場合などには1歳6か月まで(1歳6か月到達時点でも同じ状況であれば2歳まで)延長が可能です。	育児・介護休業法第5条	対応不可	(制度の現状欄に記載のとおり)育児休業は原則として1歳に満たない子を養育するための休業であり、1歳到達日後の期間については雇用の継続のために特に必要があると認められる必要があります。厚生労働省では、この特に必要がある場合として、保育所へ入所を希望しているが入所できない場合を定めており、この事情を証明するために、市町村からの保育が行われたい旨の通知が必要となっております。	
1489	令和3年7月20日	令和3年8月18日	電気主任技術者の兼任要件拡大について	事業用の電気工作物には電気主任技術者の選任が義務付けられている。自家用電気工作物では選任された事業場を含めて6軒まで承認を受けて兼任できるが設備規模に関わらず軒数のカウントが1軒である。また上限6軒の根拠も明確に示されておらずよく見直しもされていない。電気主任技術者の確保が困難となりつつあるので外部委託制度と同様に保安レベルが確保できる範囲で設備条件による換算指数の導入により兼任できる軒数を拡大する。	事業用電気工作物のうち、自家用電気工作物については電気主任技術者を自社従業員による選任または許可承認を受けて兼任または外部委託する制度がある。再エネ発電事業者による電気主任技術者のニーズが急増、技術者志望の減少、電気主任技術者の高齢化により確保が困難な状況となりつつある。社会的インフラを担ううえで重要な施設については自社従業員による選任と兼任による一括した管理が好ましい。特にBCPの策定により小規模事業場に非常用発電を設置することが増加しており電気主任技術者が保安を行う事業場が増加している。現状の「兼任」制度では1名あたり規模に関わらず6軒であるので先述の発電装置を構築する事業場が増加すると自社の電気主任技術者で賄いきれなくなる。そこで承継関係されている上限6軒から外部委託承認のように設備規模や要件を満たす場合に限り換算指数を導入し兼任で承認される軒数を拡大する。単に件数を増加させると保安レベルの低下も懸念されるため6軒超過の場合は定期的な業務内容の報告を義務付ける。事業場の軒数が多くなると電気保安法人等への委託が大半であったが自社電気主任技術者の軒数拡大により事業者の委託費用負担軽減が図れる。必然的に後継者の雇用も必要となるため雇用の拡大、技術の伝承も図ることができ電気主任技術者のレベルの維持が可能となる。	個人	経済産業省	自家用電気工作物の設置者には、電気設備の保安監督のため電気主任技術者の選任を義務付けています。「主任技術者兼任制度」は一定の要件に適合する保安上支障がないと認められる事業場に限り、1名の主任技術者を6件(専任1件・兼任5件)までの事業場で選任することができる制度です。兼任制度が適用可能な事業場は、電圧7,000V以下で連系し、最大電力が2,000kW未満(発電所については出力2,000kW未満、このうち、太陽電池発電所については出力5,000kW未満。)のものになります。	電気事業法第43条 電気事業法施行規則第52条第4項 主任技術者制度の解釈及び運用(内規)	対応を予定	主任技術者兼任制度においては、令和3年4月1日に適用可能な事業場の規模を拡大する等、時代環境の変化等に応じて所要の対応を行ってきたところですが、兼任件数の拡大については、現場の実態等について調査を行った上で、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会 電気保安制度ワーキンググループにおいて検討し、今年度中に結論を得ることとしております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1490	令和3年7月20日	令和3年8月18日	国土交通省パイロットの航空身体検査の電子化について	現在、国土交通省の管轄である航空パイロットの航空身体検査は主に、紙面での申請、紙面での結果通知となっている。航空会社の健康管理部門では、それら紙面の事務処理に日々追われている。紙面であるため、保管にも大規模な場所が必要であり保管コストもかかる。コロナウイルスの蔓延によりリモートワークが推奨される中、国土交通省が紙面での運用をしている限り、航空会社はリモートワークに限界がある。電子カルテへの移行計画も、上記理由から進められずにいる。システム開発自体は進めているとお聞きしているので、一刻も早く電子化していただきたい。	上記で述べたとおり、電子化することにより下記が改善される。 ■リモートワークの推進 ■コロナウイルスへの感染リスク低減だけでなくオフィスの縮小、交通費の削減 ■働き方改革 ■紙面の保管コストの削減 それらが改善することにより、コストや人件費を他の業務にあてることができ、事務的処理ではなく予防医学や公衆衛生、一次予防へ力を入れることができ、長期的目線で考えると航空パイロットの健康増進につながる。	個人	国土交通省	航空機に乗り組んで運航業務を行う操縦士等は、業務の遂行に必要な心身の状態を保持しているか医学的な検査を受け、国土交通大臣又は指定航空身体検査医(指定医)による航空身体検査証明を受けることが義務付けられています。 さらに、一部の航空運送事業者は、所属する操縦士等の航空身体検査証明の有効性を常に把握するなど、乗員の健康状態を適切に管理することが義務付けられています。このため、航空運送事業者においては、操縦士等や指定医と調整しながら、当該操縦士等の航空身体検査証明に関する情報をやりとりしていますが、それらの情報のやりとりについては、紙を主体とした事務処理になっているのが現状です。	航空法第31条 航空法施行規則第61条 航空機乗組員の健康管理に関する基準(国航空第1389号)	対応	操縦士等が航空身体検査証明を受けるための指定医への申請手続きや検査結果の保管については、令和3年5月31日から「航空身体検査証明申請システム」の運用が開始されており、既に電子的な対応が可能になっています。 ただし、現在は、個人情報保護の関係から、操縦士等自身とその同意を得た指定医のみが当該システム内の情報を閲覧できる設計になっており、それ以外の者は、当該操縦士等が所属する航空運送事業者の関係者であっても閲覧できない状況です。このため、今年度内にシステム改修を行い、操縦士等が所属する航空運送事業者の関係者による当該システムの情報閲覧等を可能とする機能を実施する予定です。これにより、航空運送事業者における航空身体検査証明に関する事務処理についても、ペーパーレス化が図られることとなります。		
1491	令和3年7月20日	令和3年8月18日	税務異動届の登記事項異動について	法人の登記事項につき異動が生じた場合には法務局に異動登記をさせていただいています。その異動登記につき、なぜ同じ行政である税務署・都道府県税事務所・市町村税務所に異動届を提出しなければならぬのでしょうか。法人番号が付与されているので、各行政事務所で連携していただきたいです。	法人の事務負担の軽減により人件費の削減や他の業務への人的資源の投資が可能になると考えます。	個人	総務省 財務省 法務省	番号323の回答をご参照ください					
1492	令和3年7月20日	令和4年1月13日	車両移転登録手続きや運転免許証更新	車に関する手続きのオンライン化、書類の数を削減する。警察や運輸局など複数の場所に行かなくても手続き出来るようにする。 免許更新センターでは現金しか使えず、行き先を書いた紙を提示しておけばいい前、定年後の警察官のような人が10人ぐらい待機している。民間ならありえない配置。	車両移転登録の際、片道30分以上かかる警察に9回も行き、また30分以上かかる運輸局にも行きました。土日は空いてない、時間も16時まで。住所や車両番号も何度も何度も書かされる無駄に驚きました。平日に行くことが出来ないで、普通に仕事をしている人には出来ない手続きだと思いました。 また、免許更新の際は、あんなにキャッシュレス化を政府が推進しているのに、現金のみ？これも驚きました。講習会場に行く際も、見ればわかるのに、こちらですとドアの前に5人も人が並び、中に入るとこちらどうぞと人が椅子に案内してくれました。経費削減という概念がなく、これが税金の無駄使いかと目の当たりにした瞬間でした。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車保有関係手続きについては、各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の手続)が必要ですが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続をインターネット上で一括で行うことが可能となっております。ただし、OSS申請による場合でも、譲渡証明書の提出等一部対面での手続きが必要となる場合があります。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条	検討を予定	制度の現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、移転登録の場合を含め、OSSを利用することによって、各種行政手続をインターネット上で一括して行うことが可能となっておりますが、現状においては一部対面での手続きが必要となるため、引き続き申請者の負担軽減に繋がるよう関係機関と調整しながら検討してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1493	令和3年7月20日	令和5年4月26日	【警察庁・法務省】 令和3年11月4日	郵便預金口座等一本化	郵便局の預金口座を1人一口座とし、マイナンバーカード、免許証、健康保険証、国民年金、国税、地方税等の租税公課の還付金振込、納税振替口座を紐付けオンラインで一本化する。法人についても法人一口座とし、商業登記と紐付ける。外国人についても長期滞在者等は一人一口座とし、外国人登録証等と紐付ける。未成年の口座は委任状等不要で同居の親族が入出金できるようにする。当該口座への入金にかかる贈与税については他より軽減する。租税公課が発生した場合には預金口座から自動的に租税公課分の預金引き落としされることとする。不足が生じた場合は引き落とし予約をしておくことにより、入金あり次第引き落としできるようにする。	提案理由 キャッシュレス化、IT化の推進等のため。 経済的な効果 定額給付金等の支給をスピーディに行うことができる。 郵便貯金の休眠口座の把握が容易となり、休眠預金の活用が推進されることにより、転居等の把握が容易となり、郵便局の事務が軽減される。 租税公課の自動的還付金振込、納税振替口座とすることにより、納税簿等の還付金口座確認及び納付現金取扱の事務を削減することができる。納税者に対して預金の積み立てや余裕のある資金繰りを推奨することにより、租税公課の納付を失念することが減少し、収入が減少した際のセーフティネットとして機能することも期待される。また、当該預金口座が家計口座として認識されれば当該預金口座以外の資金を余剰資金として、消費や投資を促進する心理的な要因ともなること期待される。 社会的な効果 住民登録等と郵便が連動することにより、マスク等の配布をスピーディに行うことができる。 住民登録等がオンラインで一本化されることにより、各種手続きのIT化が促進される。 国民一人一人の資産に対する意識を高め、財産形成や投資を考える基盤となること期待される。	個人	デジタル庁 金融庁 警察庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省	【デジタル庁】 〔「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便貯金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について〕 郵便貯金口座を1人1口座、マイナンバーと紐付け、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第204回国会(常会)において「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下、公金受取口座登録法と称す。)が成立しており、本法により創設される預貯金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取のために預貯金口座をマイナンバーとともに国に登録してもらい、その口座情報を災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給事務に利用できるようにするものです。これにより、給付金の申請手続きの簡素化と給付の迅速化が可能となります。 なお、本法における預貯金口座の登録については、ご提案のように郵便貯金口座に限定するものではありません。 【金融庁・総務省】 〔未成年口座の部分〕 未成年口座に関し、法令等で子の委任状を取得することを定めているのではなく、ゆうちょ銀行では、親権者等が子の口座の入出金などをとする場合は、手続きの請求人が当該子の親権者等であることを確認できることをもって、委任状なしに行うことが可能です。 【警察庁】 〔道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。右欄において、「法」といいます。)]において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定を整備されました。 【厚生労働省】 〔①マイナンバーカードと健康保険証の一体化について〕 マイナンバーカードの健康保険証利用のプレ運用を実施しており、令和3年10月までに本格運用を開始することとしています。 〔②(国民年金)還付金振込、給付の口座を郵便貯金口座に一本化し、自動引き落とし(引落し予約)とするという点について〕 国民年金保険料については口座振替(自動引き落とし)による納付が可能です。口座振替の口座と還付金振込の口座は、手続きにより別々の口座を指定することも可能となっております。また、郵便貯金口座以外の銀行等の口座を指定することも可能です。 【法務省】 - 出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交、公用及び短期滞在の在留資格が決定された方を除く。)に対し、在留カードを交付しています。なお、外国人登録証明書は、平成24年7月に、外国人登録法が廃止となったことに併し廃止されました。 - 在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。	【デジタル庁】 〔「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便貯金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について〕 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号) 【金融庁・総務省】 なし 【警察庁】 法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第1項、第2項及び第3項、第95条の5第3項(未施行) 【厚生労働省】 〔①〕 〔②〕 健康保険法第3条等 なし 【法務省】 〔在留カードについて〕 出入国管理及び難民認定法(昭和26年法令第319号)第19条の3 〔法務省〕 〔在留カードとマイナンバーカードの一体化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定)」に基づき必要な措置について検討を進めています。〕	【デジタル庁】 〔「給付金給付等を効率的に行えるよう、郵便貯金口座を活用し、マイナンバー等と紐付ける」部分について〕 公金受取口座登録法の口座登録に係る規定は、法律の公布日から2年以内に施行することとなっております。施行に向け、準備を進めてまいります。 【金融庁・総務省】 未成年口座に関し、法令等で子の委任状を取得することを定めているものではなく、制度の現状に記載のとおり、ゆうちょ銀行では、既に対応済となっております。 【警察庁】 運転免許証と一体化されたマイナンバーカードのみを所持することにより、住所や氏名の変更の手続きがワンストップ化され、市町村に転居等を届け出れば、警察への変更届出は不要な制度を利用することができます。こうした制度が令和6年度末までに施行される予定です。 【財務省・総務省】 「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」が施行されれば、その法律に従い対応してまいります。 【厚生労働省】 対応 【財務省・総務省】 検討に着手 【厚生労働省】 〔①〕 〔②〕 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年5月19日法律第38号)の成立により、国民がマイナンバー付きの口座を国に登録することで、緊急時の給付金等の支給のほか、年金、国税の還付など幅広い公金の受取りが可能となっております。登録は、預貯金本人の希望に基づくものであるため、多くの国民に登録いただけるよう、口座登録のメリットについての周知・広報に、取り組んでまいります。 【法務省】 在留カードとマイナンバーカードの一体化については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和4年6月閣議決定)」に基づき必要な措置について検討を進めています。	【警察庁】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続きのワンストップ化等を行いたいと考えております。免許情報の確認方法等の具体的な部分については、今後、関係機関等と調整してまいりたいと考えています。 【法務省】 マイナンバーカードに登録されている情報は、住民基本台帳に由来する情報であり、本人以外の親族の身分関係も登録・公開する戸籍とは双方の制度の趣旨が異なっておりますが、マイナンバーカードのICチップの空き領域への戸籍に関する情報の登録については、今後、関係機関と協議するなど、必要性等を踏まえて検討したいと考えています。 【総務省】 マイナンバーカードのICチップに登録されている基本4情報について、例えば、マイポータルにおける申請手続きの際などに、4桁の情報を入力することで読み取ることができることとなっております。
1494	令和3年3月4日	令和5年4月26日	【総務省】 令和5年4月26日 【警察庁・法務省】 令和3年11月4日	ICチップ付身分証による情報読み取り 例、県庁、市役所一住民票、戸籍情報 警察一運転免許情報 但し、読み取りには桁の暗証番号を入力出来るようにセキュリティを堅固に保つ	ICチップは劣化が少なく、マイナンバーカードの保管は劣悪環境に置かれる可能性少ないと思われる。 長(使えるマイナンバーカードで公的機関の情報読み取りが迅速になる事)で利用者の待ち時間削減、公務員の作業時間削減により公務員数の削減に繋がり、コストカットが出来る	個人	警察庁 総務省 法務省	【警察庁】 マイナンバーカードのICチップには、運転免許証の情報は登録されていません。 【法務省】 マイナンバーカードのICチップには、戸籍に関する情報は登録されていません。 【総務省】 マイナンバーカードのICチップには、住民票そのものの情報は登録されておらず、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)の情報が格納されています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等 戸籍法第10条、第13条 戸籍法施行規則第30条ほか	検討を予定	【警察庁】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用して、住所変更等の手続きのワンストップ化等を行いたいと考えております。免許情報の確認方法等の具体的な部分については、今後、関係機関等と調整してまいりたいと考えています。 【法務省】 マイナンバーカードに登録されている情報は、住民基本台帳に由来する情報であり、本人以外の親族の身分関係も登録・公開する戸籍とは双方の制度の趣旨が異なっておりますが、マイナンバーカードのICチップの空き領域への戸籍に関する情報の登録については、今後、関係機関と協議するなど、必要性等を踏まえて検討したいと考えています。 【総務省】 マイナンバーカードのICチップに登録されている基本4情報について、例えば、マイポータルにおける申請手続きの際などに、4桁の情報を入力することで読み取ることができることとなっております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1495	令和3年2月15日	【子ども家庭庁】 令和5年4月26日 【内閣府・文部科学省】 令和3年3月26日	保育園利用の一括デジタル申請化	一時保育利用や、保育園入園申請、および、幼稚園入園申請(公立私立問わず)を、デジタル申請可能にしてほしい。 一時保育一前日の申請でも利用可能にしてほしい(空きがあれば当日利用も可能) 幼稚園入園申請一公立私立一括申請を可能にしてほしい	【韓国で子育て経験からの知見】 以下の内容は韓国の保育利用申請についてです。 (日本でも保育園や幼稚園を利用したことがあり、その申請方法の利便性があまりに差がありすぎて、これは日本も見習うべきという提案。) 「政府による「子ども愛ポータル」という出産育児にかかわる総合ポータルを運営(HPサイトとスマホアプリあり)」 ・子育て関連の各種行政サービスは、このポータルを通じて申請可能(外国人は例外あり) ・本人確認などは、すべて「公認認証書」という電子本人確認システムにより、すでに行われている状態なので、手持ちのスマホやPCで申請が可能。別途郵送や訪問申請はなし。 【一時保育】 ・一時保育の利用は予約空き状況などがリアルタイムで表示され、1か月先の予約まで可能。予約時間は30分刻み。 ・定員は各時間帯3人。 ・慣らし保育の有無は、園の方針により異なるが、急を要するときは当日いきなりの一泊保育も柔軟に対応。 ・全国一律で、予約は前日23:59まで。当日予約は電話受け付けで空きがあれば可能。 ・一時保育料は月30時間までは、100円/時、それ以上は400円/時(遠征保育) ・全国一律、ポータルサイトから希望する園3か所まで「待機」をかけることが可能 ・自分の待機順番とポイントがリアルタイムで表示 ・待機をかけるのは妊娠中から可能 ・1か月ごとに、待機のスケジュールが更新 ・園の安全状況、職員構成人数や勤務年数、年齢層など詳細にデータ開示。(幼稚園)幼稚園は日本同様、管轄が保育園とは別でポータルも別 ・全国一律、同時期に申請。 ・志望する公立園は2か所、申請可能。抽選で選抜。	個人	内閣府 子ども家庭庁 文部科学省	【内閣府】 保育の必要性認定や入所に関する手続き、現況届等、保育に関する手続きのオンライン申請は、「びったりサービス」において行うことが可能です。  【文部科学省】 【幼稚園の入園について】 幼稚園の入園については、設置する自治体や各園の募集要項等に基づき保護者が自治体・各園に申請し、自治体・各園において事前面談や抽選の結果等を踏まえ入園の可否を決定するのが一般的なものであると考えられる。  【子ども家庭庁】 一時預かりの利用の申請等の方法は、実施主体である市町村において適切に定めるものであり、オンラインによる申請や利用前日目の申請を園において妨げているということはありません。 なお、厚生労働省では、市町村に対し、一時預かりの利用予約手続きをIoT化するために必要なシステム導入経費を補助しています。	【内閣府】 子ども子育て支援法第20条第1項  【子ども家庭庁】 一時預かりについて	【内閣府】 対応  【文部科学省】 現行制度下で一時預かりについて  【子ども家庭庁】 現行制度下で対応可能	【内閣府】 保育所等入所に係る手続きについては、オンライン申請のできる環境を整備を市町村に対し促すとともに、引き続き「びったりサービス」を活用したオンライン申請が可能であることの周知行なってまいります。 また、マイナンバーを活用した情報連携により、申請時に必要な情報を市町村が取得できる場合は、提出書類等を省略できるため、そうした情報連携の活用についても引き続き市区町村に促してまいります。  【文部科学省】 【幼稚園の入園について】 ＜デジタル化について＞ 幼稚園の設置者が、入園申請手続きを政府のサイト(びったりサービス)を通じて行えるような仕組みを設計したり、園務改善のためのICT環境整備を行う場合は補助を行ったりするなど、政府としてもデジタル化を促している。 ＜一括化について＞ 入園申請手続きの一括化については、公立幼稚園は、設置する自治体が地域の実情に応じて時期や方法を設定している一方、私立幼稚園は、行政をささぐに園と保護者の間で直接やり取りが行われるため、政府において公立及び私立の入園申請手続きを一括することは困難であるが、政府として、保護者が近隣の施設を探る際に検索可能なウェブサイト「こどもサーチ」( <a href="https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do">https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do</a> )を公表しており、ひとつのウェブサイトで全国の教育・保育施設等の情報を閲覧可能とするなど、施設利用希望者の利便性の向上を図っているところである。  【子ども家庭庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。	
1496	令和3年1月27日	令和4年12月14日	【中小法人の電子化推進】ネット専業銀行も社会保険料の口座振替をできるようにしてほしい	専細法人の経理担当です。 ネット専業銀行も社会保険料の口座振替取扱銀行に加えて欲しいです。	クラウド会計ソフトを導入しているにもかかわらず、口座振替ができないため、ネット専業以外の銀行で口座振替をするか、ATMで窓口に行かざるを得ないからです(ごく一部のネット銀行でできるページは手間が生じ、忘れると督促がきます)。 なぜ、ネット専業銀行でなければならないかというと、ネット専業銀行以外ではインターネットバンキングの口座維持手数料が高く、零細企業には負担が重いためです。 この件を解決頂ければ、この面倒な毎月の手間がなくなり、クラウド会計ソフトで自動で仕分けができるようになり、合理化につながります。 ■取扱金融機関一覧(厚生労働省 労働保険料等の口座振替納付) <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/hoken/hokenryou/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudo_ukijun/hoken/hokenryou/index.html</a> ■金融機関名のページ(同)ネット銀行がないのを確認できます。 <a href="https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudo/ukijun/hokenryou/1.html">https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudo/ukijun/hokenryou/1.html</a>	個人	厚生労働省	番号304の回答をご参照ください。				
1497	令和3年1月27日	令和3年2月18日	パスポート取得申請について	パスポート取得申請をWEB申請にして欲しい。	パスポート取得申請については、2回申請と受領で所管の場所に出向かないといけませんが、WEB申請することで会社を休む必要もなくなり、また、申請業務についても人員削減でき、コスト削減につながると思われる。	個人	外務省	番号498の回答をご参照ください				
1498	令和2年12月18日	令和3年1月27日	離職票のペーパーレス化	労働者がハローワークにて被保険者番号やマイナンバーカードを提示して請求することにより離職票の交付を受けることができるサービスを導入したい。	・事業主がハローワークへ雇用保険離職証明書を申請する手続きについては電子申請を行なっているためペーパーレスが実現されたが、ハローワークから交付された離職票は事業主が紙に印刷して労働者へ郵送するか、メールに添付して送付しなければならない。 ・例えば、労働者がメールアドレスを保有していない場合や印刷する環境がない場合等については、現物を発送する作業のために従業員が通勤しなくてはならず、ペーパーワークを阻害する原因となっている。 ・そのため、電子申請による離職票の交付後、事業主が離職票現物を労働者へ送付(郵送・メール)する事務を廃止していただきたい。代わりに、労働者が最寄りのハローワークへ被保険者番号やマイナンバーカードを提示することにより離職票請求や基本手当の受給手続きをすることを実現していただきたい。また、離職票の発行状況については、マイナポータル等を利用して、照会できるようにしていただきたい。	一般社団法人 労働者生命 保険協会	厚生労働省	番号434の回答をご参照ください				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1499	令和2年12月4日	令和3年9月10日	日本年金機構に関する事項の電子化	<p>(1) 年金送金通知書の電子化(郵送の廃止)</p> <p>(2) 年金受給選択申出書の電子化</p> <p>(3) 年金証書・改定通知書の電子化</p> <p>(4) 年金受給権者 受取機関変更届の電子化</p> <p>(5) マイナンバー登録の義務化で住所変更届と氏名変更届を原則として不要とすること。共済組合等や企業年金に対しても同様に不要とすること</p> <p>(6) 海外居住者向けの提出書類の電子化(現況届、海外への届出、海外居住で転居、海外の口座への振り込み)</p>	<p>手書き書類を郵送で受け付け、手入力でシステムに登録するのは、あまりにも非効率で無駄な経費がかかっています。過去には手入力作業によるミスや不正なども発生しており、電子化することの効果は大いと考えております。電子化することで情報にアクセスすることが困難な人向けの支援策は必要とは思いますが、すでにパソコンやスマートフォンを使える世代が年金受給者となっている時代ですので、時代の変化に国の制度も合わせて変化していく必要があると思います。</p>	個人	<p>(1)~(4)、(6)厚生労働省</p> <p>(5)内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省</p>	<p>【厚生労働省】                      (1)金融機関等の口座で年金を受け取っている方には、毎年6月に年金振込通知書を送付しています。紛失等の場合で年金振込通知書の再交付を希望される場合には、電子申請又は日本年金機構へのねんきんネットによる手続きを可能としています。                      (2)年金受給選択申出書は、2つ以上の年金を受けられるようになったときに、いずれか1つの年金を選択する際に提出する書類です。この年金受給選択申出書は電子申請による手続きを可能としています。                      (3)年金証書は、年金が決定された時に受給権者に対して交付される書類です。年金の決定にあたっては年金請求書提出する必要がありますが、年金請求書については電子申請による手続きが可能となっております。また、紛失等により年金証書の再交付を希望される場合にも電子申請による手続きを可能としています。                      また、年金額改定通知書は、物価・賃金の変動に応じて年度ごとに年金額が改定されたときに、改定後の年金額をお知らせする通知書です。紛失等により年金額改定通知書の再交付を希望される場合には、電子申請又は日本年金機構へのねんきんネットによる手続きを可能としています。                      (4)年金受給権者受取機関変更届は、年金を受け取る金融機関の口座を変更する場合に提出する書類であり、電子申請による手続きを可能としています。                      (5)年金受給権者の住所や氏名が変更となった場合には、それぞれ住所変更届や氏名変更届の提出が必要となりますが、マイナンバーを届け出ている場合には、これらの届出は不要となります。大部分の受給権者は日本年金機構にマイナンバーが登録されているため、現状において、大部分の受給権者は住所変更届や氏名変更届の提出が不要であるとします。                      また、企業年金については、受給権者の住所や氏名を民間企業である企業年金実施事業主や企業年金基金が管理しており、住民基本台帳の情報を取得するための住民基本台帳ネットワークシステムとの連携は企業年金の任意で行うことが可能です。なお、全ての企業年金について住所変更届や氏名変更届を原則不要とすることについては、関係者が民間企業を含め多岐にわたることから、実現可能性について慎重な検討が必要です。                      (6)海外に居住される受給権者が毎年1回提出する現況届については、電子申請による手続きを可能としています。</p> <p>【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】                      (5)年金受給権者が住所を変更したとき、地方公共団体情報システム機構から情報が提供された場合は届出の提出は不要としており、大部分の受給権者は住所変更届の提出を不要としております。一方、氏名を変更したときは、届出の提出をお願いしているところ です。</p>	<p>【厚生労働省】                      予算決算及び会計令第49条、国民年金法施行規則第16条・第17条・第18条の2・第19条・第20条・第21条・第65条、厚生年金保険法施行規則第30条・第30条の5・第35条の2・第37条・第38条・第39条、年金法施行規則第23条の3</p> <p>【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】                      検討を予定</p>	<p>【厚生労働省】                      現行制度下で対応可能</p> <p>【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】                      住所変更届については、制度の現状欄に記載のとおりです。氏名変更届については、提出を不要とする方向で検討します。</p>		
1500	令和2年12月4日	令和5年4月26日	住民登録者番号の統一	<p>マイナンバーを活用した住民登録。その前提として各自自治体ごとに異なる住民登録者番号を統一する必要性がある。法務局が管理する所有者識別番号と住民登録者番号をもリンクできれば更に望ましい。</p>	<p>公職選挙法において、地方選挙(知事、市長、議会議員)の場合は、「引き続き3か月以上の住民」要件がありますが、これを撤廃して欲しい。公示日において住民登録している選挙区において投票できるようにしたい。</p>	個人	<p>総務省                      法務省                      デジタル庁</p>	<p>地方公共団体の選挙の選挙権の要件には、「引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有していること」の住所要件があります(公職選挙法第9条第3項)。三箇月という期間を要するしたのは、地縁的關係などからみて、少なくとも引き続き一定期間その地域に住んでいる者に、その地域の住民としての権利を与えることが、住民自治の趣旨にかなうと考えられるためです。</p>	<p>公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条第3項</p>	<p>その他</p>	<p>選挙権に係る住所要件の見直しについては、民主主義の土台である選挙制度の根幹に関わるものであることから、多方面からの慎重な検討が必要です。</p>	
1501	令和2年12月4日	令和5年4月26日	マイナンバー法における性別の取扱いについて	<p>マイナンバーカードの性別欄があることに抵抗があり、受け入れ難く内閣府とも何度も取り取りをするも時が明かす。審議しております。ここは、法改正を行い、性別については、任意か、一定の配慮を要する人限定で、任意または、非表示または、性自認に基づく性別表記を認めてくれるよう要望致します。</p>	<p>今後、大多数の人がマイナンバーカードを取得する地点で、性別表記に苦しみ、マイナンバーカード取得を拒否し続けるのは、得策ではなく、孤立しかねない。それとまで当事者、トランスジェンダーを苦しめるマイナンバーカード、マイナンバー法は、如何なものか。多様性の時代です。改正求めます。</p>	民間団体	<p>総務省                      デジタル庁</p>	<p>「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他政令で定める事項が記載され、本人の署名が表示され、かつこれらの事項その他主務省令で定める事項が電磁的方法により記録されたカードとされています。</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項</p>	<p>対応不可</p>	<p>マイナンバーカードの券面記載事項については、御提案の件も含め、本人確認のためのカードのあり方として重要な事項であり、関係省庁とともに、丁寧に検討を進めていくべき課題と考えています。</p>	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1502	令和2年12月4日	令和3年7月27日	印鑑の廃止について	印鑑の廃止	裁判所にて、民事訴訟の訴状、準備書面、答弁書の作成、判決の受取などに際して、印鑑が必要だが、100均で買える印鑑でもつけて、なんの意味があるのかからない。本人確認の意味を含めたら免許の写しなどにする方が効率が良さそう(裁判所どまり)。また、市役所においても、書類の受け取りや、申請において印鑑を求められるが、なぜ必要なのか分かりにくい。	個人	内閣府 総務省 法務省	(前段) 民事訴訟法には、訴状等について押印を必要とする規定はありません(なお、最高裁判所の定める規則(民事訴訟規則第2条第1項)において、裁判所に提出する書面には押印すべきものと規定されています。)  (後段) 地方公共団体において押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続がある。また、規制改革実施計画(令和2年7月17日閣議決定)において、各府省は、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して押印を求めているもの原則として全てについて、年内に、順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化(年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を示す)を行うこととされています。	(前段)なし (後段)ー	(前段)その他 (後段)対応	(前段) 民事訴訟法には、訴状等について押印を必要とする規定はなく、この点については、最高裁判所の定める規則によって規定されています。したがって、御指摘の点につきましては、法務省からお答えすることは困難です。  (後段) 「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月17日付け総務省自治行政局長通知)において、 ・国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられること ・地方公共団体が独自に実施する手続については、国の取組に準じた対応を実施することが考えられること を示し、各地方公共団体に対して押印規制の見直しに積極的に取り組んでいただくようお願いしています。 また、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。 なお、内閣府からの9月24日付の照会に対し、各府省からは、国民や事業者等に押印を求めている行政手続の9割以上について、見直しを行う方針との回答が示されています(各府省の見直し方針はホームページに公表済み)。	
1503	令和2年12月18日	【総務省】 令和5年4月26日 【財務省・財務省】 令和3年2月18日	申請にあたっての証明書等	国の管理する法人番号などで、国・県・市町村それぞれの納税証明、履歴事項証明書、許可証など申請書類に開くことを、当事者が一括で閲覧請求ができるようになる提案を行います。	県や市町村の補助金や入札登録の際に提出を求められる納税証明書や履歴事項全部証明書などはそれぞれ所管する事務所が違いため、県事務所、税務署、法務局と出向して手続きを行う手間とそれぞれ手数料がかかります。(地方ではそれぞれの事務所に行くのに30分以上かかります。)書類もその場で書きを求められるものもあり、手数料も一回一回収入印紙を購入して納付する形式なので、その都度現金、印紙が必要なものもコストが発生します。 すべて法人番号などで一元管理される効果としては、各事業所に出向いて申請することが減ることで、双方の業務効率化が可能になりコストの削減が見込めます。また各所管省庁や地方自治体も同じものを閲覧が可能になれば、重複申請や効率的な補助金申請などが可能になると考えられます。	個人	総務省 法務省 財務省	【財務省】 登記事項証明書の添付が必要な国の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。  【財務省】 納税証明書の請求については、税務署窓口での請求のほか、マイナンバーカードをお持ちであれば、自宅等からオンラインで請求していただくことができます。この場合、電子ファイル(XML形式)で受け取ることができるほか、書面により郵送で受け取ることもできます。手数料についても370円と書面での請求と比べて30円安価です(郵送の場合、別途送料が必要となります)。  【総務省】 納税証明書の発行について、一部の地方団体では、郵送で申請して受け取ることが可能となっています。また、一部の地方団体では、マイナンバーカードをお持ちであれば、コンビニで発行することが可能となっています。	【財務省】なし 【財務省】国税通則法 【総務省】地方税法	【財務省】検討に着手 【財務省】対応 【総務省】検討に着手	【財務省】 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続につきましては、令和2年10月から運用を開始している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行った上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得ることとされています。  【財務省】 納税証明書の添付を必要としている入札・契約に係る競争参加資格申請について、法人番号等を活用した行政機関間の情報連携による納税証明書の添付の省略を検討しています。具体的には、対象となる手続について、税務署に納税証明書を請求するだけでなく自宅等からオンラインで入札・契約に係る競争参加資格申請をすることができることとなります。  【総務省】 ・納税証明書の地方機関係通知のデジタル化については、学識経験者、地方団体、経済団体や金融団体等から構成される「地方における電子化の推進に関する検討会」の下に、実務者ワーキンググループを設け、令和4年3月から検討を行いました。実務者ワーキンググループのとりまとめを9月に策定し、このとりまとめを踏まえた議論を、同月から検討会本体においても行い、とりまとめを11月に策定しました。今後も納税証明書の電子化に向けて具体的に検討してまいります。	
1504	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選択的夫婦別姓を認めるべき	男女の権利が平等であるなら、姓名の選択の権利も平等であるべきです。 国会議員のイメージは、今だと「男尊女卑で経年でも平気で殴いながらも、表向きだけ女性の地位向上、国民の健康をうたう二枚舌のイメージ」です。 姓が変わるから仕事を辞めたり結婚を見合わせたり、ひいては子供を産むことも控えることになります。 少子化対策のためにも選択的夫婦別姓を認めるべきです。 あくまで選択的な形で、強制でもないのに制限があるのはおかしい。	男女の平等が少し進む。 女性が結婚しても仕事を続けやすいので、女性の社会参加が守られる。 結婚して、男性側、女性側、男女別姓、があつてこそ平等。 日本特有の悪しき風習で、欧米の明るく開かれた社会を目指すならほとんどお金をかけずに、女性の好感度が上がる改革です。 兆進を超えて、すくでも改正してほしい。	個人	内閣府 法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入することを内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を答申したことを受け、法務省は、平成8年及び平成22年(この答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。	
1505	令和3年8月6日	令和3年9月10日	海外在住者の出生届からパスポート作成までの手続き	現状、海外在住者は子供が生まれた場合、現地の大使館、領事館で出生届を提出します。そして、戸籍ができるまで2ヶ月以上の時間を要します。パスポート作成のためには、日本の本籍のある市役所で戸籍簿本、あるいは戸籍抄本を取得する必要があります。その場合、両親など親族がいる場合は代理で戸籍簿本を取得できますが、両親など親族がいない場合、わざわざ一度日本へ帰国しなければなりません。産まれたばかりの赤ちゃんはパスポートがなければビザを取得できませんし、海外から日本への渡航もできません。	提案内容は海外の現地の大使館、領事館で戸籍簿本、あるいは戸籍抄本の申請ができるようにして頂きたいです。あるいはオンラインで戸籍簿本、あるいは戸籍抄本の申請、そして海外に郵送できるような仕組みにして頂きたいです。それが不可能な場合、戸籍簿本のデジタル版の電子版の証明書などが有効になるようにして頂きたいです。よろしくお願ひ申し上げます。	個人	法務省 外務省	番号7及び行政改革の番号655をご参照ください				

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1506	令和3年8月6日	令和3年9月10日	理容店と美容院	理容店と美容院は所管箇所が違うがどちらかに合理化整備すべき	同様の形態の為非効率	個人	厚生労働省	番号11の回答をご参照ください					
1507	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不動産登記申請における委任状の記載事項	不動産登記において代理人が登記識別情報を添付してオンライン申請する場合、委任状に「登記識別情報の暗号化」についての授権がなければならぬとする平成20年の通達があるが、これを撤廃すべきである。	上記通達は金融機関等に周知されておらず、委任状に「暗号化」の旨が記載されていない場合が多数ある。そのため、司法書士が委任状に加筆する実務慣行が成立している。 しかし、「電子委任状の普及の促進に関する法律」によって電子委任状が普及すれば、司法書士が委任状に加筆することはできなくなる。すなわち、電子委任状の普及によってオンライン申請が不可能となる事象が生じることになり、上記法律の趣旨に反する事態が生じると考える。	個人	法務省	電子申請において、代理人として、電子申請をする者が申請人から登記識別情報を知らずを特に許されている場合、代理人の権限を証する情報に「登記識別情報の暗号化に関する一切の権限」の委任事項が必要となります。	不動産登記法第2条第14号、第21条、第151条、第159条、平成20.1.11法務省民二第57号法務省民事局長通達	対応不可	登記識別情報は、登記名義人が登記の申請をする場合において、その登記名義人自らがその登記を申請していることを確認するために用いられる符号その他の情報であって、登記名義人を識別することができるものと定義されています。登記申請において、登記識別情報が登記名義人を識別する情報として機能するためには、登記識別情報が登記名義人のみに通知され、第三者に知られないよう本人により厳重に管理されなければなりません（登記識別情報の秘匿性）。 このように、性質上、登記識別情報は登記名義人以外の第三者に知られてはならないものであり、例外的に「電子申請」において、申請人から委任を受けた司法書士等の資格者代理人が申請人から登記識別情報を知らずを特に許されている場合には、当該代理人が登記識別情報を知ることができることとなります。このような場合でも、登記識別情報の秘匿性は保持されなくてはならないため、委任状に「登記識別情報の暗号化に関する一切の権限」の委任事項が必要であるという取扱いがされています。 以上より、電子申請において、代理人として、「登記識別情報の暗号化」に関する一切の権限の委任事項が必要であるとする平成20.1.11法務省民二第57号法務省民事局長通達を廃止することは困難です。		
1508	令和3年8月6日	令和5年3月13日	防火管理者講習のオンライン化	防火管理者講習を、オンライン映像視聴によるオンライン化に移行するよう提案します。	防火管理者は防火対象物の管理権原単位、簡単に言えば建物ごと・テナントごとに設置しなければなりません。つまり、膨大な人数が必要で、防火管理者資格を取得するには、自治体または一般財団法人日本防火・防災協会等が主催する防火管理者講習を2日間(計10時間)に渡り受講しなければなりません。 この資格は、実態として、受講さえすればほぼ100%取得できます。しかし、時期によっては講習の予約を取るのが困難で、2日間拘束されることも受講を受ける回数に比べて多いです。 試験はオンライン化が困難かも知れませんが、講習だけでもオンライン化すれば、物理的な阻害要因を排除でき、防火管理者を無理なく増やすことができます。 また、自由な時間に誰でも視聴することができれば、例えば社内研修に取り入れるなど、防火管理の実効性を上げられると考えます。	個人	総務省	防火管理講習については、消防法施行令第3条第1項第1号の規定に基づき都道府県、消防本部、登録講習機関により実施されているところで。	消防法施行令第3条第1項第1号	現行制度下で対応可能	現在、オンラインによる防火管理講習は、既に一部の講習機関において実施されています。 また、令和4年6月に「防火・防災管理に関する講習のガイドライン」を作成し、講習機関に対して防火管理講習のオンライン化を一層推進していくよう周知しています。		
1509	令和3年8月6日	令和3年9月10日	小規模低圧営業型太陽光発電については規制緩和ではなく、農家や地域のために規制緩和と欲しい	1 今年から小さな農家は事実上営業型PVのFIT制度から除外されましたが、農業や地域への多様な効果を実現するためにも非認定農家等も小さな農家にも再度営業型PVの活用が可能になるよう規制緩和してほしい 2 FIT+復活が困難な場合、電力の地産地消を目指す地域マイクログリッド等地域活用電源に絡む小規模な非認定農家等の営業型PVをNon-FIT型営業型PVとして地方自治体裁量で設置可能となるよう規制緩和と欲しい 3 上記はいずれも当然に農業とPVの共存を目的とするので遮光率1/3以下でパネル高3m以上等汎用規格理想設備仕様を条件に稼働作機平均的単収8割維持基準(強力な参入障壁)は是非とも外して欲しい	1 低圧PVには自家消費要件がつかも営業型PVは認定農家等を条件に自家消費無しでもFITを維持したことは価格の優遇と受取れる。しかし、当市6千戸農家の内認定農家は70戸程度で、しかも認定農家は自らの経営を既に実現のケースも多く今営業型PVへのニーズが多いとは思えない 2 農家の大多数、特に中山間の小規模水稲農家は赤字構造が定着、高齢化も進む後継者も乏しい。一方で山林や河川水田など中山間の多面的機能維持を引き受ける唯一の存在。SDGsという物語の管理維持ができなくなり災害や事故など都市部の安心安全もない。営業型PV復帰5年の経験から小さな農業に魅力と収益力をつけて者呼ぶには営業型PVは千載一遇の機会ととらえるも非認定の小さな農家は営業型PVから除外では地域活性化の意欲も萎える 3 エネルギー産業創立法案成立や2050年ゼロ宣言で地域マイクログリッドが目玉。PV発電コストは既に10年前後に下がり市場競争力も、FITにこだわらず地域マイクログリッドで電力の地産地消を進める中「Non-FIT型の営業型PVが可能ならそれでも良い。地域等で自立的に判断できる制度への規制緩和が求められる 4 営業型PV普及には平均的単収の8割維持基準が大きな障壁となっている。多くのこの規定で導入を諦め、導入後も穀物に偏重している。経験的に遮光率1/3以下でパネル高3m以上ならどんな作物も栽培可能。この汎用仕様を要件に現行8割維持基準を外せば、行政窓口や農家の協力が激減する。5 以上もっと詳しくはこちらのURLでセマナでの説明が参照できます。 <a href="https://youtu.be/yH4Oxs078">https://youtu.be/yH4Oxs078</a>	個人	経済産業省 農林水産省	(1. について) 令和元年度の調達価格等算定委員会、小規模事業用太陽光発電(10-50kW)については、地域において信頼を獲得し、長期安定的に事業運営を進めるため、自家消費を前提とした設備等の実現に重点化していく方針が整理され、令和2年度から自家消費型の地域活用要件を規定しています。具体的には、①再生可能エネルギー発電設備の設置場所等少なくとも30%の自家消費等を実施すること(ただし、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営業型太陽光は、自家消費等を行わないものであっても、災害時活用を条件とし、FIT制度の対象)、②災害時に自立運転(停電時に外部電源なしで発電を再開すること)を行い、給電用コンセントを一般の用に供すること、の両方をFIT認定の要件として定めています。 (2. 3. について) 農地転用許可基準については、農地法、農地法施行令及び農地法施行規則で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈や手続等については、処理基準その他の関係通知により定められているところである。 営業型太陽光発電設備の取扱いについては、「支柱を立てて営業を継続する太陽光発電設備等」についての農地転用許可制度上の取扱いについて(平成30年5月15日付付30農振第78号農林水産省農村振興局長通知)を定めているところですが、FIT認定は条件としていません。 また、この通知において、営業型太陽光発電設備の下部の農地における営業の適切な継続が確実と認められることと条件として、下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないことを定めているところである。	(1. について) 再生可能特措法は、再生エネの導入を促すことを目的として、電気事業者による再生可能エネルギーの供給を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 なお、再生エネ「主力電源」とするためには、責任ある長期安定的な電源となることが必要です。そこで、農林水産省において、特に農家が適切に継続される可能性が高い場合や荒廃農地の再生利用の促進が期待できる場合等については10年間の農地転用を認めていることを踏まえ、長期安定的な発電を促すエネルギー産業創立法案と農林水産省政策の連携を図っていくため、農地一時転用許可期間が10年間となり得る営業型太陽光を対象に、自家消費等を行わないものであっても災害時活用を条件としFIT制度の対象としています。こういった要件については、今後、調達価格等算定委員会が議論していくこととなりますが、実態を踏まえつつ、必要に応じて見直しを行います。 (2. 3. について) ・(FIT認定条件) 営業型太陽光発電設備は、FIT認定がなくても設置することができます。 (収量要件) 営業型太陽光発電設備は、農家が適切に継続されることをもって、通常太陽光発電設備の設置が認められない荒廃農地においても設備の設置が認められる、特例的な取組です。 また、営業型太陽光発電設備は、農業と再生可能エネルギーによる発電とが隣立する取組であることから、農家が適切に行われない場合は、この両立が失われ、単なる発電事業となってしまう。 御提案のように、設備に条件を付したとしても、適切な営業の継続が確保されるとは限らないと考えられます。 したがって、この両立の目安として、農家の平均的な単収の割合を確保することとしていますが、「地域の平均的な単収」を目安として、地域の実情に配慮した指標としているところであり、御理解願います。 なお、荒廃農地を再生利用する営業型太陽光発電の取組は、荒廃農地の再生に資する一方で、許し基準である単収の8割以上の確保が困難なケースもあることから、令和3年3月に通知改正を行い、発電設備の下部の農地の適正かつ効率的な利用を確保することを条件に、単収8割確保の要件は求めないこととしたところであります。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への 検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング グループに おける処 理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分 類	対応の概要	
1510	令和3年8月6日	令和3年9月10日	屋外広告物許可申請のWeb化	各地方自治体の屋外広告物許可申請および支払いを共通のWebサイトでおこなえるようにしてほしい	屋外広告物の許可申請は、各地方自治体がそれぞれの条例で方法・書式を定めています。しかし、簡易化や統一していることの根本的な仕組みは同じで、具体的には、景観地域かそうでないかといった地裁的な要素で色合い・大きさ・広告物の地上高などの制限が設けられ、その基準に適合すれば広告物の面積によって申請料が決まるという仕組みです。にもかかわらず、自治体ごとに書式が異なるため、申請書を作成する側にとっては、非効率的です。加えて、申請料の支払い方法もまちまちで、銀行振込・Pay・easyで可能な自治体もあれば、その自治体に行かないと購入できない収入証紙しか受け付けられないところもあります。そこで、これらを全国共通のWebサイトで行えるように整備してほしいです。これにより、申請者側は申請がすみやかにかつ効率的に行え、自治体側はこの管理・督促にかかる人件費・郵送費・管理費等のコストを大幅に減らすことができると思います。	個人	国土交通省	屋外広告物法では、都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができるほか、同様に都道府県で必要があると認めるときは、条例で、広告物の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる、旨規定しております。	・屋外広告物法第4条及び第5条	対応不可能	屋外広告物の許可等制限を設けるか否かや制限内容などは、全国各地で、良好な景観形成・風致の維持や公衆に対する危害防止のため、それぞれの地域特性を踏まえながら、各自治体が、必要に応じ、条例の定めるところにより行っており、このことから各自治体におけるそれは異なるしくみとなっています。このように屋外広告物の許可(申請)については、全国各地域で様々な方法で行われるため、認可申請方法や書式について国が全国共通のWebサイトを作成し、統一することは困難です。	
1511	令和3年8月6日	令和3年9月10日	信書の配達取り扱に関する郵便法による制限撤廃について	現状、信書の配達は郵便によってしかできないことになってしまっていますが、郵便法の制限を撤廃して、郵政以外の民間配達業者も信書を配達できるようにしてほしいです。	コロナ禍で、多くの諸外国宛での郵便の受付・配達が半年以上停止しており、非常に困っています。契約書、委任状、登記簿、証明書などの信書は、法的には、EMSなどの郵便サービスでしか送れないことになってしまっていますが、EMSを含む郵便局受けの海外配達サービスが長期間ストップしてしまっている現在、郵便法に抵触したとしても、民間配達業者の海外への航空配達サービスを利用するしかない状態です。外国の企業と取引をしたり、外国で登記事項を変更したり、外国の官公庁で手続きをしたり、重要な事柄ほど、外国へ信書を送る必要があり、コロナ禍でも、国内外の経済活動は続いているので、郵便でしか信書が送れないとなると、個人・企業にとって、死活問題です。DHLやFedExなどの海外大手と比べ、例えば、国内大手のヤマト運輸は比較的リーズナブルなコストで小配達サービスを提供してくれています。このサービスには信書は対象にならず、また、ヤマト運輸は法令遵守をしっかりとされているので、ユーザー側で、このリーズナブルなサービスを使って信書を送ろうとしても、郵便法の規制があり、出来ません。この郵便法の縛りは、独禁法違反になる可能性があり、また、国内の民間配達業者の健全な市場競争原理を妨げています。海外大手配達業者は、事前チェックもなく信書を配達できるので、ユーザーとしては、料金が高くてもそちらを使うしかありません。法令遵守をしている国内業者が不利益を被っている現状は、国益にも反するのではないのでしょうか。早急に改善して頂くことを希望致します。	個人	総務省	番号1455の回答をご参照ください。				
1512	令和3年8月6日	令和3年9月10日	日本パスポートへの出生地記載	現在日本のパスポートには、出生地の記載がありません。パスポートに出生地の記載をしてください。	一方他国のパスポートには、出生地の記載があるのが一般的なようで、ドイツで銀行口座を開くときに、出生地の記載がない日本のパスポートを身分証明書として使えず、銀行口座を開くことができないため、困っています。ドイツで暮らしておりますが、パスポートに出生地の記載がなく、身分証明ができたときの書類を出さなくてはならない、もしくは、銀行口座の例のように、口座を開けず海外で非常に暮らしにくい状況です。ぜひ、海外に暮らす日本人がグローバルな環境で活躍促進できるように、パスポートへの出生地記載をお願いします。	個人	外務省	旅券には所持人名を示す事項として、氏名、生年月日、性別、国籍に加え本籍の都道府県を記載事項としており、戸籍に記載された情報を基としております。(旅券法第6条第1項、旅券法施行規則第5条第1項及び第6項)	旅券法、旅券法施行令及び旅券法施行規則	対応不可	我が国においては、戸籍は、個人の身分関係や国籍を公証する資料であり、戸籍を基に同一人性の確認を行っているため、従来、出生地ではなく戸籍の登録地である本籍の都道府県名を記載しています。旅券の記載事項については、国連専門機関である国際民間航空機関(ICAO)で国際標準が定められており、出生地については、氏名や生年月日などと異なり、旅券への記載の可否を各国が任意に選択できることとなっておりますが、現時点では本籍地から出生地への記載内容の変更は見込んでおりません。	
1513	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法定相続情報証明制度の利用について	法定相続情報証明が年金手続きにも利用できるように。	昨年父が亡くなり登記や銀行など諸々の手続きを行うにあたり、法定相続情報証明制度を利用し証明書を取得し各手続きを行ったが、年金手続きだけは行えなかった。是非利用できるようにしていただくと有難いと思います。既に改善されましたら申し訳ありません。	個人	法務省 厚生労働省	番号712の回答をご参照ください。				
1514	令和3年8月6日	令和3年9月10日	刑事事件証拠資料のデジタル化	刑事事件1件について、数百枚~10万枚以上の紙の証拠が作られる。これを電子データのままで裁判所や弁護士へ送ることができれば、裁判の準備にかかる時間が短縮され、国が国庁ワークライフランスを公務員がたりやすくなるはずですが、また国選弁護であればコピー代が税金負担であり多額が無為に使われていて、国選弁護でなくとも弁護士費用の無意味な高額化に繋がっている。 <a href="https://www.change-discovery.org/">https://www.change-discovery.org/</a>	今どき手書きで資料を作っているわけではなく、印刷、運搬、保管、複製、と複数人が多岐に渡る過程で、印刷物であるために時間と労力を割いている。これを電子データのままで裁判所や弁護士へ送ることができれば、裁判の準備にかかる時間が短縮され、国が国庁ワークライフランスを公務員がたりやすくなるはずですが、また国選弁護であればコピー代が税金負担であり多額が無為に使われていて、国選弁護でなくとも弁護士費用の無意味な高額化に繋がっている。 <a href="https://www.change-discovery.org/">https://www.change-discovery.org/</a>	個人	法務省	我が国の刑事訴訟法上、証拠書類を含む刑事手続に係る書類については、紙媒体で作成されることを前提とした規定となっており、紙媒体で作成・管理することを前提とした運用を行っている。	なし	対応不可	法務省においては、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、捜査・公判に関する書類データを電子データとして作成・管理し、オンラインにより発受すること等に関する検討を行っており、検察官から裁判所に対する証拠の交付や、弁護士に開示する証拠の閲覧・照会等における情報通信技術の活用もその検討対象としている。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1515	令和3年8月6日	令和3年9月10日	国家試験・資格の統合	<p>・電気主任技術者(電気事業法・経済産業省)、電気通信主任技術者(電気通信事業法・総務省)と、施工管理技士(建設業法・国土交通省)において、業務-工事管理の分野において重なりがあります。</p> <p>・上記により、事業者は建設業の免許取得・更新のため資格取得者を雇用する必要がありますが、こういった複数の免許を取得することは難しく、人材確保に多くの苦勞をしています。</p> <p>・資格試験の多くは電気、電子工学、関係法規など重なりがあることから相互の資格で業務の従事ができるよう改正をお願いいたします。不足する知識は民間講習等で補入と考えられます。</p>	<p>・私は、建設会社で主に総務系を担当し現在は人事部長兼研修担当をしています。これまで免許更新等で政府の地方出先機関と調整することを30年してまいりました。</p> <p>・提案理由は、「提案の具体的内容」としており、それぞれ種類の国家資格試験を合格するための研修を社内で進めてまいりましたが、試験内容の重なりが甚だしく(定年退職(来年を予定)を期に発言させていただくことになりました。</p> <p>・仮に、資格相互の乗り入れや統合が可能となれば、学生や社会人は効率的な良い学習が可能となり、企業にとっても計画的な人材育成計画・トレーニングを実施できるようになります。それぞれの資格は経緯があるものですが、ABなど外国の大手建設会社と競合するといった法制度が外国には無いものだから、トラブルとなります。多くの場合は、事業者手が遅れた場合は日本側の責任となりましてこれまでペナルティを請求され銀行からの信頼にも影響いたします。</p> <p>・健全な産業の発展のため、ぜひとも申し上げた3技術資格に限らず国家試験の見直しをお願いいたします。電気工事士(経済産業省)に至っては、取得したにもかかわらず厚生労働省の免許・講習(労働安全衛生法)をうけなければならず使い物になりません。こちらも統合が必要と考えられます。</p> <p>・報道等では国家公務員の皆様はその大きな責任とともに、日夜激務の環境にあると理解しています。民間会社もそうですが、枠組みがあるとその維持だけで多大な苦勞があります。ぜひとも若手・後輩のため業務の整理統合とそれによる日本の成長余地確保をお願いいたします。</p>	個人	総務省 経済産業省 国土交通省 厚生労働省	<p>(総務省) 制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>(経済産業省) 今回、元・建設会社の人事関係者の方より、建設業法の免許取得・更新のための資格取得者確保の困難さなど、資格試験の統合の御提案を頂きましたが、当該免許取得・更新のためにどのような資格が必要であるかは電気事業法で定めているものではありません。</p> <p>(総務省) その他 また、電気事業法に基づく電気主任技術者の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うために必要な知識を問うために実施しているものであり、ほとんどの受験者は、建設業関係の必要性から資格を取得しようとするものではないものと考えられます。このため、根拠とする法律の目的が異なる施工管理技術検定や電気通信主任技術者試験と統合することは、電気主任技術者が必要としていない知識を要求し、不要な規制強化に繋がるため、適当ではありません。</p> <p>(国土交通省) 現行制度下で対応可能</p> <p>技術検定の受験資格において、所定の資格所持者については、試験の一部免除や、受験資格として要する実務経験年数の短縮が可能となっております。</p> <p>また、建設業法上求められる資格要件としては、主任技術者や監理技術者等になる場合に、一例として施工管理技士の資格がありますが、業種によっては、他の法令に基づく国家資格等(一部の資格は実務経験要件付き)でも要件を満たすことができるよう措置しております。</p> <p>例えば、電気事業法に基づく電気主任技術者や、電気通信事業法に基づく電気通信主任技術者で、資格取得後に5年間の実務経験を有する者は、該当する建設業理における主任技術者資格を満たします。</p>				
1516	令和3年8月6日	令和3年9月10日	【総務省・警察庁】 【厚生労働省】 マイナカード普及促進の提案	<p>マイナカードが普及しないのは、マイナカードの表面にマイナンバーが印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記憶させ、市役所等で本人確認しないと打ち出せないシステムとすることができず、マイナカードを普及させることができます。</p> <p>但し、マイナカードのICに記憶させた各種番号を、何処の端末でも、何の番号でも表示させられるならば意味がありません。</p> <p>例えば、警察の端末ならば、運転免許番号のみが表示され、オンラインで運転免許情報を取り寄せるようにすべきです。</p> <p>病院の端末ならば、健康保険番号のみが表示され、オンラインで健康保険情報を取り寄せるようにすべきです。</p> <p>税務署の端末ならば、納税者番号のみが表示され、オンラインで税務関連情報を取り寄せるようにすべきです。</p> <p>各番号とマイナンバーの紐づけは、厳格に管理し、複数の公務員が同意入力しなければ、表示できないシステムとし、公務員による開覧情報は、厳密に記録されるシステムとすべきです。</p>	<p>マイナカードが普及しないのは、マイナカードの表面にマイナンバーが印刷されているからです。</p> <p>マイナンバーは、カード内部のICに記憶させ、市役所等で本人確認しないと打ち出せないシステムとすることができず、マイナカードを普及させることができます。</p> <p>但し、マイナカードのICに記憶させた各種番号を、何処の端末でも、何の番号でも表示させられるならば意味がありません。</p> <p>例えば、警察の端末ならば、運転免許番号のみが表示され、オンラインで運転免許情報を取り寄せるようにすべきです。</p> <p>病院の端末ならば、健康保険番号のみが表示され、オンラインで健康保険情報を取り寄せるようにすべきです。</p> <p>税務署の端末ならば、納税者番号のみが表示され、オンラインで税務関連情報を取り寄せるようにすべきです。</p> <p>各番号とマイナンバーの紐づけは、厳格に管理し、複数の公務員が同意入力しなければ、表示できないシステムとし、公務員による開覧情報は、厳密に記録されるシステムとすべきです。</p>	個人	警察庁 総務省 厚生労働省	<p>【警察庁】 道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号。以下本欄及び右欄において「法」といいます。)において、マイナンバーカードと運転免許証の一体化に必要な規定を整備されました。法においては、マイナンバーカードのICチップに免許証の有効期間、免許の種類、免許の条件等の免許情報を記録する方法により一体化を行うこととされています。</p> <p>【総務省】 「マイナンバーカード」は、氏名、住所、生年月日、性別、個人番号その他法令で定める事項が磁気的方法により記録されたカードとされています。</p> <p>【厚生労働省】 【マイナンバーカードの健康保険証利用について】 マイナンバーカードの健康保険証利用はプッシュ運用を実施しており、令和3年10月までに本格運用を開始することとしています。マイナンバーカードによる健康保険の資格確認は、マイナンバーを用いずマイナンバーカードのICチップ内の電子証明書を用いており、医療機関等において、健康保険に関わる必要な情報のみ確認できる仕組みとなっております。</p> <p>【警察庁】 法による改正後の道路交通法(昭和35年法律第105号)第95条の2第1項、第2項及び第3項(未施行)とされています。</p> <p>【総務省】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)</p> <p>【厚生労働省】 健康保険法第3条等</p>	<p>【警察庁】 マイナンバーカードと運転免許証を一体化する場合において、警察がマイナンバーを扱うことはありません。また、警察官が警察の端末で読み取ることのできる情報は、警察によって記録された免許情報に限られます。</p> <p>【総務省】 マイナンバーカードの券面記載事項については、御提案の件も含め、本人確認のためのカードのあり方として重要な事項であり、関係省庁とともに、丁寧に検討を進めていくべき課題と考えています。</p> <p>【厚生労働省】 【マイナンバーカードの健康保険証利用について】 制度の現状欄に記載のとおりです。</p>			
1517	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選挙をスマホとマイナンバーを使った制度として効率化と正確性の確保を行う	<p>選挙を、マイナンバーとスマホで本人確認して、スマホから投票出来るようにすれば、投票への敷居が下がって投票率が高くなると考えられます。</p> <p>情報弱者に対しては、市町村に「面商以上、情報弱者用の投票券を設ければ良く、そこで、指紋認証を行って投票をさせれば、不正が起こりにくい。</p>	<p>現在の選挙システムでは、投票所へ足を運ぶことのみで、投票率が低い、という理由が大きいと考えられるので、その敷居を下げることで、より民意を反映した正しい選挙が行えると同時に、電子的に投票内容が記録出来るので、集計が迅速正確に行えるようになり、人でも大幅に削減出来ることから、選挙コストの削減も可能となる。</p>	個人	内閣官房 総務省	<p>マイナンバーカードを用いた投票所以外の場所における投票は、現行制度において実施されていません。</p>	検討を予定	<p>投票所以外の場所における投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1518	令和3年8月6日	令和5年4月26日	常設保育園の保育従事者の規制緩和	<p>(1)認定こども園および常設保育園の0歳児から2歳児における保育従事者に家庭的支援員を小規模保育と同様に配置できるように規制緩和していただきたい。</p> <p>(2)認定こども園および常設保育園の施設全体での子育て支援員の加配を3割程度認めていただきたい。</p>	<p>このままでは、モラルハザードが起きます。</p> <p>(1)大規模園がタコ足のように、次々に小規模保育をひらいて地域の常設園を脅かすことになるでしょう。しかも、施設への投資も少ないので、利益が見込めないところは、すぐに閉鎖し、備からところへと転々と拠点を移すことになります。中長期的に、安定的な保育環境がダメになり、不安定な保育が残る。利益追求型のデメリットを思います。</p> <p>(2)個人個人の保育士が常設より賃金が高く、規制が緩い小規模保育を行うことで、常設保育士のなりが、さらに減少するのではないかと予想される。小規模保育に目をつけているのは新年が多く、潜在保育士ばかりではないという事です。</p> <p>(3)小規模保育日は支援員5割、小規模保育?は支援員10割で実施可能なので、0～2歳児の安全性に不安がある。常設以外ではほとんど無資格者が増えるでしょう。常設にはしっかりとした設備やマニュアルやルーティンがあり、安全性を担保しているのだけれども、主任や指導保育士がいらない分、管理が難しくなりやすい、危険です。</p> <p>遠回しな政策を続けるよりも、数の問題として、シンプルで有効性の高い対策をすべきです。</p> <p>学者なら、諸外国の取り組みから保育従事者の緩和について国民に説明できるはずです。</p> <p>子育て支援員の加配を認めることで、コロナ後の失業対策にもなるでしょう。</p> <p>いつまでも効果の薄い議論に振り回されるのはおやめになっては、いかがでしょうか。</p> <p>私たちは、落ち着いて保育を楽しまたいのです。</p> <p>あまりしじめないでください。</p> <p>大人の不機嫌な顔は子供たちにも良くないです。</p>	個人	こども家庭庁	<p>【保育所】 基準省令において、配置すべき保育士の数を児童の年齢別に定めています。</p> <p>【幼保連携型認定こども園】 幼保連携型認定こども園における配置基準上の必要となる者の員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数を指します。</p>	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第30条第2項 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条	対応不可	保育所及び幼保連携型認定こども園の設備や運営等に関する基準は、児童の身体的、精神的、社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するための最低基準として設定されているものであり、質の担保の観点から、最低基準を引き下げることは困難である。	
1519	令和3年8月6日	令和3年9月10日	海外居留民の旅券更新に係る対面主義の緩和	<p>海外居留民の旅券更新に際して、対面主義が取られている。具体的には、本人が領事館に向向いて手続きする事が求められている。コロナ禍による移動制限等で遠隔地の領事館に向向くのが困難である場合等、相対の事情が認められる場合は、対面主義を緩和し、オンライン面談、電送、郵送を組み合わせて更新出来るよう便宜を図って下さるのが妥当と思われる。</p>	<p>当方カナダマニトバ州ウィニペグ在住の日本国民。カナダ永住権を取得、現在ウィニペグ市公務員として日本を含む海外からの留学生に対する各種支援・企画業務に従事中。日本旅券の期限は2021/1。旅券更新情報はアルバータ州カルガリー領事館(マニトバ州には領事館なし)。カナダでは新規COVID-19罹患者が急増中で、一旦は解除された州間移動時の隔離規制が何時復活するか分からない状況。そうだと、カルガリーに旅券更新に向向く場合、出発前にウィニペグでPCR検査陽性、カルガリーで二週間の隔離、ウィニペグに戻って二週間の隔離、が求められる公算大。一方、旅券更新の為に1ヶ月も仕事を休む事は極めて困難、職場の理解も得難い、本人確認からオンライン面談でも可能と思われる事をカルガリー領事館に訴えても、規制で出来ない、この主張で取合せて頂けない。移動領事館もCOVID-19で休止が続き、このままでは旅券が失効、高齢者を含む日本の家族に何かあっても帰国出来ない事態を招来する公算大。カナダの海外居留民には、同様の事例でオンライン面談が許容され、難なく旅券更新出来ている事に鑑み、日本の海外居留民にそれが認められないのは、我が国公約の規制改革、デジタルトランスフォーメーションの遅れにより国民が不利益を余儀なくされている例・証と考え、上記規制改革・緩和を提案する次第、ご検討頂きたい。</p>	個人	外務省	<p>一般旅券の発給申請は、一般旅券発給申請書、写真、戸籍謄本等の関係資料を、国外においては最寄りの在外公館に出頭の上、提出して行うこととなっており、代理の方による代理提出も可能となっております。(旅券法第3条第1項及び第4項)</p> <p>旅券の交付は、「申請した者の出頭を求めて当該申請者に交付すると規定されており、原則として交付時に申請者本人の出頭が必要とされております。(旅券法第8条第1項)</p> <p>なお、「病気、身体の障害等真にやむを得ない理由により申請者の出頭が困難であると認められ、かつ、当該申請者が人違いでないことが明らかであるときは、当該申請者の出頭を求めなく、当該申請者が確実に受領できると認められる最も適当な方法により一般旅券を交付することができる」と規定されており(旅券法第8条第2項)、この場合は、職員の派遣、又は、申請者が指定した者の出頭を求めて交付することとされております。(旅券法施行規則第7条第3項)</p>	旅券法、旅券法施行令及び旅券法施行規則	対応不可	<p>旅券の発給申請を行う場合、原則として、申請時と交付時の計2回、申請窓口に出頭いただく必要がありますが、申請書の提出に当たっては代理の方による代理提出が可能となっております。(旅券法第3条第4項)</p> <p>また、現行の旅券法上、原則申請者本人の出頭を求めた上で交付しますが、申請者本人の出頭が困難な場合等や申請者本人が高齢・持病がある等の場合は申請者が指定した代理の方に交付することができます。ただし、旅券の信頼性を維持する等の観点からも郵送による旅券の交付はできませんので、何卒御理解願います。</p> <p>外務省では、申請者の利便性向上等を図るため、2022年度(令和4年度)から、オンラインによる申請を可能とする計画です。</p> <p>現在、制度設計に取り組んでおりまして、頂いた御提案事項も参考とさせていただきます。</p>	
1520	令和3年8月6日	令和3年9月10日	保育士の都道府県受験資格の緩和	<p>多くの自治体で保育士が不足しているのに、保育士試験を受験するハードルが高すぎる。</p> <p>例えば【自動車整備士の専門学校を卒業した人】は受験できるが、【高卒でベビシッターとして働いてきた人】【高卒で小児科クリニックで看護助手として働いてきた人】は受験できない。</p> <p>保育士試験は、保育と無関係の学校に2年通えば、誰でも受験できる。それに関わらず高卒は受験資格すらないのは、合理性があるとは言えない。</p> <p>高卒で受験できるようになれば、保育士養成学校の進学者が減る可能性があり、それを守るための設備・人材確保が難しくなる。</p> <p>保育士の給与で、短大や専門学校の奨学金を返済するのは難しい。高卒者にも受験資格を与えるべきだ。</p>	<p>高等学校卒業程度の場合は、児童福祉法に定められた児童福祉施設において、2年以上(総勤務時間数が2,880時間以上)児童の保護に従事すれば受験資格が得られます。</p> <p>※平成3年4月1日から受験資格が短期大学卒業程度に引き上げられたことにより、その経過措置として、平成3年3月31日までに高等学校を卒業した場合は、実務経験がなくても受験可能となっています。</p>	個人	厚生労働省	児童福祉法施行規則第6条の9第2号	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1521	令和3年8月6日	令和3年9月10日	家族等死亡に伴う市町村役場での届出や手続き簡素化(フントップサービス)のための法整備や推進	家族等が死亡すると各自自治体で届け出や手続きを行うが、その手続きがわかりやすく、色々な部署を回る必要もある。また、何度も同じことを記載させられるが、簡素化してほしい。(各自自治体の住居サービスの向上)自治体の各部署では、それぞれ別の法に基づいて監理に申請書を記載しているのだから、手続きや書類等に慣れていないような申請者にとっては身体的精神的な負担は大きい。	家族等は80歳代夫婦2人世帯でしたが、父が亡くなり母を連れて手続きしましたが、部署を5、6か所まわり同じような内容を数ჯჯつ記載。当たり前ですが各様式で記載する場所が異なり、文字が小さくて見づらいものも多く、事務員経験のある私でもうざりするものでした。事前に準備して持参する物も多く、これを高齢者が1人でやるのはかなり困難だと感じました。最近では諸事情で高齢者自身が一人で手続きすることも多くなっており何度も市町村役場に足を運ぶが「一日で終わらない」という話も聞きます。地方によっては役場までの公共機関の便が悪かったり、長時間歩く必要のある人も。病弱、葬儀、他の手続きなどもあ身身体的精神的にも疲れ切っている人にも認知症をかかせるような自治体の縦割り手続きシステムが少しでも簡素化されたと願います。	個人	内閣官房	なし	対応	地方公共団体が、遺族に必要な手続きを一元的に案内し、申請書の作成補助などを行いながら手続きの負担を軽減する「おくやみコーナー」(死亡に関する総合窓口)の設置を支援するため、ツール(おくやみコーナー)設置自治体支援ナビ等)を整備し、2020年(令和2年)5月にその活用方法を盛り込んだ「おくやみコーナー設置ガイドライン)を策定し、提供しています。引き続き、利用上の課題をヒアリングし、順次改善を行うことで地方公共団体における「おくやみコーナー)設置を推進する等により、遺族の負担軽減に向けた取組みを行ってまいります。この度頂戴したご意見につきましては今後の施策推進に向けて参考とさせていただきます。		
1522	令和3年8月6日	令和3年9月10日	遺品整理等片付けにおける一般廃棄物取り扱いの特例	遺品整理等片付けを事業として一般廃棄物の許可を持たない業者が行う場合、1. お返しする物 2. 有価物として引き取る物 3. 廃棄物 犬糞、上記3項目へと仕分け作業を行います。1、2は問題ないのですが、3については依頼者自身に処分して頂くか、それが難しい場合にはその地域の自治体に確認した上で、その地域の一般廃棄物収集運搬許可業者の手配等を行います。しかし、それが依頼者、專業者にとっても相当な負担となるため、遺品整理等、業態は限定した上で、一般廃棄物をその地域の処理施設まで運んで差し支えない特例を認め頂ければと思います。	高齢化の進行が著しいわが国において、特に2025年以降、いわゆる「団塊世代」と言われる世代が後期高齢者の年齢に達します。今後急々、遺品整理、生前整理、空き家片付け等のニーズが高まることは容易に想像できます。しかし一方で、一般廃棄物収集運搬許可業者(以下、「許可業者)は)は近年人手不足から年々減少傾向にあり、また、新規に許可を出すことはほとんどない状況です。このギャップにより、上記の仕分け作業までは進んでも、「3. 廃棄物)の処理が非常に困難な状況となっております。依頼者ご自身に処理して頂くことは、特に依頼者が高齢者の場合は非常に負担が大きなものとなります。また、遺品整理等業者が自治体に確認した上で許可業者を探し、手配した上で依頼者との契約をコーディネートするにも、相当な負担が発生します。また、案件に対し対応可能な許可業者を探すことが自治体で難しいのと、更かつとも目録調整などが非常に難しく、結果としてそのことも依頼者の負担となってまいります。これにより、依頼者の希望もあっても、違法行為と知りつつ3. 廃棄物)まで回収している業者も業態としては少なくありません。ここにかしを際することは、法治国家として決して良いことではありません。もちろん、野放図に特例を認めるということではなく、ある程度厳格な要件のもと特例を認めるといふ形が望ましいと思います。この特例が認められれば、高齢者の片付け問題は急速に解決に向かうものと思います。また、ニーズは非常に高いものの、上記の通りコンプライアンス上のハードルが高いことからあまり活性化してこなかったこの分野において、新たな市場が生まれるものと考えます。	個人	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項等	対応不可	上記「制度の現状」とのり許可に関する規定は、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないよう一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。御提案にあるような、特定の業態であることのみをもって、許可と同等に適正な収集及び運搬が確保されるとはいえないため、許可の特例とすることはできません。	
1523	令和3年8月6日	令和3年9月10日	自動車用LPGタンクの検査期間の廃止または延長	現在自動車用LPGタンクはタンク製造年月から20年までは6年ごとの検査が必要で3回目(18年)の検査時には20年-18年で2年間未満の期間で検査が必要で20年超えのタンクは2年ごとの検査が必要となっていますが、このタンク検査の廃止または期間の延長を提案したいと思います。	理由は日本国外の諸外国にはそもそも充填期間という概念が無くヨク自動車も香港に新車として輸出してLPG車用のLPGタンクに期間の記載はあるものもそもそも法律が無い為に実際に検査は行われていません。また日本で使われた中古LPG車も多数、諸外国に輸出されてそのまま使われています。私が知る限りでは特に事故などは起きていないようです。私のような一般人を含めたタクシー-事業者などが毎年のLPG車を維持するうえで金銭的にも検査期間中は車両が使えないなどの非常に高いコストが重く大変維持が難しくなっております。これは国土交通省と経済産業省の縦割りの弊害ではないかと思っております。どうかご検討の上、廃止または延長の御決断をお願い申し上げます。素人の悪事をお許し下さい。	個人	経済産業省	液化石油ガス自動車燃料装置用容器に関しては、充填期間は設けられておらず、容器再検査に合格する限りにおいて使用することができます。容器再検査の期間については、経過年数20年未満のものは6年、20年以上のものは2年となっています。また、容器再検査に関しては、米等国等諸外国においても求められていることと承知しており、適切な容器再検査の実施は、高圧ガス容器の点検不良による高圧ガスの漏洩、爆発、火災等を未然に防ぐ上で重要な役割を担っています。なお、国土交通省と経済産業省の縦割りの観点では、これまで、国土交通省が所管する車検制度(高圧ガス容器は車検の対象外)の検査周期と、経済産業省が所管する容器再検査の検査周期を調和させることで、ユーザーの利便性向上に努めています。	容器再検査の期間に関しては、容器保安規則第24条第3項において、「経済産業大臣の認可を受けた場合…は、…当該認可に係る期間」とすることができるとされており、科学的・合理的な根拠に基づき安全性が確認できれば、容器再検査の期間の延長が認められます。	現行制度下で対応可能	なお、特認の一般ルール化については、安全上のデータ等が示される場合には、知見者の見解を踏まえつつ、行政が安全上問題ないかと判断するものについては速やか一般ルール化する可能性を検討するものとし、安全上問題ないと考えられる範囲で一般ルールに技術進展の要素を積極的に取り込んでいくこととしています。	
1524	令和3年8月6日	令和3年9月10日	救急救命士の特定行為の指示について	救急救命士は、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生省令で定める救急救命処置を行ってはならないとされていますが、大規模災害時や通信の不感知帯において、医師の具体的な指示が得られない場合にも救急救命処置が迅速に行えるよう法に明記いただきたい。	大規模災害時や通信の不感知帯など、医師の具体的な指示が迅速に受けられない場合、救急救命処置が遅れ生命に重大な影響を与える可能性がある。平成29年3月30日消防法第48号、消防庁救急企画室長通知において大規模災害時等の通信途絶における救急救命処置の迅速性について発出されているが、あくまでも技術的助言であることから、法に但し書きで明記いただきたい。	個人	経済産業省 厚生労働省	救急救命士は、救急救命士法において、医師の具体的な指示を受けなければ、厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないとされています。(救急救命士法第44条第1項)これは、当該救急救命処置が高度の医学的判断を要する行為である等の理由によるものです。なお、東日本大震災や熊本地震などの過去の震災時には、通信途絶の発生状況などを踏まえてあくまで限定的に、違法性阻却され得るとの考え方を示しております。	救急救命士法第44条第1項により、救急救命士は医師の具体的な指示を受けなければ厚生労働省令で定める救急救命処置を行ってはならないこととされており、同項に違反した場合には同法第53条第1号に基づき罰則が課せられることとされています。大規模災害等が発生し、通信途絶等の問題から医師の具体的な指示が得られないやむを得ず当該救急救命処置を実施する状況となつた場合には、罰法第35条に規定する正当業務として違法性が阻却され得るものと考えられますが、同条に該当するかどうかについては、通信途絶の状況、代替手段の有無、切迫性等個別の事情を踏まえて判断されるものであり、救急救命士法において明記することは困難と考えっております。			

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1525	令和3年8月6日	令和3年9月10日	夫婦別姓	夫婦別姓を婚姻時に選べるようにしてほしい。また既婚者も旧姓に改姓できる仕組みにしてほしい。	離婚が3人に1人の時代、離婚すると苗字を直す女だけが軽んじられる目も公平平等。しかも女は手紙もよく書く。親の不幸を夫の苗字で相続する理不尽さもあり、時代が昭和から平成、そして令和になり、令和らしい多様性も認めるべきだ。ぜひとも夫婦別姓を推してほしい。現在既婚者も夫婦で話し合い別姓を選べる仕組みを作してほしい。	個人	法務省	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等内容とする「民法の一部を改正する法律案(案)」を申請したことを受け、法務省は、電波法及び平成22年への発申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにいたしましても、法務省としては、この問題については、国民的議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後も国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。			
1526	令和3年8月6日	令和3年9月10日	運転免許証等公的証明書に英語表記を付記してほしい	運転免許証等を含めて公的証明書には英語表記を付けてほしい。	当社はイギリスでまとめられた知識型であるITILというものの研修サービスを提供しており、研修後の試験を、コロナ対策でオンラインにて受けていただくを希望することがあります。しかし、試験は知識型型の所有団体である外国の会社がかき起しているため、日本語しか表記されていない身分証明書では断られてしまいます。また、以前は、結婚で名字が変わったことを証明する必要がある生徒さんがありました。が、同じく英語表記がなく証明するために数ヶ月を要したことがあります。	日本クイント株式会社	警察庁 法務省		番号970の回答をご参照ください。				
1527	令和3年8月6日	令和3年9月10日	太陽光発電設備の設置における電気供給約款の追加、見直しについて	令和元年度の「地域の防災・減災と低炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業」を町有施設に活用するにあたって、現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターから「約款に合わない」として、導入を断念した案件がある。については、国から北陸電力送配電株式会社をはじめとする電気事業者に対し、太陽光発電設備の設置における「同一構内の解釈について、再度、周知し、解釈に即した運用が可能になるよう約款(附則「特例設備及び特例区域等」)の追加・見直し等の依頼をお願いしたい。	避難所として指定してある町立公民館【A】に蓄電池や高効率照明(LED)を設置し、車(敷地)が異なるが、隣接している町立消防団の所(土地も町所有)【B】の屋根に太陽光パネルを設置した上で、蓄電池でつなぐことを検討した。現、北陸電力送配電株式会社ネットワークサービスセンターは、「約款の一構内一受電の取り決めにより、接続を認めない(2020年10月1日)託送供給約款より 特例設備が施設された特例区域等を除く」と回答した。しかし、経済産業省HPの「太陽光発電設備を設置する場合の手続き」の中の「太陽光発電の取扱いについて(平成24年2月)」および「いむわ」掲載しにおいて施設された太陽光発電設備の電気事業法上の取扱い(電気保安)について(平成28年4月11日)によると、【B】の建物の太陽光パネルで発電した電気は、【B】の建物内の電気設備と接続せず、【A】に自営線をつなげば、「同一構内にあるものと解釈できる」と記載されていることに基づいた。上記の取り扱いの趣旨により、電気供給約款(附則)の変更が行われた場合、今後、同一構内の制限と合わせて再生可能エネルギー設備である太陽光発電設備等をより多くの敷地・施設に導入することができることから脱炭素型地域エネルギーシステムの構築に向けて、自治体や企業、さらに住民が一体となって取り組むことが可能になり、地域エネルギー分野での投資が促進され地域経済の活性化が期待できる。	富山県立山町	経済産業省		2021年4月1日より、電気事業法施行規則等の改正に伴い、特定の要件を満たす場合に限り複数引き込み並びに複数需要場所1引き込み等を行うことが可能になりました。一般送配電事業者の託送供給約款においても、同日から改正に伴う1需要場所複数引き込みの運用については適用可能となっております。	電気事業法施行規則第3条第3項	現行制度下で対応可能	2021年4月1日より、電気事業法施行規則等の改正に伴い、特定の要件を満たす場合に限り複数引き込み並びに複数需要場所1引き込み等を行うことが可能になりました。一般送配電事業者の託送供給約款においても、同日から改正に伴う1需要場所複数引き込みの運用については適用可能となっております。	○資源エネルギー庁ホームページ 特例需要場所に関するQ&A <a href="https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html">https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/faq/index.html</a> ○北陸電力送配電公表 2021年4月1日付け 託送供給約款 P.23 14 発電場所および需要場所(4) <a href="http://www.rkiuden.co.jp/wm/soden/attach/takuso20210318.pdf">http://www.rkiuden.co.jp/wm/soden/attach/takuso20210318.pdf</a>
1528	令和3年8月6日	令和3年9月10日	附款を活用したアマチュア無線局「移動する局」「移動しない局」の区別撤廃	アマチュア無線局については、移動する無線設備の場合には空中線電力が50W以下に制限されている。そのため、免許(再免許)申請の手続きは別々に必要となり、手数料と電波利用料について必要となっている。なお、識別信号(コールサイン)は、原則として同一ものが指定されている。今後、同一構内の制限と合わせて再生可能エネルギー設備であるアマチュア無線局は「移動する局」も「移動しない局」も免許人単位の名寄せは容易であると思われる。これを分けて監視することは、行政業務と免許士の負担とそれ、特段の効率性をうかがい知ることができません。この無線局免許を受ける必要があり、指定を受けようとする空中線電力により無線局免許申請手数料に差はあるが、多くの免許申請人は、まず「移動する局」を開設後これを「移動しない局」に変更、その後、別途「移動する局」を開設することで、より高額の空中線電力50Wを超える区分の手数料の支払いを要しないようにしていることから、導入に影響は無いものと考えられる。	無線設備単位で無線局免許を付与する制度構造のため、一の個人又は社団(クラブ)が空中線電力50W以下の送信機と50Wを超える送信機の複数を用意し、前者を設置(常置)場所から移動して運用し、後者を設置場所と運用する場合には、前者を「移動する局」として、後者を「移動しない局」として、それぞれ別の無線局免許を受ける必要がある。そのため、免許(再免許)申請の手続きは別々に必要となり、手数料と電波利用料について必要となっている。なお、識別信号(コールサイン)は、原則として同一ものが指定されている。今後、同一構内の制限と合わせて再生可能エネルギー設備であるアマチュア無線局は「移動する局」も「移動しない局」も免許人単位の名寄せは容易であると思われる。これを分けて監視することは、行政業務と免許士の負担とそれ、特段の効率性をうかがい知ることができません。この無線局免許を受ける必要があり、指定を受けようとする空中線電力により無線局免許申請手数料に差はあるが、多くの免許申請人は、まず「移動する局」を開設後これを「移動しない局」に変更、その後、別途「移動する局」を開設することで、より高額の空中線電力50Wを超える区分の手数料の支払いを要しないようにしていることから、導入に影響は無いものと考えられる。	個人	総務省	電波法において、移動しない無線局は無線設備の設置場所、移動する無線局は移動範囲を申請することとなり(法第6条)、総務大臣は、当該申請が、①工事設計(無線設備の書面上の設計内容)が電波法令に定める技術基準に適合していること、②周波数の割当てが可能であること、③総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に適合すること等のいずれにも適合していることを審査することとなります(法第7条第1項)。また、当該無線設備等の電気の特性などを測定すること等(法第10条。適合表示無線設備のみを使用してアマチュア局を開設する等の場合には、無線局の検査等の手続きが簡略化されます。)、検査の結果、工事設計等が想定されていない周波数や空中線電力が放射された場合は免許できません。また、「移動するアマチュア局の無線設備は、空中線電力が50ワット以下のものであること」とされています(無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準第6条の2第2号)。	電波法第4条等、無線局免許手続規則第2条等、無線局(基幹放送局を除く。))の開設の根本的基準第6条の2第2号等	対応不可	電波は有限稀少な資源であり、電波法は、そのような性質を持つ電波の公平且つ能率的な利用を確保することによって公共の福祉を促進することを目的として、その達成のため免許制度を採用しています。無線局の免許に当たっては、当該無線局が放射する電波によって重要無線通信などの無線局に妨害を与え国民の生命・財産に被害を与えないように、①工事設計が電波法令に定める技術基準に適合していること、②周波数の割当てが可能であること、③総務省令で定める無線局の開設の根本的基準に適合すること等のいずれにも適合すること、無線設備等が工事設計等に適合すること等が必要で、電波法を目的を達成するため、移動しない無線局と移動する無線局は、その無線利用の電波等から、それぞれに適した監視が行われる必要があります。「移動しない無線局」は、他の無線局等への影響が大きい比較的大容量空中線電力のものが想定され、その「設置場所」を把握することにより、重要無線通信など他の無線局に干渉を与えたり、テレビ受信等の電子機器や電気機器の誤動作などの影響を与えるといった障害が生じた際には、速やかに発信源を把握することにつながります。また、電波法等では、人体への影響を防止する観点から、無線設備から放射される電波の強さが基準値を超える場合には放射者以外が容易に出入りすることができないように安全施設を設けることを義務付けておりますが、「移動する無線局」については空中線電力が比較的小さいものが多いと等々踏まえ、この対象外となっております。これらのことや無線局免許は無線設備ではなく無線局を単位とする等から、電波監視上、「移動しない無線局」は、「移動する無線局」とは異なる監視規律が必要であり、これらと同じ扱いとすることはできません。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1529	令和3年8月6日	令和3年9月10日	年金追納の期限撤廃について	国民年金の追納可能期限は10年に設定されているが、この期限を撤廃して、納める意志のある者は、納められる制度に変更して欲しい	私が学生の頃は、国民年金の納付は義務ではありませんでした。そのため、一年半ほどの未納期間があります。また、若い頃は子供の養育などに金が惜み、免除申請をして、国に助けられました。今頃になって、若干ではあるが生活に余裕ができて、免除申請をした分の追納の手続きをしました。色々調べて、10年を越えて納付できないのは知っていましたが、やはり納付ができませんでした。納付の意があるにも関わらず、納付できないのはおかしい納付が増えれば、国庫にも幾ばくかの貢献もできるのに、不可能なのは不思議です。年金の財源不足の解消にも、少しは役立つと思います。どうか一考頂ますよう、宜しくお願い致します。	個人	厚生労働省	番号135の回答をご参照ください。				
1530	令和3年8月6日	令和3年9月10日	特定賃貸借契約について賃借人からの契約解除の要件を緩和すべき	「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」(令和2年6月公布)に「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」(令和2年6月公布)によって、特定賃貸借契約と賃貸住宅管理業の契約が定義付けられた。今後、この2つの契約を同時に締結する事例も多く出てくると予想される。特定賃貸借契約が借地借家法の普通建物賃貸借である場合、賃貸借期間満了に伴う更新拒絶の通知や、賃貸借の解約の申入れを行うためには正当事由が必要となる(法28条)が、賃貸住宅管理業の契約において賃借人の業務遂行状況に問題がある場合は、借地借家法上の正当事由がなくても特定賃貸借契約を終了させることができるよう、借地借家法上の規制を緩和すべきことを提案する。	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律が制定された背景には、法律案の概要説明資料によれば「オーナーの高齢化や相続等に伴う兼業化の進展、管理内容の高度化等により、管理者に管理を委託するオーナーが増加。さらに、賃貸経営を管理者にいわば一任できる「サブリース」方式も増加。しかし、管理者の介入が増加する中、オーナーあるいは入居者とオーナーとのトラブルが増加。特に、サブリース方式では、家賃保証等の契約条件の誤認を原因とするトラブルが多発し、社会問題化」といった状況がある。賃貸借契約は、業務委託の請負契約と異なり、契約期間が満了となった後も、終了させにくいのが特徴である。請負権は存在しないが、賃借権は存在し、借地借家法によって保護されるという大きな違いがある。また、定期建物賃貸借(借地借家法38条)はあるが、オーナーでの制度を知らない方も多く見えたと推察される。不動産事業の専門的知識は、オーナーより賃借人兼管理者が多く持っている場合があるとと思われるが、オーナーが適切な利益を上げることについて誠実に取り組む管理者ばかりではない。賃貸借契約では賃借人が賃借人に借賃を支払うが、賃貸住宅管理業の契約では、賃借人が賃借人に費用を支払うことになる。「借賃>委託費用」であれば賃借人は利益があるが、「借賃<委託費用」であると賃借人は利益がなくなる。賃借人が賃借人によって損失ばかりである時、賃貸住宅管理業の委託の解除を検討することはできるが、賃借人が普通賃貸借であるために、管理業務の委託も解除しにくい、という場合も現れるであろう。そうした状況が生じないよう、前述の内容を提案する。	個人	法務省	建物の賃貸借には借地借家法が適用され、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律における「特定賃貸借契約」(賃貸住宅の賃貸借契約)賃借人が人的関係、資本関係その他の関係において賃借人と密接な関係を有する者として国土交通省令で定める者であることを除く。)であって、賃借人が当該賃貸住宅を第三者に転賃する事業を営むことを目的として締結されるもの)についても、建物の賃貸借として借地借家法の適用を受けることとなります。したがって、賃貸借契約の期間満了の一年前から六月前までに更新をしない旨の通知等をしなければ、その契約は更新されたものとみなされることとなり、賃借人が賃貸借契約の更新を拒絶するためには、正当事由が必要となることとなります(借地借家法第26条、第28条)。	賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律第26条、第28条	対応不可	賃借人が建物を転賃している場合において、賃貸借契約が期間満了によって終了したときは、賃借人は、賃借人に対して、転賃権の存続を主張することができなくなると解されています。ご指摘のように、特定賃貸借契約に関して借地借家法上の規制を緩和して、正当事由がなくとも賃借人が更新拒絶をすることができることとする、事業者である賃借人のみならず転賃人もその建物を使用収益することができなくなり、その保護に欠けるという問題が生じないため、慎重な検討が必要と考えられます。なお、ご指摘いただいているとおり、賃借人が契約期間の満了によって賃貸借契約を終了させることを希望するのであれば、定期建物賃貸借の制度(借地借家法第38条)を活用することも可能です。また、賃貸住宅管理業については、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律に規定された登録制度等を通して、その適正な運営の確保が図られるものと承知しております。	
1531	令和3年8月6日	令和3年9月10日	放課後児童クラブの入所判定基準の統一	放課後児童クラブの入所審査について、各設置市町村が保護者の就労状況等を踏まえてそれぞれ審査をしているが、市町村により審査基準等にはばらつきがあるので統一して欲しい。コロナの場合で仕事が一時的に減った場合でも入れるよう配慮を出してほしい。また、保育園の入所と同様に、就労証明書の様式を統一して電子申請できるようにしてほしい。	学童クラブの入所に関して、変更勤務の場合は、どこの自治体でも勤務表を添付することになっています。ただし、勤務表の添付については自治体によっては直近の1ヶ月としているところ、3ヶ月としているところなどまちまちであり、縦割りになっています。また、コロナの場合など仕事が減っている場合には、柔軟に判断してもらえるよう迅速発出したい。私は正社員の雇用ですが、事業場外のみなし労働時間勤務が適用されており、コロナで一時的に仕事が減っているのでもたまたま直近の1ヶ月での申請では要件を満たさないこととなりましたが、繁忙期では毎日残業もあり、学童保育に入れないのは死活問題ですが、正社員でも契約上はフルタイムですし、フルタイムの勤務が見込まれる以上は入れるようにしていただくよう、ぜひ具体的な統一基準を設定してください。居住する自治体(荒川区)にその状況を相談しても、変更勤務の場合の勤務表の添付は直近1ヶ月で例外はないと言われ、学童クラブに相談しても、基準を満たしてないものは受け取らないと言われ、審査請求する権利すら与えられません。(これも違法ではないでしょうか)3ヶ月なら満たす可能性もあるのに、また、繁忙期では満たすことができるのに、一ヶ月のみでの判断は役所の怠慢です。カーの子どもが危険にさらされており、児童福祉にも反します。ぜひ厚生労働省で統一基準を策定し、罰則を持たせた義務規定としてください。	個人	厚生労働省	【入所審査について】放課後児童クラブの対象は、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童としていますが、その家庭の様子は多様多様であり、地域によっては、児童の受け入れに当たって、優先順位を付けて受け入れを実施しているところがあります。【就労証明書の様式統一・電子申請について】放課後児童クラブの利用に当たり、法令上で就労等を証明する書類の提出は義務付けておりません。	児童福祉法	【入所審査について】平成28年9月20日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知「放課後児童健全育成事業の事務手続きに関する留意事項について」において、優先利用の基本的事実及び対象として考えられる事項を明示しておりますが、児童や保護者等の状況は地域ごとに異なることから、審査基準等については、実施主体である市町村において判断するものと考えております。【就労証明書の様式統一・電子申請について】制度の現状欄に記載のとおりです。また、令和3年12月25日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知「押印を求めずの手続きの見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の見直しについて」において、関係法令や通知とは別に、独自に定められている様式の中で国民や事業者等の押印等を求めている場合は、押印等の見直しに積極的に取り組むよう、自治体に対して周知しています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1532	令和3年8月6日	令和3年12月2日	地方自治体の競争入札参加資格申請の共通化、デジタル化	地方公共団体の競争入札参加資格申請事務は、2年に1回、各地方自治体の競争入札に参加したい業者が、各自治体ごとに資格申請を提出することになっている。物品と工事の2種類の資格申請に分かれる。要求される書類はほぼ同じである。このような現状下、要求書類の共通化、申請事務のデジタル化を求めます。例えば県に提出した競争入札参加資格申請があれば、その県内市町村の参加資格申請の共通書類部分は免除されるような仕組みができないものかと提案します。	弊社は体育器具・公園遊具を全国に製造／販売している中小企業です。毎年、2年に一度の競争入札参加資格申請の時期が来ると、社員が手分けして作業しながら、各自治体の申請期限、必要書類、申請方法などを各自治体のHPにある申請要項でチェックし、書類を作成して提出しております。各自治体から要求されるほとんどの書類(体感で95%)は共通であるものの、提出時期や提出方法(ファイルの縦じ方、色)などが、自治体によって違うので、都度確認しながら書類を作らざるを得ません。非常に生産性の低い時間を消費する作業です。また書類作成・提出には1自治体に例えて約100枚の膨大な量のコピーが必要で、申請事務の共通化・デジタル化が実現すると、各地方自治体の入札業務に参加しようとする多くの企業において、以下の効果が表れます。○長時間労働から解放されて生産性が向上します。○より多くの自治体にアプローチが可能になる○書類の作成コストがなくなり各自治体のチェック事務も効率化する○デジタル化することで、自治体側、民間側双方で、資源消費の節減にも大きく寄与する(資料によると既に平成30年度中から工程表を作って検討を進めているとのことですが、進捗はあるのか？すくなくても対応できると思いますが、)	(株)郡村製作所	総務省	地方公共団体における入札参加資格審査に必要な書類については、国の法令において定められているものではなく、各地方公共団体ごとに定められています。	地方公共団体の規則等	対応	地方公共団体の競争入札参加資格審査申請書について、デジタル化に適した標準様式を策定するとともに、事業者等の利便性向上を図る等の観点から、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映を促して参ります。	
1533	令和3年8月6日	令和3年9月10日	公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告のペーパーレス化	各事業者毎にハローワークに紙ベースで捺印した選任状況報告を提出しているが、都道府県でもフォーマットが異なるなど、統一化およびweb化していただきたい。また、事業所の人数規模により公正採用選考人権啓発推進員の設置が求められているが、基準を下回った時の運営等が明確でない。	紙ベースであり、煩雑。	個人	厚生労働省	各都道府県労働局において、各地域の実情に応じて報告様式を設けております。また、令和3年4月以降、準備の整った労働局・ハローワークから順次、eメールでの提出も可能となる予定です。なお、設置基準未満の人数規模の場合であっても、公正な採用選考の実現のため、人権啓発推進員の設置にご協力頂いております。	なし	検討を予定	様式の統一化・web化については、各地域の実情に応じて検討して参ります。	
1534	令和3年8月6日	令和3年9月10日	地方税納付書の書式統一を	私は法人営業担当の銀行員です。日頃から法人の経理部署の方々、また銀行の支店で受け入れ事務処理担当、更には、各地方公共団体から印刷郵送を事務委託されている銀行業皆さんの話しを聞いてみると、税金などの納付書の書式が統一されていない、自動読み取りとか、かなり合理化されると聞いています。是非、実態を把握し合理化すべきだと思います。eTaxもありですが、これほこれだけの話で考えていいのではないのでしょうか。	納付者の事務が自動化受け入れ銀行員の事務負担が楽になる。システム化できるかも。地公体は事務委託経費削減。	個人	総務省	各地方団体の納付書等の様式については、法令に定めがあるもの以外は、各地方団体が条例等により個別に定めています。また、地方税については、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、一部の税目について、全ての地方団体が全国統一フォーマットによる電子納付が可能となっています。	地方税法施行規則	対応	【総務省】 現在、税務システム等標準化検討会において、各地方団体の税務システムから出力される帳票様式の統一の検討を行っています。また、地方税共通納税システムの対象税目のさらなる拡大の検討を行う等、納付手続の電子化を推進することで、関係者の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。	
1535	令和3年8月6日	令和3年9月10日	区分所有マンションの権利設定について、登記の基準を緩和すべき	マンションの敷地に公共事業でトンネルが建設された事例がある。事業者はマンションの管理組合と協議し建設を開始するが、理由に示した事由により、権利の登記に至ることができなかった事例が国内に複数ある。このため、区分所有建物の敷地への権利設定登記について、申請に必要な区分所有者の印鑑証明書の有効期間を延長する、一部の区分所有建物の持分のみに関する権利登記を可能とする(不完成でも、一部の権利でも設定できた方がよい、という考え)など、登記条件を緩和することを提案する。また、事業者の権利の登記が無くても、区分所有者が不動産の評価において不利益を被らないよう、各事業法に基づき保全することも提案する。	区分所有建物の敷地への地上権などの登記設定にあたっては、区分所有者の承諾を得た申請書提出から1月以内に承諾する必要がある(不動産登記令16条)。しかし、多数の区分所有者の承諾を受けるにあたっては、権利の移転が済み、区分所有者が日本国内にいない場合は、所在が不明であるなど、登記手続きに移ることが事実上困難になっている事例がある。事業者の権利を登記で設定することも、既に区分所有権に地上権が設定されており、事業者の権利の順位が後になってしまうという問題点もある。そのため、前の内容を提案した。提案が実現した場合、区分所有建物にかかる権利が明確になるとともに、不動産の評価がしやすくなり投資を促進することにつながる。また、権利にかかるトラブルを予防できるとともに、公共事業の安定的な維持につながる。なお事業者側は、敷地の使用について債権を主張でき、一度、適切な損失補償を行えば、争いになったとしても、債権の時効取得を対抗できる、ということである。	個人	法務省	不動産登記令第16条2項及び第3項の規定に基づいて印鑑証明書を添付する場合、印鑑証明書の有効期限は3カ月となります。	不動産登記法第16条 不動産登記令第16条	対応不可	制度の現状のとおり、印鑑証明書を添付する場合のその証明書は作成後3カ月以内のものでなくてはならないこととされています。この趣旨は、印鑑証明書により登記を申請している申請人が本人であることを担保しようとするものです。印鑑証明書が作成されてから長期間が経過しているときは、紛失、盗難等のため登記申請時には改訂されているといった事情の変化が考えられ、印鑑証明書があるというだけでは必ずしも申請書を提出している者が本人であることを確認することができなくなってしまう可能性があります。以上の理由により、「印鑑証明書の有効期間を延長する」という対応を取ることは困難です。なお、御提案の中に記載のある①区分所有権の持分についての権利の登記、②区分所有者が不動産の評価額において不利益を被らないとの記載については、その意図するところが不明であり、回答することができませんので、御理解願います。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1536	令和3年8月6日	令和3年9月10日	登記簿の附属書類について、写しの交付対象を拡大すべき(強制譲渡)。また、保存期間を永久とすべき。	不動産登記法第121条で規定される登記簿の附属書類の写しの交付は、政令で定める図面の全部又は一部の写しを対象であり、それ以外の附属書類は関係までとなっている。この写しの交付の対象を、請求者が利害関係を有する部分の全部に拡大し、土地所有者が交付を申請した場合は、不要な個人情報を除き、原則、全部交付するよう改めらるべき。附属書類は電子化し、閉鎖まで永久に保存するよう改めるべき。	土地・建物の権利に争いが生じた場合、登記の情報は重要な証拠となる。登記記録や公図は基本的な情報であるが、争いは登記記録の内容そのものであることが多いので、それ以外の記録である附属書類の内容が重要になる。附属書類は当事者が申請時に提出する書類がほとんどであるので、同じ情報を当事者が保管している場合はあるが、時間が経つと見つからないことが多い。したがって必要な情報を得るために登記官に附属書類の交付や閲覧を申請するのであるが、交付してもらえなかったり、保存期間を理由に見せられない、と言われることがよくある。附属書類は、登記申請時に当事者が提出したものであることから、写しの交付申請があれば原則、交付するよう改めらるべきである。不動産登記規則28条9号によれば、「権利に関する登記の申請情報及びその添付情報」の保存期間は「受付の日から30年間」である。一方で土地の権利の問題は、受付日からわずかに30年間に発生する性質のものではない。情報を電子データで保管できる時代であり、附属書類は電子化し、閉鎖まで永久に保存するよう改めらるべき。表現した場合、土地・建物にかかる問題解決に寄与することが期待でき、不動産への投資促進につながる。	個人	法務省	政令で定める図面以外の登記簿の附属書類については、利害関係を有する部分の閲覧のみ認められており、写しの交付は認められていません。また、登記簿の附属書類の保存期間は受付の日から30年間で。	不動産登記法第121条第1項、2項 不動産登記規則第28条第9号、10号	対応不可	制度の現状のとおり、政令で定める図面以外の登記簿の附属書類については、利害関係を有する部分の閲覧のみ認められています。これは、登記簿の附属書類に記載されている内容には、法令上プライバシー保護の観点から公開を制限するための規定が設けられているものも含まれているため、原則、不開示とするのが相当であるという理由によるものです。そして、開示の方法として写しの交付を認めないのは、写しの交付を認めるとして、交付された写しは、請求者の手元を離れて第三者の目に触れることが予想されるので、不動産登記法において特に利害関係がある部分についてのみ閲覧を認めたことが無意味になってしまう理由によるものです。以上より、登記簿の附属書類について、写しの交付の対象を拡大することは困難です。また、登記簿の附属書類の保存期間については、受付の日から30年としており永年保存としていないのは、公示に必要な情報は、全て登記簿に記載されることから、永年保存とする必要性は乏しいという理由によるものです。加えて、不動産登記については、年間約1000万件以上の申請がされているところ、不動産の権利関係に係る紛争に備えて、全ての不動産登記申請に係る附属書類を電磁的に永久保存しておくことは困難です。		
1537	令和3年8月6日	令和5年4月26日	マイナンバーカードの受け取りについて	マイナンバーカードの受け取りの際、原則本人の来庁ですが、委任も認められていると思います。各役所のページには、記載が見つかりませんが、顔写真付きでない本人確認書類が無いと渡せないと言われています。子供の場合、顔写真付きの証明書を持っていることもほとんどなく、来庁しか方法がないと思われるのですが、このコロナ禍、感染リスクを考えると行くべきでは無いと考えます。委任した際の本人確認として、ビデオ通話などオンラインでの確認を採用して欲しい。	新型コロナウイルス感染拡大防止 マイナンバーカードの取得推奨 →実際、本日横浜市港北区役所で顔写真のない本人確認書類を2点持参しましたが、顔写真付き証明書が無いと渡せないと断られています。本人来庁でない場合、顔写真付き証明書が必要という記載はどこにも行しか方法がないと思われるのですが、このコロナ禍、感染リスクを考えると行くべきでは無いと考えます。委任した際の本人確認として、ビデオ通話などオンラインでの確認を採用して欲しい。	個人	総務省	マイナンバーカードは、対面やオンラインで安全・確実に本人確認を行うためのツールであり、なりすまし等による不正取得を防ぐため、申請時又は交付時に、市町村の職員による対面での厳格な本人確認を経て、交付することとしております。その上で、病気、身体の障害等やむを得ない理由により、申請者が市町村の庁舎等に出席することが困難であると認められるときには、申請者本人の本人確認書類をはじめとする必要書類をお持ちいただくことで、代理人に対して交付することが可能となっております。代理交付にあたっては、申請者本人の顔写真付きの本人確認書類が必要となりますが、申請者が15歳未満の者である場合、法定代理人が申請者の顔写真を証明した書類を用いることも可能としております。	番号法第17条第1項、番号政令第13条の2、同令第13条第4項、第5項、番号規則第4条、第13条から第16条	現行制度の下で対応可能	現行制度のとおりです。		
1538	令和3年8月6日	令和3年9月10日	児童手当の手続きについて	児童手当の手続きについては出生後15日以内に実施する必要がありますが、マイナンバーなどの発番があるのであれば手続き不要にならないでしょうか。特に公務員、それ以外で手続きが分かれる意味がわかりません。	小職は国立大学法人職員で手続きが必要にもかかわらず行政側からの案内がありませんでした(保険証が文科省共済だったため)。そのため息子が受けられるはずだった行政サービスが2年以上受けられないという不利益をこうりました。改めての手続きの際も行政窓口であなたは手続き不要であると言われて、ややこしい手続きのせいで担当者も理解しきれていないと感じております。こちらの落ち度もあるのでしょうか、やはり納得できない状況です。そもそも生まれてくる子供への手当なので、原則手続き不要(あるいは簡素化、出生届の際に届けるなど)で行えば良いと思います。出生時はバタバタしますので、なるべく手続きに手を取られないようよろしくお願いいたします。	個人	内閣府	番号1395及び行政改革の番号202の回答をご参照ください。					
1539	令和3年8月6日	令和5年4月14日	婚姻後の旧姓併記手続きの合理化	婚姻後の旧姓併記手続きの合理化	現在、婚姻後に住民票に旧姓を併記しようとした場合、婚姻後に新しい戸籍が作成されたら当該戸籍の原本、それ以前の戸籍(旧姓記載の戸籍)の原本を、それぞれ取り寄せてから、住所における住民票書き換えの手続きが必要である。この手続きについて、婚姻届け提出の際に、住民票への旧姓併記希望申請を行うことにより、上記原本の取得および提出の手続きを廃止すれば、住民票を何度も書き換える事務コスト及び、市民の事務手続きが簡素化される。	個人	総務省 法務省	「婚姻届が旧氏の記載を求める者の住所地又は住所地となる市町村長に提出された際に、住民票に旧氏を記載することを求められた場合において、戸籍担当課により婚姻届が受理され、新戸籍が編成される意欲性が高く、新氏の住民票が作成できると住民基本台帳担当課が判断し、住民票を作成する場合は、婚姻前の戸籍原本等を旧氏を証する書面として受理することとしても差し支えない。」ことを自治体に対して通知いたしました(令和4年12月5日総行住第110号)	住民基本台帳法施行令第30条の14	対応	制度の現状に記載の通り。		
1540	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍統一文字を廃止し、ある一定時期を定め、そこで存在している、シフトJISないしはUNICODE規定の漢字に統合する	戸籍統一文字を廃止し、ある一定時期を定め、そこで存在している、シフトJISないしはUNICODE規定の漢字に統合する	戸籍統一文字はそもそも、戸籍が成立した初期段階における書き損じ等で文字数が爆発的に増加した経緯がある。そのため、そのような文字については、現在当該住民が一般的な生活を送るにあたって利用している文字に戸籍上の文字を改める。たとえば、「火来(火偏)に禾(あきやま)」は秋山に改める。理由は、役所における戸籍管理業務上、文字が膨大に存在することに、事務効率が低下しており、また、独特なシステムを構築しているため、これにより電算処理の維持に莫大なコストが発生しているため。また、これにより他のIT化処理との整合性がとれなくなっているため。	個人	法務省	「戸籍統一文字」とは、平成16年4月1日付け法務省民第一第928号民事局長通達第4の1において指定された、オンラインシステムにおいて使用する文字を指し、通達等により戸籍に使用することができるものとされた文字が定められています。	平成16年4月1日付け法務省民第一第928号法務省民事局長通達等	対応不可	制度の現状のとおりであり、現に戸籍に使用されている文字について、ある文字規格により一律に引き直すことは困難です。		

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1541	令和3年8月6日	令和3年12月2日	医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化	<p>医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化を進めていただき。製品に付されたQRコード等の符号を読み取ると添付文書データベースの最新情報にアクセスできるように行政は準備をすすめており、電子化された添付文書の情報にアクセスすることを進めるべきである。</p> <p>医療機器同梱の紙の添付文書の完全な電子化を進めていただき。製品に付されたQRコード等の符号を読み取ると添付文書データベースの最新情報にアクセスできるように行政は準備をすすめており、電子化された添付文書の情報にアクセスすることを進めるべきである。</p>	<p>薬機法の改正により、2021年8月から、これまで医薬品などの製品と一緒に同梱されていた紙の添付文書は原則として廃止され、電子的な方法で閲覧することが基本となります。(PMDA Webより、<a href="https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html">https://www.pmda.go.jp/safety/info-services/0003.html</a>)</p> <p>しかしながら、原則がくせいで、初回納品時、医療機関に赴く際、及び添付文書の改訂時には紙媒体の添付文書により提供することとしています。</p> <p>これは“完全な”電子化とはいえず、機器製造販売業者は結局紙媒体での提供を想定し紙の準備、製品への封入等の管理をしなければなりませんし、販売業者等も医療機関に赴く際、初回納品かどうか、紙媒体の添付文書を提供したかどうかを管理せねばなりません。</p> <p>紙媒体の添付文書は、既にQRコード、バーコード等の符号が付されており、添付文書情報と符号とのリンクを行政が進めており、添付文書を紙で提供ではなく、むしろ医療機関が符号を読み取り最新情報にアクセスするよう推進し進めるのが本則ではないでしょうか？</p> <p>また、法改正後の実務的な通知は発出されていませんが、既にそういった方向で行政側は進行中と説明会等で案内がなされています。</p> <p>この件、経を多くと業界団体は進めたいのだが、行政側が拒否しているときいたことがあります。万が一末端の機関に最新情報が行き届かなかった場合のリスクを想定し、行政が責任を持ちたくないのではないのでしょうか？</p>	民間企業	厚生労働省	<p>医療関係者に販売される医療機器については、その製造販売業者は、その医薬品等の使用及び取扱い上の必要な注意等(以下「注意事項等情報」という。)をホームページへの掲載等により公表しなければならないこととしています。</p> <p>併せて、医療関係者が注意事項等情報の内容を確実に確認できるよう、医療機器を初めて購入し、借り受け、若しくは譲り受け、又は医療機器プログラムを初めに電気回路を通して提供しよとする薬局取扱者、病院、診療所若しくは創育動物診療施設の開設者又は医師、歯科医師、薬剤師、獣医師その他の医療関係者に対し、注意事項等情報を提供するに必要となる体制を整備しなければならないこととしております。</p> <p>具体的な提供方法としては、注意事項等情報を記載した文書を提供する方法を基本としておりますが、医療関係者と共通認識が存在する場合は、電子データを送付する方法その他の医療関係者が注意事項等情報を確認しやすい方法によることは差し支えありません。</p>	薬機法第68条の2の2 薬機法施行規則第228条の10の6	事実確認	<p>制度の現状欄に記載のとおり、医療関係者が注意事項等情報の内容を確実に確認できるよう、初回納品時の対応を求めているものです。</p> <p>ただし、納品先の医療関係者との共通認識が存在する場合には必ずしも紙媒体を提供する必要はありません。</p>
1542	令和3年8月6日	令和3年9月10日	不動産特定共同事業法の捺印義務の見直し	<p>不動産特定共同事業に関する『契約前説明書』、『契約時説明書』及び『年1回の顧客への報告書』に押印する資格者の認め印については、電子文書の場合は省略できるものであるから、在宅ワークを推進するため、紙による場合も廃止するべきである。</p>	<p>国土交通省は、不動産特定共同事業に係る押印義務について、対行政への申請書などは省略可能とする方針である。</p> <p>しかし、顧客に対する年1回の報告書や、契約時の説明書面への捺印義務は省略できないとしている。</p> <p>対行政への捺印書面は、年に数回程度であるところ、顧客への書面は顧客数と契約数に応じて必要になるため、圧倒的に業務量としては多く、これを省略しなければ、在宅ワークを進めるに際しての押印義務を免除する意味がない。</p> <p>一方、電子文書の場合は、資格者名の記名があれば、押印は不要とされている。(つまり、押印書面をDVD-RなどにPDF文書で保存して渡せば、押印義務は免除される。) そうすると、DVD-Rを渡すのも、紙を渡すのも結局は同じであるから、紙の契約時においても、記名のみで押印は不要とするべきであり、これにより何らの問題も生じないはずである。</p> <p>そこで、年1回の報告書や契約時書面などに押印する資格者の認め印については、紙による場合も廃止するべきである。</p>	個人	国土交通省 金融庁	<p>デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、同法の施行日である令和3年9月1日以降は、既に、不動産特定共同事業契約の成立前及び成立時における書面並びに財産管理報告書への業務管理者の押印は不要となっております。</p>	不動産特定共同事業法第24条第2項、第26条第2項及び第28条第5項	対応	「制度の現状」欄に記載のとおり既に対応済みです。
1543	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士による押印義務の廃止、行政書士証票及び職印証明の官公署による発行	<p>(1)依頼を受けて作成する紙の文書及び領収書には、資格者の記名押印義務があり、資格者の名前を記載し、職印を押すように義務付けられている。</p> <p>(2)一方、行政書士は業務において申請や契約の代理人となることもあが、このような場合に行政書士証票や職印証明を添付しても、官公署が発行する証明ではないとして、他の身分証を提出する取り扱いとなっている。</p> <p>以下、沼津市のホームページにあるように、行政の発行する宅地建物取引士証は証明書として単独で認められるが、行政書士証票は単独では証明書として認められていない。</p> <p>(参考) 各種申請の際の本人確認書類について(沼津市) <a href="https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/kakunin.htm">https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/kakunin.htm</a> そこで、行政書士証票や職印証明と、これらの電子証明書については、総務省の責任により官公署が発行するべきである。</p>	<p>(1)行政書士が依頼を受けて作成する紙の文書及び領収書には、資格者の記名押印義務があり、資格者の名前を記載し、職印を押すように義務付けられている。</p> <p>(2)一方、行政書士は業務において申請や契約の代理人となることもあが、このような場合に行政書士証票や職印証明を添付しても、官公署が発行する証明ではないとして、他の身分証を提出する取り扱いとなっている。</p> <p>以下、沼津市のホームページにあるように、行政の発行する宅地建物取引士証は証明書として単独で認められるが、行政書士証票は単独では証明書として認められていない。</p> <p>(参考) 各種申請の際の本人確認書類について(沼津市) <a href="https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/kakunin.htm">https://www.city.numazu.shizuoka.jp/kurashi/todokede/kakunin.htm</a> そこで、行政書士証票や職印証明と、これらの電子証明書については、総務省の責任により官公署が発行するべきである。</p>	個人	総務省	<p>(1)行政書士法施行規則(昭和26年総務府令第5号)第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押すなければならない」とこととされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない」とこととされています。</p> <p>また、日本行政書士会連合会規則第81条第2項の規定により、行政書士は、単位の会員となった後、直ちに、職印を押した印鑑紙に氏名を自署して単位会に提出しなければならない」とこととされています。</p> <p>領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定により、「日本行政書士会連合会の定める様式により正副二連の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押すこととされていますが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第4条第1項、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成17年総務省令第19号)第5条及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則第2条第2項の規定により、上記領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定にかかわらず、書面に代えて電磁的記録の作成を行うことができる」とこととされています。</p> <p>(2) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第6条の2第4項において、日本行政書士会連合会は、同条第2項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付することとされています。</p> <p>また、戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)第11条の2第1項第4号により、行政書士が受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、行政書士であることを証する書類で写真を貼り付けたものを提示し、行政書士の所属する会が発行した戸籍簿等の交付の請求をする際に当該行政書士の職印が押されたものによって戸籍簿本等の交付の請求をすることができます。</p>	(1)行政書士法施行規則第9条第2項、第10条、第11条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第5条 (2)行政書士法第6条の2第2項、第4項	その他	<p>(1)行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保に係る機能を適切に果たしており、実際に、個々の行政書士の業務依頼者関係先から都道府県行政書士会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、同会は「証明書」を発行しているところであり、職印は登録、証明制度としての機能を果たしており、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しております。</p> <p>「留保証」のことについては、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の士業の対応状況を確認しつつ、現行制度の意義を十分に踏まえて対応する必要があると考えております。</p> <p>(2) 行政書士証票は、行政書士法第6条の2第4項に基づき、行政書士であることの身分証明書として日本行政書士会連合会が交付するものであり、職務上請求による戸籍簿本等の交付の請求をする場合には、当該証票を提示することで足り、沼津市においても同様の取扱いとしておりと認識しております。</p> <p>なお、地方公共団体の各種手続の申請等を行う場合などにおいて、当該代理人の本人確認書類として何を求めるかについては、当該申請を受け付ける各地方公共団体の手続内容やその趣旨により異なるところですが、行政書士証票は行政書士法に基づき「行政書士の資格を証明するものであり、その趣旨や取扱いが十分周知されるよう、関係団体等とともに取り組む必要がある」と考えております。</p>

ワーキンググループにおける取組方針

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1544	令和3年8月6日	令和3年9月10日	電子帳簿保存法の申請が複雑かつ制限が強すぎる	<p>■申請内容の簡略化 複数ある申請書式を1つにまとめ、記載内容を簡略化する。 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/anna/denshichobo/mojuji.htm</p> <p>■申請時期 現行の「3カ月前までの申請」を、新設法人の届け出と同様に「電子帳簿の保存開始から2か月以内」のように事後申請も許容する。</p> <p>■備え付け開始日の制度撤廃 「原則として課税期間の初日」という制限を撤廃する。</p>	<p>電子帳簿保存法の運用については法改正で規制が緩和されてきていますが、申請の部分が複雑かつ制限が強く、電子化の阻害要因となっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・備え付け開始日が当初にしか設定できない</li> <li>・備え付け開始日の3カ月前までに申請を提出しなければならない</li> <li>・申請書類が、電子化環境が完成していないと記載できない内容になっている</li> </ul> <p>ことから、現実的には1年ほど前から準備をしないと開始ができません。日程ありきで失敗不能な導入計画を立てざるを得なくなるため、プロジェクトが大ごとになってしまいます。</p> <p>書類規模の弊社でも4年ほど前から検討はしていますが、導入に至るどころか、試行すら開始できていないのですが、これが最大の要因です。制度設計として、申請順序が逆転させ、次のような流れとすべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・思い立った時に電子化環境の準備と試行（課題の洗い出し）を開始する</li> <li>・実運用が可能だと判断した時点を備え付け開始日とする</li> <li>・税務署に事後申請を行う</li> </ul>	デンキヤ株式会社	財務省	決算関係書類を含む国税関係帳簿書類については、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、税務署長の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録による保存が可能となっています。	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律	対応	令和2年12月21日に閣議決定された「令和3年度税制改正の大綱」において、税務署長の承認を廃止する等、抜本的な見直しを行うこととされ、それらの見直しを含んだ、「所得税法等の一部を改正する法律案」が令和3年3月26日に可決・成立しました。これにより、令和4年1月1日より、税務署長の承認が不要となっております。	
1545	令和3年8月6日	令和3年9月10日	監査書類への署名・押印のデジタル化と電子保管の推奨	<p>現在、監査法人で働いています。公認会計士法で明確に記載されていないかったり、金融庁からの連絡も出ていないことから、監査書類への署名・押印のデジタル化が進んでいません。現在の制度では、監査報告書などへの署名・押印は紙に直接行わなければならない。また、紙の状態でクライアント企業へ提出する必要があるので、監査書類についても、署名・押印のデジタル化と電子保管の推奨を政府から公式にアナウンスしてほしいです。</p>	<p>契約書などは電子化への移行は少しずつ進んでいますが、監査報告書に関しては導入をする議論が進んでいないように思います。(少なくともこちらの現場には話がまっすぐきていません)</p> <p>公認会計士協会、ひいては金融庁より連絡が出ていないためだと思います。</p> <p>現在は署名・押印のために紙を出力。また、その後クライアントへ渡すのみに、署名を行う業務執行社員と事務職員が出社を続けるを得ない状況になっています。</p> <p>また、署名者が複数いる場合、物理的に紙を動かす必要があることから、全員の署名が完了するまでに1週間以上かかってしまうこともあり、とても期間の無駄を感じています。</p> <p>監査報告書に署名・押印し、監査対象である関係書類をファイリングしたうえでクライアントに提出することが、監査法人では広く実務慣行とされていることから、署名・押印のデジタル化と、その電子保管についての方針を政府から公表していただければ、在宅勤務率のさらなる向上、また都市部への業務一極集中も軽減できると考えています。</p>	個人	金融庁	公認会計士法第34条の12第2項において、監査法人は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該証明に係る業務を執行した社員は、当該証明書にその資格を表して自署し、かつ、自己の印を押さなければならないと規定されています。また、当該証明書の作成については、上記の通り自署・押印を求めており、書面以外の方法により行うことを認める規定はございません。	公認会計士法、公認会計士法施行規則、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令、財務計算に関する書類その他の情報の真正性を確保するための体制に関する内閣府令	対応	監査報告書の作成手続の負担軽減を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)等に基づきオンライン化を検討し、監査報告書への自署・押印を廃止するとともに、あらかじめ被監査会社等の承諾を得ることで電磁的方法による提供が可能となるよう、公認会計士法と関連する内閣府令の改正を行いました。(「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(「船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和3年9月1日施行))。日本公認会計士協会においても、監査報告書を電磁的方法により被監査会社等に提供する際の留意事項の整備等が進められているところ。法令の施行に伴い実務での混乱が生じないよう、引き続き、同協会との連携に努めてまいります。	
1546	令和3年8月6日	令和3年9月10日	司法試験受験資格の期間制限の撤廃	<p>まず、受験期間制限があるために、受験生は就職等の人生選択を取り難い現状がある。特に、法科大学院修了生は大学院進学の間と学費をサングコストとして抱えているため、受験1回分の価値があまりに高く、容易に別の進路を取り難い。この制度は、いわゆる滞留者の撤廃を促すために設けられたとされているが、むしろこの制限がサングコストを抱えた修了生にとって司法試験から撤退するという判断を難しくしている。また、5年制限の根拠として法科大学院教育の効果が薄れる点があげられているが、受験資格付与の独占的地位を支えている教育機関が5年限りの教育しか施せないというも情けない話である。仮に、法科大学院の教育の効果が5年限りとしても、合格基準に達しない受験生は不合格とすれば足り、受験資格まで制するのとは過度な制限である。なぜ受験資格を制するお節介を構へ一方で、失業者の就職等ではお節介を焼いてくれないのか甚だ疑問である。</p> <p>更に、今年はコロナ禍の中で司法試験が実施されたところ、受験期間制限があるため、受験生は感染リスクを負って受験せざるを得ない立場に陥った。この制限が無ければ、感染リスクを避けるために受験を控える選択もあり得たにも拘らず、結果として受験生の選択の自由等も結果となった。結局のところ、コロナ禍での司法試験の混乱と犠牲となったのは受験生であり、その混乱も受験期間制限を早いに撤廃しおけば避けられたといえる。</p> <p>上記提案の実現によって、法科大学院修了生等は就職に舵を切りやすくなり、社会経験を積みながら受験するという道が開けるため、現制度よりも法人による社会的損失を回避しやすくなるものと考えます。</p>	<p>司法試験法は、「法科大学院の課程を修了した者」は、修了の日後の最初の4月1日から5年を経過する期間、「司法試験予備試験に合格した者」は、合格の発表の日後の最初の4月1日から5年を経過する期間において司法試験を受けることができる旨定めています。</p>	個人	法務省	司法試験法第4条第1項	対応不可	平成26年法律第62号による改正前の司法試験法第4条では、法科大学院修了又は予備試験合格から5年の期間内に3回という受験期間制限及び受験回数制限を設けられていたが、その趣旨は、旧司法試験下で、受験競争の激化による受験技術優先傾向に伴う法曹の質の低下や、多数の司法試験浪人による社会的損失が問題視されたことと踏まえ、法科大学院における教育の効果が薄れないように司法試験を受験させ、受験生の滞留を回避し、本人に早期の転進を促すことになりました。その後、司法試験法の一部を改正する法律(平成26年法律第9号)の成立を経て、現行の司法試験法第4条が定められました。この改正は、5年という受験期間制限を維持することで、大量の受験生が長期滞留することによる弊害を防ぎ、また、5年以内という受験回数制限を設けることで、受験生が受験資格のある間に受験しないいわゆる「受け控え」を防止して、合格率の最も高く、法科大学院教育の効果が最もよく発揮される法科大学院修了直後から開始する司法試験を受験し、有為な法曹として早期に活動できるよう、環境整備を図るという政策判断によるものです。御提案の司法試験の受験期間制限の撤廃については、このような立法趣旨に鑑みまして、予定しておりません。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1547	令和3年8月6日	令和3年9月10日	司法試験予備試験合格者の過度な制限の撤廃	司法試験予備試験の合格者数を毎年度の法科大学院修了者数とほぼ同等又はこれに準じた数にし、受験者が司法試験に挑戦できる機会を拡大すること。	司法試験予備試験は経済的理由から法科大学院に進学できない者のために設けられた例外ルートである。しかし、現在の予備試験は法科大学院制度の存続のために過度に合格者数を絞っており、受験者が司法試験に挑戦する機会を不当に奪っている。そもそも、予備試験は合格水準として法科大学院修了と同等の能力を要求している。しかし、予備試験合格者は司法試験において毎年約8割の合格率を誇っている一方、司法試験法の建前上予備試験合格者と同等の能力を有するはずの法科大学院修了者の司法試験合格率は全体平均で3割にも満たない。この結果に鑑みると、仮に法科大学院修了と同等の能力の者を予備試験合格者とするならば、現在の500名前後の合格者数は明らかに数を絞りすぎている。その結果として、大半の合格者は2年間通えば確実に司法試験受験資格が得られる法科大学院に誘導され、時間と学費の浪費を強制されている。しかし、受験生の立場からすれば時間も金も浪費したくないのが通常で、法科大学院に内心自発的に進学する人間は多くない。それは既に多くの法科大学院生が予備試験を受験し、めたく予備試験に合格したらそこで休学しないという事からもうかがえる現実である。単にここを詰るならば、もはや法科大学院修了を前提とした試験制度を改めるべきとも思うが、それが出来ないならばせめて予備試験合格者数を増やして法科大学院修了者との間の不公平感を解消するべきであると考ええる。この提案が実現した場合、現在減少傾向にある司法試験受験者数の持ち直しが期待できると、予備試験合格者との競争を通じて法科大学院全体の教育の活性化につながるかと考える。	個人	法務省	司法試験予備試験は、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかを判定することを目的として行われるものであり、その合格者については、実際の試験結果に基づき、法科大学院修了者と同程度の学識能力等を有するかどうかという観点から、予備試験審査委員の合議により適正に判定され、これに基づき司法試験委員会において適切に決定されているものです。	司法試験法第5条第1項、第8条、第15条第1項、第2項	事実承認	制度の現状欄に記載のとおりです。	
1548	令和3年8月6日	令和3年9月10日	廃棄物の該当性判断について	廃棄物の該当性判断は各自自治体によって異なりますが、例えばリユース品としてまだまだ流通の価値のある物を取り扱う際に、逆有償(手元マイナス)という理由一点のみで、廃棄物と判断されてしまい、リユース品の流通を阻害している現状があります。この状況はわが国にとってサーキュラーエコノミーを推進していく上で障害であり、廃棄物の該当性判断について、例えば有償逆有償に限らず、無償かつリユース流通が認められるようなものを明確に判断できるような基準を作りたいです。	廃棄物の該当性判断については、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思、これらを総合的に勘案して判断するとされていますが、実態は平成25年の「規制改革実施計画」による通知があるにも関わらず、排出者が差し引きでお金を支払ったことを一点で取引価値がないものと見做され、廃棄物と判断されるケースが多いのが現状です。例えば、私がソファを必要なくなったので手放そうと考えます。ソファは粗大ごみとして出せば手数料として1,000円かかります。しかし私は、まだ使えるものを粗大ごみとしてしまうのは忍びない、と考えます。このソファをリユース品として再活用して貰える業者がいました。しかし、ソファを回収するのにガリッ代など経費が掛かるため1,500円払って欲しいと言われました。粗大ごみとして出すより500円高いが再活用してくれるのであればその方が良い、私は考えます。結局、私は業者に1,500円払ってソファを渡しました。これにより業者が廃棄物を無許可で扱ったとして廃掃法違反となってしまうのです。私の行為は一つの角度から部分的に見れば取引価値は無い、と見做されるかも知れませんが、しかし実際には、粗大ごみとして捨てられれば埋立てられるかどうかであったところ、この業者のお陰で私のソファは再活用されることになりました。むしろ、私はこのために取返で500円を余計に払ったのです。今だけのことを考えれば損なのかも知れませんが、将来的ことを考えればこの500円は決して損だとは思いません。それが違法行為と見做されてしまうとは、サーキュラーエコノミーに逆行していると言わざるを得ません。	個人	環境省	廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を各自自治体で総合的に勘案して判断すべきものであるとしています。本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事業者が後を絶ちませんが、このような事案に適切に対処するため、廃棄物の疑いのあるものについては以上のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱う必要があります。他方、再生利用促進の観点から、環境省では、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月8日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成25年3月29日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において、引渡し時に逆有償の場合であっても、再生利用又はエネルギーとして利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないものとする特例的扱いを周知しています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第2条第1項及び第4項、「行政処分」の指針について(通知) (令和3年4月14日付環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知)、「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(平成24年4月8日閣議決定)において平成24年度に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(平成25年3月29日付環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)	対応不可	廃棄物処理法が他人に有償で売却することができない物を廃棄物としてとらえて規制を及ぼしているのは、たとえそれが他者に引き渡した後に再生処理等により有償で売却できるものになるとしても、今その物を占有している者にとつて不要である場合、ぞんざいに扱われ生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあることによるものです。このように、廃棄物について、いずれ有償売却されることや再生利用されることを理由に廃棄物処理法の規制を及ぼさないことは不適切であり、再生利用するために有償で譲り受ける者が占有者となるまでは、廃棄物処理法の規制を適用する必要があります。	
1549	令和3年8月6日	令和3年9月10日	後期高齢者健康保険料支払い方法改善	この度75歳になるため、市役所より保険料の支払いを一時手集金か口座振替に変更の通知が参りました。今までは年金よりの徴収でしたが口座振替の支払いなどたびたび変更になっております。現在は口座振替です。しかし、後期高齢者健康保険は都が徴収から一時手集金口座振替の申請をすべきとの連絡でした。口座振替や健康保険料は年金や国民保険の方で把握していますので、デジタル化推進の昨今アナログの対応は如何と存じます。来年、再来年には段階の世代が後期高齢者になり多量の手続きが発生することを考えれば、早急に対応の検討が必要と存じます。	人為的な作業を少なくして既に入手しているデジタル情報を有効に活用すべきです。縦割り行政の改善の一つとして検討を依頼いたします。	個人	厚生労働省	行政改革の番号543の回答をご参照ください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1550	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍等の証明書発行手数料の小為替廃止について	現在は戸籍や住民票を郵送で取り寄せる時、わざわざ郵便局まで行って小為替を購入する必要があります。300円の小為替の発行手数料は100円と高いです。直接市役所の窓口で手数料からネットバンキングから振り込んでもらいたいと思います。証明書もデータで送ればなお迅速に入手できる。	??コロナ禍で出来るだけ外出を控えたいのに300円の小為替のために郵便局に出かけなければならないのを解消できる。 ??300円の小為替のために100円の小為替発行手数料を払うのは高すぎ。 ネットバンキングを使えば、無料で送金できるところはたくさんある。 ??わざわざ郵便局に出かける時間がかからず、家からのネットバンキング利用で迅速に送金できる。 ??ついでに紙ではなくデータで証明書を送ってもらえば、返信用封筒に切手を貼って同封する手間も省けるし、入手時間が大幅に短くなる。	個人	法務省	番号1306の回答をご参照ください。				
1551	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士が作成し、行政機関に提出する文書への押印義務等の廃止	行政書士は、行政機関に申請する許認可等に係る申請書類の作成や申請の代理を業とする資格者であるが、総務省令である行政書士法施行規則で定められている行政書士が作成した書類への記名押印義務を廃止していただきたい。	今般の改革で実現する運びとなった「行政機関へ提出する書類への押印廃止」により、行政手続が合理化され、オンライン申請等の実現が近づくのは大変喜ばしいことである。しかし、一方で、行政機関へ提出する書類の作成や申請等の行政手続の代理を業とする行政書士が関与する行政手続においては、行政書士法施行規則において、行政書士が作成した書類への記名押印義務が定められているため、引き続き職印の押印が必要となることから、改革の趣旨が十分実現しないこととなる。念に登録された職印とは言え、受け手が印鑑照合を行えるわけではない以上、真正性の担保にはならないことも踏まえれば、行政書士が関与する手続におけるのみ引き続き押印を課す必要はない、もしくは百歩譲って、仮にあったとしても今回改革において意図された押印廃止による社会的な便益と比較してこれを超えるものではないと考えられる。押印廃止の改革を貫徹する意味でも、行政書士が作成した書類への記名押印義務を廃止するべきであると考え、本提案を行うものである。なお、同じ条文で定められている記名義務についても、書類の体裁が悪くなるあるいは申請書の様式にそのスペースがない等の理由により、申請者である国民あるいは行政機関の担当者から記名を省くよう要望や行政指導を受けることもあるものの、同規則の規定を遵守するためこれに反しないことと電帳の原因となる等の事情があり、全ての文書に一律で記名を強制するのは現実的でなく、オンライン申請等の妨げにもなることから、この機会に合わせて廃止すべきであると考え、同時に提案するものである。	個人	総務省	行政書士法施行規則(昭和26年総務庁令第5号)第9条第2項の規定により、「行政書士は、作成した書類に記名して職印を押さなければならない」とことされており、同規則第11条の規定により、「行政書士は、日本行政書士会連合会の会則の定めるところにより、業務上使用する職印を定めなければならない」とことされています。また、日本行政書士会連合会会則第81条第2項の規定により、行政書士は、単位会の会員となつて後、直ちに、職印を押した印鑑帳に氏名を自署して単位会に提出しなければならない」とことされています。	行政書士法施行規則第9条第2項、第11条	その他	行政書士の職印の押印については、申請者の本人確認や申請意思の真正担保及び行政書士が作成した書類であることの真正担保に係る機能を適切に果たしており、実際に、個々の行政書士の業務依頼者関係先から都道府県行政書士会に対し、書類に押印された職印が当該行政書士の職印として提出されたものであることを証明する依頼が行われ、同会は「証明書」を発行しているところです。このように、職印は登録、証明制度としての機能を果たしており、行政に関する手続の円滑な実施に寄与しているものと承知しております。 御提案のことについては、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や他の士業の対応状況を勘案しつつ、現行制度の意義を十分に踏まえて対応する必要がありますと考えております。	
1552	令和3年8月6日	令和3年12月2日	行政書士に対して、所定の様式による紙の領収証の作成と押印を義務付けている規制の廃止	行政書士に対して、所定の様式による紙の領収証の作成と押印を義務付けている規制を廃止し、必要な項目が含まれた自由な体裁かつ紙によらない電子ファイルによる領収証の発行を認めることにより、オンラインでの領収証の発行・受領が可能となり、行政書士に行政手続を依頼する、利用者である国民の利便性の向上につながり、社会的コストの削減となると考えられることから、これを提案するものである。なお、同趣旨の提案は、既に「規制改革ホットライン検討要請項目」(受付番号310412020、受付日平成31年4月12日)としてなされており、これに対して所管省庁である総務省が検討を予定とし、「領収証の発行形態については、紙ベースから専用ソフトで個人での作成など、時代の変遷によりリエーションが多様化しています。今後、日本行政書士会連合会と調整し、必要に応じて行政書士法施行規則改正又は日本行政書士会連合会会則改正等を行い、引き続き検討していきます」としているにも関わらず、内閣府において回答が取りまとめられた令和元年7月25日から1年4か月が経過する現在においても尚ら具体的な動きが見えない、速やかな対応を望むものである。	行政書士に対して、総務省令である行政書士法施行規則で定めて、所定の様式による紙の領収証の作成と押印を義務付けている規制は、時代錯誤も甚だしいものである。これを廃止し、必要な項目が含まれた自由な体裁かつ紙によらない電子ファイルによる領収証の発行を認めることにより、オンラインでの領収証の発行・受領が可能となり、行政書士に行政手続を依頼する、利用者である国民の利便性の向上につながり、社会的コストの削減となると考えられることから、これを提案するものである。	個人	総務省	領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定により、「日本行政書士会連合会の定める様式により正副二通の領収証を作成し、正本は、これに記名し職印を押すこととされていますが、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号、以下、「法」)という、第4条第1項、行政書士に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成17年総務省令第61号、以下、「規則」といふ)の第3条及び日本行政書士会連合会の定める領収証の基本様式に関する規則第2条第2項の規定により、上記領収証については、行政書士法施行規則第10条の規定にかかわらず、書面に代えて電磁的記録の作成を行うことができることとされています。領収証を電磁的記録により作成する場合は、法第4条第3項及び規則第7条の規定により、領収証の記名押印に代えて電子署名が必要とされています。	行政書士法施行規則第9条第2項、第10条、第11条 民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第1項、第3項 行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条、第7条	その他	制度の現状欄に記載のとおり、現行制度上、領収証については、電子署名を利用することにより、電磁的記録による作成が可能とされています。 御提案の領収証のあり方については、実際に業務を行う行政書士(日本行政書士会連合会)の意見や検討状況を十分に踏まえて検討してまいります。	
1553	令和3年8月6日	令和3年9月10日	グループ企業内派遣の8割規制の撤廃について	労働者派遣法に基づくグループ企業内派遣の8割規制について、新型コロナウイルス感染症予防における雇用の維持のため、当分の間、8割規制を撤廃する。	新型コロナウイルス感染症の影響により業務が激減している業界において、派遣雇用契約を継続することが困難な状況にある。派遣元事業主は、懸命に派遣労働者の受け入れ先を探している状況にある。こうした状況下において、派遣元事業主のグループ企業内では、比較柔軟な雇用の需給調整を行うことが可能であり、派遣労働者の受け入れ先として有望であることから、グループ企業内派遣の8割規制を撤廃することで、雇用の維持が期待される。また、新型コロナウイルス感染症からの回復期には、再び労働需要が発生することが見られるため、OJTによる育成してきた派遣労働者を切り捨てることなく雇用を維持することで、回復期の需要に対して円滑に対応することが可能となる。	地方公共団体	厚生労働省	グループ企業内での派遣は、企業間の取引であり、これをすべて否定するものではありませんが、労働者派遣制度は広く労働市場における需給調整を図るためのものであり、グループ企業内派遣ばかりを行うとすれば、派遣会社がグループ企業内の第二人事務的な役割と評価されることがなり、労働者派遣制度の目的から逸脱するため適切でないと考えております。こうしたことから、派遣元事業主がグループ企業に労働者を派遣するときは、グループ企業への派遣割合が6割以下となるようにしなければならないこととしています。	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第23条の2等	対応不可	制度の趣旨は制度の現状欄に記載のとおりであり、令和2年7月14日労働政策審議会労働力需給制度部会において、「現行制度を維持しつつ、引き続き必要な需給調整等により適切な制度の運用を図っていくことが適当である」とされたことを踏まえ対応してまいります。 また、グループ企業内においても、労働需要があるような場合には直接雇用による対応を図っていただきたいと考えております。	

# 規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1554	令和3年8月6日	令和3年9月10日	法人の社会保険、雇用保険の書類の提出について	毎年提出する社会保険(健康保険、厚生年金)及び雇用保険の申告については、被保険者の収入がわかれば提出されるので年金保険書類の作成費(紙代)・書類の郵送費 ※外注する場合は社労士の費用・各種質問に対する窓口業務の費用 ・書類のチェック費用 ・記入ミスがあった場合のやり取りの費用	削減されるコスト ・書類の作成費(紙代) ・書類の郵送費 ※外注する場合は社労士の費用・各種質問に対する窓口業務の費用 ・書類のチェック費用 ・記入ミスがあった場合のやり取りの費用	ユニオネス 株式会社	総務省 財務省 厚生労働省	厚生年金保険法第21条等	対応不可	左記のとおり、各事業所から年金機構及び税務署等に対しては、異なる趣旨に基づき異なる内容の情報をご提出いただいているため、税務署と年金機構の間で情報共有を行うことにより各事業所から年金機構等への届出を省略することは困難です。 なお、厚生労働省においては、これまでも社会保険と税務統のオンラインワンストップへの対応、G3Dや届書作成プログラムを用いた費用負担の生じない電子申請環境の構築、届書における押印・署名や送付書類の廃止・省略等といった事業所における事務手続にかかる負担を軽減するための取組を行ってきたところであり、引き続き、各事業所における負担軽減に努めてまいります。 労働保険につきましても、全ての労働者の賃金総額を申告していただく必要があることから、各事業主に漏れなく資金支払の実績を算定していただいておりますが、社会保険と同様に引き続き各事業主における負担軽減に努めてまいります。			
1555	令和3年8月6日	令和3年9月10日	障害福祉サービス(就労移行支援)と短時間アルバイトの併用承認について	令和元年11月5日障害発1105第1号に書かれている(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用)についての内容ですが、貴社に利用する際にも同様に扱っていただきたいと考えます。就労移行支援は、原則短時間のアルバイトをしてもらえないと認められていないです。しかし、市町村によって扱いの違いがあり、サービスを利用できることも異なります。市町村の担当者判断で違うのではなく、誰が見てもわかるようにはっきりとしたわかりやすい事務連絡の通知等をお願いします。一般就労であっても週1時間程度しかできない場合は、まだ一般就労ができていないと見られるので、就労移行支援の利用を認め下さい。	週1時間程度の一般就労(アルバイト)を家族の送迎のものと並進併用として、社会との接点を保ちたいと考え、体調の悪い時などもかばっていただきます。障害の事は、会社には伝えていませんし、伝えてくれないと考えることもありますが、得意な科目のみ教えて、また長く外に出られなかったので週1日8時間まで働けないので、正職員を目指すことはありません。学生最後の年に体調を崩してしまっただけで、就活もできていません。就労移行支援を受けて、自分の適性を見極め、語々の訓練を受けて、就職できたと考えています。障害者雇用も視野に入れています。たとえ、1時間でも生徒に教えていることは本人の誇りとなっています。本人の生きがいと社会との繋がりがにもなっているのだから、しっかりとつとめていくことは無理なので、就労移行支援とアルバイトの併用の承認を受けて穏やかに体調を戻したいと考えています。障害発1105第1号(一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用)について)内の市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の3点を踏まえることとするは、全て満たしています。家族も病気療養中です。今は落ち着いていますが再発も想定されますので、元気なうちに本人がやっと自分で受けようと思った就労移行支援サービスを受けるチャンスをお認め下さい。	個人	厚生労働省			障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年11月7日法律第123号)第19条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに関する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号) 就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について(平成19年4月2日付障害発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)にて基本的な考え方を示し、市町村において就労中の就労移行支援の必要性を認められると判断される必要があることを都道府県等に通知しています。	就労移行支援の対象者は、就労を希望する障害者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間に入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)であることと定められています。 また、原則、居住地の市町村において、就労移行支援の利用にかかる訓練等給付費の支給決定を行う旨が定められています。 なお、一般就労へ移行した際の就労移行支援の利用に当たっては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項」において、「(平成19年4月2日付障害発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)にて基本的な考え方を示し、市町村において就労中の就労移行支援の必要性を認められると判断される必要があることを都道府県等に通知しています。	就労移行支援の利用に際しては、市町村において個々の対象者の状況を勘案して当該サービスの利用を判断されるものであり、就労移行支援の利用を希望する場合は、市町村にご相談いただいております。 なお、就労移行支援の提供にあたり、厚生労働省から都道府県等に対して技術的助言が必要かどうかについては、制度の利用状況等を踏まえて、慎重に検討する必要があります。	現行制度下で対応可能
1556	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍の管理について	現在、戸籍の管理を各市区町村で行っているため、戸籍簿本を取得するために請求を管理している市区町村に取りに行かなければならない。一元管理をしてどの市区町村でも全国の戸籍簿本を取得できるようにしてほしい。	戸籍簿本取得の時間・手間の削減	個人	法務省	番号893の回答をご参照ください。					
1557	令和3年8月6日	令和3年9月10日	マイナンバーカードと在留カードの連携	マイナンバーカードの建替を鑑みると、在留資格更新時にマイナンバーカードの有効期限の延長も同時にされるべきだと考えます。	現状、在留資格が延長された場合、その延長に合わせてマイナンバーカードの有効期限を各市区町村窓口に出向いて延長手続きをする必要があります。これは在留カードと身分証明書としてのマイナンバーカードの連携が不十分であると言わざるを得ません。今後、マイナンバーカードの普及を鑑みると、在留外国人においてこの変更の手続きは煩雑であり、在留カードを廃止してマイナンバーカードに統合するか、在留資格更新時はマイナンバーカードの有効期限も同時に延長されるか一元化するべきだと考えます。	個人	総務省 法務省	・出入国在留管理庁長官は、本邦に在留する中長期在留者(出入国管理及び難民認定法上の在留資格を有する外国人)であって、3月以下の在留期間が決定された方、外交・公用及び短期滞在の在留資格が決定された方等を除く。)に対し、在留カードを交付しています。 ・在留カードの有効期限は、永住者、高度専門職2号の方については7年、永住者であって16歳未満の方については16歳の誕生日まで、それ以外の方は在留期間の満了の日(16歳未満の方であって、在留期間の満了の日よりも16歳の誕生日の方が早い)については16歳の誕生日まで)と定められています。 ・在留カードを所持する外国人であって本邦の市町村の区域内に住所を有する方(住民票が作成されている方)については、市町村長に対し個人番号カードの交付を申請することができます。 ・個人番号カードの有効期間は、永住者及び高度専門職2号の方については10年、20歳未満の方については5年、在留期間を有する方は在留期間の満了日と定められています。	(在留カードについて) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3、第19条の5 個人番号カードについて) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条	在留カードとマイナンバーカードの一体化については、2025年度(令和7年度)から交付を開始することができるよう、必要な措置について検討を進めています。	検討に着手		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1558	令和3年8月6日	令和3年9月10日	新型コロナウイルス感染症ワクチン接種等に對する薬剤師の活用について	新型コロナウイルス感染症等ワクチンにおいて、特定行為研修を修了した薬剤師がその接種を担えるよう規制緩和を提案します。	新型コロナウイルス感染症に対するワクチンは現在開発中であり、供給への国民の需要は通常時のワクチン接種と比較できないほどのものであると考えられる。 現状の規制下において、ワクチン接種は各医療機関の医師、看護師が行っているが、発病者への対応や陣頭指揮に人員を割くべき必要があり、現状の感染状況や働き、かつワクチン接種を迅速に行うべき事を考えると接種者の不足が考えられる。 米国ならびに先進諸国においては薬剤師が公衆衛生向上のため平時からワクチンの接種を担っており、先日、カリフォルニア州においては新型コロナウイルス感染症ワクチンが開発された際には、その接種が薬剤師の判断で行える許可が発令されている。 薬剤師がワクチン接種を行えるようになれば、ワクチン接種のための国民の行動が医療機関、保健所だけでなく、薬局、ドラッグストア等の薬剤師にも分散され、各医療機関におけるクラスター発生の可能性を回避することができ、ひいては医療リソースの圧迫を防ぐことが出来ると考えられる。 米国においてはワクチン接種を薬剤師が行うに当たって、薬学部の学生時代に数時間の研修を受けており、本邦においては看護師の特定行為研修の薬剤師版のようなものを策定し実施した上で接種の担保をはかるべきと考える。 以上の理由より提案するものである。	個人	厚生労働省	新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための注射は医師法上医行為に該当し、法律上、医師又は医師の指示の下に看護師等が行う必要があります。	医師法第17条	検討を予定	ご提案の件も含め、人体への侵襲を伴う行為を行うことがない薬剤師がワクチン接種のための注射を行うことについては、慎重な検討が必要ですが、ワクチン接種を実施するに当たり、薬剤師の専門性を活かして、予診のサポート、ワクチンの種類、薬液の充填、接種後の経過観察など現行法上実施可能な業務について、御協力いただくなどの取り組みを進めております。	△
1559	令和3年8月6日	令和3年9月10日	廃棄物収集における市民への迅速な対応のための一般廃棄物処理業収集運搬許可の限定緩和	一般廃棄物処理業の収集運搬の許可を限定した廃棄物あるいは排出の形態に限って、認めることができるように制度の見直しを行う。具体的には、古物の訪問購入、遺品整理等で消費者等より処分を依頼された不要品を廃棄物として、収集運搬できることを認めるようにする。認める手段については、委任状による依頼を前提に限定的許可、あるいは業の届出等を想定する。当該不要品は、再使用できないもの、再生利用できないものであり、廃棄物として適正処分す対象とし、これを限定廃棄物とする。また、古物の訪問購入（無償引き取りを含む）、遺品整理等を限定した排出形態とする。	独居世帯の増加、高齢化等による遺品整理及び生前整理の依頼が増している中、生じる一般廃棄物も多量となっている。遺品整理、生前整理及び不要品の買取・無償引き取りを行う事業者は、多くの場合一般廃棄物処理業の収集運搬許可がないため、別途、地域の一般廃棄物処理業者を消費者へ紹介するなどして対応しているが、消費者、事業者双方にとっては大きなコストとなっている。事業者は、依頼者の強い要求を除き、当該業を行うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であると、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであることが認められなければならない。 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であると、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであることが認められなければならない。 一般廃棄物処理法第6条第1項の規定によつて、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定め、それに基づいて適正に処理しなければならないこととされています。市町村自らがその区域の全域にわたつて、すべて直接又は委託によつて一般廃棄物の収集又は運搬を行うことが困難である場合もあり、そのような場合には、同法第7条第1項に基づく許可を付与することにより、当該市町村内の一般廃棄物を、生活環境保全上の支障が生じないよう処理する体制を整備することが求められます。	民間団体	環境省	一般廃棄物の収集又は運搬を業として行うとする者は、例外となる場合を除き、当該業を行うとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。当該市町村長の許可に当たっては、当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であると、許可の申請が一般廃棄物処理計画に適合するものであることが認められなければならない。 一般廃棄物処理法第6条第1項の規定によつて、市町村はその区域内の一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定め、それに基づいて適正に処理しなければならないこととされています。市町村自らがその区域の全域にわたつて、すべて直接又は委託によつて一般廃棄物の収集又は運搬を行うことが困難である場合もあり、そのような場合には、同法第7条第1項に基づく許可を付与することにより、当該市町村内の一般廃棄物を、生活環境保全上の支障が生じないよう処理する体制を整備することが求められます。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項並びに第7条第1項及び第5項等	対応不可	左記「制度の現状」欄に記載のとおり許可に関する規定は、一般廃棄物の処理を業として行おうとする者に対して必要な規制を加え、生活環境保全上の支障が生じないように一般廃棄物の適正な収集及び運搬を確保するためのものです。古物商許可（古物営業法）とは、制度の目的・対象・基準等が異なるため、古物商許可をもって、一律に廃棄物収集運搬業の許可の代替とすることは、あるいは許可の条件とすることは不適当であると考えます。	
1560	令和3年8月6日	令和3年9月10日	廃棄物の該当性判断における取引価値の判断の技術的な見直し、あるいは更なる明確化	古物営業を行うユース・リサイクル事業者に対しては、循環型経済への移行して、循環資源の流通のさらなる拡大のためにも、廃棄物の該当性判断における取引価値の判断の技術的な見直し等を行う。具体的には、訪問購入あるいは無償引き取り等において、依頼者先へ向うための必要経費（出張費、交通費）は、依頼者と事業者双方の契約の合意があれば認めることとする。一方、事業者によっては法外な料金を請求する場合も考えられるから、特定商取引法や消費者契約法等の措置と同様に、買戻して事業者から依頼を受けた運送事業者等が購入品等の代金を運送費を下回った場合でも、契約に基づく必要が適正であれば運送費を認めるようにする。	循環型社会の形成を推進するうえで一役を担っているのは、中古品やリサイクル品の循環的な利用を行っている事業者である。中でも、古物営業許可を有している事業者は、再使用できるものではないものの、再生利用できるものときないものをノウハウ等から対応している。循環資源によつては、地域あるいは事業者によつて価値判断は分かれるものもある。ここで廃棄物処理法上の問題が生じる。産業廃棄物に限った判断であるが、廃棄物該当性の判断では「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」を経た「行政処分の指針について（通知）」の第1総論4の(2)で、総合的に判断することが示されているが、依然として、依頼者の経済的負担が生じた場合は、有償であっても取引価値は高く廃棄物であると判断・判断が根拠が、したがって、廃棄物の扱いと判断されることとなるために循環できないものでも取引せず、廃棄物としてしまうものも少なくない。サーキュラーエコノミー、循環型経済への移行には、廃棄物行政とは異なる制度が求められると考える。有償か無償かの判断もひとつの考え方はあるが、まずは、循環型社会形成推進基本法の循環資源の循環的利用を徹底できるようにする必要がある。同時に、地域に根拠した借の電気店やユース・リサイクルショップ、その他規模事業者の協働力を生かした、地域循環の活動を広げれば対応が容易である。これによつてもたらされる効果は、多様な循環資源の循環はもたらんこと、消費者に対する回収利便性の向上、行動の改革、ゼロエミッションである。	民間団体	環境省	廃棄物は、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となったものをいふ。これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を各自自治体が総合的に勘案して判断すべきものであるとしている。 本来廃棄物たる物を有価物と称し、法の規制を免れようとする事業者が後を絶ちませんが、このような事業に適切に対処するため、廃棄物の扱いのあるものについては以上のような各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、それらを総合的に勘案してその物が有価物と認められるか否かを判断し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱ふ必要があります。 なお、特定商取引法や消費者契約法の規定については、廃棄物該当性の判断に規制課長通知）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項及び第4項、「行政処分の指針」について（通知）」（令和3年4月14日付環境省環境再生・資源循環局長官庁発令通知）	対応不可	「訪問購入あるいは無償引き取り等において、依頼者先へ向うための必要経費（出張費、交通費等）」について、「依頼者と事業者双方の契約の合意があった場合や、「事業者から依頼を受けた運送事業者等が購入品等の代金を運送費を下回った場合」でも、前述の理由により、各種判断要素の基準に基づいて慎重に検討し、有価物と認められない限りは廃棄物として扱ふ必要があります。	
1561	令和3年8月6日	令和3年9月10日	事業用車両の車検と法定点検について	乗客としては、車検時期に法定点検を受検しているものですが、軽四貨物の場合、車検受検の年でない法定点検の受検日によつて、車検と法定点検の受検期限にずれが生じており、法定点検漏れを誘発する原因となっています。買戻の内容を実現していただくことによつて、買戻事業者の法令違反件数を低減させ、買戻事業者だけでなく車両保守事業者、監督官庁における管理コストの削減が見込めると思っています。	乗客としては、車検時期に法定点検を受検しているものですが、軽四貨物の場合、車検受検の年でない法定点検の受検日によつて、車検と法定点検の受検期限にずれが生じており、法定点検漏れを誘発する原因となっています。買戻の内容を実現していただくことによつて、買戻事業者の法令違反件数を低減させ、買戻事業者だけでなく車両保守事業者、監督官庁における管理コストの削減が見込めると思っています。	個人	国土交通省	自動車検査者（車検）の実施時期としては、自動車検査証の有効期間満了日前一ヶ月の期間が用意されておりますので、自動車検査者（車検）実施時期と定期点検（法定点検）実施時期を合わせよう運用を行っていただくことは可能です。	道路運送車両法第四十七条、四十八条、第五十八条 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1562	令和3年8月6日	令和3年9月10日	選択的夫婦別姓	結婚する際にお互いの姓をどちらかにあわせるか、そのままの姓を名乗る(夫婦別姓)か選択できるようにする。	キャリア形成のための通称仕様が認められない場合もあります。また、認められる場合も、通称に使用に必要な手続きに時間と労力がかかります。正式に結婚後も同じ姓を使うことができれば、これらの問題は解決し、キャリア形成の弊害を減らすことができます。以下に不都合を感じている私の例を示します。私は海外で研究者として働いています。そこで、事務の人に旧姓と戸籍姓の両方の認識し、使い分けをお願いする必要があります。例えば、研究発表するときは旧姓で発表するので登録は水野にしたいが、パスポート、クレジットカードは佐藤なので支払い関係やホテルに關してはそちらにするようお願いする必要があります。そのため私は毎回研究会の事務局に、研究会で旧姓を使用希望も含め、日本の事情を文交ながら私のために特別に処理してもらおうとお問い合わせメールを送っています。私が所属している期間のシステムにはVISAの名前(戸籍)しか登録できませんので、案件によって担当が変わるたびに自分の研究機関にいても毎回事情を説明し、使い分けられないかお伺いをたてます。教育普及活動のために学校に行くと、個人でも身分証明書と名前が異なるので毎回お伺いをたてます。自分の活動の場を広くしようとすると、毎回はじめの一步でこの旧姓の通称仕様の問題がつかまいます。名誉なことに研究の功績が認められ、賞金をいただいた際は、税金関係や口座が戸籍の姓なのでそちらを申請する必要があります。ちゃんと功績として証明する必要があったときに旧姓で証明してくれるかは不明です。(お金は全て子供教育のため寄付し寄付者の名前は銀行口座の戸籍名で認識されています。)	個人	法務省	民法第750条は、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しており、現在の民法のもとでは、結婚に際して、男性又は女性のいずれか一方が、必ず氏を改めなければなりません。	民法第750条	その他	法制審議会が選択的夫婦別氏制度を導入すること等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を寄附したことを受け、法務省は、平成8年及び平成22年にこの答申を踏まえた改正法案を準備しましたが、改正法案の提出にまでは至りませんでした。いずれにしても、法務省としては、この問題については、国民的な議論を踏まえることが重要であると考えており、第5次男女共同参画基本計画も踏まえ、今後国会における議論の動向等を注視しながら、対応を検討していくこととしています。	
1563	令和3年8月6日	令和3年1月20日	国民年金第3号 海外特例要件の確認について	令和2年4月からの法改正により、第3号被保険者が海外に帯同赴任(帰国)する場合、国民年金第3号被保険者関係届により海外特例要件該当(非該当)を年金事務所へ提出することとなりました。主には形式的に扶養に入り、日本の医療を受けたり、年金を受給したりということを防ぐための制度だと思えます。しかしながら、もれなく提出を依頼することが困難なため、年金事務所への提出ではなく、健康保険の確認調査で要件の確認をすることにしてほしいです。要件に該当しない場合は扶養削除のお手続きでよいと思えます。	年金事務所の登録は、海外帯同しても、住民票を置いたまま出国されれば海外特例該当ならず提出不要です。会社で3号の方が、住民票をどうされるかの確認までできません。また、国内協力者の住所や続柄まで把握していません。書類を会社で代行して作成することができないため、ご本人に作成していただくこととなりますが、年金事務所への提出は届出届後となるので、出国後に届出日が記載された書類を会社宛に提出していただくのも困難です。ケースバイケースのため、海外赴任者説明会で一律でご案内することもできません。その他多くの手続きに埋もれ提出もれの確率がかかり高くなります。令和2年4月1日以前に既に出国している方も多数いらっしゃいますが、会社として3号の異議で日本に住民票がない方を確認し、国内協力者の住所、氏名、続柄を開き出し書類を作成し提出するということは件数早急に大企業では不可能と思えます。早急に取らねばならない、3者(行政、会社、個人)にとって混乱への提出ではなく、健康保険の確認調査で要件の確認をすることにしてほしいです。要件に該当しない場合は扶養削除のお手続きでよいと思えます。	個人	厚生労働省	グローバル化の進展に伴い、被扶養者又は第3号被保険者が被保険者と離れて国外に居住するケースの増加に伴い、社会保険制度は本来国内に生活の基礎がある者を保障するものであるという制度の趣旨を踏まえ、国民年金第3号被保険者の認定要件について、原則として国内に居住していることを追加するとともに、海外に居住する場合であっても生活の基礎が国内にある場合を例外的に認めることとすることから、令和2年4月1日施行にて国民年金法が改正されました。このため、第3号被保険者が海外に居住する場合であっても生活の基礎が国内にある場合(海外特例要件)に該当した場合及び日本国内に住所を有するに達した場合に、海外特例要件に係る届出のご提出をお願いしているところです。	国民年金法第7条第1項第3号、第12条第5項及び第6項国民年金法施行規則第8条の3	対応	第3号被保険者期間は年金給付の受給資格要件や年金額の計算の基礎となる期間です。社会保険制度は本来国内に生活の基礎がある者を保障するものと趣旨で国民年金法が改正されたので、海外居住中の第3号被保険者期間が海外特例要件に該当するかを正確に把握するために、届出のご提出をお願いする必要がありますことにつきまして承下さい。当該届出は法令上、第3号被保険者の配偶者である第2号被保険者を使用する事業所を経由してご提出いただくこととしておりますが、第3号被保険者が住民票情報上で海外転出となった場合で海外特例要件該当届が未届である期間については、年金記録上第3号被保険者期間として管理しない取扱いを定めております。	
1564	令和3年8月6日	令和3年9月10日	教員免許について	中・高教員免許を持っている人が小学校でも勤務できるようにという動きがあるようですが是非だと思います。	中・高教員免許を持っている人の教員として働いた経歴はあく指導力に不安がある等の場合に小学校教諭の補助としてパート勤務ができるようにはなりません。町田市が毎年4～5月に募集している小学校生活指導補助を連年で勤務できるようにするイメージ。授業準備や授業中の指導補助等々)小学校教諭に比べて中・高教員免許を持つ人は多いと思いますが、保有したまま数年～十年も経ち今更教師は難しいが教育現場で働きたいと考えている人は一定数いると思います。	個人	文部科学省	教育職員免許法第十六条の五の規定により、中学校又は高等学校の教諭の免許状を持つものは、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科及びその他教科に関する事項で外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の教授又は実習を担任する小学校教諭となることができます。	教育職員免許法	現行制度下で対応可能	当該教育課程を一人で担当するのではなく、小学校教諭の免許状を持った教師と二人で担当するティーム・ティーチングの場合は教科に相当する免許状がなくとも教授が可能ですが、なお、中学校又は高等学校の教諭の免許状を持つものは、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科及びその他教科に関する事項で外国語活動、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の教授又は実習を担任する小学校教諭となることもできます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1565	令和3年8月6日	令和3年9月10日	介護職員喫煙吸引について	介護職員の喫煙吸引等の資格が障害が管理する特定喫煙吸引等従事者と介護保険が管理する不特定喫煙吸引従事者に分かれていない。指導をする看護士の資格も同様に2つに分かれていて研修の際にも確認が必要です。又特定喫煙従事者の資格を持ったものが10年喫煙吸引をしたとしても、新しい利用者様の受け入れの際には研修が必要で、同じ行為をするのに管轄が障害福祉課か介護保険課の違いで資格が2つあるのはおかしいと思います。又、県庁に確認すると不特定喫煙吸引従事者の資格を持った介護職員は障害の時間では喫煙吸引が出来ないと言われたり、最終的にはこちらは不特定従事者の管理をしていないのでわからないと逃げたりします。	介護職員喫煙吸引等の資格で不特定喫煙吸引従事者は勉強も実技もそれ相応にやっていますが特定従事者の者がその業務に3年以上従事したら等、不特定従事者にするなど出来ればっと障害を持った方すぐに稼働できる介護職員が増えるとおもいます。しかも障害福祉課と介護保険課で言うことが違うなどの縦割りがなくなると思います。	個人	厚生労働省	提案にある制度は、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、研修を修了した介護職員が医師等に限り行うことができる医行為のうち、喫煙吸引等一部の行為を一定の条件の下で行うことができるようにしている。特定従業者とは、個別性の高い特定の利用者(障害者等)に喫煙吸引等を行うことができる従業者を指し、当該従業者が受ける研修は、特定の利用者個人へ適切な対応ができることに重点を置いた内容となっており、普遍的な知識や技術を修得する内容ではない。このため、提案者のような特定従業者が一定期間従事した経験をもつことをもって、不特定の利用者への対応を適切に行うことができるとは言えない。利用者、職員双方の安全性を担保するため、特定従業者が不特定の利用者への喫煙吸引等を行う場合には、一般的な知識・技術を修得するために不特定の利用者向けの研修を修了する必要がある。	社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条、附則第4条	対応不可	障害福祉サービスや介護保険サービスに従事する介護職員等による喫煙吸引等の実施は、研修を修了し必要な知識及び技能を修得したと認められる場合に、医師の指示の下で行うことができることとしています。特定の方に対する喫煙吸引等の業務に一定期間従事した場合に、不特定の方にも喫煙吸引等を実施出来るようにしたらいののではないかとのご提案については、特定の方向けの研修内容と不特定の方向けの研修内容が全く異なるものであることから、特定の方に一定期間喫煙吸引等を実施した経験をもって不特定の方に対しても安全かつ適切に喫煙吸引等同等の知識や技術を修得しているとみなすことはできません。	△
1566	令和3年8月6日	令和4年5月13日	フェリー等における一部医薬品(酔い止め薬等)の特例販売について	薬事法の改正以降、それまで認められていた特例販売の消滅により、登録販売者不在の場合、酔い止め薬(第2類医薬品)の販売ができなくなりました。登録販売者の資格を持つ乗組員の常時乗船は、長距離フェリー業界にとっては現実的にはなかなかハードルの高い課題です。船舶や航空を含め、旅客の長距離輸送サービスを担う業界には、以前の特例販売の様に一定量の医薬品(酔い止め薬など)で販売を認めていただけような制度のご検討を希望します。	海上荒天時の運航時など、酔い止めの症状を訴えられるお客様は多く、酔い止め薬を持参していない方への対応に苦慮しています。特に、弊社の様な長距離フェリーでは、1区間の航行時間が20時間以上と長く、また航路の特性上、船旅を観光目的で利用される方が多いため、不慣れた酔い止めを持参されていない方も相当数いらっしゃる。せっかくご乗船いただいたりも一度酔い止めの辛い経験をしようとして、二度目以降の乗船につなげることも難しくなります。船内で酔い止め等の一部でも医薬品販売ができる体制であれば、お客様の安心感も高まり、荒天時を含め少しでも船旅自体に良い印象をお持ちいただくことが期待されます。ところが現状では、薬事法改正前に就航している一部の船舶については、特例販売業が特例で許可されていますので定められた範囲の医薬品の販売ができていますが、同じ会社でも船によって、医薬品の取り扱いに差が出るため、お客様への事前周知も分りなくなっています。しかしながら、乗組員不足が叫ばれる現状、登録販売者の資格を持つ乗組員を常時乗船させるために人員を増やすことは大変難しく、このままでは状況の改善が見込めません。旅客の長距離輸送を行う業界のイメージ向上のためにもぜひ、医薬品販売の特例扱いを認めていただくような制度の導入をお願いします。	太平洋フェリー株式会社	厚生労働省	薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた者でなければ、業として、医薬品を販売し、授けし、又は販売若しくは授けの目的で貯蔵し、若しくは陳列することはできません。一般用医薬品を販売するにあたっては、薬剤師や登録販売者による情報提供や確実な相談応需を行う体制が必要です。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第24条	対応不可	平成16年の薬事法改正においては、医薬品の販売等は、その資質を有する者が行うこととされました。一般用医薬品を販売するにあたっては、薬局開設者又は医薬品の販売業の許可を受けた上で、薬剤師や登録販売者による情報提供や確実な相談応需を行う体制を確保することが必要です。	
1567	令和3年8月6日	令和3年9月10日	インターネット投票の解禁	現在、公職選挙法の規定により、インターネット投票認められていない。しかし、総務省においては海外に暮らす有権者を対象として2020年2月5日にマイナンバーカードを利用したインターネット投票の実証実験を行うなど導入の検討が進められている。その方式(マイナンバーカード)を用いたインターネット投票の導入をスピード感を持って行い、また対象も全有権者に拡大するよう本提案を行った。	公職選挙法の規定により、インターネット投票は認められていない。しかし、総務省は海外で暮らす有権者を対象にインターネット投票導入の実証実験を行っており、全有権者を対象としたインターネット投票を実施すること技術的に可能と考える(先例として、エストニアにおいては2005年からインターネット投票を実施している)。昨今のコロナ禍における新しい生活様式、人口減少に伴う投票率の削減見直しに伴う投票困難地域の発生、紙の投票用紙を確認するための開票確定まで時間のかかる開票事務、期日前投票を行う上でも宣言書に記載して提出するなど選挙分野においては法規制によるアナログ部分や社会の変化に対応できていない部分が多量に存在することから、デジタル化を積極的に推進し、投票環境の向上、開票事務の迅速化に伴う経費の削減に寄与すると考えられるため、本提案をする。	個人	総務省	インターネットによる投票は、現行制度において、実施されていません。		検討を予定	インターネット投票の導入については、システムのセキュリティ対策をはじめ、確実な本人確認や投票の秘密保持など、選挙の公正確保等の観点から解決すべき重要な課題があり、多方面からの検討が必要です。	
1568	令和3年8月6日	令和3年9月10日	介護施設の勤務時間	特別養護老人ホームやデイサービスやグループホームなどの介護施設では、就業規則で1週間の勤務時間を32時間以上勤務にしないと「常勤」として扱われず、32時間以下は「非常勤」として扱われ、施設が自由に常勤の時間を決められるように緩和してほしい。	職員働き方の多様化に対応するためには、一週間の勤務時間を32時間より少なく設定する必要がある。1月の制では32時間より少なかった場合に常勤違反で指導の対象となってしまう。提案が実現した場合には、全職員の勤務時間を30時間として、家庭との両立を目指すことが出来る。これは他の施設でも同じだと思う。また、介護人材不足を克服するため、32時間は働けないが30時間であれば働ける人を雇うこともできて人材不足を克服できる。もし撤廃が難しいようならせめて30時間や29時間にしてほしい。	個人	厚生労働省	基準省令の解釈通知により、「常勤」とは事業所において定められている常勤の従業員が勤務すべき時間数(32時間を下回る場合は32時間を基本とする)に達していることとしていますが、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者(入所者)の処遇に支障がない体制が事業所(施設)として整っている場合は、例外的に常勤の従業員が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能としています。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従業員が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとしています。	基準省令の解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」第22(3) 基準省令の解釈通知「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」第22(3) 基準省令の解釈通知「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」第26(3)	現行制度下で対応可能	制度の現状のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
1569	令和3年8月6日	令和3年9月10日	外航日本籍船における無線検査の簡素化及び有資格者乗り組みの免除	外航日本籍船は、そもそも日本国内・領海内に滞在する日数がゼロ若しくは極めて限定的であるので、その船上で無線機器の取扱いについては特例を設け、無線検査の大規模な簡素化をお願いしたい。また、日本籍船といえども日本人船員が一人も乗組んでいないケースが一般的であるので、同じく特例として、外航日本籍船については有資格者乗り組みの免除をお願いしたい。	近年の経済のグローバル化に伴い、(内航船舶と異なり)外航船舶は日本籍船であっても日本に一切寄港しないケースが大幅に増加している。しかし日本籍船に装備されている無線設備は全て電波法の規定により、有資格者である検査技師がその船舶の滞在する外国まで出張して検査を行わなければならない。電波法27条の特例も存在するが、それを適用した場合、その後日本に到着次第直ちに免許失効となってしまい、およそ実用的と言えない。また、日本籍船といえども外航船舶の乗組員は全員外国人であり日本人船員は一入たりとも乗船していないケースが一般的であるが、その場合に外国人船員であっても、日本の試験を受験し「第一級海上特殊無線技士資格」を取得せねばならない。以上のような要素は、日本の経済安全保障に必要な日本籍船の増加を妨げる、又は減少を招きかねない一因となっており、外航海運業の所管官庁である国土交通省には度々改善を申し入れているものの、電波法は総務省の管轄であることから一向に改善の兆しが見えない。	民間団体	総務省 国土交通省	日本籍船舶において無線局を開設・運用するためには、無線局が日本の基準を満たすことを確認するため、日本の資格保有者が検査を実施する必要があります。また、電波の能率的な利用を図るため、電波法では、無線局の無線設備の操作は、原則として一定の資格を有する無線従事者でなければ行てはならないことを定めています。第一級海上特殊無線技士は、外航船舶等に施設される無線設備を操作するために必要とされる資格です。	電波法施行規則第二十八条 電波法第二十七条 無線局免許手続規則第十五条の二 電波法第三十九条 電波法施行令第三条	対応不可	船舶の航行に係る無線機器については、人命の安全、財産の保全等のために極めて高い信頼性が要求されることから、SOLAS条約等の国際条約により、主管庁の検査が義務づけられています。主管庁として、これらの無線機器が送信する電波や機能が適切であるか確認する必要がありますことから、これらの無線機器の検査の大規模な簡素化は困難と考えます。なお、電波法第二十七条にて取得した無線局免許は、廃止手続と同時に開設申請を行うことで、無線局免許手続規則に基づき、工事設計書の記載を簡略化することが可能となり、国内無線局免許の再取得が容易となります。また、無線従事者資格は船舶に施設される無線設備の操作に必要とされているものです。		
1570	令和3年8月6日	令和3年9月10日	戸籍簿本の入手方法の簡素化	現在、戸籍の入手には、戸籍が登録されている市区町村の役場へ、郵便により本人が直接申し込まなければ入手できません。戸籍の登録地は自由に移動できますが、個人の思いもあって、生誕地や、親先祖の住所地等に置いておきたい、等の思いからそのような地に登録する場合があります。そのため、県外へ出て働く者にとっては、現住所から遠く離れた県外に在る戸籍の役場への郵便による申請となります。その場合、下記書類が必要です。 ①申請事項を記載した書類に捺印 ②入手希望本人の写真付き確認証の写 ③手数料としての定額小為替 ④切手貼付の返信用封筒 これらを本籍地の役場へ郵送し、手元に届くのは約一週間後です。	簡略化して載きたいのは、①現住所地の役場での申請か、全国どこの役場での申請か、いずれかでの申請が可能にして戴ければ、大変有難いと思います。②なお、インターネットで申請できれば、更に進んだ改革になると思います。 戸籍簿本は、いろいろな場合に必要となります。どうぞ、ご検討の程よろしくお願ひい申し上げます。	個人	法務省	番号7及び893の回答をご参照ください。					
1571	令和3年7月20日	令和3年9月10日	郵便事業の為替制度	各市区町村に戸籍や住民票を郵送請求することがあるが、その際、定額小為替で支払うことを求められる。定額小為替は購入手数料が高すぎて、期限まであるため、使い勝手が非常に悪い。証明書を受け取る側からすれば、税金を支払ってのと何ら変わらないのであるから有効期限もなく郵送もできる収入印紙に統一してもよいのではないか。国税なのか地方税なのかは国民の側には関係ないと考える。	郵便局が不当に手数料収入を得ている。郵便局員の精算処理業務が減る。有効期限が切れたときの処理が煩雑過ぎる。収入印紙ならば、コンビニでも購入できる。有効期限もないし、購入手数料もない。郵送も普通郵便で何ら問題ない。	個人	総務省	普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができるとしており、当該手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならないとされており。	地方自治法第227条 地方自治法第228条	対応不可	普通地方公共団体の歳入は、地方自治法第235条の規定により金融機関が指定されている場合には、証券をもって納付することができるとしており、証券には、郵政民営化法律第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書が含まれているため、定額小為替も、手数料の納付に定額小為替用いるかについては、各地方公共団体で判断されるべきものと考えます。一方で、手数料は、特定の者に提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収する料金です。印紙は、国の手数料等の納付に用いるものであることから、国の収入となるため、御提案にあるように、地方公共団体の手数料の納付を印紙に統一した場合は、国から地方公共団体へ財源を移管する際の費用を償うために手数料が上がり、住民の不利益に繋がるおそれがあります。そのため、地方公共団体の手数料の納付方法を印紙に統一することはできません。		
1572	令和2年12月18日	令和3年1月27日	就労証明書の様式統一	地方自治体ごとに異なるフォーマットになっている就労証明書の様式を統一し、様式のデジタルデータも入手できるようにする。	地方自治体ごとに就労証明書の様式が統一されていない、かつ地方自治体が交付している用紙のため、会社の総務担当者が1件ごとに手書きで作成している。時期によっては多数作成するが、従業員の住所が近隣市区町村にわたっているため、多大な負担になっている。フォーマットを統一し、デジタルデータの提供があれば、負担軽減となる。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1573	令和2年12月18日	令和3年1月27日	保育園の入園申し込みについて	子どもの保育園の入園申し込みの際、両親の在職証明書や入園申し込み書が手書きの用紙ではなく全てインターネット上で完結すると良いと思います。	育休中の子の母は、在職証明書のために会社と郵送のやりとりが状況により印鑑のために直接出向くこともあり大変です。在職証明書に必要な印鑑は本社のものが必要になるため、在籍する場所が地方の営業所や店であった場合、それらの郵送作業などが発生し時間もコストもかかり嫌な顔をされることもあります。 もし記入ミスがあった場合、役所から不備のあった書類が返送されてくるのでその際にも郵送コストがかかってしまいます。期限内に再提出するとなると会社も役所も慌ただしい作業を強いられます。 そして申し込み窓口も、私が住む広島市安佐南区では福祉センター1カ所のみで行われており、時期によっては待ち時間もとても長く、小さな子ども連れでも多くて毎月でも申し込み数が多いこと、年度が変わるタイミングや希望園の変更など再度申し込み直すこともあり、インターネット上でできれば窓口の方にとっても申込者にとっても良いと思います。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください				
1574	令和2年12月18日	令和3年1月27日	保育にかかる勤務証明書の全国書式統一のお願い	各市町村が保育所入所申込み時や保育所利用者に対して年一回、勤務先担当者による手書きでの発行を求めている勤務証明書(育児休業証明書等)の書式を、全国統一の書式にしていただきたい。 統一されることにより住民票のようにシステム間による証明書の発行の電子化が可能になり、証明書の作成の手間と業務負担が大幅に軽減、かつ正確な発行が可能になる。市町村が発行する住民票などは有料ですが、勤務証明書は当然無料に対応。しかしながら発行にかかる人件費は、手書きし、役務者の確認も必要で住民票よりコストが掛かっている。手書きによる発行作業にも時間がかかり、入所申し込み手続きの負担が育児中のパパママを追い詰めている。	勤務証明書の現状 ?各市町村が、それぞれ定めたバラバラの書式に、本人記入は無効で、勤務先担当者が必要手書きするよう求めている。 ?各自の氏名、自宅住所など個人情報は勤務先担当者が記入 ?保育所申し込みの度に期限までに発行が必要。かつ、かなりタイトな期間での発行、提出を求められる。保育所にはなかなか入れず度々申込が必要。 ?入所後も毎年、父母両方のそれぞれが勤務先からの証明書をほぼ同じ時期に求められ、月か、担当者の手書き必須とされているあかありの業務負担 →入所申し込み時期の12月、入所決定の2～3月、復職確認のための証明書が4月～5月と発行依頼が殺到する時期が毎年重なる。 ?なかなか入所できない弱い立場の保護者が立場的に強い市町村に無理な短期間で書類提出を求められて、至急発行して欲しいと泣きつかれ、郵便では間に合わず0歳児を連れて会社まで電車に乗って書式持参し発行依頼しに来る事もある。もちろん本人の前で担当者がすべて手書き発行。 →提案 各市町村が定めた書式は、項目がほとんど同じなので、証明項目統一は可能と思われるので、全国統一の勤務証明書の書式を定めてもらえと、各社で人事情報システムからの電子発行のシステム開発やエクセルでの作成なども可能で、爆発的に業務負担が減り業務効率化が可能。メールでの発行対応なども可能になり在宅勤務での対応も可能になる。 いくつかの市町村の書式をサンプル保管しているのでご希望であれば提出します。 本件は、全国の一般企業で働く社員の子どもの数だけ同じ作業が繰り返されており、人事部門の間であれば、同様の業務負担を強いられている事案です。	個人	内閣府 厚生労働省	番号51の回答をご参照ください				
1575	令和2年12月18日	令和3年1月27日	入札参加資格審査申請書の簡素化のお願い	国・地方自治体等に於いて、多くの場合2年に一度、入札参加資格審査申請をし、入札に参加出来る企業か否かを判断しているが、市区町村ごとに様式が違うため、作業が非常に煩雑になる。 箇の標準で様式、提出書類を統一していただきたい。	私は営業職であるが、人員の関係もあり入札参加資格審査申請書を作成している。東北支店ですので、東北六県の自治体の申請書を作成している。数にして150以上の申請書を作成している。そしてほとんどの自治体で様式が違ったり、添付する書類が違ったりする。同じようなことを書いていても、様式が違えばそれに書かなければならない。様式の通りに書かなければ再提出を要求してくる。 参加するかどうかわからない自治体の入札参加資格申請書を作成するのは非常に非効率。面倒な書式の自治体であれば、1日を作成に充てることもある。いつ何時、その自治体から工事が発定されるかわからないので参加するかどうかわからない自治体に申請しないわけにもいかない。 この作業に少なくとも2か月を費やす。私の仕事の六分の一だ。 非効率極まりない。 自治体によっては郵送ではなく持参を求めてくる。そうすれば一日がかりにもなる。特に書類が面倒で持参が多いのが福島県の自治体だ。嫌がらせとしか思えない。 以下要望です。 1.全国統一様式にしてほしい。 2.添付書類も統一してほしい。 3.書類はすべて郵送(宅急便可)にしてほしい 4.PDFでメールで申請できるようにしてほしい。 5.押印は無しにしてほしい。 これだけで多くの人が無駄な労働から解放される事と思います。 よろしく願いいたします。	個人	総務省	番号127の回答を参照ください				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1576	令和2年12月18日	令和3年1月27日	測量士と土地家屋調査士について	<p>国家資格である国土交通省管轄の「測量士」と、法務省管轄の「土地家屋調査士」について、測量作業についてもどちらの資格者であっても行っているが、所有権界と境界の違いについて一般には分かりにくい。</p> <p>登記を申請する場合には「測量士」が境界確定した土地については「土地家屋調査士」が再度測量する必要がある。</p> <p>測量した境界が誤っていた場合は「所有権界の合意」という逃げ道で責任を逃れる測量士も存在する。統一資格もしくは、資格業のきつとりした住み分けが必要と考える。</p>	<p>登記を申請する際には「土地家屋調査士」が境界であるという根拠を持って測量するものであるが、一般的には通常の売買の際には測量会社または土地家屋調査士事務所(法人)の【境界確定測量】を経て、面積が確定し、その面積で売買が行われている。</p> <p>土地家屋調査士事務所(法人)の場合は、その測量が誤っていた場合には責任を負うが、測量会社の場合には境界を誤っていないので、所有者同士の「所有権界の合意」であるという事で、境界と異なる形で測量をしてもその責任を負わせるのは難しい。</p> <p>これは買主が購入した図面を申請しようとした時に判明する事があり、トラブルになるケースも存在する。</p> <p>両方の資格持っている者は、【境界確定測量】に関しては測量会社で行い、登記の場面になれば土地家屋調査士の名前で作業するものが多い。方が一境界紛争になっても「所有権界の合意」なので責任を負いませんと、セミナーで講演する者まで存在する。</p> <p>有資格者であっても理解が出来ていないものも多く、隣接である「宅地建物取引主任士」等に関しては、そのほとんどが知らずに業務をこなしている。</p> <p>違う省庁で似たような作業をする資格があるのも問題があるし、そもそも一般の人には測量士と土地家屋調査士の違いは理解し難い。</p> <p>二重に作業するような無駄を無くし、不動産取引を正確で円滑にする為に、統一資格または資格業の住み分けをしっかりとすべきと考えます。</p> <p>簡易なものであれば「測量士の境界と顔認させる測量作業の禁止」を大胆な変更となれば「統一資格」</p>	個人	法務省 国土交通省	番号291の回答をご参照ください				
1577	令和2年12月18日	令和3年1月27日	マイナンバーカード活用	<p>障害者手帳 愛の手帳をマイナンバーカードで代替。手帳廃止。</p> <p>国民健康保険以外の健康保険もマイナンバーカードで代替し、会社退職の際の保険切り替えも申請不要の自動化。</p> <p>年金も同様に、子どもの医療証も同様。</p>	手帳等 証明書発行コスト削減。	個人	厚生労働省 総務省	番号112の回答をご参照ください				
1578	令和2年12月18日	令和3年1月27日	車検制度改革	<p>現在、初年度登録後初回車検は3年後、2回目以降は2年おきとなっているが、これを初回車検は4年後、2回目以降を3年おきとするなど緩和する。</p>	<p>現在の車検制度は、戦後まもなくの、自動車が発達かつ重大な故障が発生し得るものであった時代に合わせて設計された制度である。</p> <p>異常を事前に検知可能とする様々なセンサーが搭載され、また、設計・生産の精度が向上して重大な故障が起きることは減少している。現代の自動車に対しては、現在の車検の頻度は過剰といえる。</p> <p>このように、自動車の品質に対して車検が過剰に行われており、自動車整備に関連する事業者・従事者が多数存在しているのが現状である。</p> <p>車検頻度が減ることにより、それ自体に生産性のない整備保守業務である自動車整備に消費されているこれらのリソースを、他の生産的活動に活用することができるのではないか。</p>	個人	国土交通省	番号77の回答をご参照ください				
1579	令和3年8月6日	令和3年12月2日	引越しの手続き、また落とし物について	<p>引越しの手続きを簡略化してほしい。</p> <p>特に車検証と免許証の住所書き換え。</p> <p>これを役所でできるようにしてほしい。</p> <p>また、保険証やマイナンバーカードなどの落とし物に関してはルールを定めたうえで公的機関に直接届けるかポストに投函できるシステムもお願しいです。</p>	<p>引越しの手続きで一番面倒だったのが、車検証の変更です。実は無料である場合、軽自動車だと軽自動車会に行かないといけません。書き方が難しいうえ果に一ヶ所しかなくあまりの混みぶり車庫に有料で頼んだ記憶があります。</p> <p>自動車税、もしくは車検証を提出しないといけない自治体には役所に無料の手続きできるシステムがあるともよく聞きます。</p> <p>税金だけって管理しないのも虫が良すぎますね。そうすることで免許センターの負担軽減や車の所有者を管理することで自動車税などの管理もしやすくなるのではないのでしょうか？</p> <p>住所や持ち主がわかっているのに、個人情報上直接届けられることができないことが多いです。</p> <p>そういう時に郵便ポストに例えば、落とし物とわかるようにしてハガキに貼るなどしてを入れるようにできれば自治体の方に届けられ、自治体から再発行の連絡などできるのではないのでしょうか？</p>	個人	デジタル庁 警察庁 総務省 国土交通省 厚生労働省	<p>【警察庁】 遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物(以下「物」という)には、遺失物法が適用され、同法が定めるところによって返還に係る手続き等がされています。この遺失物行政は、物をなくして困っている人の立場に立ち、その財産の回復を図るという重要な警察業務であるというだけでなく、国民一人一人の善意により拾得された物が遺失者に返される制度として国民の間で百から定着しております。</p> <p>同法では、物を拾得した者は、これを遺失者に返還するか、又は警察署長に提出しなければなりません。保険証やマイナンバーカードを他の公的機関に届けること及びポストに投函することは現行制度と認められていません。</p> <p>警察署長が物の提出を受けた場合、これを速やかに遺失者へ返還するため、当該物件と同一のものと思われる物件に係る遺失届の有無の確認、公告及びインターネット公表を行います。かつ、必要に応じて当該物件の所有者等に関する情報を所有している者への照会を行います。</p> <p>【総務省】 引越に伴う軽自動車保有関係手続については、自動車検査証の記載事項変更(軽自動車検査協会)、軽自動車税の申告(地方公共団体)及び軽自動車の保管場所の届出(警察署)など各種行政手続が必要です。また、軽自動車保有関係手続の一部手続については、「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽自動車OSS)」を利用することによって、インターネット上で、電子的に申請を行うことが可能となっておりますが、現状、引越に伴う手続については対象外となっております。</p> <p>【国土交通省】 引越に伴う軽自動車保有関係手続については、自動車検査証の記載事項変更(軽自動車検査協会)、軽自動車税の申告(地方公共団体)及び軽自動車の保管場所の届出(警察署)など各種行政手続が必要です。また、軽自動車保有関係手続の一部手続については、「軽自動車保有関係手続のワンストップサービス(軽自動車OSS)」を利用することによって、インターネット上で、電子的に申請を行うことが可能となっておりますが、現状、引越に伴う手続については対象外となっております。</p>	<p>【警察庁】 遺失物法第4条、第6条、第7条、第8条、第12条 遺失物法施行規則第6条</p> <p>【警察庁】 事実確認</p> <p>【総務省】 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条</p> <p>【国土交通省】 検査を予定</p>	<p>【警察庁】 拾得物件がマイナンバーカードや保険証であっても、拾得者から遺失者に直接返還することは可能です。</p> <p>また、当該拾得物件をお近くの警察署等に提出していただいた場合には、遺失者に返還するため、当該物件に記載された事項を確認し、遺失者へ連絡するなど、警察署において必要な措置を講じます。</p> <p>【総務省】 引越に伴う軽自動車保有関係手続については、国が実施する登録車の引越に伴う手続にかかる取組なども踏まえ、申請者の負担軽減につながるよう、軽自動車におけるOSS対象手続の拡大等について関係機関とも調整しながら検討してまいります。</p>		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1580	令和3年5月26日		身障者用設備(車椅子用)ステッカー販売に関する件	車椅子用等のステッカー販売に、しっかりとした規制を設けるか官公庁(県や市町村)を通しての販売のみをお願いしたい。	家族に高齢で要支援・要介護で歩行が困難な者がいるため、障害者専用駐車場が優先で利用できる駐車場利用を役所から発行してもらっていますが、ショッピングセンター等に設置されている障害者専用の駐車場には、車椅子用ステッカーを貼った車でいつもいっぱいですが、待機中幾度となく目にするのは、買い物を終えて車に戻ってくる人達が普通に歩いたり走っている光景です。優先駐車場に止めている車の3台に1台は、歩行が困難ではなく高齢とは程度はまだ若くい人連なので、どこかで買ったステッカーを車の後ろに貼っただけで、たぶんお店に一番近い駐車場を利用して素に済ませようとしているのだと思います。誰でもネット上で買うことができるステッカーであれば、考えたくはないのですが悪用する人がいるかもしれません。本日に障害のある人や高齢の人達がスムーズに気兼ねすることなく利用できるよう対策していただき、弱者に優しい社会を実現していただきたいと思っております。	個人	内閣府				調整中	
1581	令和3年5月26日	【総務省・厚生労働省】 令和5年4月26日 【警察庁】 令和3年12月2日	健康保険証に生誕の診察券・カルテ及び各種検査記録データ・運転免許証・マイナンバーカード他を一体化。	健康保険証に一生の医療記録をICチップやクラウドに入れておくことにより効率的な医療及び医療資源の適応と、的確な診断をすることが出来る。	病院ごとの各種検査実施と医薬品投与は、重複とも思える。また、カルテと検査記録に一貫性不記載事項を採取して、的確な診断と治療ができるのではないかと、また、病院の病院及び天変地異による医療機関の稼働によるカルテ及びレントゲンなどの検査記録、投薬内容の喪失が大きなことである。全て一からになる。喪失する時間と費用の回復は、ほぼ不可能ではないかと、時系列的に、一生に及び各種記録を保持することは的確な診断が出来やすく、誤診を避けることが出来る。以上の理由により健康保険証(出来れば、運転免許証とマイナンバーカードと金融カードも一体にすれば、一枚でほぼ生活が出来ると)究極の国民生活カードになる。これによる時間と費用の削減効果は膨大なもの。但し、量子コンピュータによる暗号化は必要要件である。以上です。	個人	厚生労働省 デジタル庁 総務省 警察庁	【厚生労働省】 現在、既に健康保険証の代わりにマイナンバーカードで医療機関・薬局を受診等することが可能であり、これにより、国民にとっては、自身のこれまでの薬剤服用履歴等正確かつ網羅的に医師等に説明する手間を省きつつ、過去の健康・医療データに基づいたより適切な医療を受けることができる(重複投薬・併用禁忌の防止など)の様々なメリットがあります。また、オンライン資格確認を導入した医療機関・薬局において、各医療機関・薬局の医薬品システム等に連携する仕組みにより、マイナンバーカードを診察券として代替することが可能です。 また、今後、医療DXの取組として、オンライン資格確認等システムを基盤とした「全国医療情報プラットフォーム」を創設することとしており、その中で電子カルテ情報等の医療情報の共有も順次図っていきます。 【警察庁】 マイナンバーカードは運転免許証と一体化されていません。 【総務省】 現時点においては、健康保険証についてはマイナンバーカードと一体化されていますが、運転免許証についてはマイナンバーカードと一体化されていません。	【厚生労働省】 健康保険法等9条第13項、第63条第3項等 【警察庁】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第17条等 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条等 【総務省】 なし	【厚生労働省】 制度の現状のとおりです。 【警察庁】 現在、運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録し、一体化する方向性で検討を進めており、一体化したカードを活用し、住所変更等の手続のワンストップ化等を実現したいと考えております。 一体化に伴う更新手続の在り方等の具体的な部分については、今後、関係機関と調整していきたいと考えています。 【総務省】 引き続き、関係省庁と連携して、マイナンバーカードの利便性向上に取り組んでまいります。		
1582	令和3年11月8日	令和3年12月2日	個人番号(マイナンバー)の銀行業務・事務での活用	個人番号(マイナンバー)を銀行の業務・事務で活用することを可能とする。	○デジタル・ガバメント関係会議の下部会合「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」の検討課題として、「マイナンバー制度の活用範囲の拡大」があげられ、金融分野としては、公金受取口座、複数口座の管理や相続等の利便向上、預貯金付書のあり方等の検討が進められている。 ○銀行が以下のような業務・事務にマイナンバーを利用することが可能になれば、地公体や銀行等の業務・事務の効率化につながる。 ・名寄せ業務への活用により、ペイオフ対応の精度を向上できる。 ・地公体等からの預金口座照会対応、税金取納・還付事務、預金差押え事務等、他機関との預金者情報の共有にあたり、マイナンバーをキーとした検索等を行うことで正確で効率的な対応が可能になる。 ○また、地公体の住民情報データベースと銀行の顧客情報データベースを連携させ、自動で顧客情報(住所・氏名等)が即時更新される仕組みが構築できれば、顧客が各行に住所変更手続きを行う必要がなくなるため、顧客の利便性が大幅に向上する。 ○「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」において、預貯金付書のあり方等に加え、銀行の業務・事務へのマイナンバーの活用範囲の拡大について検討していただきたい。	一般社団法人 全国 地方銀行 協会	デジタル庁 金融庁 総務省	マイナンバーは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定められた社会保障・税・災害対策分野の行政事務や、これに関与して行われる事務において、必要な限度で利用可能とされています。そのため、現行の法令上、金融機関は、預金保険機構が預金者等の債権額の把握のために資料提出の求めへの回答や、税務署が行う税務調査における預貯金照会への対応等において、マイナンバーを利用することができます。 また、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤技術改善ワーキンググループ」での検討も踏まえ、令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」の第9条の規定により、金融機関は、預金保険機構に対し、預貯金者の本人特定事項(氏名、住所及び生年月日)及びマイナンバーを正確かつ最新の内容に保つために必要な情報の提供を求めることができることとされました。 さらに、同じく令和3年5月12日に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」が改正され、マイナンバーカードによる公的個人認証サービスにおいて、主務大臣の認定を受けた金融機関等の民間事業者を含む署名検証者は、住民本人の事前の同意があるときは、地方公共団体情報システム機構から、住民の最新の住所等の基本4情報の提供を受けることができることとされました。	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条 ・「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」第9条 ・デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第48条 ・電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第18条第3項	「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律」については、法律の公布日から3年以内に施行することになっており、施行に向け、準備を進めております。 また、最新の住所等の基本4情報の提供に関しては、令和4年度中の施行に向けて、準備を進めております。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				ワーキンググループにおける取組方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
1583	令和3年4月23日	令和3年12月2日	「マイナンバーカード」と預金口座の紐付け義務化を	<p>多様な金融犯罪から個人の銀行口座を護るにはマイナンバーカードによる本人確認の徹底しかない。</p> <p>(1)税と社会保障に加えて、このカードの利用範囲を、運転免許証や健康保険証など行政事務全般に拡大すると同時に、(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を義務付けることが不可欠である。</p> <p>問題の本質は、運転免許証は本人確認は不十分という点にある。運転免許証は偽造品が巻かれているからである。</p> <p>今や、免許証は、ツイッターなどのSNSを通じて、誰でもかつ安価に精巧な偽物を手でできる。</p> <p>さらに、銀行などはコロナ対策も兼ねて対面確認を避け、口座開設などをネットによる取引に誘導、本人確認も顔写真と免許証のコピーのネット伝送で済ませているが、これも本人確認を弱かにする一因となっている。</p> <p>パスポートについても偽造の氾濫は同様である。さらには、運転免許証が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。</p> <p>2、マイナンバーの正式名称は「社会保障・税番号」である。その導入目的は、公平な課税と効果的な社会保障給付にある。公平な課税には、所得だけではなく、相続税を中心に預金口座など金融資産への付帯は欠かせない。マイナンバーと紐付けされていない個人の預金口座は残高を凍結して入出金を認めない措置を講じるべきである。</p> <p>3、「マイナンバーカード」の優れたセキュリティ対策</p>	個人	デジタル庁 警察庁 金融庁 総務省	<p>【提案の具体的内容中「(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。」の部分について】</p> <p>犯罪収益移転防止法は、事業者に対し、顧客等の氏名、住所及び生年月日について、マイナンバーカードをはじめとする本人確認書類をもって確認することを義務付けています。</p> <p>【提案の具体的内容中「緊急時に海外並みに迅速な給付を行なうには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。」の部分について】</p> <p>預貯金口座をマイナンバーとともに登録していただき、給付金等の支給の迅速化を図ることについては、第204回国会(常会)において「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律」(以下、公金受取口座登録法としよう。)が成立しており、本法により創設される預貯金口座の登録制度は、国民の任意で、1人1口座、公金受取りのために預貯金口座をマイナンバーとともに国に登録してもらい、その口座情報を災害や感染症などの緊急時の給付金等の支給を行う行政機関等に提供し、給付金の支給事務に利用できるようにするものです。これにより、給付金の申請手続きの簡素化と給付の迅速化が可能となります。</p> <p>なお、預貯金口座とマイナンバーの紐付けについては、国民の皆様負担軽減のための制度として、希望者による「付書の申出」としており、国民に義務付けることはしておりません。</p>	<p>【提案の具体的内容中「(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。」の部分について】</p> <p>犯罪収益移転防止法(平成25年法律第48号、犯罪収益移転防止法第4条、犯罪収益移転防止法第5条)に関する法律(平成25年法律第48号)の第4条、第5条による規定の趣旨に照らす法律(令和3年法律第1号)第6条、第7条</p> <p>【提案の具体的内容中「緊急時に海外並みに迅速な給付を行なうには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。」の部分について】</p> <p>預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第1号)第6条、第7条</p> <p>【提案の具体的内容中「緊急時に海外並みに迅速な給付を行なうには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。」の部分について】</p> <p>預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第1号)第6条、第7条</p>	<p>【提案の具体的内容中「(2)民間においても、預金口座の開設といった厳密な本人確認が必要な取引には、マイナンバーカードでの本人確認を法律で義務化することが不可欠である。」の部分について】</p> <p>左記のとおり、現行制度においても、銀行口座の開設等の場面において、事業者は氏名、住所及び生年月日を確認することを義務付けられています。</p> <p>なお、犯罪収益移転防止法においてマイナンバーカードのみを本人確認書類とすることの是非の検討に当たっては、マイナンバーカードの普及・利便性の向上等マイナンバーカードを取り巻く環境の整備が一次的に必要です。</p> <p>【提案の具体的内容中「緊急時に海外並みに迅速な給付を行なうには、マイナンバーに全国民が銀行口座を事前に登録しておくように義務化するしかない。本年6月にはマイナンバーの法改正案が議員立法で提出され継続審査中であるが、この法案では口座情報の登録は任意としており、ナンセンスである。」の部分について】</p> <p>公金受取口座登録法の口座登録に係る規定は、法律の公布日から2年以内に施行することとなっており、施行に向け、準備を進めてまいります。</p>			